

2024年度 関東弁護士会連合会シンポジウム

初等・中等教育における 弁護士の役割

2024年9月27日

水戸市・水戸市民会館

関東弁護士会連合会

ご 挨拶

2024年度関東弁護士会連合会シンポジウムにご参加いただき、まことにありがとうございます。

関東弁護士会連合会は、東京高等裁判所管内の13の弁護士会で構成されている団体で、管内弁護士会が共同して司法の改善、発達並びに人権擁護と社会正義の実現のために活動すること等を目的としています。例年、年に1回開催される定期弁護士大会に併せてシンポジウムを開催し、会員のみならず市民の皆さまにもご参加いただき、その時々々の社会状況等に応じた法的な問題や司法をめぐる課題をテーマに研究成果を発表し共に考える、という取組みをしております。

今年度のシンポジウムのテーマは「初等・中等教育における弁護士の役割」です。

当連合会ではこれまでも2002年度、2011年度に「法教育」をシンポジウムのテーマとして取り上げてきました。2002年度には、当時まだ「法教育」の意義がほとんど認識されていない中で、21世紀の我が国が自由で公正な民主主義社会として発展していくために、子どもに対する「法教育」が必要であり重要であることを訴え、その普及を提言しました。2011年度のシンポジウムではさらに「法教育」を広く普及させていくための課題を分析し、法教育の内実の明確化、教材づくりや体系的な法教育プログラムの開発等における教育現場と法律実務家等との連携の構築、法教育を推進していくためのセンターの設置、等を提言しました。そして、当連合会としても法教育センター(当初は法教育委員会)を設置し、提言内容の実現のために取り組んでまいりました。

今回のシンポジウムでは、2020年度から始まった学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」として、学校が地域の人的資源を活用し社会と連携しながら教育を行っていくとされたことをふまえ、改めて弁護士・弁護士会が学校と協働して何ができるか、何をすべきか、を考えます。この間、いじめ問題の授業や消費者教育・労働教育のための授業、模擬裁判の指導等で弁護士が学校に行く機会も増えてきましたが、それらの特定分野の教育活動といわゆる「法教育」との関係は整理されておらず、それぞれがバラバラに行われ情報の共有や連携もなされていないのが実情です。学校との協働を進めていくためにはこれらの点の検討も必要です。シンポジウム委員会では当連合会管内の小中高校及び弁護士会に対してアンケートを行うなどしてこれらの課題を調査・分析し、弁護士が授業を行う場合の授業案を作成し、実際に出張授業を行い結果を検討するなど、1年にわたって研究してきました。この大部の報告書はその研究成果をとりまとめたものです。シンポジウムではこの報告書のポイントを報告しつつ、教育関係者にも登壇していただいて議論を深めていきます。

法教育の目標は、子どもたちが法の基礎にある「個人の尊重」などの価値を理解し、身の回り

に起きる問題や社会の問題を自立的主体的に考えて判断し、行動する能力を身に付けることにあります。このシンポジウムが、その目標に向けて、学校や教育に関わる行政機関と各弁護士会・弁護士との協働を進め、弁護士がさらに学校における教育活動に取り組んでいくきっかけとなることを心より願っております。

関東弁護士会連合会

理事長 菅 沼 友 子

はじめに

2024年度の関東弁護士会連合会シンポジウムの報告書が完成しました。

最初に本書の構成と概要について説明しておきます。

第1章では、2002年に関東弁護士会連合会シンポジウムで「法教育」が取り上げられて以来、関東弁護士会連合会及び各弁護士会に「法教育」に関する委員会が作られ、「法教育」の普及活動に勤しんできたが、なお学校現場に十分に浸透しなかったことが指摘されています。他方で、社会の情勢の変化に伴い、「法教育」委員会だけでなく、さまざまな委員会が学校に行き、授業をするようになった状況が挙げられています。ただ、そこにおいても、結局は、子どもたちに「法教育」が目指した「法の根底にある価値」を身に付けさせることが必要だとし、その価値こそが「個人の尊重」に他ならないとしています。2020年度から始まった学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」が掲げられ、弁護士が学校現場に赴くチャンスが増えることが予想されたことから、この機にこそ弁護士会として各委員会がより連携して、弁護士の口から直接、子どもたちに「これからの『個人の尊重』の話をしよう」と結ばれます。

第2章は、学校及び弁護士会に対するアンケート結果の分析です。関東弁護士会連合会の管内の小中高校に弁護士と連携して授業を行ったことがあるか、これから連携して授業を行いたいかなどの調査をした結果、実際に弁護士と連携する授業を行ったことのある学校は16%に過ぎませんでしたが、弁護士と連携する授業を行いたい、条件次第で行いたいと答えた学校は80%を越える結果となりました。ただ、その約半数が「無料であれば行いたい」というものであり、費用面での条件クリアが難しいことが浮き彫りとなりました。

他方で、管内の各弁護士会に対しても、弁護士を学校に派遣したことがあるかなどを調査した結果、ダントツでいじめ予防授業に派遣されていることが分かりました。これもいじめ予防授業には予算が割り当てられていることが1つの要因だと推測され、やはり費用の面が1つのネックになっていることが分かります。

第3章は、管内の各弁護士会に対して、子どもたちや学校等への広報としてどのようなものがあるか取り寄せたものです。さすがに講師派遣が多い弁護士会は広報もしっかりしていることが分かります。

第4章は、学校アンケートで弁護士と連携することに興味があるとして数字が挙がった15個の分野すべてについて、1つ以上の授業案を作成して、全部で37個の授業案を載せたもので、本報告書のメインとなる部分です。これは既に実施したことがあるものにとどまらず、このシンポジ

ウムのために急遽作成してもらったものを含みます。当初は、シンポジウム委員各自がそれぞれ授業案を持っているだろうと考え、授業案の書式は自由でいいと言ったところ、標準の書式を指定して欲しいと言われたので、指定したものの、結局、指定にきちんと従った授業案は少なかったという結果となりました。書式が統一されておらず読みにくいところもあり、さらには逐語的に語られるものから要点のみを記載するものまで内容もさまざまですが、これも「個人の尊重」ということでご容赦を願う次第です。

また、学習指導要領の関係、弁護士が授業をすることの意義を各節の冒頭ないし各授業案の冒頭に書かれています。これは、教員の方々が自分の授業の中のどこに組み込んで、どこで弁護士を呼んだらいいか、さらには弁護士を呼ぶメリットがどこにあるのかが分かるようにとの配慮です。

もちろん、まだまだ不十分などころがあることも自覚しております。ただ、このように授業案を公表することにより、ご意見・ご批判をいただき、ブラッシュアップすることでより良いものが作られていくものと信じています。教員の皆さま、弁護士の皆さまからのご意見・ご批判をお待ちしております。

第5章は、授業の実践結果の報告です。37個の授業案全て実践しなかったのですが、さすがにそれは無理ということで、そのうちの7個をピックアップして、学校に協力をお願いして授業実践をしたものです。結果として、授業案の改善点が見つかるなど、やはり授業案自体がまだまだ完全でないことを露呈した部分もありましたが、授業後の児童・生徒のアンケートを読むと、授業は分かりやすいとする意見が多数を占め、総じて好評でした。ただ、授業の効果として自分の意見が変わったかという質問もしたのですが、回答は「変わった」と「変わらなかった」がほぼ半々というところであり、その評価はこの質問だけからは分からないところです。消費者問題の授業では「変わらなかった」が74%ですが、これはもともと消費者トラブルに警戒的な意識を持っていたともとれるのであり、こうした意識の変化はもっと質問を具体化しないと知れないものだと改めて思ったところです。

以上、まだまだ拙い内容ではありますが、これから成長していく進化の第1歩であると認識していただき、多くの方の手に取って読んでいただければ、これに勝る喜びはありません。

2024年9月27日

関東弁護士会連合会

2024年度シンポジウム委員会

委員長 根本信義

目 次

ご挨拶

はじめに

第1章 初等・中等教育における弁護士の役割	1
第1 これまでの役割・関わり方について	1
第2 これからの役割・関わり方について	3
第2章 学校及び弁護士会に対するアンケート結果及び分析	6
第1節 学校に対するアンケート結果及び分析	6
第1 総論	6
第2 学校に対するアンケートの結果の概要	7
第2節 弁護士会に対するアンケート結果及び分析	22
第1 総論	22
第2 弁護士会へのアンケートの結果	22
第3章 各弁護士会の広報	26
第1節 広報の重要性	26
第2節 広報活動の事例	27
第1 東京弁護士会	27
第2 第一東京弁護士会	44
第3 第二東京弁護士会	44
第4 東京三弁護士会多摩支部	45
第5 神奈川県弁護士会	46
第6 埼玉弁護士会	54
第7 千葉県弁護士会	56
第8 茨城県弁護士会	57
第9 栃木県弁護士会	58
第10 群馬弁護士会	61
第11 静岡県弁護士会	61
第12 山梨県弁護士会	63
第13 長野県弁護士会	65

第14 新潟県弁護士会	66
第4章 弁護士による授業案の提案	68
第1節 法や決まり・ルールの必要性、意義	68
第1 まえがき	68
第2 本テーマと学習指導要領との関係について	69
第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	70
第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心	71
第5 本テーマを通じて身に付けてほしい能力	71
授業案① ルールは必要？体育館利用におけるルールを考える（小学生向け）	73
授業案② 24時間営業のカラオケ店の深夜営業のルール（中学生向け）	78
授業案③ 地域猫制度を考える（高校生向け）	87
授業案④ 15歳以下インターネット禁止法を考える（中学生向け）	93
授業案⑤ 1000人集会の規制をもとに法の規制が正当かを考える（高校生向け）	97
第2節 個人の尊重・人権保障と国家との関係	102
第1 本テーマの意義	102
第2 弁護士が教える意味	102
第3 本テーマと学習指導要領との関係について	103
第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心と弁護士側の意欲	104
授業案⑥ 個人の尊重と法（中学・高校生向け）	105
授業案⑦ 表現の自由とプライバシー権（中学・高校生向け）	116
授業案⑧ 生存権保障の意義を考える（中学生向け）	120
授業案⑨ 平和主義（中学・高校生向け）	124
第3節 国民主権・民主主義の意義	127
第1 本テーマの意義	127
第2 弁護士が教える意味	127
第3 本テーマと学習指導要領の関係	128
第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心と弁護士側の意欲	128
授業案⑩ 立憲主義と民主主義の関係について知る（小学生向け）	130
授業案⑪ 憲法の役割－もしも今の憲法がなかったら－（中学・高校生向け）	134
授業案⑫ 社会問題に興味を持ち、選挙に行こう（中学・高校生向け）	138
第4節 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	141
第1 本テーマの意義	141

第2	学習指導要領との関係	141
第3	弁護士が関わる必要性	142
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	142
	授業案⑬ 紛争解決手段と司法の役割（小学生向け）	144
第5節	犯罪の処罰と刑事司法制度	148
第1	まえがき	148
第2	本テーマと学習指導要領の関係	148
第3	本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	149
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	149
第5	本テーマを通じて身に付けてほしい能力	150
	授業案⑭ 刑罰を定める法の特殊性とその意義（小学～高校生向け）	151
	授業案⑮ 罪刑法定主義と集団行進の規制について（高校生向け）	155
	授業案⑯ 無罪推定の原則について（模擬裁判）（中学・高校生向け）	160
第6節	契約と消費者保護	183
第1	本テーマの意義	183
第2	学習指導要領との関係	184
第3	弁護士が授業をする必要性・意義	185
第4	教育現場の関心	185
第5	これまでの弁護士会の対応	186
	授業案⑰ 消費者トラブル予防授業（小学生向け）	187
	授業案⑱ 消費者トラブル予防授業（中学生向け）	190
	授業案⑲ 消費者トラブル予防授業（高校生向け）	192
第7節	労働者の権利	196
第1	まえがき	196
第2	本テーマと学習指導要領の関係について	196
第3	本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	197
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	198
第5	本テーマの授業に関する弁護士会の実施状況	199
第6	本テーマを通じて身に付けてほしい能力	199
	授業案⑳ バイト先でトラブルに対処するためには ～労働法って何のためにあるの？～（高校生向け）	200
	授業案㉑ 労働組合の意義について～団体交渉をやってみよう～（高校生向け）	207

第8節	家族関係と法	211
第1	まえがき	211
第2	本テーマと学習指導要領との関係について	212
第3	本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	213
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	214
第5	本テーマの授業に関する弁護士会の実施状況	215
第6	本テーマを通じて身に付けてほしい能力	215
	授業案⑳ 子どもの権利と大人の権利～ヤングケアラーについて考える～ (中学生向け)	216
	授業案㉑ “結婚”とは?～選択する自由と選択した責任～(高校生向け)	220
第9節	情報リテラシー	223
第1	本テーマの意義	223
第2	学習指導要領との関係	223
第3	弁護士が関わる必要性	224
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	224
	授業案㉒ 情報社会の課題(中学・高校生向け)	226
	授業案㉓ 情報発信の注意点(小学・中学生向け)	230
	授業案㉔ 情報の信用性判断(小学・中学生向け)	239
第10節	議論の能力	246
第1	本テーマの意義	246
第2	学習指導要領との関係	246
第3	弁護士が関わる必要性	248
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	248
	授業案㉕ 交渉(小学生向け)	250
	授業案㉖ 事実認定－正当防衛の成否－(中学生向け)	256
	授業案㉗ 議論する能力－主張・事実・論拠－(高校生向け)	263
	授業案㉘ 対立と合意、効率と公正(中学生向け)	269
第11節	非行予防	277
第1	まえがき	277
第2	本テーマと学習指導要領・生徒指導提要の関係	277
第3	本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	278
第4	本テーマの授業に対する教育現場の関心	279
第5	非行予防授業の対象	280

第6 身に付けてもらいたい能力	280
授業案⑳ 少年審判（中学生向け）	281
第12節 いじめ予防	290
第1 まえがき	290
第2 本テーマと学習指導要領・生徒指導提要の関係について	290
第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	291
第4 弁護士会における「いじめ予防授業」の実施状況	291
第5 本テーマの授業に対する教育現場の関心	292
第6 本テーマを通じて身に付けてほしい能力	292
第7 授業案について	293
授業案㉑ いじめ予防（定型）（小学～高校生向け）	294
授業案㉒ いじめ予防（アレンジ案）（小学～高校生向け）	298
第13節 差別	309
第1 まえがき	309
第2 本テーマと学習指導要領との関係	309
第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	311
第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心	311
第5 弁護士での取り組み状況	312
第6 本テーマを通じて身に付けてもらいたい能力	312
授業案㉓ 差別一般（中学・高校生向け）	313
授業案㉔ 発達障害について（中学・高校生向け）	322
第14節 校則問題	335
第1 まえがき	335
第2 本テーマと学習指導要領・生徒指導提要との関係	335
第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義	336
第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心	336
第5 本テーマを通じて身に付けてほしい能力	336
授業案㉕ 校則は何のためにあるのか（中学生向け）	338
第15節 性教育・性と法	341
第1 学習指導要領との関係	341
第2 弁護士が関わる必要性	342
第3 本テーマの授業に対する教育現場の関心	343
授業案㉖ 個人の尊重と性行為（高校生向け）	344

第5章 授業の実践結果報告	349
第1 授業案①について	349
第2 授業案⑩について	354
第3 授業案⑱について	356
第4 授業案⑳について	362
第5 授業案㉘について	365
第6 授業案㉔について	370
第7 授業案㉕について	374
おわりに	379

付 録

2024 年度シンポジウム委員会活動報告

2024 年度シンポジウム委員会委員名簿

授業案一覧

授業案①	ルールは必要？体育館利用におけるルールを考える（小学生向け）	73
授業案②	24時間営業のカラオケ店の深夜営業のルール（中学生向け）	78
授業案③	地域猫制度を考える（高校生向け）	87
授業案④	15歳以下インターネット禁止法を考える（中学生向け）	93
授業案⑤	1000人集会の規制をもとに法の規制が正当かを考える（高校生向け）	97
授業案⑥	個人の尊重と法（中学・高校生向け）	105
授業案⑦	表現の自由とプライバシー権（中学・高校生向け）	116
授業案⑧	生存権保障の意義を考える（中学生向け）	120
授業案⑨	平和主義（中学・高校生向け）	124
授業案⑩	立憲主義と民主主義の関係について知る（小学生向け）	130
授業案⑪	憲法の役割－もしも今の憲法がなかったら－（中学・高校生向け）	134
授業案⑫	社会問題に興味を持ち、選挙に行こう（中学・高校生向け）	138
授業案⑬	紛争解決手段と司法の役割（小学生向け）	144
授業案⑭	刑罰を定める法の特異性とその意義（小学～高校生向け）	151
授業案⑮	罪刑法定主義と集団行進の規制について（高校生向け）	155
授業案⑯	無罪推定の原則について（模擬裁判）（中学・高校生向け）	160
授業案⑰	消費者トラブル予防授業（小学生向け）	187
授業案⑱	消費者トラブル予防授業（中学生向け）	190
授業案⑲	消費者トラブル予防授業（高校生向け）	192
授業案⑳	バイト先でトラブルに対処するためには ～労働法って何のためにあるの？～（高校生向け）	200
授業案㉑	労働組合の意義について～団体交渉をやってみよう～（高校生向け）	207
授業案㉒	子どもの権利と大人の権利～ヤングケアラーについて考える～（中学生向け）	216
授業案㉓	“結婚”とは？～選択する自由と選択した責任～（高校生向け）	220
授業案㉔	情報社会の課題（中学・高校生向け）	226
授業案㉕	情報発信の注意点（小学・中学生向け）	230
授業案㉖	情報の信用性判断（小学・中学生向け）	239
授業案㉗	交渉（小学生向け）	250
授業案㉘	事実認定－正当防衛の成否－（中学生向け）	256

授業案②⑨	議論する能力—主張・事実・論拠—（高校生向け）	263
授業案③⑩	対立と合意、効率と公正（中学生向け）	269
授業案③⑪	少年審判（中学生向け）	281
授業案③⑫	いじめ予防（定型）（小学～高校生向け）	294
授業案③⑬	いじめ予防（アレンジ案）（小学～高校生向け）	298
授業案③⑭	差別一般（中学・高校生向け）	313
授業案③⑮	発達障害について（中学・高校生向け）	322
授業案③⑯	校則は何のためにあるのか（中学生向け）	338
授業案③⑰	個人の尊重と性行為（高校生向け）	344

第1章 初等・中等教育における弁護士の役割

第1 これまでの役割・関わり方について

2002年以前の学校教育における弁護士の関わり方は、統計があるわけではないのではっきりとは言えないものの、中学・高校において職業教育の一環として呼ばれて話をするか、あるいは司法関連の授業の際にゲストティーチャーとして授業をしたりする程度だったと思われる。

関東弁護士会連合会（以下、「関弁連」という。）は、2002年に茨城県で開催されたシンポジウムのテーマとして「子どものための法教育」を取り上げた。そこで言う「法教育」については、シンポジウムの内容をまとめた『法教育－21世紀を生きる子どもたちのために』（現代人文社・2002年）に詳しいが、要約すると、「民主主義社会における法の背後にある価値や原理に従って行動できる態度」を育てるために必要な教育ということである。そして、関弁連定期大会において、「全国の各単位弁護士会、弁護士、教育者及び関係諸機関、マスコミ、国民などに対して、21世紀の我が国が自由で公正な民主主義社会として発展していくために、子どもに対する法教育の必要性和重要性を訴え、これら諸機関や広く国民と連携しつつ、子どものための法教育を我が国に普及させるために尽力する」ことを宣言した。

その後、全国の各弁護士会においても「法教育」に関する委員会が作られ、各弁護士会に小中の児童・生徒を呼んで「法教育」授業を行ったり、学校へ出張授業に行くなどの活動を行うようになった。

他方、関弁連においても、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）においても、同様の委員会が作られ、「法教育」の普及・発展に関する研究が進められた。

このような日弁連・関弁連・各弁護士会の取り組みの結果、2008・09年の学習指導要領の改訂においては、特に中学社会科・高校公民科において、法に関連する事項が多く取り入れられるに至った。

2011年には、再び関弁連が、東京で開催されたシンポジウムのテーマとして「これからの法教育」を取り上げた。その内容についても、『これからの法教育－さらなる普及に向けて』（現代人文社・2011年）として本にまとめられている。そして、関弁連定期大会において、「法教育」を広く普及させるべく、「法教育の内実の明確化・評価方法の確立、優良な授業案・プログラムの作成、教員養成課程等における法教育、法教育に関する広報、普及のための組織づくり（法教育センター）」を実施していくことが宣言された。

そのような中、日弁連、関弁連では教員が使いやすい教材開発に取り組んだ。その成果として、

日弁連から『小学生のための法教育12教材』（東洋館出版・2017年）、『中学生のための法教育11教材』（同・2018年）、関弁連から『法教育教材 わたしたちの社会と法』（商事法務・2018年）が出版されている。

2002年宣言においても、2011年宣言においても、学校教育法上、学校における教える側の主体は教員とならざるを得ないところから、弁護士はあくまでも後方支援という位置づけであった。すなわち、必ずしも弁護士が直接学校に行き授業を行うことを想定せず、授業案の作成、教員への法教育の普及を想定していたのである。

しかしながら、中学社会科・高校公民科の教員といえども、法学部出身の教員は数が少なく、法の意義・役割を正確に理解しているとは言えない状況が続いた。加えて、教員も日々の激務の上に、諸方面からの「『〇〇教育』を採用してほしい」という洪水の中で、弁護士・弁護士会と教員・学校との連携も十分にはとれずに、事後的に教員に法的素養を身に付けてもらうという体制を構築することもできずにいた。

一方で、その後の社会情勢の変化などから、弁護士としても、特定の分野に特化した教育を要請され、法教育委員会以外の様々な委員会が学校に出向くなどして教育活動を実施するようになってきた。2002年当初から、裁判員裁判の導入に向けて活発になってきた模擬裁判の指導は法教育委員会が行っていたが、その後も、いじめの多発によるいじめ予防授業を子どもの権利委員会が、18歳選挙権のための主権者教育を憲法委員会が、18歳成年のための消費者教育・労働教育を消費者委員会や労働問題委員会が担当するといった具合である。

弁護士が実際に高校に授業に行った場合、成年に達しようとする若者たちが、他と異なることを極端にきらい、自己を主張しないと感ずることも多いのは事実である。選挙権があるといっても、実際には若者はなかなか選挙に足を運ぼうとしないし、18歳成年といっても、自分の権利を守ろうという気迫は感ずられないし、高校生でも自分たちと異なる他者がいると排除したりいじめたりもする。

「法教育」とは「民主主義社会における法の背後にある価値や原理に従って行動できる態度」を育てるために必要な教育だと言ったが、民主主義社会の法の意義・役割とは、端的に言えば「個人の尊重」を実現することである。「個人の尊重」とは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値をもっていることを前提に、それぞれの人がもっているそれぞれの価値を等しく認めあうことであり、社会や国家は「個人」のためにあると考えることになる。「個人の尊重」とは、他者に対して単に「思いやり」や「優しさ」を持つということではない。「思いやり」や「優しさ」は自分が仲間だと思ふ他者に対してだけ向かう。これに対して、「個人の尊重」は、自己とは異なる信条や意見、

さらには外観を持つ他者に対しても向かうものである。異なっている個そのものの存在価値を認め、そうした多様な個人が生活できる空間として民主主義社会を形成しようとする価値・原理なのである。それは主権者・有権者としての公的空間だけではなく、消費者・労働者・家族・学校などの私的空間においても適用される価値・原理である。公的空間においても、私的空間においても、他者と共存するためには、自己を理性的に主張し、逆に、他者のことも認め、その主張に耳を貸し、合意を形成していく資質・能力が必要となる。

そうだとすると、いじめ問題にしろ、選挙権の行使にしろ、18歳成年の諸問題にしろ、究極的には「個人の尊重」という価値を共有する自由で公正な民主主義社会の構成員として必要な資質・能力の育成の問題として括ることができよう。

だとすれば、「法教育」という言葉を使うかどうかはさておき、もう一度、これらの各委員会に割り振られている活動を「個人の尊重」という価値の共有のための活動と捉え直し、弁護士会全体の活動として統合的に作動させることが必要であると思われる。

第2 これからの役割・関わり方について

これまでは、学校教育法上、学校における教える側の主体はあくまでも教員であることから、弁護士・弁護士会は後方支援という立場をとっていたが、2020年度から始まった学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を掲げられた。その内容であるが、文部科学省の「令和5年度学校教育における外部人材活用事業の公募について」を読むと、「教育課程の実施に当たって、地域の人的資源等を活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現すること」とまとめられている。そうだとすれば、弁護士・弁護士会としても、より積極的に学校教育に関わることが可能になったといえよう。

前述したように、中学社会科・高校公民科の学習指導要領においても法に関連する事項が盛り込まれ、各教科書には、「人権の保障」や「憲法の意義・役割」について触れられており、そこでは「個人の尊重」についての説明もある。また、「法の意義・役割」についての説明もある。しかしながら、憲法と法の関係の説明は形式的であり、法と個人の尊重の関係については触れられていないのが現状である。

日本社会においては、「みんな同じ」がいいこととされ、「自己主張」は全体の利益を害するものとして扱われてきた。そこでは、自分の権利・利益を守るために自分で何かする必要はなく、集団に従ってさえいれば集団が守ってくれるという甘えがあった。しかし、集団には必ず指導者＝権力者がいるが、個々人が自己の主張をしないでいけば、その権力者は必ず腐敗し、集団はい

つかは崩壊することは歴史が証明しているのである。

このような歴史の反省の上に、近代憲法は「個人の尊重」を謳い、この「個人の尊重」という価値・原理をバックボーンとして民主主義社会の法は組み立てられているのである。

これまでも、我々弁護士は、「法教育」の名のもとに、自由で公正な民主主義社会の構成員として必要な資質・能力として「個人の尊重」という価値を共有してもらうための教材づくりに励んできた。しかしながら、前述したような状況に照らすと、弁護士が「個人の尊重」という価値を共有するのに最適と考える教材を提案するだけでは子どもたち・若者たちにその価値を十分に伝えられなかったと言えよう。

そうだとすれば、2020年度から始まった学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」が掲げられたことは、弁護士として、学校において自らが授業をする絶好の機会を得たと言えるし、積極的に「個人の尊重」の価値をよりよく伝える授業をすることが必要になったと言えよう。

このように、様々な分野で弁護士が積極的に学校に授業に行き、「個人の尊重」の価値を伝えることが、これからの弁護士の役割だとすれば、弁護士・弁護士会としても、次のような体制を準備することが必要になる。

1 弁護士会の各委員会の授業内容の再点検と委員会相互協力体制の整備

学校側にも様々な要望があり、これに対して各弁護士会としても様々な委員会もしくは個々の弁護士が対応しているのが現状だと思われるが、そこで必要なのは子どもたちに「個人の尊重」という価値を共有してもらうことであり、各委員会において、そのような見地から授業内容を再検討してもらう必要がある。さらには、各委員会でバラバラに対応するのは非効率的であるし、人的資源も有限であることから、どのような活動を行っているか情報を共有し、相互に協力する体制を整備する必要がある。また、既に、弁護士会においては、学校からの弁護士派遣要請に対して受入窓口を一本化し、効率的に配点できるようにしているところも見られるところ、未整備な弁護士会においてはこのような体制づくりをすることも検討してよいように思われる。

2 弁護士の授業能力の向上のための体制作り

1の目的実現のためには、各弁護士に「個人の尊重」を基礎にして授業を組み立てる授業能力の向上が必要である。ところが、現状は個々の弁護士に委ねられており、授業能力の向上のための制度的な枠組みは存在しないことから、各弁護士会及び当連合会において、法学者、教育学者、さらに初等・中等学校の教員との勉強会を定期的に開くなど、弁護士の授業能力向上に向けての体制作りをすることが望まれる。

3 授業内容の共有・公開

学校に授業に行った弁護士としても、せっかく作った授業案が個々の弁護士の手元にとどまっておき、他の弁護士と共有する機会が少ないのが現状であるが、1の目的を達成するためには、これを委員会（さらには弁護士会）の垣根を越えて共有する必要がある。また、そうすることで2の弁護士の授業能力の向上につながるし、教材もブラッシュアップされてより良いものになる。さらに、学校側が弁護士を呼ぶことを躊躇する1つの原因としてどのような授業が行われるのかわからないという点が上げられるので、これを公開することでそうした教員の不安の払拭につながるので、できる範囲で公開することが望ましい。

4 学校側との協同体制の確立

学校側としては弁護士に授業をしてもらいたいとの要望があっても、実際にはどのような方法があるのかわからない、もしくは予算がないなどの理由で断念している場合が少なくないと思われることから、学校との協同体制は必須である。これは2002年・2011年の宣言においても謳われたことではあるが、ここでは、各弁護士会において、自治体レベルで、弁護士が学校に行くための基本的な協同体制を構築することを念頭に置いている。できれば、自治体との間で弁護士派遣の協定を結ぶことが望ましい。特に、弁護士の活動としてどのように予算を手当するかは問題であり、この点の協議も必要である。

弁護士の日頃の業務からすると、個々の紛争を解決することが重要なのは言うまでもない。しかし、そうした紛争が、往々にして、「個人の尊重」という基本的価値をおざなりにしていることから発生しているのではないだろうか。そうだとすれば、子どもの頃から、自由で公正な民主主義社会を支えている法の背後には、単なる「優しさ」や「思いやり」ではない「個人の尊重」という基本的価値があることを正しく理解してもらい、主権者・有権者としての公的空間だけではなく、消費者・労働者・家族・学校などの私的空間においても、それを実践できるような資質・能力を育成することもまた、弁護士にとっても重要な使命というべきである。

このことを踏まえて、これからの初等・中等教育における弁護士の役割を一言で言うならば次の通りである。

これからの「個人の尊重」の話をしよう！

第2章 学校及び弁護士会に対するアンケート結果及び分析

第1節 学校に対するアンケート結果及び分析

第1 総論

1 アンケートを行った経緯

2002年に茨城県で開催された関東弁護士会連合会シンポジウムのテーマは、「子どものための法教育」であった。それから20年以上の間、弁護士が弁護士会館や裁判所に子どもたちを招いてイベントを行ったり、学校に出向いて授業を行う出張授業を行ったりするなど、様々な形で子どもたちに対し授業を行っている。

これまで、法教育は、自由で公正な民主社会の実現を目的としてきた。日本国憲法の下では、一人一人の人がそれぞれの多様な考え方・生き方といった個人を尊重するべきであり、そうした考え方を一人でも多くの人に身に付けてもらいたいと考え、これまで法教育の授業は続けられてきている。

そして、このような考え方は「知る」のではなく、「身に付けて」もらう必要があるため、単に一方的に知識を伝えるのではなく、グループワーク等を通して、体験してもらうことが重要であると考えてきた。

しかしながら、弁護士会館等に子どもたちを招いてイベントを行うときは、あくまでそのイベントに参加することを希望した子どもたちしか参加していないのであり、自由で公正な民主社会の実現のためには、より広く法教育を子どもたちへ伝えていく必要がある。そのため、弁護士が学校に出向いて出張授業をするという方法を今後広げていく必要があると考えたことが、本アンケートの出発点である。

アンケートを取る前段階の弁護士の印象においても出張授業自体は数が多いとは感じていなかったことから、弁護士による出張授業を広め、弁護士が学校現場において学校教員と連携しながら子どもたちへ授業をしていくために、今後弁護士において何をすべきなのか、との観点からアンケートを設計することとした。

学校において弁護士が出張授業をする際に、実際に授業の申込みをするのは学校現場にいる教員であることがほとんどである。そこで、教育現場にいる教員の方々への弁護士による出張授業の周知を図るとともに、現場の教員において、弁護士と連携して学校で授業することの障害となっているものは何なのか、どうすれば弁護士と連携する授業が広がっていくのかを調査するこ

ととし、あわせて、弁護士以外の機関による出張授業の経験や、障害の一つと予想される費用面についてもアンケートに加え、弁護士による出張授業と比較検討を行った。

2 アンケートの実施方法

今回のアンケートはより広く意見を応募するために、アンケート配布の方法について事前に教育関係者から聞き取りをしたところ、各地の教育委員会から学校に対して連絡をする手段が整備されているとの実情を知った。そこで、各地の教育委員会の方々にご協力いただき、事前作成したアンケートのフォームのURLを、各地の教育委員会から各学校に対して送信する方法を取ることとした。

実施期間は、2023年7月8日から2024年2月6日である。

このような方法でアンケートを集めた結果、2625校（小学校1418校、中学校728校、高校376校、小中一貫校21校、中高一貫校14校、特別支援学校68校）から回答を頂き、教員個人からも188件の回答を得ることができ、非常に多くの回答を集めることができた。

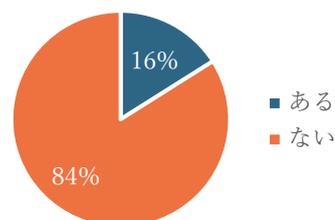
なお、今回のアンケートは集計の正確性の観点から、基本的に学校からの回答を集計・分析の対象とし、項目によっては教員個人の意見としてアンケートに反映させている。

第2 学校に対するアンケートの結果の概要

1 学校においてこれまで弁護士と連携した授業を実施したことがあるか

(1) 全体回答

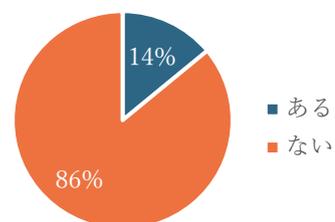
全体の回答は、全2625校の回答のうち、「ある」と回答するものが413校（16%）、「ない」と回答するものが2212校（84%）であった。



(2) 小学校・中学校・高校の別（一貫校を除く）

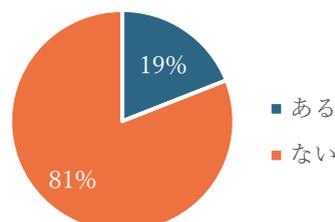
ア 小学校

小学校に限定した際の回答は、全1418校の回答のうち、「ある」と回答するものが197校（14%）、「ない」と回答するものが1221校（86%）であった。



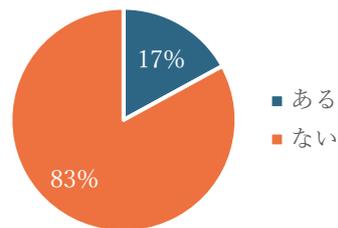
イ 中学校

中学校に限定した際の回答は、全728校の回答のうち、「ある」と回答するものが140校（19%）、「ない」と回答するものが588校（81%）であった。



ウ 高校

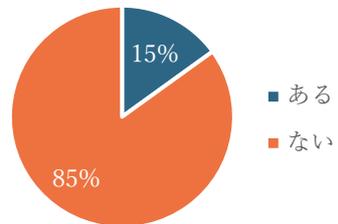
高校に限定した際の回答は、全376校の回答のうち、「ある」と回答するものが63校（17%）、「ない」と回答するものが313校（83%）であった。



(3) 公立・私立の別

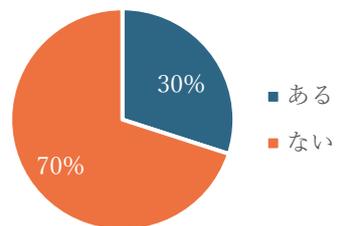
ア 公立

公立に限定した際の回答は、全2519校の回答のうち、「ある」と回答するものが381校（15%）、「ない」と回答するものが2138校（85%）であった



イ 私立

私立に限定した際の回答は、全106の回答のうち、「ある」と回答するものが32校（30%）、「ない」と回答するものが74校（70%）であった。



(4) 小括

全体の回答として、弁護士と連携して授業を行ったことのある学校は16%にとどまっている。約6校に1校と考えれば、決して少なくない数字であるが、多い数字ともいえない。

小中高別でみた場合も大きな割合の差はなかった。

公立と私立で比較した場合、若干ではあるが私立学校の方が弁護士と連携した授業を行ったことがあるとの回答の割合が多いことが判明した。

(5) 関弁連管内の都県別

ア 全体

	回答校数	ある	ない	弁護士との連携授業を行った学校の割合
全体	2625	413	2212	16%
東京都	205	68	137	33%
神奈川県	136	14	122	10%
埼玉県	297	52	245	18%
千葉県	426	49	377	12%
茨城県	561	90	471	16%
栃木県	159	5	154	3%
群馬県	154	14	140	9%
静岡県	73	13	60	18%
山梨県	181	52	129	29%

長野県	184	15	169	8%
新潟県	249	41	208	16%

東京都が33%、山梨県が29%と全体の数字と比較して比較的高い割合であることが判明した。

イ 小学校

	回答校数	ある	ない	弁護士との連携授業を行った学校の割合
全体	1418	197	1221	14%
東京都	102	27	75	26%
神奈川県	84	8	76	10%
埼玉県	110	26	84	24%
千葉県	246	26	220	11%
茨城県	350	47	303	13%
栃木県	73	0	73	0%
群馬県	83	7	76	8%
静岡県	0	0	0	0%
山梨県	118	33	85	28%
長野県	118	15	103	13%
新潟県	134	8	126	6%

小学校のみで集計した場合、山梨県、東京都、埼玉県の割合が比較的高いことが判明した。

ウ 中学校

	回答校数	ある	ない	弁護士との連携授業を行った学校の割合
全体	728	140	588	19%
東京都	57	22	35	39%
神奈川県	48	3	45	6%
埼玉県	75	17	58	23%
千葉県	129	18	111	14%
茨城県	145	37	108	26%
栃木県	42	2	40	5%
群馬県	42	4	38	10%
静岡県	3	3	0	100%
山梨県	58	17	41	29%
長野県	62	0	62	0%
新潟県	70	18	52	26%

中学校のみで集計した場合、サンプル数が比較的多い中では東京都が39%と非常に多く、次いで山梨県、新潟県、茨城県、埼玉県と続いている。

エ 高校

	回答校数	ある	ない	弁護士との連携授業を行った学校の割合
全体	376	63	313	17%
東京都	37	15	22	41%
神奈川県	2	1	1	50%
埼玉県	80	6	74	8%
千葉県	34	5	29	15%
茨城県	54	4	50	7%
栃木県	37	3	34	8%
群馬県	26	3	23	12%
静岡県	70	10	60	14%
山梨県	4	2	2	50%
長野県	2	0	2	0%
新潟県	30	14	16	47%

高校のみで集計した場合、サンプル数は少ないが山梨県及び神奈川県が50%と高く、サンプルが比較的多い中では新潟県が47%、東京都が41%と高い割合であることが判明した。茨城県や埼玉県は、小学校や中学校では全体よりも高い割合であったものの、高校になると割合が大きく下がっている。

2 弁護士と連携して行う授業を知った経緯について（複数回答有）【回答数413校】

授業を知った経緯	回答数	回答割合
行政（教育委員会を含む）からの紹介	124	30%
学校に配布されてくる授業紹介（冊子・チラシ等）を見た。	104	25%
他校で実施していた。	41	10%
経緯は不明だが毎年実施されている、実施例があった。	39	9%
弁護士による授業が適切と考えてインターネットで検索した。	32	8%
スクールロイヤーによる紹介	28	7%
弁護士個人からの紹介	27	7%
新聞等メディアで紹介されているのを見た。	12	3%
いじめ等の問題が起きているので、自ら調べた。	5	1%
書籍等で紹介されていた。	4	1%
その他	21	5%

弁護士と連携して授業を行ったことがあると回答した学校413校のうち、弁護士と連携して行う授業を知った経緯についてまとめたものが、上記の表である。

「行政からの紹介」が30%と多く、おそらくこの数字の大半は教育委員会と推測される。次いで、「学校に配布されてくる授業紹介を見た」と回答する学校も25%と多く、次章で紹介するが、各弁護士会の取組によって数多くの授業が行われていることが分かった。

他方で、教員や学校が能動的に行おうとして授業が行われたケースは、「弁護士による授業が適切と考えてインターネットで検索した」「いじめ等問題が起きているので、自ら調べた」との回答であり、合わせても9%程度の回答であり、多くはない数字である。

その他の回答の例としては、「卒業生に弁護士がいたことを知っていたため依頼した」や「教員個人の知り合いに弁護士がいた」などである。

3 弁護士と連携して行う授業を行った科目について（複数回答有）【回答数425回】

科目	回答数	回答割合
総合	130	31%
特別活動	91	21%
道徳	76	18%
社会科・地理歴史科・公民科	58	14%
人権教育	7	2%
SNSについて	2	0%
キャリア教育	2	0%
家庭科	2	0%
情報科	2	0%
その他・不明	55	13%

弁護士と連携して授業を行ったことがあると回答した学校413校のうち、実際に授業が行われた回数は448回であった。そのうち、回答のあった425回について弁護士と連携して行う授業をどの科目内で行ったかの回答をまとめ、割合を算出したものが、上記の表である。

「その他・不明」の回答の中には、全校集会やPTA後援会、学校行事や講演会といった回答や、国語科（1校）、いじめ防止授業（10校）などの回答があった。

4 実際に実施された弁護士と連携して行った授業内容

実際に弁護士と連携して実施された授業について、当委員会で想定し、あらかじめ16のカテゴリーに分けてアンケートを実施した。具体的には以下のとおりである。

- ① 法や決まり、ルールの必要性、意義（ルール作り・ルールの評価・子どもの権利等）
- ② 個人の尊重・人権保障と国家との関係（自由・平等・立憲主義・社会契約論等）
- ③ 国民主権・民主主義の意義（選挙制度・議会や政府の役割・政治への国民の関わり方等）
- ④ 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段（司法の役割・交渉・模擬調停等）
- ⑤ 犯罪の処罰と刑事司法制度（罪刑法定主義・無罪推定・裁判員裁判・模擬裁判等）
- ⑥ 契約と消費者保護（契約とは何か・消費者はどのような場合に保護されるか等）
- ⑦ 労働者の権利（労働契約の重要性・不当解雇・労働者を守る方法・ブラックバイト等）
- ⑧ 家族関係と法（親の権利義務・子の権利義務・虐待への対処等）

- ⑨ 情報リテラシー（ファクトチェック・SNSへの接し方・AI技術・著作権等）
- ⑩ 議論の能力（交渉・模擬調停・模擬裁判等）
- ⑪ 犯罪予防・非行予防
- ⑫ いじめ予防
- ⑬ 差別をなくす教育（ジェンダー、LGBT、障害者、発達障害、外国人等）
- ⑭ 校則問題
- ⑮ 性教育・性と法（性的自己決定権、性暴力、デートDV、児童ポルノ等）
- ⑯ 職業調べ・キャリア教育

その上で、実際に、弁護士と連携して行われた授業の内容については、以下の表のとおりである。
 複数回授業を行っている学校もあったため、授業数は合計で448回であり、それをもとに下記の割合を算出した

(1) 小学校、中学校、高校の合計 【回答数448校】

実際に行われた授業の内容	回答数	回答割合
①法や決まり、ルールの必要性、意義	36	8%
②個人の尊重・人権保障と国家との関係	6	1%
③国民主権・民主主義の意義	7	2%
④公正な紛争解決の重要性和紛争解決手段	6	1%
⑤犯罪の処罰と刑事司法制度	24	5%
⑥契約と消費者保護	13	3%
⑦労働者の権利	6	1%
⑧家族関係と法	1	0%
⑨情報リテラシー	32	7%
⑩議論の能力	9	2%
⑪犯罪予防・非行予防	7	2%
⑫いじめ予防	241	54%
⑬差別をなくす教育	7	2%
⑭校則問題	0	0%
⑮性教育・性と法	8	2%
⑯職業調べ・キャリア教育	25	6%
⑰その他	20	4%

半数以上を⑫いじめ予防の授業が占めており、次いで、①法や決まり、ルールの必要性、意義の授業、⑨情報リテラシーの授業が行われている。

(2) 小学校 【回答数210校】

実際に行われた授業の内容	回答数	回答割合
①法や決まり、ルールの必要性、意義	19	9%
②個人の尊重・人権保障と国家との関係	5	2%

③国民主権・民主主義の意義	1	0%
④公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	2	1%
⑤犯罪の処罰と刑事司法制度	6	3%
⑥契約と消費者保護	1	5%
⑦労働者の権利	1	0%
⑧家族関係と法	0	0%
⑨情報リテラシー	15	7%
⑩議論の能力	4	2%
⑪犯罪予防・非行予防	0	0%
⑫いじめ予防	138	66%
⑬差別をなくす教育	3	1%
⑭校則問題	0	0%
⑮性教育・性と法	0	0%
⑯職業調べ・キャリア教育	9	4%
⑰その他	6	3%

小学校で行われた授業総数210回のうち、その約66%に当たる138回が⑫いじめ予防授業である。裏を返せば、いじめ予防授業が行われていなければ、小学校が弁護士と連携して行う授業の大半は行われていないこととなり、いじめ予防以外の分野の授業は、弁護士と連携する授業を行ったことのない学校を含めれば、小学校においてはほとんど浸透していないことが判明した。

(3) 中学校 【回答数162校】

実際に行われた授業の内容	回答数	回答割合
①法や決まり、ルールの必要性、意義	9	6%
②個人の尊重・人権保障と国家との関係	1	1%
③国民主権・民主主義の意義	1	1%
④公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	2	1%
⑤犯罪の処罰と刑事司法制度	14	9%
⑥契約と消費者保護	3	2%
⑦労働者の権利	0	0%
⑧家族関係と法	1	1%
⑨情報リテラシー	11	7%
⑩議論の能力	1	1%
⑪犯罪予防・非行予防	5	3%
⑫いじめ予防	91	56%
⑬差別をなくす教育	1	1%
⑭校則問題	0	0%
⑮性教育・性と法	7	4%
⑯職業調べ・キャリア教育	8	5%
⑰その他	7	4%

中学校で行われた授業総数162回のうち、その約56%に当たる91回が⑫いじめ予防授業である。こちらも小学校と同様にいわゆる法教育的な分野の授業が浸透していないことが判明した。

⑫いじめ予防授業を除いた場合、小学校と比較すると⑤犯罪の処罰と刑事司法制度や⑪の犯罪予防・非行予防の授業の割合が増加している。

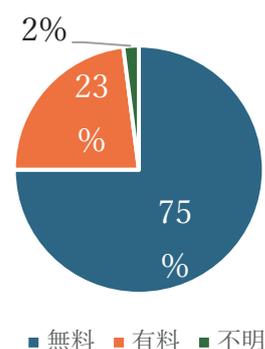
(4) 高校 【回答数76校】

実際に行われた授業の内容	回答数	回答割合
①法や決まり、ルールの必要性、意義	8	11%
②個人の尊重・人権保障と国家との関係	0	0%
③国民主権・民主主義の意義	5	7%
④公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	2	3%
⑤犯罪の処罰と刑事司法制度	4	5%
⑥契約と消費者保護	9	12%
⑦労働者の権利	5	7%
⑧家族関係と法	0	0%
⑨情報リテラシー	6	8%
⑩議論の能力	4	5%
⑪犯罪予防・非行予防	2	3%
⑫いじめ予防	12	16%
⑬差別をなくす教育	3	4%
⑭校則問題	0	0%
⑮性教育・性と法	1	1%
⑯職業調べ・キャリア教育	8	11%
⑰その他	7	9%

高校で行われた授業総数76回のうち、小学校や中学校と異なり、いじめ予防授業は12回であり、割合にして16%とその割合は大きく減少している。他方で、①法や決まり、ルールの必要性、意義の授業、⑥契約と消費者保護、⑨情報リテラシーや、⑯職業調べ・キャリア教育といった分野の授業の割合が増え、⑦労働者の権利についても大きく増加している。いじめ自体の数は高校になると減少することや、18歳で成年となり、社会について学ぶ必要性が増していることが理由となっていると思われる。

5 弁護士と連携する授業の費用 【回答数348校】

弁護士と連携して行った授業の費用について、回答があった348校のうち、無料と回答したのが260校（約75%）、有料と回答したのが81校（約23%）であった。なお、ここにいる無料とは、学校が独自に費用を支出していないという趣旨の無料であり、教育委員会やスクールロイヤー事業の一環として支出されてい



るものや補助金等を利用した場合も無料に位置づけられている。

6 弁護士と連携する授業をこれまで行っていない理由（複数回答有）【回答数2212校】

授業を行わなかった理由	回答校数	回答数2212校に占める割合
弁護士が行う授業内容が不明	973	44%
弁護士を必要とする理由がなかった。	911	41%
弁護士と連携する方法が分からない（窓口がわからない等）	857	39%
実施する授業時間の割り当てがない	871	39%
弁護士が授業を行っていることを知らなかった。	657	30%
授業費用の金額がわからず不安がある	579	26%
授業費用が高い・予算がない（足りない）	374	17%
準備打ち合わせが大変	362	16%
その他	79	4%

弁護士と連携する授業をこれまで行ったことがないと回答した学校2212校に対し、なぜ弁護士と連携する授業を行っていないかを調査したところ、上記の表のとおりであった。

「弁護士が行う授業内容が不明」「弁護士と連携する方法が分からない」「弁護士が授業を行っていることを知らなかった」といった弁護士と連携する授業内容の不明確性に関する回答については、弁護士会側の広報によって改善できる点と思われ、より広く弁護士と連携する授業を行うためには、学校側の理解を得る広報活動が必須と思われる。

「実施する授業時間の割り当てがない」という点も、「4 質問4 実際に実施された弁護士と連携して行った授業内容」と関連し、授業の実例等を示すなど弁護士と連携する授業の内容が明確になれば改善できると思われる。

「準備打ち合わせが大変」という回答については、弁護士側で授業案を用意し段取り等を明確にするなど教員側の負担を軽減するような方策が必要となる。

費用の面については、やはり学校予算には限りがあり、行政からの紹介により費用は行政が負担するといった制度の場合は、この点の不安なく授業を行うことができると思われる。

「弁護士を必要とする理由がなかった」との回答について、学校教育の現場はやはり学校教員が教育の専門家として教育を行うべきことは尊重されるべきである。そのため、第4章以降で弁護士と連携する授業案の紹介をするが、その中で弁護士が当該テーマの授業を行う意義についても説明し、また、法の専門家の立場から授業を行う必要性についても説明することとした。

この質問によって、弁護士と連携する授業をより分かりやすく広報する必要性と費用の面の手当ての必要性が判明した。

7 学校において興味がある弁護士と連携する授業内容（複数回答有）

(1) 全体 【回答数2625校】

興味のある授業内容	回答校数	回答数2625校に占める割合
① 法や決まり、ルールの必要性、意義	1634	62%
② 個人の尊重・人権保障と国家との関係	864	33%
③ 国民主権・民主主義の意義	593	23%
④ 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	430	16%
⑤ 犯罪の処罰と刑事司法制度	734	28%
⑥ 契約と消費者保護	935	36%
⑦ 労働者の権利	403	15%
⑧ 家族関係と法	595	23%
⑨ 情報リテラシー	1792	68%
⑩ 議論の能力	324	12%
⑪ 犯罪予防・非行予防	912	35%
⑫ いじめ予防	1750	67%
⑬ 差別をなくす教育	1336	51%
⑭ 校則問題	349	13%
⑮ 性教育・性と法	422	16%
⑯ 職業調べ・キャリア教育	8	0%
⑰ その他	6	0%

(2) 小学校・中学校・高校別

興味のある授業内容	小学校 【回答数1418校】		中学校 【回答数728校】		高校 【回答数376校】	
	回答校数	割合	回答校数	割合	回答校数	割合
①法や決まり、ルールの必要性、意義	1016	72%	436	60%	169	45%
②個人の尊重・人権保障と国家との関係	541	38%	235	32%	84	22%
③国民主権・民主主義の意義	392	28%	134	18%	68	18%
④公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	192	14%	158	22%	84	22%
⑤犯罪の処罰と刑事司法制度	301	21%	305	42%	124	33%
⑥契約と消費者保護	356	25%	316	43%	235	63%
⑦労働者の権利	89	6%	131	18%	167	44%
⑧家族関係と法	309	22%	174	24%	104	28%
⑨情報リテラシー	1002	71%	530	73%	243	65%
⑩議論の能力	138	10%	114	16%	71	19%
⑪犯罪予防・非行予防	488	34%	309	42%	98	26%
⑫いじめ予防	1054	74%	500	69%	187	50%

⑬差別をなくす教育	784	55%	388	53%	153	41%
⑭校則問題	108	8%	172	24%	69	18%
⑮性教育・性と法	158	11%	158	22%	80	21%
⑯職業調べ・キャリア教育	5	0%	2	0%	1	0%
⑰その他	1	0%	0	0%	2	1%

①法や決まり、ルールの必要性、意義、②個人の尊重・人権保障と国家との関係、③国民主権・民主主義の意義といった、法や憲法と密接に関わる部分について、小学校から高校に行くにつれて学校からの興味が薄れていることが分かる。①～③のテーマは年齢を重ねるごとにむしろ重要になるテーマであり、これらの興味が落ちていく点は、今後弁護士会においても検討を要する課題である。なお、このことは、中学校や高校は教科担任制となり、教員の専門性がより高くなることから弁護士と連携する授業を必要としないとする考えがあることも予想されるため、やはり弁護士と連携して授業を行う意義を明確にする必要がある。

⑤犯罪の処罰と刑事司法制度や、⑪犯罪予防・非行予防について、中学校からの興味が最も高く、この点は子どもの非行などへの対応等もあることが理由と予想される。

⑥契約と消費者保護、⑦労働者の権利、⑧家族関係と法といったテーマは小学校から高校に行くにつれて興味が高くなっており、18歳に近づくにつれて必要とされる知識・能力に関するテーマであることが理由と予想される。

また、小学校から高校の全てにおいて高い割合であったのは⑨情報リテラシーのテーマであり、SNSの広がりやAIの発展によって、学校現場においても教育の必要性を感じているテーマであることが分かった。

8 弁護士と連携して行う授業において、弁護士側に求めるものについて（複数回答有）

【回答数2625校】

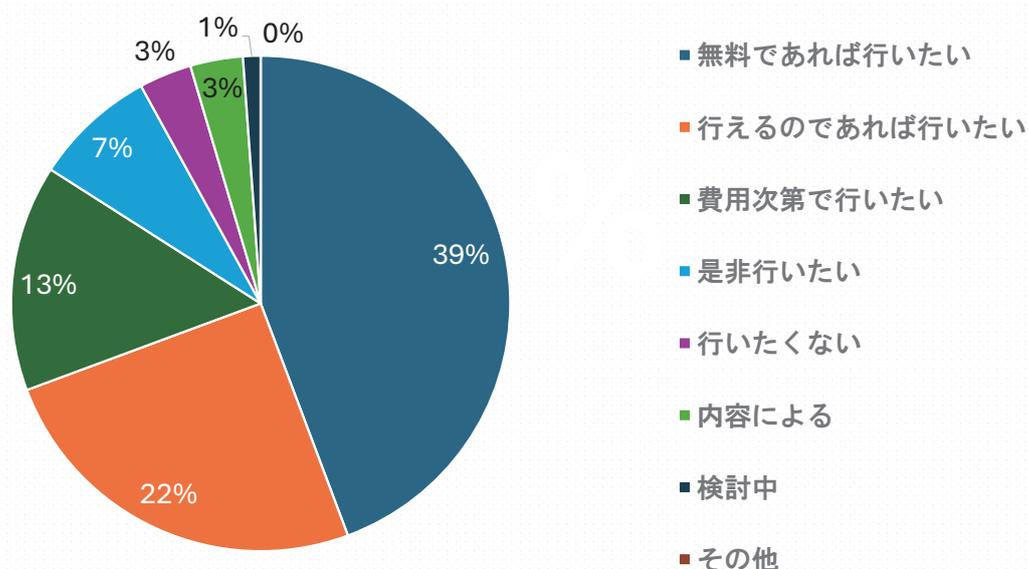
弁護士側に求めるもの	回答校数	回答数2625校に占める割合
連携できる授業の紹介	1870	71%
費用の開示	1398	53%
教科に則した授業展開	1199	46%
各学校の状況に応じた授業の実施	1106	42%
過去の授業実績の開示	1036	39%
学校側の負担の軽減	1004	38%
法律など弁護士の専門性	558	21%
なし	9	0%
その他	10	0%

学校側においては、弁護士と連携する授業のイメージがないと思われることから、7割の学校

が連携できる授業の紹介を求めている。

費用の開示については5割以上の学校が、教科に則した授業展開や各学校の状況に応じた授業の実施、過去の授業実績の開示、学校側の負担軽減は約4割の学校が求めている。他方で、法律など弁護士の専門性は2割程度にとどまっていた。

9 弁護士と連携する授業に対する意欲について 【回答数2625校】



学校からの回答2625校のうち、「無料であれば行いたい」と回答した学校は1034校（39%）、「行えるのであれば行いたい」と回答した学校は569校（22%）、「費用次第で行いたい」と回答した学校は332校（13%）、「是非行いたい」と回答した学校は186校（7%）、「行いたくない」と回答した学校は75校（3%）であった。また、「内容による」と回答した学校は74校（3%）、「検討中」と回答した学校は28校（1%）その他の回答が13校であった。

「行えるのであれば行いたい」と回答した学校については、授業時間の確保が可能であり、教員の負担が増えないことを前提としている学校が多く、「行いたくない」と回答した学校においても、やはり、授業時間の確保や教員の負担増を懸念する意見が多く、費用を確保できないとの意見もあった。

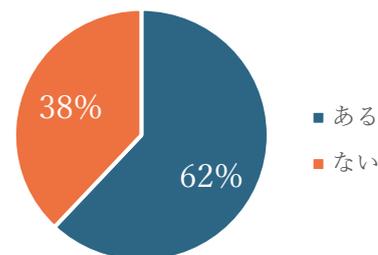
全体として見れば、81%の学校が「行いたい」という意欲を持っており、学校からの弁護士と連携する授業に対する意欲の高さが判明した結果となっている。

10 弁護士以外の外部機関と連携する授業について

学校においては、弁護士以外の外部機関と連携する授業も行われていることから、弁護士と連携する授業と比較するために、弁護士以外の外部機関と連携する授業の実施状況についても調査した。

(1) 弁護士以外の外部機関の授業実施の有無

全2625校の回答のうち、弁護士以外の外部機関の講師による授業について、「ある」と回答した学校は1622校（約62%）、「ない」と回答した学校は1003校（約38%）であった。



多数の機関による授業が挙げられている一方で、約40%の学校が一切外部機関の授業を行ったことがないということも判明した。

(2) 弁護士以外の外部機関の授業が行われた経緯（複数回答有）【回答数2625校】

授業が行われた経緯	回答校数	回答割合
教育委員会等からの要請・紹介	651	40%
学校に配布されてくる授業紹介（冊子・チラシ等）を見た。	464	29%
外部機関から要請があった。	434	27%
経緯は不明だが毎年実施されている、実施例があった。	427	26%
行政からの要請・紹介	408	25%
他校で実施していた。	333	21%
外部機関による授業が適切と考えてインターネットで検索した。	172	11%
個人からの紹介	109	7%
新聞等メディアで紹介されているのを見た。	50	3%
いじめ等実際の問題が起きているので、自ら調べた。	30	2%
書籍等で紹介されていた。	19	1%
その他	63	4%

弁護士による授業を知った経緯との間に特段の差はなく、その経緯としては教育委員会等の行政からの紹介や、学校に配布される授業紹介が主な経緯である。なお、一つの学校が複数回授業を行っていることもあり、授業の総数としては3132回である。

(3) 弁護士以外の外部機関が行った授業内容（複数回答有）【回答数1622校】

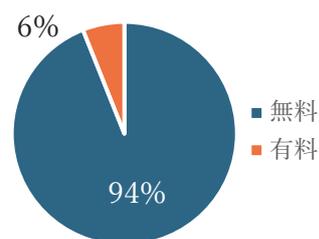
弁護士以外の外部機関が行った授業内容について、具体的に挙げられた授業は以下のとおりである。以下は一部であり、その他にも地域の環境や選挙教育など、様々な外部機関による授業が行われている。なお、参考であるが、弁護士と連携する授業を行ったことがある学校は416校であり、租税教育に次ぐ校数であることから、学校が外部機関と連携して行う授業の中で弁護士と連携して行われる授業は多い部類であることも判明した。

授業の概要	回答校数	授業を担当した機関
租税教育	765	税務署、税理士会、県や市の職員
薬物乱用防止	352	警察等
情報リテラシー（ネット、SNS）	348	警察、民間企業（通信会社）等
交通安全	273	警察等

職業調べ・キャリア教育	200	多種団体
消費者教育	187	消費生活センター等
人権（いじめ除く）	186	人権擁護委員等
金融	104	銀行等
性教育	104	医療機関等
非行防止	78	警察等

(4) 弁護士以外の外部機関の授業の費用（複数回答有）【回答数3132回】

弁護士以外の外部機関の授業について、1622校から3132回の回答があり、無料が2929回（約94%）、有料が189回（約6%）その他・不明が14回であり、その大半は無料であった。



11 学校に対するアンケート結果の分析・考察

以上の学校からのアンケートを分析した結果、学校としてこれまで弁護士と連携した授業を行っている学校は少なく、そもそも弁護士と連携する授業ができることを知らなかった学校も多かった。また、弁護士と連携する授業を行う意欲があっても、弁護士と連携する授業内容が不明なこと、授業時間の確保が困難であることや教員の負担が増えることに対する懸念があり、費用についても無料を希望する学校も多いことが判明した。

弁護士と連携する授業内容が不明確であることについては、第3章で、各弁護士会の広報に関する取組を紹介する。特に、東京都や山梨県は弁護士と連携する授業が比較的広がっており、地域差もあるものと思われるが、今後の活動の参考にさせていただければと思う。

授業時間の確保については、弁護士と連携する授業を、学習指導要領や各学校が利用する教科書と関連させることが必要である。カリキュラムの中に位置づけることさえできれば授業時間の確保については一定程度解決できるものと思われる。ただし、第4章以降に挙げるテーマは、必ずしも現在の学習指導要領や教科書に沿うものばかりではないことから、その場合は「総合」や「特別活動」において授業を行うことが想定される。

教員の負担が増えることについて、外部講師による授業を行うこと自体の準備等が大変な点は指摘のとおりであるが、実際に学年が変わるごとに同様の授業を行っていくことで少しずつ教員の負担感は減少するものと思われるし、授業を行う弁護士側においても極力学校側の負担を減らすことができるような工夫が必要である。

費用については、どれくらいの費用を学校側で支出できるかは学校ごとに異なるものと思われるが、弁護士側においても会務活動の担い手が不足している現状からすれば、無料で行うべきではない。もちろん弁護士側が高額な費用をもらうべきものでもない。各自治体で導入されている

スクールロイヤー制度のように、一定程度を自治体においてご負担いただき、より弁護士と連携する授業を使いやすくする制度作りが必要である。

弁護士と連携する授業や弁護士以外の外部機関と連携する授業のいずれについても、授業実施のきっかけは、教育委員会等の行政からの紹介が一番多いことからすれば、今後は弁護士会と教育委員会との連携を深めていくことも重要である。

今後、学校との連携を深め、弁護士と学校が連携する授業を広めていくためには、まず、弁護士と連携して行う授業の内容を公開し、弁護士と連携して授業を行う意義について知ってもらう必要がある。そして、学校と弁護士が連携して授業を行う体制を、各地の教育委員会と協議検討し、より学校が利用しやすい授業体制を構築する必要があることが、今回のアンケートから判明した。

第2節 弁護士会に対するアンケート結果及び分析

第1 総論

1 実施方法

(1) 対象

関東弁護士会連合会所属弁護士会の各委員会（PT等も含む）

(2) 実施期間

2023年10月12日から同年11月30日まで

（回答については、2024年2月14日まで受け付け）

(3) 実施方法

関東弁護士会連合会から、所属の各弁護士会に対しアンケートを依頼した。

(4) 回答

アンケートを送付した時点で、関弁連管内の委員会の総数686のうち、109の委員会に照会をかけ、90の委員会からご回答いただき、授業総数は3590件であった。

回答に協力いただいた委員会の一覧は巻末付録に掲載する。

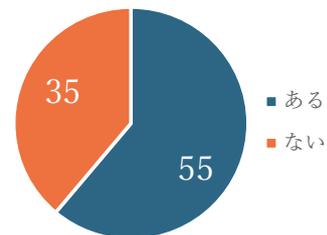
第2 弁護士会へのアンケートの結果

1 2018年4月から現在までの期間に学校教育に関し会員を学校に派遣したことがあるか

【回答数90委員会】

関弁連管内各弁護士会に照会を依頼し、各弁護士会において学校と関わりがあり得る委員会に照会をかけたところ、90の委員会から回答を得た。

その結果、会員を学校に派遣したことがあると回答した委員会は55、ないと回答した委員会は35であった。



2 2018年4月から現在までに委員会において、会員を学校に派遣して行った授業の内容はどのような内容か（複数回答）【回答数3590回】

前項で会員を学校に派遣したことがあると回答した55委員会を対象に、行った授業の内容を調査したものであり、授業総数3590回の内訳は以下の表のとおりであった。行った授業の内容は①～⑰項目に分類し、①及び④など科目を複数回答している場合、重複としてまとめて表記した。

行われた授業の内容	回答数	回答割合
① 法や決まり、ルールの必要性、意義	89	2.5%
② 個人の尊重・人権保障と国家との関係	187	5.2%
③ 国民主権・民主主義の意義	151	4.2%
④ 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	32	0.9%
⑤ 犯罪の処罰と刑事司法制度	301	8.4%
⑥ 契約と消費者保護	118	3.3%
⑦ 労働者の権利	86	2.4%
⑧ 家族関係と法	0	0.0%
⑨ 情報リテラシー	102	2.8%
⑩ 議論の能力	32	0.9%
⑪ 犯罪予防・非行予防	83	2.3%
⑫ いじめ予防	1627	45.3%
⑬ 差別をなくす教育	33	0.9%
⑭ 校則問題	7	0.2%
⑮ 性教育・性と法	180	5.0%
⑯ キャリア教育、職業紹介・講話等	224	6.2%
⑰ その他	101	2.8%
不明	183	5.1%
未回答	2	0.1%
重複	52	1.4%

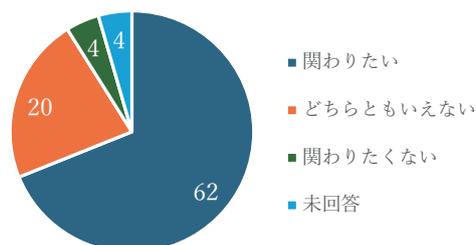
学校に対するアンケート同様、⑫いじめ予防授業の割合がほぼ半数と非常に高く、次いで⑤犯罪の処罰と刑事司法制度の割合が高くなっている。

3 弁護士を派遣した経緯について 【回答数3590回】

派遣の経緯	回答数	回答割合
学校から弁護士会宛に依頼があった。	2094	58.3%
学校から委員会宛に依頼があった。	1037	28.9%
学校から委員会所属の会員宛に依頼があった。	149	4.2%
各弁護士が自治体や学校へ授業を紹介して、派遣につながった。	6	0.2%
その他	284	7.9%
不明	20	0.6%
合計	3590	

4 今後、学校教育に関わりたいと思うか 【回答数90委員会】

本節第1項において回答のあった90の委員会のうち、学校教育に「関わりたい」と答えた委員会は62委員会、「どちらともいえない」と回答した委員会は20委員会、「関わりたくない」、「未回答」の委員会はそれぞれ4委



員会であった。各弁護士会、各委員会の実情があると思われるが、関わりたくないとの回答は極めて少数であった。

5 今後、学校教育に関わりたいと思う分野について（複数回答有）【回答数90委員会】

関わりたいと思う分野	回答数
① 法や決まり、ルールの必要性、意義	17
② 個人の尊重・人権保障と国家との関係	20
③ 国民主権・民主主義の意義	20
④ 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段	14
⑤ 犯罪の処罰と刑事司法制度	15
⑥ 契約と消費者保護	17
⑦ 労働者の権利	14
⑧ 家族関係と法	11
⑨ 情報リテラシー	10
⑩ 議論の能力	13
⑪ 犯罪予防・非行予防	18
⑫ いじめ予防	17
⑬ 差別をなくす教育	18
⑭ 校則問題	11
⑮ 性教育・性と法	12
⑯ その他	9
⑰ キャリア教育、職業紹介・講話等	5

6 弁護士会に対するアンケート結果への分析・考察

各弁護士会、各委員会によって事情は異なるのであり、学校に会員を派遣することが多いことが良いわけではないものの、各単位会において会員を学校に派遣した実績があることが判明した。

実際に派遣された経緯として、学校から弁護士会ないしは委員会に対する派遣依頼があったとするものがほとんどである。上述した学校に対するアンケートとの関連で見れば、教育委員会等が弁護士会を紹介したり、弁護士会側から連携できる授業を開示したりしていたからこそ、弁護士会側に派遣依頼が来るものと思われ、今後、学校側との連携を広げ深めていくためには、より教育委員会等との関係を強化することや学校への広報を積極的に行っていくことが考えられる。

実際に行われてきた授業については、ほぼ半数がいじめ予防授業である。学校側としても、いじめ対応は深刻な問題であり、これまで弁護士が行ってきたいじめ予防授業がいじめの未然防止策として有用と認められているからこそ、広がりを見せこの数字となっているものと推測される。日本弁護士連合会が2018年1月30日にスクールロイヤーの整備を求める意見書を文部科学省に提出し、その後に文部科学省がスクールロイヤー制度を導入したことでより弁護士に対するアクセスが容易となったことも一因と思われる。

今後、学校教育に関わっていきたいかについては、各弁護士会における会務の担い手不足の問題もあり、約4割の委員会が「関わりたい」と回答していないという問題は、数字以上に深刻な問題である。6割の委員会が「関わりたい」と回答しているとしても、これが無償かつ交通費も出ないという状況では数字が変動するものと思われる。いかに子どもたちに対してより良い授業を提供する準備ができているとしても、弁護士のやりがいのみに頼ってでは持続することはできないのであり、スクールロイヤー制度のように適切な予算を確保してもらう必要性が高い。

今後の学校教育に関わっていきたい分野についてはほぼ満遍なく回答が得られている。学校教育で扱う分野をより深めていく授業や、そもそも学校教育ではほとんど扱わない分野もあり、これらについて弁護士会側が関わっていきたいとの意欲を持っている点は非常に有用な結果であった。

第3章 各弁護士会の広報

第1節 広報の重要性

前章のとおり、各弁護士会では、学校教育分野について、それぞれ数多くの取り組みを行ってきた。ところが他方、今回の学校宛アンケートの結果によれば、約84%の学校が弁護士による授業を実施したことがないと回答している。そして、弁護士による授業を実施していない理由について、次のような回答をしている（複数回答）。

- ・ 弁護士が行う授業内容が不明（973／2212回答）
- ・ 弁護士と連携する方法がわからない（857／2212回答）
- ・ 弁護士が授業を行っていることを知らなかった（657／2212回答）
- ・ 授業費用の金額がわからず不安がある（579／2212回答）

このアンケート結果は、各弁護士会の努力にもかかわらず、弁護士による授業のことが、各学校になかなか伝わっていない部分があることを物語っている。

したがって、学校において弁護士による授業を広く実施するためには、広報活動も重要である。そして、その広報活動では、次の点に留意することが必要であると思われる。

- ・ 具体的な授業内容、対象学年、対応教科の紹介
- ・ 授業費用の紹介
- ・ 情報伝達の手段（媒体等）
- ・ 弁護士側の授業実施申込み窓口の案内
- ・ 学校、自治体との継続的な連携体制の構築

次節以降では、弁護士会の広報活動の事例を紹介する。

第2節 広報活動の事例

※各弁護士会で発行しているチラシ、パンフレット類については、紙幅の関係で、ウェブサイトなどで入手できるものはURLを掲載するにとどめたので、そちらを参照されたい。

第1 東京弁護士会

1 パンフレット送付

東京弁護士会が実施する法教育授業を紹介するパンフレット（申込書付き）を毎年6月中下旬に東京都（多摩支部内を含む）の公立・私立・国立の小・中・高、大学（短大、専門学校含む）の計約2700箇所を送付している。

また、法教育パンフレットに同封する形で個別委員会の法教育イベントのチラシも送付している。同封する法教育委員会のチラシの中には、一年間の個人参加型イベントを紹介するとともに二次元コードをつけて各イベントへの事前登録ができるようにしているものがある。冬休み裁判傍聴会のチラシは図書館へ送付している。

法教育プログラム



東京弁護士会

2024年6月発行
発行者：東京弁護士会

弁護士が出張授業を行います



体験型



裁判員ってどんな仕事？



有罪？無罪？
- 刑事模擬裁判



裁判をやってみよう
- 民事模擬裁判



ルール作りを
体験しよう！



刑事裁判を見てみよう

弁護士による出張授業を行います。
授業の詳細は、このパンフレットおよび下記
ウェブサイトをご覧ください。
授業によっては、学校のニーズに合わせた授業
を提案いたしますので、ご相談ください。

<https://www.tcben.or.jp/manabu/>
(東京弁護士会HP 「法教育プログラム」)



申込手順

1 学校でプログラムを決める。
実施を希望するプログラムの内容、時期、人数
等を決めてください。

2 申込みを行う。
ウェブまたはFAXにてお申し込みください。
※電話での申込みは、受け付けていません。

●ウェブ申込みページはこちらです。
<https://ws.formzu.net/fgen/S385969478/>



●FAX申込み用紙は、上記ウェブサイトからダウ
ンロードするか、このパンフレットの巻末申込
書をご利用ください。

申込受付後、東京弁護士会法教育総合センター
から受付のご連絡をいたします。



講義型



いじめ予防授業



デットロクについて
考えよう



少年事件と
少年非行を学ぶ



犯罪の被害者支援に
おける弁護士の仕事



違法バイト・薬物・SNS
の怖さを知ろう



18歳選挙



働く前に知っておこう
- 労働のルール



消費者問題って
なんだろう



セクハラ



性の多様性



「多文化共存社会」
の実現に向けて



「難民」から見る日本



環境について考えよう



憲法出前講座
- 憲法ってなんだろう



弁護士の仕事・司法制度ってなんだろう

費用について

- いじめ予防授業は有償です。
講師1名あたり税込11,000円(上限2コマまで)。
初回利用など事情がある場合は応相談。
保護者講演は授業とは別に費用が必要です。
- その他の授業は、謝礼の有無にかかわらず、実施を
検討いたします。
- 模擬裁判では小道具の返送費用をご負担いただきま
す。

【 対応教科・領域一覧 】

こんな授業で利用できます！ 発達段階に応じた法教育を行います！

カテゴリー	プログラム名称	掲載頁	国語	社会	保健体育	家庭科	学級活動	道徳	総合的学習				生活指導	特別活動	
									全般	生活	キャリア	コミュニケーション			
体験型	裁判員ってどんな仕事？	3		○			○	○	○		○	○			
	刑事模擬裁判 ～刑事裁判をやってみよう！～	3	○	○				○	○		○	○		○	
	民事模擬裁判 ～民事裁判をやってみよう！～	4	○	○				○	○		○	○		○	
	ルール作り ～みんなが納得できるルールを考えよう！～	4		○				○	○		○	○		○	
	刑事裁判傍聴 ～刑事裁判を見て考えよう！～	5		○					○	○				○	
講義型	弁護士による犯罪被害者支援 ～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～	5		○			○	○	○				○	○	
	憲法ってなんだろう ～憲法出前講座～	6		○						○					
	18歳選挙と選挙権の大切さ	6		○			○		○						
	環境問題出前授業 ～持続可能な社会に向けて～	7		○		○	○	○	○	○	○		○	○	
	働く前に知っておこうー労働のルール	7	○	○	○	○		○			○				
	反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために ～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～	8		○	○			○	○	○				○	○
	ストップ！消費者被害 ～被害者・加害者にならないために～	8		○		○		○	○	○				○	○
	少年事件と少年非行を学ぶ	9		○				○	○	○				○	
	いじめ予防授業 ～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～	9		○				○	○	○				○	
	デートDVについて考えよう	10		○	○	○		○	○	○				○	○
	しない・させないセクシュアルハラスメント	10		○	○	○		○	○	○				○	○
	性の多様性について考えよう	11		○	○	○		○	○	○				○	○
	「難民」から見る日本	11		○				○	○	○					
多文化共生社会に向けて	12		○				○	○	○						
職業紹介 ～弁護士の仕事を知ろう！～	12		○							○					
個人参加型	(1) 真休みジュニア・ロースクール (2) オータムスクール (3) 冬休み裁判傍聴会	13	○	○				○	○					○	

「裁判員ってどんな仕事？」

道徳 学級活動 社会 総合
小 中 高 大 一般

- (1) **ねらい** 裁判員の仕事を模擬体験できる企画です。
 生徒から自由に意見を出してもらい、議論して結論を出すというプロセスを経験することができます。
- (2) **対象者** ・小学生～大学生。
 ・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) **形式** ・講義形式、体験形式 ・所要時間 2コマ（100分～120分）
 ・クラス単位又は全クラス合同
 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) **内容** 刑事裁判DVDを見て、裁判員となったつもりで、題材にそって、犯人かどうか、殺意があったか、正当防衛となるかを話し合い、評決を出してもらいます。

① DVDを鑑賞



② 評議・評決



※刑事裁判DVDは複数題材がありますので、ご希望に応じて調整します。

「刑事模擬裁判」～刑事裁判をやってみよう！～

社会 総合 国語 特別活動
小 中 高

- (1) **ねらい** ① 刑事裁判の手續や意義を学ぶことを通して、人権保障の意味を考えるきっかけにする。
 ② 裁判官・検察官・弁護人の役割を学ぶとともに、キャリア教育に役立てる。
 ③ 自分と異なる意見に対して、自分の意見を説明し理解してもらうための方法を考える。
- (2) **対象者** ・小学5年生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) **形式** ・体験形式
 ・小学生 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
 ・中高生 事前指導（2コマ）＋本番（2コマ）※事前指導と本番は、原則1週間以上期間を空けてください。
 ・クラス単位又は全クラス合同
- (4) **内容** 小学生向けのシナリオと中高生向けのシナリオがあり、児童・生徒の参加方法は多少異なりますが、児童・生徒全員が参加できるように作成しています。
 児童・生徒には、①シナリオにしたがって裁判官・検察官・弁護人役を実演する、②シナリオにはない質問を考えて実際に質問する、③裁判官の立場に立って判決を考える等の方法で参加してもらいます。
 児童・生徒の質問等に対して随時弁護士が答えるようにしたり、弁護士から質問をしたり、議論の進行状況を確認したりすることで、授業がスムーズに進行するようサポートします。
 内容の詳細については、当会のホームページをご覧ください。また、授業の進行方法は、学校のご事情に合わせて、多少の変更が可能ですので、ご相談ください。

「民事模擬裁判」～民事裁判をやってみよう!～

道徳 社会 総合 国語 特別活動
小 中 高

- (1) ねらい ① 民事裁判の実演を通して、問題解決の手順や方法を学ぶ。
② 自分と異なる意見に対して、自分の意見を説明し理解してもらうための方法を考える。
③ 立場の異なる者に対して配慮するために、視野を拡げ柔軟な発想を持つ能力を高める。
- (2) 対象者 ・小学5年生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) 形式 ・体験形式
・所要時間 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
・クラス単位又は全クラス合同
- (4) 内容 小学生向けのシナリオと中高生向けのシナリオがあり、児童・生徒の参加方法は多少異なりますが、児童・生徒全員が参加できるように作成しています。
児童・生徒には、①シナリオにしたがって裁判官・弁護士（原告代理人・被告代理人）役を実演する、②シナリオにはない質問を考えて実際に質問する、③裁判官の立場に立って判決又は和解内容を検討する等の方法で参加してもらいます。
児童・生徒の疑問・質問に対しては、随時弁護士が答えるようにし、グループ毎の議論が進まなくなってしまった場合には、弁護士が適宜助言するようにして、授業がスムーズに進行するようサポートします。
内容の詳細については、当会ホームページをご覧ください。
また、授業の進行方法は、学校のご事情に合わせて、多少の変更が可能ですので、ご相談ください。

「ルール作り」～みんなが納得できるルールを考えよう!～

道徳 学級活動 社会 総合 特別活動
小 中

- (1) ねらい ① 立場の異なる意見を尊重しながら、お互いに納得できる解決方法を考えることを学ぶ。
② 単純な多数決が必ずしもよいルールとなるとは限らないことを学ぶ。
③ ルール作りを通して、法律やルール、民主主義の考え方の基礎を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学5年生～中学3年生 ※小4については応相談
- (3) 形式 ・講義形式（児童・生徒のディスカッション）
・所要時間 本番（2コマ）※但し、学校での事前準備が必要
・クラス単位又は全クラス合同 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 マンションや地域で生じた問題が設定されており、その問題を解決するためには、どのようなルールを作ればよいかを考えてもらいます。
それぞれの児童・生徒に各シナリオに登場する利害の異なる登場人物（5名ほど）になりきってもらい、班毎にそれぞれの立場からディスカッションをして、ルールを作ってもらいます。
各クラスに指導担当弁護士を配置し、各班から出された質問に答え、議論が進んでいない班にはそれまでの議論を整理できるよう質問を投げかけ、議論のポイントを明確にする等のフォローをするようにして、授業がスムーズに進行するように配慮しています。
各班が作成したルールは、各班の代表者に発表してもらい、最後に弁護士が講評をします。
授業内容の詳細については、当会ホームページをご覧ください。

「刑事裁判傍聴」～刑事裁判を見て考えよう!～

道徳 社会 総合 特別活動
 中 高

- (1) ねらい ① 刑事裁判を傍聴して、裁判官・検察官・弁護人の役割を理解する。
 ② 刑事裁判の手続を知ること、刑事裁判の持つ意味や、人権保障について考える。
- (2) 対象者 ・中学生～高校3年生 ※大学生は応相談
- (3) 形式 ・弁護士会館 及び 東京地方裁判所
 ・9時～12時 又は 12時30分～15時30分
 ・原則として、引率の先生も含め5人以内(25人を超える場合は、ご相談ください。)
- (4) 内容 9:00(12:30) 弁護士会館に集合
 弁護士から刑事裁判手続及び傍聴の際の注意事項について説明
 9:30(13:00) 裁判所へ移動
 10:00(13:30) 裁判傍聴
 11:00(14:30) 弁護士会館に戻り、質疑応答
 傍聴した事件についてだけでなく、担当弁護士が経験した事件、刑事事件以外の弁護士の仕事や生活、司法試験受験等について、幅広くお話しすることもできます。
 12:00(15:30) 解散
 ※ どのような事件の裁判が開かれるかは、当日にならないと分かりません。裁判所の事情や傍聴にふさわしい事件がない等の理由により、傍聴ができないことがあります。その場合は、弁護士会において、弁護士との懇談会をさせていただきますので、ご了承ください。

「弁護士による犯罪被害者支援」

～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～

総合 道徳 学級活動 生活指導 社会 特別活動
 小 中 高 大 一般

- (1) ねらい ① 犯罪被害者を支援する弁護士の活動について知る。
 ② 犯罪被害者が刑事手続・民事手続でできることについて知る。
 ③ その他犯罪被害にかかわる知識を得る(被害者の置かれた状況、SNSの危険性など)。
- (2) 対象者 ・小学5年～一般
- (3) 形式 ・講義又はディスカッション方式 ・所要時間 1単位(45分～1時間程度)
 ・クラス単位又は全クラス合同 ・土曜日の授業も可能です。
 ・ご希望に応じて柔軟に対応します。
- (4) 内容 犯罪被害者の支援に関するものであれば、ご希望に応じて内容を組み立てます。
 例として、以下のような授業を実施しています。
 1 痴漢事件を題材として(被害者の方が刑事・民事手続でできること、相談窓口、犯人特定のために確認しておく点など)
 2 SNSをきっかけに犯罪に巻き込まれる事例を題材として(SNS利用の注意点、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口など)
 3 職業紹介(犯罪被害者支援に関する活動)
 4 被害者参加って何?(被害者参加制度について)
- (5) 申込期限 原則として実施希望日の概ね1か月前まで(内容による)



「憲法ってなんだろう」～憲法出前講座～



- (1) ねらい ① 憲法に定められている人権について学ぶ。
② 憲法が国民の自由を守り、国家権力を縛るものであること（立憲主義）を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学5年～高校3年生
- (3) 形式 ・生徒との対話形式
・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
・原則クラス単位 ・事前準備は不要です。・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 中学校以上のクラスでは、実際にあった事件（判例）を題材としてお話しします。
具体的なテーマは次の通りです。
・憲法改正（事例ではなく、改正手続きや昨今の議論状況について）
・憲法9条（自衛隊イラク派遣事件）
・平等権（婚外子相続差別事件、芝信金昇給昇級差別事件）
・表現の自由、プライバシー（石に泳ぐ魚事件）
・知る権利、報道の自由（外務省機密漏えい事件）
・生存権、健康で文化的な最低限度の生活（朝日訴訟事件）
・ハンセン病事件（立憲主義）
※他にも多数あります。テーマについては、ご要望に応じます。また、職業紹介や弁護士や司法に関する質疑応答にも対応しますので、ご相談ください

18歳選挙と選挙権の大切さ



- (1) ねらい ① 選挙権の大切さについて学ぶ。
② 民主主義の意義の理解、それを支える市民としての自覚を促す。
- (2) 対象者 ・中学1年～大学生
- (3) 形式 ・生徒との対話形式 ・講演方式
・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
・クラス単位 ・学年単位
- (4) 内容 ・普通選挙が確立するまでの歴史を振り返ります。
男子にしか選挙権が認められなかった選挙制度の下で、戦争に至った我が国の歴史について考察します。
・憲法がなぜ民主政を保障したのか、選挙が民主政を実現する上で果たす役割や機能についてお話しします。
・投票しないという選択がもたらす影響について、考えます。
・外国籍の人には選挙権が認められていないことについて、検討します。
・選挙活動のルールにも言及します。
※職業紹介や弁護士を目指した理由など、さまざまな質問にも対応しています。

「環境問題出前授業」～持続可能な社会に向けて～

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 特別活動

小 中 高

- (1) ねらい ① 自然や生き物を大切に、無駄をなくしながら豊かに暮らすことの重要性を学ぶ。
② 環境資源の大切さを理解するとともに、自分だけでなく他の人の立場に立って考えることの重要性を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学4年～高校3年生
・所要時間 1単位又は2単位（50分～120分）
- (3) 形式 ・講義形式
・所要時間 1～2単位（45分～90分）※ご要望に合わせて調整いたします。
・クラス単位又は全クラス合同
・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 環境をめぐるあらゆる問題を題材に授業を行います。
- ・ごみ収集
 - ・公共事業
 - ・再生エネルギー
 - ・環境汚染と情報
 - ・動物殺処分
- ※上記の問題以外でも、環境に関するテーマについては、御要望に応じて題材を作成の上、講師の派遣をいたしますので、ご相談ください。



「働く前に知っておこうー労働のルール」

道徳 社会 総合 家庭科 国語 保健体育

小 中 高 大

- (1) ねらい ① 働くことの意味を知る。
② 現代の労働問題の実態や、解決方法（解決機関等を含む）を学ぶ。
③ 従業員として、あるいは経営者として、知っておくべき労働の法的ルール等を学ぶ。
- (2) 対象者 ・小学1年～大学4年（短期大学生、大学院生、専門学校生も可）。
- (3) 形式 ・講義形式、ディスカッション方式、クイズ方式等、ご要望に応じてアレンジします
・所要時間 1～2単位（約45分～90分）※時間割に合わせて、短縮・延長可能
・クラス単位又は全クラス合同
・Zoom等のオンライン形式の授業にも対応いたします
- (4) 内容 具体的なテーマは次の通りです。
- ・「働く」とは？ アルバイトにはどんな権利がありますか？【労働契約の一般的ルール】
 - ・就職活動の時、何に気を付けたらいいですか？【採用までの法律】
 - ・給料や働く時間、解雇等についての法律は、どうなっていますか？【労働法の基礎知識】
 - ・会社の先輩から厳しく叱られ、体調を崩してしまいましたがどうすればよいですか？
【パワハラ、職場でのいじめ】
 - ・会社の上司から交際を申し込まれ、断ったら辞めさせられましたがどうすればよいですか？【セクハラ】
 - ・ブラック企業、ブラックバイトの実態は？ どうやって見分ければよいですか？
※上記のうち複数のテーマを取り上げることが多いです。また、これら以外のテーマを取り扱うことや、職業紹介、弁護士や司法に関する質疑応答にも対応いたします。

「反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために」

～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～

道徳 学級活動 社会 総合 生活指導 保健体育 特別活動
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい
- ① 暴力団や「半グレ」等の反社会的・組織的犯罪集団の本質・実態を理解し、肯定的なイメージをもつことがないようにする。
 - ② 反社会的・組織的犯罪集団に関わり、犯罪（違法薬物売買、売春強要、通常のアパートを装って犯罪行為に加担させる「闇バイト」等）に被害者や加害者として巻き込まれないために、日々の生活で気を付けることについて学ぶ。また、もしそのような危険が迫ったとき、どのように対応したらいいのかについて考え、行動できる力を養う。
 - ③ 自他の権利を大切にすることを学び、学校生活・社会生活にも活かしていく。
- (2) 対象者
- ・小学5年～一般
- (3) 形式
- ・講義形式 所要時間 1単位（40～60分。予定時間に依りて柔軟に対応可）
 - ・クラス単位又は全クラス合同 事前準備は不要です。 土日の授業も可能です。
- (4) 内容
- ① 弁護士による講義
 - ・反社会的・組織的犯罪集団（暴力団等）ってどんな人たち？ ・何をして稼いでいるの？
 - ・そのような組織の人たちでもいい人はいるんじゃないの？
 - ・暴力団や半グレはカッコいいか？
 - ・そのような組織の人たちと関わらないためには？ もしも関わってしまったら？
 - ・SNS に潜む危険性 ・組織的犯罪集団のいない社会を作るには
 - ② 動画・DVD 教材の視聴
 - ※テーマや内容については、ご要望への対応も可能ですので、ご相談ください。
 - ※実施の概ね2か月前までにお申込みください。

「ストップ！ 消費者被害」 ～被害者・加害者にならないために～

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 特別活動
小 中 高 大 一般

- (1) ねらい
- ① 契約に関する基礎知識や、消費者被害の実例、被害に遭った場合の解決法を学ぶ。
 - ② 被害者にならないようにするだけでなく、加害者側にならないための心構えを学ぶ。
 - ③ 悪質商法や投資トラブルなどの消費者被害から身を守るための知識を身に付けることで2022年4月の高等学校学習指導要領の改訂で導入された「生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理」の能力を実効性のあるものとする。
 - ④ 消費者被害のない社会を作るために消費者一人ひとりができることを考える。
- (2) 対象者
- ・小学1年～一般 地域・保護者の方、教員への授業にも対応いたします。
- (3) 形式
- ・講義形式や所要時間は適宜調整可能です。リモート形式の授業など、にも対応可能です。
- (4) 内容
- ① 契約の基礎知識、②実際に身近で発生している様々な消費者被害事例（例：マルチ商法、金融商品取引トラブル、デート商法、副業・内職トラブル、スカウト詐欺等）の紹介、③加害者になるケースの紹介、④トラブルの入り口になっているSNSについての注意喚起、⑤クーリング・オフ等不当な契約から逃れる方法、⑥成年年齢引下げと若年者の消費者被害増加の懸念、⑦消費者市民社会の理念やSDGsの目標に照らし、消費者被害のない社会を構築するために、私たち消費者一人ひとりがどのように行動すべきかについて、などを中心に、ご要望に応じて講義で取り上げる題材を選択し、授業を行います（弁護士の仕事、弁護士に対する質問などに答える質問タイムを設けることもあります）。

「少年事件と少年非行を学ぶ」

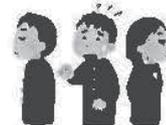
道徳 学級活動 社会 総合 生活指導
 中 高 一般

- (1) ねらい ① 少年非行の背景について学ぶ。
 ② 少年法の理念・手続きと少年の更生について学ぶ。
- (2) 対象者 ・ 中学1年生～（応相談） ・ 地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・ 講義形式
 ・ 所要時間 1単位（45分～50分）
 ・ クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
 ・ 土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 少年非行について、以下のような授業を行います。授業構成については必要に応じてご相談ください。
 ・ 少年事件の手続の流れについての説明
 ・ 少年事件における弁護士（弁護人・付添人）の役割についての説明
 ・ 少年事件における被害者・非行少年が抱える問題についての解説
 ・ 講師の具体的経験に基づいたケース紹介

「いじめ予防授業」～ 弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～

道徳 学級活動 社会 総合 生活指導
 小 中 一般

- (1) ねらい ① いじめの問題を通して人権の大切さについて考える。
 ② いじめの被害が酷くなる前に予防できる方法を考える。
 ③ いじめを止めるためにひとりひとりができることを考える。
- (2) 対象者 ・ 小学5年生～中学3年生（高校生もご相談ください。）
 ・ 保護者向けの講演も承ります。
 ※ 教職員向け研修については申込方法が異なりますので個別にお問い合わせ下さい。
- (3) 形式 ・ 講義形式（一部ワーク形式も可） ・ 所要時間 1単位（45分～50分）
 ・ クラス単位又は全クラス合同 ・ 土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容 過去に起きた実際のいじめ自殺事件などを題材に「人権」の観点から授業を行います。ご要望に応じて、ネットやSNSをめぐるいじめを扱った授業も実施可能です。
 （授業構成の一例）
 ・ いじめと「人権」の関係
 ・ いじめられる側が悪いのか？（許されるいじめはないこと）
 ・ いじめを受けた人の心を考える ―コップの水に例えて―
 ・ いじめが加害者や傍観者に残す傷
 ・ いじめの四層構造（いじめを止めるためにできることを考える）
 ※ 授業希望日は申込みから2か月以上先の日にちをご指定ください。

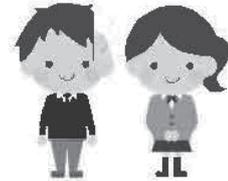


- (5) 費用 いじめ予防授業は有償となります。講師一人あたり税込11,000円（上限2コマ）です。保護者向け講演も別途有償にて承ります。詳細は東京弁護士会のホームページから「東弁にできること」→「法教育プログラム」→「いじめ予防授業」の費用一覧をご覧ください。

「デートDVについて考えよう」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
 中 高 一般

- (1) ねらい ① 暴力とは何か、対等な人間関係とは何かを学ぶ。
 ② デートDVの被害が酷くなる前に予防できるように学ぶ。
 ③ デートDVを防ぐためにひとりひとりができることを考える。
- (2) 対象者 ・ 中学1年～高校3年生
 ・ 地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・ 講義形式
 ・ 所要時間 50～100分程度（できれば2コマが望ましいです）
 ・ クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
- (4) 内容 デートDVの具体例、過去に起きたストーカー事件などを題材に、「人権」の観点から授業を行います。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・ 暴力とは何か？
 - ・ デートDVとは何か？
 - ・ 性的同意とは何か？
 - ・ 対等な人間関係を築くにはどうすればよいか？
 - ・ ストーカーやリベンジポルノの問題（実際の事件から学ぶ）
 - ・ デートDV被害者のインタビューを聞いてみる。
 - ・ ロールプレイ
 - ・ セルフチェック（チェックリストを使って自分の意識を知る）
 - ・ 困ったときの相談窓口紹介、質疑応答



「しない・させないセクシュアルハラスメント」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
 中 高 一般

- (1) ねらい ① セクハラ背景にある人権問題や男女間の不平等について学ぶ。
 ② 社会に出てからも役立つコミュニケーションのあり方について考える。
 ③ セクハラとはどういう言動を指すのか、それに対処するにはどうすればよいのかを学ぶ。
- (2) 対象者 ・ 中学1年～高校3年生 ※労働問題であるため、できれば高校生以上が望ましいです。
 ・ 地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式 ・ 講義形式または模擬裁判形式
 ・ 所要時間 50～100分程度（模擬裁判形式の場合は120分程度）
 ・ 講義形式の場合はクラス単位、模擬裁判形式の場合は学年単位が望ましいです。
- (4) 内容 セクハラ具体例、過去に起きたセクハラ事件などを題材に、「人権」の観点から授業を行います。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・ セクハラとは何か？セクハラに対処するにはどうすればよいか？
 - ・ 具体的事例の紹介・ロールプレイ・相談窓口紹介
 - ・ 実際のセクハラ被害者の生の声のご紹介。
 - ・ 模擬裁判形式の場合は、会社の部下が上司に対して、セクハラをされたと訴えた事例を用います。生徒の数名に代表になってもらい、代理人弁護士と裁判官役を担当してもらいます。各チームに弁護士がフォローにつきます（セクハラ被害者と加害者の役は弁護士が担当します）。代表以外の生徒にも尋問や判決の内容を考えてもらいます。
- ※模擬裁判形式の場合は、事前の準備で生徒とのやりとりが必要ですので、少なくとも授業実施の3ヶ月以上前にお申込をお願いいたします。



「性の多様性について考えよう」

道徳 学級活動 社会 総合 家庭科 生活指導 保健体育
小 中 高 一般

- (1) ねらい ① 性は、身体の性、その人が自認する性、誰を恋愛対象とするかなどの観点から、多様なあり方が存在することを知る。
 ② 一人ひとりが自分らしくいられるためにはどうすればよいかを考える。
- (2) 対象者
 ・小学高学年～高校3年生
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式
 ・講義形式
 ・所要時間 90分程度
 ・クラス単位が望ましいですが、それ以外もご相談ください。
- (4) 内容 「セクシュアル・マイノリティ (LGBT)」について、基礎からわかりやすく授業を行ないます。詳細な内容については、オーダーメイドいたします。
- ・性の多様性とはどういうことか？
 - ・セクシュアル・マイノリティに関する基礎知識
 - ・事例の紹介
 - ・セクシュアル・マイノリティ当事者からのメッセージ
 - ・ロールプレイ
 - ・グループワーク
 - ・困ったときの相談窓口紹介、質疑応答



↑
LGBT の尊厳を象徴する旗です。

「難民」から見る日本

道徳 学級活動 社会 総合
小 中 高 一般

- (1) ねらい ① 「難民」とは、どのような人たちかを知る。
 ② 日本にたどり着いた難民がどのようにして受け入れられ、または受け入れられていないのかについて学ぶ。
 ③ 今後日本が難民問題とどう向き合っていくべきかについて考える。
- (2) 対象者
 ・小学5年～高校3年生
 ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式
 ・講義形式
 ・所要時間 原則2単位(90分) ただし応相談。
 ・原則クラス単位 ・事前準備は不要です。・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容
- ・そもそも「難民」がどのような人々なのかを知ります。
 - ・その中にわずかに日本に逃れてきた人々がいること、それに対する受け入れ制度(難民認定制度)を学びます。
 - ・日本が他の先進諸国に比べて難民の受け入れが極端に少ない実態や、難民として認められるまでの困難な道のりについて、実際の事例を素材に学びます。
 - ・日本に逃れてきた難民の声を紹介し、今後、日本が難民問題に対してどのように向き合っていくべきかについて考えます。

「多文化共生社会に向けて」



- (1) ねらい
- ① 国籍や民族・人種に基づく差別（人種差別）の実態を知る。
 - ② 人種差別がなぜ許されないのかを学ぶ。
 - ③ 人種差別をなくすために、どうしたらよいか考える。
- (2) 対象者
- ・小学5年～高校3年生
 - ・地域・保護者の方、教員への授業も対応します。
- (3) 形式
- ・講義形式
 - ・所要時間 原則2単位（90分）ただし応相談。
 - ・クラス単位又は全クラス合同。 ・事前準備は不要。 ・土曜日の授業も可能です。
- (4) 内容
- ・実際に起きた人種差別に関する事件（判例）を、漫画や映像で紹介し、差別の実態を知ります（原告・被告チームに分かれて意見を述べてもらうこともあります）。
 - ・人種差別により傷つけられた人々の声を紹介するとともに、社会全体に与える影響を学びます。
 - ・人種差別をなくすための条約や法律があることを学びます。
 - ・人種差別をなくすためにどうしたらよいかを考えます。

「職業紹介」～ 弁護士の仕事を知ろう！～



- (1) ねらい
- ① 日常生活に法律が密接に関係していることを学ぶ。
 - ② 法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の役割や司法制度について学ぶ。
 - ③ 弁護士の実体験や法曹養成制度について聞くことで、将来の職業選択の参考にする。
- (2) 対象者
- ・小学5年生～高校3年生。
- (3) 形式
- ・講義形式（質疑応答あり） ・所要時間 1～2コマ
 - ・クラス単位又は全クラス合同
 - ・土曜日の授業も可能です。
 - ・オンライン形式の授業については別途ご相談ください。
- (4) 内容
- クラス又は学年ごとに1～2名の弁護士が担当します。
- 担当弁護士は、日常生活では意識されていないだけで常に法律と関係していること（日々行っている買い物は売買契約であること、ご近所トラブルや交通事故の解決に法律が関係すること、アルバイトは労働契約であること等）、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の役割や仕事の内容、司法試験制度、担当弁護士の実体験などをお話します。
- 担当弁護士の話を通して、司法制度を知り、学校の授業で学習した三権分立や人権保障について考え、キャリアデザインの参考にしてもらいます。
- 担当弁護士は、それぞれの経験に基づきお話ししますので、お話しする内容が決まっているわけではありません。担当弁護士とご担当の先生との間で事前の打合せ（電話・メール）を行い、各学校のご要望に応じて、お話しする内容を調整することも可能ですので、詳細については当会事務局までお気軽にお問い合わせください。

「個人参加型プログラム」

道徳 社会 総合 国語 特別活動
小 中 高

生徒個人お申し込みいただくプログラムです。実際に裁判を傍聴・体験してもらうことで、法律や弁護士（を含む法曹）の仕事などへの興味・関心を深めてもらうことを目的としています。先生方から生徒さんにご紹介ください。

(1) 夏休みジュニア・ロースクール

- ・夏休み期間中、弁護士会館で、次のプログラムを実施します。
 - 小学5年・小学6年 「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」
 - 中学生・高校生 「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」「刑事裁判傍聴」
- ・5月下旬頃から、東京弁護士会のホームページで募集します。
- ・各プログラムの内容は、学校単位で行う場合と同じですので、該当ページをご参照ください。

(2) オータムスクール

- ・11月に、日本公認会計士協会東京会と共催で、会計と法律（模擬裁判）に関するプログラムを1日で実施します。「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」いずれとなるかは、年度により異なります。
- ・対象者は、中学1年生～中学3年生です。
- ・7月末頃から、東京弁護士会（及び日本公認会計士協会東京会）のホームページで募集します。

(3) 冬休み裁判傍聴会

- ・冬休み期間中、弁護士会館及び東京地方裁判所で実施します。
- ・対象者は、中学1年生～高校3年生です。
- ・11月頃から、東京弁護士会のホームページで募集します。

〈送信先〉FAX03-3581-0865

法教育授業申込書

東京弁護士会法教育総合センター 宛

申込日 年 月 日

下記のとおり、法教育授業を実施したいので、講師の弁護士派遣を希望します。

プログラム	<input type="checkbox"/> 裁判員体験 <input type="checkbox"/> 刑事模擬裁判 <input type="checkbox"/> 民事模擬裁判 <input type="checkbox"/> ルール作り <input type="checkbox"/> 刑事裁判傍聴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援 <input type="checkbox"/> 憲法 <input type="checkbox"/> 18歳選挙 <input type="checkbox"/> 環境問題 <input type="checkbox"/> 労働 <input type="checkbox"/> 反社会的集団 <input type="checkbox"/> 消費者問題 <input type="checkbox"/> 少年非行 <input type="checkbox"/> いじめ予防 <input type="checkbox"/> デートDV <input type="checkbox"/> セクハラ <input type="checkbox"/> 性の多様性 <input type="checkbox"/> 難民 <input type="checkbox"/> 多文化共生 <input type="checkbox"/> 職業紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()
希望日時 ※メニューごとに 申込期限が異 なります	★中高生刑事模擬裁判の希望日時は、第1希望に事前指導、第2希望に本番をご記入下さい。 〈第1希望〉 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 〈第2希望〉 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分
授業の ねらい	★上記の項目に☐を付けた上で、具体的テーマと内容をご記入下さい
学校名	
対 象	①学年： 年生 クラス ②人数： 名 ③希望：クラス別 / 合同
所在地	〒 - 最寄駅 線 駅から 分
TEL・FAX	TEL FAX
(フリガナ)	
担当者	お名前 担当科目
(フリガナ)	
メールアドレス	
連絡事項	★実施可否の回答期限についてご要望がございましたら、こちらにご記入ください。
弁護士への 謝礼	ご予算 円 ※ いじめ予防授業は有償です (講師1名あたり税込1万1千円 (上限2コマまで) 初回利用など事情がある場合は 応相談)。保護者講演は授業とは別に費用が必要です。 その他の授業は、謝礼の有無に関わらず実施の検討をいたします。

★希望日時は、第1希望のみでも可。

★希望日に応じられない場合もあります。その際は調整させていただきます。

★模擬裁判では小道具の返送代金をご負担いただけます。

【問合せ先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

Web申込も可能です!

東京弁護士会法教育総合センター (広報課内) TEL03-3581-2251 FAX03-3581-0865



2 ウェブサイト (<https://www.toben.or.jp/manabu/>)

法教育授業申込みは、①パンフレットに添付してある申込書を使用してFAXで申し込む、②東弁HPから申込書をダウンロードしてFAXで申し込む、③東弁HPの申し込みフォームからウェブ申し込みをする方法がある（2023年度途中から開始）。これまでは②方法が多数だったが、③方法の申し込みも増加している。

なお、東京弁護士会の法教育授業は10以上の委員会がそれぞれ法教育授業を実施しており、法教育全体の意思疎通を図るために「法教育総合センター」を設けている（法教育に関わる委員会から各数名ずつが委員として参加）。

法教育総合センターでは、自治体連携PTと広報PTを設けており、自治体からの予算取りへの働きかけ、東弁HPの改訂などを行っている。

3 Xアカウント (<https://x.com/TobenMedia>)

東京弁護士会のXのアカウントでイベントの告知を行っている。

4 他組織との連携例

警視庁と東京の三弁護士会との間で「若者を犯罪者集団から守るための協定書」が令和4年2月に締結され、民暴委員会実施の授業（小学生～大学生、短大生、専門学校生、少年院生等を対象とする「犯罪の加害者にも被害者にもならないために」等の授業）については、警視庁の費用負担で学校等の団体から弁護士会に申込みが行われている。連携前は年間1、2件（東京弁護士会宛）の申込みだったが、連携後は年間40件程度（東京三弁護士会宛）の申込みとなっている。なお、民暴委員会は、実施済みの授業について、学校等からの了解が得られた場合は、委員会ホームページ内に、授業を実施した旨の報告、授業内容の概要、生徒等からの反応を簡潔に掲載している。

5 東京都への予算要求

東京の三弁護士会は、日本弁護士政治連盟東京支部を通して、東京都議団に対して東京都予算編成に対する要望書を提出している。（東京都議会の主要政党によるヒアリングも行われ、弁護士側から予算付けが必要な重点項目について説明している。）その際に、弁護士会の実施する法教育出張授業について（学校長の判断による予算付けではなく）自治体レベルで予算付けしてもらうことを要求している。

第2 第一東京弁護士会

1 出張授業（通年実施）

(1) 広報活動

第一東京弁護士会では、通年実施している出張授業について、次のような広報をしている。

- ・ 一弁のウェブサイト <https://www.ichiben.or.jp/bengoshi/manabu/mogisaiban.html>
- ・ チラシ <https://www.ichiben.or.jp/data/kouenmogisai20130122.pdf>
- ・ 教員向け研修（法務省主催、三会協賛）（3日間）の中での案内
- ・ 年度末に、過去3年間に依頼のあった学校に対し、郵送で案内（申込書、最新版の教材一覧を同封）

(2) 自治体との連携

また、次のように、自治体との連携も行なっている。

- ・ 台東区との間では協定あり
- ・ 学びのキャンパスプランニング授業（台東区教育委員会の提供授業との連携）
- ・ 年度末に、公立小中学校の対象学年に、授業一覧を郵送で案内等（とりまとめは台東区教育委員会、そこから授業依頼を受ける）

2 ジュニアロースクール（夏季実施）

夏季に実施しているジュニアロースクールについては、次のような広報をしている。

- ・ 年度ごとに、弁護士会館にて開催
- ・ 一弁のウェブサイト

<https://www.ichiben.or.jp/news/oshirase/event/2024060627072.html>

- ・ 一部学校には直接チラシを郵送

小学生 https://www.ichiben.or.jp/news/data/2024summer_jrlaw_es.pdf

中学生 https://www.ichiben.or.jp/news/data/2024summer_jrlaw_jhs.pdf

第3 第二東京弁護士会

1 対象

第二東京弁護士会では、23区内の公立・私立、小中高等学校を対象として、広報活動を行なっている。

2 広報の手段

広報の手段は、①上記学校に対するチラシの年1回送付、②ウェブサイトである。

<https://niben.jp/service/jichitai-kyoiku/education/>

ウェブサイト内容には、出張授業プログラムのメニュー（学校種類別、内容別）と、プログラム内容を選ぶためのフローチャート、授業内容パンフレットが掲載されている。

授業内容パンフレット→https://niben.jp/pdf/niben/pamphlet/pamphlet_22.pdf

第4 東京三弁護士会多摩支部

1 自治体との連携の重要性

外部に対し有償で実施している法教育授業は、各学校の判断（同校の予算）で授業が申し込まれる。校長や教員個人が弁護士による出張授業の必要性を感じている場合、毎年のように授業申し込みがあるものの、校長や教員の異動とともに申し込みがなくなるなど（逆に異動先の学校で申し込みが新たにあることもある）、偶発的な面が避けられない。

これに対し、自治体と連携して出張授業を実施する場合、自治体が出張授業のための予算を確保するため、自治体内の学校で継続的・安定的に出張授業を行うことが可能である。

2 自治体との連携の実際

東京三弁護士会多摩支部では、複数の自治体と連携して弁護士によるいじめ予防授業を実施している。具体的には、国分寺市（小中学校）、西東京市（中学校）、国立市（小学校）でいじめ予防授業を全校実施している。また、立川市では全小中学校29校のうち25校前後（残り数校は他のゲストティーチャーを依頼）で、八王子市では全小中学校108校のうち20～30校（学校数が多く弁護士会として対応できないため年間30校程度に絞ってもらっている。また、同じ日の午前・午後で2校まわられるよう授業日程を調整するなどしている。）でいじめ予防授業を実施している。なお、八王子市は、学校数の関係で講師派遣のキャパシティを超えてしまい全校実施に対応できなかったところ、市の教育委員会から弁護士による出張授業の「代替」となる授業（教員が行う授業）を作成するプロジェクトの打診があり、2022年度に教員と弁護士の共同で授業案を作成した。授業案は、道徳などの教科書にある教材を活用しながら弁護士会の授業の要素や視点を盛りこんだ内容であり、小学校低学年向け、小学校高学年向け、中学校向けの3つの授業案を作成した。また、その教員が行ういじめ予防授業の中で使用する「弁護士による解説動画」（「人権＝安心・自身・自由」や「四層構造」の説明）を撮影・制作した。

5市とも教育委員会事務局で授業申込を集約し、弁護士会に伝えてもらっている。

3 連携に至った経緯

これら自治体との連携に至った直接のきっかけは、いずれも、個別の学校で出張授業を数年重

ね、好評を聞きつけた指導主事ら教育委員会関係者が授業見学に来た点で共通している。その背景には、当該自治体内でいじめ重大事態が発生した、いじめ重大事態調査報告書（再発防止の提言）でいじめ予防対策の一例として挙げられた、いじめ防止条例や子ども基本条例を制定した等、いじめ防止政策を充実させる動機付けが自治体内にあったものである。

そのような機運が高まった際に、教育長や指導主事による授業見学に加えて、人権擁護委員会の会合（市長と教育長も出席）でプレゼンをする、いじめ対策審議会の会合でプレゼンをするなどを経て自治体連携に繋がった。

多摩支部では、いじめ予防授業の他に、デートDVの授業を日野市の全中学校で（中3の3月頃に）実施している。同市の男女平等推進センターとの繋がりで連携に繋がったものである。

以上からすれば、自治体との連携は、自治体側に動機付け・機運が高まったときが好機である（逆に言えば、そのような取っ掛りがなければ連携に繋げるのが難しい可能性もある）。指導主事が授業見学に来たときや、授業に外部の取材（地元メディアやPTA等）が入ったときなどは、授業終了後に懇談会を実施するなどして、授業の意義や弁護士会と連携できること等の働きかけを行い、次に繋げる糸口とすることが考えられる。

第5 神奈川県弁護士会

神奈川県弁護士会では、法教育委員会及び子どもの権利委員会にて、次のような広報活動を行っている。

1 法教育委員会

- (1) 各学校に対して、出前授業、模擬裁判、裁判傍聴、いじめ予防授業（こども権利）、憲法に関する授業（憲法問題対策本部）、ワークルールに関する授業（人権擁護委員会）の案内のチラシの年1回配布
- (2) 弁護士と作る「公共」の授業の案内のチラシの配布
- (3) 「法教育センターニュース」の年2回の発行
- (4) ウェブサイトでの周知

<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/education/>

憲法出前講師派遣チラシ・申込用紙→

<https://www.kanaben.or.jp/profile/system/kenpou/data/kenpou.xlsx>

2 子どもの権利委員会

- (1) 各学校、自治体、教育委員会等に対するいじめ予防授業の案内のチラシの配布（法教

育委員会のチラシ配布と同時)

いじめ予防授業チラシ・申込用紙→

https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/bully_prevent/pdf/pamph_moushikomi.pdf

- (2) ウェブサイトでの周知(神奈川県弁護士会HP内部リンク。一般向けHPの左側「こどもページ」バナーからページを遷移して下部「いじめ予防授業」をクリック)に掲示

https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/bully_prevent/index.html

弁護士による、各種分野の 出前授業



※紹介動画はこちら※

概要

以下のテーマにつき、弁護士が授業を実施します。

- ①弁護士の仕事 ②日常にある憲法 ③刑事手続一般 ④少年事件
- ⑤民事手続一般 ⑥身近な消費者問題 ⑦身近な労働問題
- ⑧SNS等のネットとの付き合い方 ⑨その他ご要望に応じて

- ※ ルール作り授業等、上記の所定テーマ以外の授業を希望される場合には、具体的なテーマや授業プラン等を申込用紙の備考欄にご記入下さい。また、通常の授業よりも準備に時間を要することがありますので、なるべくお早めにお申込み下さい。
- ※ オンラインでの出前授業実施をご希望の場合は適宜ご相談下さい。
- ※ 実施内容や進行方法、日数の増減等についてご要望がありましたらご相談下さい。ただし、場合により応じかねることもございますのであらかじめご承知おき下さい。

授業時間

原則として1コマ（45分～1時間程度）

費用

講師料を頂戴しております（目安：弁護士1人、1クラス1時間あたり10,000円程度）。詳細についてはお問い合わせ下さい。

申込方法



①別紙申込み用紙を利用して、又は②神奈川県弁護士会法教育センターのHP（左記QRコードをご利用下さい）からお申込み下さい。

- ※ 担当弁護士手配の都合上、実施希望日の2か月前までにお申込みをお願いします。特に、上記テーマ以外や体験型の授業を希望される場合には、準備や事前打ち合わせ期間確保のため、上記申込み期限にかかわらずできるだけ早めにお申し込みください。実施希望日の1か月前までに実施の可否についてご連絡いたします。
- ※ 同一日に応募多数の場合など、ご希望に添えない場合がありますことご了承下さい。

お問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
神奈川県弁護士会法教育センター
電話：045-211-7711（神奈川県弁護士会事務局）
FAX：045-211-7718

刑事模擬裁判の体験を通じて多くを学べる

模擬裁判授業

概要

模擬裁判やグループでの評議の体験を通じ、

- ① 事実に基づき主張をする力や、異なる立場の意見との間での議論を行う力等を身につけること、
- ② 18歳から裁判員に選任されることもあり得ることをふまえ、刑事事件手続きへの理解を深めることや裁判員裁判等により司法に参加することの意義を知り、意欲を持つこと

スケジュール

- ・原則として2日制／4コマ（合計で3～4時間程度）
- ・一般的なスケジュール例

1日目：刑事手続・事実認定に関する講義（40分程度）

：裁判劇のための準備（1時間程度）

2日目：裁判劇（50分程度）

：生徒による評議・発表（40分程度）

：弁護士による講評（20分程度）

※ 上記はあくまでも一例です。

実施内容や進行方法、日数の増減等についてご要望がありましたらご相談下さい。ただし、場合により応じかねることもございますのであらかじめご承知おき下さい。

費用

講師料を頂戴しております（目安：弁護士1人、1クラス1日あたり10,000円程度）。詳細についてはお問合せ下さい。

申込方法



①別紙申込み用紙を利用して、又は②神奈川県弁護士会法教育センターのHP（左記QRコードをご利用下さい）からお申込み下さい。

※ 担当弁護士手配の都合上、実施希望日の2か月前までにお申込みをお願いします。

実施希望日の1か月前までに実施の可否についてご連絡いたします。

※ 同一日に応募多数の場合など、ご希望に添えない場合がありますことご了承下さい。

お問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
 神奈川県弁護士会法教育センター
 電話：045-211-7711（神奈川県弁護士会事務局）
 FAX：045-211-7718

実際の刑事裁判を傍聴し、弁護士の解説を聞いてみませんか

裁判傍聴会

概要

神奈川県弁護士会館に集合、弁護士による事前講義

↓（隣接する横浜地方裁判所へ移動）

刑事裁判の傍聴

↓（神奈川県弁護士会館へ移動）

弁護士による事後解説や質疑応答の実施

※ 当日の開廷状況により上記のスケジュールを変更する場合があります。また、傍聴可能な法廷がない等の事情により、裁判傍聴に代えて、弁護士による講義や裁判に関する映像教材の視聴を実施する場合があります。

スケジュール

平日の 午前9時15分～午後0時15分 又は
午後0時15分～午後3時15分

※時間については調整可能です。

受付人数

1回につき5人以上30人程度まで。

※ 学校単位での申込みに限ります。但し、同一校であれば、クラス・学年が異なるグループでの申込みでも結構です。

※ 夏季期間は、開廷数の減少や傍聴者の増加が見込まれることを踏まえ、最大人数を20人程度とさせていただきます。

費用

無料

申込方法



①別紙申込み用紙を利用して、又は②神奈川県弁護士会法教育センターのHP（左記QRコードをご利用下さい）からお申込み下さい。

※ 引率担当弁護士手配の都合上、実施希望日の2か月前までにお申込みをお願いします。実施希望日の1か月前までに実施の可否についてご連絡いたします。

※ 同一日に応募多数の場合など、ご希望に添えない場合がありますことご了承下さい。

お問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
神奈川県弁護士会法教育センター
電話：045-211-7711(神奈川県弁護士会事務局)
FAX：045-211-7718

弁護士に聞いてみよう！

労働問題出前授業

ワークルールを学ぼう！



授業内容

「ワークルール」とは、労働者の権利や、雇用主が守らなければならないいきまりのことです。ブラック企業や、ブラックバイトで被害を受ける若者が増えています。正しいワークルールを知ることが、生徒が将来にわたって安心して働くための基礎となる、大事なことです。この出前授業では、労働問題に詳しい弁護士が、ワークルールやブラック企業に見分け方などについて、やさしくお話しいたします！

活用例

例えば…①社会科の授業の一コマとして。
②課外学習のテーマとして。

※詳細は裏面へ

Zoom 等ウェブ授業にも対応いたします！！

担当講師

労働問題に詳しい弁護士が中高生にも、分かりやすくお話しいたします。

授業時間

原則として一コマ単位（時間は応相談）

講師料

目安：弁護士一人、1時間あたり1万円程度をお願いします。
（ご要望がありましたら、弁護士会までご相談ください）

申込方法

- （1）出前授業実施希望日の2か月前までに、別添の申込用紙に必要事項を記入し、神奈川県弁護士会法教育センター宛に、FAX又は郵送にてお申込みください。
- （2）実施日程については、申し込みの際、希望日時を複数ご記入ください。担当弁護士と調整の上、後日日程をご連絡いたします。



お問い合わせ先

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会
法教育センター

電話：045-211-7711（担当 弁護士会事務局）

FAX：045-211-7718

考えられる出前授業のプラン

テーマ	時間	資料
働くことに関するテーマであれば何でも	ご希望に応じ、1時間未満～対応可能です。	ご希望のテーマに応じ、当会で準備いたします。
～①社会科の授業の一環として～		
担当：社会科の先生と当会の弁護士		～②課外学習のテーマとして～
テーマ：過労死など、現代の労働問題を扱う		担当：当会の弁護士
獲得目標：学生に、労働問題をより身近なものと感じてもらい、理解を深める		テーマ：働くために学ばべきワークルールを習得する
授業の進行：当会の弁護士から解説した上で、学生に思ったこと・考えたことを発表してもらう		獲得目標：学生に、職場選びで留意する点、トラブルになった際の相談先など具体的な問題解決方法を学んでもらう
		授業の進行：学校外の施設見学などと合わせて、当会の弁護士から解説を行う場合によって、学生から実際に困った事例・実際の事例を出し、対応を考える

備考

これはあくまでもモデルケースであり、実際の授業プランについては協議の上、柔軟に対応いたします。

Zoom 等ウェブシステムを利用した授業にも対応いたします。



「公共」・社会公民科ご担当の先生へ

弁護士と作る 「公共」の授業

新科目「公共」が始まりましたね

「この概念の説明に悩む」「授業のここで弁護士のコメントがほしい」

「弁護士が生徒の活動にアドバイスしてほしい」「この問題、弁護士だったらどう考える?」と思ったことはありませんか?

概要

「公共」の授業について、一緒に授業を検討し、実施していただける高校を募集します。授業時に、担当弁護士を学校に派遣することが可能です。

授業時間

授業自体は原則として1コマ(45分~1時間程度)です。
授業とは別に、事前に授業案の相談・検討の時間を設けます。

費用

弁護士1名1クラス、授業1コマあたり1万円(税込)程度が目安です。
柔軟に対応できる場合もありますから、費用を理由に断念されないよう、まずはお問い合わせ下さい。

申込方法



①別紙申込み用紙を利用して、又は②神奈川県弁護士会法教育センターのHP(左記QRコードをご利用下さい)からお申込み下さい。

- ※ 申し込みの際、該当欄が無い場合は、「その他」の部分に「公共」とご記載ください。
- ※ 担当弁護士手配の都合上、実施希望日の2か月前までにお申込みをお願いします。
準備や事前打ち合わせ期間確保のため、上記申込み期限にかかわらず、できるだけ早めにお申し込みください。
- ※ 実施希望日の1か月前までに実施の可否についてご連絡いたします。
- ※ 同一日に応募多数の場合など、ご希望に添えない場合がありますことご了承下さい。

お問い合わせ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
神奈川県弁護士会法教育センター
電話：045-211-7711(神奈川県弁護士会事務局)
FAX：045-211-7718

第6 埼玉弁護士会

1 郵送の広報

埼玉弁護士会においては、年1回、埼玉県内の国公立全ての小学校及び中学校、高等学校、短期大学、大学、各種学校、児童養護施設に対して、講師派遣申込書を郵送し、講師派遣の広報を行なっている。

2024年度については、令和6年2月28日に各団体（合計1528団体）に郵送した。

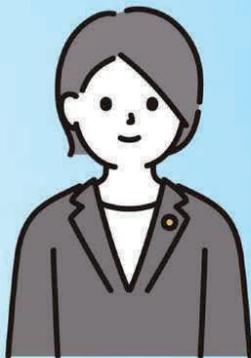
2 ウェブサイトの広報

埼玉弁護士会のウェブサイトには、講師派遣の特設ページが設けられており、当該ページにおいて講師派遣の案内を行なっている。（<https://www.saiben.or.jp/service/>）

当該ウェブサイトには、講師派遣申込書のPDFのほか、講師派遣申込用のGoogleフォームを掲載しており、ページ上から講師派遣の申し込みを行うことも可能である。

講師派遣の実施内容についてわかりやすい説明を行うため、各委員会において講師派遣のチラシを作成し掲載している。

埼玉弁護士会 無料講師派遣のご案内



弁護士による講義内容のご紹介

憲法	刑事裁判	ワークルール
法教育	いじめ予防	消費者問題
性の平等	死刑問題	キャリア教育

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20

TEL 048-863-5255

埼玉弁護士会



3 夏イベントの広報

埼玉弁護士会においては、例年夏休み時期に、小学生5・6年生向けのイベントを開催している。

埼玉県では、小学生に対して、将来の夢の実現を応援するため、埼玉ゆかりのプロフェッショナルから職業について学び、職業体験を行う教室を開催している。埼玉弁護士会では、将来弁護士を希望する小学生の夢の実現を応援するべく、平成29年度（2017年度）から当該埼玉県の企画に参加し、夏イベントを開催している。

当該埼玉県の企画は、内容は各団体が検討実施し、広報については埼玉県が行うこととなっていることから、広報は埼玉県に一任している。埼玉県は、埼玉県内の全小学校の4年生から6年生に対してリーフレットを配布するほか、埼玉県のウェブサイト上にもイベント内容が掲載する等の広報を行なっている。

4 SNSの広報

講師派遣や夏イベントについては、埼玉弁護士会のHP、Xアカウント（旧：Twitter）及びFacebookアカウントにおいても広報を行なっている。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/mienaichikara/index.html>

https://x.com/saiben_info

<https://www.facebook.com/saiben.info>

第7 千葉県弁護士会

1 ウェブサイトでの広報

千葉県弁護士会のHPのトップページには「法・裁判を学ぶ」という項目が設置されており、この項目をクリックすると、「ジュニアロースクール」「憲法出前授業」「裁判ウォッチング」「公共」に関する法教育授業」という項目が表示され、その項目の中に「申込用紙」であったり「パンフレット」が入手できるようになっている。

<https://www.chiba-ben.or.jp/manabu/>

<https://www.chiba-ben.or.jp/manabu/koukyo.html>

このほか、トップページの「お知らせ」欄に別途「ジュニアロースクール」についてのお知らせが掲載されることが通例となっており、千葉県弁護士会のHPにアクセスすることで同会の取組みに容易に参加できる仕組みとなっている。

なお、この「ジュニアロースクール」については、多数の参加が見込まれる学校に対しては個別のチラシ送付と掲示依頼も行っている。

また、「公共」に関するパンフレットはその表題を裏切り、おおよそ弁護士が行いうる様々な出張授業を取り扱う優れものである。

2 千葉県高等学校法教育研究会の取組み

法教育委員会では千葉県内の高校教員と弁護士が、定期的に法教育についての情報を交換し、教材を作成したりブラッシュアップする機会を持っている。昨年の秋に18歳成年年齢の問題を幅広く取り扱う授業づくりに取組み、年度内には、その成果物としての書籍出版が予定されている。

3 校長会を通じた取組み

子どもの権利委員会では、千葉市の校長会を通じていじめ防止授業の普及に取り組んでおり、近年依頼の増加は著しい。初等・中等教育段階では、そもそも教壇に立つのは免許制であり、学校での授業の実施には学校長の理解と協力は必須のものである。でなければ弁護士は教壇には立ちえない。この点については、弁護士側も十分に理解が必要である。

4 高校生模擬裁判選手権

日弁連主催であるが、千葉県弁護士会も共催しており、これまでの参加校は関東大会で優秀な成績を取めている。県内で参加が可能な学校には、弁護士から声をかけるなどしており、複数校が申込んだ場合には、説明会（勉強会を兼ねる）と予選会を行っている。裁判員裁判の件数が日本一多い千葉で十分な刑事弁護の経験を持った弁護士が支援弁護士となり、各学校で熱心に支援に当たっている。

5 模擬選挙授業

千葉市選挙管理委員会と行っている企画で、毎年、千葉市内の小学校16校程度を回り、模擬選挙を体験してもらっている。1回につき、立候補役を含め4名が現地に行き、弁護士の仕事についても紹介するなどしている。

第8 茨城県弁護士会

茨城県弁護士会では、次のような広報活動を行っている。

1 子ども法律学校チラシ配布

夏、冬、春の長期休みに、水戸及び土浦周辺の小・中学校を対象に、チラシを配布し、生徒を募集している。

2 行政連携お品書き

行政を対象に、弁護士会として連携できる事業の一覧表を1枚もの裏表のペーパーで提供して

いるが、その中に、法教育出前授業の記載がある。

3 ウェブサイト (<https://www.ibaben.or.jp/learn>)

茨城県弁護士会のHPでは、常時法教育のバナー及び専用ページを設定し、HP閲覧者が法教育の情報に接することができるようにしている。

第9 栃木県弁護士会

1 広報を担当する組織

栃木県では、とちぎ法教育研究会（栃木県弁護士会法教育委員会に栃木県内の教員等が加わった組織）が法教育に関する広報を担当している。

2 広報の方法

広報の方法は主にチラシ配布である。

チラシ配布の方法は主に次の2パターンがある。

- ① ジュニアロースクール（毎年夏に開催している宇都宮市内の中学生を対象とした模擬裁判等のイベント）の告知と一緒にチラシも併せて各中学校に配布するパターン
- ② 栃木県内の学校から出前授業等の問い合わせが栃木県弁護士会にあった際に、問い合わせ元に同チラシを配布するパターン

とちぎ法教育研究会はこんな活動をしています

【設立】

2005年から栃木県弁護士会の法教育委員会で準備し、宇都宮大学教授、県内の教員が加わり、
2006年3月26日 とちぎ法教育研究会発足。

【法教育とは】

- ①法律専門家ではない人々を対象として、法とは何か、法がどのように作られるのか、法がどのように用いられるのかについて理解するための教育
- ②法に関する知識の習得にとどまらず、それらの基礎にある原理や価値、例えば、自由、責任、人権、権威、権力、平等、公正、正義などを教え、その知識等を応用し適用して使いこなす具体的な技能を身につけるための教育
- ③上記①、②を踏まえて主体的に行動しようとする意欲と態度についても学習して身につけるための教育

【弁護士が参加する授業を出前で実施】

2006年10月24日 さくら市立穂積小学校での授業

5、6年合同の学級活動で「友だちにけがをさせたしまったのうちどちらの罪がより重いかを考えました。司会と双方の意助する役で3人の弁護士が参加し、様々な意見が出ました。



事例
見を授

2007年6月25日 足利市立第二中学校で授業

3年社会の「教育を受ける権利」について学習する授業で、
真理教松本被告人の二男が、合格した私立中学校から入学を拒否された事件をとりあげ、学校側と子ども側の双方に弁護士がついて、討論しました。普段あまり積極的でない生徒も熱心に話している姿が見られました。



オウム

2007年11月7日 栃木県立栃木翔南高校での授業

1年「現代社会」で「友だち同士でけがをさせた場合」について、小学校より複雑な事例を提示し、どちらが重い量刑になるべきか、議論しました。奥行きのある思考が見られ、アドバイザー役の弁護士も楽しんだ授業でした。

2010年6月11日 宇都宮市立泉が丘中学校での授業

桜の名所の「近隣住民」と「桜の木を守る会」の利益調整を図るためのルール作りについて検討するという内容の授業にゲストティーチャーとして参加しました。

2011年6月20日 栃木県立石橋高校での授業

「公平」をテーマとして、①生徒会の各部活への予算配分、②各部活の代表者の選出方法、③各部活の代表者の役割、について検討するという授業にゲストティーチャーとして参加しました。公平・公正について深く考えさせられる授業でした。

2013年7月11日 宇都宮東高附属中学校での

情報とプライバシーをテーマとして、他人に知られた情報を広められてしまったという事例をもとに、生徒達に検討・発表してもらい、プライバシーの意味、情報管理、等について考えてもらいました。



授業

くない情
問題点を
の大切さ

2016年2月16日 国立きぬ川学院での授業

「他人の権利を尊重すること」をテーマとして、「給食に出たスープを友達にかけてしまった」という事例を題材として、個別具体的な事情での、加害生徒の言い分、被害生徒の言い分を検討してもらいました。

2019年9月30日 宇都宮市立田原中学校での授業

自らの行動が原因となって周囲から無視されるようになった生徒について、周囲の生徒の権利も考慮に入れて、当該生徒に対する対応はいじめに該当するか考えてもらいました。

．．． この他にも、いろいろな出前授業を行ってきました。

【夏休み ジュニア・ロー・スクール】

毎年夏休みに県内の中学生が参加しルールや裁判に関わるテーマについて討論をするイベントです。昼休みは法律事務所を訪問したり弁護士に対する質問タイムの時間を設けたりしています。2005年から毎年開催しています。

これまでのジュニアロースクールで取り扱った主なテーマ・内容

- ・「カラオケボックスをめぐる住民間の紛争解決」
- ・「林間学校のルールをみんなで決めよう」
- ・「無人島でのルール作り」

無人島に漂流した6名による生き延びるためのルール作りを通じて「平等」、「公平」、「責任」という法制度の基本原則を身につけることを目標とした授業を行いました。

- ・「強盗致傷事件の審理を行おう」

架空の強盗致傷事件を題材として、裁判官役、検察官役に分かれて模擬裁判を行いました。

官役、弁

- ・「民事模擬裁判を行おう」

土地に関する架空の紛争を題材として、地主役、借建物使用者役、裁判官役等に分かれて紛争解決に取した。白熱した議論の様子は、下野新聞にも掲載さ

地人役、
り組みま
れました



- ・「ドンドコ王国の問題を解決しよう」

ドンドコ王国に発生した問題をもとに、グループに分かれて、午前中は、解決策の提案、ルール作りを行いました。午後は王様も守るべきルール作りも行いました。

- ・「三角口ジックを体験してみよう」「刑事模擬裁判の審理を行おう」

午前中は三角口ジックを体験して事実認定の基礎を学び、午後は架空の放火事件を題材として、生徒達はそれぞれ裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれて刑事模擬裁判を行いました。

- ・「国会議員として新しい法律案を検討しよう」「刑事模擬裁判の審理を行おう」

午前中は国会議員として新しい法律案について賛成派と反対派に分かれて議論を行いました。午後は、架空の詐欺事件を題材として、刑事模擬裁判を行い、生徒達は裁判員役として参加しました。

- ・「多数決は正しいのか、多数決は万能か」

午前中は、具体的な事例を題材として多数決の問題点について考えてもらいました。午後は、架空の法律によって起訴された刑事事件を題材として模擬裁判を行い、当該法律を適用して良いか、生徒が検察官役と弁護人役に分かれて検討してもらいました。

- ・「王様の耳はロバの耳」

王様の耳がロバの耳であることを知った床屋が穴に叫んだ場合とネットに書き込んだ場合で王様が床屋に慰謝料を請求できるかどうかの違いがあるか。同じくネットに書き込んだ内容が王様の不正を告発する内容の場合とで違いがあるかを議論してもらいました。

- ・「校則について考えてみよう」

髪型を細かく決める、染髪禁止の校則の有効性について、校則によって生徒らの何の権利が制限されていて、その制限方法について有効であるのかを議論してもらいました。

出前授業ご相談の連絡先

- 栃木県弁護士会 ☎ 028-689-9000 ・ Fax 028-689-9018
- とちぎ法教育研究会 ☎ 028-666-0012 ・ Fax 028-666-4472 (法律事務所 弁護士 根本智子)

第10 群馬弁護士会

1 群馬弁護士会で行っている出前授業は、次のとおりである。

(1) 法教育関係

サマースクール、スプリングスクール（本年度からウインタースクールに変更）、出前授業（小学生～保護者や教職員も含む）、模擬裁判選手権

(2) 労働関係

ワークルールセミナー（学生向け）

(3) 消費者関係

高校生以上を対象とした消費者問題に関する出前授業

(4) 憲法関係

一般市民向けの出前講座

2 そして、1の出前授業に関し、次のような広報活動を行っている。

- (1) 各出前授業等を担当する弁護士会の委員会から学校や関係機関へ書面で通知し、あわせて弁護士会のHPへの掲載を行っている。

<https://www.gunben.or.jp/activities/education/>

- (2) 広報を行う上で特段の工夫は行っていないものの、広報のタイミングが長期休暇などにかからないよう前倒しするなどして対応している。

第11 静岡県弁護士会

1 はじめに

静岡県弁護士会の法教育委員会においては、①教育委員会との協定、②ウェブサイトによる告知の方法による広報活動を行っている。

2 教育委員会との協定

(1) 概要

静岡県弁護士会においては、西部地区の中心都市である浜松市、東部地区の中心都市である沼津市と協定を締結し、市立学校に対する出前授業を実施している。

浜松市においては、令和2年より協定に基づく出前授業を実施しており、令和6年で5年目となる。本年は、25校に対して出前授業を実施する予定となっている。

沼津市においては、令和5年より協定に基づく出前授業を実施しており、令和6年で2年目となる。令和5年には6校実施し、令和6年には4校実施する予定となっている。

行政機関と協定を締結して出前授業を実施する取り組みは、全国でも数少ないと思われるので、先に協定を締結した浜松市を例に、協定締結の経緯、協定締結後の出前授業の実施状況等について説明する。

(2) 協定締結の経緯

もともと、静岡県弁護士会では出前授業にも言及した「行政連携のお品書き」（弁護士会でどのようなことができるのかを記した文書）を作成し、自治体に配布をするといった広報活動をしてきた。

しかし、このような広報活動をきっかけとした出前授業への応募はほとんどなく、学校からは職場体験の受け入れ、職業講話の要請等が、年に数件ある程度であった。

このような状況の中で、静岡県弁護士会の法教育委員会では、日弁連における弁護士学校派遣に関するパイロット事業（学校派遣の実績に応じて日当が支給される制度）を利用して、行政機関との協定締結を目指すことになった。

まず、先に行政機関と協定を締結していた岐阜県弁護士会に法教育委員会の有志が訪問し、出前授業を視察するとともに意見交換をして、協定締結までの段取りやその後の運用状況等について理解を深めた。

その上で、令和元年度の静岡県弁護士会会長（浜松支部選出）が法教育授業の推進を目標に掲げていたこともあり、浜松市教育委員会に働きかけをした結果、令和元年10月31日、浜松市教育委員会と静岡県弁護士会との間で法教育の推進に関する協定を締結するに至った。

(3) 協定締結後の出前授業の実施状況

協定の締結後は、次のような運用のもとで出前授業を実施している。

毎年2月頃に、翌年度の出前授業にかかるチラシを教育委員会が作成して、各市立学校に配布する。

そして、3月頃には、各市立学校からの応募状況を教育委員会が取りまとめて、静岡県弁護士会の法教育委員会の窓口となっている委員に通知する。

通知後に、学校ごとの日程、コマ数に応じて担当する委員（主担当1名とその他の担当）を決定し、主担当が学校側の担当教員と連絡を取り、授業時間や授業内容を協議する。

授業内容に関しては、日弁連の市民のための法教育委員会編著の「小学校のための法教育12教材」、「中学校のための法教育11教材」を使用することが多くなっている。

(4) 成果

教育委員会から各学校に案内をすることで、弁護士会から各学校に案内をするよりも気兼ねな

く出前授業に手を挙げやすい状況にあると考えられ、年々、出前授業を希望する学校は増加している傾向にある。

また、各年度末には、教育委員会と静岡県弁護士会の法教育委員会とで意見交換の場を設けている。

この場において、両者で忌憚のない意見交換をすることで、継続的な信頼関係が構築されることになり、当初は無償（浜松市からは日当が出ない）で開始された協定に基づく出前授業に関し、令和4年からは有償化（浜松市からコマ数に応じて日当が出る）されることになった。

(5) 沼津市との協定の締結

県西部の浜松市との協定締結をきっかけに、中部の静岡市、東部の沼津市に対しても協定締結に向けた働きかけを進め、沼津市との協定締結が実現された。

静岡市との間では、現在も協定締結に向けた交渉を続けている。

3 ウェブサイトによる告知

(https://www.s-bengoshikai.com/bengoshikai/comitees_list/comitees/#pre-houkyouiku)

静岡県弁護士会のHPの各委員会紹介のページにおいて、出前授業の告知をしているが、同HPを經由で応募があった事例は皆無である。

HPやSNSなどを利用した広報については、静岡県弁護士会の法教育委員会における今後の課題である。

第12 山梨県弁護士会

1 授業案内の送付

山梨県弁護士会が実施している出前授業について、教科・科目別対応のMAPや各授業の内容を記載した授業案内を申込書も同封して、毎年2回程度（去年は4月と11月）送付している。

2 ウェブサイト (<https://yama-ben.jp/org-info/our-action/delivery-law-school/>)

山梨県弁護士会のHPにおいて、「出前授業のご案内」を掲載しており、そこから授業案内や申込書のダウンロードが可能となっている。

授業案内→

<https://yama-ben.jp/wp-content/uploads/demaejyugyo-jyugyoannai-2023.pdf>

3 今後の申込方法等

現在紙媒体での申込書をFAXを頂く方式のみであったが、Googleフォームにて申込頂く方法を検討している。

これに決めた！ 出前授業MAP

一目で分かる

対象学年

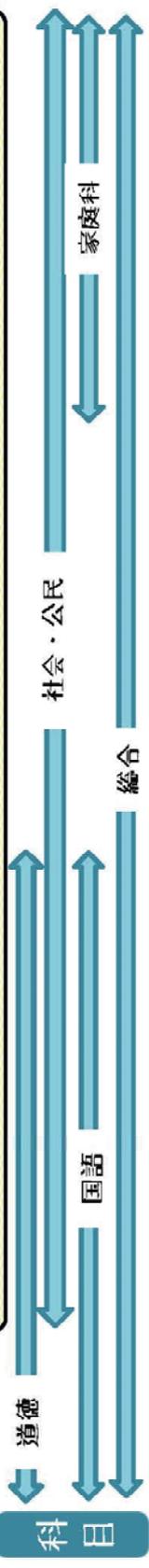


山梨県弁護士会でご用意している出前授業の一覧です。

科目	憲法	法教育	刑事手続・裁判官裁判	選挙権・主権者教育	消費者	労働	
いじめ予防	<p>対象：小学校4年生～高校生 授業時間：1～2コマ</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめはなぜ起されるのか 実際に起きたいじめ事件の紹介 いじめの四層構造の理解と対応方法 ネットいじめ いじめを止めるためにできること <p>コメント 児童・生徒との対話を重視し、いじめについて一緒に考えながら話し合っていく授業です。いじめが重大な人権侵害であることを止め止めるために、それぞれの立場からできることを理解してもらいます。近年深刻化している「ネットいじめ」に対応した授業もご用意しており、学校の家庭に合わせたご活用ください。</p>	<p>対象：小学校5年生～高校生 授業時間：1～2コマ</p> <p>生徒主体のグループ討論を中心に身近な事案を素材として問題の解決を行います。</p> <p>ルール作り</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近なルールや條款の利害対立の調整を考える 身近な事案についてのルールを作ってみる (林道の利用方法/ゴミの収集場所/カラスの餌やり方法と騒音など) <p>正義の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益や負担を集団に配分する際の公平な分り方について考える(配分的正義) 具体的な事例をもとに検討(選挙所の届けられた>ジョークリームの分り方など) <p>民事模範調停</p> <ul style="list-style-type: none"> 話し合いによる問題の解決方法を考える 貸借借契約の解消等具体的な紛争について、実際に模擬調停を行って解決を体験させる。 	<p>対象：小学校6年生～高校生 授業時間：2～3コマ</p> <p>刑事手続の基本原則や手続の流れなどを分かりやすく学ぶことが出来る授業です。</p> <p>刑事模範裁判</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に、裁判官、検察官、弁護人役を演じてもらい、裁判官の意見を書き出し、最終的に判決を言い渡す形式の授業を行います 意見を書き出した後、実際の事例をアレンジした裁判の合本に沿って進行 <p>刑事手続の基本原則</p> <p>対象：中学・高校生 授業時間：1～2コマ</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事手続の基本原則や裁判官制度を知る 「もしある日突然、逮捕されてしまったら？」というストーリーに沿って説明 	<p>対象：中学・高校生 授業時間：2～3コマ</p> <ul style="list-style-type: none"> 民主主義の意義を学ぶ 民主主義者として求められる態度を身につける 主権者に関するクイズ形式の授業 選挙権を行使できる模擬投票授業 <p>コメント 生徒が主権者として、具体的な事例や学習を通してその意義や重要性を本質から理解していきまわ。教育の方々のリクエストに応じ、一緒に考えながら授業を作りまわ。</p>	<p>対象：中学・高校生 授業時間：1コマ</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害に遭わないために知っておくべき基礎知識 もし契約してしまったらどうするか <p>コメント 成年年齢が18歳に引き下げられることになり、消費者被害に遭わないよう、自立して生活するために必要な知識を講義形式でお伝えする授業です。</p>	<p>対象：高校生 授業時間：1コマ</p> <ul style="list-style-type: none"> 働くことに関する法律があることを知る 生徒参加型(アルバイトの模擬面接など) <p>コメント アルバイトは未成年にとっても深刻な問題です。働く前に知っておくべき情報をお伝えします。</p>	<p>対象：高校生 授業時間：1～2コマ</p> <p>未成年と成年の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> 未成年になる前に知っておきたいこと アルバイトに巻き込まれたらどうしたらいい? 消費者被害・働くことに関する法律・選挙のことなど幅広く取り上げることも可能です。
道徳							
国語							
社会・公民							
家庭科							

2022年4月1日から
成年年齢が18歳に
引き下げられました。

成年年齢引下げに関する授業



第13 長野県弁護士会

1 ウェブページ

長野県弁護士会では、委員会のページにて、法教育に関する案内を行なっている。

- ・ 法教育委員会 (<https://nagaben.jp/pages/455/>)・・・ジュニアロースクール
- ・ 子どもの権利委員会 (<https://nagaben.jp/pages/492/>)・・・いじめ予防授業
- ・ 消費者問題対策委員会 (<https://nagaben.jp/pages/452/>)・・・消費者出前講座

2 イベントの募集・広報の方法

(1) ジュニアロースクール

①対象

小学校高学年（過去に中学1年生も対象にした企画もあり）

②募集方法

長野県教育委員会を通じて募集し、各弁護士会在住会において講師を派遣している。

③実施頻度

年に2～3回、各地でジュニアロースクールを開催する。内容は刑事模擬裁判（犯人性を争う事案、量刑を争う事案等）、民事調停などである。1回、模擬選挙を実施したこともある。

④広報の方法

チラシを、開催地域の各公共団体の教育委員会経由で各小学校に配布する方法をとっている。

(2) いじめ予防授業

①対象

小学校高学年

②広報の方法

弁護士会から長野県教育委員会を通じて、公立小学校のいじめ予防授業を募集し、各弁護士会在住会において講師を派遣している。

(3) 消費者出前講座

①対象・内容

高校生を対象とし、消費者庁作成の「社会への扉」を参考にし、契約の仕組み、取消、クーリングオフ、クレジットカードや多重債務、インターネット被害等に関して出前講座を行う。

②広報の方法

消費者庁のポータルサイトに登録し、応募した高校に対して講師を派遣する形式である。

(<https://www.kportal.caa.go.jp/dispatch/001088/>)

第14 新潟県弁護士会

1 チラシの配布

新潟県弁護士会学校へ行こう委員会では、新潟県弁護士会が実施している出張授業について、「弁護士と学ぼう！」チラシを作成・配布している。

2 ウェブサイト (<https://niigata-bengo.or.jp/dispatch/>)

新潟県弁護士会のHPに「弁護士と学ぼう！」ページを掲載しており、そこから講義メニューや申込書のダウンロードが可能となっている。

弁護士と学ぼう！

～弁護士を学校やPTAの会合等へ呼んでみませんか？～

こんにちは、新潟県弁護士会です！

私たちは、有志の弁護士で学校におじゃまして、出張授業をしています！

1 講義メニュー一覧をご覧ください。

講演、模擬裁判、寸劇など、どんな内容でも誠心誠意、可能な限り対応します。

2 費用は一切かかりません！

公益活動の一環として、講師の派遣費用等は新潟県弁護士会が負担します。

3 学校に関するものであれば全て対象となります！

生徒以外でも、教員、PTAの会合その他学校に関するものは全て対象になります。

4 申込方法はとても簡単！

申込書をFAXするか、必要事項をメールで送信するだけです（申込書ご参照）。

5 派遣実績は・・・？

毎年100校以上の子どもたちと学ばせていただいています！

6 お申し込みの際しての留意点

おかげさまで、毎年多数のお申し込みをいただいています。そのため、大変恐縮ですが

派遣件数に上限を設けさせていただく場合があります。

また、注意事項をお読みいただいた上でお申込みください。

限られた予算と人員で実施しているため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

「弁護士と学ぼう！」

〒951-8126



<http://www.niigata-bengo.or.jp>

新潟県弁護士会
(学校へ行こう委員会)

電話 025 (222) 5533 FAX 025(223)2269

メール bengoshitomanabou@gmail.com

第4章 弁護士による授業案の提案

第1節 法や決まり、ルールの必要性、意義

第1 まえがき

日本国憲法は、基本的人権の尊重を掲げ、全ての国民は個人として尊重されることを謳い、主権が国民にあることを宣言している。このように、日本国憲法は国民が主体となって、個人が尊重される自由で公正な社会の形成を目指している。

しかしながら、日本国憲法にこのようなことが謳われているからといって、それによって個人が尊重される自由で公正な社会が形成されるものではない。一人一人の国民がこのような社会を形成するための、「能力」を身に付ける必要があり、それに資するために、法教育が行われる必要がある。

ここでいう「能力」は、知識のみを指すものではない。知識のみを伝えても、その知識の使い方が分からなければ意味がなく、むしろその背後にある価値や意義という面を学び、一人の国民として自ら考え行動するための能力が重要であり、法教育はそのような能力の育成を目的としている。

本テーマは、「法や決まり、ルールの必要性、意義」と題し、何のために法（ルール）があるのか、なぜ法を守らなければならないのか、守らなくてよい法はあるのかなどといった、法の根源的部分について、知識を身に付け、自ら考え行動するための能力を養うテーマである。

人間は、他者との関わりの中で生きていくものである一方で、一人一人が異なる意見や価値観を有するものでもあるため、他者との間の紛争が生じることが避けられない。そのため、各々の利害を調整し、より良い社会を作るために法を定める必要がある。法は、国家が国民の自由を制約するものという否定的なイメージがあるが、法はむしろ、国家などの強制権力を規制したり、人の活動を促進したりすることで、より良い社会を構成するためのものであり、法がなければ社会が成り立たないという肯定的なイメージでとらえるべきものである。

このように、本テーマには、実際に自分たちでルールを作ったり、ルールを改正したりする授業を受けることで、児童・生徒により身近に法やルールを感じてもらい、法を主体的に捉えてもらう狙いがある。

第2 本テーマと学習指導要領との関係について

平成29年度以降、小学校、中学校、高校における学習指導要領が改訂され、令和2年度からは小学校、令和3年度からは中学校、令和4年度からは高校と順次新しい学習指導要領が実施されている。

新しい学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の実現が掲げられ、社会のつながりの中で学ぶ重要性と、社会と連携・協同した教育活動の充実が求められており、学校と地域の弁護士の連携はまさに学習指導要領の目的に沿うものである。

その上で、各学校においても以下の点について、本テーマとの関連がある。

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔第3学年〕3「内容の取扱い」(3)イにおいて「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」と記載され、同〔第4学年〕3「内容の取扱い」(1)オにおいても「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」と記載されている。

5年生・6年生になると、直接「法」という言葉は使われていないが、同〔第5学年〕1「目標」(2)においては、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」との記載、同〔第6学年〕1「目標」(2)においても「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」との記載がある。

このように、学習指導要領上、社会の課題に対し、法がどのように機能しどのように課題を解決するのかということを、自らの頭で考え自らの考えを他者と議論していくことが求められている点が、本テーマと関連している。

また、小学校学習指導要領第3章「特別の教科 道徳」第2「内容」C「主として集団や社会との関わりに関する事」では、各学年で規則の尊重が謳われているが、こちらは法やきまりを守ることに主眼が置かれている。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」C(1)アにおいて、(ア)「人

間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。」、(イ)「民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。」との記載があり、まさに法の必要性が挙げられている。

また、同第3章「特別の教科 道徳」第2Cにおいて「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。」との記載があり、法の必要性のみならず、「そのよりよい在り方について考え」との記載からも、法を主体的に考えることが挙げられている。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」2「内容」Bア(ア)においては「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」と記載され、さらに3「内容の取扱い」(3)カ「エ」では「法や規範の意義及び役割については、法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと。」と記載されている。

また、同第3「政治・経済」2「内容」A(1)ア(ア)においては「政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること」と記載されている。

高校においては、法の役割のみならず、法の限界についても触れられており、より高度な法やルールに関する教育が求められている。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、その職責として法令及び法律事務に精通し、常日頃から法に接し業務を行っている。そのため、法に一番近い立場にある弁護士が法に関する本テーマの授業をすることは自然なことである。

また、法の制定や改廃のプロセスにおいて弁護士が関わることも多く、法の内容面のみならず手続面についても精通しており、幅広い授業を展開することができることが、弁護士が本テーマの授業をする意義として挙げられる。

上述の通り、学習指導要領において、道徳科の中で法の意義に触れられることから、しばしば法と道徳が混同されることがあるが、法と道徳は異なるものであり、ここを明確に伝えられる

ことも弁護士が授業を行う意義として挙げられる。

また、関弁連管内の単位会でも、東京、神奈川県、埼玉、千葉県、茨城県、静岡県、山梨県、新潟県とすでに半数以上の単位会において本テーマに関する授業が行われ、ほぼ全部の単位会において、今後学校教育に関わりたい分野として本テーマを挙げている。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校対象アンケートにおいて、弁護士が本テーマに関する授業を行うことに興味を持っている教員が多数いることが判明した。

具体的には、小学校においては回答数1418校のうち1016校（72%）、中学校においては回答数728校のうち436校（60%）、高校においては回答数376校のうち169校（45%）といずれも非常に高い割合の回答があった。

中学校、高校と学年が上がるにつれて教員からの興味が減少しているが、これは教員における教科に関する専門性が高まることにより、法やルールについての授業について弁護士の関与が必要ないと考えることが原因の一つと思われる。しかし、前項で述べた通り、弁護士が授業に関与することの意義は、実務として法に携わっている立場から授業を行えることにあり、むしろ学年が上がるにつれてよりリアリティーのある授業を行うことができるため、弁護士が本テーマについての授業を行う意義が減少するものではない。

第5 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

1 多数人の利益を調整した上で法を定める能力

法が適用される人達には多様な考え方があり、利害が関わる。

できる限りの意見を聞き、法が適用される人達全員においてより良い法を定める必要があることを理解し、そのような能力を身に付けてほしい。

後に紹介する授業案の中では、実際に多数人の利害を調整し、より良い法やルールを作る授業案を紹介する。

2 法を批判的に捉え、法の廃止・改正を検討する能力

社会の状況や人の価値観は時代の推移に伴って変化していくものであり、法もその変化に伴い変わっていくものである。例えば、かつて父母や祖父母を殺害した場合には通常の殺人罪よりも重い罪が定められていたが、この規定は後に削除されている。

このように、法が作られた当時は社会の中で適切に法として制定されたものが、後の社会や価

値観の変化によって廃止されることがあり、その時代の社会に合った法にするために、現在適用されている法を批判する必要がある。ただし、批判するといつて、闇雲に批判しても説得力がないことから、法を説得的に批判する能力を養う必要がある。後に紹介する授業案の中では、存在する法やルールを批判的に捉え、どのように批判すれば説得的かを学ぶ授業案を紹介する。

授業案① ルールは必要？体育館利用におけるルールを考える

1 対象

小学生

2 獲得目標

- ・ルールとしての法の必要性を理解する。
- ・法は、権利を規制するものだけでなく、国家による恣意的な制約を抑制し、活動を促進するものであることを理解する。
- ・ルールは内容が公正であり、多数人の利益が考慮されるべきであることを理解する。
- ・ルールは明確でなければならないことを理解する。
- ・ルールは、議論をすることでより良いものとしていくことができることを理解する。

3 本授業案の意義

本授業は弁護士からの講義のあと班で話し合い、合意形成をした上で、一定の結論を導くという進め方であり、課題解決応力を養うこともできる構成となっている。

本授業案は、体育館の限られたスペースの調整を題材に、その取り決め作成のための協議を児童に行わせることを通じて、自分たち自身の力で、他者の意見を聞きながら紛争解決を行うことの意義と心構えを児童に実感として理解させようとするものである。与えられた題材の中で、自分が考える解決案の利点を正確に把握し、その上で、どのような言葉づかいで自分の案を相手に伝えるか、どのような態度で相手の解決案を聞くか、各人の意見を踏まえて、結論案を作成するためにどのように意見調整を行うべきかを、児童なりに考えさせるよう工夫されており、読む、話す、聞くといった基本的な言語能力を身に付けることも期待される。

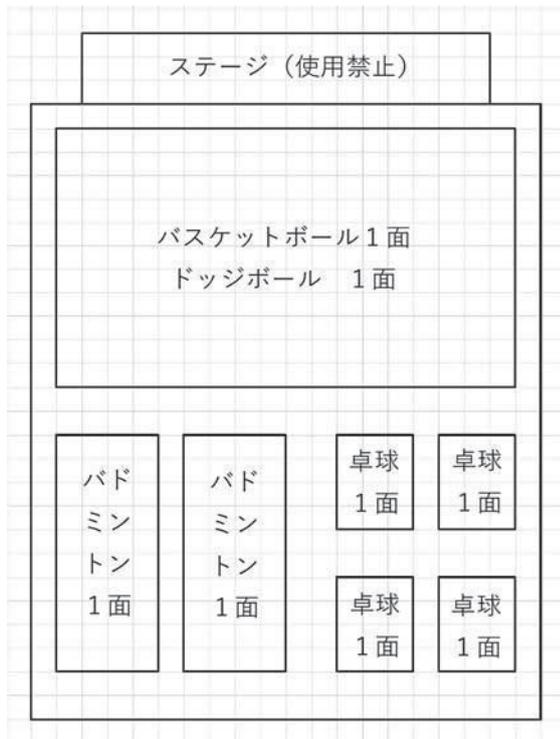
4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○身近にあるルールを挙げてもらう。 ○そのルールは誰がどうやって決めたのかを質問しながら進める。	⇒法律、条例、校則、道路交通法、家の中でのルールなど ⇒議員や校長先生、両親など

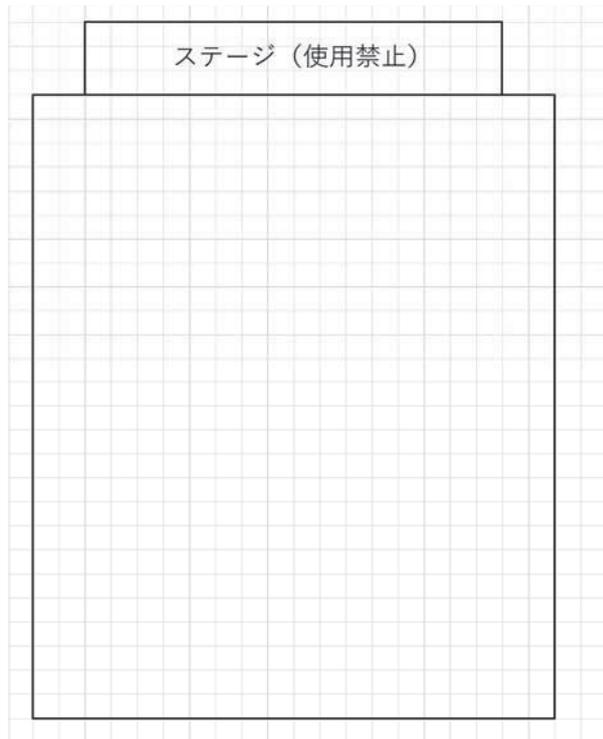
<p>展開1 10分</p>	<p>◎ルール必要性を考える</p> <p>○ルールは必要か。ルールは制約であり、ない方が 良いのではないか。</p> <p>○ドラえもんの例で考える。 のび太、スネ夫、ジャイアンが無人島で遭難した という事例において、ジャイアンがのび太に対し、 「のび太！食料集めてこい！」という命令をした。こ の命令に従わなければならないか。</p> <p>では、のび太が食料を集める係、ジャイアンが料 理する係となった場合はどうか。のび太は食料を集 める係であるため、ジャイアンは正しい命令をして いることになる。</p> <p>◎ルールがあれば紛争を予防し、紛争が起きてもど ちらが正しいのが判断できるという紛争解決機能 を説明する。 「社会には、自分一人だけではなく、多くの色んな 人がいます。自分の意見ばかり通そうとする人をそ のままにすると、最後は声の大きい人や力の強い人 の意見ばかり通ってしまうことになり、みんなが安 全に暮らしていくことができません。そのため、あ らかじめみんなで話し合っ、より良いルールを定 め、問題が起きないようにする必要があります。</p> <p>みんなが好き勝手にしていたら、争いがあっちこ っちで起きてしまう。みんなの意見が異なるときに、 その意見の食い違いを解決しなければ、争いがその ままになってしまいます。そういう時にルールがあ ることで、その争いについてどちらが合っているか 間違っているかの判断をすることができます。」</p> <p>◎ルールの枠内であれば自由に行動することを保障 する「自由保障機能」を説明する。</p> <p>◎ルールが決まれば、ルールが適用される人たちは 拘束され、社会が統制される「社会統制機能」を説 明し、外部の権力を持った人によって変えることは できないことを説明する。</p> <p>◎自分たちのルールは自分たちで決めるべきこと</p>	<p>ルールには制約が伴うことを 意識付け、制約があるのであれ ば、ルールはいらぬのではな いかという考えを伝える。</p> <p>全体に向けて児童の意見を聞 いてみる。</p> <p>⇒従う、従わない、両論あり得 る。</p> <p>ルールが設定された場合にお けるジャイアンの命令の正当性 を考える。</p> <p>ルールがあることによりジャ イアンとのび太の紛争が予防で き、紛争が起きたとしても一定 の方針の下で解決できることを 伝える。</p> <p>食べ物を集める係であるのび 太は、ジャイアンの嫌いな食べ 物ばかりを集めてきてもルール には反しないことを伝える。</p> <p>無人島の主が出てきたとして も、ジャイアンとのび太が決め たルールを外部の人間は変える ことはできないことを説明す る。</p>
--------------------	---	--

	<p>○一人の人間がルールを決めてしまうとどのようなメリットとデメリットがあるかを考え、誰がルールを決めるべきかを考える。1組のルールを学級委員長が決めてしまうことの弊害について。</p> <p>○1組のルールを2組のみんなが決めるはどうか考える。</p> <p>○自分たちのルールは自分たちみんなで話し合っ決めて決めることが大切であることを伝える。</p> <p>◎民主主義について学ぶ</p> <p>○選挙で国民が選ぶのは「代表者」であり、代表者同士が話し合っ日本の法律が作られていく。皆さんが選ぶ代表者が法律を作るということは、皆さんの意思が法律に表れるということであり、自分たちの法律を自分たちが話し合っ決めてる。</p> <p>◎良いルールの中身について考える。</p> <p>みんなが納得するルールが良いルールであること、みんなが納得するために公正なルールである必要があること、納得するために議論する必要があることを伝える。</p> <p>○今回の議論する内容についての説明。</p> <p>班活動における体育館利用のルールを決める。</p> <p>班ごとに要望があること、スペースや時間に限りがある中で、どのようなルールを作るべきかを考える。</p>	<p>⇒一人で決めるからすぐルールが決められる一方で、みんなの利害を考えないでルールが作られてしまう。</p> <p>⇒自分たちのルールなのに関係ない人が決めるのはおかしい。</p> <p>ルールと法の関係性について意識させる。</p> <p>法の成り立ちについて説明する。</p> <p>展開2で行う検討について、各班が納得する公正なルールを考えることを意識させる。</p>
<p>展開2 15分</p>	<p>○資料および各班からの要望について再度説明し、班ごとの議論をする。</p> <p>資料1は各クラブ活動が必要とする場所を示すもの 資料2はワークシートであり各自が書き込むもの 資料3は各班からの要望であることを説明する。</p>	<p>できれば事前に資料を読んでもらい時間短縮をしたいが、再度資料を確認する時間を設けることで議論に入りやすくする。</p>
<p>発表 5分</p>		
<p>まとめ 10分</p>	<p>◎社会には「法」というルールがあることと、「法」の必要性を確認する。</p> <p>◎法の考え方について、個人の尊厳や自由・平等・公平などの基本的な価値や概念を背景に、その基本的な価値や概念を実現し、また害しないように配慮しながら定められるべきものとされることを学ぶ。</p> <p>◎法の役割・機能について確認する。</p> <p>◎法が社会の変化と共に改正・廃止されるものがあり、ルールは必要であるが、ルールを変える必要がある場合があることを学ぶ。</p>	<p>今回検討したルールが社会においては「法」であることを再び意識させ、「法」はどのような考えを元に作られていくか、どのような役割があるのかを再度確認する。</p> <p>違憲判決などを元に、社会の変化によって法は改正・廃止されるものであることを理解する。</p>

資料1 体育館見取り図



資料2 ワークシート



資料3 各班からの要望

● ドッジボール班 20人

ドッジボールの試合をやる時は体育館の半分くらいの面積を使いたいけど、体育館の4分の1くらいの面積でも10人くらいは練習できます。

ただ20人いるのでみんながひまにならないように人数を考えてほしいです。

基本的には片方のチームが全員退場になるまで試合は続くけども、時間で区切って試合をすることもできます。

体育館全体をみんなで仲良く使いたいからドッジボール班だけで占領とかはしたくないですね。

● バスケットボール班 8人

ゴールがないとバスケが楽しくないから最低でも4分の1の場所はずっと使わせてほしい。

バスケは時間で区切るスポーツなので、時間が区切られればその時間内にゲームを終わらせることはできる。

バスケ班はこれまでずっと体育館の半分を使ってきたし、急に面積を減らされても困る。

私たち8人は、昔からずっと一緒のバスケチームでやってきていて全国大会にも出場している。全国大会に出場すれば、私たちの小学校も有名になるし学校にとってもいいことだと思う。

もっと練習させてほしい。

● 卓球班 19人

あまり広い場所は希望していないけど、ひまな人が多くなるのはちょっとかわいそうです。

卓球台は最高で4人まで試合ができます。なので、全員で試合をするには卓球台が5台必要です。

11点をどちらが先取るかを競うスポーツなので、できれば最後までやらせてほしいし、人数も多いのでトーナメント戦とかもやりたいので長く使わせてほしいです。

● バドミントン班 15人

試合をするには最低でも体育館の8分の1は場所が必要です。8分の1あって初めてバドミントンコートが一つ作れますが一つのコートでは4人しか試合できませんので、全員が一度に試合をするには、体育館の半分の場所が必要です。

バドミントンは21点をどちらが先取るかを競うスポーツなので、点が入るまで最後までやらせてほしい。

バドミントンは、あまり上手じゃない子も多いので、試合だけではなく、基礎練習も必要だと思っています。基礎練習は体育館のすみの方でできるので場所はいりません。

授業案② 24時間営業のカラオケ店の深夜営業のルール

1 対象

中学生

2 獲得目標

- ・ ルールを決める際には、様々な立場の人の利害を考慮する必要があることを知る。
- ・ 様々な利害を調整する際の議論の方法について学ぶ。
- ・ 考慮した利益、考慮しなかった利益について、自分なりの意見を持ってルールを定めることができる。

3 本授業案の意義

本授業は弁護士からの導入講義のあと班で話し合い、カラオケ店を中心とした地域の問題について、それぞれ別の立場となり、地域のルールを決めるというものである。

それぞれが別の立場から議論をするという点が特徴的であり、一定の結論を出すために互いに譲歩等をしながら地域におけるより良いルールを定めていくことが重要になる。

本授業は一度多数決でルールを決めるものの、議論がうまくできない状況において多数決でルールを決めることにより、全体の利益を考慮できていないという結論を想定している。その後、再度議論をして全会一致でルールを定めるという流れを経ることで、ルールの成立過程にも着目し、より良いルールを考えるという過程が本授業案のポイントである。

4 授業の流れ

第1限

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	◎ルールがどのようにして作られていくのかについて ○ルールの決め方について、誰か代表となる一人を決めて、その人にルールの内容を決めてもらう方法がある。この方法だとルールを決める人は比較的内容を自由に決めることができるし、その人以外の人は、ルール作りの負担を負わなくていいので楽しむことができる。もっとも、一人の意見が色濃く反映されるから、みんなの希望に沿うとは限らない。	まずは、友達となにか決め事する際にどのように決めるか等、生徒に問いかけて、関係を構築する。 一方的ではなく、なるべく双方向な授業となるようにする。

	<p>○みんなで話し合いをして決める方法がある。みんなが参加する方法だと、みんなの意見をルールに取り込むことができる。しかしながら、意見同士を調整することは大変な作業となる。</p> <p>◎今回の授業の説明</p> <p>事案の概要の説明をする。 登場人物の紹介をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最初のアクティビティーは、地域のルールについて、多数決でルールを決めるものである。 2 多数決は全体の過半数の賛成によって成立する。 棄権は禁止 3 具体的なルールは、各人が随時提出可能で、ルールの案が提出され次第、投票に入る。 4 7人1班を作る 5 配役は学校側で事前に決めておいてもらう。 6 担当の配役の要望事項の熟読を指示する。 (他の配役の要望事項は知らない。) 	<p>ルールの説明は、黒板等にも書いても良い。</p> <p>最初のアクティビティーは、役に入れるかが大きなポイントなので、しっかり生徒を盛り上げて、役の通りに動けるようにする。</p> <p>時間が余れば、再度状況や登場人物の概要を説明する。</p>
<p>展開1 25分</p>	<p>机の配置を変える。</p> <p>○大学生役となった人が司会進行を行う。 議論と議題の提出、採決を複数回行う。 議決がまとまったら、メモをする。 ルールが決められなかった場合も、その結果を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①営業時間 ②防音設備 ③酒類の提供（フリードリンクの是非） 	<p>班を担当する弁護士はそれぞれの役に入り込めるように、生徒を盛り上げる。</p> <p>大学生役の切り出し方の一案として、</p> <p>喫茶店マスター役と中学校PTA会長役から苦情意見を出してもらう</p> <p>→カラオケ店店主役から現状の営業方法について説明してもらう</p> <p>→サラリーマン役、周辺在住高校生役、コンビニ店オーナー役にカラオケ店の評価を述べてもらう</p> <p>→大学生役が、「このカラオケ店の良さを残しつつ、周辺住民の理解を得ることができるよう、ルールを作ってみたいと思います。」という流れが考えられる。</p> <p>適宜見回り、生徒の議論を促す。</p>
<p>10分</p>	<p>班ごとに発表</p> <p>この時点では、後半につなげるために詳細な講評とは行なわず、各班の意見を比較する程度にとどめる。</p>	<p>前半部分は議論にならない方向が良い。</p> <p>結論が出ない。極端に誰かに有利な結論が出ることも良い。</p> <p>後半部分につなげる。</p>

第2限

<p>導入 5分</p>	<p>○全登場人物の要望を把握する ○町内会の評議員の立場になり、よりよい町を作るための中立的な視点で本件においてよりよいルールを検討する。今回は多数決ではなく、全会一致でこれを決める。</p>	<p>ルールが変わるので、しっかり理解してもらう。</p>
<p>展開 25分</p>	<p>班で議論の開始 それぞれの班の結論を出す。 司会者は最初に決める（速やかに決まらない場合には、大学生役だった人に司会者を継続してもらう）。 全会一致であるので、意見が違う部分については、他の人を説得したり、意見を変えたり、より柔軟な対応が求められるとのアドバイスもありうる。</p>	<p>適宜班を見回り、議論がスムーズに言っているか見回る。</p>
<p>発表 15分</p>	<p>それぞれの班に、作ったルールについて発表してもらう。 当事者として多数決で決めたルールと、利害関係のない立場から決めたルールを比べて、どちらがよいと思うかも発表してもらう。 (そもそもルールができたかも含めて、発表してもらう。)</p>	<p>発表について、教師・弁護士から質疑応答もあるとよい。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>弁護士からまとめ ・ルールの成立過程 ・どのようにルールは作るべきか ・ルールの作成のあり方とは ・各々が自分の利害のみを追求することの是非等</p>	<p>そもそもルールとはなにかという問いもあるとよい。 本授業は、ルールの成立過程を重視したものであるが、適切な手続きを経たうえで成立したルールであっても、少数者の人権をみだりに制約することは許されないことなど結論の正当性にも触れたい。答えがあるわけではないが、あまりに不合理な結論の場合は司法等により是正される可能性があることにも触れたい。</p>

アクティビティー 1 ～私の好きなようにさせてくれ～

A市B町において、昨年カラオケ店がオープンした。カラオケ店は人気を博し、連日多くの客でにぎわう一方で、周辺住民等からは苦情も出ていた。

そこで、まず、周辺の大学生が発案者となり、利害関係者たちが話し合いを行い、多数決でルールを決めることとなった。

なお、そこで決まったルールについては、皆が従うことで合意した。

【登場人物】

1 カラオケ店の店主

最新の機械を入れ、音の大きさが好評。学割制度もあるので中高生も利用している。また、客を集めるためにフリードリンク制で酒も自由に飲めるシステムを取り入れるなどのアイデアを持っている。

2 サラリーマン

カラオケ店の常連客。A駅周辺にはここしかカラオケ店がなく、仕事帰りに通うことも多いため、深夜営業も求めている。

3 周辺在住高校生

カラオケ大好きな高校生。アルバイトの帰り道によく利用し、友達と盛り上がると夜10時まで歌っていることがある。カラオケ店は家から近くて便利。迫力のサウンドも大きな魅力。

4 喫茶店のマスター

自宅兼店舗として、カラオケ店のとなりに住んでいる。深夜まで鳴り響く騒音に悩まされている。

5 コンビニ店のオーナー

カラオケ店の客がよく利用するので売上が大幅に増加している。しかし、酒に酔った客が店の前で騒いだり看板を壊したりするなどの被害を受けている。

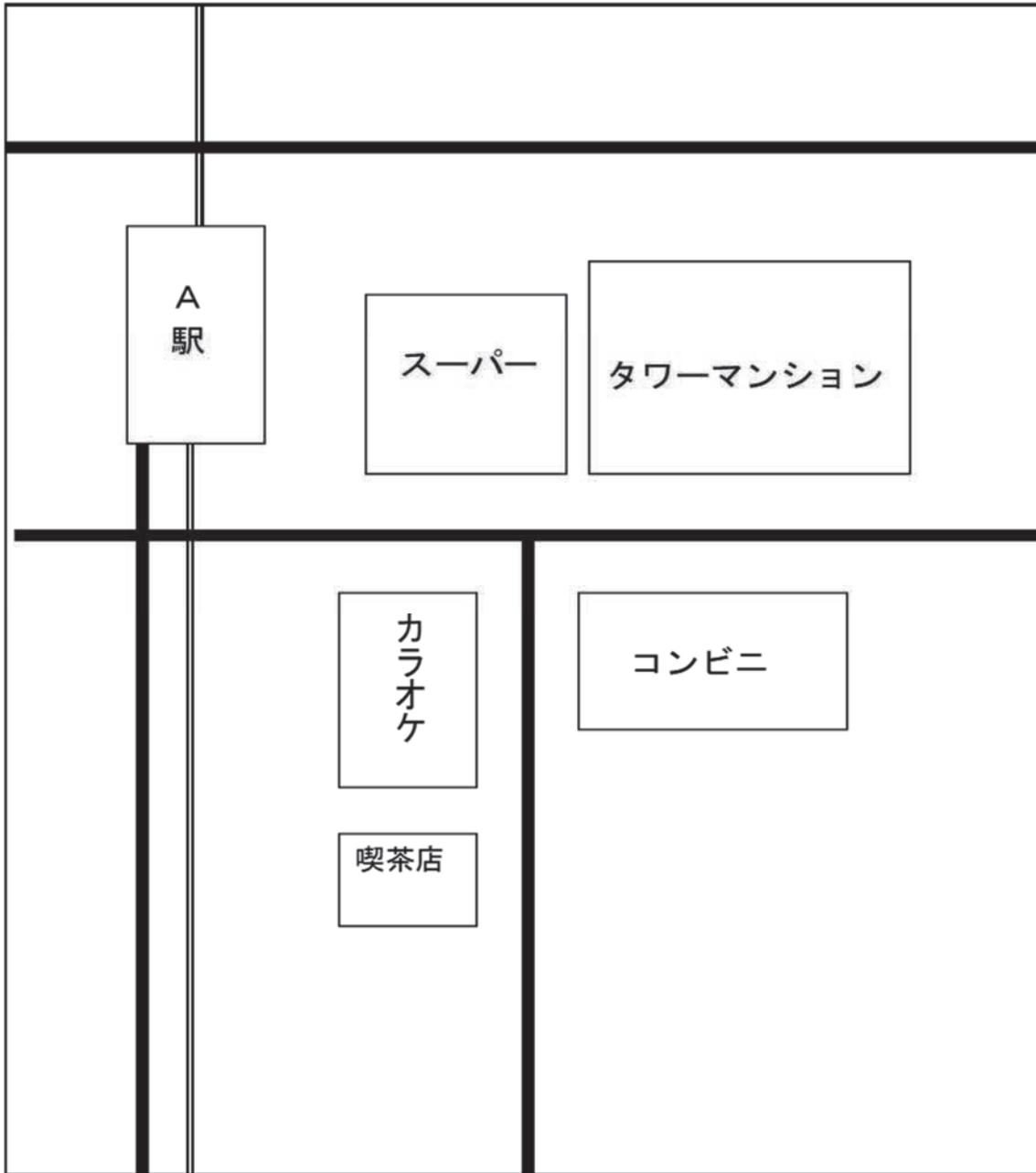
6 中学校PTA会長

中学校でもカラオケボックスは問題になっている。夜遅くまで中学生が利用しているとのことで困っている。自分の娘についても心配。

7 大学生

カラオケボックスについての皆の意見を集約してルールを作ることを提唱している。

地 図



プロフィール（1 カラオケ店の店主について）

カラオケ店は、大手カラオケ店の直営店として、地域に根差すことを目標に営業中。

直営店のため、売上が少ないと本社から怒られる。売上を伸ばすためにさまざまなサービスを

考え実行している。

- 大音量の迫力あるカラオケ。
- 24時間営業にしていつでも誰でも利用できる。
- 学生割引を導入して中高生の利用を増やす。
- フリードリンク制（酒を含む）で飲み物は飲み放題。

実のところ近所から苦情を受けて困っているが、今のサービスを続けないと売上が落ちるのではないかと心配している。

そのため、カラオケ店店主の要望としては、

- 1 大音量のカラオケの維持
- 2 24時間営業の継続
- 3 学生割引の継続とフリードリンク制の維持（条件付きでも可）

である。

プロフィール（2 サラリーマンについて）

A駅周辺に住み、カラオケ店をよく利用する社会人。仕事はストレスが多く、家族ともうまくいってない。

- 仕事が忙しいのでカラオケに行くのは夜の10時過ぎが多い。
- とにかく大きな音を出さないと気がすまない。

会社のカラオケ大会で優勝して以来、自分の声に自信を持ち、一層カラオケが好きになる。友だちは少ないので、一人で歌うことが多い。会社帰りにA駅を降りてカラオケに寄り、大声で歌って、酒を飲み、家に帰るとい生活が続けている。

そのため、サラリーマンの要望は

- 1 大音量で歌える環境
- 2 早くとも深夜2時までの営業
- 3 酒を含むフリードリンク制の維持

である。

プロフィール（3 周辺在住高校生について）

A駅周辺の高校に通い、A駅周辺に住む高校生（17歳）。とにかく楽しい高校生活を送りたいと考えている。友達と誘いあってカラオケに行く。カラオケ店は高校からも近く便利。

○アルバイトが終わった後、カラオケに行くと帰りが午後10時を過ぎることがある。

○友だちと大きな音を出して歌うのが何よりの快感。

○このカラオケ店は学割があつて他のカラオケ店よりもいい。

そのため、周辺在住高校生の要望としては、

- 1 夜10時までの営業
- 2 大声で歌える環境の維持
- 3 学割の維持

である。

プロフィール（4 喫茶店のマスターについて）

カラオケ店の隣の住居兼店舗で喫茶店を営む。20年前、駅に近いわりに静かで環境がよいと開業。妻と大学生の娘と3人で暮らしている。毎日夜9時には寝ている。

○夜中にカラオケ店から大きな音がもれてくるので睡眠不足になる。

○酔っぱらいが外で騒ぐので迷惑している。

カラオケ店ができてからは毎日騒音に悩まされ、たいへん怒っている。ちなみに、彼はカラオケ店が嫌いで、一度も行ったことがない。

そのため、喫茶店のマスターの要望としては、

- 1 カラオケ店の営業を夜9時までにする
- 2 カラオケ店からの騒音を止める
- 3 カラオケ店に深夜の酒類の提供をやめさせる

である。

プロフィール（5 コンビニ店のオーナーについて）

カラオケ店の向かいにあるコンビニ店のオーナー。本社の指示で24時間営業にしているが、住宅地の中心にあるので深夜の売上は全く伸びなかった。なお、酒は扱っていない。

○カラオケ店ができたことによって、カラオケ店の客が自分の店を利用し、昼間はもちろん、深夜の売上が大幅に伸びる。

○カラオケ店帰りの酔っぱらった客が店員にからんだり、店の看板を壊したりしたことがある。

○カラオケ店の騒音についても、コンビニ店の従業員から苦情が来ている。

カラオケボックスができたことで売上が伸びたのはたいへん嬉しいことだったが、同時に迷惑

しているところもある。

そのため、コンビニ店の要望は

- 1 カラオケ店の深夜営業の維持
- 2 カラオケ店の酒類の提供をやめさせること
- 3 カラオケ店からの騒音を止めること

である。

プロフィール（6 中学校PTA会長について）

中学3年の女の子と中学1年の男の子の母。PTA会長になってからは生徒の親からたびたび相談を持ちかけられる。カラオケ店を問題だと言っている親も多い。PTAで問題になっている（心配している）のは以下の点である。

○夜遅くまでカラオケで遊んでいる中学生がいる（中学校でも問題になっている）。

○塾帰りの中学生が、カラオケ店から出てきた酔っぱらいにからまれるなどの情報もあり、地域の雰囲気が悪くなると言われている。

自分の子どもについても、受験勉強をしてほしいと思っているが、友だちとカラオケに行くようになって困っている。また、自分の子どもが酔っぱらいにからまれないかと夜の外出が心配である。

そのため、中学校PTA会長の要望は

- 1 カラオケ店の深夜営業の廃止
- 2 カラオケ店の酒類の提供をやめさせること
- 3 中高生がカラオケ店を利用しづらくすること

である。

プロフィール（7 大学生について）

A市内の大学に通学する20歳の大学生。

選挙権の行使年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに政治に興味を持ち、大学では政治学を専攻している。

大学の論文のテーマとして、ルール作りと民主主義について考えており、フィールドワークとして、本件の仲裁に乗り出す。

本件の話し合いの議長であり、論文のネタとして、ルール作りを成功させたいと考えている。

そのため、大学生の要望は、

- 1 ルールができること
 - 2 できたルールは各人の要望を必ず最低1つは満たしていること
 - 3 できたルールが各人の要望をできれば2つ以上満たしていること
- である。

授業案③ 地域猫制度を考える

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・ルールとしての法の必要性を理解する。
- ・法は、権利義務を定めるだけでなく、社会の形をデザインする機能を有することを理解する。
- ・ルールは内容が公正であり、多数人の利益が考慮されるべきであることを理解する。
- ・ルールは明確でなければならないことを理解する。
- ・ルールは、議論をすることでより良いものとしていくことができることを理解する。

3 本授業案の意義

本授業案は、実際に社会問題となることもある野良猫の問題を題材として扱い、市民の意見を踏まえた上で、市の提案する地域猫制度をよりよく改善していく授業である。

実際の社会問題となり得る事例を扱うことにより、生徒たちには条例をより身近に感じてもらうとともに、条例によって地域における自分たちの行動のルールが定められていることを知り、法や条例がどのようなものを規制し、またその規制は何のためにあるのかなどを考える契機になる授業である。

また、実際の条例も改正等によって社会のルールが変化していくことを知り、自分に適用される法やルールについて、改正の必要性についても自分なりの意見を持つ能力を養う。本授業案は第一東京弁護士会法教育委員会から提供を受けた教材を参考に、本委員会が作成したものである。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○この授業では、ある町で検討している「地域猫」に関する条例について生徒同士で話し合い、最後に発表してもらうことを説明する。 ◎「条例」の意味について簡単に説明する。	正解があるわけではないことを理解させる。 条例が町のルールであることを理解させる。
展開1 10分	○配布した教材に基づき、地域猫制度案の概要と、市民の意見を読み上げ、内容を簡単に説明する。	教材を各生徒に配布する。
展開2 5分	地域猫制度案について、自分の考える問題点と、その理由をワークシート①に記入する。	机間指導を行い、ワークが進んでいない生徒や誤解している生徒がいれば個別に助言する。

<p>展開2 15分</p>	<p>(授業前に班分けを決め、机を動かしておく) 班(4-5名)に分かれて話し合い、市の提案に対する改善案とその理由をまとめる。班で話し合った結論を、改善点とその理由という形でワークシート②に記入する。</p>	<p>各班の議論の状況を観察し、議論が進んでいない班では適宜サポートする。 どの意見が正しいというわけではなく、利害関係を調整するのが大事であることを理解させる。 意見には、理由が必要であることを説明する。 スムーズに発表できるよう、発表者や発表の順番も決めておくよう指示する。</p>
<p>発表 10分</p>	<p>班ごとに改善案と修正の理由を発表する。 発表された内容を要約してまとめる。</p>	<p>発表内容を板書で整理する。 一つの班の発表が長くなりすぎないように時間調整に留意する。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>立場によって異なる意見があることを説明する。 利害関係の調整には議論が必要であることを説明する。 条例のように一定のコミュニティに適用されるルールは、各利害関係者の意見が適切に反映されなければならないことを説明する。</p>	

教材「地域猫条例を作ろう」

虹色市では、今まで行っていた野良猫の殺処分を廃止し、新たに「地域猫制度」を導入することを検討しています。以下の「資料」を読んだうえで、その下の「ワーク」に取り組んでください。

<資料>

1 「地域猫制度」検討の背景

虹色市はS県東部に位置する人口約10万人の街です。江戸時代から城下町として栄え、S県の中核として発展を続けてきました。豊かな自然に恵まれ、農業や漁業が盛んです。また、街の各所に古い寺院や文化的建造物があり、観光シーズンには県外からも多くの人が押し寄せます。

近年、虹色市内に野良猫が増えており、市民からの苦情が多く寄せられています。そのため、現在、市では、野良猫を捕獲し、一定期間内に新しい飼い主が見つからなかった猫については殺処分することとしています。毎年、約100匹の野良猫が殺処分されています。

しかし、最近野良猫の殺処分に対する批判が強まってきたことから、新しい野良猫対策として「地域猫制度」を定める条例の制定を検討しています。

2 「地域猫制度」の内容

現在、市が検討している「地域猫制度」の概要は以下のとおりです。

①猫には、飼い主のいる「飼い猫」と、飼い主のいない「野良猫」がいます。地域猫制度は、野良猫を「地域猫」に変えていくことで、野良猫を減らす制度です。

②地域猫活動を行う個人・団体は、市に申請することで「登録ボランティア」として登録できます。登録ボランティアは、野良猫を発見したら捕獲し、不妊去勢手術を行います。手術費用は市が全額負担します。不妊去勢手術を行った猫は、目印として耳に三角の切れ込みを入れます。不妊去勢手術を行い、耳に切れ込みの入った猫を「地域猫」とします。

③市は、猫用のトイレや餌やり場（地域猫ステーション）を市内に複数設置します。地域猫ステーションは、登録を受けた登録ボランティアが無償で管理します。

④市が負担することとなる費用は、地域猫ステーションの設置費用として約1億円、不妊去勢手術費用として年間約300万円と見込まれています。

⑤市民や、市に滞在する者（観光客を含む）が野良猫に餌やりすることは禁止します。

⑥飼い猫の飼い主は、自費で不妊去勢手術を行わなければならないが、また、飼い猫を屋外で飼

育することを禁止します。

3 市民の意見

●赤羽さん（48歳男性・自営業）の意見

市の提案に賛成です。

私は、市内の観光地でみやげ店を経営しています。観光地周辺は飲食店も多いので、野良猫が多く集まってきます。それが話題になり、猫と触れ合うことを目当てにやってくる猫好きの観光客も増えてきました。私の店も含め、多くの観光客相手のお店で、猫をモチーフにしたオリジナル商品を販売しており、人気になっています。

野良猫は確かに迷惑なこともしますが、どうせ集まってくるなら邪魔者扱いせず、むしろ名物として積極的に活用するべきだと思います。市の負担で不妊去勢手術を行い、地域猫ステーションを設置すれば、野良猫が野放図に増えることも防げるのではないのでしょうか。

ただ、観光客は、猫に餌をやるのも触れ合いの一つとして楽しみにしています。観光客向けに猫の餌を販売しているお店も多いです。登録ボランティア以外の餌やりを禁止するのはやりすぎだと思います。

●青田さん（30歳女性・会社員）の意見

市の提案に反対です。

私は、家族代々この町に住んでいますが、何年前からか野良猫が一気に増えて大変迷惑しています。町中、猫のおしっこ臭いです。ゴミ捨て場もよく荒らされています。近所の人は庭の花壇に糞をされたとおっしゃっていました。車を傷つけられたという声もよく聞きます。我が家の3歳の息子は猫アレルギーを持っており、猫を飼っていないのに、年中目がかゆいと言っています。家族のためにも引っ越しも考えています。

地域猫と呼び方を変えても、野良猫は野良猫です。不妊去勢手術を推進しても猫がすぐに減ることはないでしょう。むしろ殺処分を廃止することで、猫が増えるのではないのでしょうか。

地域猫ステーションの設置や不妊去勢手術に市のお金を使うというのは、市のお金で野良猫を飼うようなものです。他にもっと有益な使い方があると思います。

地域猫のおかげで観光客が増えるという意見もあるようですが、恩恵を受けるのはごく一部の人たちです。一部の人たちのお金儲けのために多くの住民が不便を強いられるのでは本末転倒です。

●緑川さん（72歳女性・無職）の意見

市の提案に反対です。

我が家では長年猫を飼っています。私が小さいころ母が拾ってきた捨て猫が子を産み、代替わりしながら、今は3匹の猫がいて、家族だけでなく近所の人からも愛されています。我が家では、子猫のうちからきちんと家の中でトイレを使うようしつけていますので、外でひと様に迷惑をかけることはありません。

そんな家族同様の猫たちに、今から去勢手術を受けさせるなんて考えられません。去勢手術は安全だと聞いたことはありますが、手術である以上リスクはあります。それに、人間の都合で、生き物である猫から子供を産み、育てる能力を奪うというのは、あまりにも乱暴な話です。また、屋内飼育の方が猫にとっても安全というのは確かにその通りかもしれませんが、安全のために家の中に閉じ込めるのは、好奇心の強い猫にとって強いストレスです。

うちの猫が、たまたま外にいるときにボランティアの人に捕獲されて、勝手に手術されたらと思うと不安でなりません。

●白石さん（22歳男性・学生）の意見

市の提案に賛成です。

私は、大学の仲間と、野良猫を保護し、不妊去勢手術を行ったり里親を探したりするサークル活動を行っています。私たちはみんな猫が好きで、殺処分される野良猫を何とか救いたいという思いから自主的に活動しています。誰かからお金をもらっているわけではありません。

不妊去勢手術は1回5,000円程度かかります。これまでは、募金などで集めたお金をこの費用に充ててきました。市の提案では、不妊去勢手術費用を市が負担してくれるとのことなので大変助かります。

ただ、私たちはあくまで学生サークルなので、卒業などでメンバーが減ることもあります。いつまでこの活動が続けられるか不安があります。

市の提案では、地域猫ボランティアの活動は全て無償とされています。しかし、ボランティアの善意に頼った制度ではいつか破綻してしまいます。誰も活動に参加しなかったら誰が地域猫の面倒を見るのでしょうか。地域猫を観光資源として活用したいのであれば、ボランティアではなくしっかりと仕事内容に見合った報酬を出すべきです。

4 ワーク

①市の提案する地域猫制度について、あなたが問題があると思う点とその理由を書いてください（いくつでも）。市民から指摘がない点でも構いません。

問題点	その理由

②市の職員になったつもりで、地域猫制度がより多くの市民に受け入れるためにどのような改善をすればよいか、班で話し合い、改善案をまとめてください（いくつでも）。

改善すべき点	その理由

授業案④ 15歳以下インターネット禁止法を考える

1 対象

中学生

2 獲得目標

- ・法の必要性を理解する。
- ・自分に適用される法が不合理であるかどうかを論理的に説明する能力を身に付ける。
- ・自分に適用される法が不合理な場合、法の改正・廃止のプロセスについて学ぶ。

3 本授業案の意義

本授業は、身近にあるインターネットが規制されるという権利の制約を感じ、その制約が不合理かどうか、不合理であるとして法に従うべきなのかどうかなどを考えてもらう授業である。

法に対して説得的に批判を述べる能力は民主主義社会において非常に重要なものである。時代の変化と共に法も変化していくものであり、今後の日本を担っていく子どもたちにはぜひ、法を身近に感じ、説得力のある批判をすることができる能力を養ってほしいと思い、本授業案を作成した。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	<p>○生徒の趣味を聞く</p> <p>○日ごろ余暇に何をしているか、友人と何をしているかという質問</p> <p>○直接的に、「皆さんは、日ごろインターネットをどのように利用しているのか。」という質問もあり得る。</p> <p>○インターネットがないとどうなってしまうか。社会におけるインターネットの役割について考えてみよう。</p> <p>○インターネットを利用することによるメリットや利点にはどのようなものがあるか。</p>	<p>⇒YouTube、友達とLINE、SNS等インターネットを利用する趣味の回答を待つ。</p> <p>⇒全世界の人と瞬時につながることができて、社会を支える重要なもの</p> <p>知らない情報をすぐに調べることができる重要なもの</p> <p>いろいろな人と出会って会話したり、人の考えを聞いたり自分の考えを伝えたりできる。</p> <p>⇒詐欺や闇バイトなど犯罪の人ともつながってしまう。</p> <p>・情報が正しいかどうか分からない</p> <p>・楽しくてのめり込んでしまい、時間を忘れてしまう。</p>

	○インターネットにはどのような弊害があると思うか。	
展開1 10分	<p>○(資料を説明する。)今日皆さんには、この法律が皆さんの権利を不当に制約するものかどうかについて検討してもらいたいと思います。ただ、「こんな法律はおかしい」と批判しても説得力がありません。そこで、法を批判するときのポイントについて説明します。</p> <p>○何かしらの目的を達成するために、一定の行為や権利を制限するというきまり(法律)ができたとしましょう。その権利を規制するきまり(法律)が不当かどうかということを考える際には、「必要性」と「許容性」があるかという視点から検討することがよくあります。</p> <p>1つめの「必要性」は、法律がどのような目的で今回のような規制をしているのかです。例えば、差別を目的としていたりする場合などは、そのような目的で人の行動を制約すること自体そもそもおかしいということになります。</p> <p>2つめの「許容性」は、法律による制約が、目的を達成する手段として合理的かどうかです。その制約をすることで目的を達成することができるのか、制約が「やり過ぎ」となっていないか、その手段より良い手段はないのかという点を考える必要があります。</p> <p>○では、この法律が皆さんの権利を不当に制約するものか、それともこの制約は許されるかについて班で検討してください。</p>	<p>法律制定の経緯、法律の内容を共に確認し、クラス全体で法律の目的、内容について共有する。</p> <p>法律の読み方を知らない生徒のために、経緯、第1条及び第2条を講師が読み上げることもあり得る。</p> <p>「法律」と「条例」という言葉が出てくるものの、この言葉の違いで混乱しないよう、「きまり」や「ルール」という言葉に置き換えて説明することもあり得る。</p> <p>目的と手段から考える視点を伝える。</p> <p>正解はないこと、自分なりの意見を持つことが重要であることを伝える。</p>
検討 18分	<p>○15歳以下のインターネットの利用を制限する法律について簡単に説明する。</p> <p>○班ごとに検討を始める。</p> <p>右記のとおり、検討の視点は自由であり、もしも自分がこのような制約を受ける立場になったときに、どのような気持ちになるのかという点から考えてもらうこと</p> <p>不満を持つ場合、規制自体に対する不満なのか、一部の規制に対する不満なのかといった自分がどのような点に不満を持っているのか、その条例をどうしたら自分の不満が解消するのかといった視点から考えること 仮にインターネットの利用を一定程度に制限しなければいけないという前提に立つと、どのような制約であれば、納得が得られると思う?と発問をすることで、各人の問題意識を明らかにさせることが考えられる。</p>	<p>議論のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的自体は正当と思われる。 ・パターンリズムによる規制であること ・「インターネット」という広い規制であり、「ネットゲーム」に限定すべき可能性があること ・利用時間を60分と制限することが過度な制約とも思われること ・18歳以下ではなく、15歳以下とする理由が不明であること ・罰則が重すぎると思われること
発表 7分	○班ごとに特に問題があると思った点を発表してもらい、なぜその点が特に問題があると考えたのかを発表してもらう。	適宜講師側で意見について講評をする。

<p>まとめ 5分</p>	<p>○ルールは基本的に守るものとされています。なぜ守らなければならないのでしょうか。ルールが適用される人の中で議論して決められているからこそ、自分たちが決めたことは守るべきというルールを守る正当性が生まれると考えられています。</p> <p>○いま皆さんに考えてもらったように、法律や条例などのきまりも無制限に決めることができるのではなく、合理的なものである必要があります。そして、合理的かどうかの一つの考え方が、「必要性」と「許容性」の観点から考えてみるということです。原則として、皆さんには様々な自由があり、その自由を制約することが許されるかという問題ですから、常に、そのきまりは、「必要性」があり、「許容性」があることが求められるのです。皆さんの身の回りには、様々なきまりがあります。そのきまりを先ほどのような観点から検討することによって、私たちの自由の確保とより良いきまりの両立を図ることができるのではないのでしょうか。</p> <p>○今ある法律や条例といったルールについて、その法律が守ろうとしているものは何なのか、手段として適切なのかという視点で社会の中で生きて行ってほしい。</p>	<p>全てのルールが不合理なわけではないこと。不合理なルールがなぜ生まれるのかという点を知る。</p> <p>ルールそれ自体の合理性について常に検証する必要があるという視点の提示。</p> <p>例1：野球のピッチングクロック（一定時間内に投球動作に入らなければならないというルール）には、投手のケガを招くという指摘がある。</p> <p>例2：女子の制服について、スカートに限定する校則が、スラックスでも可というものに変化している学校がある。</p> <p>ルールは法だけではなく様々な場面にあることを意識してもらおう。</p>
-------------------	--	---

【資料】

『15歳以下の人のインターネットの利用を制限する法律』

第1 法律を作った経緯・目的

インターネットの過剰な利用により、以下のような社会問題が発生している。

- ①子どもの学力低下や体力低下をもたらすこと
- ②引きこもりや睡眠障害、視力障害などを引き起こすこと
- ③WHO（世界保健機関）においても「ゲーム障害」が正式に病気と認定されたこと
- ④インターネット上のオンラインゲームについて、15歳以下の子どもの依存症が増えていること
- ⑤子どもがインターネットを過度に利用することで親子関係が薄くなっていること

こうした点を踏まえて、子どもたちをインターネット依存症から守る目的で本法律を制定するものである。

第2 法律の内容

第1条（目的）

この法律は、保護者が、15歳以下の子どもをインターネット依存症（インターネットにのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態をいう。）から守る責任を有することを自覚させ、子どもたちの健やかな成長を目的とする。

第2条（保護者の責務）

- 1 保護者は、15歳以下の子どものインターネットの利用時間を1日あたりの利用時間を60分（学校等の休業日にあつては、90分）に制限しなければならない
- 2 保護者は、15歳以下の子どものインターネットの利用（ただし、家庭との連絡及び学習に必要な検索等を除く。）について、午後9時までとしなければならない
- 3 保護者は、子どもがインターネット依存症におちいる危険性があると感じた場合には、すみやかに、学校またはインターネット依存症対策に関連する業務に従事する者等に相談しなければならない。

第3条（罰則）

第2条の規定に違反したことが判明した場合、その保護者を、10万円以下の罰金に処する。

授業案⑤ 1000人集会の規制をもとに法の規制が正当かを考える

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・ 現在ある法令について、法による規制の目的の正当性や手段の相当性、法令に基づく処分の相当性の判断枠組みに沿って検討する能力を養うこと
- ・ 当該事案の事情を論理立てて説明し、自分の意見を説得的に他者へ伝えることができること
- ・ 反対派の意見に対し、説得的に反論すること

3 本授業案の意義

本授業における題材は、「人口減少社会」という社会の重要なテーマについて、一度公共の施設において集会が開催されたものの、次回の開催について周辺住民からの不安の声が上がり、施設を管理する行政側より公共の施設の利用が制限された事案である。

表現の自由の一般的な重要性や本件における集会の重要性といった個人の人権の重要性を学び、その上で人権に対する制約の正当性を考え、法による規制の在り方を考える授業である。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 1 10分	<p>○生活する上で、市民の自由を制約するルールについて</p> <p>○法は何のためにあるのか 法がなかったら生活はどうなってしまう？</p> <p>◎法は単に国民の自由を制約するものではないこと</p> <p>①社会統制機能 ②活動促進機能 ③紛争解決機能 ④資源配分機能があること</p> <p>①から④については具体例を示して説明する。</p> <p>○「18歳未満の人は、月曜日は外に出てはいけない。外へ出た人は1年間の懲役に処する。」という法律について従うか？</p> <p>○従うといった人はなぜそんな法律に従うのか？</p>	<p>⇒法、条例、道徳、慣習、校則、契約</p> <p>⇒世の中を安定させるため、社会の秩序を保つため、法がないと全ての人たちが好き勝手に動いてしまいまとまらない。</p> <p>⇒従いたくないけど従う。 従わない。</p> <p>⇒決まりだから。法だから。</p>

	<p>○法に従いたくないときはどうすればよいか。誰が法を廃止したり改正したりするのか。</p> <p>○国会議員など議員へどうやって声を届けたらいいか？</p> <p>◎法律は国会で、多数決で作られるため、少数者が生まれる。</p> <p>○少数者は声を挙げなければ届かない。自分自身がこんなに不利益を受けている。だからこの法律はおかしい、変えるべきだ！などと言った主張は非常に重要。</p> <p>声の数が多ければ多いほど、よりその問題の重要性が伝わる。1人の主張と1万人の主張ではより深刻度が変わると感じると思います。</p> <p>日本国憲法で保障された権利があり、このような権利はみだりに奪うことはできない。</p>	<p>⇒国会議員、地方議会の議員 裁判所</p> <p>⇒SNS、手紙など</p> <p>法の制定過程と憲法上の権利の重要性について講義する。</p> <p>⇒署名の意義</p>
<p>導入 2 8分</p>	<p>◎憲法上の権利に対する合理的制約について</p> <p>チャンネル登録者数10万人の動画配信者による中華料理店に対する辛口コメント</p> <p>「うっわ。味濃すぎる。味濃すぎて逆に味しないわ。」</p> <p>この辛口コメントを聞いて、ある中華料理店のお客さんが激減した。この表現は許されるか</p> <p>このケースでも適法か違法かの判断は実は難しい。動画配信者側に「表現の自由がある」。動画配信者は別に嘘をついて中華料理店を傷つけないわけではなく、正直に自分の意見を話しているだけ。「味が濃すぎる」ということを言っただけではいけないのか。</p> <p>チャンネル登録者が10万人いる＝それだけ見たい人がいる表現であるともいえる。</p> <p>他方で、中華料理店の人の財産権や営業の自由を制約するような表現に当たる可能性もある。もっと違法な言い方としては「こんな豚の餌みたいなメシ、誰が食えるか！」など。</p> <p>今回の表現も違法となることは十分あり得るのであり、このように、憲法上の権利とはいえ、他者の権利をむやみに侵害する表現は許されない。</p>	<p>⇒良くない。飲食店の利益が下がるような発言はダメ。事実であれば別にいいのでは。</p> <p>このような表現をしても良いというわけではないことは伝える。</p> <p>表現の自由の価値の重要性は当該表現の内容によって変わることが説明する。</p> <p>例とはいえ、汚い言葉であるため、授業前にそのような表現をしてよいかを確認する。</p>
<p>展開 20分</p>	<p>【事前に事案は読んでおいてもらうこと】</p> <p>○1000人集会の題材をもとに、集会側と行政側に分かれてそれぞれの主張を検討する。</p> <p>①伊藤さんの主張</p> <p>②風戸市の主張をまとめ、</p> <p>③自分の班としてはこのような処分は認められるかどうかとその理由を発表する。</p> <p>その際に考えてほしいこと</p> <p>・伊藤さん側の権利と風戸市側が守ろうとしている市民の利益のいずれが重要か</p>	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の目的 ・規制の手段の強度（事前許可性であること、表現内容に対する規制か方法に対する規制か） ・ほかに取りうる手段があるか、そのような手段をとることが容易か ・表現の自由の重要性 ・本件における集会の重要性

	・許可には条件が付けられること（条例2条3項）	（「人口減少社会」というテーマについて） ・条例自体の不明確性 ・合憲限定解釈 ・パブリックフォーラム論・表現の場所が屋外であること
発表 5分	○各班ごとに結論と一番重要だと思う理由を述べてもらう。	
まとめ 講義 7分	○結論としてどちらが正しいということはないことを伝える。集会を行う権利も公園を利用する人の方たちの権利もどちらも重要。 前例がある以上、市が再び集会を行えば、また前回よりもより大規模な集会を行えばより多くの被害や苦情が来ると考えることも自然である。 重要なのは、市側と伊藤さん側でもっと議論すること。開催するために条件をつけることも考えられ、たとえば、ゴミの問題等はゴミ拾い用のスタッフを伊藤さん側が準備することで解決もできる。大きな声を出す人がいるのであれば警備員等を配置することもできる。規模が問題なのであれば1000人であれば許可するといった方向も考えられる。 ○社会の問題には答えがない問題が数多くあり、お互いがお互いの利害を考え、議論し、お互いに理想の結論を出すことを目指してほしい。	・今回の条例の目的は、公園の利用を適正にすることで、公園利用者の安全を確保すること ・今回の条例は、「事前許可制」を取っていること ・表現方法の規制であること（別の場所で同じような集会をやること自体は禁止されていない） ・テーマの重要性 ・条例の不明確性（公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことが明らかであるとき）

【事案の概要】

昨今の少子高齢化に伴い、これからの若者たちの社会への負担増が社会問題化されている。人口減少社会に歯止めをかけることを第一とするべきと訴えるため、伊藤さんは人口減少社会を危惧している人を集め、「STOP！人口減少！1000人集会！」の実行委員会を立ち上げ、風戸（かぜと）市内の大規模な公園である白鳥湖大規模公園で1000人集会を開催することにした。

実行委員会は集会の計画を立て1000人集会をするために、SNSで呼びかけたところ、参加希望者が1200人ほどになった。

たくさんの方が集まり、有意義な集会を行うことできる目途が立ったため、伊藤さんら実行委員会は風戸市公園利用条例1条に基づいて、風戸市に対し白鳥湖大規模公園の利用許可申請を行った。

風戸市公園は、閑静な住宅地にあり、子どもからお年寄りまで様々な人が利用している。公園はとても広く、サッカー場やラグビーの試合ができる芝生の公園が2つ、野球場が1つ、子どもの遊具や屋根付きのベンチがある広場が1つあり、2000人を収容することができる武道館も併設されている。風戸市長は、公園の一部であるサッカー場の1つのみの利用を許可するという条件

付きで公園の利用を許可した。

当日、伊藤さんや実行委員会は、公園の利用者に迷惑をかけないために、拡声器の使用をしないこと、ビラなどを配らないこと、ゴミを捨てないことについてSNSには記載していたが特段の措置をとることはせず、1000人集会は終了した。参加者からは「同じ意見を持った人や、少し異なる意見を持った人との情報交換ができ非常に勉強になった」、「また是非参加したい」といった声が大多数から寄せられ、参加者にとっては大変有意義な集会となった。また、集会の結果、人口減少社会に歯止めをかけるためのアイデアが多数出されたため、伊藤さんらはこれを風戸市に直接提出し、今後の政策の参考にしてもらおうための意見書として提出した。

しかし、普段公園を利用している人たちから風戸市に対し、「怖かった」「ゴミが散乱していたので拾いました」などの苦情が多く寄せられ、「もうこのような集会は開催しないでほしい」などの声も寄せられた。

そうした中で、風戸市では、10月に風戸市議会選挙が行われることとなり、伊藤さんは次の市議会選挙において、住民にもっと人口減少社会の問題を知ってほしいとして今度は同じ公園で9月に3000人集会を企画することとした。

伊藤さんは再度SNSで呼びかけたところ、前回の集会の噂もあって今度は5000人の参加希望があった。そこで伊藤さんら実行委員会は、人数は後で絞ることとして、風戸市に対し、3000人規模の集会を行うため、風戸市公園利用条例1条に基づいて、公園の利用許可申請を行った。しかし、風戸市側は、前回の集会の様子を踏まえ、風戸市公園利用条例1条2項3号の「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことが明らかであるとき」に該当するとして、伊藤さんの申請を不許可とした。

この問題について、伊藤さん側の立場、風戸市側の立場で、そもそもこのような条例がよいのか、条例に基づく不許可が妥当かどうかについて議論をする。

【風戸市公園利用条例】

第1条 風戸市の公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 集団で行進若しくは集会を行おうとする場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、これを許可しなければならない

(1)(2) 略

(3) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすことが明らかであるとき

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の規定による許可に条件を付すことができる。

第2条 前条第1項の許可を取らずに、前条第1項各号に掲げる行為をした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする。

【地方自治法】

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第2節 個人の尊重・人権保障と国家との関係

第1 本テーマの意義

本テーマは、日本国憲法のまさに中核たる分野である。基本的人権は人間の固有の尊厳に由来するとされており、これを日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条)と規定している。

日本国憲法では、第三章国民の権利及び義務において、人権規定を置いており、またいわゆる新しい人権も含め、これら人権が保障されることによって、人間が社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、その尊厳を維持することができ「個人として尊重される」こととなる。そのため、各人権規定の内容を正確に理解することが重要である。

各人権規定の内容理解とともに、各人権が私人間ではなく、対国家との権利であることも併せて理解する必要がある。独裁国家において政府批判が検閲され、弾圧される例のように、国家の思惑と人権保障が対立することがある。そこで、日本国憲法は、国家によっても奪うことのできない権利として人権を規定した(立憲主義)。「国家からの自由」とも言われる自由権を筆頭に、「国家への自由」とも言われる参政権、「国家による自由」とも言われる社会権という性質を人権が持っていることを理解することが必要である。立憲主義が形骸化すれば、人権規定は画餅に帰すことになりかねず、立憲主義は憲法の根幹であり、本テーマにおける授業に欠かすことはできない。

他方で、いくら人権が重要なものとはいえ、人権が無制限だということではない。表現の自由とプライバシー権が対立するように、人権は「公共の福祉」(13条)による内在的制約を受ける。公共の福祉は人権相互の矛盾、衝突を調整する原理と説明されているように、個人は社会との関係を見無視して生活することはできないのであって、そのような中で人権が他者の人権との関係で制約される場面があることもまた理解する必要がある。そしてまた、人権が制約される場面が主として他者の人権との調整の場面であって、国家の利益との調整の場面ではなく、国家利益のための人権制約が安易には認められないことを理解する必要がある。

第2 弁護士が教える意味

上記意義の通り、人権の授業では、人権が重要であることを教えることはもとより、人権が対国家との関係で重要であること、人権が制約される場面はあるが、制約は無制限ではなく、特に

国家利益との対立場面では制約は極めて慎重でなければならないことを理解してもらう必要がある。

「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」（弁護士法1条）とする弁護士は人権に関する事件も扱い、過去の人権に関する判例を踏まえて授業することができる。憲法に関する説明はどうしても抽象的、理念的な説明に陥りがちであるが、過去の判例等具体的事例をもって授業できることは弁護士ならではである。

人権を対国家との関係で重要性を認識しなければならないという点についても、弁護士には弁護士自治が認められ、弁護士には監督官庁がおらず、国家との対峙につき資格上の不利益を受けないことが保障されている。日本弁護士連合会が、例えば安保法制や秘密保護法、共謀罪等、違憲の疑いがある法令について反対の立場を明確にし、また、個々の弁護士が時には国家相手にいわゆる憲法訴訟を提起するなど、弁護士は日頃から、人権の対国家性を意識しながら業務に臨んでいる。この点の視点は、弁護士だからこそ教えることができるといえる。

第3 本テーマと学習指導要領との関係について

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔第6学年〕2「内容」ア(ア)において身に付ける知識及び技能として「現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解する」、同イ(ア)において身に付ける思考力、判断力、表現力として「日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。」と記載されている。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕1「目標」(1)として、「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」とされ、同2「内容」Cア(ア)では、身に付ける知識として「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。」と記載されている。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」2「内容」A(1)ア(イ)において、身に付ける

知識として「人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、・・・について理解すること」とし、同(3)ア(ア)において、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること」としている。

また、同第3「政治・経済」2「内容」1ア(ア)において、身に付ける知識及び技能として「政治と法の意義と技能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。」、同イ(ア)において、身に付ける思考力、判断力、表現力として「民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に視察し、表現すること。」と記載されている。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心と弁護士側の意欲

学校側のニーズとしては、2652校からの回答のうち864（33%）と相応のニーズがあるものの、学校別で見ると、小学校541（38%）、中学校235（32%）、高等学校84（22%）と、小学校から中学校、高等学校と学年が上がっていくにつれ関心が低くなっている。この点、個人の尊重や人権というテーマは学校の授業内でも扱われることから、弁護士が関与する必要性がないと考えられていると推測されること、学年が上がり社会進出が近くなるにつれ実生活で必要とされる知識に関する授業（消費者教育、労働教育等）の需要が高まり、相対的に理念的な面が否定できない本テーマの需要が低迷しているものと考えられる。

弁護士側についてみると、本テーマの授業実績（2018年4月から現在まで）は、授業実績総数が3590件のうち187件（5.2%）と突出して実績の多いいじめ予防授業（1627件で45.3%）を除いて他の授業と実績数は横並びである。もっとも、学校教育に関わりたいと思う分野では、本テーマは20と最も高い結果が出ており、弁護士側としては今よりも授業数を増やしていきたいという意欲の高さがうかがえる。

授業案⑥ 個人の尊重と法

1 対象

中学生～高校生

2 獲得目標

- ・人間社会において社会の秩序を形成・維持のために法が必要とされたことを理解する。
- ・近代以前には権力者のために法はあったが、近代市民革命によって、「個人の尊重」のために権力者を縛る憲法が作られ、法もまた個人が尊重されるためにあることを理解する。
- ・「個人の尊重」の意義を正しく理解し、自己の意見をはっきりと主張するとともに、他者のことも認め、その主張に耳を貸す資質・能力を身に付ける。
- ・こうした理解に基づき、法を批判的に見る能力を身に付け、その上で法に従うという態度を形成する。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節第2 [公民的分野] 1(1)には「個人の尊厳と人権の尊重の意義」について、広い視野から正しく認識させるとし、同2C「私たちと政治」(1)ア(ア)で「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」としている。

さらに高等学校指導要領においても、第2章第3節第2款第1「公共」2Bア(ア)において、「法や規範の意義及び役割……などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、……権利や自由が保証、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」として同様の要求がなされ、さらに同第3「政治・経済」2A(1)において、「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する」として、さらに、同ア(ア)において「…法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配…について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること」としている。

つまり、これらの記述は、民主主義社会における法は、各人の人権が守られる社会を形成・維持するための規範であることを理解させようとしている。言い換えるならば、近代の法は、個人の尊重という価値を実現する（もちろんその実現の仕方は一様ではないが）ためにある。しかしながら、実際の教科書では、中学段階はもちろんのこと高校段階においても、法と憲法が関連づけて教えられておらず、教員もまたそうした法的知識が希薄なため、上記の点を十分に理解させ

ていると言い難い。

そこで、本授業案によって、人びとの間で法がどのように生まれたのか、そしてそれが実際には権力者の命令として発展してきたという経緯を踏まえた上で、近代憲法の誕生により、憲法によって権力は抑制され、法は個人の尊重のためにあるという法の意義を正しく理解してもらうとともに、個人の尊重の意味を正しく理解して行動できるようになることをねらいとする。

4 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	<p>○法とは何か？</p> <p>◎法とは、ここでは全員が従うべきルールのことを言う。</p> <p>○全員が従うべきルールと言えば、スポーツのルールがあるが、サッカーのルールで知っているものはあるか。</p> <p>○これから次の事例に基づいてサッカーのルールがいつの時点でできあがったといえるか、班で検討してもらおう。5分後に発表をしてもらうので、発表者も決めること。</p>	<p>⇒ 「国会が決めた決まり」、「みんなが従っている決まり」</p> <p>⇒ ・足でボールを蹴る。 ・キーパー以外は手を使えない。 ・オフサイド など ワークシート1を配る</p> <p>Q1についてだけ考えさせる。</p>
<p>(事例) ボールの奪い合いをする遊びがあった。ただ人や地域によってバラバラ。それでも楽しく遊んでいた。</p> <p>その後、ボールを足で蹴って相手のゴールにボールを入れて得点を争うという今のサッカーと同じ基本的なルールができあがったが、細かいところで各地域で差があった。そのため、地域が交流するようになると細かいルールでもめるようになった。</p> <p>そこで、統一サッカー協会のようなものができて、ルールの詳細が話し合わせ、文書化された。またサッカーの試合にはサッカー協会公認の審判がついてルールを裁定するようになった。またサッカー協会はルールの変更についても権限を持った。</p> <p>こうして各地で統一したルールによるサッカーが行われるようになった。</p>		
	<p>○発表してもらおう。</p> <p>◎特定の人たちで了解されている「ボールを足で蹴って相手ゴールに入れて得点を競う」という草サッカーのルールができあがった時点で、第一次的にはサッカーのルールは規範性を取得したと言える。</p>	<p>⇒統一サッカー協会ができたときとする意見が多いか？村で草サッカーのルールができあがったときとする答えがないときは村でやっていたときはルールはなかったのなどと誘導。</p>

<p>展開1 20分</p>	<p>○我々の社会には「人を殺すな」というルールがありますが、これは法だろうか。</p> <p>○ではなぜ人を殺すなというルールを守らなければならないのか。</p> <p>○人を殺してはいけないと何かに書いてあるのか。</p> <p>○殺人罪について規定する刑法199条を見せる。「人を殺すな」と書いてあるか質問する。</p> <p>○では、なぜ「人を殺すな」と書いてないのだろうか。</p> <p>◎国民が守るのが当然だと思っている決まりであれば、法律に書いてなくても「法」、つまり、全員が従うべきルールとなる。</p> <p>○では、人を殺すなというルールはいつからあったか。</p> <p>◎「人を殺すな」「人の物を盗むな」といった社会秩序を維持する最低限のルールは社会ができたときからの慣習により、法として存在した。</p> <p>○例えば、宮崎駿監督の「もののけ姫」の冒頭に出てくるアシタカが住んでいたような村社会では長い間かけて成立した慣習で生活しており、村の長老がたたり神を退治したものの右腕を呪われてしまったアシタカに対して「たたり神に呪われた者は村を出て行かなければならない」という法の存在を告げた。</p> <p>○先ほどのサッカーの例でも、ボールを足でけて相手ゴールに入れて得点を競う」ということが仲間内で共通する認識になった時点で、ルールができたと話した。これは慣習法として成立したということ。</p> <p>○では、サッカーの例で、各地域で細かいルールに差がある状態で、地域が交流をするようになると、どんな問題が起きたか。</p> <p>○同様のことは、現実の社会でも起こる。社会が大規模化・多様化し動的になるにしたがってどういった問題が発生したのか、サッカーの例を振り返りながらワークシート2で整理する。</p>	<p>⇒法である。∴「全員が従うべきルールが法である」と定義したから。</p> <p>⇒「法律に書いてある」と言う答えが返ってきたら、「法律に書いてあれば何でも守るのですか」などと揺らして、もう少し具体的に考えさせ、「安全に暮らせないから」などの答えを導く。</p> <p>⇒「法律に書いてある」と答えた子がいればその子に当ててみて、その後、刑法もしくは殺人罪という答えが返ってくるまで当てる。</p> <p>「人を殺すな」とは書いていないことを確認する。199条の意味は後で触れる。</p> <p>⇒当たり前のこと</p> <p>⇒昔から</p> <p>文字や文章で表現されていない法の存在に気づかせる。</p> <p>www.ghibli.jp/works/mononoke/のフリー画像を見せる。</p> <p>この時点では、ルールが文章化されてはいない点で不文法ともいうことを確認。</p> <p>ワークシートQ2に記入させる。</p> <p>⇒何がルールかわからず、もめごとが起き、新しいルールが必要になった。</p> <p>ワークシート2を配る。</p>
--------------------	--	--

○Q1「もめ事が起きる」ということだが、もめ事が起きたときに何が法か分からないとどうなるのか。

◎その人が法に違反したかどうか分からず適切な対応ができない。

○Q2「新しいルールが必要になる」ということだが、すぐに作れるか。

◎法を変えることが困難である。

○Q3 大規模化した社会では、これらの問題に対してどのような対応が必要か。班で検討する。

○班ごとに発表させる。

①それが法であるかどうかを誰かが確認する必要

②古いルールを廃止し、新しいルールを誰かが導入する必要

③ルール違反の有無を判断し、そう判断した場合にどんな制約を課すかを誰かが定める必要

○先ほどのサッカーの例では、スムーズに統一サッカー協会ができたかのように話したが、現実の社会の方はそうスムーズに進んだわけではない。

○まず伝統的な村社会の在り方についても一度整理すると、アシタカの村では法はどうやって作られたか。

○「村を出て行かねばならない」との法をアシタカに伝えたのは誰だったか。

◎伝統的な村社会では法は慣習として長い時間をかけて作られていった。従って、法を語るのも村の長老の役目であった。

○では、そうした村社会は現実にはどうやって大規模化していったのか。

◎「もののけ姫」でも、アシタカが村を出て里に下りると、いきなり戦闘場面に遭遇していた。歴史の教科書を見ると、「農耕や牧畜が発達し、食料をたくわえられるようになると、争いが起こり、強い集団が弱い集団を従えるようになって国ができ、人々を支配する者は王や貴族となり、支配される者は農民や奴隷となった」とある。つまり、社会が大規模化するには権力者の存在が必要だった。

○大規模化した社会では、①それが法であるかどうかを確認し、②古いルールを廃止して新しいルールを導入し、③ルール違反の有無を判断し、どんな制約を課すかを定めたのは誰であろうか。

○王様。もちろん、全てを一人で行うことはできないので、臣下たちが分担して作業はしたでしょうが、いずれにしても最終的には王様が決めるという形を取っていた。

⇒・どちらが悪いかわからない
・適切な対応ができない

それまでのルールが慣習で成立していたことを指摘し慣習法が成立するには時間がかかる点を気づかせる。

⇒①～③が理想的な回答であるが、先取りして国会、裁判所が必要などの答えがでてきまわらないが、そこでは何をしているかを尋ねる。

⇒慣習

⇒長老

⇒争ったとか戦争とかいう言葉が出てくるまで聞く。

⇒王様、殿様等の権力者

	<p>◎そこでは、法は国民のために制定するという部分ももちろんあっただろうが、その場合でも権力者目線であり、多かれ少なかれ権力者のためにあるのが法であった。</p>	
<p>展開2 15分</p>	<p>○昔のヨーロッパの話をする。</p> <p>昔のヨーロッパでは、王様が権力を持ち、王様が考えることが「法」として機能していた。フランスを例に挙げると、身分制度があり、第一身分はカトリック聖職者で、第二身分は貴族で、第三身分は平民であった。そして、第一身分、第二身分の財産は免税されるなどの特権があり、第三身分だけが納税を強いられ、政治的な権利はなかった。その中で王は神から権限を与えられた者として絶対的な権力を握っていた。</p> <p>○ただし、平民といっても、労働者や農民だけでなく、銀行や企業の社長などいろいろな職業の人がいて、たくさんお金を持っている人もいた。</p> <p>○1774年にはルイ16世が即位したが、財政は困窮を極めていた。そこで、増税を考えたが、このころになると一部の市民はかなり力をつけてきて、簡単に命令を出せるような状況ではなくなっており、第三身分の平民たちから大きな反発を受けた。そして、平民達は、自分たちのことは自分たちで決めたいという考えから、平民による「国民議会」を発足する。</p> <p>○この「国民議会」が決めたことに、王様は従うだろうか。</p> <p>◎そこで平民たちは革命を起こした。この革命によって、王は倒され、国民議会は「人権宣言」を採択した。</p>	<p>第一身分、第二身分を合わせると人口の2%ほどであり、第三身分は人口の98%であった。 アンシャンレジームの諷刺画を見せる。</p> <p>即位直後から慢性的な財政難に悩まされ続けたにも関わらず、イギリスの勢力拡大に対抗してアメリカ独立戦争ではアメリカを支援したため財政がさらに苦しくなった。</p> <p>⇒従わない。</p> <p>スライドに映す。</p>
	<p>1 人は、法の下に生まれながらにして自由かつ平等である。社会的差別は、公共の利益に基づくのでなければ、存在することはできない。</p> <p>2 すべての政治的組織の目的は、人間の生まれながらの取り消し得ない自然権の保全である。それらの権利は、自由、所有権、安全、及び、圧政に対する抵抗である。</p> <p>3 あらゆる主権の根源は、本質的に国民に存する。いかなる集団、いかなる個人も、明示的に発せられていない権力を行使することはできない。(後略)</p> <p>16 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。</p>	
	<p>◎この1、2、3条の規定こそが、個人を尊重するためにこそ国家はあり、そのためには憲法において人権保障が定められなければならないとする近代立憲主義の本質を謳ったものにほかならない。</p> <p>そして、国民議会が権力を持つとしても、1つに権力を集中させるとまた同じことが起きてしまう。そのため、人権宣言16条において、権力の分立が定められた。</p>	

	<p>○権力が分立した社会では、①それが法であるかどうかを確認する権能、②古いルールを廃止して新しいルールを導入する権能、③ルール違反の有無を判断し、どんな制約を課すかを定める権能もまた特定の機関に分担されるようになる。ワークシート2Q4を班で検討する。</p> <p>○Q4②について発表させる。</p> <p>○Q4③について発表させる。</p> <p>○Q4①について発表させる。</p> <p>◎議会も慣習法を新しく制定法にするという場合には関係する。しかし、法を「全員が従うべきルール」とする以上、制定法でなくても、慣習法の存在が確認されればそれに従うことになる。その場合、紛争を解決する過程である裁判を通じて法が確認されるのが一般である。つまり法を発見する機関としては裁判官や裁判所ということになる。</p>	<p>⇒国会、議会</p> <p>⇒裁判所</p> <p>⇒国会との答えが予想される。</p> <p>例えば、お金を貸すのに担保を取るという成文法がない時代に、商人間では当然のように担保をとってお金を返さなければ当然に担保をお金に換えていとして、そうした行為も有効であるという裁判を通じて、担保を取ることにも有効という法規範が人々に浸透していくことになる。</p>
<p>小活 5分</p>	<p>◎これまでの流れを要約する。</p> <p>法とは社会の構成員全員が安全な暮らしのために不可欠だとみんなが確信するルールのこと。</p> <p>原始的な村社会のころから存在した。</p> <p>社会が大規模化・多様化すると、何が法か分からない、新しい法を作りたくてもそう簡単には新しい慣習は成立しない、各村でルールが違うので違反したかどうか決められないなどの問題が発生。</p> <p>他方で、社会が大規模化するには権力者が必要だった。権力者は、自分の支配のためにも慣習法・不文法から法を文書化するようになる。</p> <p>しかし、おごる権力者は国民の怒りを買って、ついに市民革命が起こり、近代国家が生まれた。</p> <p>近代国家の成立により、立法の権限が、国王から国民の代表者である国会に移ることになり、また、権力の分化が進むことになった。</p> <p>○日本国憲法もその例外ではない。次の時間では、日本国憲法がどのような基本的な価値・原理を採用しているかを考えてみることにする。</p>	<p>存在形式は慣習法・不文法</p> <p>法は国民のために制定するという部分ももちろんあったが、多かれ少なかれ権力者のためにあるのが法であった。</p> <p>「絶対的権力は絶対に腐敗する」</p>

2限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	<p>◎1限目の授業の流れ説明する。</p> <p>社会秩序を維持する最低限のルールは社会ができた当初から慣習法として存在→やがて集団の規模が大きくなり、強大な権力を持った王が統治するようになり、人民を抑圧する法が作られるようになった→王様が権力におぼれ、国民のことを考えなかったので、やがて市民革命が起きて、人権保障と権力分立を定める近代憲法が制定された。</p> <p>○では、「人権」とは何か。</p> <p>○小学生のときに「国民には人権があるのだから、人権を侵害しないように他人を思いやる・他人に優しくするように」と教わらなかったか。</p> <p>○では、次のような場合にあなたはAさんの表現の自由を守ろうと思うか、正直に答えよ。</p> <p>あなたは、日頃あなたの意見にことごとく反対意見を言っているAさんに良い感情を持っていなかったが、ある日、Bさんの意見に対しAさんが反対意見を言い始めると、Bさんが「うるさい、黙っている」と言った。</p> <p>◎「思いやり」や「優しさ」は自分が仲間だと思う他者に対してだけ向かう。これに対して、「人権の保障」は、自己とは異なる信条や意見、さらには外観を持つ他者に対しても向かうものである。</p> <p>○そもそも「国民には人権があるのだから、人権を侵害しないように他人を思いやる・他人に優しくするように」と教えは、法的に見ると前提に誤りがあるのだが、それは何か。</p> <p>◎「優しくする」というのは道徳であり法とは違う。また、法律は国民が従うものだが、憲法は権力を制限するものであるから、国家が従うものである。</p>	<p>⇒「誰もが生まれながらにして持っている権利」というような答えが出たら先に進む。</p> <p>たぶんそのように教わった経験のある子どもは多いと思われる。</p> <p>日頃よく思っていない相手の権利保障には消極的になることに気づかせる。</p> <p>答えが出づらと思われるので、適宜「優しくするというのは法なのか」、「憲法はなぜ生まれたのか」などのヒントを出す。</p>
展開1 15分	<p>○日本でも、市民革命こそ起きなかったが、軍部の独走により第二次世界大戦を引き起こしたあげく、敗戦となり、アメリカの主導のもと国民主権、人権保障、権力分立を定める日本国憲法が制定された。</p> <p>○日本国憲法は、第1条で国民主権を謳い、第3章で基本的人権を保障し、第4～6章で三権分立を定めている。</p> <p>○確認問題。19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」としているが、誰に対して侵してはならないと言っているのか。</p>	<p>第1条、第11条、第41条、第65条、第76条の条文をスライドで見せる。適宜、簡単に解説する。</p> <p>⇒国家、権力者、公務員</p>

	<p>○人権が保障される根拠を考えていくことを告げた上で、「自分が他人に強制されたら嫌なことは何か」と聞く。</p> <p>◎人にはそれぞれ他人に侵されたくない固有の領域がある。それが他の人と違っていても、その人の人格の核となっていれば、保護されなければならない、これが人権が保障される根拠である。</p> <p>◎その元となっているのが13条の「個人の尊重」という考え方である。「個人の尊重」とは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値をもっていることを前提に、それぞれの人がもっているそれぞれの価値を等しく認めあうことである。そこから個人が持っている人権を侵害してはならないということが導かれる。ただし、13条第2文は「公共の福祉」による制約を認めている。</p> <p>○「公共の福祉」は、ここでは人権といえども他者の権利・自由を侵害することまでは許さないとする原理だと説明する。</p> <p>○19条を例にして説明。国民主権を否定し、天皇主権に戻したいと思うこと自体は自由である。そうした思想を持つことを法律によって禁止することはできない。</p> <p>○これに対して、それを暴力的に実現しようとすること自体を禁止することは、「公共の福祉」に反するので憲法に反しない。実際、「破壊活動防止法」などにより禁止されている。</p>	<p>⇒自分の時間を邪魔される、個人情報勝手に公開される等</p> <p>13条第1文「すべて国民は、個人として尊重される」</p> <p>13条第2文「自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」</p> <p>「公共の福祉」も難しい概念なので深入りはしない。</p> <p>これに対して、明治憲法下では、共産主義という思想を持つこと自体が「治安維持法」により取締の対象とされたことも紹介。</p>
<p>展開2 20分</p>	<p>○「個人の尊重」は、異なっている個そのものの存在価値を認める原理だとすると、そうした社会はどうあるべきだと思うか。</p> <p>○それは政治的には民主主義社会を意味するが、日本の民主主義社会は本当に異なっている個が共存できる社会なのか、現状の国会審議を見てどう思うか。</p> <p>○どうしたら良いのか班で検討。(5分)</p> <p>○発表。</p> <p>◎民主主義にとって、反対意見は自己の意見をブラッシュアップする貴重な材料。形式的な討論ではなく、真摯に反対意見に向き合えるかが民主主義の練度を測る試金石である。</p> <p>○政治的な民主主義ではなく、日常の生活においては、「個人の尊重」は、どのように働くか班で検討。(5分)</p> <p>○発表。</p> <p>◎結婚・離婚などの身分関係、契約の締結やなどの財産関係などについて、個人の自由な意思に任せて、国は関与しない。これを私的自治の原則という。これによって個人は活動の自由が保障される。</p>	<p>⇒多様な個人が生活できる社会。いきなり民主主義社会という答えが出てきても可。</p> <p>⇒国会を見ていると与党が少数意見を聴かずに数に任せて政策を決定している、野党の側も建設的な反対意見を出さない。</p> <p>⇒すぐに多数決をしない、少数意見を聴く時間を増やす、国会の制度を変える等</p> <p>ヒント「社会や国家は個人のためにある」</p> <p>⇒婚姻の自由、契約の自由など</p>

	<p>◎自由な活動の結果、他人の故意または過失による行為によって損害を被った私人は、加害者に対して損害賠償を請求できる。</p> <p>◎私的自治が成立するためには、個人がその法的関係の意味を理解するだけの能力を有していることが前提となる。</p>	
<p>まとめ 5分</p>	<p>◎「個人の尊重」とは、一人ひとりがそれぞれに固有の価値をもっていることを前提に、それぞれの人のもっているそれぞれの価値を等しく認めあうことであり、社会や国家は「個人」のためにあると考えることになる。</p> <p>それは、公的空間では、異なっている個そのものの存在価値を認め、そうした多様な個人が生活できる空間として民主主義社会を形成すべきであるとする原理につながるだけでなく、憲法を越えた価値として、私的空間においても、身分関係、財産関係について、個人の自由な意思に任せて、国は関与しないとする私的自治の原則に繋がる。</p> <p>したがって、民主主義社会の法は、こうした「個人の尊重」を実現するためにあるのである。</p>	

ワークシート1

(事例) サッカー

ボールの奪い合いをする遊びがあった。ただ人や地域によってバラバラだった。それでも楽しく遊んでいた。

その後ボールを足で蹴って相手のゴールにボールを入れて得点を争うという今のサッカーと同じ基本的なルールができあがったが、細かいところで各地域で差があった。そのため、地域が交流するようになると細かいところでもめるようになった。

そこで、統一サッカー協会のようなものができて、ルールの詳細が話し合わせ、文書化された。またサッカーの試合にはサッカー協会公認の審判がついてルールを裁定するようになった。またサッカー協会はルールの変更についても権限をもった。

こうして各地で統一したルールによるサッカーが行われるようになった。

Q1 サッカーのルールはいつ出来上がった？

Q2 各地域間で細かいルールに差がある状態で地域が交流するとどうなる？

ワークシート2

社会が大規模化・多様化し動的になるに従って次のような問題が生じた。

- ① 何が法[=ルール]なのかよくわからない
- ② もめ事が起きた
- ③ 新しいルールが必要になった

Q1 ①「何が法か分からない」とすると、②「もめ事が起きた」ときにどうなるか

Q2 ③「新しいルールが必要になった」ということだがすぐに作れるか

Q3 大規模化した社会で、Q1の①～③の問題を解決するためにはどのような対応が必要か

①: _____

②: _____

③: _____

Q4 そのような対応をするための機関はどのようなものか

①: _____

②: _____

③: _____

※

授業案⑦ 表現の自由とプライバシー権

1 対象

中学生、高校生

2 獲得目標

日本国憲法は、人が生まれながらにしてつ当然の権利で、侵すことのできない永久の権利として、基本的人権を保障していることを理解する。わたしたちが、自由に人間らしく生きていくためには、この基本的人権が尊重されなければならない。基本的人権の種類としては、自由権・平等権・社会権、参政権・請求権がある。自由権は、国から制約を受けずに自由に活動する権利、平等権は、差別を受けない権利、社会権は、国に対して生活の保障を受ける権利であり、基本的人権を守るための権利として参政権や請求権がある。その上で、経済の発展や社会の変化により、憲法には明示されていなかった新しい人権が認められていることを確認する。

自由権は身体的自由・精神の自由・経済の自由が保障されていることを前提として、精神の自由には、人間の心の中の自由と、それを表現する自由の2種類があることを確認する。人間が自由に考えたり発表したりすることは、人間として生きるための基本である。そのため、日本国憲法は、ものごとを考え、自分の良心に従う自由（思想良心の自由）、どんな宗教を信じてもよく、また宗教を信じなくてもよい自由（信教の自由）、学問や研究を好きに行える自由（学問の自由）、同じ考えの人が集まり、組織をつくったり、自分の意見を述べたり発表したりする自由（集会・結社・表現の自由）が保障されている。

この授業では、まずは、憲法が誰に対する規定であるかを学び、表現の自由に焦点をあてて、自分が考えたことを、国や他人の決めつけたことに影響されることなく、自由に表現できることの重要性を理解する。他方で、SNS等の発達により、個人の表現行為によって、他の誰かのプライバシー権を侵害することもあることを学ぶ。そして、表現の自由とプライバシー権は、対立する関係性のみではなく、国家等から個人のプライバシー権が守られることで、表現の自由が実質的に実現される関係性にあることも学ぶ。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕1「目標」(1)には、民主主義に関する理解を深めるためには「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識」することが必要であることが述べられている。実際、同2「内容」

C「私たちと政治」(2)「民主政治と政治参加」イ(ア)においては、「民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。」とある。国民が積極的に政治に参加するためには、必要な情報を十分に得て、世論を形成し、それを自由に表現できることが必須である。その礎となる表現の自由とそれから派生する様々な権利等を学ぶことは意義がある。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	<p>○テレビ、新聞等から、多彩な内容の情報を得ることができ、また、インターネット（SNS含む）を使って、自由に情報を得たり、自由に発信できたりすることは、社会生活にどう役立つか。</p> <p>○他方で、言いたいことが言えず、知りたい情報が入ってこない、何が困るか。または、国によって決められた情報のみしか知ることが出来ない、何が困るか。</p> <p>◎憲法21条の確認 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p> <p>○憲法21条は誰が守らなければならないルールか。 →表現の自由は国民の権利 →国民のこの自由を制約するのは誰か。 →政府などの行政機関に限らず、国が作った法律によって制約されることも禁止している。</p> <p>○もっとも、人権保障もときには制約がやむを得ないという場合もある。 →他の人の名誉やプライバシー権を侵害するような場合。 →ただし、その場合でも、原則として表現の自由が憲法で保障されている以上、安易に規制することは許されず、なぜ規制する必要があるのか厳密な理由が必要になる。</p> <p>◎導入以降は、表現の自由の発展（展開1-1）、プライバシー権の発展（展開1-2）、国家による監視（展開1-3）のいずれかを選択ないし混合して授業を実施する。</p>	<p>好きな音楽を聴き、好きなテレビ番組を見ることや、実際に起こっている社会現象に関心を持つことが出来ることを通じて、</p> <p>①自己実現：個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させること、②自己統治：言論活動によって国民が政治的意思決定に関与することを確認する。</p> <p>人権規定が、対国家との権利であることを確認</p> <p>表現の自由も、無制約ではないことを確認する。</p>

<p>展開 1-1 20分 (表現の自由の発展)</p>	<p>◎表現の自由について、憲法制定当初から、その後の社会変化等によって、どのような新しい権利が認められてきたかを考える。 →表現が自由にできるだけでは、不十分なことはないか。 →知る権利の必要性、重要性 →報道の自由、アクセス権、取材の自由、自己情報コントロール権、忘れられる権利、SNSの禁止問題（通信の秘密との関係性）などを例に挙げて新しい社会問題などを検討する。</p> <p>◎知る権利の充実のための法整備について学ぶ →情報公開法等 →政府等によって、重要な情報が隠蔽等された場合に、国民が受ける不利益を検討する。</p>	<p>「知る権利」の説明を必須として、適宜、社会情勢に適した権利を深く掘り下げることが触れる。</p> <p>国民が主権者として、活動していくためには、十分な情報を得ることが必要であることを確認。</p>
<p>展開 1-2 20分 (プライバシー権の発展)</p>	<p>◎表現の自由が保障されているとしても、絶対ではなく規制が必要な場合もないかを確認する。</p> <p>○プライバシー権とは →私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利</p> <p>○自己情報コントロール権の紹介（有名なプラットフォームは、プライバシー権は基本的人権とし、さらに自己情報コントロールについて言及している）。</p> <p>◎現代社会においては、個人も、SNS等で自由な情報発信が可能になっている。 →他者のプライバシー権の侵害や名誉毀損等の問題点を確認する。 →プライバシー権侵害となる要件の検討 →名誉毀損の構成要件の検討</p> <p>◎他者のプライバシーを侵害することは憲法違反ではなく、民事上の不法行為責任を負うことを確認した上で、事例検討をする。</p> <p>◎発信する内容や、プライバシー権等の侵害対象となる人物の属性等で何か変わるかを検討する。 →飲食店の評価、プライベートな秘密、ある程度知られている事実、人の容姿、趣味、日常行動、差別的な言動への批判 →政治家、評論家、有名人、学校の先生、友人</p> <p>◎以下の内容をSNS等へ投稿した場合を想定し、①投稿自体が問題になるか、②問題になるとしてその理由等を議論させる。</p> <p>○食事をしたレストランについて、「あの料理の材料では、ほったくりだ」、「味が犬の餌の様だ」と投稿すること。</p>	<p>個人のSNSを利用する事案や、ホームページ作成、学校新聞の製作活動の事案を想定し、ワークシート等でグループワークを行う。</p> <p>値段が高いことを消費者につたえることと、事実に基づかない評価は表現内容として違いがあること。</p>

	<p>○増税ばかりする政府を批判するために、「増税する総理はバカだ」と投稿すること。(風刺画の紹介など)</p> <p>○自分が住んでいる市の市議会議員が、不倫していると投稿すること。</p> <p>○偶然、逮捕された人の近所に住んでいて誰かが分かったため、その人の情報をSNS等で拡散すること。(実名報道の問題点や日本版DBSの紹介など)</p> <p>○いじめをしている者を告発するために、その事実とともに、その者が過去、万引きしていたことを投稿すること。</p>	<p>政治批判は、民主主義国家にとって必要であることを認識させる。</p> <p>被疑者等の情報は、一定程度有益な情報ではあるが、どこまで認められるか議論する。</p>
<p>発展1 - 3 20分 (国家による監視)</p>	<p>○プライバシー権の侵害を防ぐためや国の安全という目的を掲げ、国等の監視によって、発信、受領できる情報を制限することは許されるか。</p> <p>→無秩序に他者の名誉を毀損する内容の投稿がされる掲示板や、発売されている漫画を違法にアップロードされているサイトを国がサイトブロッキングすることに問題がないかを検討する。</p> <p>→政府が許可した内容だけをテレビ番組で放映すること、インターネット検索で特定の事項などが出てこないことなどによる問題点を検討する。</p> <p>○国等にとって不都合な情報を調べたり、それについて発信を行う個人を監視することに問題はあるか。</p> <p>→ある内容の情報を収集しているものを危険人物として扱い、それらの者の表現活動が、国等から監視されてしまう(ときには処罰される)としたら、どのような社会になるか。</p> <p>○そのほか、監視カメラ、秘密保護法、セキュリティ・クリアランス、諸外国の国家安全条例、デジタル庁によるスーパー認証アプリなど、適宜社会的な問題を題材として議論する。</p>	<p>国家による情報統制が民主主義にどのような影響を及ぼすかを議論する。</p> <p>萎縮効果によって、自由な言論行動ができなくなることの問題点を議論する。</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>○発展1-1</p> <p>→表現の自由は、知る権利等の充実によって、様々な情報を制限なく得ることで初めて意味をなすことを理解、確認する。</p> <p>○発展1-2、3</p> <p>→表現の自由が保障されているとしても、他者との関係で制限されることはあり、また、表現すべき思想や良心の形成の自由が保障されていなければ意味がないことを理解する。</p> <p>○表現の自由が行使できることで、公正な世論形成が可能となり、国民の実質的な政治参加が可能となることを確認する。</p>	<p>表現の自由及びそこから発展して認められた権利が、個人の尊重と併せて、主権者として行動する際に必須であることの確認</p> <p>憲法の授業、主権者教育として重要な点として強調する。</p>

授業案⑧ 生存権保障の意義を考える

1 対象

中学生

2 獲得目標

憲法25条で定める生存権は国民に対して具体的な権利を付与するものではないが、国家に対して生存権規定に基づき「権利」を具体化すべき義務を負わせ、この具体化を怠っている場合には立法不作为による国家賠償請求の対象となり得ることや、具体化をしても著しく低い基準を設定する等憲法や法律の趣旨に反し裁量権の逸脱や濫用がある場合にも司法審査の対象となるという意味で、極めて重要な意義があることを理解する。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」B(2)ア(ア)では「社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。」とあるが、中学校学習指導要領解説社会編142頁によれば、「社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護」などは、「市場の働きにゆだねることが難しい諸問題」であるから「国や地方公共団体が果たしている役割について」多面的に考察することを求めている。憲法25条に基づく生存権保障は「市場の働きにゆだねることが難しい諸問題」の典型であり、自由主義経済における競争社会の中で生活が困難な人々のセーフティーネットとして必要不可欠なものである。

本授業案では、自由に職業選択をして稼ぐことができる自由主義経済を成り立たせるために、社会保障の充実・安定化を図っていくことが必要であると理解することを目的とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント等
導入 15分	○みなさんは将来なりたい職業について考えたことはありますか。どうしてその職業に就いてみたいと思うのでしょうか。グループ内で順番に発表してみましょう。 ○（グループワーク終了後）今のグループの中では、色々な職業が出たことと思います。将来なりたい職業を自由に目指していけるのが今の日本の社会ですが、これは当たり前のことでしょうか（当たり前である、当たり前ではないのいずれかに挙手をしてもらう）。	・話しやすい話題で議論がしやすい雰囲気を作る。 ⇒当たり前（職業選択の自由が保障されているから）、当たり前前ではない（かつての身分制社会、カースト制度等ではむしろ自由に選べないことが普通だった）等の意見が想定される。

	<p>○日本国憲法の第22条第1項には職業選択の自由が定められていますが、大日本帝国憲法では職業選択の自由は規定されていませんでした。今の社会では、職業選択の自由のもとで、好きな職業を選んで職業を遂行することができます。職業は、生活の維持に必要な社会・経済活動であって、かつ、個人が個性を全うすべき場でありますので、自由に選択できるということが非常に重要です。自由に職業が選べない社会を考えてみてください。どのような社会になるでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業選択の自由の意義を解説する。 ・憲法22条1項 <p>何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p>
<p>展開1 15分</p>	<p>○ところで、職業選択の自由のもとでは、仕事をしてたくさん稼ぐことができる人がいれば、少ししか稼げない人もいますね。皆さんそのことはわかりますね。中には、突然病気や怪我をして一時的に働けなくなってしまう人や、生まれつきの障害や後遺障害によって働くことができない人もいますよね。働けない人はどうやって生活をしていけばいいでしょうか。グループ内で話し合ってみましょう。</p> <p>○それでは各班代表者は、どのような意見が出たか発表してください。</p> <p>○一時的に働けないときに、貯金がない人や頼れる家族がいない人はどうすればいいですか。そのような人が頼ることができるしくみを何か知っている人はいますか。生活保護、傷病手当、労災保険給付という言葉は聞いたことがありますか。</p> <p>○もともと障害があって働けない人や、後遺障害で働けなくなってしまった人は、どうすればいいですか。障害年金、介護保険という言葉は聞いたことがありますか。</p> <p>◎社会保障制度について、どのようなときにどのような給付が得られる制度なのかを簡単に説明する。各制度を知っていたかどうか挙手してもらおう。</p>	<p>⇒働けない理由について障害や病気に限らず、多種多様な理由を前提に考えてもらう。また、働けない人の家族の有無、年齢等、働けない人の状況も変えつつ考えてもらう。</p> <p>⇒貯金を使う。家族に助けってもらう。行政に頼る。生活保護を使う等の意見が想定される。</p> <p>⇒あくまで、どのような事態が生じた場合にそれを支える制度があるのか、簡単な説明にとどめる。</p>
<p>展開2 5分</p>	<p>○今、この国には働いて収入を得ることができない人のためにいろいろな制度があることを説明しました。このような制度は必要だと思いますか、必要ないと思いますか。</p> <p>○自由に仕事を選んで稼ぐことができる社会なのに、なぜ働いていない人のためにここまで手厚い制度が必要なのでしょう。このような制度がなかったら、どのような社会になることが考えられますか。</p> <p>◎働いていない人に対して金銭的な給付をすることはマイナスのようにも思われるが、皆が安心安全に生活するために必要性があるということを説明する。</p>	<p>⇒大半は必要に挙手すると考えられる。</p> <p>⇒犯罪の多発、餓死等</p>

<p>まとめ 15分</p>	<p>○職業選択の自由があるから自由に仕事をして生活に必要なお金を稼ぐことはできます。このような社会を自由主義、資本主義などと言います。この自由主義、資本主義のもとでは、うまくいけばたくさん稼いでお金持ちになることができますが、その反面、お金を稼ぐことができない人も出てきてしまいます。お金を稼げない人たちを見捨てずに助けるためには、何らかのしくみ（セーフティーネット）が必要になるというわけです。</p> <p>○お金を稼ぐことができない人たちを見捨てる（見殺しにする）社会ということもあり得ますよね。しかし、みなさんは、そのような社会が良い社会だと思いますか。生まれながらに障害がある人、後遺障害で働けなくなってしまった人は好きで働いていない、好きでお金を稼げないわけではないですよ。働きたくても、この自由主義、資本主義社会の中では稼ぐことができないわけですよ。</p> <p>○ここで質問です。みなさん生存権という言葉は聞いたことがありますか。誰もが、いつ、何があって突然働けなくなるかわかりません。好きで怪我になったり、病気をしたりする人はいません。責めることができない人たちを皆で支え合って安心・安全な生活を送るためにも、何らかの助け合うためのしくみが必要ではないでしょうか。このようなしくみがない社会を想像してみてください。生きていくためのお金を稼げない人たちはどうなるのでしょうか。食えることができずに餓死してしまうか、犯罪などの非合法的な手段で食いつないでいくしかありません。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というのは、個人を尊重する（誰もが人らしく生きる）ために必要なものであり、社会全体が安心・安全に生活していくためにも必要なものといえるのではないのでしょうか。</p> <p>◎職業選択の自由を保障する社会においては、稼げない人たちが生じてしまうこと、このような人たちを助けるためのしくみが必要であること、このしくみが社会全体の安心・安全な生活に繋がることを説明する。</p> <p>○日本の憲法では健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されていますが、広い世界を見れば、このような保障がない国（保障できない国）もあります。戦後の日本では、このような手厚い保障があるわけですが、その反面、少子高齢化で社会保障費が増大して、負担が大きくなっているという話を聞いたことがある人もいるのではないのでしょうか。これからの時代、このような保障を同じように続けていくのか、形を変えながら続けていくのか、やめて</p>	<p>・ 憲法25条1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>・ 憲法25条2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>⇒現在は働けている人でも、将来病気や事故で働けなくなる可能性があることも踏まえ、生存権の保障が他人事ではないことを理解してもらおう。</p>
--------------------	---	--

しまうのかを決めるのは、これから大人になっていく皆さんです。18歳になればみなさん選挙権があります。選挙のときには、今日の話を出して、自分の一票をどうするのかを真剣に考えてみてください。

◎今後の社会を担う生徒1人1人に社会保障の問題を真剣に受け止めることを促す。

(質疑応答)

授業案⑨ 平和主義

1 対象

中学生、高校生

2 獲得目標

日本国憲法は、第2次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、平和主義を基本原理として採用し、戦争と戦力の放棄を宣言している。近年、集団的自衛権の行使を容認する安全保障法制の成立等、日本の平和主義に対する変動が生じている。そのため、国民一人一人が、日本国憲法の平和主義の内容を再確認し、あるべき日本の平和主義について考えていく必要がある。

また、憲法は国際協調主義をうたい（憲法前文）、日本のみならず世界に向け、平和を実現するために積極的行動をとるべきことを示している。そのため、昨今のロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ問題といった世界の武力紛争についても、世界的な平和の実現のため、日本が何をすべきか、考えていく必要がある。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2〔内容〕D(1)ア(ア)において、身に付ける知識として「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること」とあり、同イ(ア)で、身に付ける思考力、判断力、表現力等として「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること」とある。

高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第1「公共」2〔内容〕Bア(イ)において、「国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること」とある。

4 授業の流れ

段階 時間	教師の主な発問・指示 学習内容	生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○自己紹介、弁護士の仕事紹介	
展開1 15分	<p>○憲法前文、9条の確認 →恒久平和主義の確認 →国際協調主義の確認</p> <p>○日本が徹底した平和主義を採用した歴史 →第二次世界大戦の惨禍</p> <p>○世界で起きている戦争の状況 →ウクライナ問題 →パレスチナ問題</p> <p>○近時の日本の安全保障に関する経過と議論状況 →集団的自衛権 →敵基地攻撃能力 内容の紹介と意見をもらう。 →生徒の意見をもとに、集団的自衛権や敵基地攻撃能力の問題について考えてもらう。 集団的自衛権について 敵基地攻撃能力の問題について</p>	<p>⇒日本において平和主義を考える上での基礎となる部分であり、前文の該当箇所や9条を配布資料等で読んでもらうことが望ましい。</p> <p>⇒実際に授業を行う際に世界で起きている戦争等をあげ、また状況を簡単に説明する。なお、本授業ではここで説明する当該戦争の原因や善悪について触れることが目的ではないため、客観的な状況の紹介にとどめる。</p> <p>⇒展開2以降で今後の日本の安全保障について検討してもらう上での前提となる現在の状況の説明である。これに限らず、授業時点において日本の安全保障状況の変化があれば、それを説明することも重要である。</p> <p>⇒集団的自衛権や敵基地攻撃能力の賛否を決めることが本授業の目的ではないことに留意し、賛成・反対の立論を紹介する。</p>
展開2 20分	<p>○グループワーク 【日本は今後、安全保障についてどうしていくべきか？（軍備を増強していくべきか？）】 →考えてもらう時の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮が日本を攻撃する危険性 <ul style="list-style-type: none"> —ミサイル発射 ・台湾有事が起きたら、日本は中国と戦うべきか <ul style="list-style-type: none"> —中国と戦争になった場合の日本の被害（死傷者、経済、食料） —第二次世界大戦下の国民生活 ・軍備増強をする際の原資は <ul style="list-style-type: none"> —増税負担。社会福祉の削減。生活への影響は ・戦争に実際に行くのは誰か <ul style="list-style-type: none"> —ウクライナ・ロシア双方での徴兵 	<p>グループワークでの留意事項</p> <p>①結論を誘導しないようにする。 本GWは、結論を押し付けるものではないことに留意しつつ、生徒各自が生徒自身の結論を導き出すために多用な視点を提供するように努める。 ：例えば、軍備を増強する場合に自衛隊員を増加するべきという意見があった場合に、その増加する自衛隊員の候補には生徒達が含まれること、徴兵制が出来た場合には生徒も対象となりうることを</p>

	<p>—戦争に実際に行く者は？国会議員か官僚か市民か、年齢は？性別は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争になったら食料は？（日本の食料自給率） <ul style="list-style-type: none"> —令和4年度カロリーベース自給率38% ・日本は防衛できる状態か？（全国の原発） <ul style="list-style-type: none"> —ウクライナのザポリージャ原発の例 —日本に点在する原発 ・日本が軍備増強したら、敵国はどうする？ <ul style="list-style-type: none"> —軍備増強合戦（防衛のための国費投入増加） —東西冷戦 <p>○グループワークまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> →GWで出た意見をもとに、日本がどうしていけば良いか各自が意見を持つことが重要であること →国民主権と選挙権の行使 	<p>その際には、各論拠に対して反対する・矛盾する論拠を提示することで、各論拠を深堀できるようにする。</p> <p>②GWに際しては、各論拠が、生徒自身（市民）にどのように影響するか、抽象的な議論ではなく実生活への影響という視点を忘れないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ：例えば、軍備増強する場合には原資が必要であるが、その場合に増税のおそれがあること ：例えば、実際に戦争が起きた場合、日本の食料自給率では国民全員が飢える可能性があること ：例えば、軍備を増強しなかった場合に他国から攻撃を受けた場合に対応できるか <p>⇒どのような意見を持つにしても、そのような意見を反映するための手続が選挙であることを意識してもらう。</p>
<p>終わりに5分</p>	<p>○本授業の安全保障状況に限らず、日々変化する状況を把握し、考え、自分なりに意見を持つことが大切である。</p> <p>その際には、一度決めた意見に固執する必要はなく、意見が変わることもあることも踏まえ、日々社会に目を向けることが大事である。</p>	

第3節 国民主権・民主主義の意義

第1 本テーマの意義

国民主権、民主主義は、日本の統治の根幹をなすものである。

憲法前文は「ここに主権が国民に存することを宣言し」「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と規定し、また、憲法第1条には「主権の存する日本国民」を規定し、日本国憲法は、繰り返し主権が国民にあることを確認し、国民主権原理、民主主義（間接民主制）を定めている。

国民主権は、第2節の個人の尊重、人権保障と密接に関連し、不可欠なものである。明治憲法下では、主権は天皇にあり、人権は臣民の権利であり、天皇から与えられているにすぎないものであった。そのため、明治憲法下における人権保障は不十分なものであり、その反省から人権保障をまっとうするため、日本国憲法では国民主権原理が採用された。他方で、いくら主権が国民にあるといっても、人権侵害的法律が制定されることはあるのであり、国民は「不断の努力」によって、自由及び権利を保持する必要がある（憲法12条）。

国民主権、民主主義のもと、主権者としての重要な意思表示が、選挙権の行使である。長年、投票率が低いことが問題とされてきているが、日本の人口ピラミッド上そもそも人口が少ない若年層の投票率が低くなると、同世代の意思や意向が国政に反映されにくいこととなる。そのため主権者としての選挙権の行使が重要であることを理解する必要がある。

また、第2節ともからみ、民主主義が完璧な制度でないこともあわせて理解する必要がある。すなわち、民主主義は多数決の方式をとるため、多数派の意見が採用され、少数派の意見が無視されやすいという構造的な問題を抱えている。そのため、日本国憲法は、多数決によっても奪うことのできない人権の保障を実現するため、立憲主義を採用し、多数派がいかに多数であったとしても、憲法に規定する人権を侵害することはできないこととした。

これら国民主権、民主主義、立憲主義の重要性及び関係性を学び、理解することは主権者として備えておくべき素養といえる。

第2 弁護士が教える意味

国民主権、民主主義を制度として理解することはもとより、人権保障との関係で理解すること

が必要である。そして、弁護士は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」（弁護士法1条）とし、実際の判例等を通して、実社会生活における人権保障をリアリティをもって語る事ができるのであり、本テーマで欠かすことのできない人権保障との関係性を弁護士が授業することは有用である。

第3 本テーマと学習指導要領との関係

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔第6学年〕2「内容」(1)ア(ア)において、身に付ける知識及び技能として「現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解する」とあり、同イ(ア)において、身に付ける思考力、判断力、表現力として「日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。」とされている。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」C「私たちと政治」(1)ア(ウ)において、身に付ける知識として「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。」とあり、同(2)アでは、(ア)「国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること」、(イ)「議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。」と記載されている。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第1「公共」2Bア(イ)において、「よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること」とあるし、さらに、同第3「政治・経済」2「内容」A(1)ア(ア)において、身に付ける知識及び技能として「政治と法の意義と技能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治とについて、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。」とあり、同イ(ア)において、身に付ける思考力、判断力、表現力として「民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に視察し、表現すること。」とされている。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心と弁護士側の意欲

学校側のニーズとしては、2625校からの回答のうち593（23%）と相応のニーズがあるものの、

学校別で見ると、小学校392 (28%)、中学校134 (18%)、高校68 (18%) と、小学校と比較して中学校・高校の関心が低くなっている。この点、国民主権や民主主義というテーマは学校の授業内でも扱われることから、弁護士が関与する必要性がないと考えられていると推測されること、学年が上がり社会進出が近くなるにつれ実生活で必要とされる知識に関する授業（消費者教育、労働教育等）の授業が高まり、相対的に理念的な面が否定できない本テーマの需要が低迷しているものと考えられる。

弁護士側についてみると、本テーマの授業実績（2018年4月から現在まで）は、授業実績総数が3590件のうち151件（4.2%）と突出して実績の多いいじめ予防授業（1627件で45.3%）を除いて他の授業と実績数は横並びである。もっとも、学校教育に関わりたいと思う分野では、本テーマは20と最も高い結果が出ており、弁護士側としては今よりも授業数を増やしていきたいという意欲の高さがうかがえる。

授業案⑩ 立憲主義と民主主義の関係について知る

(偉い人に任せて決めてもらっていいのか？多数決で全部決めてもいいのか？)

1 対象

小学生

2 獲得目標

立憲主義についての根底の理論を理解するとともに、民主主義が採用された場合に、民主主義に潜在する問題点について気付いてもらい、その解決方法についても検討することで、立憲主義と民主主義の関係やその重要性について根本的な理解を深め、これが現在の政治に反映されていることを理解し、政治への理解をより深めていく。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

小学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔第6学年〕1「目標」(2)では、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う」とされており、同2「内容」ア(ア)では、「現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解する」こととしている。

このことから、日本国憲法の基礎にある近代立憲主義がどのような理念のもとから生じているのかを理解してもらい、これに続いて、民主主義、特に多数決による集団の意思決定という点について、個人の尊重という観点から考える機会を持ってもらう。

その際には、特に小学生という点にも配慮し、身近な題材を選び、政治を考える際にも参考になるような授業とすることで、政治に対する興味を持ち、自主的に学習していけるきっかけとなるようにする。

弁護士が本授業を担当する意義としては、歴史や理論、知識として暗記するというレベルにとどまることが多い立憲主義や民主主義というものについて、小学生の実生活の中でも実感できるようなものであることを理解してもらうため、これに精通する弁護士が担当する意義がある。加えて、小学生の自由な発想に対して柔軟な対応をしながら議論を導く必要があるため、この点についても、弁護士が授業を担当する意義が大きい。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	児童の反応 指導のポイント
導入 5分	○自己紹介、弁護士の仕事紹介 自己紹介の際に好きな食べ物などを話しておく	展開1で児童に好きなものを聞くため、発言しやすい雰囲気を作る
展開1 10分	○好きな料理について質問 児童に好きな料理を答えてもらう。 ◎第1の問題設定について説明 学校のお楽しみ会で料理を作る際に、校長先生が質問で出てこなかった料理を作ることに決めた場合 児童の好きなものを作れないことは良いのか？ 校長が料理を選んだ理由は？ ◎立憲主義についての平板な説明 偉い人が独断で決めることが児童の幸せにつながるのか？ ◎一人に全体の意思決定を任せることの危険性の説明 校長を選んだ理由が正当だったとしても、児童が従わなければならない訳ではない	・給食なども参考にする 出前授業の場所の名物など ・絶対主義の平板な理解 偉い人が全てを無制限に決めて、これに従わせる考え方。独裁 ・独断で決めることの問題点 みんなのためになっているのか？ ・立憲民主主義のわかりやすい説明 偉い人の決定権を縛り、児童たちが自分たちの行うことを決める 校長が暴走する場合の例示 サバの味噌煮やゴーヤチャンプル 正当な理由があったとしても、まずは児童が決めるべきことを説明
展開2 15分	○どうやって料理を決めることが良いのか質問 全員一致で決めることができるか？ 決められない場合にはどうするのか？ ○多数決で決めることの問題点を質問 多数決は全体の意見を反映しているのか？ クラスの人数に合わせて比率を変える。 ○アレルギーで食べることができない人がいた場合 かわいそうではなく、尊重すべきという考え方	・全員一致や多数決など ・くじやルーレットなどの運に任せるものは除外する ・多数決が原則として公平な決め方であることを説明（集団の最大多数の幸福が集団の幸福につながる） ・99対1の場合に1の人達は我慢しなければならないのか？
展開3 10分	○アレルギーの場合を例示として、少数者の犠牲や我慢はやむを得ないのかを説明 ○その他の例示として、宗教上の理由で豚肉を食べることができない場合なども説明 ○多数決では解決できないこと、尊重しなければならないことがあるのではないかと疑問を説明 ○アレルギーがある児童を各児童が全て把握できるのか？ 誰なら把握できるのか？	・全体の利益からスタートするのでは無く、個人の尊重からスタートすべき ・担任の先生か？校長か？

	<p>○校長が把握しているなら、校長に意見を調整してもらうのはどうか？</p> <p>① アレルギーのある児童は別の料理を作る</p> <p>② アレルギーのある料理は候補から外す</p> <p>○民主主義（多数決）の欠点の説明</p> <p>民主主義においては、少数派の意見が制限、無視されやすく、少数派が軽視されやすいため、これを解決するために権力者を利用するという構造の提示</p>	<p>・立憲民主主義からスタートする権力者の立場や使い方を提示する</p> <p>・権力者による意見調整と解決案の提示</p> <p>民主主義と立憲主義の関係をまとめる</p> <p>偉い人の独断は許さないが、みんなでやりたいことを決めるために、偉い人の持っている情報などをうまく使う</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>○授業のまとめと質問コーナー</p>	

ワークシート

多数決で作る料理を決める場合

多数が賛成すれば少数は我慢しなければならないのか？

多数ってなにか？

多数決は全員にとって公平な決め方なのか？

多数決で問題になる場合を考えてみて下さい。

授業案⑪ 憲法の役割－もしも今の憲法がなかったら－

1 対象

中学生、高校生

2 獲得目標

憲法が、法律とは異なり、国家権力に歯止めをかけて、国民の権利・自由を守ることを目的としていることを理解してもらう。

現行憲法上で、このことが中学生・高校生にも理解しやすい例といえるのが、「国家権力が国民に対して行ってはならないもの」という観点から定められている検閲の禁止（憲法21条2項前段）といえる。他方、明治憲法下では、検閲の禁止を定める規定はなく、広く検閲がなされていた。そこで、検閲禁止規定のある世界とない世界との比較検討を通じて、検閲のない世界を目指す現行憲法が、国民個人の権利・自由を保障するものであることを理解してもらう。また、併せて、憲法と法律などについての理解も深めてもらう。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」C(1)では「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、同ア(ウ)において「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。」、「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。」が挙げられている。また、高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第3「政治・経済」2「内容」A(1)では「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、同ア(ア)において「政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。」が挙げられている。しかし、これらの事項・概念等は極めて抽象的であるため、生徒自身にとっても、知識として得たとしても、体感をもって理解しづらいと思われる。

そこで、本授業案では、国内で国民の基本的人権が脅かされる深刻な事案として想定されるのが、国家権力との関係においてであることや平時ではなく戦時においてであることを踏まえ、現

行の日本国憲法の存在しない戦時中の日本における表現活動に関するケースをもとにした意見交換を通じて、現行の日本国憲法が国民の基本的な人権や平和主義の実現にとって重要な役割を担っていることを学んでもらう。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント等
導入 10分	<p>○自己紹介、弁護士の仕事紹介</p> <p>好きな映画、舞台、音楽、本、漫画、アニメ、ゲームなどの話をする。</p> <p>○生徒にも好きな映画ほか上記について自由に答えてもらう。</p> <p>(○上記に加えて、可能であれば、事前に生徒たちにアンケートをとっておく(質問項目は例えば、エンタメの好きなジャンルとか、本日の弁護士による出前授業が楽しみであったか否かなど)。その上で、実際の、アンケート結果とは異なる結果(例えば授業担当者に都合の良い結果)を発表して、思想・表現の統制ないし世論の誘導等が行われることに関する問題意識を持ってもらう)。</p>	<p>⇒生徒それぞれに好きな表現物があることを確認する。</p> <p>⇒表現物には、人それぞれの考え方や感じ方等が詰め込まれていることも確認する。</p>
展開1 15分	<p>○今の日本では、基本的に、作家さんやアニメーターさんなどが自由に作品を作ることができ、それを皆さんが自由に見たり聞いたり読んだりできるという前提があります。</p> <p>では、突然ですが、ここで、ちょっとタイムスリップしたとします。今は、1942年頃の日本で、日本はアメリカ等と戦争をしているとします。</p> <p>ここで、班分けをします。A班は政治家等の国を動かすリーダーのグループ、B班は戦争に賛成の国民のグループ、C班は戦争に反対の国民のグループです。A班は、今、国を一致団結させて戦争に勝たないといけないと考えています。B班も同じです。</p> <p>しかし、C班は、今からでも戦争を終わりにした方が良く考えていて、その意見をA班やB班に聞いてもらいたいと思っています。C班の中には、新聞記者や作家さんもいます。この場合、C班は、どんなことをしますか。</p> <p>○C班の行動・アイデアを聴く</p> <p>○B班の中で、C班からの意見・アイデアで出た表現活動を見て、C班に移りたいと思う人はいますか(例えば、自分の好きな芸能人等がそういう表現活動をしたらC班に移りたいと思いますか)。</p>	<p>⇒A班、B班、C班の立場に応じた活動を確認する。特に、国家権力側の活動を体感してもらう。</p> <p>⇒デモ、投書、出版等色々な手段・方法を出してもらう。</p>

	<p>○A班としては、C班からの意見・アイデアで出た表現活動をされると、このまま一致団結を目指して戦争をすることが難しくなると考えています。この場合、A班は、C班の活動に対してどんなことをしますか。</p> <p>(A班の行動についての生徒からの回答としては、C班の人の身体拘束をして、その考え方を変えさせるというものが予想される。生徒からこのような回答があった場合には、その身体拘束の根拠も質問する。その回答としては、例えばA班の人たちが作ろうとしている世の中の秩序を乱す表現活動を法律等で禁止しておいて(また犯罪として定めておいて)、それに違反した人たちを犯罪者として逮捕等し、刑罰を科すというものが考えられる。そして、C班の人たちがそのような表現活動をするを事前に封じ込めるためのA班の手段として、「検閲」があることを説明する。)</p>	<p>⇒手段として、検閲が選択され得ることを理解させる。その際に、生徒から上げられた手段が、判例上の「検閲」(「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止すること」)に当たらないと考えられるものである場合、検閲に当たらないものであっても表現に対する事前抑制に当たり得ることを説明する。なお、A班は、B班の表現活動は推進する可能性が高いことも補足する。</p>
<p>展開2 10分</p>	<p>○今の日本で、検閲はできますか。</p> <p>○タイムスリップした1942年頃の日本では、検閲はできましたか。</p>	<p>⇒憲法21条2項前段に「検閲は、これをしてはならない」という規定があり、検閲ができないことを確認する。</p> <p>⇒その頃適用されていた明治憲法では、検閲を禁止する規定がなく、検閲はされていた。</p> <p>⇒検閲があると、日本が戦争に勝っているのか負けているのかの情報さえ国民に届かなくなる。</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>○世界にも様々な憲法があり、同じ日本の憲法でも、明治憲法と今の日本国憲法とでは違いがあります。</p> <p>◎今の憲法は、国民の権利・自由を保障することを第一の目的として、それを実現するためのルールを定めています。そして、ここで大切なのは、憲法は、国家権力と国民を区別して、国民の権利・自由が国家権力から奪われないように定められているということです。</p> <p>◎もしも憲法に国家権力による検閲を禁止する規定がなかったら、国会は検閲をするための法律を作ることができます。そして、行政機関は、その法律を使って、国民の表現活動に対して検閲をし、取り締まることができます。そのため、今の憲法は、このようなことを防ぐ重要な役割を担っています。</p>	<p>⇒国家権力と国民個人の権利・自由との区別を理解してもらおう。</p> <p>⇒憲法と法律の区別を理解してもらおう。</p>

◎今回は、今の憲法に定めのある検閲の禁止についてお話ししましたが、今の憲法は全体をとおして、国家権力に歯止めをかけ、国民の権利・自由が国家権力から奪われないようするために定められています。この授業がそのことを知るきっかけになればと思います。なお、憲法の改正が議論されることがありますが、その際には、その改正により、国民である皆さんの権利・自由にとって今よりも良い状況が生じるのか、悪い状況が生じるのかを想像して考えてもらいたいです。

授業案⑫ 社会問題に興味を持ち、選挙に行こう

1 対象

中学生、高校生

2 獲得目標

国民主権原理、民主主義について理解するとともに、民主主義の欠点を憲法(立憲主義)が補っていることを理解する。すなわち、民主主義を貫徹すると、少数者の人権が侵害される危険があることを理解する。これらを理解した上で、選挙権の重要性、選挙権行使の動機付けとして日頃から社会問題に興味を持つことが重要であること、1票が選挙結果を左右することもあるほど重要であることを理解する。

社会問題について生徒なりの考えをもってもらうため、実際に社会問題を検討してみる。またこれにより、社会問題を考える上で学校教育が重要であることも理解してもらう。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

高等学校学習指導要領公民編では、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義」等の公共的な空間における基本原理について理解することが求められている。

国民主権原理、民主主義、立憲主義をそれらが実際に作用する場面を通して理解するとともに、また各原理相互の補完関係を理解することは重要である。これらを理解する上で、その定義、内容、成り立ちを解説することは重要であるが、その理解度を深めるためには、日々社会問題について興味を持ち、考察する姿勢が求められる。そこで、本授業案では、現在の社会問題を題材とし、社会問題に興味を持ち、また学校で習得した知識を用いて考察する能力を養うことを目的としている。

また、社会問題に興味を持つことで、選挙権行使の動機付けとなることを目的とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○自己紹介、弁護士の仕事紹介	
展開1 10分	○現在の日本、世界で起きている社会問題の提示 Ex 物価高、ウクライナ問題、北朝鮮・中国等の日本の安全保障状況、原発、防衛費増加、少子高齢化、憲法改正、パレスチナ問題	・可能な限り、授業時に社会で話題となっている問題を例示する。

	<p>○社会問題を国民一人一人が考える必要性の説明。 独裁国家では独裁者が一人で全て決めてしまう。しかし、独裁国家が国民に幸福をもたらさないことは歴史が示している。 そこで、現在では民主主義のもと、国民が国家の在り方を決める（国民主権） ⇒国民一人一人が社会問題に関心をもって、考える必要性</p> <p>○民主主義（多数決）の欠点の説明 多数派の意見が通りやすい民主主義においては、少数派の意見が制限、無視されやすく、少数派の人権が軽視されやすい。 そこで、多数決によっても、奪うことのできない権利を定めたものが憲法（立憲主義）</p>	<p>・社会問題に興味を持つことが、選挙に興味を持つ重要な要素であることから、生徒に興味を持ってもらえそうな社会問題を提示する。</p> <p>・国民主権、民主主義の理解 主権が国民にない独裁国家を例に、主権が国民にあることが国民の幸福に寄与することの説明</p> <p>・立憲主義の理解 国民主権に基づく民主主義の限界についての説明</p>
<p>展開2 10分</p>	<p>○投票に行くことの重要性についての理解を現実の投票数から説明する。 Ex 2021年衆議院長崎4区 391票差 その他、地方選挙での僅差</p> <p>○当落に影響が出ない場合の投票の意義 当選者・落選者にとっての得票数の意味について説明する。当選者の場合でも圧勝か、僅差かでその後の政治活動に影響を与えうるものであり、落選者の場合でも得票数は次回選挙への動機となる</p> <p>○現在の日本の人口ピラミッドを説明しながら、若者世代が投票に行く意味を説明する 少子高齢化の中で、若者世代は分母自体が少ない。若者世代の投票率が低ければ、候補者の政策が高齢者寄りになってしまうことを理解してもらおう。</p>	<p>・1票を投票したところで結論に影響がないとの声に対する回答部分である。 展開1とは異なり、実際の投票結果を見ながら、1票が価値を持っていることを理解してもらおう。</p> <p>・部活の試合結果等を例に、圧勝したか僅差かでその後の練習や作戦に影響があることを理解してもらおう。</p> <p>・人口ピラミッド上、若者世代が積極的に投票に行かないと、意見が国政に反映されないことを説明する。</p>
<p>展開3 15分</p>	<p>○展開1で例示した社会問題の一つを取りあげて、社会問題について考えてみる。また、社会問題について考える際には授業で習う知識が有用であることを確認してもらい、授業の大切さも理解してもらおう。 【以下はパレスチナ問題を例とした場合】 ○パレスチナ問題がどこで起きているか地図の確認 ○パレスチナ問題の現状の確認 ○ハマスがなぜイスラエルを攻撃したか？</p>	<p>・実際に社会問題を考えることで、さまざまな社会問題を考える際の基礎をつくる。</p> <p>・社会問題を考える際には、どちらが正解かを決めるのではなく、生徒各自が自身なりの結論に至るための考慮要素や考え方を提示する。</p>

	<p>①この問題を考える上で、重要な要素はユダヤ教とイスラム教の歴史。</p> <p>②ユダヤ教とイスラム教の衝突は初めてではない。</p> <p>③歴史を遡ってみると大きな衝突としては、第4次中東戦争。</p> <p>④第4次中東戦争がなぜ起きたか？これを考察するには第3次中戦争を見てみる必要がある。</p> <p>⑤第3次を考えるためには、第2次、第1次を見る必要がある。</p> <p>⑥第1次中東戦争はなぜ起きたか。これを考えるには、第2次世界大戦を見る必要がある。</p> <p>⑦第2次世界大戦を考えるには、第1次世界大戦を見る必要がある。</p> <p>⑧更に第1次世界大戦を考えるためには、それより前を考える必要があり、進めていくと、ユダヤ教とイスラム教の誕生までさかのぼる。</p>	<p>【パレスチナ問題を例とした場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界史の授業ではないため、各歴史を事細かに解説する必要はない。 ・社会問題を考える上で、歴史を古い方から新しい方へ見るだけでなく、新しい方から古い方へ見ていく視点も重要であることを理解してもらう。 ・左記の例では、用いた知識はいずれも学校で学ぶ範囲の知識である。
<p>まとめ 5分</p>	<p>○授業のまとめと質問コーナー</p>	

第4節 公正な紛争解決の重要性と紛争解決手段

第1 本テーマの意義

社会生活を送る上で、大なり小なり紛争に直面することは避けられず、これを解決していくことが不可欠である。社会に出た後は当然のことながら、多様な第三者とどのように関わっていくか及び対立が生じた場合にどのように（対立関係を）解消・解決していくかは重要である。また、学校生活を送る上でも、学校や他の児童・生徒等との間で立場や見解の相違などがあるときに、どのように解決をしていくかを考えることは、児童・生徒にとっても身近な問題であり、重要なものである。

本テーマでは、弁護士が携わることの多い裁判所における紛争解決手段を中心に、学習指導要領との関係や弁護士が関わる意義を考察する。

第2 学習指導要領との関係

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第6学年〕2〔内容〕(1)ア(ア)には、「日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。」との記載がある。上記記載によれば、小学校段階から、学習過程で紛争解決のための機関である裁判所について学ぶ機会がある。

2 中学校

中学校学習指導要領第1章第2〔教育課程の編成〕2(1)には、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」との記載がある。上記記載によれば、中学校段階において、紛争解決に資する「問題発見・解決能力」は、重要な資質・能力であると考えられている。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3〔政治・経済〕2〔内容〕A(1)には、「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。ア

次のような知識及び技能を身に付けること。(ア)政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。(イ)経済活動と市場、経済主体と経済循環、国民経済の大きさと経済成長、物価と景気変動、財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕組みについて、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。(ウ)現代日本の政治・経済に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取る技能を身に付けること。イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。(ア)民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。(イ)政党政治や選挙などの観点から、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。(ウ)経済活動と福祉の向上との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。(エ)市場経済の機能と限界、持続可能な財政及び租税の在り方、金融を通じた経済活動の活性化について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。」との記載がある。

上記記載のうち「個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動」は、まさに紛争解決で要求される視点や能力に関係するものである。また、紛争解決においては柔軟かつ多角的な思考が糸口を見つけた一助となることから、上記に列挙された知識や技能は、紛争解決能力養成に大いに資するものである。

第3 弁護士が関わる必要性

弁護士は、実務において日常的に紛争解決手続に携わっており、議論における基本的なスキルを身に付けているから、児童・生徒にこれを共有することで、教員とは違った立場や経験に基づき、社会における議論の能力についての見方、考え方を提供することができる。

裁判所及び裁判所外で日々多数の紛争解決に当たってきた弁護士が、これからの学校生活や社会に出てからも何らかの紛争に直面し得る児童・生徒に対し、紛争解決に当たっての知見を示すことができる点から弁護士が学校現場に関わる意義はあるものといえる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校に対するアンケートにおいて、紛争解決を弁護士と連携して行うという実績自体はそれほど多くはない状況が見受けられた。具体的には、学校に対す

るアンケート結果（「4 実際に実施された弁護士と連携して行った授業内容」）を見ると、実際に行われた授業に関し、紛争解決に関する授業を行ったと回答したのは、小学校においては総回答210のうち2（1%）、中学校においては総回答162のうち2（1%）、高校においては総回答76のうち2（3%）であった。

他方で、学校側の本テーマへの関心自体は低いとも言えない。具体的には、学校に対するアンケート結果（「7 学校において興味がある弁護士と連携する授業内容」）を見ると、学校において興味がある弁護士と連携する授業に関し、紛争解決に関する授業と回答したのは、小学校においては総回答1418のうち192（14%）、中学校においては総回答728のうち158（22%）、高校においては総回答376のうち84（22%）であった。

紛争解決については、小学校、中学校、高校と、発達段階に応じて重要度が増していく課題であり、学校側の関心も一定程度高まっていることがアンケート結果からもうかがわれ、弁護士が学校と連携しその知見を積極的に還元する機会を創出する方策が検討されるべきである。

授業案⑬ 紛争解決手段と司法の役割

1 対象

小学生（6年生）

2 獲得目標

学校という大小様々な集団があり得る場で他者との関わりを学んでいくなかで、他者との衝突や紛争に直面することは避けては通れない。トラブルを乗り越える方法を身に付けることは、個人の人格の形成陶冶、個人（相手を含む）の尊重という側面では、特に発達段階として未成熟な小学校段階において重要といえる。そこで、学校における紛争の具体例とその解決手段について振り返り、ひいては実際の社会において、どのように紛争が解決されているかを学ぶことで、社会の担い手として必要な能力を養うこと、紛争解決を担う司法への関心を持つことを目的とする。

3 本授業案の意義

前述したように小学校学習指導要領では、社会科において第6学年で「国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。」を身に付けるべき思考力、判断力、表現力等としている。本授業案は、上記三権の中でも司法（裁判所）の紛争解決機能に着目し、学校生活の身近な紛争解決をきっかけとし、現実の社会における紛争解決方法となる裁判制度について考えることで、学習指導要領の目標を達成することを目指す。

4 弁護士がこの授業を行うことの意義

弁護士は日頃から紛争解決を業務として行っていること、司法に関する理論と実務に習熟していることから、児童・生徒に対して、司法や紛争解決のリアルを伝えることのできる立場にあり、この役割を教員が担うことは難しい。そのため、弁護士が行うことに意義のある授業といえる。

5 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	○以下の問題と関連するものを下から選んでください。 (1) Aさんのクラスの給食で、みんな大好きなデザートが出たが、1つ余った。これをどうやって誰のものとするか。 (2) Bさんは休み時間に先生に内緒で持ってきたボールでクラスメートと遊んでいたがそのボールで学校の窓ガラスを割ってしまった。	5分程度で考え、5分程度で想定する答えを伝える。 ⇒(1)じゃんけん (2)謝る or 弁償 or 先生

	<p>(3) CさんはDさんと校庭で遊んでいたところ、遊びに夢中になっていたらEさんにぶつかりEさんにケガをさせてしまい、Eさんは病院に行くことになった。</p> <p>じゃんけん 話し合う 多数決 先生が決める 謝る・許す お金を払う(弁償をする)</p>	<p>(3)謝る or 弁償 直面するトラブル(課題)によって、解決法が異なることを理解する。</p>
<p>展開1 10分</p>	<p>○1の問題は、選んだものとは違う方法で解決ができるでしょうか。例えば(1)の問題は、弁償という話になるでしょうか。(3)は多数決で解決するものでしょうか。</p> <p>○1の問題は、当事者の話し合いで解決はできますか。</p> <p>○では、もしみなさんが大人になって、トラブルに巻き込まれたらどういう解決策があるでしょうか。1の選択肢は、大人になっても使えるでしょうか。</p> <p>○では、当事者の話し合いだけでこの世のトラブル全てを解決できるでしょうか。</p> <p>○どういう場合にできないですか。</p> <p>◎話し合いでの力関係や、言うことを聞かない・守らない、その人が言っていることが正しいか分からない、などの問題があり得るので、話し合いはいつも通用するルールではないのかもしれませんが。</p> <p>◎話し合いが成り立つためには、双方が、自分の主張だけでなくその根拠を明らかにするとともに、相手の言うことにも耳を傾けるという態度をとる必要があります。</p>	<p>⇒できない。 1つの解決策が、他の問題の解決策としても良いとは限らないことに気付く。</p> <p>⇒できる。 ⇒じゃんけんは使えない場合があるし、先生はいないが、話し合いは有効。 ⇒できない。 ⇒平行線となる場合など。</p> <p>話し合いは、お互いに言いたいことを伝えるだけでは成り立たないことを理解する。</p>
<p>展開2 15分</p>	<p>○では、お互いだけでは収拾・決着がつかない場合、どうやってトラブルを解決するでしょうか。</p> <p>(答えが出ない場合)</p> <p>○先ほどの例で、「先生が決める」というのありましたね。何かもめ事が起きたときに、みなさんにとっての先生には、どういう役割があるでしょうか。</p> <p>○社会では、裁判、という仕組みがあって、司法、という役割を果たしています。</p> <p>○裁判、というのは、裁判官が行いますが、次のような場合、問題はないでしょうか。</p> <p>(1)裁判官がどちらかの友達、ということはいいでしょうか。</p> <p>(2)裁判官が自分の好みに従って判断したら、受け入れられますか。</p> <p>(3)裁判官の判断に相手従わない。</p> <p>→5分程度考える</p>	<p>⇒誰か第三者に入ってもらおう。</p> <p>答えが出ないような場合、先生が決める、というところをきっかけにして、第三者がお互いの話を聞いて調整役をする、という点につなげる。</p> <p>進行の程度によって、裁判という制度があることについて教員から発問することもある。</p>

	<p>○(1)についてですが、トラブルを解決する人がひいきをしそうだと、その解決策が不公平だったり、納得できなかったりする場合があります。そこで、公平、中立な人が間に入る必要があります。実際の裁判制度では、裁判官がどちらかに偏るような場合、自ら裁判を外れたり、申立てにより外れたりする制度があります。</p> <p>(2)は、裁判官は法に基づいて判断をします。自分の好き勝手に判断することはできません。</p> <p>(3)は、裁判を用いるということは、トラブルを実際に解決できる必要があるため、従わない人には強制的に従わせる、強制執行の仕組みがあります。また、納得できない人は、別の裁判官の判断を聞いてみる、という仕組みもあります。</p> <p>いずれの問題も、トラブルがきちんと解決できるよう、制度が作られています。</p> <p>また、裁判員制度という、裁判に一般の人たちが混ざる仕組みがあります。国民の声が司法に反映されるようにもなっていて、よりよい解決を目指しています。</p>	<p>(1)裁判の中立性</p> <p>(2)裁判手続の正当性、手続的正義、権威の問題</p> <p>(3)終局的解決の重要性や、判決の説得力がトラブル解決に必要であること。納得できない場合の上訴制度</p> <p>裁判員制度・国民の司法参加</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>○話し合いによる解決が重要であること</p> <p>○話し合いだけでは解決ができないこともあるが、そういうときには第三者が入ることで解決に資すること。</p> <p>○実際の社会では調停・裁判という仕組みで紛争が解決されること、その中には国民が参加できる仕組みもあること、決して自分と無縁ではないことについて触れる。</p>	<p>児童たちが大人になっても話し合いをしてトラブルを解決することは重要であるし、第三者が間に入る制度として調停、裁判という紛争解決制度があることを伝える。</p> <p>話し合うこと、当事者が合意することの重要性を理解してもらおう。</p>

ワークシート

1 以下の(1)から(3)のできごとについて、下の□の中からふさわしい解決方法を考えてみましょう。

- (1) Aさんのクラスの給食で、みんな大好きなデザートが出たが、1つ余った。これをどうやって誰のものとするか。
- (2) Bさんは休み時間に先生に内緒で持ってきたボールでクラスメートと遊んでいたがそのボールで学校の窓ガラスを割ってしまった。
- (3) CさんはDさんと校庭で遊んでいたところ、遊びに夢中になっていたらEさんにぶつかりEさんにケガをさせてしまい、Eさんは病院に行くことになった。

じゃんけん 話し合う 多数決 先生が決める 謝る・許す お金を払う (弁償をする)

2 次のようなできごとがあったら、1の□にある解決方法はあてはまるでしょうか。

- (1) 知人にお金を貸して1週間後に返してもらおう約束をしたが、返してくれない。
- (2) 隣の家の土地から大きな木が自分の家の土地まではみ出ている、落ち葉がじゃまになる。

3 裁判というしくみで、次のようなできごとがあったら、問題はないでしょうか。

- (1) 裁判であらそっている2人のうち、裁判官が片方の友人だった。
- (2) 裁判官であらそっている2人の考えについて、自分の好き嫌いで判断をした。
- (3) 裁判官の出した判決(解決案)の理由に納得できない相手が、判決に従わない。

4 最後のまとめを聞いて、思ったこと、気付いたことを書いてみましょう。

第5節 犯罪の処罰と刑事司法制度

第1 まえがき

刑事司法は、捜査公判活動を通じて事件の真相を明らかにし、犯罪を行った人に対して適切な刑罰を科すことを目的としている。

刑事司法制度の原則として、罪刑法定主義や無罪推定の原則が挙げられ、平成21年からは、重大犯罪について国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が始まっている。

刑事司法は、国民の利益を保護するために犯罪を防止する機能があり、国民により良い生活を確保するために、犯罪を行った人に刑罰を科すことを許容している。一方で、自分が予期しないことが犯罪とされたり、予期しない重い罪を科せられたりすれば、国民において大きな利益の侵害となり、何より、犯罪の防止には刑罰があらかじめ明示されていなければならないという罪刑法定主義が刑事司法の基本原則とされている。

また、刑事裁判で有罪が確定するまでは、被疑者や被告人は無罪として扱わなければならないという無罪推定の原則がある。被疑者が手錠をかけられ連行される様子がよく報道される。しかし、逮捕はあくまで被疑者の逃亡や証拠隠滅を防止するための手続きであり、逮捕されること＝有罪ではない。また、逮捕をされたことが報道されることにより、メディアやSNS等でも逮捕の情報が広く拡散され、逮捕された人は罪を犯した人であると誤認されることもしばしばある。児童生徒に無罪推定の原則という刑事裁判の原則について今一度考えてもらう必要がある。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から無作為に選ばれた名簿から選ばれる。そのため、誰しもが裁判員になる可能性があり、裁判員になれば、刑事裁判において被告人が罪を犯したのか、罪を犯したのであればどのような罰を科すべきなのかを裁判官と共に考えることになる。特に裁判員裁判は重大事件が対象にされ、懲役刑を科すことが数多くある。懲役刑は人身の自由を奪う重大な刑罰であり、このような刑罰を科すにあたり自分なりの考えをもってしっかり裁判に臨むことができるかどうか、そのような自分なりの考えを持つためには何が重要なのかを今回の授業案を通じて学んでほしい。

第2 本テーマと学習指導要領の関係

1 小学校

学習指導要領第2章第2節第2 [第6学年] 2「内容」(1)イ(ア)で「日本国憲法の基本的な考え方に

着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること」との記載があり、また、同3「内容の取扱い」(1)アで「裁判員制度・・・について扱うこと」という記載もある。

2 中学校

学習指導要領第2章第2節3「公民的分野」2「内容」C「私たちと政治」(2)ア(ウ)で、「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。」との記載があり、同3「内容の取扱い」(4)アで、これと関連させて「裁判員制度についても触れること」とも記載されている。

3 高校

学習指導要領第2章第3節「公民」第1「公共」2「内容」Bア(ア)で、「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。」と記載され、同3「内容の取扱い」カ(エ)で「司法参加の意義については、裁判員制度についても扱うこと」と記載されている。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

刑事裁判に関わる者は起訴された者のほか裁判官・検察官・弁護人であり、弁護士は刑事裁判手続きに関わる立場として刑事裁判手続きに精通している。他方、刑事裁判手続きに関わったことがある学校現場関係者はほとんどいないと思われる。

さらに、教科書などでは、「罪刑法定主義」などといった言葉は憲法31条と共に紹介されることがあるが、なぜ罪刑法定主義が必要なのかといった点や、なぜ刑罰が必要なのかといった刑事司法の根幹についてはほとんど触れられていない。このように単なる知識ではなく刑事司法の根幹から学ぶためには、弁護士の関与が必要不可欠である。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校対象アンケートにおいて、弁護士が本テーマに関する授業を行うことに興味を持っている教員が相当数いることが判明した。

具体的には、小学校においては回答数1418校のうち301校(21%)、中学校においては回答数728校のうち305校(42%)、高校においては回答数376校のうち124校(33%)と中学校、高校

においては高い割合の興味があることが分かっている。

第5 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

刑事司法の根幹にある原則について、知識よりもむしろ、なぜそのような原則があるのかということを考え制度に対する理解を深めてほしい。

なお、刑事裁判には「証拠裁判主義」という原則もあり、刑事裁判を扱う授業においては、証拠に基づいて事実を認定し、事実を評価した上で、一定の判断を下すという論理的思考の展開や議論の方法、問題解決能力などを養うというねらいもあるが、これは授業案⑳㉑を参照いただきたい。

授業案⑭ 刑罰を定める法の特殊性とその意義

1 対象

小学生・中学生・高校生

2 獲得目標

罪刑法定主義の派生原理に関連する架空事例について議論することを通じて罪刑法定主義の重要性を理解し、司法的課題を含む現代の諸課題を捉え、議論・検討する基礎的な能力を身に付けてもらう。

3 本授業案の意義

本授業案によって、架空の国の刑罰法規の適用事例の議論・検討を通じて、なぜ罪刑法定主義が憲法に定められるほど重要なのか、罪刑法定主義がなぜ権力抑制に役立つのか深い理解を得て知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していく機会とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○ローカルルールで困ったこと、「あとから言わないでよ」と思った理不尽なエピソード・経験談を先生、生徒に尋ねる。	⇒内容が不明確なルール、慣習、遡及、類推等によって理不尽なことが起こりうることをイメージとして共有。
展開1 16分	◎遡及処罰の禁止の学習 ○事例1を確認。 ○各班10分間で検討し、意見をまとめてください。最後に代表者に発表してもらいますので、代表者も決めておいて下さい。 ○班内で討論 ○10分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。 ○発表5分	罪刑法定主義の派生原理等の定義を学ぶ前に肌感覚で罪刑法定主義の問題について議論してもらう。 内容の明確性、慣習刑法の否定（法律主義）、遡及処罰の禁止に対する気づきを与える。 ⇒内容の明確性、慣習刑法の否定については問題がないものとする。
展開2 16分	◎類推適用の禁止の学習。 ○事例2を読み上げ ○この法律について問題点はなかったか、自分が高橋ひがしさんの立場だったらこの法律・裁判に対してどう思うか、各班10分間で検討してもらって、意見をまとめてください。	類推適用の禁止に対する気づきを与える ⇒「黄信号・自転車」の事案に対して本件法律が直接あてはまらないということまでは支援弁護士で誘導していただきたい。

	<p>○10分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。</p> <p>○発表5分</p>	<p>ただし、日本の法律上は、黄色信号に関する規定や自転車についても明確に規定されていることは補足する。</p> <p>⇒直接適用できない場合に刑罰を科すことの是非について討論する</p> <p>⇒拡張解釈として許されるか否かの議論が展開されている班については、支援弁護士から拡張の限界例の検討を促す。</p>
<p>まとめ 8分</p>	<p>○今回は架空の国の刑罰規定について考えてもらいました。いずれも罪刑法定主義が問題になる事案でした。</p> <p>○刑罰は国が私たちの日常生活活動を制限したり奪ったりしてしまえることができる権力の行使です。</p> <p>○そこで、日本国憲法第31条では、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科されるかを事前に明確に法律で定めなければならないという罪刑法定主義という基本原則を定めています。その内容として、事後的に制定された罰則を遡って処罰することを許さないとする遡及処罰の禁止、規定に直接あてはまらない行為に拡張して規定にあてはめることを禁止する類推適用の禁止があります。</p> <p>○今回はグループで罪刑法定主義の中で自由主義的要素が問題となる架空の事例について話し合ってもらいました。この国では、処罰対象と罰則を明確にした法律について、国会を通じて制定することができました。しかし、1問目では、過去の行為に対して、後からできた刑罰規定で処罰できてしまうこととして小島優子さんを狙い撃ちできてしまうという問題がありました。2問目では、明文にはないのに権力側の解釈によって処罰範囲が広がってしまい、高橋ひがしさんを狙い撃ちで処罰できてしまったばかりでなく国民の自由を奪う事態に発展してしまいました。</p> <p>○罪刑法定主義の原理がなかったら、私たちの行動が制限され自由がなくなる恐れがあることが、小島優子さんや高橋ひがしさんの立場で考えることで、イメージできたかと思います。</p> <p>○もし罪刑法定主義がない、あるいは機能していない場合、私たちの生活はどうなってしまうのでしょうか？例えば、「政府と異なる政治意見を持つ者は死刑とする」という刑罰を行政府が制定できてしまったらどうでしょうか？このような法律を行政府が作ることができてしまったら、民主主義すら危ぶまれ、どんな場合に「政府と異なる政治意見を持った」と認められるのかわからず、私たち国民の自由も奪わ</p>	<p>刑罰とはなにかについて説明する。</p> <p>今回は架空の事例で、普通の人でも「罰則が極端ではないか」と気づくような話をしたが、似たような状況は多かれ少なかれ日常的に起きている。新しい法律ができる時、あるいは古い法律に疑問を持った時、ニュースや記事を見た時、現実に事件が起きた時、今回授業で触れたような問題がないのか、ぜひ考えてほしい。</p> <p>罪刑法定主義が民主主義と自由主義の要請に基づくものであること、人権保障、権力抑制に寄与することを指摘する。</p> <p>本問の解説をする。</p> <p>発表内容を具体的に挙げて生徒達にその人の立場になって考えられたこと等を評価してもらいたい。</p> <p>わざわざこれらを憲法に書いたのは、私達国民が簡単に感情に流されてしまうから。今回の事例の人達も「道義的に悪い事」をした事に違いはないし、もっと重い、殺人、性犯罪、虐待、あるいは皆さんが想像する「これだけは絶対に人として許されない」という悪事を働いた人間にも、「それでも法律を拡大して罰するのは駄目だ」と言えるか。99%の国民が「他人の人権を奪った極悪人に人権なんてない」と叫ぶ時、「それでもや</p>

れてしまいます。

○このようなことが起きないように、日本国憲法31条は、国に対して罪刑法定主義を守ることを課し、これによって私たちの生活の自由や公正を守ってくれているのです。

憲法等のこういった規定は、政府等の権力を縛り、そして感情論に流れて権力的な政府を応援する我々国民に冷静さを取り戻してもらうためのものでもあります。そういう視点でニュースや世の中の炎上事案とかを見ていくと、違ったものが見えるかもしれません。

「っちゃだめだ」と言えるか。弁護士ですら、不公平、差別、不平等、自分の信念に反する「悪」を見た時、こういった原則を言えなくなる事がある。周りが正義の棒で叩いているのを見ると、一緒になって叩きたくなってしまったりする。

資料

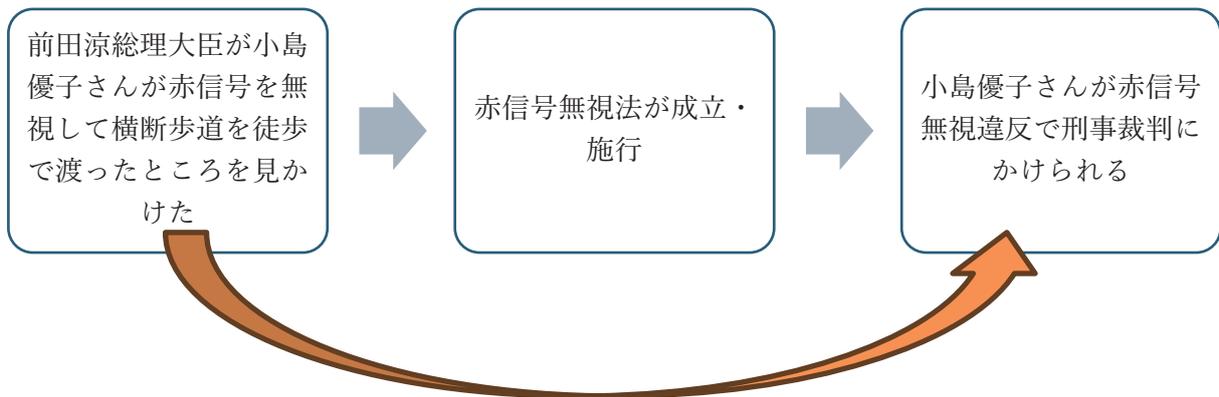
【事例1】

とある国の前田涼総理大臣は、小島優子さんが赤信号を無視して横断歩道を徒歩で渡ったところを見かけました。この国でも信号無視はよくないという慣習がありましたが、これを処罰する法律はありませんでした。その後、信号無視は厳罰が必要だと考えた前田涼総理大臣は、「赤信号を無視して道路を横断した歩行者は5年以下の懲役に処する。」という赤信号無視法を国会に提出し成立しました。信号無視はよくないという慣習を重んじる国民は大賛成でした。

小島優子さんは、その法律ができる前の信号無視行為が新しくできた法律に違反するとして刑事裁判にかけられました。

みなさんが小島優子さんだったら、この刑事裁判でどのようなことを訴えたいですか？

【時系列】



【事例2】

高橋ひがしさんが自転車を運転中、黄信号で交差点を横断しました。高橋ひがしさんは「赤信号を無視して道路を横断した歩行者は5年以下の懲役に処する」という法律に違反したとして、刑事裁判にかけられました。

みなさんが高橋ひがしさんだったら、この刑事裁判でどのようなことを訴えたいですか？

授業案⑮ 罪刑法定主義と集団行進の規制について

1 対象

高校生

2 獲得目標

罪刑法定主義のうち明確性の原則に関連する著名判例である徳島市公安条例事件を元にした事例について議論することを通じて罪刑法定主義の重要性を理解し、司法的課題を含む現代の諸課題を捉え、議論・検討する基礎的な能力を身に付けてもらう。

3 本授業案の意義

本授業案によって、事例を用いた議論・検討を通じて、なぜ罪刑法定主義が憲法に定められるほど重要なのか、また、なぜ罪刑法定主義が権力抑制に役立つのかについて、深い理解を得て知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していく機会とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	<p>◎罪刑法定主義の基礎知識</p> <p>○例えば、自転車を安全運転ができない者は停学とするというルールがあったとします。皆さんはどのような運転であれば自転車通学が認められると思いますか？</p> <p>○道路交通法等の安全運転に関する規定は存在しないものとしてします。</p> <p>○どのような運転が安全運転か答えてもらいましたが、時速30キロメートルなのか、40キロメートルなのか、ヘルメットの有無、ハンドルを両手で持つなど人によってなにが安全運転なのか違うことがこの教室内でも一致しないことがわかったと思います。そのため、例えば道路交通法から委任を受けた東京都道路交通規則では、周りの音が聞こえないような状態でイヤフォンやヘッドホンを着用することで罰金5万円がかされるようになるなど、違反事由ごとに刑罰が定められています。</p> <p>○良く分からない基準で処罰された場合、どうなると思いますか？</p>	<p>罪刑法定主義や明確性の原則という言葉覚えてもらう事が目的ではないため、定義を教えるより、「刑罰が明確に定まっていないとどんな点で困るか」という部分を実際に感じてもらうことに主眼を置く。</p> <p>「法律に従って運転することが安全運転である」という回答を防ぐため、道交法が存在しない状況を仮定した。「生徒それぞれによって何が安全運転か答えが違う」だけでなく、「曖昧な基準で罰せられると何が問題か」知ってもらう必要がある。感じて欲しいのは、「何が違反に当たるか分からないので、自転車に乗ること自体を避けなければならない」という「萎縮効果」である。</p>

	<p>○罪刑法定主義とは、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰をあらかじめ、明確に規定しておかなければならないとする原則をいいます。</p> <p>○罪刑法定主義の定義にはいくつかの概念が含まれていますが、そのうち、刑罰を「明確に規定しておかなければならない」という部分は「明確性の原則」とも呼ばれています。明確性の原則が要求されている理由は、どのような行為が処罰の対象になるのかあらかじめ明確に規定していなければ、例えば、私たちが乗り物に乗るとき、たくさんの人と集まって集会をするときなどにどんなことに気をつけておけば、刑罰を科されないかということがわからない、すなわち思ったことを行動に移すときに処罰を恐れたためらってしまい、個人の権利を奪うことにつながるからです。</p> <p>○それでも、法律や法律から委任を受けた条例の文言が「明確性の原則」に反すると裁判で争われることがあります。そこで、今日は、実際にあった判例をモチーフにした題材を使って、明確性の原則ひいては罪刑法定主義について検討・議論してみましょう。</p>	<p>そもそも、我々は人間社会のルールがなければ本来自由であるから、出来る限り自由である方が望ましい。罰則は自由を縛るもので、曖昧な規定は大きく自由を制約する（安全運転すれば自転車に乗っていいかのような規定を作りながら、実際には自転車に乗る自由がまるっきりなくなる、という欺瞞性も問題）</p> <p>罪刑法定主義の定義の説明は後回し（フラットな視点で問題を感じてもらうため）。</p> <p>明確性の原則を取り扱うことを説明、明確性の原則の趣旨を具体的に説明する。</p> <p>挙手あるいは指名で回答してもらう</p> <p>⇒速度、免許、ハンドルの握り方など回答</p> <p>ある程度出そろったら次へ</p> <p>⇒明確性の原則についてイメージを持ってもらう</p> <p>⇒ワークシート①へ移行 (ワークシート②は1コマ目では配布しない)</p>
<p>展開1 30分</p>	<p>○では、次にワークシート①に従って授業をすすめていこうと思います。事例の概要を読み上げます。(5分)</p> <p>○表現の自由の価値の重要性やその実現手段についても公共の安全を脅かさない限り、尊重されなければなりません。そのため、A市では届け出制、遵守事項を設けて公共の安全に配慮しつつ、表現活動として公道での集団示威行進を認めています。</p> <p>○それでは、検討課題1について、各班15分間で検討してもらって、意見をまとめてください。</p> <p>なるべく、一つ一つの意見について、自分なりに良いので理由も考えてみてください。</p> <p>○班内で検討15分</p> <p>○15分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。</p> <p>○発表10分</p>	<p>ワークシート①事案の概要を読み上げ</p> <p>支援弁護士は、巡回し、意見について、理由付けのフォローや反対の立場からの再反論の検討を促す。</p> <p>⇒なにを考えればいいかわからない：感覚的に検察官・弁護人のどちらに賛成か聞く。</p> <p>⇒合憲の場合は、この遵守事項の記載で表現活動の萎縮につながるかどうかについて意見を集約する。</p> <p>⇒違憲の場合はなぜこの文言では表現活動の萎縮になるのか、他にどのような表現であれば合憲といえるのか意見を集約する。</p>

<p>展開2 30分</p>	<p>○では、ワークシート②を配布します。この事例の元になった事件の最高裁の結論と理由が書いてあります。</p> <p>○まず5分間で内容を読んでください。</p> <p>○続いて検討課題2について班内で討論してください。</p> <p>なるべく、一つ一つの意見について、自分なりで良いので理由も考えてみてください。</p> <p>○検討時間15分</p> <p>○15分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。</p> <p>○発表10分</p>	<p>⇒ワークシート②を2コマ目で配布する</p> <p>支援弁護士は、巡回し、適宜質問に回答。</p> <p>⇒なにを考えればいいかわからない：自分がライブやスポーツの観戦をしたとき、これに出場したとき、場を盛り上げるときにどんなことを考えるか尋ねる</p> <p>⇒デモ行進を成功させたいときどんなことをするか、「交通秩序を維持すること」に違反する事項としてどのようなことが思い浮かぶか尋ねる ⇒最終的に「交通秩序を維持すること」から本件のXの行為が該当すると読み取れるか意見を集約</p>
<p>まとめ 15分</p>	<p>○今回は罪刑法定主義について実際の事件と最高裁判例に基づいて皆さんに意見を述べてもらいました。</p> <p>○検討課題1では、自分が裁判官だったらどう考えるかという視点で検討をしてもらい、検討課題2では裁判官が判断した内容について批評してもらいました。</p> <p>○今回は、Xさんの表現活動の自由と公共の安全が衝突した事案でした。皆さんの中でもどちらの価値をより尊重すべきか非常に悩まれたと思います。</p> <p>○この判決には裁判官の補足意見もつけられています。例えば、小川信雄裁判官や坂本吉勝裁判官は、「憲法の保障する国民の表現の自由にかかわる重要な問題であるので、この点を誤解した行過ぎの取締りのないことを願うものである。」と述べており、また、高辻正己裁判官は、「直ちに、通常の判断能力を有する一般人である行為者が、行為の当時において、理解するところであるとする事ができようか。」と意見を述べています。文言を解釈するとしてもその範囲については国民の自由を萎縮させてはならないという悩みをもちながら、この判決が下されたのです。</p> <p>判例が言っているからこう、法律に書いてあるからこう、ではなく、特に皆さんの自由を縛る刑罰については、おかしい部分がないか慎重に考えてみてほしい。</p>	<p>発表内容を具体的に指摘する</p> <p>裁判官が生徒と同じように表現活動の萎縮について懸念を持ちながら判決を下したことを指摘する。</p> <p>なお、現実の全ての裁判も、10対0の結論が出ているわけではない。判例1がAと言ったからA、判例2がBと言ったからB、と答えが出るものではなく、裁判官も悩んでいるし、判例の結論に疑問があるなら指摘し続ける必要がある。皆さん市民の声を受けて判例が変わることもあるし、逆に国会が法律を変え、逆に変えることもある。裁判所が結論として問題ないと言っても、一部の裁判官が疑問点を指摘した結果、皆さんの選出した議員が問題視して、法律を直してくれることもある。でも、「判例が出たからもう変わらない」と諦めて意見を出すことを止めたら、本当に何も変わらない。</p>

ワークシート①

【事案の概要】

A市の「集団行進及び集団示威運動に関する条例」（以下、「本件条例」という。）は、集団示威行進についてA市公安委員会への届出制を定め、「公共の安寧を保持するため」集団示威行進を行う者が遵守すべき事項として「交通秩序を維持すること」が定められていた。また、これを遵守しない集団示威行進の「主催者、指導者または先導者」に対して、「1年以下の懲役若しくは禁固または5万円以下の罰金」の刑罰が定められていた。

Xさんは、事前にA市に届出がされていた「AI生成された著名人を利用した詐欺広告の規制を強化しよう」というテーマの集団示威行進に参加した。この集団示威行進では、人通りや車の通りも多い片道2車線の道路のうち、第1車線を約3キロメートルにわたって30分デモ行進することが予定されていた。その際、Xさんは、「AI技術の濫用の危険性があるので、AI技術の使い方についてたくさんの人に関心を持ってもらいたい、参加者の気持ちを盛り上げたい」と考えた。そこで、Xさんは、車道において、自ら第1車線の幅いっぱい広がってニシキヘビがうねるように行進し（以下、「蛇行進」という。）、また、笛を吹き、両手を挙げ前後に振る等、後ろに続く集団行進者に自分と同じように蛇行進させるよう刺激を与え扇動した。Xさんは、集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が条例で定められた遵守事項である「交通秩序を維持すること」に違反するとして、起訴された。

【検察官の主張】

「交通秩序を維持すること」とは「集団行動を実施するにあたり秩序ある交通の形態を維持すること」であり、「平穏な集団行動が必然的にもたらす交通秩序阻害の程度を超えて、ことさらに交通秩序を乱すおそれのある、すなわち、交通秩序に具体的危険を生ぜしめる行為を一切しないこと」を意味と解釈できるから、罪刑法定主義に反しない。

【弁護人の主張】

「交通秩序を維持すること」という条例の文言は、一般的、抽象的、多義的であって、これに合理的な限定解釈を加えることは困難であり、処罰されるべき犯罪構成要件の内容として合理的解釈によって確定できる程度の明確性を備えているといえず罪刑法定主義に反する。

【検討課題】

Xさんの集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が「交通秩序を維持すること」に違反するとしたことは罪刑法定主義に反するか。結論と理由を検討しましょう。

ワークシート②

【徳島市公安条例事件判例（最高裁昭和50年9月10日大法廷判決）の結論】

罪刑法定主義に反しない。

【徳島市公安条例事件判例の理由】

ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法三一条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。

そもそも、道路における集団行進等は、多数人が集団となって継続的に道路の一部を占拠し歩行その他の形態においてこれを使用するものであるから、このような行動が行われない場合における交通秩序を必然的に何程か侵害する可能性を有することを免れないものである。

「交通秩序を維持すること」が当該集団行進等に不可避免的に随伴するものを指すものでないことは、極めて明らかである。

「交通秩序を維持すること」を掲げているのは、道路における集団行進等が一般的に秩序正しく平穏に行われる場合にこれに随伴する交通秩序阻害の程度を超えた、殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為を避止すべきことを命じているものと解されるのである。

そして、通常の判断能力を有する一般人が、具体的場合において、自己がしようとする行為が右条項による禁止に触れるものであるかどうかを判断するにあたっては、その行為が秩序正しく平穏に行われる集団行進等に伴う交通秩序の阻害を生ずるにとどまるものか、あるいは殊更な交通秩序の阻害をもたらすようなものであるかを考えることにより、通常その判断にさほどの困難を感じることはないはずである。

【検討課題2】

最高裁が示した判断基準「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうか」は妥当といえるか。また、Xさんの集団行進者に蛇行進させるよう刺激を与え扇動した行為が「交通秩序を維持すること」に違反すると読み取ることができるか検討しましょう。

授業案①⑥ 無罪推定の原則について（模擬裁判）

1 対象

中学生・高校生

2 獲得目標

- ・ 模擬裁判の事例を通じて、無罪推定の原則を理解する。
- ・ 各証拠から導かれる事実をもとに、被告人が有罪か無罪かを理由とともに考える能力を身に付ける。

3 本授業案の意義

刑事手続きにおいて無罪推定の原則は重要な原則であるが、教科書では詳しく触れられていない。前科というものが人の社会生活上の足かせとなっている状況にある中で、実際に有罪判決を受けていないにもかかわらず、逮捕されただけであたかも有罪のように報道されている。

被告人は有罪判決を受けるまでは無罪と推定されることを学ぶと同時に、裁判で有罪と判断されるために、検察官において合理的な疑いを超える程度の立証をすることが必要であるとの刑事事件の基本原則を体感し、身に付けてもらうことが本授業の意義である。

また、模擬裁判の題材は弁護士による授業において様々な使い方がなされるどころ、証拠から事実を導くことを目的とするいわゆる「事実認定」に関する模擬裁判の題材は、授業案②⑧で扱われているため、そちらを参照されたい。

4 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 10分	◎刑事裁判の基本原則 ・ 刑事裁判は有罪無罪を決め、量刑を定めるものである。 ・ 刑事裁判の登場人物（裁判官・検察官・被告人・辩护人） ・ 裁判の手続きの流れ（冒頭陳述→証拠調べ→論告弁論→判決） ・ 「疑わしきは被告人の利益に」の原則について ○検察官は合理的な疑いを入れない程度に立証しなければならず、合理的な疑いが入る場合には無罪となる。 ○逮捕＝有罪ではないことを伝える。	刑事手続きの基本的な点を学ぶ。 概念として難しい部分があるため、適宜パワーポイント等で図示しながら説明することが推奨される。 無罪推定の原則について伝えるとともに、「逮捕」との関連についても説明する。

	○「疑わしきは被告人の利益に」とは、例えば90%の疑いを満たす必要がある場合、90%未満の疑いしか満たせなかった事案を全て無罪にすることである。80%疑わしいから8割の懲役を科す、とはならない	90%というのはい例であって、冤罪を防ぐなら99.9%など高めに設定するのが望ましい)
事案説明 5分	ある夜、亀原市にある亀原学院中学校の校長室から、1枚の肖像画が盗まれた。 警備員飲浦忠広さんがその犯行現場を目撃し、犯人を捕まえようとしたが、犯人に振りほどかれ転んでしまい、犯人に逃げられてしまった。 飲浦さんは、転んだときに地面に頭を強く打ちつけ、全治約10日のケガをしました。 盗まれた絵は、今では約1000万円の価値がある。 警察が捜査したところ、事件の数日後に嶋 志麻太郎（しま しまたろう）さんという28才の男性が逮捕された。嶋さんは亀原学院中学校の卒業生で、現在は弁当屋で働いている。 逮捕の決め手になったのは、盗まれた肖像画が嶋さんの自宅に飾ってあったことや、もう1人の警備員の目撃証言などであった。 しかし、嶋さんは、「私は肖像画を盗んでいませんし、警備員にケガをさせたこともありません。まったく身に覚えがありません。」と犯行を否認している。 果たして、嶋さんは、今回の強盗致傷事件の犯人なのだろうか。	適宜パワーポイント等で事案を説明する。
証拠説明 5分	◎証拠から事実を抽出する。 ・証拠1から8をみて、どのような情報が分かるかを考える。双方向で生徒たちに答えてもらう。	証拠をスライドで1枚ずつ表示させ1つ1つ検討していく。
裁判実演 5分	◎裁判の流れを体感し、それぞれの手続きの流れを理解する。 台本に従い、裁判の実演をする。	弁護士が、被告人・裁判官・検察官・弁護人の配役に分かれ、裁判の実演を行う。 適宜、この手続きは何のために行っているのか、補足説明をする。
証人尋問 5分	弁護士役が、目撃者の警備員役に対して、尋問を行う。気になったことは適宜メモを取ってもらう。	後に生徒たちには裁判員の立場で、気になることを質問してもらうことを予告する。
被告人質問 5分	弁護士役が、被告人役に対して、尋問実演を行う。気になったことは適宜メモを取ってもらう。	後に生徒たちには裁判員の立場で、気になることを質問してもらうことを予告する。
検討 15分	各班で証人・被告人に質問したいことを自由に考えてもらう。休憩明けに質問からスタートする。	1班1つずつくらいは質問してほしい。

		議論が進まない場合、生徒の中で発言に何か違和感に感じたところを聞いて、そこを深掘するなど、適宜誘導しながら議論をする。
--	--	---

2 限目

質問と回答 10分	○被告人役と証人役が前に立ち、各班ごとにどちらに質問するかを選び、実際に質問してもらう。 質問と回答は適宜板書等によりクラス全員が見える形にしておく。	質問事項を考えることは難しいことであるため、回答役が適宜フォローしながら答えること 想定外の回答に関しては、「覚えていない」と回答する。
検討 20分	○これまで出てきた証拠や証言から、被告人が有罪か無罪かを考える。 まず、自分一人で5分ほど考えてもらった後、残り時間をグループで討論する。 自分の結論と班の結論をワークシートへ記入してもらう。	無罪推定の原則を話すと、無罪にしなければならないと考えて、他の生徒に誘導されてしまう生徒もいるため、一旦自分の考えを整理してもらった後で議論する。
発表 10分	○なぜそのように考えたのか。どの事実を重視し、どの事実を重視しなかったのかを考えさせる。 ○合理的な疑いを入れない程度に立証されているかを考える。	
まとめ 10分	◎「疑わしきは被告人の利益に」の原則・無罪推定の原則について改めて考える。 ○印象や証拠に基づかない意見で判断するべきではないこと 今回の事件には加害者と被害者がおり、有罪であれば被告人の、無罪であれば被害者の納得を得られるような検討がなされているかどうか。 また、裁判で有罪とならない限り、その人は有罪ではない。逮捕されただけで有罪のような印象を持たないでほしい。 なぜ、無罪推定の原則や証拠裁判主義が重要視されているのか。それは刑罰というものが非常に重い処分であるからである。刑務所に収監され自由を奪われるということは、本来あってはならないことであり、特に無実の人に対して刑罰を科すことは絶対にあってはならないことである。 だからこそ、証拠に基づく事実が重要であり、無罪推定の原則が重要なのである。	証拠に基づかない推測を入れたくなることは理解するが、それでは個人個人の印象で裁判がされてしまうことを伝える。 刑罰を科すことの重要性について伝える。 今回行ったように、判決を下す判断は極めて難しく、数々の事情を検討して裁判は行われる。そのごく一部すら殆どのニュースは報道していない。その一部の情報だけ見て、有罪はおかしいとか、無罪はおかしいとか、そういうことが言えるか。

証拠1

きょう じゅつ ちょう しょ
供 述 調 書

住居 亀原市大町2-2-7

職業 ^{けいびいん} 警備員

氏名 ^{のむうらただひろ} 飲浦忠広

平成5年6月7日生（29歳）

上記の者は、令和5年5月25日、亀原中央病院203号室において、^{ほんしよく}本職に対し、^{にんい}任意次のおり供述した。

1 私は、3年ほど前から^{つるかめけいびほしょうかぶしがいしゃ}「鶴亀警備保障株式会社」という警備会社で警備員として働いています。

昨日の未明、亀原学院中学校で、校長室の絵を抱えて立ち去ろうとしている人物を^{もくげき}目撃し、捕まえようとして逃げられ、けがをさせられたときの状況について、お話しします。

2 私は、5月23日の夜から24日の朝にかけて、^{とうちよくきんむ}亀原学院中学校の当直勤務をしていました。私1人ではなく、^{どうりょう せんぱい たけうちほなこ}同僚で先輩の竹内華子さんと一緒でした。

私たちは、同中学校の警備員室で^{たいき}待機しながら、夜間、交替で校内の見回りをしていました。

見回り中に何かあれば、^{むせんき}無線機でお互いに知らせるようになっていました。

3 5月24日の午前0時半ころ、私が校内の見回りをする順番になりました。20分ほど見回りをして、校長室の近くにきたとき、室内から物音が聞こえたような気がしました。

そこで、校長室のドアをそっと開けて室内の様子をうかがうと、大きな額ぶちの^{ふしん ひとかげ}ようなものを抱えた不審な人影を発見したのです。

4 私は、以前に亀原学院中学校の警備を担当したとき、校長室の壁に大きな^{しょうぞうが}肖像画が掛けられていたことを思い出しました。私は芸術のことは良く分かりませんが、「誰の絵か知らんけど、やたら印象に残る絵だな。」と思ったことを覚えています。

5 私は、

あそこにいる不審人物が、校長室の肖像画を盗んだのだと気づきました。

その人物のことを、ここからは「犯人」と呼ぶことにします。

校長室の照明はついておらず室内が暗かったことに加えて、犯人は、私に背中を向けて立っていたので、顔は見えませんでした。

怖いという感情もありましたが、学校が大切にしている絵を盗むなんて許せないという気持ちが強く^{わいて}沸いてきました。

6 私は、

とにかく犯人を逃がしてはならないという一心で、とっさに

待て———いっ！！ うわああああ！！

と叫びながら、ラグビーのタックルをするように、両腕で、犯人の腰辺りに後ろ

からしがみつきました。

犯人は、私を振りほどこうと激しく抵抗しました。

私は、警備員をしていますが、体格は細めで、力も強くありません。

このままでは犯人に逃げられると思った私は、左手で無線機をつかみ、竹内先輩に、

校長室から絵が盗まれました。いま、犯人を捕まえています。

早く来てください。

と助けを求めました。

7 しかし、片手を犯人から離れたのが良くなかったのか、直後に、私の腕は犯人に振りほどかれてしまいました。それだけでなく、私は、振りほどかれた勢いで仰向けに転んでしまい、後頭部を床に強くぶつけ、意識がもうろうとなりました。

私は、

犯人に逃げられてしまう

と思い、床に倒れたまま、犯人を探しました。しかし、既に犯人の姿は校長室にはありませんでした。

8 それから数秒もしないうちに、竹内先輩が校長室に入ってきました。

私は、最後の力を振り絞って、竹内先輩に、

逃げられました。すいません。すいません。

と言いました。

竹内先輩は、窓の外に向かって、大きな声で叫んでいました。たぶん、犯人に向かって「待て！！」とか「泥棒！！」とかいうことを言っていたように思います。

でも、結局犯人には逃げられてしまいました。

その後、竹内先輩は、私のために救急車を呼んでくれ、警察への通報もしてくれました。竹内先輩は、犯人を逃がしてしまい、とても悔しそうでした。

9 前にお話ししたように、最初に犯人を目撃した時、校長室の照明がついていなかったことと、犯人が私に背中を向けていたことから、顔は見えませんでした。

そのあと、犯人の腰の辺りにしがみついている間も、振りほどかれないようにするのに必死で、犯人の顔を見る余裕はありませんでした。

いきなり窃盗の現場に出くわして気が動転していたこともあって、犯人の髪型や服装も良く覚えていません。

私が覚えている犯人の特徴は、

男性であること

軍手のような白っぽい手袋をしていたこと

黒っぽい長ズボンをはいていたこと

くらいです。

警備員として、もっと冷静に犯人を観察していれば良かったと、悔やんでも悔やみきれません。

10 頭のケガは10日ほどで治ると医師に言われました。しかし、体の傷は治せても、警備員としてのプライドを傷つけられた心の傷が癒えることはありません。

どうか、一日も早く犯人を捕まえて、厳しく処罰して頂きたいと思います。

飲 浦 忠 広 印

以上のおお^{ろくしゆ}り録取して読み聞かせた上、閱覧^{えつらん}させたところ、誤^{あやまり}りがないことを申し立て、署名押^{しよめいおういん}印した。

前 同 日

茨城県水戸警察署

司法警察員巡查部長

鶴 田 道 夫 印

診 断 書

住 所 亀原市大町 2-2-7

氏 名 飲浦 忠広 男 平成 5 年 6 月 7 日生

傷病名、診断内容

とうぶ だぼく
頭部打撲。

本日未明、何者かによる暴行を受け、転倒した際に頭部を床に打ちつけ、受傷。

受傷から全治までに、約 10 日間を要する見込み。

令和 5 年 5 月 2 4 日

亀原中央病院 医師 藪 伊司也 印

証拠3

実況見分調書

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 ㊞

被疑者不詳の令和5年5月24日発生の強盗致傷被疑事件につき、本職は、下記のとおり実況見分をした。

記

1 実況見分の日時

令和5年5月24日午前10時20分から午前10時35分までの間

2 実況見分の場所

亀原市駅東一丁目2番1号

亀原学院中学校校長室及びその付近一帯

3 実況見分の立会人

亀原学院中学校校長 田中彬光

4 実況見分の経過

(1) 現場の状況

別紙の現場見取図記載のとおり

(2) 現場の様相

被害現場である校長室南側の窓ガラスのうち、鍵の横の部分が割れており、ガラス片が校長室内側に飛び散っていた。犯人は、ガラスを割った部分から手を差し込んで窓の鍵を開け、窓を開けて室内に侵入したと思われる。

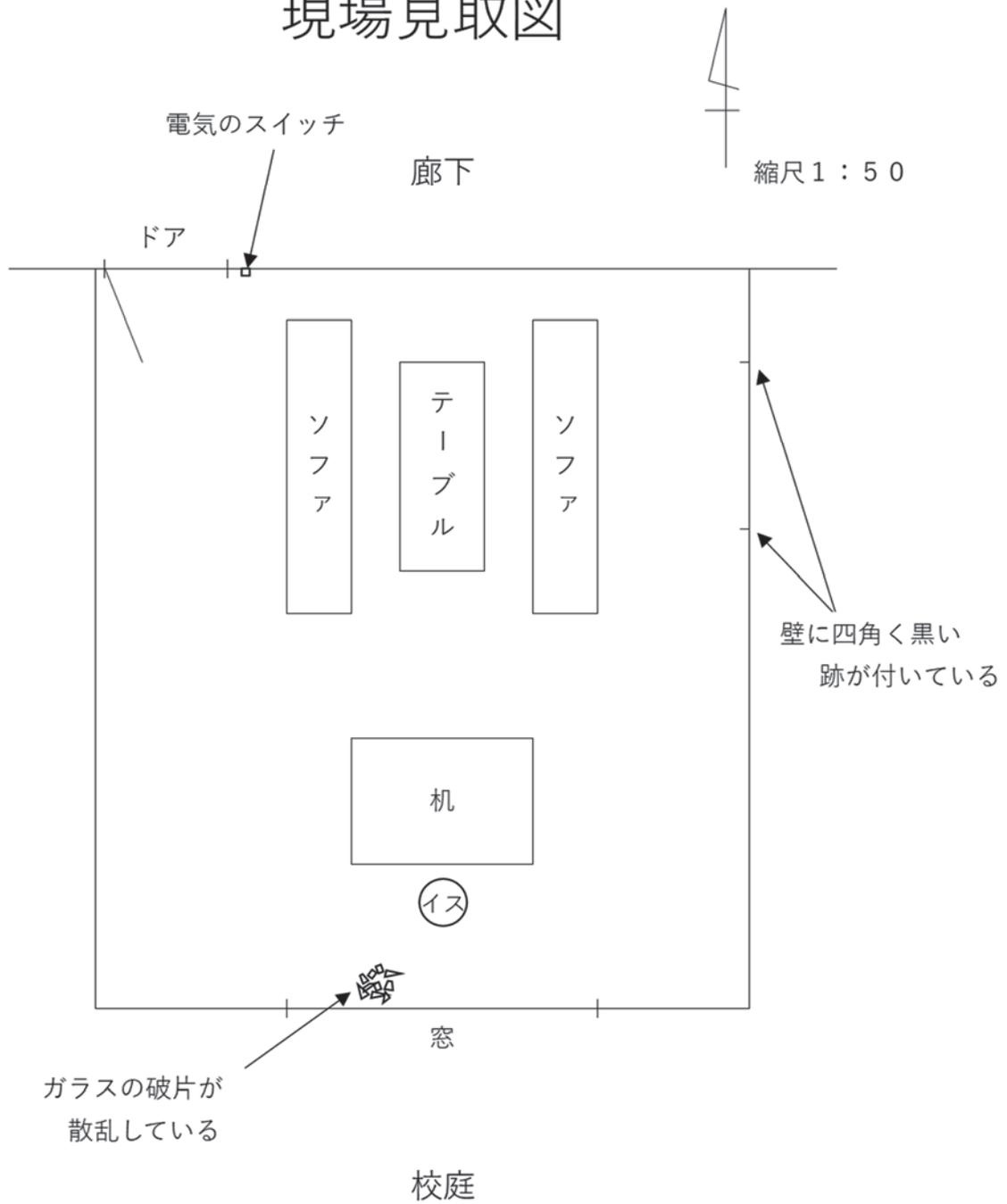
東側壁面には、釘が刺さっており、周囲には四角く黒い、薄い跡がついていた。

立会人は、

その場所に5代前の校長の肖像画が飾ってありましたと指示説明した。

以上

現場見取図



証拠4

捜査報告書

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 ㊞

被疑者不詳の令和5年5月24日発生の強盗致傷被疑事件につき、被害現場である亀原学院中学校設置の防犯カメラの映像等について捜査した経過は下記のとおりであるから報告する。

記

被害現場である亀原学院中学校の防犯カメラの設置状況について捜査したところ、①校庭南側の正門、②校舎北側の裏門の計2か所に防犯カメラが設置されていた。

これらの防犯カメラに記録された、

令和5年5月23日午後11時00分から

令和5年5月24日午前1時00分まで

の映像を確認したところ、以下の映像が記録されていることが確認できた。

- ・令和5年5月24日午前0時35分

校舎北側の裏門の防犯カメラ

上衣は白黒の縞模様、下は黒い長ズボンのように見える服装の人物が、裏門から中学校敷地内に侵入する様子を確認できた。明るさが不十分であり、顔は確認できなかった。

- ・令和5年5月24日午前0時54分

校庭南側の正門の防犯カメラ

上衣は白黒の縞模様、下は黒い長ズボンのように見える服装の人物が、正門から中学校敷地外に走って出る様子を確認できた。明るさが不十分であり、顔は確認できなかった。

同人物は、長さが少なくとも1メートル以上はあるように見える大きさの、四角い物品を抱えていた。

以上

きょう じゅつ ちょう しょ
 供 述 調 書

住居 亀原市鶴ヶ丘 1 1 3 番地 8

職業 警備員

氏名 竹内華子

平成元年 2 月 3 日生 (34 歳)

上記の者は、令和 5 年 5 月 24 日、亀原市駅前 1 丁目 1 番 2 号鶴亀警備保障株式会社において、本職に対し、任意次の通り供述した。

1 私は、6 年ほど前から「鶴亀警備保障株式会社」という警備会社で警備員として働いています。

2 私が、本日未明、亀原学院中学校で、校長室の絵を盗んで、同僚で後輩の飲浦忠弘さんにけがをさせた犯人を目撃した状況をお話しします。

私と飲浦さんは、昨日の夜から本日朝まで、亀原学院中学校の当直勤務でした。

当直勤務の警備員は、亀原学院中学校の玄関横にある警備員室に待機し、夜間、数時間おきに交替で校内の見回りを行います。見回りにかかる時間は、大体 1 時間弱くらいです。

見回り中に何か異常があった場合には、無線機でお互いに知らせるようになっていきます。

3 本日未明の午前 0 時半頃、飲浦さんは、警備員室を出て、校内の見回りに行きました。私は、警備員室にいて、スマホで漫画を読んだりネットを見たりしていました。

それから 20 分くらいして、飲浦さんから無線連絡がありました。

飲浦さんは無線で、

校長室から絵が盗まれました

今、犯人を捕まえています

早く来てください

と言っていました。

私が急いで校長室へ向かったところ、校長室のドアは開いていましたが、照明がついておらず暗かったため、私が電気を点けて中に駆け込むと、床に飲浦さんが倒れていました。

飲浦さんは横になった状態で、片手で頭の後ろをおさえながら、窓の方を指さして、

逃げられました

すいません、すいません

と言いました。

私が、飲浦さんの指さす方を見ると、窓越しに、校庭に向かって走っていく男の後ろ姿が見えました。

私が逃げていく男に向かって大声で、

待ちなさい、泥棒！

と叫ぶと、男は走りながらこちらを振り向きしました。

男は、

白地に黒か濃紺の縞模様のTシャツ
黒い長ズボン

を着ていました。

その男は、右わきに

大きな絵

を抱えており、手には

白い手袋

をしていました。

- 4 私が声を掛けた時には、男は校庭に向かい逃げて行くところでした。そのため、今から追いかけて捕まえるよりも、倒れている飲浦さんを助けなくてはと思い、飲浦さんに駆け寄って

大丈夫ですか

と聞きました。

飲浦さんは、

犯人に振りほどかれて転んだ。頭が痛い

と言っていたので、救急車を呼び、警察に通報したのです。

- 5 校長室の壁には、昔の校長先生の大きな肖像画が飾られていたのですが、私が校長室に入った時にはありませんでした。

私自身、亀原学院中学校の卒業生で、私が通っていた頃からその絵は校長室の壁に飾られていました。

- 6 なお、私の視力は、両眼とも裸眼で1.0です。

- 7 私は、振り返った男の顔を見ましたので、よく覚えています。あれは、亀原学院中学校によく出入りしているお弁当屋さんの店員だったと思います。

この時本職は、被疑者の写真1枚を、供述人に示した。

私が本日未明に見た男は、顔の輪郭などから、写真に写っている男に間違いありません。

ただ今、警察官から、この男が嶋志麻太郎という名前であることを聞きました。

先程、亀原学院中学校に出入りしているお弁当屋さんの店員といいましたが、私はその店員さんを見かけるだけで話したことはなく、嶋志麻太郎さんという名前であることも今お聞きして初めて知りました。

竹内華子 ㊞

以上のとおり録取して読み聞かせた上閲覧させたところ、誤りが無いことを申立て、署名押印した。

前 同 日

茨城県水戸警察署

司法警察員 巡査部長 鶴田道夫 ㊞

捜査報告書

(犯行現場及び被害品の肖像画の指紋について)

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 印

被疑者 嶋 志麻太郎 に対する強盗致傷被疑事件につき、本職は、被疑者が使用する居室内にあった本件被害品と思われる絵画を発見した状況を明らかにするため、下記のとおり報告する。

記

1 発見日時

令和5年5月31日午後0時20分頃

2 発見場所

亀原市宮前二丁目27番5号
被疑者宅2階 被疑者使用居室内

3 捜査対象

肖像画1枚

4 発見時の捜査対象の状態

被疑者使用の事務机上の壁に額縁に入れられた状態で飾られていた。
額縁裏側左下に「亀原学院中学校備品」と書いてあるシールが貼られている。

以上

証拠7

捜査報告書

(犯行現場及び被害品の肖像画の指紋について)

茨城県水戸警察署

司法警察員巡査部長 鶴田道夫 印

被疑者 嶋 志麻太郎 に対する強盗致傷被疑事件につき、犯行現場付近及び被害品の肖像画に付着していた指紋に関し、捜査した結果を下記のとおり報告する。

記

1 犯行現場である亀原学院中学校校長室付近で検出された指紋について

犯行現場付近からは、複数の種類の指紋が検出されたが、いずれも被疑者の指紋とは一致しなかった。

検出された指紋は、いずれも学校関係者のものであると思われる。

2 被害品の肖像画から検出された指紋について

被疑者の住居で発見された肖像画からは、複数の種類の指紋が検出された。

そのうちの1種類が、被疑者の指紋と一致した。

被疑者の指紋は、肖像画の複数の箇所に付着していた。

それ以外の指紋については、いずれも学校関係者のものであると思われる。

以上

供 述 調 書

本 籍 亀原市宮前二丁目 2 7 5 番地
 住 居 亀原市宮前二丁目 2 7 番 5 号
 職 業 アルバイト
 氏 名 嶋 志麻太郎

平成 7 年 4 月 3 日 生 (2 8 歳)

上記の者に対する強盗致傷被疑事件につき、令和 5 年 6 月 1 7 日水戸地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次の通り供述した。

1 私は、令和 5 年 5 月 2 4 日、私立亀原学院中学校校長室から肖像画を盗み、逃げるときに警備員にけがをさせたとの疑いで、令和 5 年 5 月 3 1 日に逮捕されましたが、私はやっていません。

2 私は、事件のあった日の午前 1 時ころには、自宅の自室で既に就寝していたと思います。

私は、両親の営む弁当屋で仕事をしていますが、朝早くから弁当の仕込みをするので、両親は 2 人とも、夜は早く就寝してしまいます。

3 私が逮捕された際、私の部屋に肖像画が飾られていたことは、間違いありません。

また、その肖像画の裏側に、「亀原学院中学校備品」と書かれたシールが張られていたことも、お巡りさんと一緒に私の部屋で確認しましたので、間違いありません。

4 私は、毎朝 6 時 3 0 分ころに、亀原駅周辺を散歩するのが日課にしています。

事件があった日も、午前 6 時 3 0 分ころ、自宅を出て亀原銀座商店街を北に向かい、亀原駅西口まで歩いていきました。

そうすると、ちょうど亀原駅西口の南側の階段の前に、大きな額縁を持った若い男の人がいました。

私は、絵を描くのを趣味としていますので、どんな絵なのか気になって、その人に、

ちょっと見せてもらえませんか

と話しかけました。

その男性は、

良い絵でしょ

と言って見せてくれました。

その絵は立派な絵でしたので、私は、

素晴らしい絵ですね

といいました。

すると、その男性は、

そんなに気に入ったのなら、この絵あげるよ

といいました。

この人とは初対面でしたし、いきなり物をもらうような間柄ではありませんから、最初はお断りしたのですが、その男性は、

いいからいいから

とって渡してきたので、受け取りました。

その男性は、私に絵を渡すと、

じゃ、また会ったら飲みに行こう

とって、改札口の方に行っちゃいました。

私は、あまりにもとっさのことであっけにとられて、その男性の連絡先も聞かずに別れてしまいました。

- 5 私は、その男性の連絡先も聞かずに別れてしまったことに気になっていたのですが、素晴らしい絵が手に入ったことで嬉しくなり、無我夢中で家に帰り、自分の部屋に飾りました。

- 6 検事さんから、私が飾っていた肖像画は、私が通っていた亀原学院中学校の校長室に飾ってあった肖像画であると教えてもらいました。

しかし、私は、亀原学院中学校には、実家の弁当屋が作っているお弁当を配達するために行くことがあります。配達の際に校長室に入ることはないため、検事さんから教えてもらうまで、もらった絵が校長室に飾ってあったものだとは知りませんでした。

また、絵に夢中になっていましたので、額縁の裏側に「亀原学院中学校備品」などと書かれたシールが貼られていたとは気づきませんでした。

お世話になった母校で、しかも現在もお弁当の届け先として頻繁に出入りしている場所ですので、亀原学院のものだと知っていればもらわなかったと思います。

- 7 私は、数年前に、お店で見た絵を気に入り、万引きをして捕まったことがあります。それ以来、心を入れ替えてずっとまじめに働いてきました。今回、盗まれた肖像画を持っていたことで逮捕されてしまいましたが、全く身に覚えのないことですので、犯人として疑われていることは納得できません。

嶋 志麻太郎 ㊞

供述人の目の前で、上記のとおり口授して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申立て、末尾に署名指印した。

前 同 日

水戸地方検察庁

検察官検事 前 橋 秀 雄 ㊞

検察事務官 黒 澤 典 行 ㊞

模擬裁判・メインシナリオ

書記官：ご起立ください。

※ 一同起立、礼。

書記官：ご着席ください。

裁判官（J）：それでは開廷します。

被告人は、証言台の前に立ってください。

※ 被告人役、証言台の前に立つ。

J：お名前は。

被告人（A）：嶋志麻太郎（しま・しまたろう）です。

J：生年月日は。

A：平成7年4月3日です。

J：住所は。

A：亀原市宮前2-27-5です。

J：本籍は、分かりますか。

A：亀原市宮前二丁目275番地です。

J：職業は。

A：アルバイトです。

J：それでは、あなたについて出されている強盗致傷被告事件について、これから審理を始めます。

検察官、起訴状を朗読して下さい。

検察官（P）：公訴事実、（読み上げる）、罪名及び罰条、強盗致傷、刑法第240条前段。

以上の事実について、ご審理願います。

J：検察官が今読み上げた公訴事実についての審理を始めますが、その前に、あなたに伝えておくべきことがあります。

あなたには、黙秘権という権利があります。

この裁判の間ずっと黙っていることもできますし、答えたくない質問に個別に答えないこともできます。

ただし、あなたがこの公判廷で話したことについては、有利不利を問わず証拠となりますので、話すときはそのことに注意してください。

よろしいですか。

A：はい。

J：では、そのような前提でお聞きしますが、先ほど検察官が読み上げた公訴事実について、何か間違っているところがありますか。

A：間違いだらけです。私は、やっていません。

J：弁護士、ご意見は。

弁護士（B）：被告人と同意見です。

被告人は犯人ではないため、無罪です。

J：確認ですが、そうしますと、本件の争点は犯人性、つまり被告人が犯人であるのか否かの点である、と理解してよろしいですか。

B：結構です。

J：分かりました。

それでは、被告人は元の席に戻って下さい。

※ 被告人役は、被告人席に戻る。

J：それでは検察官、冒頭陳述をどうぞ。

P：はい。

それでは検察官より、冒頭陳述を行います。

被告人は、両親が経営する弁当屋でアルバイトをしていました。

被告人は、事件当日、亀原学院中学校校長室南側の窓ガラスを割り、同室内に侵入し、同室内に飾られていた、時価約1000万円の肖像画を窃めました。

校長室内において肖像画を盗もうとしている最中、中学校の警備員であった飲浦忠広さんがその様子を発見し、被告人を取り押さえようとしたのですが、被告人は飲浦さんを振りほどいて転倒させ、その場から逃走しました。

この暴行により、飲浦さんは全治約10日間の頭部打撲の傷害を負いました。

被告人は盗んだ肖像画を自宅に持ち帰った上、自室にこれを飾っていました。

以上の事実を立証するため、証拠等関係カード記載の各証拠の取調べを請求いたします。

J：証拠1から8と、証人として竹内華子さんを請求されるということによろしいですね。

P：はい。

J：弁護士、ご意見は。

B：書証については同意します。

証人については、しかるべく。

J：それでは、検察官から請求のあった証拠については、いずれも採用いたします。

ここで、裁判員の皆さんに説明します。本当の刑事裁判では、検察官の請求した証拠は、検察官から証拠の内容について簡単に説明をした後に、裁判官・裁判員に提出されることになっています。ただ、今回の模擬裁判では、分かりやすさを優先して、先に証拠を配布してありますので、そちらを見ながら検察官の説明を聞いてください。

それでは、検察官、要旨の告知をどうぞ。

P：はい。

証拠1は、被害者である飲浦忠広さんの供述調書です。

肖像画を盗んだ犯人を発見し、腰のあたりに後ろからしがみついたものの振りほどかれ、後頭部を床に強くぶつけたこと、犯人の顔は見えなかったことなどが記載されています。

証拠2は、診断書です。

飲浦さんが負った怪我の内容について記載されています。

証拠3は、実況見分調書です。

本件の現場である亀原学院中学校校長室の図面が付されています。

証拠4は、亀原学院中学校に設置された防犯カメラの映像に関する捜査報告書です。

証拠5は、目撃者である竹内華子さんの供述調書です。

犯人を目撃した状況、その犯人は被告人であることなどが記載されています。なお、竹内さんには後でこの法廷でも証言していただく予定です。

証拠6は、写真撮影報告書です。

本件被害品の肖像画及び同肖像画の後ろに貼られたシール、「亀原学院中学校備品」と書かれたものの、写真が添付されています。

証拠7は、犯行現場や肖像画の指紋に関する捜査報告書です。

証拠8は、被告人の供述調書です。

本件の犯人であることを否認する内容です。被告人にも、後でこの法廷でも話してもらおう予定です。

証拠9は、亀原学院中学校から提出された被害届です。

本件の被害品が、時価約1000万円の肖像画であることが記載されています。要旨の告知は、以上です。

※ 検察官役は書記官役に書証を渡し、書記官役は裁判官役に渡す。

J：弁護側の立証は、どうされますか。

B：被告人質問をお願いします。

J：そうしますと、本件の進行についてですが、まず、証人竹内華子さんの証人尋問を行ってから、被告人質問を行うということによろしいですか。

P&B：結構です。

J：それでは、これから証人竹内華子さんの証人尋問を行います。

竹内さんは、証言台の前に立ってください。

※ 証人役、傍聴席から中に入り、証言台の前に立つ。

J：お名前は。

証人(W)：竹内華子です。

J：住所、生年月日、職業につきましては、先ほど書いていただいたカードのとおりということによろしいですか。

W：はい。

J：それでは、あなたには、これから、嘘をつかないということで、宣誓をして頂きます。

※ 書記官役：宣誓書を証人役に渡す。

J：今お渡しした宣誓書を最初から最後まで読み上げてください。

W：宣誓。

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。
竹内華子。

J：ありがとうございました。

ただ今宣誓をして頂きましたが、宣誓をした上で虚偽の内容を述べますと、偽証罪に問われることがありますので、十分ご注意ください。

よろしいですか。

W：はい。

J：それでは、その椅子にお座りください。

※ 証人役、着席。

J：質問は横から来ますけど、答えは正面を向いてお答えください。

W：はい。

J：それでは検察官、主尋問をどうぞ。

P：はい。

それでは検察官の前橋からお聞きします。

あなたは、どんな仕事をされていますか。

W：警備員をしています。

P：今回の事件は、令和5年5月23日から24日のことなのですが、あなたは、この時、何をしていましたか。

W：この日、同僚の飲浦忠広さんと一緒に、亀原学院中学校で当直勤務をしていまし

た。

P：仕事をしていたら、どんなことがありましたか。

W：見回りをしていて飲浦さんから無線で連絡があり、校長室に向かったところ、飲浦さんが倒れていて、被告人が肖像画を持って逃げていくところを見ました。

P：終わります。

J：それでは弁護人、反対尋問をどうぞ。

B：それでは弁護人の水戸からお聞きします。

あなたは、事件の日、亀原学院中学校で、被告人を見たんですか。

W：はい、見ました。

B：本当に見たんですか。

W：(少し怒って) 確かに見ました！

B：あなたは本当に…

P：異議。重複です。

J：異議を認めます。質問を変えてください。

B：それでは。(間をおいて)

あなたが見たのは被告人であると、断言できますか。

W：できます！

B：終わります。

J：それでは、裁判所から補充尋問を行います。

裁判員の皆さん。

模擬裁判のシナリオ上、弁護人役にはかなり無茶な反対尋問をして頂いたわけですが、この証人は、何故被告人が犯人であると断言できるのでしょうか。

また、この証人の言っていることを信用するためには、どんなことを確認すればいいのでしょうか。

ちょっと考えて、聞いてみてください。

※ 位置関係に関する問いが出た場合には、裁判官役より誘導する。

J：あなたが校長室に入ったとき、飲浦さんが倒れていた位置に、赤で①と記入してください。

犯人が振り向いたときの、あなたの位置に、赤で②と記入してください。

犯人が振り向いたときの、犯人の位置に、赤で③と記入してください。

※ 記入し終わった際に、事前に印刷したものを、子どもたちに配布する。

※ 質問が出ないようであれば、被告人質問を先行する。

J：質問があまり出ないようなので、通常このようなことは行わないのですが、被告人質問を行ってから、もう一度竹内証人について補充尋問を行うこととします。

よろしいですか。

B & P：結構です。

J：それでは補充尋問は以上です。

お疲れ様でした。

※ 証人役は、傍聴席に戻る。

J：次に、被告人質問を行います。

被告人は、証言台の前の椅子に腰を掛けてください。

※ 被告人役は、証人席に着席。

J：それでは、被告人質問を行います。

先ほど証人にもお話ししましたが、質問は横から来ますが、答えは正面を向いてお答えください。

それでは弁護人、主質問をどうぞ。

B：それでは弁護人の水戸からお聞きします。

今回の事件は、起訴状によれば、令和5年5月24日午前0時52分ころのことのようなのですが、あなたは、そのとき、どこにいましたか。

A：家で寝ていました。

B：午前0時52分ですと、いつも起きていることはないのですか。

A：私は、両親が営む弁当屋でアルバイトをしているのですが、弁当の仕込みとかで朝が早いので、その時間帯は大体寝ています。

B：あなたの部屋に、証拠6の写真に写された肖像画が飾られていた、というのは間違いありませんか。

A：間違いありません。

B：では、その絵は、何故あなたの部屋にあるのですか。

A：私は毎朝亀原駅の周辺を散歩するのを日課にしているのですが、この日の朝、亀原駅前を散歩していたら、亀原駅前西口に見知らぬおじさんがいて、「この絵をあげてもいいよ」と言っていたんで、もらってきたんです。

B：順番にお聞きすると、まず、令和5年5月24日の朝に、この肖像画を持ったおじさんが亀原駅にいた、ということよろしいですか。

A：はい。

B：次に、あなたはそのおじさんに、「この絵をあげてもいいよ」と言われた、ということですか。

A：はい。

B：だからあなたはその絵を家に持って帰った、ということよろしいですか。

A：はい。

B：終わります。

J：それでは検察官、反対質問をどうぞ。

P：それでは検察官の前橋からお聞きします。

あなたのお話によれば、あなたは見知らぬおじさんからこの絵をもらった、ということですか。

A：はい。

P：本当にそんな人、いたんですか。

A：いました。

P：終わります。

J：それでは裁判所から、補充質問を行います。

裁判員の皆さん。

「見知らぬおじさんから絵をもらった」という話を信用するとすれば、どんなことを確認したいか、信用できないとすれば、どんなことを確認したいか、考えて聞いてみてください。

※ 質問が出なければ、傍聴席へ「〇〇先生、どうですか。」

J：それでは終わります。

被告人は、元の席に戻って下さい。

- ※ 証人尋問を後回しにした場合。
- J：それでは、証人尋問を再開します。
証人は、証言台の前に立ってください。
- ※ 証人役は、証言台の前に立つ。
- J：竹内華子さんですね。
- W：はい。
- J：それでは、そこの椅子に座って下さい。
- ※ 証人役は、証人席に着席する。
- J：それでは、証人尋問を再開します。
裁判員の皆さん。
何か質問はありませんか。
- J：それでは、証人尋問を終了します。
傍聴席にお戻りください。
- ※ 証人役は、傍聴席に戻る。

ワークシート

- 1 裁判の中で気になったこと、目撃証人や被告人に質問したいこと（事前準備で考えてきた人は、追加で質問したいこと）などを自由にメモしましょう。

- 2 今回の事件に対する判決^{はんけつ}を考えましょう。

判 決

被告人を ^{ゆうざい}有罪 ^{むざい}無罪 とします。

(有罪、無罪のどちらかを○で囲^{かこ}んで下さい。)

理由^のを述べます。 (下に理由を書きましょう。)

以上の理由から、私たちは被告人を 有罪 無罪 としました。

第6節 契約と消費者保護

第1 本テーマの意義

1 民法の規定—契約自由の原則

民法は、私法の一般法で、私人関係の一般的な契約については、民法が適用される。現行の民法では、契約自由の原則、人は、国家の介入を受けることなく、自由に契約することができるという原則が明文化されている。すなわち、①何人も、契約をするかどうかを自由に決定することができる（締結の自由及び相手方選択の自由）（民法521条1項）。②契約の当事者は、契約の内容を自由に決定することができる（内容決定の自由又は契約内容に関する自由）（同条2項）。③契約の成立には、書面作成その他の方式を具備することを要しない（方式の自由）（同法522条2項）。

契約自由の原則は、自らの意思で契約の成否・内容を決定し、それに対する責任をとる自由で平等な人々であり、具体的には市民階級に属する人々（ブルジョワジー）を前提としている。

民法の法律行為に関する規定は、当事者の具体的特性を基本的には考慮の外に置いて、抽象的な「人」を想定している。ある種の人物像(利害得失を冷静かつ合理的に判断することができる者)を想定して、法律行為の効力の否定には厳しい要件を設定している。取引の安全や市場への信頼を考慮して、法律行為の効力の否定を認めることには慎重でなければならない。

2 消費者保護

このような民法による規制には限界があり、個別の法律により制限を受けることがある。高齢者や若年者など合理的な行動をするとは限らない消費者がいる。情報・交渉力の不均衡を考慮して、消費者保護の観点から、消費者の取引について内容決定の自由を制限する方向の規制について定めるのが消費者基本法や消費者契約法などを含む「消費者法」である。このうち、消費者契約法は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み」、「消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としている（消費者契約法1条）。

本テーマでは、「契約と消費者保護」、契約とは何か、消費者保護の観点からどのような場合に保護されるかに関する教育について取り扱う。

第2 学習指導要領との関係

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第8節「家庭」第2〔第5学年及び第6学年〕1「内容」C「消費生活・環境」(1)ア(ア)に、「買い物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。」とあり、それについて、同2「内容の取扱い」(3)イで、「売買契約の基礎について触れること。」とある。

上記の「消費者の役割」には、小学校学習指導要領解説家庭編66頁によると、「買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などの大人に相談することや、保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することにも触れるようにする。」とある。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」B(2)ア(ア)には、「社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。」との記載があり、それについて、同3「内容の取扱い」(3)イ(ア)は、「消費者の自立の支援なども含めた消費行政を取り扱うこと。」とある。

中学校学習指導要領第2章第8節「技術・家庭」第2〔家庭分野〕2「内容」C「消費生活・環境」(1)ア(ア)に、「売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。」とあり、これについて、同3「内容の取扱い」(4)イは、「中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。」としている。

また、同(2)には、ア「消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること」、イ「身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。」との記載がある。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第1「公共」2「内容」Bア(ア)には、「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。」との記載がある。

高等学校学習指導要領第2章第9節「家庭」第2款第1「家庭基礎」2「内容」C(2)には、ア「消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定

や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。』、イ「自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。」との記載がある。

第3 弁護士が授業をする必要性・意義

消費者教育や消費者への啓発活動の重要性は、民法の成年年齢引下げもあり、近年ますます高まっている。消費者被害を防止するためには、学校教育や社会教育の様々な機会に消費者問題の実情と対応策を学ぶ消費者教育を受けることが重要である。

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律61号）（以下「消費者教育推進法」という。）は、「消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。」（同法1条）

同法は、学校教育について、「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。略）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。」とし（消費者教育推進法11条1項）「国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。」（同条3項）とも定めている。

消費者教育を学校教育に組み込んで効果的な教育を実践するためには、適切な教員や適切な教材が必要とされる。契約法と消費者法について、専門的な知識と経験を有する弁護士が消費者教育に果たす役割は大きい。

第4 教育現場の関心

1 単位会の学校教育に関わりたいと思う分野

単位会に対するアンケートの質問5の「貴委員会で学校教育に関わりたいと思う分野」につい

での回答を検討した。

分野として「契約と消費者保護」を選択した回答の数は、17。他の分野と比較しても全体のほぼ平均くらい、契約と消費者保護の分野を回答しているという内容だった。このことは、他の分野同様、弁護士にとっては関心がある分野であると考えられる。

個別回答で、学校への講師派遣をすべて法教育委員会で担当するのではなく、消費者なら消費者問題対策委員会が対応すべきと考えるなどの意見がある。これは、消費者関係の問題は一定程度の専門的な知識も必要なことがあるので、消費者委員会が関わった方がやり易いという意味だと想像する。

消費者委員会による回答があった会が13会中9会(東京、第一東京、第二東京、神奈川県、埼玉、茨城県、栃木県、群馬、山梨県)であった。現在、この分野で消費者委員会での授業を行っている会もあるが、消費者委員会が授業へ関与すれば、消費者問題についてどのような授業をすればいいかといった方針を検討しやすくなり、消費者問題に関する授業への関心も高まる可能性がある。

2 学校の関心

学校アンケートの結果によると、「⑥契約と消費者保護」を興味のある分野と回答した数が「935」と、全体回答数2625の内の36%を占めており、一定数の興味があることが分かった。

第5 これまでの弁護士会の対応

1 単位会の派遣の実績

「2018年4月から現在までに、委員会において、会員を学校に派遣して行った授業」の質問に「番号⑥契約と消費者保護」を選択した回答は、全体の3.3%あった。

担当したのは法教育委員会と消費者委員会(名称略)とが半々くらいある。会によるが群馬県は両方の委員会が担当して各々実施している。

番号⑥の授業の派遣先は高校が圧倒的に多く、次いで中学校である。

派遣先が小学校で番号⑥の授業を行っている単位会は、少数だが、神奈川県会で「契約とは何か」に関する授業を、第一東京弁護士会で消費者トラブルについての授業を実施している。

2 学校の弁護士の実施した授業

学校に対するアンケートで、弁護士が実施した授業内容についての質問で、「⑥契約と消費者保護」を選択した回答は、3%あった。

授業案⑱ 消費者トラブル予防授業（小学生向け）

1 授業の目標

- ① 小学校学習指導要領「家庭」の消費生活・環境の項に示されている「買い物の仕組み」、「消費者の役割」について学び、中学校における「消費者被害の背景とその対応」の基礎となる知識の習得を図る。
- ② 「物を買うこと」を通して契約の基本的なルール（権利義務、お金の支払方法の種類・効果など）の習得を図る。
- ③ 消費者被害に遭遇してしまった場合の相談方法などについても知ってもらう。

2 授業の流れ（1コマ45分）

段階	学習活動	指導上の留意点
導入【5分】	○自己紹介、授業の意義や概要を説明する。	★児童自身が、大人でなくても消費者であり、契約の基本的な仕組み等学ぶことの必要性和重要性を認識してもらう。
基本①【10分】 買い物の仕組み (契約について)	○①物を買うことが契約であること、契約は法律上の権利・義務が生じる約束であること、②お互いの約束で契約を自由に決められること、③自分勝手に契約を止められないことといった、契約の基本ルールについて説明をする。	<p>★物を買う契約について、コンビニでお菓子を買う、本屋で本を買うなどといった、児童に身近な契約の例を取り上げつつ、何がそれぞれの権利・義務になるのかについて、具体的に契約のイメージを持てるように心掛ける。</p> <p>★①については、例示したケースに応じて、何が契約の「申込」の意思表示となり、何が「承諾」の意思表示となるのかについても説明し、時間的余裕があれば、場合によっては言葉にしなくとも意思表示となる場合、例えばレジに無言で商品を持って行く行動も該当することにも言及する。</p> <p>★②については、「内容は自由」ということだけが一人歩きしないように、何でも無制限に許容されるわけではなく、例えば犯罪になるような内容の契約は無効というように、併せて契約自由の原則の例外についても言及する。</p> <p>★③については、勝手に止められないからこそ、物を買う前に、本当に必要かどうかをよく考えることが大切であること（消費者の役割）を伝える。</p>

<p>基本② 【10分】 買い物の仕組み（お金の支払方法について）</p>	<p>○買い物をする仕組みのうち、消費者の義務となる「お金の支払方法種類」を確認し、その効果は全て同じであることを説明する。</p>	<p>★学習指導要領では「金銭の大切さ」として、プリペイドカード等が金銭と同じ価値があることの理解が示されており、有体物としての金銭の大切さのほか、現代の決済方法として多種多様な決済方法が金銭での支払と同じ価値を持つことを伝える。</p> <p>★多種多様な決済方法については、現存する具体的な決済方法を紹介し、例えば「〇〇pay」だけでも無数に存在することや、プリペイドカードのような前払式支払手段のほかにも、「〇〇後払い」、「〇〇ツケ払い」といった後払い的性質の方法も存在していることと、後払いであっても結局は支払う必要があるという当然のことも伝えて、決済手段にかかわらず、物を買うための効果は最終的に同じであることを教える。</p> <p>★児童の理解度と時間的余裕があれば、決済手段においては、物の代金以上のお金を払う必要が生じることから、物を買うか否かだけでなく、決済方法についても、消費者として考える必要があることを伝える。</p>
<p>発展① 【10分】 インターネットやスマートフォンでの消費者被害の説明</p>	<p>○インターネットやスマートフォン上の消費者被害を説明する。</p>	<p>★インターネット等で発生している被害事例の説明を通じて、身近に消費者被害が存在していることを児童に意識してもらう。</p> <p>★例えば、スマートフォンゲームの課金問題（課金それ自体のこと、保護者のクレジットカードを利用してしまうこと）を取り上げて、基本①②で伝えたこと（本当に必要かどうか、クレカの効果等）を再確認する。</p> <p>★課金それ自体については、本当にそれが必要なものであるのか、という消費者の役割としての話しがメインとなるが、スマートフォンゲームの課金が「お金→商品」ではなく、「お金→ゲーム内通貨→商品」となっていることが金銭感覚が麻痺し、より多数回・高額な課金に繋がっていることも伝える。</p> <p>★保護者のクレジットカード利用については、実際に問題となったケースの金額等を紹介し、保護者が払わざるを得なくなる可能性があるケースとして紹介する。この際、保護者のクレジットカードの使い方を児童が学習してしまわないように、基本的に具体的なやり方は伏せるべきであるが、授業参観のような保護者参加型の場合には、むしろ保護者に対する注意喚起を踏まえて話すことも良いと考えられる。</p>

<p>発展② 【5分】 被害に遭った場合の相談機関の説明</p>	<p>○消費生活センター、消費者ホットライン（188）、弁護士会といった各相談機関などについて説明する。</p>	<p>★相談は早ければ早いほど良いので、不安があれば、直ぐに家族や先生に相談するよう強調する。 ★消費生活センターや188の周知については、可能であれば、最寄りの消費生活センターから広報グッズの提供を受けて配布する等し、児童が自宅に持ち帰って保護者と共有するきっかけをも作る。</p>
<p>まとめ 【5分】 おさらいクイズ・質疑応答</p>	<p>○授業の内容をおさらいするためのクイズ（3択クイズなど）を行い、児童から適宜答えてもらう。</p>	<p>★授業の最初で児童に最後におさらいクイズを実施するので、よく聞いてもらうように案内しておく、最後まで興味を持って聞いてもらえる。 ★回答してくれた児童には弁護士会グッズをプレゼントするなど、児童がクイズに参加したくなるよう工夫することを心がける。</p>

授業案⑱ 消費者トラブル予防授業（中学生向け）

1 授業の目標

- ① 「消費者トラブル」の意味を知り、それが身近にあることを理解する。
- ② SNS等の典型的なDMがどのような目的で送られているかを知る。
- ③ 闇バイトの入口が巧妙化しており、一度足を踏み入ると抜けるのが難しく、単に被害者になるだけでなく加害者になってしまうことを知る。

2 授業の流れ（1コマ50分）

段階	学習活動	指導上の留意点
■導入 自己紹介と授業の意義説明 (1分)	○講師の自己紹介を行い、本授業の目的と意義を簡単に説明する。	★「消費者」とはどのような意味か、ネット通販で偽物を買わされることなど身近な問題であることを具体例で説明する。
■導入 「消費者」の意味説明 (2分)	○「消費者」とは何かについて定義を述べ、具体的な例を挙げて説明する。例：ネット通販でのトラブル（偽物を買わされる等）	
■導入 「消費者被害」の具体例説明 (2分)	○身近な消費者被害の具体例を挙げて、その深刻さを伝える。 例：偽ブランド品の購入、詐欺メールの被害	
■講義① DMの事例紹介 (2分)	○SNSでよく見かけるDMの事例を紹介する。 例1：簡単な作業で1時間1万円 例2：メッセージを送ってくれた人全員に10万円を配布	★実際に自分に来たDMをスクショでスライドに貼るなどして具体的に紹介する。
■講義① 具体的な例の提示 (3分)	○実際に自分に来たDMのスクリーンショットをスライドに貼り、具体的に紹介する。	
■GW 事例検討 (3分)	○紹介した事例について、メッセージを返信したらその後どのような展開になるかをグループで検討してもらう。	
■GW 意見交換 (2分)	○グループ内で意見を交換し、どのような結果が予想されるかをまとめる。	

■質疑 発表 (5分)	○グループワークの結果を何人かに発表してもらう。	
■質疑 質疑応答 (5分)	○発表内容に対して、他の生徒や講師から質問を受け付ける。	
■講義② 事例1の説明 (5分)	○受け子、かけ子、出し子の役割を説明し、このような役割を与えられる可能性について解説する。 ○一度加担してしまうと、犯罪者から脅され、抜けられなくなることを説明する。	★本人としては犯罪の認識がなくても、少しでもおかしいと思う点があれば加害者として扱われてしまうおそれがあることを説明する。
■講義② 犯罪者になる リスク (5分)	○本人が犯罪の認識がなくても、少しでもおかしいと思う点があれば加害者として扱われる可能性があることを説明する。	★こちらも同様に、知らなかった、が通用しないおそれがあることを説明する。
■講義③ 事例2の説明 (3分)	○10万円が当選したと連絡があり、振込先口座を伝えたところ、振り込め詐欺の振込先口座に指定される可能性があることを説明する。	★中学生だとまだアルバイトの経験がなく時給の概念が理解できないかもしれない。とにかく、自分だけ得をしようというずるい心が狙われ、手を出してしまうとその後ろめたさから誰にも相談できなくなってしまうことを説明。
■講義③ 犯罪への加担 リスク (2分)	○出し子として利用されることもあり、犯罪に加担してしまうリスクがあることを説明する。	
■講義④ 怪しいDMの 見分け方紹介 (3分)	○地域の最低賃金などを説明し、報酬が相場より著しく高い場合や、ノーリスクでリターンがもらえる話には必ず裏があることを説明する。	
■講義④ 注意点の強調 (2分)	○中学生がアルバイトの経験がないため、時給の概念が理解できない可能性を考慮し、ズルい心が狙われるリスクを説明する。	
授業のまとめ (5分)	授業のポイントを提示	

授業案⑱ 消費者トラブル予防授業（高校生向け）

1 授業の目標

- ①取引（契約）の基本的なルールをふまえつつ、消費者被害から身を守るための知識を身に付けてもらう。
- ②消費者被害に遭遇してしまった場合の対処法（契約の取消権・クーリングオフの行使方法など）や、相談方法などについても知ってもらう。

2 授業の流れ（1コマ50分）

段階	学習活動	指導上の留意点
導入 【1分】	○自己紹介、消費者、消費者契約、消費者被害の意味など、授業の意義や概要を説明する。	★生徒自身が一消費者であり、契約の基本ルールや消費者被害の予防法や対処法について学ぶことの必要性と重要性を認識してもらう。
講義① 【5分】 契約の基本ルールについての説明	○①契約は法律上の権利・義務が生じる約束であること、②お互いの約束で契約を自由に決められること、③自分勝手に契約を止められないことといった、契約の基本ルールについて説明をする。	★コンビニでお菓子を買う、本屋で本を買う、電車に乗る、携帯電話を使用することなど、生徒に身近な契約の例を取り上げつつ、具体的に契約のイメージを持てるように心掛ける。
講義② 【5分】 契約からの離脱	○講義①を踏まえつつ拘束力が生じることに問題があるケースがあること、そのような場合に契約からの離脱を可能とする法制度（民法未成年取消、特定商取引法、消費者契約法等）	
講義③ 【5分】 典型的な消費者トラブルをふまえた加害者と被害者の格差や心理状態の説明	○消費者被害・消費者トラブルが生じる原因として、情報力・交渉力の格差、事業者（加害者含む）と消費者（被害者含む）の心理的要因。	★悪質業者に限らず消費者トラブルは生じ得る。その際、その原因となり得る要因と考えられる、情報力・交渉力の格差、心理的要因等を紹介する。 ★上記要因を踏まえ、より悪質なものとして、情報力・交渉力の格差や心理的要因を悪用した、具体的なだましの手口を紹介しつつ、なぜ、だまされてしまうのか、だまされないためにはどのように行動したらいいのかについて、生徒に実際に考えてもらって適宜発言を求めるなど、双方向での授業ができるように心掛ける。

<p>GW① 【20分】 セミナー 詐欺事例</p>	<p>○（冒頭のみ表示して）悪質商法としてこれから紹介する「悪質セミナー」について、どんなことが行われているか自由に想像してみよう。</p> <p>○（実際に事例を全編表示して）被害に遭ってしまった人の立場に立って、どのタイミングでどうすれば被害に遭わずに済んだか考えてみよう。</p> <p>○自分が被害者の立場だったとして、断れるだろうか。どうやったらうまく断れるだろうか。</p>	<p>★悪質商法の存在を前提に、どのような被害があるのか想像してみることで、そもそも被害に近づく前に回避できるようになる練習とする。</p> <p>★実際に被害事例を踏まえ、被害に直面した際にできることを予め被害者の立場で考えておく。</p> <p>※パワポ資料参照</p>
<p>講義④ 【5分】</p>	<p>○悪質セミナー商法について、上記GWでの事例をもとに解説。特に具体的な手口、手法について説明し、注意喚起を行う。</p>	<p>★すべての被害事例・手口を網羅的に知ること、教えることはできないが、具体的な被害・手口を紹介しつつ一般化した説明を行うことで、実際に悪質商法に触れた時に気付ける契機となるように心がける。</p>
<p>講義⑤ 【5分】 被害に遭った場合の対処法と相談機関の説明</p>	<p>○法律上の契約取消権やクーリングオフなどの制度、県民生活センター、消費者ホットライン（188）、弁護士会といった各相談機関、相談する際のアドバイスなどについて説明する。</p>	<p>★相談は早ければ早いほど良いので、不安があれば、直ぐに家族や先生に相談するよう強調する。</p> <p>★家族や先生に相談しづらい内容であれば、県民生活センターなどへ直接相談してもらうよう案内する。</p> <p>★相談する際には、なるべくメモを用意して、いつ、どこで、誰から、どんなことをされたか、どうしたいかを明らかにして、業者から渡された書類などを持参するよう指導する。</p>
<p>質疑① 【5分】 しつもん コーナー</p>	<p>○生徒から寄せられた質問や素朴な疑問などについて回答する。</p>	<p>★事前に生徒から、契約や取引のトラブル、知らない人からの勧誘・訪問・電話・メールなどで不安なことや困ったことなどについてアンケートに答えてもらい、回答内容を授業に反映させる。</p> <p>★必要に応じて、弁護士の仕事や裁判のことなど、弁護士に関する質問にも回答してもらい、弁護士に興味や関心をもってもらうことも意識する。</p>



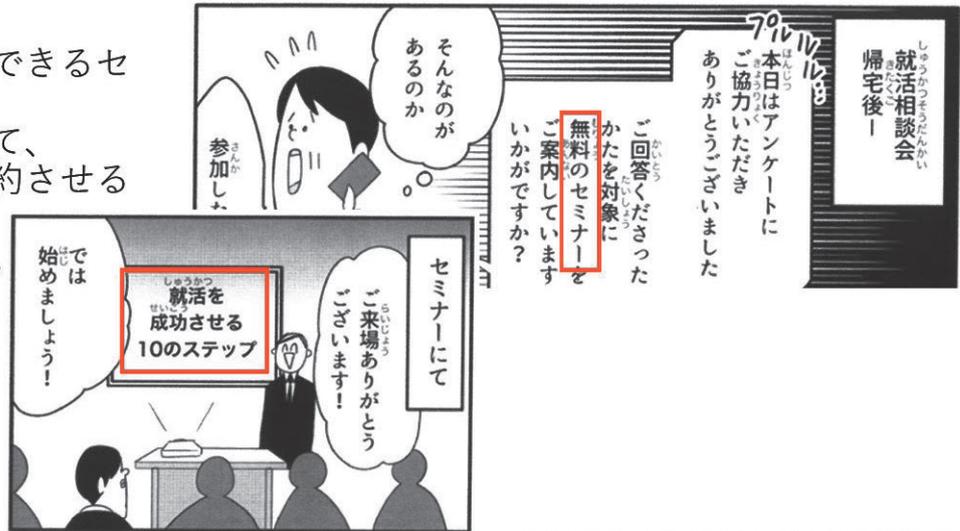
- これは「悪質セミナー商法」などと呼ばれる消費者トラブルの事例です。このあとどうなるか、どんなトラブルに遭うか予想してみましょう。



- 悪質業者の手口を見つけてみよう。予想したものはありましたか？
- どうすればこんな契約を締結し、済んだか、考えよう。

④悪質セミナー商法

- 気軽に参加できるセミナーを入り口として、事前に「契約させる目的」は悟らせない。



④悪質セミナー商法

- 不安感あるいは期待感を煽り、つけこんで、高額な契約を締結させる。

例えば・・・

『失敗談』 『再現動画』
強い口調での『脅し文句』

期待感を煽るものでは・・・

『成功談』 『煽り文句』を駆使し
投資やマルチ商法等に勧誘する。



④悪質セミナー商法

- 勧誘では様々な手口を駆使する。

- 閉鎖空間での勧誘
- 『来場者限定』
- サクラ
- 決断を迫り帰宅させない
- 断る理由への対策
→ 「お金がない」は効果が薄い!
・・・などなど。



第7節 労働者の権利

第1 まえがき

日本国憲法は、28条において団結権、団体交渉権、団体行動権という労働基本権を定めるほか、27条2項において労働基準を法律で定めることを求め、労働者を保護すべき旨と、その権利の存在を明らかにしている。これは、労働者が雇用主に比べ弱い立場に置かれてきた歴史的背景によるものである。

更にこの前提として、個人を尊重すべき理念が存在すると考えられる。つまり、例えば会社一丸となって、会社のためにその身を削り、命を捧げて会社に尽くすべき、といった風潮が広まるほどに、労働者の権利行使は難しくなり、休日を取ったり、勤務時間を短縮したり、自らの都合で退職したり、転職したり、自分の意見を言ったりすることが、出来なくなっていく。会社全体のためという考えと、従業員一人の都合は、国や社会全体においても、大きな集団の中での一個人の都合として、類似した関係とも考えられる。

つまり、単なる労働に関する問題を児童生徒に伝えるだけでなく、その根底にある個人の尊重という理念を考え、労働分野以外の今後の生活全てにおいても、自分あるいは他人の都合や権利行使・意見等を尊重するという、多様性と個人の尊重を実践できる人間として成長させることが出来ると考える。

第2 本テーマと学習指導要領との関係について

1 小学校

小学校学習指導要領において、労働者の権利について直接言及した部分は少ないが、その前文において、教育基本法を引用した上で、「2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」を教育の目的としており、労働者の権利について理解することは、この小学校教育の目的にかなうものと言える。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕2〔内容〕B〔私たちと経済〕(1)〔市場の働きと経済〕において、次のような記載が見られる。

「ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。
- (イ) 市場経済の基本的な考え方について理解すること。その際、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解すること。
- (ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。
- (エ) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- (ア) 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。
- (イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること。」

以上の通り、勤労の権利、労働組合の意義、労働基準法の精神、労働条件の改善等は、中学校においても身に付けるべき知見と記載されており、本テーマは中学校教育とも関連がある。

3 高校

高校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」2B「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」では、「法、政治及び経済などに関わるシステムの下で活動するために必要な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を身に付けることを主なねらいとして」おり、具体的に「雇用と労働問題」については、「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと」と述べられている。

実際に教育現場で実施される授業だと、カリキュラム上どうしても「知識」重視になってしまい、生徒が労働問題について自分ごととして考える時間・機会は足りていないように思う。

アルバイトといった生徒にとって身近な題材等を用いたワークをメインにすることで、生徒が主体的に考えるきっかけを提供できると考えている。

また、教科書の記載内容を超えて、弁護士が発展的・実務的な知識・情報を提供する側面もあるが、事例を検討する中で、労働問題に関する法や制度の根本にある価値判断を理解してもらうことに主眼を置いている。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

本テーマについては、社労士等を始め多くの士業や専門職が関わる部分であり、単にワークルールの講義を行うだけであれば、弁護士以外の講師が授業を行うことも可能であるかのように思われる。

しかし、単に判例や法律に基づくルールの知識を教えるだけでなく、真の主権者として成長さ

せるため、立法論、立法事実、立法趣旨、そもそもの広義の法概念を考えさせる授業によって、高度な民主主義を担う自律性ある個人を育成できる労働者教育を行うには、司法試験科目として憲法を学び、弁護士法第1条第1項で「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と明記されている弁護士がもっとも適任であると考えられる。弁護士は、法の在り方全てに関して総合して専門的知見を有するからである。

例えば、契約自由の原則を修正する要素として労働基本権、あるいは労働関係法を考えた場合、どのような背景や歴史があって労働者の権利が作られてきたか、順序だてて、あるいは児童生徒らの疑問点も含めて、考えさせる授業は、弁護士こそが行えるものである。

また、弁護士が行う授業であれば、児童生徒らが将来職業に就いた際、労働者であれば自らの権利を強く自覚できるよう、逆に雇用主であれば労働者の権利に配慮できるよう、他の多くの士業や専門職の行う授業と比べても、労働者保護の原則に即して、価値観を備えさせることが出来ると考えられる。

弁護士が授業を行うべき必要性・意義は、まさに単なるワークルールを知識として学ぶだけでなく、高度な民主主義の中核として成長する自律性ある個人を育成できる点にあると考えられる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

関弁連管内の学校アンケート（2625件の回答あり）を見ると、最も興味を持たれているのは情報リテラシー（1792件）であり、それに比べると、労働問題に関して興味があると回答している学校は403件に留まる。最も学校側からの関心の低かった議論の能力（324件）等と並び、学校からの要望は大きくない分野の授業である。

学校からの回答が比較的小学校に偏っており、回答件数の多さが小学校 > 中学校 > 高校となっているため、それが影響している可能性もある。しかし、気になるのは、消費者保護に関する学校側の件数は935件と比較的多く、労働問題に比べ2倍以上の要望があることである。

消費者法分野も、労働法分野も、契約自由に対する制約という点では類似しており、その背景が、消費者保護や労働者保護という、力関係の勾配にある点も類似している。それにもかかわらず、学校側は消費者保護について比較的強い興味を示している一方、労働者保護に関してあまり興味を持たれていない、という見方が出来る可能性がある。

学校側が現在すでに実施している外部授業としても、既に関弁連管内全体で187件の学校が消費者センター等と連携し授業を行っているとは回答しており、民間企業・警察等による連携授業も348件の学校が行っていると回答する一方、労働分野の連携授業はそこまで多くの実施例がアン

ケート上見受けられず、これも学校側からの関心の低さを反映している可能性がある。

これが、行政や消費者センター等の広報の賜物であるのか、他に理由があるのかは不明であるし、昨今はスマートフォン等によるインターネットや高額な課金ゲーム等の関係もあり、未成年が消費者被害に遭いやすくなっている背景がある可能性もある。

学校内で行う出張法教育については、あくまで校長の裁量の下行われているものであり、本来、学校内で学習指導要領に記載のない授業を行うことは困難な事情がある。そのため、学習指導要領に記載があり、関連性があることを示すことが出来れば、校長の裁量による学校授業が行いやすい側面はある。ただし、上記の通り、学校アンケートの回答件数は小学校が多く、小学校学習指導要領において労働関係の記載が少ないことは確かであるが、同様に消費者の権利に関してもほぼ記載がないため、学習指導要領のみが、労働分野に関する学校側からの関心の低さに繋がっているとまでは言えないように思える。

いずれにせよ、現状、学校内において、労働者保護に対する意識があまり高くない可能性があると考えられる。そうであればこそ、弁護士が介入することで、労働者保護の価値観について、児童生徒に考えさせることは、重要な意義を持つ。

第5 本テーマの授業に関する弁護士会の実施状況

学校側の関心の低さを反映してか、弁護士会側から見た労働関係の授業実施実績も多いわけではなく、圧倒的多数を占めるいじめ予防授業（単位会からの回答で45.3%が実施）に続いて実施の多い刑事司法制度（8.4%）や個人の尊厳・人権保障（5.2%）と比べると、労働分野の実施状況は2.4%程度に留まっている。ただし、最も実施状況の少ない家族関係（0%）や校則問題（0.2%）と比肩するほど少ないわけではなく、労働分野の学校側からの関心が最も低い水準であったことから考えると、若干の乖離がある。

学校側からの関心は低いですが、弁護士会側からアピールすれば、実施は困難ではない分野ではないかと予想される。

第6 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

上記の通り、単にワークルールを知るだけでなく、契約自由の原則に対し、なぜそれを労働法規により制約する必要があるのか、なぜそう思うのか、制約がある場合は契約自由がどのように修正されるのか、また現実の法として労働者保護の為の法律・制度が存在することを、各児童生徒それぞれ自ら考える能力を得て、民主主義の中核を担う個人として成長してもらいたい。

授業案⑳ 「バイト先でトラブルに対処するためには」

～労働法って何のためにあるの？～

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・ 労働法が労働者保護のためにあるということを知ってもらう。
- ・ 労働者としての権利意識を持ってもらう。
- ・ 不当な待遇・職場環境に気づくことの大切さを知ってもらう。

困った時に相談できる窓口や参考になるウェブサイトについて知ってもらう。

3 授業の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導入3分	<p>”働く”ということのイメージを数人に聞いてみる。</p> <p>→お金を稼げる、社会貢献できる、自分の能力や個性を發揮できるなど、さまざまな意義がある。皆さんがそれぞれ意義を見出せるように、法律でいろいろなルールが決められている。</p> <p>→労働三法（労働基準法、労働組合法、労働関係調整法）について触れ、法律の世界では実は労働法という名のつく法律はないのだけど、労働三法の他にも労働契約法、最低賃金法とあって、労働に関する法律はいっぱいある。</p> <p>→今日はある事例を皆さんに検討してもらいながら、労働基準法などが何のためにあるのか考えて欲しいと伝えて本編に入っていく。</p>	<p>最初はグループにはしない。先生にあらかじめ途中で4～5人のグループを作りたいことを伝えておけばよい。</p> <p>また、あくまでもメインは事例の検討なので、簡単なアイスブレイクと今日の授業の目的等についてさらっと触れるようなイメージ。</p>
展開40分	<p>ワークシートにしたがって進行。 (時間配分の例)</p> <p>Q1・・・5分</p> <p>・ 検討 1～2分（個人で検討）</p> <p>・ 発表 1～2分</p> <p>・ 解説 1～2分</p> <p>→ここはアイスブレイクの意味合いが強いので軽くフィードバックする程度。</p> <p>Q2・・・18分</p> <p>・ 検討 3～4分（個人で検討）</p> <p>・ 発表 6～8分</p> <p>・ 解説 6～8分</p>	<p>Q1、Q2は個人で考えてもらって複数人に当てる。</p> <p>Q3はグループで検討してもらって、複数班に発表してもらう。</p> <p>解説は答えを教えるというよりも、発表の内容をもとに進めていくイメージが良い。適宜生徒に手を挙げさせたり、質問を投げかけたりして飽きさせない工夫が必要。</p> <p>契約自由の原則に触れるため、「そもそも労働契約等の契約とは何だろうか」等と質問する。契約とは約束の事。</p>

	<p>→それぞれの点について、実際に法律上はどのような規定になっているのか簡単に紹介。</p> <p>このタイミングでグループになってもらう。(1分)</p> <p>Q3・・・16分 (内訳例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク 5～6分 ・発表 5～6分 ・解説 4～5分 <p>→生徒の発表を拾って解説。</p>	<p>約束を守らなくてよいなら人間社会は成り立たない。約束を守らない相手には約束を守れと訴える事も出来る。ゲーム中にアイテムあげるよとか、本貸すよとか、一緒にご飯食べようとか、約束してしまえば守る事になる。だから労働契約も、それで約束したのだから労働者は守らないといけないし、人々は自由な約束をしても良い、と説明する。</p>
<p>まとめ ・質疑応答 7分</p>	<p>【労働法の目的（契約自由の原則の修正）】 基本的に当事者がお互いに納得すればどんな契約をしてもいいのが原則。ただ、働くという場面においては、労働者と事業者の関係性が対等ではないので、この原則を貫くと不平等・不公正な結果となってしまう。そこで、実質的な平等を図り、社会的・経済的弱者を保護するために契約自由の原則が修正（制限）され、当事者が合意した内容であっても、契約として効力を生じなかったり、契約の解消が認められたりと、労働者を保護するための特別なルールが設けられている。</p> <p>【今後に向けて】 ルールがあっても、残念ながら全部の会社がきちんと守っているわけではない。おかしいと思ったら調べたり相談したりすることが大切。 また、そもそも知識がないとおかしいということに気づけない。今日の授業が皆さんの気づきのきっかけになってくれると嬉しい。</p> <p>【権利一般について】 最後に、労働に限らず、権利は使ってもいいし、使わなくても良いものである。ときに、使えるはずなのに、周りを気にして使えないものである。これから皆がバイトや仕事に就いたとして、休む権利があるとと言われて、休んだら他の仕事友達に迷惑かかるのに、休めるか。 では使わない権利に意味はないのか。そんなことはない。少なくとも皆さんに権利があれば、雇い主は皆さんを無下に扱えないし、職場で嫌な思いをした、パワハラを受けた時でも、「そんなこと言うなら権利使いますよ」と交渉材料になる。間接的に、権利があるだけで、皆さんの職場環境を良くしている。ただ、本当に誰も使わない権利なら抑止力にならないから、使えるなら使った方が良く、平然と権利使う誰かも、抑止力として意味がある。</p>	<p>実際は、殆どの約束は裁判で強制するのは難しい。アイテムをくれない友達の首を裁判所がつかんで無理矢理アイテム奪う事は出来ないし、一緒にご飯食べようとかもそうである。でも労働契約は守らないと裁判でも解雇されるから、守らなければ制裁がある。</p> <p>ただどんな契約をしても良いわけではなく、例えば労働契約は法律を守らなければ無効になる、つまりその労働契約を守らなくて良くなったり、逆に契約に書いてないのにお金を請求出来たりする。</p> <p>今回の設問全てが労働関係法令に違反しているわけではないが、法律に違反していないからといって何をしてもいいわけではない。他に法律に違反している部分があるなら、そこを雇い主の弱みとして、交渉してみる、という手もあるから、諦めず、困ったらすぐにスマホで調べてほしい。そして、原則は約束を守らないといけないわけだから、労働条件は良く見ながら決めなければならない、等と言及する。</p>

労働に限らず、あらゆる権利について言えることであるが、皆さんの身の回りで、平然と権利を使う人がいたとしても、わがままで思うのではなく、そういう人がいるから雇い主とかへの抑止力になるという見方も出来るのかもしれない。

ワークシート

1 関弁 蓮（かんべん れん）さんは、専門学校で1年生。実家を出て、今は専門学校で1人暮らしをしています。毎月の仕送りだけではお金が足りないなど感じていた蓮さんは、アルバイトを始めることにしました。

Q1

皆さんがアルバイト先を探すとしたら、どのようなことに着目して探しますか？

2 蓮さんは、専門学校の近くの飲食店で働くことにしました。面接に行くと、すぐ採用したいと言ってもらえたのですが、下記の条件を示されました。気になるところはいくつかあったものの、早くお金を稼ぎたいと思ったのでその日のうちに契約書にサインをし、その飲食店で働くことにしました。

～契約書に記載されていた内容～

○勤務日数・時間

- ・最低週3日から。1日最低6時間勤務。
- ・飲食店の営業時間内（平日：11時～翌1時、土日祝：17時～翌4時）なら自由にシフトを組んで良い。
- ・着替えなどの準備があるため、シフトの30分前にはお店に来ること。
（その30分については、労働時間とはしない。）
- ・休憩は原則ありだが、忙しい時は取れない場合もある。

○時給

- ・時給は1100円（交通費込）（研修期間中（始めてから2ヶ月間）は950円）
- ・昇給については応相談

○仕事中のケガについて

労働者自身の不注意でケガをした場合は自己責任。（会社は責任を負わない。）

○仕事にお店のもの（食器等）を壊してしまった場合、弁償してもらう。
（その月の給与から天引き、それでも差額が出る場合は、差額をお店に支払う。）

Q2

契約書の中で蓮さんに不利益な点はどこでしょうか。

また、どのように変更すれば蓮さんに有利な内容になるのでしょうか。

不利益な点	変更内容

3 働き初めて1年ほどたった蓮さん。決められたシフトを1日も休まず出勤し、だ
いぶ仕事に慣れてきました。ある日、有給休暇を取得している社員さんがいたので、
アルバイトでも有給休暇を取得できるのかどうか店長に聞いてみました。すると、
「有給休暇は正社員のみ取得できるものだから、アルバイトは取得できないよ。」
と言われました。アルバイトは有給休暇を取得できないだろうと思っていたので、
やっぱりそうかと思い、蓮さんは特に不満には感じませんでした。

4 蓮さんは、専門学校の友達と話していて、その友達のバイト先では深夜労働（22
時～翌5時）の時給が通常の1.25倍になっていることを知りました。

そこで、22時以降もシフトに入ることが多かった時給1100円の蓮さんは、深夜
労働については時給1375円になるのではないかと思い、店長に聞いてみました。
すると、「そういう店もあるかもしれないが、うちは22時以降も1100円でやって

いる。」と言われました。店ごとに色々なルールがあるのは当然なので仕方ないのかなと思いました。

5 蓮さんは、ある日、カゼをひいてしまったので、バイトを休みたい旨店長に連絡をしました。

すると店長に次のように言われてしまいました。

- ・欠勤はどんな事情があれ、罰金 3000 円。
- ・代わりに出勤できる人を探せなかったら追加で罰金 2 万円

何とか代わりの人を見つけることはできましたが、3日間出勤できなかったのもので、その月のお給料から合計 9000 円引かれてしまいました。蓮さんにしてみれば、こんな話は初めて聞いたし、契約書にも書いていなかったのもので、蓮さんは店長に罰金の件について文句を言いました。しかし店長は、「欠勤が多いと困るからうちはそのような決まりで、これまでずっとやってきた。文句があるなら辞めてもらっていい。ただし、代わりの人を見つけないと辞められないからね。」と言われてしまいました。

Q3

上記3～5について、あなたはどう思いますか。理由も一緒に書いてください。

	おかしい or おかしくない	理由
3		
4		

5		
---	--	--

～まとめ～

〈働くことに関するルール（法律）〉

弱い立場の労働者の権利を守るためにある

（相談の仕方）

相談する前に以下の準備を行なっておくと、相談がスムーズに進む

(1) 証拠となる資料を用意しておく

例) 求人票（求人広告）、契約書、タイムカード、シフト表、
給料明細、音声録音データ、LINE やメールの履歴、就業規則

(2) トラブルの内容を整理する

アルバイト先の情報、労働条件、トラブルの内容、トラブルになった経緯、自分の気持ち
や希望を文書で整理しておくが良い。

（相談窓口や参考になるウェブサイト）（ぜひ検索してみてください！）

- ・総合労働相談コーナー
- ・よりそいホットライン（24時間）
- ・こころの耳
- ・労働条件相談ほっとライン
- ・地域若者サポートステーション（サポステ）
- ・ハラスメント悩み相談室
- ・確かめよう労働条件
- ・これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～

授業案② 労働組合の意義について～団体交渉をやってみよう～

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・労働組合の存在、意義について知ってもらう。
- ・労働者と会社それぞれの立場に立って物事を整理してもらうことで、自分とは異なる立場に立って物事を考える大切さを学んでもらう。
- ・交渉・説得の難しさを体感してもらう。

3 授業の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導入 3分	今日の授業の目的と流れを説明。	時間短縮のため、各班5～6人の班に別れておいてもらう。 当日の議論の充実を図るため、事例とワークシートは事前に配布し、各自事前課題の検討をしておいてもらう。
講義 5分	<ul style="list-style-type: none"> ・労働三権の説明 ・労働組合の誕生 ・労働組合の意義 	模擬団交をやってもらうに当たって、最低限の知識の提供。 適宜生徒に当てたり、問いかけたりして進める。一方的に話し続けることはないように注意。 弁護士でないとできない説明を心がける。
模擬 団交 37分	<ul style="list-style-type: none"> ・流れの説明（3分） 生徒は組合側。 会社側は弁護士が担当すると説明。 ・作戦タイム①（7分） 事例をもとに各班で検討してもらう。 ・交渉タイム①（5分） 代表して1つの班に実演してもらう。 ・作戦タイム②（7分） 交渉タイム①を踏まえて、次はどのように交渉すればいいか検討してもらう。 ・交渉タイム②（8分） 代表して1つの班に実演してもらう。 ・振り返り（7分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒からの質問に対しては弁護士のアドリブで対応して問題ないが、会社の業績の関係上、整理解雇の必要性があるといった新情報を交渉タイム①で出してあげるのが望ましい。 ・交渉タイム①と②は別のグループに担当してもらうのが望ましい。まずはやりたい班に手を挙げさせ、特に手が挙がらなかったら担任の先生に選んでもらうのがよい（やる気のない班が実演すると盛り上がらないのでランダムに当てるのは危険）。 ・交渉スキルの話については、振り返りの時に簡単に触れる。適宜実演しなかった班の生徒に意見を求めてもよい。
まとめ 5分	労働組合の意義について	自分とは異なる立場に立って物事を考える大切さについても軽く触れる。

※人員が許すなら各班に1人、Aさん役の弁護士を設置するのが望ましい。

【事例】

- 1 Aさん（37歳、男性）はX社で働くサラリーマン。今年で働き始めてちょうど15年目になります。月給は70万円（手取りは53万円）で、年に2回ボーナス（給料1ヶ月分）があります。
- 2 X社は主に自動車販売を行なっている会社で、Aさんは入社当初から営業マンとして仕事をしてきました。Aさんの接客はとても丁寧なので、お客さんからの評判はとても良く、社内の売り上げランキングでもいつも上位にいます。
- 3 もともと自動車が好きでX社に就職したAさんは、自分が接客したお客さんが望みどおりの車を買えて嬉しそうに帰っていくことにやりがいを感じており、この仕事に誇りを持っていました。定年（65歳）までこの会社で働きたいと思っていました。
- 4 ある時、Aさんが部下のBさんに強く指導したことが原因で、Bさんはうつ病になり、仕事を辞めることになってしまいました。Aさんの上司であるCさんが事実調査をしたところ、確かにBさんの接客態度に問題はあったものの、Aさんの指導の仕方が厳しすぎた面もあったので、CさんはAさんの指導方法に対して嚴重注意をしました。
- 5 その約1ヶ月後、またAさんに厳しく指導されたとパワハラを訴えてDさんが会社を辞めました。AさんはCさんから注意されたことについて全く納得がいていなかったもので、特に指導方法を変えなかった結果、Dさんも辞めてしまったのです。
- 6 Dさんが辞めた2週間後、Aさんは突如会社から解雇通告を受けました（同じタイミングでE～Gさんも解雇通告を受けたようです）。
- 7 突然解雇されたAさんは到底納得がいかなかったですし、何よりも大好きなこの仕事を辞めたくなかったので加入している労働組合に相談に行きました。Aさんは仕事に戻ることを第一に考えていますが、どうしてもそれが難しいのであれば相応の解決金の支払いを望んでいます。
- 8 労働組合は、Aさんの解雇には正当な理由がないとして解雇撤回を求めてX社に対して団体交渉を申し入れました。

ワークシート

【組合側の目標】

- ・ Aさんの解雇撤回（＝職場復帰）
- ・ （仮に職場復帰が難しい場合は）相応の解決金の支払い（できる限り高い金額）

【団体交渉をするにあたってのポイント】

- ・ まずはAさんが解雇撤回を希望していることときちんと会社に伝えましょう。
- ・ ただ、ひたすら解雇撤回だけを言い続けても交渉にはなりません。きちんと言分を聞いた上で、適切な反論を考えましょう。
- ・ どうすれば相手を説得できるのか、こちらの言い分が通るのかというのを考えてみると良いでしょう。
- ・ また、Aさんの立場だけでなく、会社の立場に立って事例を整理してみると交渉のヒントが見えてくるはずです。

【事前課題】

あなたが団体交渉をしたら、どのように交渉をしますか。

会社に何か確認すべきことはありますか？ 自由に考えてみてください。

【作戦タイム①】

交渉の前提としてX社に聞きたいことはあるでしょうか。

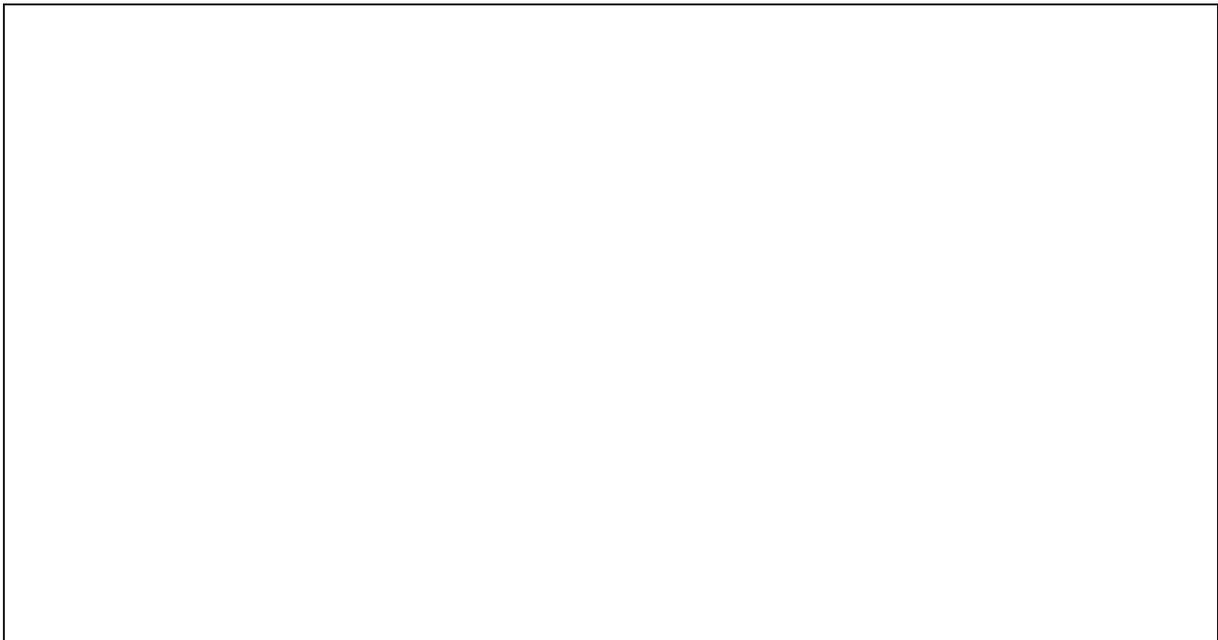
それを踏まえてどういう流れで交渉をすれば良いでしょうか。



【作戦タイム②】

交渉タイム①を踏まえて、追加でX社に聞きたいことはあるでしょうか。

解決金を請求する場合、どうすれば要求が通りやすくなるでしょうか？



第8節 家族関係と法

第1 まえがき

憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とし、婚姻の強制を排除しているほか、相互の協力の必要性と、明確な夫婦平等が謳われている。また、同条2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とし、家族の在り方の根底には、個人の尊厳と両性の本質的平等があることが、明確に述べられている。そして、これらが参照する平等と個人の尊厳は、それぞれ憲法14条と13条に記載されている。

これを受けた実際の家事実務も、個人の尊厳に根差した家族の法的関係を感じる事が出来るものとなっており、例えば、夫婦に如何に収入差があり、配偶者が主婦であったとしても、夫婦は平等と扱われ、婚姻中に築いた財産は原則として全て共有財産と扱われる。

つまり、理論上は、離婚の財産分与の際、配偶者は主婦なのだから、家政婦業の平均賃金相当額のみ与えれば済むとの分与もありうるどころ、そうではなく、如何に夫婦の収入差があったとしても、配偶者が婚姻中に築いた財産は、等分になるということである。特に極端な収入差のある夫婦において、その各財産個別に夫婦のいずれがどの程度寄与したかは考察の余地があるかもしれないが、そうではなく、原則として等分に扱うという強力な規定及び運用となっているのは、憲法上の平等、個人の尊厳、夫婦平等の理念を、色濃く反映した結果とも考えられる。

また、憲法13条に個人の尊厳が明示され、憲法を受けて批准する子どもの権利条約にもある通り、子どもには生きる権利、育つ権利等があり、両親には養育の義務があることから、親には養育費支払いの義務がある。

これらについて、単に結論としてこのようなルールがある、とだけ教えるのであれば、弁護士以外でも授業できるのであろうが、どのような人権、理念、原則等が背景にあり、それを受けてルールが生まれているのかを、児童生徒に考えさせることは、弁護士こそが行えるものと考えられる。

昨今問題となっている同性婚といったテーマについても、単に結婚を恋人関係の延長線上と捉える限り、何が問題か正確には理解できないものである。どのような背景があり、それを受けてどのような法的関係が生じているのかを知って、はじめて、同性婚の是非への考察に踏み込めるのであって、弁護士が授業を行うことで、議論の前提を満たすことが出来ると考えられる。

第2 本テーマと学習指導要領との関係について

1 小学校

小学校学習指導要領の社会科では中学・高校に見られるような「個人の尊厳と両性の本質的平等」といったキーワードは見られない。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節〔公民的分野〕2「内容」A(2)ア(イ)には、「人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。」との記載があり、個人の尊厳と両性、家族の平等が如何なるものなのか、また個人の尊厳に基づく子どもの権利が如何なるものなのか等は、まさに学校教育における社会科と関連があるテーマである。

3 高校

高校になると上記のようなテーマは家庭科に移行するようである。

第2章第9節「家庭」第2款第2「家庭総合」2「内容」A(3)「子供との関わりと保育・福祉」には、「ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 乳幼児期の心身の発達と生活、子供の遊びと文化、親の役割と保育、子育て支援について理解を深め、子供の発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けること。

(イ) 子供を取り巻く社会環境の変化や課題及び子供の福祉について理解を深めること。

イ 子供を生み育てることの意義や、保育の重要性について考え、子供の健やかな発達を支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性を考察するとともに、子供との適切な関わり方を工夫すること。」

といった記載があり、子ども、遊び、子どもの文化を個人として尊重することが述べられている。

さらに第3章第5節第2款第5「保育基礎」3「内容の取り扱い」には、その(2)オにおいて、「〔指導項目〕の(5)のアについては、子供のための文化活動、児童文化財、児童文化施設などの重要性を扱うこと。イについては、具体的な活動を通して子供の遊びや表現活動の意義を扱うこと。その際、遊びの重要性及び遊びの種類と発達との関わりについても扱うこと。ウについては、子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設を取り上げ、その意義と活用を扱うこと。」等と記載され、子どもの遊びや表現活動といった「子どもの権利」が、重要な意義あるものとして述べられている。従って、反射的に、小中高の児童生徒ら自身にも、その重要な子どもの権利があることが、指導要領として記載されているといえる。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

家族関係は法律や判例等に規律されている部分が多く、婚姻、親権、相続、遺言等、弁護士が関わるべき分野が多岐にわたる。

しかし、それらの法の知識を教えるだけであれば、他の士業等の専門家でも可能などころであって、弁護士が行う家族関係の授業の独自性は、上記の法律の趣旨や原則論等も含め、価値観について考えさせることにある。また、それを越え、現行の家族関係法ではカバーしきれていない部分や、法制化されていないが社会情勢で今問題になっているもの（同性婚、性転換、ジェンダー等）について、考えさせることも可能である。

現状、国民や、児童生徒らの親世代においても、両性・夫婦の平等、公平、子どもの権利、親の義務、夫婦間の義務等に関して、必ずしも深い理解が得られているとは言えない部分がある。例えば、財産分与において夫婦が築いた財産は等分が原則であって、配偶者が主婦業等の無収入の者であったとしても、家政婦業相当額の分与を行うものではないが、なぜそのような考えに至るのか、なぜ実務がそうなっているのか等について、一般の方々が、心の底から深く納得しているとまでは言えないことがある。そういった前提にある一つ一つの価値観について、「ルールや法律がそうなっているから、ただ従って下さい」ではなく、考えさせる授業は、まさに弁護士が行えるべきものと考えられる。

いざ、自分が当事者となった際、最終的に裁判官から言われて、「ルールがそうなっているなら仕方がない」と嫌々応じるだけでは、最後まで、司法から理不尽を押し付けられたと感じ、司法を信用できないままとなる。逆に裁判官を味方につけ、相手に何かの請求をする際にも、なぜ納得できるのか・出来ないのかの背景を知らないままでは、単にルールを味方につけて「利用して」勝っただけという成功体験を得るだけになる。

結果として残るのは、両当事者どちらも「決まりやルールは利用した者勝ち」という誤った認識のみであって、その認識を抱いたまま社会生活を送ることが、民主主義を担う者として高度に成熟した個人とは言い難い。

他にも、単に現行の家族関係に関する法律について授業を行うのではなく、もっと原理的な部分として、子どもの権利条約等に関する授業を行うことも可能である。他の多くの講師や学校は、子どもの権利を守ることにフォーカスした授業をあまり行えていないと考えられるし、むしろ学習指導要領が直接的に要求する家族関係の授業とは、家族を大切に、家族の温かさを感じるべきといった、子どもの権利を守るものとは言いにくいものではないだろうか。

これについて弁護士が授業を行うことで、子どもが自らの権利について主体的に考えることが出来、将来的にも民主主義を担う個人として成長することが出来るものと考えられる。

ただし、子どもは家族・親族間の紛争において巻き込まれていることが多く、学校授業として行った場合、実際に家族が当事者になり、あるいは子ども自身が当事者になっている者は、少なからず存在する可能性が高い。

授業を行うことによって児童生徒の当事者性により問題が起こる可能性が気になる場合、子どもの権利に関する授業には、比較的ハレーションが少ないものがあるため、そういう点でも弁護士が子どもの権利について授業をする意義がある。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

関弁連管内の学校アンケート（2625件の回答あり）を見ると、家族関係に関して興味があると回答している学校は595件に留まり、要望の大きくない分野である。ただし、最も学校側からの興味の小さかった議論の能力（324件）等より若干多い。

上記の通り、婚姻、離婚、親子、相続、社会福祉等、家族関係と法に関する分野は、児童生徒らが将来当事者となる可能性も高いものであるから、弁護士の授業により何らかの支援をしてほしいという学校側の要求があるのかもしれない。ただし、弁護士が授業を行う意義は、あくまで民主主義の中核たる自律性ある個人として育成する点にあるのであるから、単に民法の規定や判例について、一方的に知識を教えるものではない。

また、学校からの回答において、1件ではあるが、「家族関係の希薄化及び暴力化に関する教育」を要望しているとの内容があり、大変興味深いものではあるが、本当の意味で弁護士が実施を予定する家族関係の授業とは、異なるものを要望されている可能性がある。そういう意味では、実際の数値上の学校側の興味より、更に弁護士が行う家族関係の授業に関する要望は低い可能性がある。そもそも、小学校、中学校、高校の学習指導要領自体が、家族関係について、子どもの権利にフォーカスしたものというよりは、家庭の温かみや、家族への子どもによるケアを重視するような記載になっているものであり、学校側は学習指導要領を遵守しなくてはならないため、学校側からこのような要望が出るのは自然なことである。

他にも、子どもの権利条約はじめとして、子ども・児童生徒側に存在する権利や個人の権利について考えさせることも可能であり、それらは自律性ある個人として成長するために重要なものであるにもかかわらず、学習指導要領との関係で、軽視されがちである可能性がある。

学校側からすれば、学習指導要領を遵守しなくてはならないため、子どもの権利を守るという

よりは、子どもを規則で律すべきとしなければならない立場がある可能性がある。そういった前提があるのであれば、尚更、弁護士が授業を行うことで、子ども側の権利等について考えさせる必要性が高いと考えられる。

第5 本テーマの授業に関する弁護士会の実施状況

この分野の授業の実施実績は少なく、今回のアンケートの関弁連管轄内での単位会の回答としては、ゼロである。子ども自身が巻き込まれている問題も多く授業案が作りづらいことや、子どもの権利条約等に関する知見を要する点が、授業実績の低さに繋がっているのかもしれない。

しかし、埼玉県の大谷場中学校で子どもの権利条約について授業が行われる等、アンケート外で授業実績は確認されており、授業実施は十分可能な分野であると思われる。

第6 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

単に家族関係に関する婚姻、親子、相続と言った法律の決まりを知るだけでなく、それらの前提となる性の平等や家族間の権利、子どもの権利等に関する原則を知り、そのような原則が何故作られたのか、またそのような原則の下で結論がどのように変わるのか等について自分の考えを持つことが出来る能力を得てもらいたい。また、それらの原理原則に基づく衡量論という法的思考プロセスを実践できると共に、その思考を多方面に応用することで、民主主義の基盤となる自律性ある個人として成長してもらいたい。

授業案② 子どもの権利と大人の権利

～ヤングケアラーについて考える～

1 対象

中学生

2 獲得目標

- ・ 子どもの権利の観点からヤングケアラーについて考える。
- ・ 介護に関わる大人の人権について考える。
- ・ 日本の介護保険制度について考える。
- ・ 原理原則論に基づいて自分なりの結論を下すという法的思考力を養う。

3 授業の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導入 3分	最近の介護やその負担に関するニュース等を取り上げ、家族内でお世話が必要な人が出た場合、誰がそれを担当すべきなのかということについて、子どもの権利、大人の権利の観点から考えて欲しいという今日の授業の目的を説明する。	現在何人で住んでいるか等生徒に質問をしてみて、和やかな雰囲気作りができると良い。 (ただ、片親、離婚、死別等の事情がある生徒がいないか事前に確認する必要あり)。
展開 40分	<p>①グループワーク (5分)</p> <p>事前に各自宿題として検討してもらったものを元に、祖母の世話を誰が、どのようにして行うのが良いか、4人程度のグループに分かれてディスカッションしてもらおう。案だけでなくその理由等も自分たちなりにいいのでつけてもらおう。</p> <p>②発表 (4分)</p> <p>ディスカッション内容(どういう案が出たか、それについてどういう議論が行われたか)について、各グループの代表者に簡潔に発表してもらおう。</p> <p>③解説 (3分)</p> <p>子どもの権利条約に基づく子どもの権利について簡単に解説。</p> <p>④グループワークと発表 (15分)</p> <p>①のグループワークの議論について、子どもの権利との関係で問題がなかったかどうか考えてもらおう。また、各班に発表してもらい、②の結論が、④でどう変化したかも自分達の言葉で良いので正直な感想を言ってもらおう。</p>	<p>事前の検討段階では特に知識を与えず、自由な発想で様々な案を考えてもらおう(授業時間の関係上、各自の検討は宿題とし、その内容の共有を授業中に行うという進行にする)。</p> <p>②については、何も教えない状態でのフラットな生徒の感覚を聞く事が主であるため、短時間に収める。ただし、理由をつける感覚を持ってもらう為、出来る限り「なぜ」と理由を聞いてみる。</p> <p>④～⑥の主眼は、裸の衡量論ではなく、原理原則に基づく衡量論という法的思考を、各生徒に体験してもらうことにある。現状の生徒らは、計算式のように答えのある問題に慣れ過ぎて、試験問題以外の私生活でも極論や中庸論に流れがちである可能性がある。そうでなく、一つ一つの具体</p>

	<p>⑤解説 (3分) 大人の権利についても解説 (幸福追求権、各家庭間の平等権、高齢者の生存権など)。</p> <p>⑥グループワーク (7分) ①のグループワークの議論について、各グループに、大人の権利との関係で問題がなかったかどうか考えてもらう。また発表してもらう。</p> <p>⑦追加解説 (3分) ⑥は、原則論同士の比較衡量であるため、応用的であると説明する。しかし、同じ原則でも同価値でなく、例えば他の手段で代替可能なものは価値が落ちたり、対立する原則同士で強さが変わったりすると説明する。すると、もし子どもの権利は代替が効かず、大人の権利は別の社会制度や福祉サービスで代用できるなら、子どもの権利の方が強くなったりすると知ってもらう。 例えば、本来子どもの権利は50%動かすもので、大人の権利ではそれをあまり動かさないと考えれば40%程度までしか子どもの権利は下がらないかもしれない。</p>	<p>的事情を考慮し、また原則論を考えた上で、出来る限り「右か左か」でなく「何%くらいそう思うか」と聞いていくことが、極論を避けるために有用と考えられる。</p> <p>その上で、原理原則論とは「スタートラインが±数%動く」ことであると説明すると、理解されやすいかもしれない。つまり、生徒らが事前に45%そう思うと答えて、子どもの権利という原則が50%程度動かす効力を持つなら、95%位になったりする、と説明することが、分かりやすいかもしれない。</p> <p>⑦はあくまで応用であり、また④も含めて、答えがある問題ではないことを再度触れる。そして、どれが何%動かすかも、また動かさないかも、各自自由な考えをもって良いと伝える。人によって、97%だと思ふ人もいれば、5%だと思ふ人もいる。重要なのは、そのパーセントに、自分なりの理由をつけられることである。それは必ず思慮深い判断に繋がる。</p>
<p>まとめ 7分</p>	<p>グループワークの振り返りをした上で、日本の介護保険制度や高齢者・介護支援制度、自治体の協力等を説明し、家族以外の支援を得ることができることも伝える。</p> <p>そして、子ども、大人それぞれに権利があるということと、その権利が衝突する時に裸の比較衡量を行うのではなく、原理・原則論に立ち返って考える方法があるということを伝えてまとめる。</p>	<p>上記のようにどちらの原理原則も大切だからこそ、誰かの権利を犠牲にすることなく、権利同士の衝突も起こさないようにするために、こうした社会制度を作っているし、これからも作っていく。皆さんも、これから選挙に参加し、色々な制度に意見できるようにしていく。積極的に、意見発信をしてほしい。</p>

ワークシート

【事例】

関弁 蓮子（かんべん れんこ）さんは、中学1年生（13歳）。部活はバレーボール部で、平日は週3日練習があり、土日も練習があることがあります。

お兄さん（18歳）は、高校三年生。来年の大学受験に向けて毎日塾に行っていて勉強に励んでいます。

お父さん（48歳）は、会社員。勤務時間は9時～18時です。

お母さん（45歳）は、会社員。勤務時間は、7時～16時の週と12時～21時の週が交互にあります。

母方のおばあさん（75歳）とおじいさんも同居していたのですが、昨年おじいさんが79歳で亡くなったので、今は合計5人で住んでいます。

先月、おばあさんが散歩中に転んでしまい、腰を痛めて自分で歩けなくなってしまいました。入院していたのですが、来月から家に戻ってきます。基本寝たきりで、ご飯は誰かの介助がないと食べられない状態です。

Q1（宿題）

おばあちゃんの世話はどうやって、誰がどんな風にするのがよいでしょうか？ 家族で分担するとしたら、あなたならどう分担しますか？

Q2 (宿題)

家族以外の方が手助けをしてくれるでしょうか？調べてみましょう。

Q3

班ごとに祖母の世話を誰が、どのようにして行うのが良いかディスカッションしてください。

() 班

メモ欄

授業案②③ “結婚”とは？～選択する自由と選択した責任～

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・ 交際すること（付き合うこと）と結婚することの違いを考えてもらう。
- ・ 事実婚と法律婚の違いを学んでもらう。
- ・ ライフスタイルのあり方について考えてもらう。
- ・ 選択する自由と選択した責任について考えてもらう。

3 授業の流れ

	学習活動	指導上の留意点
導入 2分	今日の授業の目的を簡単に説明。	離婚や死別等、配慮が必要な生徒がいないかは事前にきちんと確認する。
展開① 20分	ワーク1 (1) 交際する（付き合う）とはどういうことか、考えを生徒に聞いてみて板書する。 (2) 結婚するとはどういうことか、考えを生徒に聞いてみて板書する。 (3) 交際する（付き合う）ことと結婚することの違いは何かを考えてもらう。 (4) 付き合うことと結婚することは、約束と契約の違いであって、結婚によって生じる制度的優遇（社会保険、税金等）、義務（同居義務、貞操義務、相互扶助義務等）を簡単に説明。	結婚は単なる交際の延長線上でなく、氏を同一にし、単一の戸籍に入り、相続や扶養等の法律的に強制の義務が発生し、であるからこそ、社会は結婚という法律関係を信頼している。そのため、法律婚をしていないと賃貸住宅の同居人や保証人として認められなかったりする、というような説明を行う。 地域によって、事実婚に対しパートナー証明書等を発行している理由は、この辺りにあるのかもしれない。
展開② 23分	ワーク2 (1) 現時点で将来のライフスタイルとして ①法律婚、②事実婚、③交際（同棲あり）、④交際（同棲なし）、⑤独り身のうちどれを希望するかを選んでもらう（複数選択可）、その理由を書いてもらう。（個人で検討）。 (2) 自分が「選ばなかった」選択肢について、他人がそれを選ぶ理由も想像してもらう。 (3) 周りの人と意見交換してもらう。 (4) 数人に発表してもらう。 (5) 事実婚と法律婚の共通点や違いを解説。	事実婚をそもそも知らない高校生もいると思うので、「婚姻届を出していないけど、結婚する意思のある2人」という程度の説明は必要かと思うが、あくまでもワークを考える前提としての必要最低限の説明にとどめる。 (2)の意見交換の際にグループにするか、単に前後左右の人と話ししてもらうかはどちらでもよい。

<p>まとめ 5分</p>	<p>(1) 結婚することによって受けられる優遇、負うことになる義務がある（義務に違反すればペナルティもある）。</p> <p>(2) ライフスタイルのあり方は1つじゃないので、どんな選択をするのも個人の自由であり、尊重されるべきである。</p> <p>(3) ただ、選択したことに対しては責任を負うので、その選択がどういう意味を持つのか、どういうメリット・デメリットがあるのかという点は選択する前にしっかり考えて欲しい。</p> <p>(4) 上の説明の通り、遺言を作っても遺留分を覆すことは出来ないため、相続関係等、法律婚をしなければ絶対に実現できない効果が存在する。それらの効果を、事実婚でなく法律婚のみに与えている理由は何か、事実婚の人々がそれらの効果を得られないことに正当性はあるか。</p> <p>これから結婚制度について話題になったとき、色々なことを考えて欲しい</p>	<p>最近、同性婚や夫婦別姓等、婚姻制度の是非が話題に上がるが、法律婚だけでしか得られない法律上の効果があるからこそ、そのよう議論になる。</p> <p>動物やロボット等とは結婚できないのでしようかという議論にも、「法律婚と事実婚の違い」を考えられれば、対応できるかもしれない。そもそも動物やロボットは、将来的にはともかく、現在、財産権がないので。</p> <p>自分が選ばなかった選択肢についても、それを選んだ理由を考察出来れば、他人を尊重するきっかけになる。</p>
-------------------	--	---

ワークシート

ワーク 1

(1) 交際する（付き合い）とは？

(2) 結婚とは？

(3) (1)と(2)の違いは何でしょう？

ワーク 2

あなたが望むライフスタイルに丸をつけ、それを選んだ理由を書きましょう。

①法律婚、②事実婚、③交際（同棲あり）、④交際（同棲なし）、⑤独り身

【理由】

第9節 情報リテラシー

第1 本テーマの意義

高度な情報化社会である現代において、情報をどのように扱うかは、極めて重要な社会課題となっている。しかし、情報テクノロジーの進歩に対して、個々の情報リテラシーや法規制等の社会的な規範に対する理解が追いついていないのが現状である。そのような中で、学校現場において情報の取扱いについてどのように児童・生徒に教えていくかは喫緊の課題である。

本テーマでは、弁護士が、実際に情報に関する社会課題と向き合う中で感じた実体験をもとにした授業案の提案をする。

第2 学習指導要領との関係

1 小学校

小学校学習指導要領第1章第2「教育課程の編成」2(1)には、「各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」との記載がある。

上記記載によれば、小学校段階から、情報モラルを含めた情報活用能力の育成が求められていることがわかる。現代の情報化社会を背景に、小学校段階から情報活用能力の開発が意識されていることがうかがえる。

2 中学校

中学校学習指導要領第1章第2「教育課程の編成」2(1)には、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」との記載がある。

上記記載によれば、小学校段階と同様、情報活用能力の育成が意識されている。生徒の発達段階に応じた情報リテラシーの位置づけも研究の必要がある。

3 高校

高校では教科として「情報」があり、科目として「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」がある。また、各教科において、情報に関する分野が多くある。

そして、高等学校学習指導要領第1章第2款第2「教育課程の編成」2(1)には、「各学校においては、生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」との記載がある。

上記記載によれば、高校段階においては、情報活用能力について、教科等横断的な視点から育成をすることが示唆されている。確かに、情報を収集し活用する能力は、単に情報テクノロジーに関する機器についての知識や情報テクノロジーそのものの扱いについて触れること以外にも、各教科の学習を通じて、疑問点や研究対象に対する情報を収集・活用・発信していく過程においても得られるものであるから、各教科を学ぶ際にも、情報リテラシーの視座を持つことは有益である。

第3 弁護士が関わる必要性

弁護士は、実務において情報テクノロジー及び情報の取扱いに関する紛争に触れる機会があり、現在の社会において、情報に関してどのような課題があるか把握している。また、弁護士は、情報に関する紛争に触れる中で、情報の取扱い方によっては人権侵害や紛争の発端となり得ることを、身をもって体験している。そのため、弁護士は、このような経験に基づき、学校の教員とは異なる立場から、児童・生徒に対し、情報の取扱いにおいて注意すべき点などを、臨場感をもって教えることができる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校に対するアンケートにおいて、社会的な情勢も相まって、情報リテラシーに関する学校現場の関心の高さがうかがわれた。具体的には、「7 学校において興味がある弁護士と連携する授業」に関し、情報リテラシーに関する授業と回答したのは、小学校においては総回答1418のうち1002（71%）、中学校においては総回答728のうち530（73%）、高校においては総回答376のうち243（65%）であった。

他方で、情報リテラシーに関する授業を弁護士と連携して行うという実績自体は、学校側の関心の高さとは比して、それほど多くはないという実情が見受けられた。具体的には、「4 実際に実施された弁護士と連携して行った授業内容」に関し、情報リテラシーに関する授業を行ったと回答したのは、小学校においては総回答210のうち15（7%）、中学校においては総回答162のうち11（7%）、高校においては総回答76のうち6（8%）であった。なお、「10 弁護士以外の外部

機関と連携する授業について」を見ると、情報リテラシー（ネット、SNS）に関し弁護士以外の外部機関が授業を行ったとの回答校数は348校であった。

情報リテラシーは、学校教育においても多方面の教科にも影響のある資質・能力であり、また、現代社会を生きる上で必須の能力であることから、今後より一層学校現場と弁護士の連携が望まれる分野であると考えられる。この点、弁護士会に対するアンケート結果（「5 今後、学校教育に関わりたいと思う分野について」に対する回答）を見ると、情報リテラシーの回答数は10にとどまっており、他の分野と比して高いとはいえないことから、弁護士の側においても、今後、情報リテラシーに関する学校現場との連携に積極的に取り組んでいくことが期待される。

授業案②④ 情報社会の課題

1 対象

中学生（技術・家庭）～高校生（情報Ⅰ）

2 獲得目標

① ネット社会における誹謗中傷を法的な観点から理解するとともに、ネット社会における匿名性が今や完全なものではないことを理解する。

② 著作権の侵害の基本に関し、可能な限り、体系的に理解する。特に、①他人の撮影した写真や他人の作成した文章・イラストをそのままコピー＆ペーストして使用することの問題と、②他人の著作物を参照して制作した作品に関する著作権侵害の判断の難しさを理解し、事例を通じて自ら考えることができるようになる。

③ 個人情報の意義を理解する。プライバシーポリシーに意識を向けられるようになる。

3 指導要領との関係

本授業案は、情報Ⅰの内容のうち、「(1)情報社会の問題解決」(文部科学省「【情報編】高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」(平成30年7月)・23～27頁)の一部をカバーする内容となっている。なお、本授業案は、小・中・高等学校を通じて体系的・統計的に行われる情報教育の一環として行われるものであり、高校生に限らず、デジタルネイティブ世代である中学生に対しても実施可能なものとなっている。

また、本授業案は、情報活用能力のうち「知識及び技能」(文部科学省「【情報編】高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」(平成30年7月)・11頁)を高めるのみならず、具体的な事例や質問を通じて、特に思考力や判断力、学びに向かう力に結びつけることに主眼を置いている。特に、本授業案で扱う内容は、教科書の記載だけでは表面的・表層的な知識の獲得にとどまり、知識の体系化や、思考力・判断力に結びつけることが困難な分野と考えられる。

そのため、本授業案は、極力、講義形式をとらず、具体的な事例を豊富に提供しつつ対話によってトピックに向き合ってもらえるような内容となっている。

4 弁護士がこの授業を行う意義

現在、東京地方裁判所保全部に係属する発信者情報開示仮処分事件、発信者情報開示命令申立事件の件数は爆発的に増加しており、名誉毀損、名誉感情侵害、プライバシー侵害等に関する裁判所の事例判断も集積されている。その結果、ネット社会を生きる生徒が直面するのは、もはや

情報モラルという抽象的で漠然とした規範ではなくなり、蓄積された裁判所の判断から導かれる（一定の予測可能性のある）具体的な規範となっている。この規範に最も精通するのは、まさしく、上記事件を代理人として多く担当する弁護士であり、したがって、本授業を担当する者として最も適任であると考えられる。

また、法的な観点からの講義は、講義の担当側が知識・経験を有することが不可欠であるだけでなく、具体例を通じていかにわかりやすく説明を行うことができるかが肝要となる。これらの資質を有するのはまさに弁護士の他に存在しないことから、ここに本授業を弁護士が担当する意義がある。

5 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ○学習活動	⇒生徒の反応 指導上の留意点
導入① 2分	◎情報モラルの重要性が指摘されて久しいが、既にネット社会において一定のルールが形成されていることを伝える。	本授業が、これまでに情報モラルとして学習してきた内容に留まるものではなく、更に、実際のネット社会に則して掘り下げた内容を扱うものであることを明確に伝える。
展開① 13分	◎SNSの匿名性は完全でないことを理解する。また、匿名性が解かれる法的な手続（プロバイダ責任制限法）の概要を簡単に説明する。 ◎問題となる他人の権利は様々であり得ることを理解する。例えば、SNS上での対話でよく問題になる「他人の権利」とは何か。事例に則して全体に問うが、答えが出なければ個別に当てる。 ◎SNSで他人の権利を侵害しないために気をつけるべきことを考える。	漫画（左藤真通原作、富士屋カツヒト作画「しょせん他人事ですから ～とある弁護士の本音の仕事～」）の1シーンや、発信者の特定後に送付される内容証明郵便の文面を提示し、緊迫感を与え、学ぶ動機付けを強める。 具体的な事例を示しながら、名誉権、プライバシー権について、それぞれ保護法益が異なることを理解する。特に、投稿された内容が真実か否かについて名誉毀損とプライバシーにおける考え方の違いを積極的に強調する。 また、実務では、他人の自尊心を傷つける名誉感情の侵害が頻繁に問題となっていることも説明する。 通常であれば起こりえないようにも思われる他人の権利の侵害が生じてしまう事態が、生じ易くなると考えられるシチュエーションは何か。個別に当てる。
導入② 1.5分	◎近時の事例（例えば、鬼滅の刃のイラストを用いたケーキ販売に関する刑事事例、東京オリンピックのロゴに関する炎上事例）から、著作権侵害の判断の難しさを伝える。	例えば、東京オリンピックのロゴ事例では、ネット上で指摘された一般の意見と、知財を扱う弁護士の意見とでは、著作権侵害の成否に関する判断が分かれたこと、（特に他者の作品をそのままコピーしたようなデッドコピーの事案でない場合には）著作権侵害の判断は弁護士であっても容易ではないことを伝える。

<p>展開② 20分</p>	<p>◎まず、著作権侵害に関する基本的な考え方(①著作物性、②著作権、③利用行為、④依拠性、⑤類似性)について、その上で、許諾・権利制限規定の適用の有無が問題となり得ること(全体像)を説明する。</p> <p>次に、それぞれの要件との関係で、【著作権クイズ】を提示しながら、生徒の現在の理解を確認しつつ、ギャップがある部分については、丁寧にギャップを埋めていく。特に、写真が著作物として保護されることや利用行為の内容については、理解が不十分な場合が多い。</p> <p>その上で、いわゆるデッドコピーの事案については、まさに著作権侵害の典型事例であることを伝えた上、更に進んで、デッドコピーではない事案については、著作権侵害の判断が非常に難しいことを、裁判例において問題となったイラストを提示しながら、確認する。</p> <p>更に進んで、形式的には著作権侵害の要件を満たす場合であっても、例外的に著作権侵害とならない場合について、特に、引用と転載の違いの理解を深める。</p> <p>最後に、次の質問について全体に意見を問い、権利の行使は権利者が自由に決めるべき事柄であることを再確認する。 「著作権者は、著作物を利用者が便利に利用しやすいよう、利用規約などにその利用条件を明記しなければならない。」</p>	<p>ターン制のカードバトル、プレイヤーがお互いに、手元に5つのカードを揃えれば勝利するようなゲームを示しながら、権利侵害が認められる条件について、イメージと共に理解してもらえようとする。</p> <p>クイズにおいては、○×を挙手で問うなど、主体的な参加を求めながら進める。</p> <p>例:子どもの落書きは、芸術性を欠くため、著作権では保護されない。／写真は、被写体にカメラを向けてシャッターを押せば誰でも簡単に撮影できるため、著作権では保護されないが、被写体の肖像権などが問題となり得る。</p> <p>自身の見解と裁判所の考え方のずれを認識させることが重要である。裁判例としては、上野＝前田『著作物の類似性判断』で、事例が豊富に紹介されており、指導に当たっても参考になる。</p> <p>引用について、特に明瞭区別性や主従関係については、視覚的にわかりやすく示すことが重要である。</p> <p>(特に、許諾を得られているか否かが明確とはいえないケースなどでは)著作物の利用に当たって、著作者や著作物たる作品に対するリスペクトの気持ちが体现されているか(それを踏まえて、自分の行動がリスペクトに見合うものとなっているのかを考えること)が重要であることも伝える。</p>
<p>導入③ 1分</p>	<p>◎個人情報の漏えいが起きればどれだけの事態が企業に生ずるかを実際の事案から伝える。</p>	<p>生徒になじみのある事例、例えば、ベネッセ事件(被害者には500円の金券交付が行われた事例)について言及し、イメージを深めることも考えられる。</p>
<p>展開③ 9分</p>	<p>◎まず、個人情報の定義について説明した上で、特に「(他の情報と容易に照合することにより)特定の個人を識別することができるものか否か」という観点から、個人情報クイズを行い、全体に問いかけながら、理解を深める。</p> <p>例:メールアドレスだけでも個人情報に当たる?／住所や電話番号だけでも個人情報に当たる?／記名式アンケートの記述回答部分は個人情報に当たる?／オンラインゲームのニックネームは個人情報に当たる?</p>	<p>弁護士としても個人情報保護の問題を扱うことが多いことを伝える。</p>

まとめ 8.5分	◎簡単な演習問題を提示し、答え合わせをしながら、本授業で扱った内容を確認する。	
-------------	---	--

授業案②⑤ 情報発信の注意点

1 対象

小学校高学年～中学生

2 獲得目標

小学校高学年～中学生という年齢は、家族共用のタブレットをすでに使用していたり、個人のスマートフォン等を持ち始める年齢である一方、情報リテラシーについて十分な知識や理解が身に付いていないことが懸念されることから、インターネット上での情報発信等につまづきやすい基本的な問題について、具体的な事例をもとに理解を深める。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

(1) 小学校について

小学校学習指導要領第5章「総合的な学習の時間」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」1(3)において、情報活用能力を「全ての学習の基盤となる資質・能力」として重視することとされており、コンピューター等を活用して情報を収集・整理・発信したり、その際に情報が日常社会に与える影響を考えたりする学習活動を実施することが求められているといえよう。このうちの情報発信については、「受け手の状況を踏まえた情報発信を行おうとする、情報発信者としての意識の高まり」が期待されている（小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編53頁）。そして、「情報モラル」に関しては、掲示板で他者を誹謗中傷するような書き込みがなぜいけないのかなど、具体的に身近な素材を取り上げて検討させることが考えられる、と記載されている（同63頁）。

(2) 中学校について

中学校学習指導要領第1章「総則」においても、情報活用能力は、教科横断的な学習の基盤となる資質・能力であるとされており、この中には情報モラルも含まれている（中学校学習指導要領総則編49頁、51～52頁）。そして、情報モラルとは、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。」とされている。このような能力を身に付けるため、「例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応でき

るようにすることが重要である。」と述べられている（同85頁）。

(3) 本授業案の意義

以上のとおり、学習指導要領においては、小学校・中学校の双方において、情報活用能力が全ての学習の基盤となる資質・能力として位置づけられていることがわかる。そして、本授業案において取り扱う情報リテラシーは、情報活用能力のうち「情報モラル」に該当する分野であり、学習指導要領において求められている学習活動にも合致するものである。

4 弁護士がこの授業を行う意義

弁護士は、情報の法的保護・法的規制と関連して個人情報保護法やプロバイダ責任制限法等の法律を業務において取り扱うことがあるほか、名誉毀損や誹謗中傷、プライバシー等をめぐる法的紛争を、民事事件・刑事事件の両面から取り扱う場合がある。弁護士は、情報リテラシーやこれにまつわる人権問題について、このような法律の専門家としての知識や理解、業務上の経験を踏まえた学びを提供することが可能であり、他方で、学校教員や他の関係機関による授業ではこのような法的背景まで踏まえた授業を展開することに困難が伴うと考えられる。このような点で、本授業を弁護士が行うことに意義がある。

5 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	指導のポイント
導入 5分	◎タブレット・スマートフォンの所持状況・使用状況や、動画視聴・オンラインゲーム・SNS等のインターネットの使用状況について振り返ってもらおう。 ○ 自分専用のスマートフォンやタブレットを持っている人は手を挙げてください ○ 家族で共同で使っているスマートフォンやタブレットがある人は手を挙げてください ○ スマートフォンやパソコン、タブレットを、だいたい毎日何時間くらい使っていますか ○ スマートフォンなどを使って、どのようなことをしていますか（動画視聴・ゲーム・SNS（具体的なSNS名）・その他） ○ スマートフォンなどを使うときに、家族の中で決められたルールはありますか、どのようなルールですか	情報通信機器やインターネットが身近なものであること、自分が日常的に情報発信を行っていることを改めて認識してもらおう。 ※ 挙手制で自由に発言してもらおうことを想定しておりワークシート等の利用は予定していない。
展開1 15分	別紙【事例検討】の事例とワークシートを配布する。 ○ 今配ったプリントには、ある日太郎さんと次郎くんという二人の間であった出来事が書かれています。一緒に読んでみましょう。 事例の内容を簡単に説明する。	各自に設問を検討させる。 事例の内容や用語に不明な点があれば適宜質問してもらって構わない。

	<p>○ プリントの「考えてみよう」のところに、①～③の質問が書かれています。今の事例を読んで、自分の考えをワークシートに書いてください。正解・不正解があるわけではないので、自分の考えを書いてもらって大丈夫です。</p> <p>後で班を作ってもらって、班の人たちに自分の考えを発表してもらいます。</p>	<p>正解・不正解を問うのではなく、情報発信を巡る児童一人一人の感覚を自分で認識してもらうことを念頭に置く。</p>
展開2 5分	<p>ワークシートの検討結果を各班に分かれて班内で発表してもらう。</p> <p>○ 自分の考えを、他の班員に発表してください。</p> <p>○ 他の班員の意見や考え方を聞いて気づいたことや、心に残ったことがあったら、ワークシートにメモしておいてください。</p> <p>○ 逆に、他の班員の意見を聞いて、疑問を感じた場合は、どうしてそう考えたのか質問してみてください。質問された人は、自分の考えを説明してみてください。</p>	<p>同じ班の人との間で情報発信を巡る感覚の違いがあることを確認してもらう。</p> <p>そのような感覚の違いを確認する中で、情報発信を巡る危険性について自分で気づいてもらう。</p>
まとめ 15分	<p>別紙の解説をもとに、設問や事例の意図や内容を解説する（パワーポイントを利用）。</p>	
質疑 5分	<p>質問を受け付ける。</p>	

(別紙①)

事例検討

【登場人物】

① 太郎くん

ゲームが大好きな小学校5年生。最近はオンラインゲームにはまっていて毎日プレイしている。次郎くんとはオンラインゲームの中で知り合ったゲーム友達。次郎くんとは実際に会ったことはない。

② 次郎くん

中学1年生。太郎くんとオンラインゲームの中で知り合った。ゲームの腕前は太郎くんより上。

【太郎くんと次郎くんのチャット】

3月8日、太郎くんが学校から帰ってさっそくオンラインゲームにログインすると、先に次郎くんがログインしていました。太郎くんは次郎くんにチャットで一緒にプレイしようと誘いました。

太郎：来たよ！やろう！

次郎：オッケー。先にチーム作って待ってて！

太郎：オッケー！

次郎：太郎いまランクいくつになった？

太郎：B-2だよ

次郎：だいぶ上がってきたな

ちなみにおれはいまA-3

太郎：すご！笑 ぼくより2つも上

この日は2時間くらいプレイして、そろそろゲームを終わろうとした頃のことです。次郎くんからこんなチャットがありました。

次郎：そういえば太郎って小5だっけ？どこの小学校？

太郎：●×県のA市ってとこの小学校。東小って名前。

次郎：マジ！？おれとなりのB市にある西中！1年2組！

太郎：ほんとに！？

次郎：太郎は5年何組？

太郎：5年1組！

次郎：そんな近くに住んでたなんて知らなかった！

そしたらさ、今度太郎の家遊びに行っていく？笑

先週新しいゲーム買ったから一緒にやろ！

太郎：びっくりした！

新しいゲームやりたい！

次郎：太郎もなんかおすすめのゲーム持ってる？

太郎：持ってるよ！「☆☆☆☆」ってやつ！

次郎：すげー！人気でどこも売ってないやつじゃん！

どこで買ったの？

太郎：家の近所の「●●」ってお店

次郎：意外とそういう小さい店の方があるのかもなー

それじゃ、太郎の家の住所教えて

あと電話番号も

行けそうな日あとで連絡する！

太郎：住所は、A市▲▲町1丁目1-2

電話番号は、080-●●●●-◆◆◆◆

次郎：今おれのスマホから太郎のスマホにメッセージ送ったけど届いた？

太郎：届いたよ！

次郎：じゃまた後で連絡する！

じゃあね

太郎：わかった！またね！

【考えてみよう】

① 太郎くんは、次郎くんにどんなこと（情報）を教えましたか。太郎くんが次郎くん
に教えた情報をワークシートに書き出してみましょう。

② 太郎くんが次郎くん①の情報を教えたことは問題がないでしょうか。太郎くんの立
場に立って、「次郎くんに教えても問題ない」と思う情報には○、「次郎くんに教えたら
まずい」と思う情報には×をワークシートに書きましょう。

また、「教えても問題ない」と考える理由と、「教えたらまずい」と思う理由を考えて
みましょう。

③ 太郎くんが次郎くん

- 1 名前だけを教えた場合
- 2 名前と学校名を教えた場合
- 3 名前と学校名と住所を教えた場合

の3つについて、「問題ない」と思うものには○、「問題がある」と思うものには×を書き
ましょう。また、そのように考えた理由も考えてみてください。

ワークシート

太郎くんが教えた情報	教えても良い (○) 教えたらずい (×)	そのように考えた理由
①名前だけを教えた		
②名前と学校名を教えた		
③名前と住所を教えた		

<p>今回の授業で覚えてほしいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報って何だろう？ ・インターネットの便利なところと危ないところ ・インターネットで情報発信するときに注意しなければならないこと <p style="text-align: right;">1</p>	<p>1 個人情報って何だろう？</p> <p>まずは弁護士の授業らしく法律を見てみよう。</p> <p>●「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法） 個人情報とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生存している個人に関する情報で、 ② 特定の個人を識別できる情報 <p>・・・つまりどういうこと？</p> <p style="text-align: right;">2</p>
<p>1 個人情報って何だろう？</p> <p>たとえば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「太郎」という名前の人日本中に何万人もいる ⇒【事例】の「太郎」くん以外にも「太郎」という名前の人は大勢いる ⇒「太郎」という名前だけでは【事例】の太郎くんなのかそれ以外の「太郎」さんなのか識別できない <p style="text-align: right;">3</p>	<p>1 個人情報って何だろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A市立東小学校」の「太郎」くんなら？ ⇒同じ学校に同姓同名の子がほかにもいるかも？ ⇒【事例】の太郎くんかどうかはわからない？ ⇒でも、日本中にいる「太郎」さんの中から3～4人に絞り込める <p style="text-align: right;">4</p>
<p>1 個人情報って何だろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A市▲▲町1丁目1-2」に住んでいる「東小学校5年生」の「太郎」くんなら？ ⇒同じ住所に【事例】の太郎くんとは別にもう一人「太郎」くんが住んでいることは普通はないので同一人物。 ⇒「特定の個人を識別できる」＝日本中の「太郎」さんの中から【事例】の太郎くんを区別（特定）できる、ということ <p style="text-align: right;">5</p>	<p>1 個人情報って何だろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に当たる？当たらない？ 太郎くんが次郎くんに教えた情報は <ol style="list-style-type: none"> ① ゲームのランク（B-2） ② 通っている小学校の場所（●×県A市） ③ 通っている小学校の名前（東小学校） ④ 学校のクラス（5年1組） <p style="text-align: right;">6</p>
<p>1 個人情報って何だろう？</p> <p>（つづき）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 太郎くんが持っているゲームのタイトル（「☆☆☆☆」） ⑥ 太郎くんがゲームを買ったお店 ⑦ 太郎くんの住所 ⑧ 太郎くんの電話番号 <p style="text-align: right;">7</p>	<p>1 個人情報って何だろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●①・⑤は個人情報に当たらない ゲームのランクや持っているゲームのタイトルが分かっても太郎くんを特定できないから ●②・③・④・⑦・⑧は個人情報に当たる 学校やクラス、住所、電話番号が分かれば、全国にいる「太郎」さんの中から【事例】の太郎くんを特定できる <p style="text-align: right;">8</p>
<p>1 個人情報って何だろう？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●⑥は場合によっては個人情報に当たることがある 全国どこにでもあるお店ではなく、1つしかないようなお店の場合、そのようなお店の近所に住んでいる「太郎」くんは、【事例】の太郎くんしかいないかもしれない <p style="text-align: right;">9</p>	<p>1 個人情報って何だろう？</p> <p>以上のような、個人の特定や識別につながる個人情報以外にも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族構成や交友関係 ・健康状態や過去の病歴 ・学校の成績やテストの点数 など、信頼できる人にしか知られたくない情報（プライバシー）についても、インターネット上で発信して良いかどうか、いったん立ち止まって考えよう。 <p style="text-align: right;">10</p>

<p>2 インターネットの便利なところと危ないところ</p> <p>インターネットはどこが便利？</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓離れた場所にいる人とコミュニケーションが取れる ✓自分の顔や名前を出さないこともできる ✓知りたいことがすぐに調べられる ✓情報の発信も簡単にできる <p style="text-align: right;">11</p>	<p>2 インターネットの便利なところと危ないところ</p> <p>インターネットはどこが危険？</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓相手の顔が見えない⇒相手の言っていることが本当か分からない ✓偽物の情報も多く存在する ✓詐欺サイトにだまされたりウイルスに感染したりする危険性 ✓一度発信した情報は完全に削除することが難しい（永久に残ってしまう） <p style="text-align: right;">12</p>
<p>2 インターネットの便利なところと危ないところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太郎くんは次郎くんにも一度も会ったことがない ⇒顔や見た目がどんな人か分からない ・名前も偽名かもしれない ⇒次郎という名前から男だと思っていたけど、実は女性かも ・本当に中学1年生？ ⇒年齢も分からない。実はおじさんかも。 ・・・次郎くんの言っていることは本当に正しい？ <p style="text-align: right;">13</p>	<p>2 インターネットの便利なところと危ないところ</p> <p>太郎くんがゲームをしていた相手は、「次郎くん」という架空の人物になりました悪い大人かも。 もし悪い大人だと分かっていたら、学校や住所、電話番号などの個人方法を教えますか？ 実際に会ってみようと思いますか？</p> <p style="text-align: right;">14</p>
<p>3 情報発信の注意点</p> <p>もし次郎くんが悪い大人だったら、どんな問題がある？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A市▲▲町1丁目1-2」に「太郎くん」という小学5年生の男の子が住んでいることが分かってしまう ⇒インターネット上で太郎くんになりすまされてしまうかも 名前や住所が全世界に拡散されてしまうかも 誘拐やストーカー、空き巣などの犯罪に巻き込まれるかも 押し売りなど悪質なセールスが押しかけてくるかも <p style="text-align: right;">15</p>	<p>3 情報発信の注意点</p> <p>もし次郎くんが悪い大人だったら、どんな問題がある？</p> <p>「次郎くん」は、実は小学生にいたずらをする目的でオンラインゲームをしているおじさんかも ⇒誘拐などの犯罪に巻き込まれてしまう可能性</p> <p style="text-align: right;">16</p>
<p>3 情報発信の注意点</p> <p>実際に、振り込め詐欺などの犯罪で、流出した個人情報が悪用されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 犯人グループは、流出した個人情報を収集している名簿屋から、大量の人の氏名、住所、年齢、電話番号などが記載された名簿を購入する ② 犯人グループは、名簿の中から高齢者のいる家を選んで詐欺の電話をかける（孫や息子など親族のふりをして、『急にお金が必要になったけど手持ちがないから貸してほしい』などと嘘を言う（オレオレ詐欺）など） ③ 詐欺にだまされた高齢者の家に、犯人グループの人物がお金を受け取りに行く <p style="text-align: right;">17</p>	<p>4 まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 名前や住所、電話番号など、ある特定の人物（今回の【事例】では太郎くん）を識別できる情報は「個人情報」に当たる ➢ 個人情報やプライバシーに関する情報を簡単に教えると、犯罪などに巻き込まれたり、なりすましなどで悪用されたりする危険がある ➢ インターネット上で知り合った相手は顔が見えないので、簡単に信用できない。犯罪に巻き込まれてしまうかもしれないので、個人情報を教えたり、実際に会ったりするのはとても危険 <p style="text-align: right;">18</p>

授業案②⑥ 情報の信用性判断

1 対象

小学校高学年～中学生

2 獲得目標

接した情報が信用できるものかどうかを判断する視点を理解する。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

小学校学習指導要領においては、各教科等の指導にあたり配慮すべき事項の1つとして、「情報を精査して考えを形成」すること等、過程を重視した学習の充実を図るものとされており（第1章第3・1(1)）、各教科においても、情報を精査する能力やその必要性に関する内容が言及されている（第2章第1節第2〔第3学年及び第4学年〕2(2)ア、第2章第2節第2〔第5学年〕3(4)）。

小学校高学年はSNSの利用等多様なメディアへの接触が拡大しつつある時期でもあることから、情報の中には信用性が乏しいものが存在することを実感し、情報の性質や信用性を判断する視点を身に付けてもらう必要があると考えられる。

上記の資質・能力は様々な職業において（あるいは日常生活においても）普遍的に必要とされるものであるが、とりわけ訴訟等において供述証拠を含めた証拠の信用性を検討する機会が多い弁護士とも深い関連性を有している。

4 授業の流れ

1 限

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒児童・生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何かを知りたいと思ったとき、どのような手段が考えられるか児童・生徒に挙げてもらう。 ○ それぞれの手段について、その手段で得た情報が常に正しいと思うか、理由とともに述べてもらう。 ○ 様々な手段（媒体）があるが、どの手段も元を辿れば人（発信者）が他の人に伝えたいと思った内容であること、情報は必ずしも正しい／信用できるとは限らないことを指摘する。 	<p>⇒ 人（親、学校の先生、友達など）に聞く、本・新聞を読む、テレビを見る、インターネットで調べる（ウェブサイト、SNS、動画）等。</p> <p>媒体によって違いはあるが、間違っている場合があることを意識させる。</p>

<p>展開1 20分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙【事例1】の内容を読み上げる。 ○ 信用できる／信用できない、の別を挙手してもらう。 ○ それぞれの立場で挙手した児童・生徒数人程度に理由を述べてもらう。 ○ 【事例1】の発言者が嘘をついていたと仮定した場合、発言者が嘘をついた理由について意見を述べてもらう。 ○ 人が嘘をつく理由の1つとして、嘘を吐くことにより何らかの利益を得られる場合があることを説明する。 ○ 上記のような場合の例を挙げて理解を深めてもらう。(例：刑事ドラマの犯人役が自分の行動について嘘を吐く場合) ◎ 嘘をつくことで発信者に何らかの利益がある場合、発言者が意図的に真実でない内容を述べていないか慎重に考える必要があることを説明する。 ○ 【事例2】前半の内容を読み上げる。 ○ Aさんの発言内容について、信用できる／信用できない、の別を挙手してもらう。 ○ それぞれの立場で挙手した児童・生徒数人程度に理由を述べてもらう。 ○ 【事例2】後半の内容を読み上げる。 ○ 改めて、Aさんの前半の発言内容について、信用できる／信用できない、の別を挙手してもらう。 ○ それぞれの選択肢で手を挙げた児童・生徒を数人程度当てて理由を答えてもらう。 ○ 人が誤った情報を発信する場合、事例1のように意図的に嘘を述べている場合でなくとも、発言者が勘違いをしている場合があることを説明する。 ○ 人の記憶は曖昧なもので、思い込み等のため間違った内容を記憶してしまうことや、記憶が時間経過や何らかのきっかけで変わってしまうことがあることを説明する。 ○ 上記の例を挙げて理解を深めてもらう。(例：犯罪捜査の写真面割りで写真帳を使用する理由や質問の仕方) ◎ 発信者が意図せず誤ったことを述べていないかを考える上では、視認等の状況や時間経過の程度等が重要になることを説明する。 	<p>⇒ 「信用できない」が多いと思われる。</p> <p>⇒ そんな凄い商品があればもっとニュースになっているはず、言っている人がどんな人なのか分からない、商品を多く売って儲けたいから等。</p> <p>弁護士業務に関連する内容を例として挙げると児童・生徒の興味を惹きやすいと思われる。</p> <p>どちらにも手を挙げない児童・生徒が多い場合には、「分からない」という選択肢についても聞いてみる。</p> <p>信用できないと答えた児童・生徒が少ない場合、視認状況を検討するよう誘導する。</p> <p>意図的な嘘かどうかを検討する場合とは視点が異なることを意識してもらう。</p>
--------------------	---	---

<p>展開2 15分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【事例3】前半の内容を読み上げる。 ○ Cさんの発言内容につき、信用できる／信用できない、の別を挙手してもらう。 ○ それぞれの立場で挙手した生徒数人程度に理由を述べてもらう。 ○ Cさんとの話の後に続けて起こった出来事と説明した上で、【事例3】後半の内容を読み上げる。 ○ CさんとDさんの発言内容が一見矛盾することを指摘した上で、どちらの発言内容が正しいと思うか、生徒に意見を述べてもらう。 ○ 2人の発言内容は必ずしもどちらかが間違っているわけではないこと、その理由として「簡単だった」「難しかった」という内容が、人によって感じ方が違う問題であるからであることを説明する。 ◎ 「事実」と「評価」（又は「意見」）の区別について、それぞれの具体例（例：ある人のテストの点数＝事実、テストが難しかったかどうか＝評価）と、区別する際のポイントは誰が確かめても同じになるかどうかであることを説明する。 ◎ 「評価」は人によって違う場合があるため、「意見・評価」が信用できるかを考える場合には、どのような「事実」を根拠にそのような「評価」を言っているのか、また、根拠とした「事実」から「評価」を導く理屈が納得できるものであるかが重要であることを説明する。 	<p>⇒ 嘘をつく理由はない、勘違いとは考えにくい。</p> <p>⇒ どちらかが間違っているわけではない。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 情報の信用性を考える場合には、その情報が「事実」と「評価」のいずれであるか意識する必要がある。 ◎ 情報が「事実」を述べている場合、信用できるかどうかを判断する上では、発信者が嘘をついたり、勘違いをするような原因がないかが重要になる。 ◎ 情報が「評価」を述べている場合、根拠にした「事実」の内容と、その「事実」と「評価」をつなぐ理屈が納得できるものかという点が重要になる。 	

2限

<p>段階 時間</p>	<p>○教師の主な発問・指示 ◎学習内容</p>	<p>⇒児童・生徒の反応 指導のポイント</p>
<p>導入 5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ この時間に児童・生徒にしてもらう作業の概略（警察官になったつもりで、ある事件の目撃者の話が信用できるか考える）を説明する。 ○ 【事例4】の内容を読み上げる。 ○ この時点でHさんの話につき信用できる／信用できない、の別を挙手してもらう。 ○ それぞれの立場で挙手した児童・生徒数人程度に理由を述べてもらう。 	<p>⇒ 信用できない／判断するための情報が足りない</p>

	○ 現時点では前後の状況等が全く分からず、情報が不足していることを指摘する。	
展開1 20分	○ Hさんにどのような質問を追加すべきか班内で討論(約10分) ○ 1つの班につき1個の質問をしてもらう。最後まで行ったら最初に戻り(あるいは今度は逆順に)、質問が出なくなるまで繰り返す。(長くなり過ぎるようなら適宜の時間で切る。)	班分けは事前に済ませておく。 Hさん役の人物は、それぞれの質問に対し【事例4裏設定】を参考に回答する。設定にない質問に対しては、可能であればアドリブで回答する。
展開2 15分	○ 追加の質問と回答を踏まえ、Hさんの当初の証言(被害店舗からIさんが出てくるのを見た)を信用できるか討論し、結論を出してもらう。 ○ 各班に結論と主な理由を発表してもらう。	
まとめ 5分	○ 講評 ○ 仮にHさんが嘘をついていた、あるいは勘違いをしていた場合に、Hさんの証言を元にIさんを犯人として逮捕することがどのような結果をもたらすか説明する。 ◎ 情報に接したとき、あるいは情報を元に何らかの行動をしようとするときには、その情報が信用できるものかどうか十分に検討する必要がある旨を説明する。	

事例設定

【事例1】

あなたが歩いていると、街で知らない人に声を掛けられて、次のようなことを言われた。

今、私の会社が開発した「ヨクヤセール」という健康食品を売っているんです。この健康食品は凄い効き目があって、1日3回、食事の前にこれを食べてもらうことで、食事を減らしたり、運動をしたりしなくとも太らずに理想の体型を保つことができます！ 1つ買っていきませんか。

【事例2】

(前半)

ある日、同じクラスのAさんから、次のような話をされた。

昨日、クラス担任のB先生が、バイクで猛スピードで走っているのを見たよ。

(後半)

先ほどのAさんにどのような状況で見たのか聞いてみると、次のような答えが返ってきた。

夜、塾の帰りに交差点で横断歩道の信号が青になるのを待っていたら、道路の反対側を猛スピードで通り過ぎたんだ。ヘルメットを被っていたから顔は良く見えなかったけど、体型とか目元の雰囲気とかが先生と似ていたよ。

【事例3】

(前半)

あなたは、国語のテストを先生から返してもらった日に、同じクラスのCさんから、このような話をされた。

今回の国語のテストはいつもより簡単だったね。

僕はいつも国語のテストは50点くらいしか取れないのに、今回は70点も取れたよ。

(後半)

Cさんと話した後、別のクラスメートのDさんから、今度はこんな話をされた。

今回の国語のテストはいつもより難しかったね。

いつもは国語のテストの平均点は60点くらいなのに、今回は平均が40点だったって先生が言ってたよ。

【事例4】

警察官の皆さんは、ある日こんな事件に遭遇した。

事件が起こった場所はG商店という小さなお店で、近所の人たちを相手に雑貨やお弁当などを売っており、朝9時から夜6時まで営業している。ある朝、店主のGさんが店に来てみると、店の脇（道路に面していない）の窓が割られていて、レジの中にあっただけのお金がなくなっていた。通報を受けた皆さんが周辺の住民に聞き込みをしたところ、Hさんという人が犯人を見たと言い、次のような証言をした。

昨日の夜9時頃、店の脇から近所に住むIさんが出てくるのを見たんだ。

彼が犯人に違いないよ。

【事例4裏設定】

(設定)

- ・ Hさんはごくふつうの会社員。奥さんと子どもと3人で暮らしている。
- ・ 店の前は1か月前から街灯が壊れていて、他に一番近い街灯は10メートル先にある。
- ・ 昨夜は曇っていた。
- ・ 昨夜、Hさんは仕事のあと友達と居酒屋でお酒を飲んで家に帰るところだった。
- ・ Hさんはゴミ出しのルールを守らなかったことで前にIさんから注意されたことがあり、Iさんのことを嫌っている。
- ・ Hさんが見た人物は、Hさん自身より背が高く身長170センチメートルくらいで、Iさんと同じくらいだった。また、Iさんと同じ金髪だった。
- ・ Hさんが見た人物は、黒いジャンパーとズボンを着ていて、口にはマスクをしていた。
- ・ Hさんが見た人物は、周りを見回して一瞬Hさんの方を見た後反対方向に走っていったので、Hさんは5秒くらいしかその人物を見ていない。

2限ワークシート

○ Hさんの証言内容

昨日の夜9時頃、店の脇から近所に住むIさんが出てくるのを見たんだ。
彼が犯人に違いないよ。

Step1 Hさんの証言が信用できるかどうかを判断するためには、どんな質問を追加でしたら良いと思いますか。班で話し合っって下の表の「質問の内容」欄に書きましょう。

質問の内容	Hさんの答え

Step2 それぞれの質問に対するHさんの答えを上の方の「答え」欄に書いておきましょう。
他の班の人がした質問の内容とそれに対する答えもできるだけ書いておきましょう。

Step3 Hさんが答えた内容を元に、Hさんの話が信用できるか考えてみましょう。

結論	信用できる	・	信用できない
理由			

第10節 議論の能力

第1 本テーマの意義

議論をするための能力は市民として政治参加をするため、また、個人として権利を主張し義務を果たすために不可欠の能力である。すなわち、議論をするためには、対立の状況や様々な価値があることを理解する力、自身の考えを整理するための理論的思考能力、自身の思考を発信するための表現力、他者との議論を深めていくためのコミュニケーション能力、公平・公正な結論を導く判断力等の総合的な能力の涵養が求められる。

本テーマは、上記の能力を多角的に育てるにはどうすればよいかについて考察を加えるものである。

第2 学習指導要領との関係

学習指導要領において、議論の能力に関する記述は多岐に及んでいるが、主に国語と社会科・公民科を中心に触れることにする。

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔第5学年〕1(2)には、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」との記載があり、同第2〔第6学年〕1(2)にも同様の記載がある。

また、同第3「指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)には、「・・・また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。」との記載がある。

以上のとおり、小学校段階においても、多角的に考え、選択判断し、これを説明して議論することが求められている。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第1節「国語」第2〔第2学年〕2「内容」〔思考力、判断力、表現力等〕A(2)イには、「それぞれの立場から考えを伝えるなどして、議論や討論をする活動」を指導するとの記載があり、同〔第3学年〕2「内容」〔思考力、判断力、表現力等〕A(2)イには「互いの考え

を生かしながら議論や討論をする活動」を指導するとの記載がある。

また、同第2章第2節「社会」第1「目標」(2)には、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」との記載がある。

同第2章第2節「社会」第2「公民的分野」1「目標」(2)には、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」との記載がある。

同様に、地理的分野、歴史的分野においても、それぞれの「目標」において、それぞれの課題について「公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」との記載がある。

以上の各記載によれば、中学校段階では、小学校段階から進んで、「社会的事象の意味や意義、相互の関連」を地理的な視点、歴史的な視点、公民的な視点等からより深い考察や議論が求められている。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第1節「国語」第2款第1「現代の国語」2「思考力、判断力、表現力等」A(2)ウには、「話し合いの目的に応じて結論を得たり、多様な考えを引き出したりするための議論や討論を、他の議論や討論の記録などを参考にしながら行う活動。」との記載がある。

同第2章第3節「公民」第1款「目標」(2)には、「現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。」との記載がある。

同第2款「各科目」第1「公共」1「目標」(2)には、「現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。」との記載がある。

同第2款「各科目」第1「公共」2「内容」Bア(イ)には、「政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。」との記載がある。

同第2款「各科目」第3「政治・経済」1「目標」(2)には、「国家及び社会の形成者として必要な選択・判断の基準となる考え方や政治・経済に関する概念や理論などを活用して、現実社会に見られる複雑な課題を把握し、説明するとともに、身に付けた判断基準を根拠に構想する力や、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論し公正に判断して、合意形成や社会参画に向かう力を養う。」との記載がある。

同第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」2(1)には、「社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。」との記載がある。

同様に、地理歴史科においても、それぞれの「目標」に「議論したりする力を養う。」との記載があり、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」には、「公民」と同じ記載がある。

以上の各記載によれば、社会的な視点からの議論の能力に加え、数学や英語の教科にも議論の能力に関する記載は及び、高校における議論の能力の向上についての重要性がうかがえる。

第3 弁護士が関わる必要性

弁護士は、実務において日常的に議論を行っており、議論における基本的なスキルを身に付けているから、児童・生徒にこれを共有することで教員とは違った立場や経験から、社会における議論の能力についての見方、考え方を提供することができる。

また、議論の前提となる根拠資料の収集、根拠に基づく論理的思考やその表現、対立する相手方や違った立場からの主張への傾聴等、弁護士が普段行っている業務によって備わった能力は、児童・生徒へも十分還元できるものであり、学習指導要領が議論の能力を重視する傾向があることに鑑みても、弁護士が学校現場にかかわる意義はあるものといえる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校に対するアンケートにおいて、学習指導要領で議論の能力について重視される傾向があるものの、本テーマについて学校現場が弁護士と連携して授業を行っている機会が多いとは言えない状況が見受けられる。具体的には、学校に対するアンケート結果（「4 実際に実施された弁護士と連携して行った授業内容」）を見ると、実際に行われた授業に関し、議論の能力に関する授業を行ったと回答したのは、小学校においては総回答210のう

ち4(2%)、中学校においては総回答162のうち1(1%)、高校においては総回答76のうち4(5%)であった。

他方で、学校側の本テーマへの関心自体は低いとも言えない。具体的には、学校に対するアンケート結果(「7 学校において興味がある弁護士と連携する授業内容」)を見ると、学校において興味がある弁護士と連携する授業に関し、議論の能力に関する授業と回答したのは、小学校においては総回答1418のうち138(10%)、中学校においては総回答728のうち114(16%)、高校においては総回答376のうち71(19%)であった。

議論の能力については、小学校、中学校、高校と、学習指導要領の記載が増えていくことから推察されたとおり、発達段階に応じて重要度が増していく能力として捉えられていると考えられ、学校側の関心もこれに伴って増しているものと見られる。現状のカリキュラムにおいては、現場の教員が、議論の能力に関する授業を行うための準備や実践に時間を割くことが容易ではないことから、今後、弁護士の関与がより重要になる分野であるということが出来る。

授業案②⑦ 交渉

1 対象

小学生

2 獲得目標

小学校では身近な場面を想定して交渉を行ってもらおう。交渉を通じて議論の能力の基礎的な部分を学んでもらう。自分の主張をどのように構成するのが説得的か、円滑に交渉を進めるにはどのような点（相手の人格を否定するような主張は避ける、相手にあおられずに理性的な態度を心がける、口喧嘩と議論の違いなど）に配慮すべきか、どのように交渉をまとめるのか、などについて学んでもらう。

なお、進め方としては、生徒にそれぞれ考えてもらう授業を想定しているが、生徒の人数などによっては、生徒を複数のグループに分けて実施することも考えられる。時間は1時限を想定している。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

小学校学習指導要領第5章「総合的な学習の時間」第1「目標」において、「探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を……育成することを目指す」ことが目標とされている。また、同第2「各学校において定める目標及び内容」3(6)イなどにおいて、「思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探求的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること」が、探求課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力として配慮するものとされている。

そして、小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編（84～85頁）では、考えるための技法の例と活用の仕方について、「多面的に見る・多角的に見る」、「理由付ける（原因や根拠を見付ける）」、「見通す（結果を予想する）」、「構造化する」などが記載されている。

このような小学校学習指導要領の内容からすると、児童において、交渉の場面において上記獲得目標で述べた事項を自ら考えることは、学習指導要領で養うこととされている能力の涵養に資すると考えられる。

4 弁護士がこの授業を行う意義

弁護士は業務として紛争解決における示談交渉等を行っており、小学校教員よりも他者と議論

することに熟知している。この点で、弁護士が授業を行う意義がある。

5 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒児童の反応 指導のポイント
導入 5分	<p>○みなさんが人にこうしてほしいと思ったとき、どうしますか。例えば、何か買って欲しい物があったとき、お父さんやお母さんにどのようにお願いしますか。</p> <p>○みなさん、お父さんやお母さんに欲しい物を買ってもらうために、色々な手段を考えて、実行して見るのではないのでしょうか。</p> <p>○このように、相手と話し合いをして、取り決めようとするを「交渉」といいます。今後、みなさんが生活していく中で、交渉や議論の場面に出会うことはたくさんあるはずです。</p> <p>○今日は、この交渉について、みなさんに考えてもらいます。その際、交渉をするときのポイントや注意点についてもみなさんに考えていただき、相手との交渉を上手く進めるためにはどんなことに気をつけるべきかなどについて知ってもらいたいと思います。</p>	<p>⇒お手伝いをするから買って欲しい、買いたい物があるからお小遣いを上げて欲しい、勉強を頑張るから買って欲しい、誕生日に買って欲しい等。</p> <p>日常生活において、様々な場面で交渉をしている、あるいは相手に自分の意見を伝える必要があることに気づかせる。</p>
展開1 20分	<p>○【事例1】の内容を読み上げる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Aさんは、1か月500円のお小遣いをもらっていますが、お小遣いを1000円に上げて欲しいと思っています。</p> </div> <p>○Aさんになったとして、500円のお小遣いを1000円に値上げしてもらうためにどうしますか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p> <p>○ そのように考えた理由も教えてください（発表に対して理由も確認する）。</p> <p>○では、もし、「値上げはできない」と言われときに、どのような対応をとったらいと思いますか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p>	<p>・自分の意見を整理し、根拠を示して述べることを意識させる。</p> <p>⇒お小遣いを上げて欲しいとだけ両親に伝える、その理由も伝える、条件（お手伝いなど）を付ける等。</p> <p>⇒値上げして欲しいのだからそれを伝える、理由も言わないとなぜ値上げして欲しいのかわからない、値上げしてもらうために自分も何かしないといけない等。</p> <p>自分の申し出を断られた場合の対応について考えてもらう。</p> <p>⇒値上げをしない理由を確認する、値上げを諦める、その場ではそれ以上の話し合いをせず、持ち帰って再検討する等。</p>

<p>◎相手との交渉をうまく進めるためには、相手の立場も考えてみる必要があります。相手がどうしてそのような意見を述べているのか、知ることができるからです。相手の意見の理由を知ることができれば、その後の交渉の進め方を考える材料になるからです。</p> <p>○さらに、相手の意見の理由を知ることができ、それを取り除くことができる場合には、自分の提案を受け入れてもらうために、さらに交渉を進めることができるかもしれません。</p> <p>○一方で、相手の意見の理由を知ることによって、それ以上の交渉が難しいとの判断をすることになるかもしれません。この場合には、交渉を終了させるのか、代わりになる代替手段を考えてみることになるでしょう。</p> <p>○値上げできない理由がお家の家計が苦しいという場合、あなたは どうしますか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p> <p>○「750円であれば上げてあげる」と言われたら どうしますか。</p> <p>◎交渉は自分の意見を押し通すだけでなく、相手との議論を通じて、双方にとってメリットのある一定の結論に至ることもある。</p> <p>○今度は、「値上げは絶対にしません」と怒鳴られ、怒られてしまった場合は どうしますか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p> <p>○相手が怒っている場合、先ほどと同じ対応で上手くいくのでしょうか。それとも他にも何か考慮しなければならぬのでしょうか。</p> <p>◎相手が怒っているからといって、同じように怒ってしまうのでは、上手く話は進みません。こちらは冷静に対応することが大切です。</p> <p>これによって、相手は冷静になって、交渉がスムーズに進んでいくこともあります。</p>	<p>交渉を継続するべきか、やめるべきか等について、どのような要素をもとに判断するのかという視点ももってもらおう。そのために、さらに相手に働きかけを行うべきかどうか等も考えてもらおう。</p> <p>自分の意見を整理構成するだけでなく、相手の意見も整理分析して多角的に事案をみることで、交渉を円滑に進めることができることを考えてもらおう。</p> <p>自分も譲歩することなどについて考えてもらおう。</p> <p>⇒いくらまで上げられるか聞く。</p> <p>⇒「のむ」という答えが多いか。</p> <p>⇒先ほどと同じ対応をする、相手が怒っているのだから、自分も怒る、交渉を諦める、相手が冷静になるのを待つ等。</p> <p>ここまで誘導すると、先ほどと同じでは駄目、自分も怒るのでは駄目など、相手の反応（怒っていること）にどのように対応するかの回答が増えると思われる。</p> <p>相手のペースに乗るのではなく、冷静に対応することも、交渉を進めるにあたっては大切であることを知ってもらおう。</p>
<p>展開2 15分</p> <p>○【事例2】を読み上げる。</p>	

<p>Bさんが学級委員を務めるクラスでは、自由時間に校庭を使ってサッカーをすることになりました。サッカーをするには、校庭のグラウンドをすべて使わないとできません。ところが、他のクラスでも同じ時間帯に校庭を使ってドッジボールをすることになっていました。</p> <p>Bさんは、学級委員として、ドッジボールをしたいクラスの学級委員と話し合うことになりました。</p>	
<p>○Bさんになって相手のクラスの学級委員に対し、どのような申し入れをしますか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p> <p>○そのような意見を述べた理由を教えてください。</p> <p>○あなたは個人的にはグラウンドはみんなで使うべきだと思っていたとして、それでも相手のクラスに伝える意見は変わりませんか。</p> <p>◎交渉を進める上でクラスの代表者であることも考慮する事項になる。</p> <p>○グラウンドを全て使いたいという申し入れに対して、相手のクラスからはどのような回答が予想されるでしょうか。</p> <p>○（少し考えてもらってから）発表してください。</p> <p>○断られた場合、どうしますか。</p> <p>○（少し考えてもらって）発表してください。</p> <p>◎交渉においては、結果を予想しながら、妥協点を探ることが大事です。</p>	<p>⇒サッカーをするためグラウンドを使わせて欲しいとのべる。</p> <p>⇒クラスの意向だから。</p> <p>⇒変わらないという意見が多いか。</p> <p>立場によって意見は変わり得ることに気づいてもらう。</p> <p>⇒断る、条件が出される（別の日に今度は自分たちが全部使う等）。</p> <p>⇒クラスに持ち帰り妥協点を探る（相手のクラスと折り合うことができるスポーツに変更する）。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>◎まとめとして以下のことを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交渉では自分の意見を整理して構成し、理由を付けて述べるのが大切である。 ・相手方の感情への配慮も必要である。 ・交渉では相手の意見についても分析することが重要である。 ・交渉の結果などを予想しながら意見を構成することが大切である。 ・自分の意見を貫くのか、自分の立場によって意見の内容や構成なども変わり得る。

ワークシート（事例1）

質問1

- ・お小遣いを1000円に値上げしてもらったらどうしますか？
- ・その理由は？

質問2

- ・「値上げはできない」と断られてしまったらどうしますか？

質問3

- ・値上げできない理由が「家計が苦しいから」と言われたらどうしますか？

質問4

- ・「値上げは絶対にしない」と怒鳴られてしまったらどうしますか？
(相手がとても怒っている場合には、どうしたらいいのでしょうか？)

ワークシート（事例2）

質問1

- ・相手のクラスの学級委員に対し、まず、どのような意見を述べますか。
- ・そのような意見を述べる理由は何ですか。

質問2

- ・あなたは個人的にはグラウンドはみんなで使うべきだと思っていたとして、それでも相手のクラスに伝える意見は変わりませんか。

質問3

- ・グラウンドを全て使いたいという申し入れに対して、相手のクラスからはどのような回答が予想されるでしょうか。

質問4

- ・相手のクラスに申し入れを断られた場合、どうしますか。

授業案⑳ 事実認定－正当防衛の成否－

1 対象

中学生

2 獲得目標

事実を多角的な視点から考察し、意見を出し合って結論に導くプロセスをもって、議論をする能力を培う。併せて、無罪推定の原則など、刑事裁判の原則について学ぶ機会を持つ。

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領社会編「公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い」では、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」ことが目標とされている。上記の資質・能力は様々な職業や場面で必要とされるものであり、多様化する現代社会においては、相手方当事者の意見を踏まえて消化したうえで自己の意見を表明するプロセスを経る「議論をする能力」は、必須の能力であるともいえる。当該能力は、訴訟等において相手方当事者及び事実認定者（裁判官など）に対し、自らの意見が受容されるよう説得的な説明をすることを業としている弁護士とも深い関連性を有しており、この点で弁護士が学校教育に参画する意義を持つ。

4 授業の概要

50分の授業を2コマ使うことを想定している。

授業の展開において、事例検討にあたり生徒を検察官チーム（有罪の弁論・主張を行う）・弁護人チーム（無罪の弁論・主張を行う）に分ける。チーム内で議論がしやすいように、チーム内でさらに複数の班に分けてグループディスカッションを行う。例えば、一クラス30人の学級の場合、検察官チームを15人（一つの班に5人×3）とし、弁護人チームを15人（一つの班に5人×3）とする方法が想定される。

班ごとのグループディスカッションの支援・助言を行うために、弁護士などの支援員を各班に一人ずつ配置し、議論の助言等を行う。

5 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	指導のポイント
導入 20分	◎無罪推定の原則など、刑事裁判のルールについて講義を行う。また、議論をするうえで留意する点を講義する。 ○下記【事例】の内容を読み上げて、事例の確認を行う。	議論の前提となる刑事裁判のルールや、議論が円滑になる方法について、予め生徒と教師との間で共通理解を設けることで、円滑な議論の進行が期待できる。
展開1 30分	○生徒を検察官チーム・弁護人チームの2グループに分け、グループ内で事案を検討する（1回目）。 ○検察官チーム・弁護人チーム間で意見交換を行う。	弁護士等の支援員は検討班の議論を補助し、グループディスカッションの支援・助言を行う。 グループディスカッションで出た意見を相手方当事者に発表する。

2 限目

展開2 30分	○再度、グループ内で事案を検討する時間を設ける（2回目）。 ○検察官チーム・弁護人チーム間で意見交換を行う。 ○最終弁論を話し合い、発表する。	弁護士等の支援員は検討班の議論を補助し、グループディスカッションの支援・助言を行う。 展開1において相手方チームから発表された意見を踏まえ、自らの立場の意見を補強するため、議論を行う。
まとめ 20分	○チームの立場から離れて、自らが裁判官だったらどのような判断をするかを発表してもらう。	検討チームはここで解散をし、自身の立場から離れた場合にどのような結論を導くかを生徒に考えてもらう。割り振られた立場に依拠するだけでなく、多角的な視点を養うことが期待できる。

事例設定

概要

人物 A の被害者 B に対する傷害被告事件について、正当防衛の成否を論ずるものである。

公訴事実

A は、令和6年2月15日午後7時頃、B 宅前路上において、B（当時32歳）に対し、所携のハンマーで同人の頭部等を複数回殴打し、よって同人に加療約2か月を要する頭部打撲等の傷害を負わせたものである。

罪名及び罰条 傷害 刑法第204条

有罪と無罪を分ける事情（正当防衛の成否 刑法第36条1項）

A が B に対し、危害を加えようと思ってハンマーで殴打していた場合（計画性がある場合）は、正当防衛が成立しない。よって、A は有罪となる。反面、計画性があることに合理的な疑いが残る場合は、正当防衛が成立する。よって、A は無罪となる。

本授業案では、生徒の理解を容易にするために、「計画性あり＝有罪」、「計画性なし＝無罪」と単純化したうえで議論を行う。

検察官・弁護人の、それぞれ想定される弁論

検察
A は、日頃の B の言動・態度に立腹し、事件当日にとうとう我慢ならなくなり、B 宅に赴いて所携のハンマーで殴ろうと思い、それを実行した。 B を殴ることを計画し、それを実行した。
弁護
A は B と話合いをするために B 宅に赴いたが、B の言動に恐怖を覚えており、護身用にハンマーを持っていこうと考えた。B 宅に着いたところ、B が玄関扉から凶器を手にして飛び出してきたため、防衛をするために所携のハンマーで殴ってしまった。ハンマーで B を殴ったことについて計画性なし。

着目する事実

証拠調べの結果、下記の事実が顕出されたものと仮定して、その事実の意味づけや評価について議論を行う。

事実	検察官の意味づけ・評価（例）	弁護人の意味づけ評価（例）
①犯行当時、自宅にあったハンマーをAは携帯していた。	通常は知人宅で話し合いをするためにハンマーなど所携しない。当該ハンマーはBを傷つけるためのものであり、計画性の現れである。	②や⑤などの事情があり、AはBを警戒し恐怖心を抱いていた。自身の身を守るために護身用としてハンマーを携帯していてもおかしくはない。
②Bの家の玄関には包丁が置いてあり、Aはそれを知っていた。	Aは、包丁が置いてあることを知って敢えてB宅を訪問している。そのうえでとった行動には計画性がある。	Aは身の危険を感じているので、万が一のための護身の用意をする必要がある。計画性は存在しない。
③BはAから40万円ほど借金をしていた。	金額も大きく、AがBから取り立てをするためにハンマーを携帯したことがうかがえる。計画性あり。	借金を返してもらおうとB宅を訪問したことがうかがえる。ハンマーを携帯していた事実は、②や⑤の事情からもAの行動としては不自然ではなく、計画性はない。
④AからBに対し、「出てこい」などの言動があった。	Bに危害を加えるためにB宅を訪問したことを推認させる事実であり、計画性がある。	③や⑥の事情から、Aがそのような言動に出ても不自然ではない。計画性を推認する事情にはならない。
⑤AはBから身に覚えのない因縁をつけられて複数回怒鳴りつけられたり、暴力を振るわれたりしていた。	AがBに対し恨みを持っていたことを推認させる事実であり、計画性を推認させる事実でもある。	従前からBの粗暴性をAは知っており、護身用としてハンマーを携帯することに理由がある。ハンマーを携帯していた事実から計画性は推認されない。
⑥事件発生の30分前、Bから借金を返してもらおうと電話をしたところ、口論になり、Bから「取りに来られるものなら、取りに来いよ。お前なんか、返り討ちだ。」などと言われた。	AがBの発言に激高して当該犯行に及んだことを推認させる。計画性をうかがわせる事情となる。	「取りに来い」と言われたためB宅を訪問しただけであり、その言動の激しさからも、護身用としてハンマーを携帯してB宅に訪問することはおかしなことではない。計画性はない。
⑦AがB宅のインターホンを押して5秒後、Bが玄関扉を開けてAに詰め寄ってきた。	AはBの粗暴性を予め知っていたのだから、Bの行動を予測できたはずである。その予測があるうえで当該犯行に及んでいることから、積極的にBに傷害を負わせようと犯行に及んでいる。計画性がある。	②や⑤の事情がある中でBに詰め寄せられたら自身に危害が生じると当然思うことから、自分の身を守るために当該犯行に至った。計画性はない。
⑧Aが事件の2日前に、「Bのことを許せない。」と言っていたこと。	Bに恨みを持っていたことを推認させる事情であり、本件犯行についても計画性がある。	どの点を許せないのかが明確でなく、当該事実単独でAのBに対する恨みの存在を推認させる力は乏しい。

使用するスライド等は添付のとおり

1 裁判の登場人物の紹介

2 被告人

- ▶ 刑事裁判にかけられている人
- ▶ マスコミ用語だと「被告」
- ▶ ↑ (正式名称じゃない)

(余談)

- ▶ 刑事裁判にかけられる前は「被疑者」と呼ばれる
- ▶ マスコミ用語だと「容疑者」
- ▶ ↑ (正式名称じゃない)



3 裁判官

- ▶ 被告人が有罪 (=犯罪を行った) か無罪 (=罪に問われない) かを決める人
- ▶ 有罪の場合、どのような刑罰に処するべきか決める人
- ▶ 例えば、刑務所に送る (懲役刑)、お金を払わせる (罰金刑) など
- ▶ # 被告人の人生を左右する重要な職責
- ▶ # 何色にも染まらない、真っ黒な法服を着ている



4 検察官

- ▶ 被告人を刑事裁判にかける人
- ▶ 被告人が有罪であることを証明する人
- ▶ 公益の代表者として、適正な刑罰を科すよう裁判官に求める
- ▶ 持ち物は風呂敷に包んで運ぶよ!
- ▶ バッジの名前は「秋霜列日」(しゅうそうれつじつ)



5 弁護士

- ▶ 被告人を弁護する立場
 - ▶ 刑事裁判では、「弁護士」ではなく「辩护人」と呼ばれる
 - ▶ 被告人が無罪であることを主張したり、被告人の立場に寄り添い適正な刑罰にするよう裁判官に求める
 - ▶ 特徴は弁護士バッジ!
- つけていない人もいます...



6 刑事裁判で一番大切なこと

えん罪 (冤罪、まちがった有罪) を絶対につくってはいけない

たとえ99人の真犯人を取り逃がすことになったとしても
たった1人でも
本当は無罪の人を絶対に有罪にしてはいけない

7 刑事裁判のルール

「疑わしきは、被告人の利益に」

証拠や事実ではっきりしないことは、被告人の利益 (有利) になるように考える

⇒ えん罪 (冤罪) を作らないための、刑事裁判の大原則。

8 話し合いの約束事

- ▶ 自分の意見を言おう!
- ▶ 意見には必ず理由をつけよう!
- ▶ 話のポイントを合わせよう!
- ▶ 相手の話をちゃんと最後まで聞こう!

9 公訴事実 (刑事裁判にかけられている事実)

- ▶ Aは、令和6年2月15日午後7時頃、B宅前路上において、B (当時32歳) に対し、所持のハンマーで同人の頭部等を複数回殴打し、よって同人に加療約2か月を要する頭部打撲等の傷害を負わせたものである。

罪名及び罰条 傷害 刑法第204条

- ▶ (参照条文) 刑法第204条 (傷害)
人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

Aさんの主張

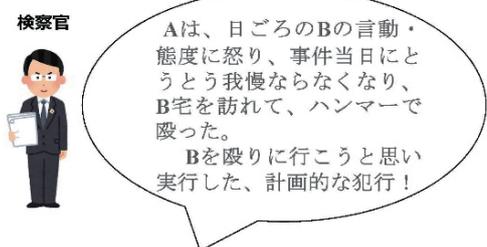
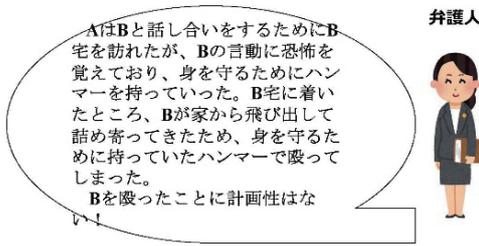
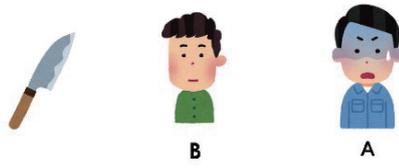
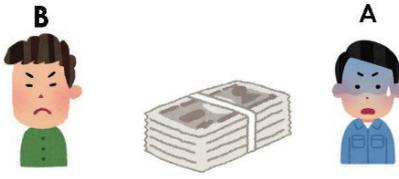
たしかに、Bさんの頭部をハンマーで殴ってしまったことに間違いはありません。でも、しょうがなかったんです。急にBさんが私に危害を加えようと詰め寄ってきて、私は怖くなって、自分の身を守るためにBさんを殴ってしまっただけなのです。正当防衛が成立し、私は無罪になると思います。



(正当防衛)

刑法第36条第1項

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

<p>11 事件の全体像</p> <p>Bさんの家 Bさん ← Aさん</p> 	<p>12 検察官・弁護人の主張⇒ポイントはどこ？</p> <p>検察官</p> <p>Aは、日ごろのBの言動・態度に怒り、事件当日にとうとう我慢ならなくなり、B宅を訪れて、ハンマーで殴った。 Bを殴りに行こうと思い実行した、計画的な犯行！</p> 
<p>13 検察官・弁護人の主張⇒ポイントはどこ？</p> <p>弁護人</p> <p>AはBと話し合いをするためにB宅を訪れたが、Bの言動に恐怖を覚えており、身を守るためにハンマーを持っていった。B宅に着いたところ、Bが家から飛び出して詰め寄ってきたため、身を守るために持っていたハンマーで殴ってしまった。 Bを殴ったことに計画性はなし！</p> 	<p>14 事実① Aは自宅にあったハンマーを携帯してB宅に向かっていること</p> <p>Bの家 Aの家</p> 
<p>15 事実② B宅玄関には包丁が置いてあり、Aはそれを知っていた。</p> 	<p>16 事実③ BはAから40万円の借金をしており、返済期限を過ぎても返済していなかったこと</p> <p>B A</p> 
<p>17 事実④ Aは、犯行直前、B宅前で「出てこい！」と叫んでいたこと</p> <p>Bの家 Aさん</p> <p>出てこいや！</p> 	<p>18 事実⑤ Aさんは過去に、Bさんから身に覚えのない暴力を受けたことがあった。</p> <p>被害を受けるAさん 暴力を振るうBさん</p> 
<p>19 事実⑥ 事件前、AがBに借金の件で電話したところ、口論になり、「取りに来られるものなら取りに来い！お前なんか返り討ちだ！」と言われていたこと</p> <p>Bさん Aさん</p> <p>返り討ちやで！</p> 	<p>20 事実⑦ AがB宅のインターホンを押して5秒後、Bが玄関扉を開けてAに詰め寄ってきた。</p> 

<p>21</p> <p>事実⑧ Aが事件の2日前に、「B、あいつ許せない。許さない。」と言っていたこと</p> 	<p>22</p> <p>皆さんにやってほしいこと</p>
<p>23</p> <p>皆さんにやってほしいこと ① 検察官・弁護人チーム内で話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ まずは、検察官・弁護人チームに分かれて、チームごとに議論してもらいます。 ■ 自分の立場から事件を見て、結論（検察官だったら有罪、弁護人だったら無罪）を導くための説明のしかたを考えましょう。 ■ 相手チームを説得させるための方法を、頑張って考えよう！ ■ わからないことや困ったこと、議論に行き詰ってしまったら、弁護士に助けを求めよう！ 	<p>24</p> <p>皆さんにやってほしいこと ② 検察官と弁護人チームの意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ チーム内議論で出た意見を、お互いに発表してもらいます。 ■ 相手チームからもらった意見をもとに、またチームごとに検討してもらいます。 ■ 相手から出た意見に対する反論の準備をしよう！ ■ 自分の立場の弱いところをカバーする方法を考えましょう！
<p>25</p> <p>皆さんにやってほしいこと ③ 自分が裁判官だったら...（さいごに）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 検察官・弁護人チームに分かれて意見を出したり議論してもらったりしましたが... ■ さいごは自分の立場から離れて、自分が「裁判官」になったつもりで（中立の立場で）結論を考えてもらいます。 ■ 結論を出すときには、必ず着目した事実や着目した理由などを考えましょう 	

授業案②⑨ 議論する能力—主張・事実・論拠—

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・前提事実と主張と区別するとともに、前提事実から主張へと至る論拠を明示して議論することができるようになること
- ・そうした能力を前提に、多面的・多角的に考察し公正な判断をすることができるようになること

3 指導要領との関係・本授業案の意義

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕3「内容の取扱い」(3)カ(エ)において、高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」3内容の取扱い(3)カ(エ)において、「裁判員制度について触れること」との要請がある。特に高校では「司法参加の意義」との関連で触れることとされているので、単に裁判員制度を知識として教えるだけでなく、刑事裁判で実際に行われている事実認定にまで触れる必要があろう。

他方で、前述したように、中学校学習指導要領の公民的分野においても高等学校学習指導要領の公民においても、目標として「議論する力」が挙げられている。その際、高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1「公共」2「内容」BイやCアでは「論拠」という言葉も出てくる。

そこで、刑事裁判における事実認定を扱いつつも、トゥールミン・モデルを参考に、前提事実と主張を切り分け、さらに前提事実から主張へと展開するための論拠を明らかにすることが何よりも大事であることを指摘することによって、議論一般の能力向上につながる授業モデルとして開発したのが本授業案である。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント等
導入 15分	○「それってあなたの感想ですよ」という言葉を聞いたことがあるか。 ○事実と感想すなわちその人の考えを切り分けて話すべきだという議論の大前提を指摘したもの。 ◎「事実」とは「すでにその正しさが確定しているもの」。たとえば、「この被害者は刃物で刺されて出	⇒ある（小学生の流行語ランキング2022年1位）＝ひろゆき氏の言葉 事実≠感想・考え・主張

血している」のように、観察によって確認することができるのが事実（経験的事実）。他方で、「正しさが確定していないもの」が「考え・感想・主張」。

○このことを刑事裁判を例に考えていく。

○日本の刑事裁判では検察官と被告人が当事者となる。検察官とは、犯罪の処罰を裁判所に求める権限を持った国家の機関で訴える側。被告人とは犯罪を犯したと疑われて訴えられた側。被告人は、国家機関である検察と争うため、助言者として弁護人を選任する権利が与えられる。そして、検察官と被告人・弁護人どちらの主張に理があるかを公平な第三者である裁判官がジャッジするという構造を採っている。しかも現在では裁判員制度が採用されているので、皆さんも18歳になったら裁判員として裁判にかかわる可能性がある。

○公訴事実1を見せる。

憲法37条3項「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律13条「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、…選任するものとする。」

公訴事実「被告人は、8月7日午後7時10分頃、A方住宅に侵入し、Aが所有する絵画（時価500万円相当）を窃取したものである。」

○検察官は被告人を訴えたとき、起訴状を作成するが、そこに犯罪事実として書かれているのが公訴事実である。これは事実か、考え・主張か。

◎起訴の段階ではあくまでも検察官が「被告人がこの犯罪を犯した」という主張にすぎない。

○では検察官はどうやって「被告人がこの犯罪を犯した」と証明するのか。

○刑事裁判で有罪とされると被告人はどうなるか。

○犯罪にもよるが、身体を拘束されたり、場合によっては死刑となることもある。

◎つまり刑罰は人の自由・身体に重大な侵害を伴うから、間違っても無実の人を処罰してならない。そこで、刑事裁判では、検察官が被告事件は犯罪行為に該当し、被告人が犯人であることを「合理的な疑い」を払拭できるところまで証明しなければならないとしている。これを検察官に立証責任があると言う。逆に言えば、弁護人は、有罪であることに「合理的な疑いの余地が残る」ことを立証すれば、裁判官は無罪判決を出さなければならない。

○安心して有罪判決が出せる場合はどのような場合か。

◎被告人の犯行を目撃したという証人の供述を、犯罪自体を直接証明する証拠という。この場合であれば裁判員になったとしても安心して有罪判決を出せよう。この場合は、前提事実が結論と同じことを言っている（包摂している）場合で、前提事実が正しいことが証明されればそれだけで結論は正しいということになる。

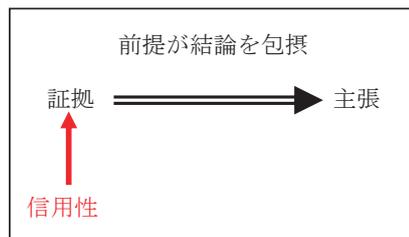
⇒事実／主張？

⇒証拠による

⇒刑罰を受ける

刑事訴訟法336条が「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない」と規定しているのので、無罪判決は、「証明がない」つまり有罪であることに「合理的な疑いの余地が残る」場合も含まれる。

⇒防犯ビデオに映っている。目撃証人がいる。



◎しかし、そのような直接証拠のない事件では被告人を有罪にできないということではない。多くの事件では、間接的な証拠から推論を含んで結論を導いている。推論を含んでいるので、誤っている可能性は理論上は0とはならない。しかし、「合理的な疑いの余地」とは、そうした結論に至る蓋然性について合理的な疑いがあるということであって、理論上の可能性があったとしても、蓋然性があることに合理的な疑いがなければ有罪と認定できるということになる。ただし、そのためには高度な蓋然性を基礎づける根拠が必要であり、そうした根拠を「論拠」と呼んでいる。

◎ただし、刑事裁判の事実認定では先ほど言ったように無実の者を処罰してはならないという原則があるので、「論拠」は日常生活の経験から得られた常識的な法則である経験則にほぼ限られる。

○起訴状の窃盗事件で、犯行後に被害者宅付近で盗まれた品を持って歩いている被告人を見たという目撃者の供述が証拠として出された場合、被告人が犯行をしたという直接の証拠だろうか。

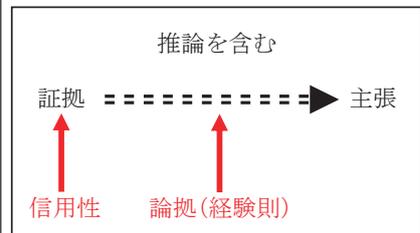
○この証拠はどこまでの事実を証明しているか。

○その事実は「犯行場所・時刻に近接した場所・時刻に盗まれた物を所持していた者は窃盗犯である」という経験則に基づいて、起訴状記載の事実を被告人が行ったということを中心に高い蓋然性で推測させる。

○では逆に被告人・弁護人側としては、被告人が窃盗犯ではないというためにはどのような活動を行えば良いか。

○「被告人にはアリバイがある」ということを前提に「被告人は犯人ではない」と主張する場合、その前提は「被告人は犯行時刻に犯行現場にいたはずはない」ということを意味するから「被告人は犯人ではない」という結論を包摂している。従って、ここでは前提が正しいことが証明されれば、論拠抜きで結論は正しいということになる。

最決平成19・10・16刑集61巻7号677頁「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である」

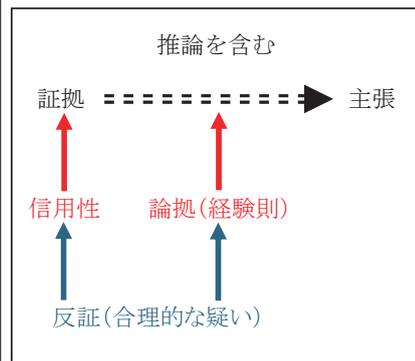


⇒直接の証拠とは言えない。

⇒犯行後に盗まれた物を被告人が持っていたという事実

⇒アリバイを主張する・目撃供述の信用性を争う。

○しかし、先ほど言ったように、被告人側は完全に無実であることを立証する必要はなく、検察側の立証に合理的な疑いがあることを立証すれば足りる。まず、前提である目撃供述の信用性を争うことが考えられる。例えば、見たときの距離や角度、明るさなどを問題として、見間違いの可能性を指摘することが可能だろう。さらに、時刻や場所がどの程度離れていたのかを問題にすることで、論拠の蓋然性の高さを下げ、それに加えて第三者から預かった・譲り受けたなどの反証をすることで論拠に反論することが考えられる。



展開1
15分

○公訴事実2を見せる。

被告人は、8月7日午後7時10分頃、父親から殴られたことに腹を立て、父親を殺害する目的で近所の雑貨屋で飛び出しナイフを購入し、翌日午前0時10分ころ、同人宅において、父親に対し、殺意をもって、その左胸部をナイフ（刃体の長さ約20センチメートル）で1回突き刺し、よって、そのころ、同所において、同人を心臓損傷及び大動脈損傷による失血により死亡させて殺害したものである。

○次の証拠を見て、この公訴事実をどのように証明しようとしているのか5分程度で考える。

① 階下の老人の供述

午前0時頃、2階で「殺してやる」という叫び声と誰かが床に倒れる音を聞き、急いで部屋の入り口まで行って、ドアを開けたところ、被告人がアパートから走り去るのを見た。

② 近所の中古品店店主の供述

午後8時頃、被告人が店に来て、店に置いてあったナイフを買っていった。このナイフは非常に形が珍しかったので、被害者の胸に刺さっていたものと同じもので間違いない。

○①の証言が証明できる事実はどのようなものか。

⇒被告人が犯行直後に現場から逃げたという事実

○ここから被告人が犯行を犯した犯人であると推論する論拠は何か。

⇒犯行直後に犯行現場から逃げた者が犯人である蓋然性が高い

◎「犯行直後に犯行現場から逃げた者が犯人である蓋然性が高い」という経験則が論拠となる。

○①の証言が証明できる事実はどのようなものか。

⇒被告人の持ち物が凶器に使われたという事実

○被告人が犯人であると推論する論拠は何か。

⇒凶器の持主が犯人である蓋然性が高い

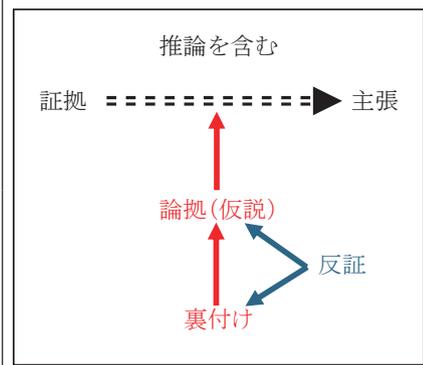
<p>展開2 15分</p>	<p>○次に、被告人の供述を読んで、弁護人として反論・反証を5分程度で考える。</p>	
	<p>父親と二人暮らし。父親は建設業で働いているが、帰ってくると毎日酒を飲んで酔っ払って私に暴力を振るってくる。その日も、7時頃に私に暴力を振るってきたので、私も腹が立って「いつか殺してやるぞ」といいながら外に出た。もちろんいつものことなので殺すつもりはなかった。父親はそのうち酔っ払って寝てしまうのが常なので、それまで時間をつぶすつもりだった。近所の雑貨店にいくと珍しい飛び出しナイフがあったので思わず買ってしまった。その後、映画館に行き映画を見て帰ってきたが、途中でナイフは落としてしまった。帰ってきたのは午前1時頃で、警察が来ていたのでビックリした。そのとき初めて父親が殺されたことを知った。私は、10時から0時まで映画を見ていた。映画の半券は捨ててしまった。映画館で知り合いにあったということもない。</p> <p>○では発表してください（出てきた順に検討）。 ⇒①階下の老人の証言の信用性を争う。 ○どのような点を争うか。</p> <p>⇒②雑貨店店主の証言を争う。 ○どのような点を争いますか。</p> <p>◎証言者に対して弁護人の立場から事情を聞くと言うことが大事である。そうすると供述調書に対しては弁護人から尋問することはできないから、証人には法廷に来てもらって、議論する、すなわち反対尋問をすることが重要となる。こうしたことから、原則として証言者は裁判所に来てもらって証言するとともに、被告人・弁護人には反対尋問をする権利が認められている。</p> <p>○その他、反証として、同種のナイフを売っている店を見つけて、そのナイフを証拠として提出して、被告人の購入したナイフとは限らないことを立証することなどが考えられる。</p>	<p>⇒本当に2階の物音が聞こえたのか、逃げていくのは本当に被告人だったのか。</p> <p>⇒そのナイフは本当に珍しいのか、他に入荷したことはなかったのか。</p> <p>憲法 37条2項「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。」</p> <p>映画「12人の怒れる男」を下敷きにしている。一部ネタバレを含んでいるが、授業の後に全員で鑑賞しても十分に楽しめる。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>◎私たちが一般的にしている議論の多くは、ある事実を前提にしてそこから自分が蓋然性があると考えられる結論を導くというものである。つまり、前提と結論との間に推論を含んだ一種の飛躍がある。しかし、逆に飛躍があるからこそ、発展的な議論が可能になる。ただし、蓋然性があるということは反面不確かであるということであり、つまりその結論は主張にすぎない。従って、その主張が正しいというためには、その蓋然性を基礎付ける論拠を示す必要がある。</p> <p>このような議論のモデルを唱えたのが、スティーブン・トゥールミンというイギリスの分析哲学者であった。</p>	<p>多くの科学的発見はこのようなものであったことを紹介する。例えば、ニュートンはリンゴを落ちるのを見て万有引力を発見したと言われているが、その論拠としては、ケプラーの天体運動の法則などを基にしていた。ただし、科学的議論の場合には、論拠の多くは仮説であることが多く、論拠の裏付けがさらに必要になる。そのケプラーの法則の裏付けとしては、天体観測のデータなどがあつた。</p>

事実認定との違いは、前提となるのが最初から事実であり、その信用性を吟味する必要性がない（あるいは少ない）ことと、論拠の裏付けが要求されるので、裏付けと論拠双方に対する反証が可能だということである。

我々が議論をする際、事実と主張がごっちゃになっていたり、事実から主張を導く論拠が明示されないということがある。しかし、それではせっかくの議論もかみあわないまま終わってしまうことになりかねない。まず前提事実と主張を切り分け、前提事実から主張を繋げる論拠を明確にして議論することを心掛けよう。

「それってあなたの感想ですよ」という言葉を事実と主張を切り分ける意味で使うのは大いに結構であるが、議論を断ち切るために使うという例も見られるようである。それでは、議論によって新しい発展をする機会を失うことになってしまう。

本日学んだことを活かして大いに議論をしてみてください。



授業案③〇 対立と合意、効率と公正

1 対象

中学生

2 獲得目標

紛争解決手続としての「対立と合意」及び「公正」、並びに、紛争解決基準としての「効率と公正」という考え方を理解する。状況の変化に応じてルールを作る（又は作り変える）及び配分方法を検討するという柔軟な思考を身に付けた上で、紛争解決技能としての「問題の整理」「よく聴き、よく伝える」という技能を使いこなしながら、自分とは意見を異にする他者とコミュニケーションをとって望ましいルールについての合意を形成する。

ルール作りや配分方法を検討する体験を通じてルールを身近なものと感じることで、ルールに対する肯定的・動的・主体的な認識を形成し、公共的な事柄に参加する民主主義の精神と、自分たちが作ったルールを積極的に守ろうとする規範意識を育む。

3 指導要領との関係

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2〔内容〕A「私たちと現代社会」(2)「現代社会をとらえる枠組み」は、「対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を解決したりする活動を通じて、次の事項を身に付けることができるよう指導する」として、ア知識に関して、「(ア)現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること、(イ)人間は本来社会的動物であることを基に、個人の尊厳について理解すること」を、イ思考力・判断力・表現力に関して、「(ア)社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること」を求めている。

4 弁護士が授業を行う意味

弁護士は、実務家として法律というルールに携わるとともに、その法律がどのような社会問題を解決するために制定されているかも深く理解している。したがって、紛争解決のゴールを見据えながら、ルールや配分方法の検討過程で必要な視点を生徒に提供することが可能である。

5 授業の流れ

段階 時間	教師の主な発問・指示 学習内容	生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○5人組の班を作る。	★クラスの人数によっては、生徒会役を抜いて、4人組の班にしてもよい。

	<p>○生徒会、サッカー部、野球部、卓球部、eスポーツ部の役割分担を決める。【ワークシートを配布】</p>	<p>★ここでは授業の途中で班分け、役割分担を行っているが、実際の授業では、事前に行っていてもよい。</p>
展開1 10分	<p>○概要を朗読する</p> <p>○eスポーツ部の新設により、予算を巡ってクラブ間で紛争が起きたことを理解する (WS1①)。</p> <p>○紛争解決の手段としてのルール作り = 手段を尽くした話し合いの結果、合意がまとまれば、対立が解消されて、紛争が解決することを理解する (WS1②)。</p> <p>○関係者全員が手段に参加して、十分に話し合うことが重要であることに気づく。</p>	<p>★現在の予算配分もよく頭にいれること。</p> <p>★対立の状況を理解する。</p> <p>★このとき、法がなかったらどうなるかを具体的に考えさせることで、「法」に対する否定的認識を肯定的認識（「法」があることで、幸福・豊かに暮らせること）へと転換させる。</p> <p>★また、ルールを「作る」という点を強調して、「法」に対する静態的・受動的認識を動態的・主体的認識（「法」は自ら作り、作り変えることができること）へと転換させる。</p> <p>★紛争解決手段における「公正」 = 手段的正義</p>
展開2 10分	<p>○紛争解決の技能として、問題の状況を整理する (WS1③)。</p> <p>○自分の担当するクラブがどれくらいの予算が必要か理由とともに考える (WS2)。</p>	<p>★いきなりロールプレイに移行すると、うまく参加できない生徒が出てくるので、一人で考えを整理するための時間をとることは重要。</p> <p>★その上で、2時間授業で実施する等時間が許すのであれば、この段階で一度、例えば、サッカー部ならサッカー部役の生徒全員が集まるといのように、同じ役割同士で集まって作戦会議をする時間をとるとロールプレイ時の発言が苦手な生徒へのフォローになる。</p>
展開3 20分	<p>○各役割を持つ生徒を1名ずつ集めた班を作って、どの部活が、どの程度の予算を使うことが適切か、紛争解決の技能としての「よく聴き、よく伝える」という技能を使いこなしながら、話し合う (WS3)。</p> <p>○班ごとに討論の結果合意した予算配分や、配分のためのルールと理由・ポイントを発表する。</p> <p>○紛争解決の基準として、効率と公正（平等）について理解する。</p>	<p>★各班に各役割を1名ずつ配置することで、傍観者をなくして、生徒に積極的な参加をさせることができる。</p> <p>★時間がなければ、机間巡回の結果を踏まえて、教員の側で発表する班を指名する。</p> <p>★理由については、箇条書きで答えさせるとよい。</p> <p>★生徒の発表の中から、教員の側で、「効率と公正」に関してポイントとなる回答を指摘し、よいルール、すなわち効率的なルールになっているか、本当に公正（平等）なルールになっているかを問い直す。</p> <p>★適当な答えがない場合に備えて、教員の側で、生徒への質問や生徒会の予算も検討しておく。</p>

		<p>★「効率」とは、お金や時間といった有限な資源についての配分が無駄のないようになっていることをいう。</p> <p>★「平等」とは、同じものは同じように扱い、違うものはその違いの程度に応じて違うように扱うことをいう。具体的には、必要性、貢献度、能力の違いに応じて違う扱いをすることである。</p> <p>★【概要】にあるように、eスポーツ部が活動の性質上大きな予算を必要とする点を契機に、「平等」の議論をスムーズに展開できる。</p> <p>★2時間授業で実施する等時間が許すのであれば、この段階まで進んだ後に、再度、班ごとにわかれて「効率と公正（平等）」を意識した予算の配分のルールを作らせると学習効果が高まる。</p>
<p>まとめ 5分</p>	<p>○ワークシートまとめに本時の学習事項を記入してまとめる（WSまとめ）。</p>	<p>★ルールが必要なのは、幸福・豊かに暮らすため。</p> <p>★「対立」状態は、「手続を尽くした公正な話し合いによる合意」が成立すれば解消されて、「紛争の解決」につながることを理解する。</p> <p>★紛争解決の基準（内容）として、「効率的かつ「公正（平等）」なルールになっているか点検。</p> <p>★「効率」とは、時間やお金という有限な資源についての配分が無駄のないようになっていること。</p> <p>★「平等」とは、同じものは同じように扱い、違うものはその違いの程度に応じて違うように扱うこと。</p>

【概要】

1 はじめに

みなさん、こんにちは。私は〇〇中学校の生徒会の役員です。

私たちの中学校では、来年度から新しくeスポーツ（コンピューターゲームをスポーツ競技としてとらえたもの）部ができました。そのため、eスポーツ部が活動するための部費を学校側から支給しなければなりません。しかし、現時点では今年までと予算の総額は変わっておらず、eスポーツ部に部費を支給するためには、他の部活動の部費を削るか、新たな予算を獲得する等、何らかの対応を考えなければなりません。

私たち生徒会は、部費について各部活の代表者と話し合っ て意見を調整し、来年度の各部活の部費を決定する役割になっています。

今回の授業では、みなさんに協力していただき、どの部活も納得できる部費の配分を考えたいと思っています。

2 部費について

〇〇中学校では学校全体の予算のうち、100万円が各部の部費に割り当てられてきました。

昨年度までは、サッカー部に60万円、野球部に30万円、卓球部に10万円が割り当てられてきました。

〇〇中学校は公立の中学校であり、学校の予算を使う場合の上限は100万円となります。

なお、これまで、臨時の部費が必要になった場合や学校からの部費だけで活動を行うのに足りない場合は、同窓会から寄付を募ったり、保護者から追加部費の徴収をしたり、企業スポンサーから協賛金又は広告費を集めたりしていました。

このような状況のなか、新設されたeスポーツ部の部費について、学校の予算を各部にいくら配分すればよいか考えてください。

3 〇〇中学校の各部活について

(1) サッカー部について

県内屈指の強豪チームです。練習がとても厳しいため、部員は全部で20人です。夏の大会は毎年のように全国大会に出ており、全国各地に遠征に行きます。県外遠征のたびにバスを手配する関係で費用が掛かっており、毎年学校から割り当てられる部費だけでは足りません。例年保護者から、1年あたり3万円程度の臨時部費を徴収しています。一部保護者からは臨時の部活動費の負担が大きい、県内の試合会場への送り迎えが大変という意見が出ています。サッカーボール等の備品や、試合中の飲料、テーピング等の医療キットの補充等毎年購入する必要があり、例年備品費で10万円程度かかっています。卒業生には現役プロ選手が多数います。

(2) 野球部

部員は全部で35名います。かつて、全国大会に出場したこともありますが、ここ数年は県大会の1回戦負けが続いています。部としては「県大会1回戦突破」「野球を楽しむこと」をモットーに、毎日和気あいあいと練習、試合に取り組んでおり、部員や部をサポートする教職員・保護者との関係は良好です。グローブやバット、練習用のユニフォーム等は入部の際に生徒に購入して

もらうため、部活として購入する備品は少なく、年間2万円程度が備品費として消費されます。なお、大会を勝ち進んだり、遠方に練習試合に行ったりすることがないため、部活動そのもので使う部費は学校から割り当てられる予算内ですが、部員間や担当の交流を深めるため、毎年校庭でバーベキューを実施しており、バーベキューの費用が5万円ほどかかり、ほとんど使い切る状態です。

(3) 卓球部

卓球部は、創部以来入部希望者も少なく常に廃部寸前の状況が続いていましたが、昨年小さいころから全国的にも注目されていた卓球少女が入部したため、昨年、今年と入部希望者が多数出て、今では20名の部員がいます。もっとも、卓球少女を除いて、中学校から卓球を始めた生徒が多く、団体戦は市町村大会で敗退し、県大会には出場できないのが現状です。もっとも、卓球少女はシングルで全国大会に出場し、昨年の夏の大会は優勝、今年は準優勝で、オリンピックの強化指定選手にもなっています。卓球台などは学校の備え付けのものがあ、ラケットやボール等の用具は基本的に個人で準備してもらっている関係で、部費から備品関係の支出はほとんどありません。ただ、卓球少女の全国大会や強化試合の遠征費等は部費から捻出することはできず、約20万円が個人の負担となっています。

(4) eスポーツ部

来年度新設される新しい部です。現時点では在校生を中心に10名の部員予定者がいます。近年のeスポーツ人気の向上に伴い、新入生の入部が15名以上見込まれます。部室自体は、学校の空き部屋を使うこととなります。もっとも、PCやゲーミングチェア等の備品は、初年度の来年度に購入する必要があり、当初50万円の支出が見込まれます。その後も、毎年、コンピューターゲームの購入費用やメンテナンス費用等年間で最低でも10万円はかかる見込みです。試合などはオンラインで行われることも多く、全国大会等大きな大会以外には旅費がかからないことも多いです。現時点では各種大会に参加予定ですが、大会参加費は、大会ごとにかかります。

4 ○○中学校について

○○中学校の全校生徒は150人です。関東にある都県にある公立中学校です。校庭、体育館、プール、部室等、運動部が活動するのに十分な設備は整っています。校庭はサッカーコートと野球コートそれぞれ1面ずつとれます。

【ワークシート 1】

① ○○中学校で起こっている問題を整理しましょう。

--

② ①を解決するためにはどのような方法がよいか考えましょう。

--

③次の表を完成させて、問題の状況を整理しましょう。

部活名	予算増額の事情	予算減額の事情	外部予算獲得の可能性
サッカー			
野球			
卓球			
e スポーツ			

【ワークシート2】

あなたは、自分が所属する部の代表者として、予算調整会議に出席することになりました。あなたが所属する部は、学校からの部費の割り当て部費をいくらにしてもらいたいと提案しますか。あなたが所属する部以外の部の人たちにも納得してもらえるように、その金額の部費を提案した理由も考えましょう。

生徒会役の人は、それぞれの部費をいくらにすべきか、その理由についても考えましょう。

○予算額

_____円

○上記金額を提案する理由

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【ワークシート3】

予算配分について話し合きましょう。話し合いによって決まった部費の額を記入しましょう。この金額になった理由についても併せて記入しましょう。

合意ができた場合には、その証として、各部の代表者が署名押印しましょう。

部活名	金額	理由
サッカー部		
野球部		
卓球部		
e スポーツ部		

サッカー部代表

氏名 _____ (印)

野球部代表

氏名 _____ (印)

卓球部代表

氏名 _____ (印)

e スポーツ部代表

氏名 _____ (印)

生徒会代表

氏名 _____ (印)

第11節 非行予防

第1 まえがき

少年犯罪が減少傾向にあるとはいえ、現在でも、児童生徒の非行、犯罪は大きな問題である。弁護士が、少年事件において、弁護人や付添人として未成年者と相対するときには、大人による未然防止の取り組みの必要性を感じることもある。まずは家庭における適切な養育が必要なことはもちろんではあるが、少年によって環境は様々であることも踏まえると、学校において、非行防止・犯罪防止の取り組みを実施することも重要である。

また、いわゆる、傷害や窃盗といった犯罪だけでなく、いじめ等で行われている金員に関するトラブル、SNSに関するトラブル、ネットに関するトラブル、盗撮・SNS加工等性被害に関するトラブルなど新しい分野の非行や犯罪も生じており、非行はどの児童生徒にとっても身近な問題である。

非行予防・犯罪予防の授業を通じて、被害者や被疑者の人権を考え、刑事司法手続きの流れを知ることによって権利と責任について思考を深めることが本テーマの目的である。

第2 本テーマと学習指導要領・生徒指導提要の関係

生徒指導提要第Ⅱ部、第5章「暴力行為」では、暴力行為の未然防止の項目において、道徳科や特別活動の時間と関連を図り、教職員が暴力や非行をテーマにした授業を行うことに加え、外部講師を招いて行うことが考えられるとされている。また、暴力行為の未然防止教育を行う外部講師の例の一つに、弁護士が挙げられている（生徒指導提要第Ⅱ部、第5章5.4.2参照）。生徒指導提要第Ⅰ部、第2章第2.3「道徳科を要とした道徳教育における生徒指導」において、児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対処できる実効性ある力を身に付ける上で、道徳教育が大きな役割を果たすことに期待がもたれるとされている。暴力行為は非行の一つであり、もっとも身近な非行であるといえる。非行予防の授業を行うことは、暴力行為の未然防止にもつながるものと思われる。

高校における道徳教育は、公民科における公共並びに倫理、特別活動が中核的な指導の場面とされており、道徳教育と生徒指導を相互に関連させることが重要としている。

学習指導要領との関係でも、小学校では、道徳における、「善悪の判断、自律、自由と責任」「規則の尊重」の項目に関連し（小学校学習指導要領第3章、第2）、中学校では、「法やきまりの意義

を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める（中学校学習指導要領第3章、第2,4）とされている。非行予防を学ぶことは、やっていいことと悪いこと、また自分の行為により周囲にどのような影響を生じさせてしまうのかという点を学ぶことでもあり、まさに善悪の判断の能力を育成することにつながる。また、非行に対するどのような責任がふさわしいかを考えることで、自らの行為に責任感を持つことを意識することにもつながる。さらに、行為に対する責任を考えることで、法の意義や法を遵守する必要性を理解することにもつながる。このようなことから、道徳科の中で、非行予防授業を行うことが考えられる。高校でも、前述のように生徒指導提要との関連から、公共や倫理、特別活動の時間と関連して本授業を実施することが考えられる。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

1 現行の非行予防関連授業

文部科学省では、子ども達に社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪に巻き込まれないようなスキル等を育成するためとして、警察庁や関係機関と連携しながら行う「非行防止教室等プログラム事例集」を平成17年1月に作成している。

同事例集では、学校内外において非行防止の推進に努めるとともに、少年の犯罪被害の実情に鑑み、犯罪被害防止についてもあわせて取り上げ、非行防止教室等に関わる先進的な取組事例を収集して紹介し、その実施の際の計画・指導上のポイント等がまとめられている。同事例集の前書き部分には「各教育委員会や学校においては、関係機関と連携しつつ、各学校内外で様々な非行防止教室等が開催されるよう、本事例集を効果的に活用」することが前提とされている

また、同月付けで発出されている法務省「再犯防止白書」には、各学校に対して、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の醸成を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促している状況があるとの記載がある。

両者を併せて読めば、警察署や警察官が主要な「関連機関」として想定されており、非行防止授業としては警察署が主導して行っている現状があるものと推測される。都道府県警察のホームページをみると、各々が行っている非行防止教室の様子が載せられていることも多い。

2 弁護士による非行予防授業

昨今、各種の報道では、今般の少年事件の凶悪性がことさらに強調され、被害者側の救済とい

う内容に重点を置いたものが多い。犯罪を未然に防止するためには、犯罪の悲惨さ、非道さ、被害者の受けるダメージの大きさといった側面を伝えていくことは重要である。そのため、事件現場に一番近い警察によって非行予防授業が行われていることも説得的ではある。

しかし、現実には少年事件を起こす少年らは、生活上、本人の資質上などに様々な問題を抱えており、事件の当事者である少年らがどのような環境に置かれていたか、どのような経緯で非行に陥ったかの分析も必要である。また、少年が犯罪を行った後どのような手続を経て、どのような処遇を受け、更生に向かうのかについて知ることで、少年事件の再発を防ぐにはどうしたらいいのか、少年が健全に成長するためには何が必要なのかを考えることで、非行を予防することにつながる。少年事件に携わった経験のある弁護士は、自身の経験に基づいて「少年非行」における少年の背景や更生に向けた取組みについて解説することが可能である。また、少年非行や少年事件の手続の流れについて、法律に基づいた正確な知識も伝えることができ、弁護士による非行予防授業の意義や必要性は十分認められる。

そこで、警察だけ、弁護士だけ、という形の非行防止授業ではなく、同一の機会ではないとしても、両者からの授業をうけることが非行予防の両輪となり、効果を発するものとする。今後の非行予防授業の在り方については検討を重ねる余地が多分にある。

3 期待される非行予防授業について

上記のとおり、少年事件の実情を客観的に説明する必要がある、少年事件にかかわる者から少年事件を多面的に見て、検討していく必要がある。例えば、少年審判に至る法的手続きを知るなかで、少年審判にも被害者参加の制度が一部認められていることなどを説明するなど、加害者と被害者の両面からの説明をすることが有益と考える。誰もが被害者にも加害者にもなりうるということを出発点に、非行を予防するためには少年のどの段階でどのような働きかけができるかということ授業内で児童生徒とともに検討していくというものが考えられる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

学校等に実施したアンケートでは、実際に、学校が弁護士と連携して行った授業のうち、非行予防・犯罪予防について実施したという回答は、小学校では0%、中学校では3%（5校）、高校では3%（2校）であり、少なかった。

他方、学校が興味がある弁護士と連携する授業内容のアンケートにおいては、全体の35%が非行予防・犯罪予防に興味があるとし、小学校で34%、中学校で42%、高校で26%とそれぞれ学校現場が本テーマでの弁護士との連携に興味があることがうかがえる。

弁護士以外の外部機関が行った授業内容についてのアンケートでは、薬物乱用防止や非行防止について、警察等と連携している旨の回答が多数あった。

非行予防・犯罪予防の授業においても、弁護士との連携に興味を持ちながらも、前述したように、現状、警察等との連携が浸透していると読み取れる。

また、弁護士会に実施したアンケートからは、これまで実際に実施された弁護士と連携した授業のうち、犯罪予防・非行予防の授業が実施された授業は、83回であった。実施授業全体の2.3%ではあるが、決して小さい数字ではない。また、今後学校教育に関わりたいと思う分野についての委員会への照会では、18委員会が本分野を挙げており、委員会側の関心は高い様子が見て取れる。弁護士側は、本テーマに対して、低くない関心を寄せている。

第5 非行予防授業の対象

上記のとおり、非行予防授業では、典型的には少年事件の手続きの流れを説明することになる。そのための前提として、成人の刑事裁判手続きを知っておくことが理解を深めるうえで有益である。そうすると、本節で紹介する少年事件の手続きの流れを説明する授業案は、法的手続きに関する説明の部分も多く小学生に対してはやや難解な部分もあろう。本節の授業案を小学校で使用する場合には、法的手続きに関する説明部分を簡略にするなど、年齢に応じたアレンジや工夫が必要であると考えられる。

第6 身に付けてもらいたい能力

少年事件を取り上げることで、非行が自身にとっても身近な問題であることを理解してもらい、その背景や非行少年をとりまく環境を多方面から考察し非行を予防するためにはどうすればよいか、非行が行われた場合にどのような流れとなるのかを理解し、日本における刑事司法の全体像について理解させる。

授業案③① 少年審判

1 対象

中学生

2 授業の概要

少年事件の法的手続きの概略を説明したうえで、具体的な事案を検討する。まずは事案に対して出された審判を読み、その審判から事件を振り返り、事件の客観的な事実に加えて、事件の背景事情から少年が犯行に及んだ経緯を検討する。そこから、少年が更生するにはどうすればよいか、すなわちどのような働きかけが必要かを考える。

3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 (5分)	○自己紹介や、仕事の内容を紹介しつつ、刑事事件や少年事件について触れる。	生徒に「弁護士の仕事ってどんなものがある？」と聞くと、刑事事件に関する回答が多いため、積極的に利用する。
手続き 説明 (5分)	○逮捕・交流の流れや、少年事件と成人事件で手続きの異なる点を説明。資料3を配布して、必要な条文について説明する。 ◎少年事件の理念などを説明	淡々と説明すると飽きてしまうので、異なる部分を絞って端的に説明する。
設題 検討 (10分)	○資料1を配布し、第1から第5の言い分を確認し、事件の内容を把握してもらう。 ○この時間内で、配布した資料1の読み込みを行う。	本人の言い分を言い訳ととらえて軽視する傾向があるので、処分を決めるうえでどのような意味を持つのかを考えられるように注意する。また、被害者の言い分だけに偏ることがないように注意する。
検討前 の説明 (5分)	○資料2を配布し、審判を考えるにあたって着目する事情などを説明する。	結論だけでなく、結論に至った理由もしっかり説明できるように注意を促す。生徒によってはとにかく重い処分を行うと考えてしまうときもあるため、結論に至った理由づけに着目するように誘導する。
審判の 検討 (15分)	○資料4を配布し、シートの記入をしてもらう。まず各自で記入してもらい、その後、グループワークとしてグループで検討してもらう。	
発表・ まとめ (10分)	○各自またはグループごとに結論と、その理由づけを発表してもらう。その理由づけについて講評を行う。 ○最後に、実際に取り扱った少年事件の内容などを説明。また近年法改正のあった特定少年などについても触れる。	正解はどちらなどと気にする生徒もいるので、正解よりもその理由づけについて考えてほしい授業であることを説明する。

資料1 シナリオ

ある少年事件

第1 少年の言い分

僕は、中学3年生で、成績はクラスの中くらいです。今年の9月頃に、体調が悪いからと嘘を言って、学校を早退して、ゲームセンターでぶらぶらしていたら、先輩に「よう、久しぶり」と声をかけられました。先輩は、僕より2年上で、中学を卒業後、高校へ進学したけれども、学校へはあまり行っていないと聞いていました。そのときから、一緒に遊ぶようになりました。最初は、ゲームを一緒にしたりしているだけでしたが、そのうち、先輩にタバコを勧められて吸うようになり、隠れて缶ビールを飲んだり、バイクに乗せてもらうようになりました。先輩は、優しいところと短気なところがあり、怒り出すと殴ったり、蹴ったりするので有名でした。僕は、一度もやられたことはありませんでした。

12月9日の学校帰りに、校門の近くで、先輩に呼び止められました。先輩は、「金貸してくれないか。俺、金がいるから。暴走族の先輩から、金を貸してくれと言われているから。悪いけど、お前、明日までに、1万円用意してくれよ。」と言ってきました。僕は、1万円も持っていませんでしたので、先輩に、「悪いですけど、金ないんですよ。」と言ったのですが、「お前、俺がどれだけ困ってるのか、わかってんのかよ。先輩族だぞ。頭やってんだぞ。金払わねえとどうされるかわかんねえんだぞ。袋にされちまうんだからな。おれが、お前とどれだけ遊んでやったと思ってんだ。金ねえなんていうんじゃねえ。マジ、切れるぞ。お前、ぶっ飛ばすぞ。タバコすったり、ビールを飲んだこと、学校にばらしてもいいのかよ。」と怒鳴りつけられました。怒鳴りつけられて、正直、ビビりました。それで、貯金箱の金とお母さんに嘘を言えば、1万円ならなんとかかなると思い、「明後日までに準備しますから。それで勘弁して下さい。」と言って別れました。家に帰ってから、貯金箱をあけてみたら、2380円しかありませんでした。お母さんに、お小遣い8000円欲しいと言ったら、多すぎるからと言われて、2000円しかもらえませんでした。あと、6000円足りません。正直に先輩のことを話そうかと思ったのですが、タバコやビールを飲んだことや学校をさぼったことまでばれると叱られると思い、友達に借りることにしました。

次の日に、友達に貸してくれるよう頼んだのですが、全部集めても、3000円しか集まりませんでした。どうしようかと思って、コンビニでぶらぶらして、時間をつぶしましたが、いい考えが浮かびませんでした。明日になると、先輩が金を取りにきます。残り3000円です。ぶつとばされるかもしれない、どうしようとそればかりが、頭をぐるぐるかけめぐっていました。コ

コンビニで漫画を読んでいて、ふと、レジカウンターの方を見ると、70歳くらいのおばあさんが、財布から、1万円を出して、何かを買っているのが見えました。おばあさんは、おつりをもらおうと、財布にしまい、手提げかばんのなかに入れました。そして、おばあさんは、店を出ていきました。店の時計を見ると、午後7時を回っていましたので、家に帰ることにしました。店を出て、しばらく歩いていると、100メートルくらい前を、さっきのおばあさんが歩いて行くのが見えました。おばあさんの歩く速度が遅いので、だんだんと近くなりました。10メートルくらいになりました。おばあさんを見ていると、手提げかばんを持っているのが見えました。さっき、店でおつりをもらったのを思い出しました。お金を取れるかもしれないという考えが浮かびました。そう思うと、ドキドキしました。とっちやいけないという気もしました。でも、今ならとれるかもしれないと思いました。急いで、周りを見回すと、誰も人がいませんでした。後ろから走って行って、バッグを引っ張ってとろう、それなら、走って逃げれば大丈夫だと思いました。先輩から怒鳴られたことが浮かびました。今やらないと駄目だと思いました。足がガタガタと震えたのですが、思いきりおばあさんのほうへ走り出しました。おばあさんの横を走り抜ける時に、手提げバッグの方へ右手をのばしました。右手でバッグのひものところをつかみ、思いきり引っ張りました。そのまま走って行こうとしたのですが、バッグがぐんと後ろから引っ張られるようになりました。おばあさんがバッグをとられないようにつかんだのです。僕が強く引っ張ると、おばあさんは転んでしまいました。薄明かりのなかで、おばあさんがびっくりしたように大きく目を開けて、バッグにしがみついていたのを覚えています。僕は、なんとかバッグを奪わないといけないと思い、そのまま、倒れたおばあさんをバッグごと50センチくらい引きずりました。なかなか離さないのです、つい「離せ。ぶっ殺すぞ。」と怒鳴りつけました。やっと、おばあさんがバッグを放したので、そのまま10メートル走ると、バッグの中から、財布だけをとって、バッグをおばあさんの方へ投げて逃げました。財布には、8900円入っていました。お金だけ抜き取ると、財布も、すぐに捨てました。とったお金は、先輩に渡したのと、友達に返したのと、ゲームセンターで使ったので、残っていません。

2 被害者のおばあさんの言い分

私は、一人暮らしの老婆です。年は70歳になります。私が、コンビニで夕食のおかずにおでんを買って家に帰る途中に、後ろから知らない男に、いきなり買い物バッグを奪われました。男は、人がいないところを見計らって、私の後ろから、いきなりバッグをつかんで持っていこうとしました。私は、とられないようにと抵抗をしたのですが、倒れてしまいました。男は、私がバッグを離さないで、「離せ。このばばあ。ぶっ殺すぞ」と怒鳴りつけてきました。私は、怖くなって、そのまま引きずられて、ひざと足を擦りむいてしまいました。男が、強い力で、バッグを引っ張るものですから、抵抗できなくなり、手が離れてしまいました。男は、走って逃げて行きました。バッグは逃げる途中、投げ捨てて行きました。私は恐怖のあまり、動けなくなり、倒れたままじっとしておりました。2分ほどして、サラリーマンの人が「大丈夫ですか。」と声をかけてくれて、「襲われました。」とやっとの思いで訴えて、救急車を呼んでもらいました。足とひざの怪我は、擦り傷と倒されたときの打ち身で、全治2週間との診断がでました。それから、家に戻りましたが、襲われたときのことを思い出すと、息ができないほど胸が苦しくなります。夜、暗闇が恐ろしく、寝るときでも、電気を消すことができなくなりました。暗闇があると、そこから、男が飛び出してきて、襲われるのではないかという不安を感じます。また、夕方に外出することも怖くてできません。私は、これまで人様に悪いことをしたこともありませんし、襲ってきた男に恨みを買うようなことをしたことはありません。それにもかかわらず、このような被害にあい、これから毎日をどうして生きて行ったらいいのか不安でたまりません。犯人には、厳しい処分をお願いします。

3 近所の大人の意見1

この事件のおかげで、老人や女の人が夕方、通りを歩かなくなった。おかげで、通りの店の夜の売上げが減ってしまいました。ところで、中学3年生なら、もう大人でしょう。自分で、何が悪いかを十分に判断できるはずです。それにもかかわらず、このような犯罪を犯したのだから、大人と同じように処罰すればいいと思います。少年だからといって寛大に扱う今の法律は、かえってずるい少年を犯罪に走らせているのではないかと思います。少年を犯罪にさせないためにも、犯罪を犯したら、厳しい処分をくださるべきです。厳しい処分が下されるなら、犯罪には踏み切らないはずではないでしょうか。甘い処分をすれば、悪い少年がのさばり、犯罪が増えてしまうでしょう。

4 近所の大人の意見2

大人と少年は、やはり違うのではないのでしょうか。少年でも何が悪いことなのかは、ある程度知っていると思います。しかし、だからといって、大人とまったく同じように考えて行動しているかは疑問です。また、大人との違いでは衝動にかられた時に、それを抑えることができるかどうかという点でも違いがあるのと思います。少年は成長過程にあります。悪いことをしても、立ち直る可能性はかなり高いと思います。その点も大人とは異なります。もし、厳罰をくだせば、少年は立ち直ることができなくなります。そして、今後、犯罪者への坂道を転がり落ちるのではないのでしょうか。犯罪を犯した少年には、厳しい罰を与えればよいと考えるよりも、立ち直りを助けるように教育的な措置を講じるべきです。

5 少年の親の意見

こんなことになってしまって反省しています。警察署で面会したときに、ショックで何も話せませんでした。あの子は、ただボロボロと泣きながら、「ごめんなさい。」と言ってうなだれておりました。子どもの頃から、あの子は他人に迷惑をかけたたりすることはありませんでした。きちんと注意できなかった私ども親の責任だと思います。今後は、二度とこのようなことが起こらないように、注意していきたいと思っています。

資料2 審判のためのシート

君たちには、今後、この少年に対してどのように処遇すべきかを決定してもらいます。その際に、法律に従わなければなりません。

あなたが、裁判官であったら、この少年に対して、どのような審判の結果の言い渡しをしますか。

また、言い渡しの際に、少年に向かって、どのような話をしたらよいでしょうか。

処分を決めるために、以下の点に注意をしてください。

- 1 処遇を決定する際に、犯した犯罪についてどのような責任、償いをすべきかを考えてください。犯した罪の重さに比例して刑罰や償いは大きくなります。あなたが、かわいそうだからといって、軽い処分をした場合には、彼は法を軽視することになるかもしれません。逆に重すぎると、重い処分をされた人は自分を不運だと思い、法や社会や判断を下した人に対して恨みに思い、反省をしないことがあります。
- 2 また、彼が、将来、同じような間違いを起こさないようにするために、どのようにすべきだろうかという点も忘れてはなりません。厳しく罰するだけでなく、なぜいけないのか、そのようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかを教育することも重要なことです。
- 3 さらに、被害者は、この結論に満足するだろうかという点も大切です。被害者は、自分がやられ損にではないかと考えます。法によって、加害者に対して適正な処分が下されたという安心感が重要です。
- 4 少年と同じような状況におかれた他の少年は、この処分を聞いたとしたら、犯罪を思いとどまるでしょうか。
- 5 また、世間の人々が、君たちが出した結論になるほどと納得してくれるかということも大切です。たとえば、同じような罪を犯した人に対して同じような処分をすることは公平ですが、合理的な理由もなく、異なった処分をすると不公平であると思うでしょう。

資料3 参考資料

刑法

第236条 (強盗)

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処す。

第238条 (事後強盗)

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は、罪証を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

第240条 (強盗傷害, 強盗致死)

強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処す。

第41条 (責任能力)

14歳に満たない者の行為は罰しない。

少年法

第3条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 1, 罪を犯した少年

第20条

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁固に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第23条

- 2, 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

第24条

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。

- 1, 保護観察所の保護処分に付すること
- 3, 少年院に送致すること。

保護観察

少年院での教育を受けなくても、専門家の指導を受ければ立ち直ると判断された場合には、保護観察になります。この場合には、決められた約束事を守りながら家庭で生活し、保護観察官や保護司という人から生活の仕方や友達との関係などについて指導を受けることになります。

少年院とは

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

少年院の種類と処遇の区分

少年院は、少年の年齢や心身の状況により、第一種（旧法における初等、中等）、第二種（旧法の特別）、第三種（旧法における医療）、第四種（少年院において刑の執行を受ける者を収容するもの）及び第五種（一度保護観察の処分を受けた特定少年が遵守事項を守らず、社会内での改善が難しいと判断された者を収容する）の五つの種類に分けて設置されており、第一種から第三種などの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定されます。

なお、第三種少年院を除き、男女は別の施設を設けています。

少年院には、非行の進み具合に応じて、一般短期処遇、特修短期処遇及び長期処遇の区分があり、さらに一般短期処遇と長期処遇には、少年の問題性、教育の必要性等に応じた処遇課程を設けています。

一般短期処遇

対象者 早期改善の可能性が大きい少年

処遇課程 教科教育課程 職業指導課程 進路指導課程

特修短期処遇

対象者 早期改善の可能性が大きく、開放処遇に適する少年

長期処遇

対象者 短期処遇になじまない少年

処遇課程 生活訓練課程 職業能力開発課程 教科教育課程 特殊教育課程 医療措置課程

資料4 審判シート

審判シート

年__組__番

氏名

	●	自分で考えたこと	グループで討論したこと
処分 (結論) 「少年に対し、次のとおり言渡す。」	<ul style="list-style-type: none"> ● 不処分 ● 保護観察 ● 少年院送致 ● 逆送 		
当裁判所が処分を決めた理由は次のとおりである。ここで、1～5まで検討した点を書こう。	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯した罪の重さとのバランス 2 将来、同じことをしないように。 3 被害者は納得してくれるか。 4 他の少年は思いとどまるか。 5 世間・社会・一般の人は納得してくれるだろうか。 		
今後少年が立ち直れるようにメッセージを考えよう。			

第12節 いじめ予防

第1 まえがき

いじめの未然防止やいじめ対応は、学校関係者・保護者・福祉関係者等、周囲の大人が配慮し対応すべき人権課題である。もともと、いじめはクラスや部活動など一定の人間関係がある集団、すなわち、子どもたちの「社会」で発生しているものである。「社会」の一員である子どもたち自身が、いじめは人権侵害であり許されないこと、人間関係で生じた問題やストレスをいじめではない適切な方法で解決すべきであること、傍観者にこそいじめを小さくする力があること等を学ぶことにより、子どもたち自身が自分たちの生活の場を人権を尊重した「社会」にしようと考えることが肝要である。子どもたちの人権に対する理解を深め、人権を尊重した問題解決能力を育むことがいじめの未然防止・いじめ対応につながるものであり、これが人権の視点からいじめを考える授業を行うことの意義である。

第2 本テーマと学習指導要領・生徒指導提要の関係について

いじめについては、いじめ防止対策推進法が定められており（以下「法」という。）、学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止に取り組む責務を有している（法第8条）。また、法は、「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資する」としており、学校は「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と定めている（法第15条）。学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し（法第13条）、学校いじめ防止基本方針を踏まえた全学年的な取り組みをする必要がある。

生徒指導提要では、いじめの心理面、構造面、法律面からそれぞれアプローチして未然防止教育に取り組むこと、子どもの発達段階に応じた取り組みが必要であることが示されている（生徒指導提要解説総則編「第Ⅱ部個別の課題に対する生徒指導 第4章いじめ」参照）。

1 小学校

いじめ防止の取り組みは、道徳科を要としつつ、特別活動、その他教育活動全体を通じて、児童が主体的にいじめ防止に関わる態度につながるような教育実践が求められている。（小学校学習指導要領「豊かな体験活動の充実といじめの防止」（第1章第6の3））

2 中学校

いじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、生徒自身が主体的にいじめの問題

の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切であるとされている（中学校学習指導要領解説総則編「豊かな体験活動の充実といじめの防止」（第1章第6の3））。

3 高校

いじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切であるとされている（高校学習指導要領解説総則編「豊かな体験活動の充実といじめの防止」（第1章総則第7款3））。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省、最終改訂H29.3.14）では、いじめの防止のために学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成が必要であり、道德教育に関する教職員の指導力向上のほか、外部講師の活用等の取組を国が支援するとされている。東京都教育委員会がまとめた「いじめ総合対策」では、いじめに関する授業をすべての学級で年間3回以上実施することを求めており、各弁護士会が実施しているいじめ予防の授業を活用することが示されている（東京都教育委員会いじめ総合対策【第二次・一部改定】（上巻）29頁）。

法が定義する「いじめ」は範囲が相当に広く、単に法の定義を伝えただけでは児童生徒の納得感を得られないおそれがある。また、「いじめ」になることをおそれて他者と関わることに消極的になってしまうおそれがあり、「いじめ」定義の伝え方によってはマイナスの影響も懸念される。そのため、いじめそのものに対する理解だけでなく、法律が制定された背景やいじめに対する考え方も踏まえた授業をする必要があり、この点からも弁護士の活用が有効である。

また、令和5年4月1日、子ども基本法が施行されたところ、同法の基本理念には、子どもが個人として尊重されること、子どもの意見が尊重されることが掲げられている。いじめ問題は、関係する児童生徒の学校生活が継続する中で解決に向けた取り組みをしなければならない難しい側面を有している。いじめの被害者・加害者・関係者、各立場の子どもの人権を尊重しながら問題を解決するためには、修復的司法の観点を踏まえた関係修復の取り組みが必要な場面もあり、いじめに対する修復的な解決を学ぶという点からも弁護士の活用が有効である。

第4 弁護士会による「いじめ予防授業」の実施状況

学校等に実施したアンケートでは、全体の16%の学校が弁護士と連携した何らかの授業を実施したことがあると回答しているところ、小学校で実施された授業のうち、66%、中学校で実施された授業のうち56%、高校で実施された授業のうち16%がいじめ予防授業であった。いずれ

も弁護士と連携した授業の中で最も多い授業である（ただし、高校は契約と消費者保護の授業と同数）。

関弁連が管内の弁護士会に対して行ったアンケートでは、弁護士会が実施した授業のうち45.3%がいじめ予防授業であったことから、実施の多さがわかる。

いじめ予防授業は、授業実施数が多いこともあり、各弁護士会で授業内容がある程度確立している。弁護士会によって内容に差異はあるものの、人権の視点からいじめを考える授業という点で共通しており、授業の流れが類似している弁護士会も多かった。

授業内容がある程度確立しており、授業の完成度も高いことから、経験が浅い弁護士でも一定レベルの授業を行うことが可能である。もっとも、授業実施が広がると、担当する弁護士の確保は難しくなり、特に、弁護士事務所が多い地域から距離がある学校については、授業のために要する移動時間が長くなるため、同一の報酬額では時間当たりの報酬が低くなり、適正な報酬を確保することが難しくなることも考えられる。

第5 本テーマの授業に対する教育現場の関心

教育現場では、弁護士と連携した授業として、いじめについての授業への関心が最も高く、アンケートでは、小学校の74%、中学校の69%、高校の50%の学校がいじめ予防授業に興味があると回答した。本シンポジウムを行うにあたって、帝京大学の建部豊教授を交えていじめ予防授業に関する勉強会を行った。建部教授からは、「いじめがいけない」という意識は児童生徒にある程度浸透してきており、むしろ、いじめを行った（行ってしまった）児童生徒に対する「いじめ返し」をどう防ぐか、適切でない言動をした児童生徒に対する正義感からの「いじめ」をどう防ぐかが今後のいじめ予防授業のポイントではないかとの指摘があった。また、いじめの申告や、いじめの調査が行われることにより、加害児童生徒や関係児童生徒が被害者意識をもち、被害児童生徒に対するいじめがより激しくなるケースもあり、いじめであると指摘された児童生徒の反発や言い分も受けとめた上でのいじめ対応が必要となる場所であり、今後の検討を要する。

第6 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

いじめが人権を侵害すること、いじめ防止対策推進法の理解、いじめが問題解決の手段として正当化される場面はないこと、いじめの四層構造などを理解し、人間関係のストレスやコミュニケーションの齟齬をいじめではない方法で解決することを学んでもらい、人権感覚を身に付けてもらいたい。

第7 授業案について

いじめ予防授業は、人権の視点からいじめを考える授業をテーマに各弁護士会で数多く実施されている。対象は主に小学生高学年から高校生である。弁護士会によって差異はあるが、授業の流れは、①人権についての説明（人権が守られている状態を安心・自信・自由の言葉を使ってわかりやすく説明する）といじめが人権を侵害すること、②いじめられる側が悪いという考え方について、③実際に起きたいじめ自殺事案の紹介、④心のコップの話、⑤いじめの四層構造（ドラえもんの事例を使うことが多い）を基本としている単位会が多いことが窺われた。近年は学校側からの要望でインターネットやSNSいじめを含めた授業をすることも増えている。

本節では、定型的な授業案に関して簡単な解説をした上で、学校の状況に応じたアレンジ案を提案したい。

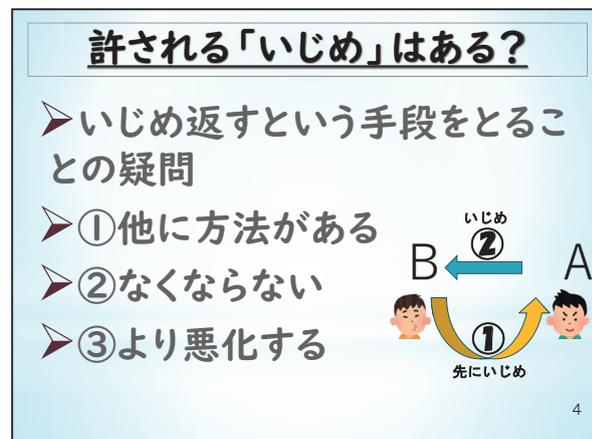
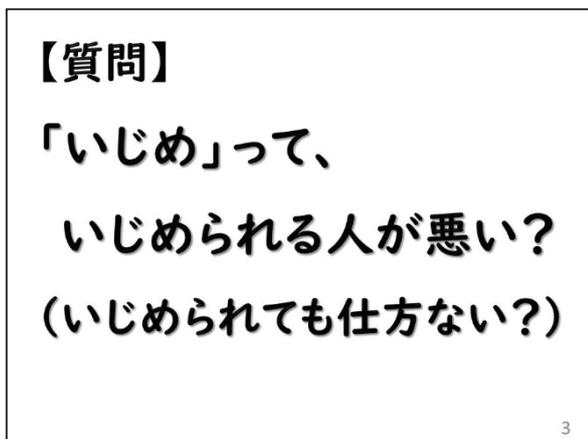
授業案③② いじめ予防（定型）

1 人権が守られている状況についての説明



弁護士による法教育授業の一環として実施されているいじめ予防授業は、人権の視点からいじめを考えることをテーマとしており、授業の前半で人権についての話をしている。人権の一般的な説明（人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利）を知っている子どもは多いが、抽象的な理解にとどまっている。いじめ予防授業では、CAPプログラム（Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止）の考え方をもとに、「人権が守られている状態」を「安心」「自信」「自由」の3つのキーワードを使って説明する。いじめは安心・自信・自由を傷つけるものであり、自分が自分や相手の安心・自信・自由を大切にす、相手が自分の安心・自信・自由を大切にしてくれる、そのような生き方が人権を尊重する社会であることを説明する。

2 いじめられる側が悪いのか



子どもたちの多くは「いじめはダメ」という規範意識を持っている。しかし、「いじめられる

側も悪いと思うか？」と質問すると、どの学校でも大半の子が「いじめられる側も悪い場合がある」に手を挙げる。子ども達は、先にいじめをした人は、いじめられても仕方がないと考えており、いじめが許容される場面も存在するとの本音を持っている。授業では、子ども達に本音を発言してもらいながら、先にいじめをした人に対して「いじめ返す」方法をとってもいじめがエスカレートするだけで問題の本質は解決しないこと、いじめという安心・自信・自由を傷つける手段を選択することは問題解決の方法として間違っていること、許されるいじめはないことを伝える。

「いじめ」られても仕方がない…？

Bには直すべき点があるかもしれない
だからといって
Bを いじめ ていいことにはならない!



「いじめ」は困りごとの解決方法として
「間違っただ手段」です!

5

【私たち弁護士の考え】

- ◆許されるいじめは一切ない!
- ◆いじめは安心・自信・自由を傷つける
- ◆やられる側に「原因」があっても「いじめ」で応じるのは間違え!
- ◆いじめ以外の解決方法を考える!
- ◆誰にも「いじめる権利」はない!

6

3 実際に起きたいじめ自殺事案の紹介

いじめがエスカレートするとどうなるか、過去のいじめ自殺事件（北海道滝川市の小学生の事案、東京都中野区の中学生の事案、青森県の高校生の事案等）を紹介している。北海道滝川市の小学生の遺書には「この手紙を読んでいるということは私が死んだということでしょう」「何度か自殺も考えました。でもこわくてできませんでした。でも今私はけっしんしました。」などの言葉が綴られている。実際の話だと知ると子どもたちの雰囲気は一気に関わり、真剣に集中して聞く様子がみられる。実際の自死事例を扱うことも弁護士がいじめ予防授業する意義の一つだと考えている。

4 心のコップ

心のコップの水

小さいいじめ =  (一滴)

悪口、シカト、嫌がらせ
イヤなことをされると水
がたまる。

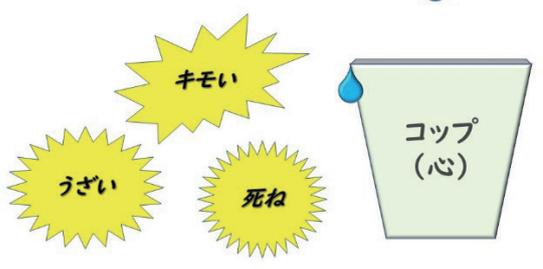


7

心のコップの水

最後の一滴 = 

キモい
うざい
死ぬ



8

人は辛いことをためる心のコップを持っている。嫌なことがあるとコップの中に水が溜まっていく。いいことがあると水は蒸発してなくなるが、いじめられている人は嫌なことが多いので、心のコップの中に水が増えていく。コップの淵ギリギリまで水が溜まったとき、もう一滴加わったらコップから水があふれて流れだす。これがその人の心が限界を超えたときであり、限界を超えると、人は、病気になったり、学校に行けなくなったり、死に追いやられたりする。（「自殺」という言葉には自ら死を選んでいるニュアンスが含まれる。視野狭窄により死しか道がない状態にある中で自死しており、被害者が自ら死を選んでいるわけではないという気持ちを込めた言葉遣いを考慮する。）

心のコップ

あふれさせるのは
1滴でいい。

あふれそうかは
外から見えない。

**いじめは自尊感情を低下させる
自尊感情の低下が続くと...**

- ・ 対等な人間として承認されていない
- ・ あきらめ・無気力→抑うつ症状
- ・ 絶望
- ・ 不登校の長期化
- ・ 自死

5 いじめられる側といじめる側の感じ方の違い

Q. どんな気持ちだったろう...??

いじめた子や同級生は「死ね」とか「殺そう」と思っていたか?

9

Q. 感じ方は同じかな...??

悪いことしっちゃった

大きい? 小さい?

イヤな気分...

いじめたため人を

深い? 浅い?

残る? 忘れる?

いじめられたため人を

10

6 いじめの四層構造

「いじめ」に関わる4つの立場

11

加害者にできること

いじめる子

ジャイアン

- いじめをしない。
- いじめをやめる。
- いじめをしている自分に気づく。

12

授業案③ いじめ予防（アレンジ案）

いじめ予防授業は授業案②をベースとしつつも昨今の学校の要望に合わせて柔軟に対応していく必要があり、複数のアレンジ案を提案したい。

1 アレンジの取り入れ箇所

(1) SNS いじめ

いじめの一形態としてICT（通信情報技術を活用したコミュニケーション）上のいじめがある（以下「SNS いじめ」と呼ぶ）。かつては学校の裏掲示板への書き込み等が問題となったが、近年はスマートフォン所持率が高まり、LINE等メッセージツールでのやりとり、写真や動画の撮影・投稿などで対象者の心身に苦痛を感じさせる状況が発生する事案が増えている。学校から授業で扱ってほしいとの要望も増加している。

本授業はインターネットやSNSの危険性等を周知させる授業ではなく、「いじめ」に関する授業であることを念頭に置かなければならない。クラスや部活等の顔が見える人間関係上のトラブルの一部がSNS いじめとなっていることを踏まえ、SNS いじめを扱う授業で何を伝えたいか、何を考えてもらいたいかを検討する必要がある。例えば、LINEグループ内での閉鎖された空間でのやり取りでも、学校等のリアルの場での言動を通して、あるいは他の生徒を経由して、被害者に伝わるものであること、対象者に対する批判的な意見がグループLINE等で行われた場合、一人一言ずつだったとしても結果としてクラス全体から対象者への総バッシング状態が（しかも短時間で）発生する可能性があること、顔が見える関係にあればこそ、いじめを止めるときにもSNS上だけでないやりとりがあり得ることなどをメッセージとすることが考えられる。

(2) いじめ定義の紹介と注意点

いじめ防止対策推進法のいじめ定義は広範であり、善意・単発の行為も含めて「いじめ」に該当する。同時に法はすべての「いじめ」を禁止している（第4条）。そのため、単に法の定義を説明するだけでは、「これもいじめになってしまうの？」との疑問や法に対する不信感が生じたり、「意図しなくても相手を傷つけいじめになってしまうのは避けたい」と児童生徒が考え、他者と関わろうとする気持ちを削ぐ結果にもつながりかねない。授業での取り上げ方によっては児童生徒に人と関わることのリスクを伝えるだけの結果に終わってしまう可能性が危惧される。そのため、定義の紹介をする場合は、定義の紹介に合わせて、意図せず他者を傷つけることは誰にでもあり、謝罪してやり直すことの大切さを伝えること、問題解決を対話によって行うことの大切さ

を伝えることが必要と考えられる。また、いじめ定義を説明する場合は、被行為者が行為で受ける苦痛の程度は、行為者の行為そのものの重大性の程度とは必ずしも比例しないこと（犯罪になるいじめよりも犯罪にならないいじめ（関わりを避ける態度等）が被害者にとってより苦痛になることがあること）、行為者側からすれば「そんなこともいじめになるの?」と感じる行為であっても、被行為者からすればそれまでの経緯も含めて大きな苦痛になる場合があることを伝えていく必要があると考えられる。45分ないし50分という短い授業時間しかない通常はいじめ予防授業の中で、いじめ定義とその背景にある考え方を含めて伝えきことは全体の時間配分の中で難しい面があると考えられる。1回1コマのみの授業の場合は、2コマ以上の授業を行える場合や、同じ児童生徒に対して継続的ないじめ予防授業が行える場合等と比較して、いじめ定義のみ紹介して次に進むという安易な扱いがされやすくなるため、より一層慎重に授業の進め方を検討すべきである。他方で、いじめ防止対策推進法の施行から10年以上が経過し、児童生徒が既に教員から何度も法律上の定義を聞いていることも増えてきた。このような現状も踏まえると、いじめの法律上の定義について、字面以上の内容を伝えられるのは弁護士しかいないとも考えられ、いじめ定義の文言のみを知っている児童生徒が「いじめ」についての理解を深めるためには、弁護士によるいじめ予防授業でいじめの定義、法律制定の背景にある考え方等をより積極的に伝えていくことが必要な局面になっているとも考えられる。

(3) ワークショップの取り入れ

いじめ予防授業は伝えるべきポイントが多く、1コマの授業では講義型の授業になりやすいが、学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の充実が求められている。教員からは児童生徒がグループディスカッションを取り入れた授業、児童生徒が自ら考え発言する機会の多い授業が好印象である。小学校では挙手して意見を発表する児童が比較的多い傾向にあるが、年齢が上がるにつれて挙手が少なくなる傾向がある。そこで、授業の一部にワークショップを取り入れ児童生徒が議論し発表する機会を作るアレンジ授業案を提案したい。

ワークショップを取り入れる箇所は、①何がいじめに当たるか考える部分、②聴衆や傍観者の位置づけ、各立場でできることを考える部分で取り入れることが考えられる。

①何がいじめに当たるか、あるいは、いじめられた子の気持ちはどのようなものか、という箇所のワークショップは、その行為が他人の心身を傷つけるものであることへの理解を深めさせることにつながる。低学年では、「いじめられた子の気持ち」を検討させ、高年齢の子どもでは、行為を受けたときの心身の傷つきが人権侵害に由来するものであることなどを意識させることが検討される。特に、「SNS」「いじりといじめ」など、行為者にとっては行為のハードルが低く、

相手に苦痛を与えることがわかりにくい類型において、なにがいじめに当たるかを（何が心身に苦痛を与えるかは人それぞれ違うことも含めて）理解させることで、いじめ防止につながる事が期待される。SNSにおいては、「肖像権侵害」「プライバシー」「名誉毀損」など、目に見えにくい人権侵害がなされ、「苦痛」と述べるだけでは単なる「気持ちの問題」とされて、相手の苦痛が深刻であることを意識させにくい。その人が感じやすい人だったで終わらせないことや、単に「気持ち」の問題で傷ついているのではなく、「名誉毀損」「侮辱」など侵害された人権を明示する言葉によって、被害の深刻さ、行為の悪質性を事前に理解させることも一案である。「いじりといじめ」については、いじめられている子どもが、日常的に言葉やからかいによって人権が徐々に侵害され、周りもその子どもに対して人権侵害であるとの間隔が徐々にマヒしていく結果、最終的には深刻な人権侵害に該当していることを示すことが考えられる。他にも、「無視」について、被害者が友人の輪に入っていこうと声を掛けても一言返事がされるだけ等の冷たい対応がなされて集団から阻害されるいじめケースでは、被害者は「無視された」「自分は空気のような存在だった」と訴えるが、加害者は「声を掛けられたら返事をした」「無視をしていない」と主張し、学校は「言い分の食い違いがある」「いじめがあったか不明」とされることがある。これら身近な場面について児童生徒同士でディスカッションを行い、どんな言動をすること（しないこと）が他者の人権を傷つけるか具体的に議論することも「主体的・対話的で深い学び」につながると考えられる。

②聴衆・傍観者の位置づけや各立場でできることを考える箇所のワークショップは、いじめの芽があるとき、あるいは実際にいじめがおきてしまったときの対応を考えることにつながる。聴衆（スネ夫）、傍観者（しずかちゃん）が「いじめ」の構造の中でどのような役割を担っているかを考えさせ、いじめを止めるため、小さくするために何ができるかを具体的に考えてもらう。回答に具体性がない場合は、しずかちゃんがなぜ行動できないのか、その理由（次の標的になる怖さや同調圧力によって他者と異なる対応をとることにハードルがある等）に気づいてもらう、自分だけでなく他の傍観者も同じように「あのいじめはよくないことだ」と思っていることを傍観者同士で共有することが、傍観者にも自分はひとりじゃないとの気持ちを生じさせ傍観者のエンパワメントにつながることを知ってもらう、小さな行動でも被害者（のび太）の救いとなり、各人の出来る範囲の行動でも十分であるとのメッセージを伝える等の観点からヒントを与えて議論を活性化させることが考えられる。

(4) 差別や多様性について

近年は、脳の多様性（ニューロダイバーシティ）、性の多様性、多文化共生等、多様な価値観

を尊重することが求められている。「いじめ」は人を見下す意識やその人を除外しようとする意識から生じている側面があり、いじめの授業に差別（障害者差別、性差別、外国人差別等）や多様性の話題は親和性が高い。授業で取り上げる事例を差別、脳の多様性、性の多様性、多文化共生を意識したいじめ事案にすることにより、差別や多様性について考える授業にも繋げることが可能である。弁護士によるいじめ予防授業が既に多くの自治体・学校で実施されていることを踏まえれば、いじめ予防授業に差別や多様性の視点を取り入れることで、弁護士による法教育授業の幅を広げるきっかけとなる可能性があると考えている。

2 アレンジ案の紹介

(1) アレンジ案1 SNS いじめを含んだ事例①

弁護士によるいじめ予防授業

事例

ある日、B がクラスメイトの A に対して自分の「推し」のアイドルについて話したところ、A から「顔が私の好みじゃない」「なんか性格も悪そう」と言われました。

放課後、B、C、D の3人が入っているグループ LINE で、

B が「A に推しの悪口言われてショック」「もう A と話したくない……」とつぶやいたところ、

C が「A ってわかってないね～。心がブスってこと。相手してたらこっちが消耗するだけだよ。」

D が「確かに～。A とは距離を取るようになる。A の方が性格悪いよね。ウザいし。」

などとメッセージが続きました。腹が立っていた B は気持ちも大きくなり、

「A ウザすぎてマジ死んでほしい。」とメッセージを返しました。

その翌日、C はクラスメイトの E に対し、「うちの LINE のやりとりで A と距離をとるって話になって。ヤバくない～」と話をしました。

B ら3人は、学校で A とほとんど話さないようになり、A に聞こえないところで悪口を言ったり、目配せをしたりしました。

A から B ら3人に話しかけても一言返事があるだけで会話が終わってしまうことが増え、A は B らの態度が変わったと感じるようになりました。すれ違いざまに B らにヒソヒソ話をされて嫌な気持ちになったり、陰口を言われているのではないかと感じていました。そんなとき、A は E から、「B たち3人がグループ LINE で A の悪口を言ってるみたいだよ」「何かあった?」と聞いて、ショックを受けました。

B らは、「A に聞こえない場所、A の入っていないグループ LINE で話ただけで、A に直接悪口は言っていない。」「A に話しかけられたら返事はしており無視していない。」と主張しています。

弁護士によるいじめ予防授業 ワークシート

(1) 「Aに聞こえない場所, Aの入っていないグループLINEで話しかけて, Aに直接悪口は言っていない。」というBらの主張について

①Bらの主張について, あなたはどのように考えますか。「賛同する」「賛同しない」「どちらでもない」を選び, 理由も説明してください。

②Bらの言動でAの人権(安心・自信・自由)はどうなっていますか。

①Bらの主張について … 賛同する ・ 賛同しない ・ どちらでもない

【理由】

②Aの安心・自信・自由はどうなっていますか。

(2) 「Aに話しかけられたら返事しており無視していない」というBらの主張について

①Bらの主張について, あなたはどのように考えますか。「賛同する」「賛同しない」「どちらでもない」を選び, 理由も説明してください。

②Bらの言動でAの人権(安心・自信・自由)はどうなっていますか。

①Bらの主張について … 賛同する ・ 賛同しない ・ どちらでもない

【理由】

②Aの安心・自信・自由はどうなっていますか。

(3) あなたがEの立場だったとき、どうしたらいいと思いますか。
事例のEがした行動に対するあなたの意見も含めて考えてください。

SNS いじめを含んだ事例①の解説スライド

「聞こえていない」を考える

聞こえないところでの悪口
グループLINE
目配せ
すれ違うときヒソヒソ話
→「いじめ」の態度は相手に伝わる

【自死した女子児童の遺書】
「周りの人が私をさけているような冷たいような気がしました」

1

「無視していない」を考える

A D

2

「無視していない」を考える

A B~D

3

いじめの四層構造

傍観者や聴衆にできること

- ①いじめを止める
「それってマズいんじゃない？」
直接言える場面を逃さない
SNSでは「同調しない」「広めない」が重要
- ②被害者を支える
「私は良くないと思ってるよ」
「辛かったね」

など 4

<私たち弁護士が伝えたいこと>

- ・ いじめは、安心・自信・自由を傷つける。
- ・ 「聞こえないところで言っただけ」でも「いじめ」の態度は被害者に伝わり、傷つけている。
- ・ ネット上での発言は制御不能になるときがある。
- ・ 「傍観者」が「共感者」になることでクラスみんなの人権が守られる。

5

意見表明はとても大切！
でも、意見表明をするときは

- ◇ その目的は何か
- ◇ 根拠はあるのか、
- ◇ 誰かの安心・自信・自由をむやみに傷つけていないか、立ち止まって、考えてみてください。

6

(2) アレンジ案2 SNS いじめを含んだ事例② (青森県の高中生事例をもとに)

SNS(LINE)でのいじめ事案

グループで、問題と思うやり取りを検討してみよう



13

昨日休んだのに、今日プールに行った人いるらしいよ！3組に！

被害生徒のAさんが入っていたクラスのLINEグループでのやり取りです。

え？だれ？www

●●？ *A以外の女子の名前

美術の教科書に載ってる人 *Aのあだ名

あ、そっちなww

14

そっちそっち

おかしいよね～死んでほしい

学校来ないのにね。てか、宿題多くなるだけだよ

そのあとも、悪口が続きました…

15

退会させるか

美術の教科書の人

それしかない？

おけ

じゃあね

Aさんは、LINEグループを強制退会させられてしまいました

16

クソワロタ

さよーならー

わらわらわら

わらうしかなーいww

きれる？かな？ww

きれたとしてもどうでもいい

それな

Aさんを強制的に退会させた後も悪口は続きます…

17

問題となる点

- ① 「美術の教科書に載ってる人」(見た目を揶揄するあだ名)
- ② 死んでほしい(生存の否定)
- ③ 学校休んだのにプールに行ったらしい(真偽不明で不名誉な噂の流布)
- ④ クラスのグループLINEからの強制退会(仲間外し)
- ⑤ きれたとしてもどうでもいい(存在の軽視)

上記全てが、クラスメイトの前で公然と行われていること

※クソワロタといったのは、被害生徒と交際していた男子であったこと
※このあとも、「人に頼ってばかりの頼人猿」「バレーボールの女子全員に嫌われじやーし」との悪口。被害者はスクショの提供を受けていた。

18

Rさんについて

- ・ 中学校2年生で、自ら命を絶ってしまったこと
- ・ Rさんが、生徒会活動、部活動も積極的に行い、校外でも全国大会に出場するなど、活発な生徒であったこと
- ・ このような事態を繰り返してはならない、Rさんについてどのようなことが起こっていたかについて、調査がなされて、報告書にまとめられている

Rさんに起こっていたこと

- ・ すれ違いざまにぶつかられ「調子に乗っている」「男たらし」「クラスにいらない」と言われる。
- ・ 「あご黙れよ」「おかめ納豆」などの誹謗中傷
- ・ 欠席、早退が増えたことによる中傷(仮病、退部しろなど)
- ・ 化粧をしているとの疑い、その誹謗中傷
- ・ お前はトイレの水だけで十分だなどの悪口

(3) アレンジ案3 SNS いじめを含んだ事例③

事例2

- ・ かなべん中学校の女子テニス部には50人以上が在籍し、関東大会の常連校で、今年は全国大会出場を目標としていました。
- ・ テニス部の部長は、シングルスで全国大会出場経験があり、みんなからの信頼も厚いさんでした。iさんは、始業1時間前から朝練をすることを部員全員に提案し、賛成大多数で決定しました。

- ・ ところが、花子さんは、いつも朝練に遅刻してきます。他の部員は花子さんに対して

「花子はやる気がない」
「全国大会に出られなかったら花子のせいだ」

などと言うようになりました。

- ・ そして、「花子は練習が足りない」という話になり、放課後の練習で、花子さんに対して集中的特訓をすることにしました。

Z先輩: もっと球をよく見て、花子！それくらい、とれるでしょ！
花子: はい、すみません、先輩！

Y先輩: どこに打ち返してるの！周りをよく見て！
花子: はい、先輩！

X先輩: 転んだら、早く立って！
花子: はい、すみません！

そして、部員の一人は、花子さんが集中的にスマッシュを打たれているところを動画に撮り、部員のライングループのトークルームに投稿しました。

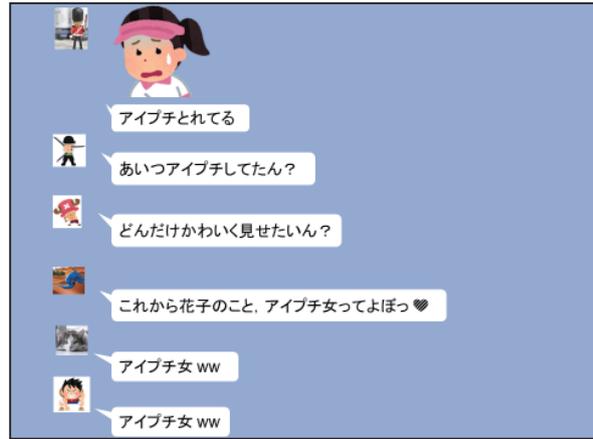
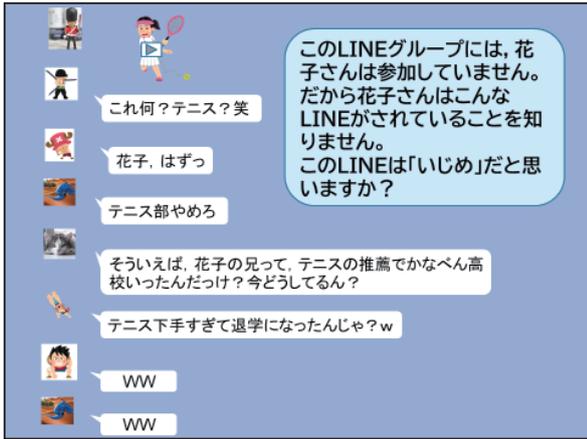
他の部員は、花子さんのフォームやレシーブのどこが悪いか、そのトークルームで議論しました。

なお、花子さんはそのライングループに参加していましたが、何もコメントしませんでした。

この日以降、花子さんは、テニス部に行かなくなりました。

その後、Aさんは、クラスでスマホを持っている人(花子さんを除く)を招待してクラスのライングループを作りました。

そして、花子さんが集中的にスマッシュを打たれている動画を、投稿しました。



(4) アレンジ案4 SNS いじめを含んだ事例④

Tを殺して 自分も死ぬ	S	文化祭のクラス企画をS 中心に準備
死ぬなら一人で死ね		TがSに難しいのではないかと意見した
他人を巻き込むな		Sが準備してきた企画は 練り直しとなる
Tの責任にするな		Sは、受け入れがたく、ク ラスLINEに「Tを殺して、 自分も死ぬ」と送信
お前が死ね		Sの発言にクラスの大 半がSを非難するメッセ ージやスタンプを短時間 に送信した
スタンプ(激しく同意)		
スタンプ(Good)		
スタンプ(さよなら)		

(5) アレンジ案5 「葬式ごっこ」と同じ状況がLINEで行えることの紹介

現代の「葬式ごっこ」

いいやつだったな

安らかに

さようなら

悲しいよ

スタンプ(合掌)

スタンプ(泣き顔)

(6) アレンジ案6 傍観者について考えるグループワーク

見ている子の人権は？

見ている子

しずかちゃん

- **安心** ……次は、私がいじめられるかも。
心配 不安
- **自信** ……私には何もできない。
無力 ダメな自分
- **自由** ……話したいけど話せない。
ビクビク…

見ている子の人権は？

見ている子

「見ている子」はいじめを受けていない。
 でも…いじめがあると、
 「見ている子」の安心・自信・自由も傷つく

「いじめ予防授業」ワークシート

1. クラスでいじめがあるとき、見ている人(しずかちゃん)の人権(安心・自信・自由)は、どうなっているだろう？

安心

自信

自由

2. いじめを止めるため・小さくするために、周りの人(スネ夫・しずかちゃん)の立場で、できることは何かありますか。

年 組 名前 _____

(7) アレンジ案7 津久井いじめ自殺事件を用いて行為の感じ方が人によって違うことを知るグループワーク

中学2年生男子Aは盛んにボーイスカウト活動に参加していました。Aは、中学2年生が始まる際、別の中学校から転校してきました。Aは、友達の作り方がへたかもしれないと両親から心配されていたのですが、だんだんと現実のものとなっていってしまいました。具体的には次のようなトラブルが発生しました。

①Aが転校してきた当時クラスでは足掛け遊びがはやっていました。A君は集中的にかけられました。Aもやり返したりしました。

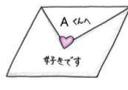
②Aが同級生に「バカ」などと言ったことで、同級生がこれに腹を立てて、他の同級生と一緒に、A宛に、「好きです」「体育館の裏に来てください」といったニセのラブレターを書き、Aに送り、おちよくりました。

③数人の同級生がAの教科書やワークに「バカ」「死ね」などと落書きしました。

④別の同級生がAとじゃんけんをして、負けたA君のほっぺたを罰ゲームとしてつねりました。Aのほっぺたには黒いあざができました。

⑤また別の同級生はAの写真に画びょうを刺しました。A君もその同級生の写真に画びょうを刺しました。

ワークシートに挙げたのは出来事の一部です。強いいじめか、弱いいじめか、いじめではないか、グループで話し合って○印をつけてください。

ワークシート	強いいじめ			弱いいじめ			いじめではない		
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>Aからバカなどの悪口を言われて腹が立ち、ウソのラブレターを送り、数名でAをおちよくりした。</p> <p>ラブレター</p> 									
<p>「バカ」や「死ね」とAの教科書に落書きした。</p> <p>落書き</p> 									
<p>同級生がAの写っている写真に画びょうを刺す。Aも同級生の写っている写真に画びょうを刺し返した。</p> <p>写真に画びょう</p> 									

第13節 差別

第1 まえがき

差別は、現在においても、重大な人権侵害をもたらす重要な人権課題である。昨今においても、ジェンダーの問題、外国人差別、障害者差別等、解決すべき課題の多い分野である。

また、個人の差別意識が学校でのいじめに結びつくなど、学校におけるいじめ・ハラスメントの問題とも密接に絡むほか、家庭・職場におけるジェンダーの問題、職場における多様性確保の問題など、差別に関する理解を高めることは、個人のいじめ・ハラスメント防止という側面において重要である。

本テーマは、個人における差別意識に気づき、差別意識に基づく行動を防止し多様性ある社会を形成することが誰にとっても必要であること、社会・制度における差別問題を理解させ、少数派の人権侵害が起きる仕組みを理解させ防止させるねらいがある。

また、発達障害については、発達障害者支援法により、第4条では国民が発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるように努めるべきとされ、第8条では「国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと」とされており、インクルーシブ教育に必要な支援が必要とされている。また、第12条では、「国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別され、並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること」が必要とされている。

このように、法律で、発達障害者に対する差別の解消、いじめの防止は行政機関の責務とされており、障害者に対する差別の解消を図る狙いがある。

第2 本テーマと学習指導要領との関係

各段階における関係する学習指導要領としては、以下の点があげられる。

1 小学校

小学校学習指導要領第3章「特別の教科 道徳」第2「内容」C「主として集団や社会との関わりに関する事」〔規則の尊重〕〔第5学年及び第6学年〕において、「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと」とされていること、また、同〔公正、公平、社会正義〕〔第3学年及び第4学年〕は、「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。」、同〔第5学年及び第6学年〕は、「誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること」とされており、本テーマは直接的に関係する。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第2節「社会」第2〔公民的分野〕2「内容」C(1)ア(ア)において、「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」とされており、差別については憲法14条平等原則にかかわること、また、差別意識に基づく行動が人権侵害であることなどから、公民として実施することができる。

同第5章「特別活動」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」2(2)において、「生徒及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」とされており、特別活動において道徳教育に関連する授業としても展開できる。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第2款第1「公共」2「内容」A(1)ア(イ)において、「人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること。」とされており、個人の尊重、互いのさまざまな立場を理解し高めあうという点は、差別や多様性の理解につながる。

また、同第2款第1「公共」2「内容」(3)ア(イ)において、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。」とされており、平等原則、差別の禁止などが関連する。

同第3「政治・経済」2「内容」A(1)ア(ア)において、「政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。」とされており、基本的人権の保障、現実社会の諸事象を通して理解を

深めるというトピックで、障害者差別解消法、男女雇用機会均等法、ヘイトスピーチ解消法など、実際の社会事象と法制度、憲法や条約で定められている人権理解などを絡めて授業を行うことができる。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

社会的要請としても、ジェンダー平等がSDGsにおける課題である一方、日本におけるジェンダーギャップ指数は118位(2024年)であり、意識改革が必要である(管理職におけるジェンダーギャップ指数も注目される)。工学部の女性枠の創設もあり、国民全体が、ジェンダーギャップ解消が必要であることの理解をさせなければ、かえって「逆差別」として女性に不平等感が向けられる事態ともなりかねず、必要な措置であることの理解させることは現代の学生に急務である。

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日に施行され、国民全体に障害者差別解消に向けた合理的配慮に対する理解を深める必要がある。インクルーシブ教育等特別支援教育は、障害を持つ人々が社会に包摂される根幹にかかわるものであり、国連等では是正勧告がなされるなど議論の必要な分野であることなど、差別に関する教育は、現実社会とも強いかわりを持つ分野であり、また、また、いじめも差別意識に基づいて行われることなど、差別問題は人権教育のかなめであると言え、授業の必要性は大きい。

そして、差別問題は、基本的人権の擁護を使命とし、少数派の人権を擁護・差別問題に取り組んできた弁護士が、実体験をもって教えることのできる分野である。単なる教科書的な知識の羅列ではなく、実体験(裁判例などに収録された事例を読み解き、解説することも含む)に基づいた授業を展開することができる。差別が決して遠い問題ではなく、現代に潜む身近な問題であり、制度化した場合には大規模で悲惨な人権侵害が行われることも教えることができる。また、自らの意識や行動を変え、発信していくことで、社会をよりよくしていくことができるという社会参加の方法も教えることができる。このように、社会問題を個人的な課題と結びつけることも可能である。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

差別をなくす教育(ジェンダー、LGBT、障害者、発達障害、外国人等)については、アンケートによると、小学校55%、中学校53%、高校41%の学校が希望している。

学習指導要領で見た通り、差別における問題は、法制度の問題とも絡むため、公民、政経などで取り扱いなどを、高校生に向けて積極的に広報することも検討される。

第5 弁護士会での取り組み状況

差別に関する授業は、法教育委員会のほか、憲法問題委員会、両性の平等委員会、高齢者・障害者委員会で取り扱われている。

各弁護士会で様々な興味深い取り組みが行われているので、タイトルを以下に紹介する。

「芝信金男女昇給・昇格差別事件（平等権）をテーマとした授業」「ハンセン病についての授業」（東京弁護士会 憲法問題対策センター）、「性と人権」「性の多様性」「セクシャルマイノリティーと婚姻」「セクマイ」「デートDV・LGBT」（東京弁護士会 性の平等に関する委員会）、「障害者や高齢者等に関しての人権問題」、「平等権が保障されているにも関わらず、『平等なの?』と感ずること（例）専用車両、高校の募集定員など、ジェンダー平等の視点を中心に」「外国人の法律問題 外国人お断り!? 事件」（第一東京弁護士会 憲法問題協議委員会）、「模擬立法 ジェンダー不平等はクォータ制で解決できるか」「ヘイトスピーチに関して、グループワークや発表を通じて『私たちが考えるベストのルール』の策定」（第二東京弁護士会法教育委員会）、「いじめ予防授業・性の平等」「みんなが尊重される社会を作るために考えよう」「差別に関する問題」「男女差別をなくすために学ぼう『デートDV・ハラスメント問題等』（埼玉弁護士会）、「男女平等」「LGBT」「外国人差別」（新潟県弁護士会）、など、各会で多数実施されている。

今回、障害者の中でも「発達障害」を取り扱うこととしたが、学校現場の中でも目にすることが多く、教育関係者にとっては身近なテーマである一方で、児童生徒にとっては、理解が難しいこと、また当事者がクラスに在籍するため取り上げること躊躇されるためか、これまで取り上げられた形跡はなかった。

第6 本テーマを通じて身に付けてもらいたい能力

世界人権宣言や憲法において、平等が規定されていること、人権とは何か、差別とは何か、差別感情（差別意識）とは何かを説明し、実際の事例を検討することで、身近な場面に差別的な言動が行われ、それが被対象者の人権を損なっていることを理解させ、現代日本においても差別が存在していること、それに対応していくべき考え方について理解させる。また、差別（見下しや排除）の問題点は、いじめとも共通しているため、人をいじめることの不公正さについて理解させる。

授業案③④ 差別一般

1 対象

中学校3年生～高校生向け

2 授業の概要・ねらい

差別を差別感情（気持ちの問題）と制度における差別（制度の問題）にジャンル分けし、1コマ目に差別感情、2コマ目に制度における差別を扱う。

・ 人権

人権が守られている状態はどんな状態かを安心・自信・自由のキーワードを使って理解する。

・ 差別

差別感情（1コマ目）と制度における差別（2コマ目）の内容を理解する。

憲法14条の平等について理解する。

・ 差別意識に基づく行動

事例を検討し、発言が差別意識に基づく言動と言えるか、人権が侵害されているといえるかを検討する。ヘイトスピーチ、外国人への暴行など、差別意識に基づいた場合、人権侵害がエスカレートした実際の事例を紹介する。

困りごとを解決する手段として、差別・いじめ等の人権侵害（安心・自信・自由を傷つける）手段を選択することが間違いであると理解する。

3 授業の流れ

1 限目

1限目は、差別感情について考える事例とグループディスカッションで授業を構成。

(1) 導入（5分）

弁護士の紹介（簡単に済ませる）。

(2) 展開1（5分）

世界人権宣言・平等について説明する。

○人権とは何だろうか。

世界人権宣言1条、憲法11条の紹介。

⇒人権は、生まれながらに持っているもの、

弁護士の仕事とは？

- ・自己紹介
- ・弁護士は人権を守る仕事

弁護士法
第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。
2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」

人権って何だろう？

・世界人権宣言 第1条
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

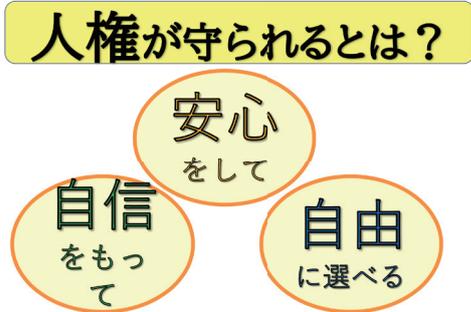
生まれながら、すべての人に平等にある権利

・憲法 第11条
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

人間らしく生きる権利など

○人間らしく生きる権利とはどういうことか。

「人権が守られている状態」を「安心」「自信」「自由」のキーワードを使って説明。



- 安心** ⇒ 不安や恐怖をもたず
心を安らかにいられる
- 自信** ⇒ 自分が大切な存在だと
信じていられる
- 自由** ⇒ 大事なことを自分で
自由に選んで生きれる

(3) 展開2 (5分)

世界人権宣言2条、憲法14条の紹介。→「差別」「差別されない」と出てくるが、差別とは何かの説明はない。

○差別にはどのようなものがあるか。

⇒人種差別、男女差別、容姿による差別、学歴に差別など

人種差別撤廃条約1条を例に出し、「差別」あらゆる公的な生活分野で平等に人権や基本的自由を認識、享受、行使することを妨げ、害する目的や効果をもつあらゆる差別、排除、制限、優先と定められていることを紹介。

○差別感情（意識）とは何か。

→「差別」とはどのようなものかについて、「見下し」と「遠ざけ」という判断基準を伝え、自身で判断できるようにする。

差別には、個人の意識に基づく差別的言動、個人の差別感情が集団化した制度における差別があることを意識させる。

(4) 展開3 25分

創作事例1を紹介。

差別ってなんだろう

どのような差別があるか考えてみよう。
自分が、差別を受けた、と感じることはあるかな？

世界人権宣言
すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

差別って何だろう？どのようなことが差別？

・人種差別撤廃条約 第1条
「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果をもつものという

事例から考える ～差別感情（差別意識）とはなにか～

見下し

- ・「能力が劣っている」「なまけもの」「汚い」「性格が悪い」等の負の価値を付与して「上下」関係を作る
- ・自分より不幸な人と比較して自分の主観的な「幸福さ」を高めている
- ・自尊感情の低い人はじ下方比較を行いやすい
- ・自己の優位性の確保の側面も

遠ざけ

- ・「我々」と「彼ら」に区別
- ・「彼ら」は外部の異質な人との意識
- ・知らない人、理解が及ばない怖いこととして捉え「彼ら」を理解する気持ちが薄れる

事例から考える ～差別感情（差別意識）～

Aさん



- 日本人の父親とフィリピン人の母親との間に生まれる
- 両親は離婚、母親、妹の3人暮らし。母親は夜間営業の飲食店勤め。
- Aさんは他人とコミュニケーションをとるのが苦手。特に大勢の友人の中で過ごすと考えがまとまらなくなり、強い言葉を発してしまったり、反対に無言になってしまったりすることがある。他方で、何かを思いついたときには、ひたすら自分の意見を話し続ける一面もあり、クラスメイトの中にはAさんとグループになるのを嫌がる人がいた。発達障害とのうわさ、障害者手帳を持っているとのうわさがある。
- Aさんは、見た目の違い、コミュニケーションが苦手なことから、同級生や友人にからかわれていた。
(Aさんが黙っているときに)「日本語分かる？」
- 今も同級生の一部から直接・間接に言われる。
(Fがぼろぼろの靴を履いていたため)「Fやばいじゃん、金足りんの？」
「出稼ぎでしょ？」
- (外国人の話題の時)「外国人って集まると犯罪するじゃん」
「はったつ」「アスペ」

(Fのあだ名として)「フィリピン」「F(フィリピンを略した)」「ピーナ(フィリピーナを略した)」

(進路を考える際)「障害者枠で就職するんだろ」「楽な就活してんな」

グループディスカッション

- 発言ごとに、①発言したクラスメイトがそのような発言をしたのはなぜだと思えるか、②各発言は差別的な発言だと思うか、思う場合はどのような差別感情に基づいた発言か考える、③Aの安心・自信・自由がどうなっているか考える。

ここでは、「あだ名として『フィリピン、F、ピーナ』と呼んだ」「外国人って集まると犯罪するじゃん」「はったつ、アスペ」という内容ごとに検討する班を分ける。

各班から発表。

各班の発表の後、改めて①～③を整理する。

①については、「その場の話に合わせた」「面白いから」「言い始めた人に同調した」「そこまで悪い言葉と思わなかった」など、発言した人にとっては軽い気持ちなどが引き金となって各発言をしていた可能性に気づいてもらう。

②については、クラスメイトの発言でAの安心・自信・自由が傷ついていることに気づいてもらい、クラスメイトの言動には、外国ルーツを持つ人への差別、経済的弱者への差別、見た目の差別、職業差別、外国人差別、障害

• Aのあだ名として、「フィリピン」「F」「ピーナ」

発言した理由

- 見た目への違いに注目したあだ名。それほどの意味はない。みんなが言っているから。からかい。

発言は差別意識に基づくか

- ……外国にルーツを持つ子どもへの差別
- 出自をことさらにあだ名にする必要がない。見下す意識。
- 少数派の相手を「自分たちとは異なる」として遠ざける意識。

Aさんの安心・自信・自由はどうなっているか？

「みんなとは異なる」と繰り返し強調されることで、安心、自信、自由がない。

●(外国人の話題になった時)「外国人って集まると犯罪するじゃん」

……外国人が集まると犯罪をするというレッテルはり、根拠のない見下し、犯罪をする集団として「遠ざける」意識(外国人差別)

発言した理由

外国人が集まると犯罪すると誰かから聞いたことがあった。Aに対して警戒感(嫌な気持ち?)があった。

発言は差別意識に基づくか

外国人を犯罪と結びつけて見下し、自分たちのコミュニティから遠ざけようとしているため、差別意識がある。

Aさんの安心・自信・自由はどうなっているか？

Aさんは、犯罪と結びつけた目で見られており、安心できない。自信もなくなる。また、自分の行動がみんなから否定的にとらえられているのではないかと感じ、自由がなくなる。

者差別などの意識がクラスメイトの各発言に隠れている可能性があることを指摘し、差別感情が「見下し」と「遠ざけ」からできていることを説明する。

●●「はったつ」「アスベ」

発言した理由

コミュニケーションが難しかったから(クラスメイト)。発達障害だというわさがあったから。

発言は差別意識に基づくか

- ・…言い方からして、あざけりの気持ち、障害者が劣等であることを「見下す」発言(障害者差別)
- ・また、自分たちとは異なる存在という「遠ざけ」

Aさんの安心・自信・自由はどうなっているか？

みんなから見下されており、安心できない。すべてにおいて自信がなくなる。自分のどんなことも、発達障害のせいだと思われて自分のせいとされるため、自由に行動できない。

③については、クラスメイトの発言でAの安心・自信・自由が傷ついていることに気づいてもらう。

(5) 展開4 10分

ヘイトスピーチ、技能実習生暴行等を題材として、差別意識がエスカレートした実際の事例を紹介

ヘイトスピーチとは？

- ・特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」(内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成29年10月)」より)。
例えば、
(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの 「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など
(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの 「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など
- ・(3)特定の国や地域の出身者である人を、著しく見下すような内容のもの
特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど

18

2013年ころ、在日韓国人へのヘイトスピーチ

- ・「良い韓国人も悪い韓国人も どちらも殺せ」
- ・「朝鮮人 首吊(つ) し毒飲メ 飛び降りロ」
- ・今年2月9日、在特会と友好関係にある団体主催のデモで掲げられていたというプラカードを目にした人の多くが、あつと息をのんだ。殺人教唆とも取れる言葉が、平然と踊っていたからだ。(「コリアンタウンで起きていること、憎悪は難力に変わった」 朴 順梨(ハク・スニ) / フリーライター 2013年7月16日公開)
- ・「ゴキブリ」 「朝鮮人は国に帰れ」と叫ぶデモ(2013年3月31日 JCAST 記事参照)

- ・ヘイトスピーチを受けた人の、安心・自信・自由は害される
- ・話している人、聞いている人の差別意識も助長する

19

ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行された。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

20

実際にあったベトナム人に対する暴行の事例

- ・男性は、ベトナム出身。妻子の生活を支えるため、2019年10月に単身で来日。旅行で来たことはなく、初めての日本だった。「日本を選んだのは、人が優しく、テクノロジーが発展したイメージがあったから」
- ・岡山市内の建設会社で働く。1カ月ほど経ち、建設現場や社内で日本人の同僚から暴力を振るわれるようになった。
- ・「外国人で日本語が下手だったということだけで、仕事でも仕事の後も、バカにされ、毎日のように暴力が続きました」
- ・暴行していたのは、主に日本人の同僚。ほろまで体をたたかれることに始まり、日に日にエスカレートしていったという。けがも増えていき、2020年5月には、同僚に投げ渡された建設資材が口に当たって、歯が折れ、上唇が切れた。11月には、安全靴で蹴られてるっ骨が3本折れた。先のとがった工具で足の裏をさされた。(2022年2月3日 globe+ Asahi Shinbun)相談を受けた人「バウハラの相談は多いが、そういうレベルではない。あまりのひどさに言葉が失いました」
- ・2022年6月7日、岡山県警が会社従業員等を書類送検。(朝日新聞 6月8日記事)
- ・日本人の同僚の行為の背景にあるものは？

21

(6) まとめ 5分

人を見下す気持ちは、対象が自分(達)より何らかの意味で「下」であるという意識であり、「能力が劣っている」「なまけものだ」「汚い」「性格が悪い」などのマイナスの価値を対象者に付与して「上下」関係を作る。人は自分と相手を比較して、自分より「下」にいる存在を作ろうとするものであり、これを「下方比較」という。人は自分より不幸な人と比較することによって、自分の主観的な幸福さ(well-being)を高めることができる。下方比較は主観的な幸福さの減少によって引き起こされるといわれており、自尊感情(self-esteem)の低い人ほど下方比較を行いやすい傾向にある。自己肯定感が低い人ほど、他者を「下」とみて自分の幸福感を満たそうとする

状況がある。

「遠ざけ」は、自分たちと被差別集団は異質であると扱うことである。「彼ら」と「我々」を明確に区別し、被差別集団は「外部」の自分たちとは異質な人々であるとする。犯罪者は自分たちとは全く違う特異な人たちだと「遠ざけ」る。外国人は、障害者は、あの人は、「自分たち(=我々)」とは違う存在なんだと区別することが「遠ざけ」である。知らない人や知らないことには恐怖心が生まれ、怖いこととして捉えてしまったり、自分と違う「外部」の人たちを理解しようとしたりする気持ちが薄れる原因になる。「遠ざけ」は差別意識を高める大きな原因になっている。

事例ではクラスメイトは、Aがフィリピン人だということで、「自分たち」とは違う存在と遠ざけ、障害者、外国ルーツ、貧乏という「属性」からAを「下」として「見下す」意識を言葉にしている。

「属性」を理由に「見下し」「遠ざけ」る集団化した意識が差別。個人の差別感情が集団化して社会的な差別意識となる。

他者を「見下す」意識は多かれ少なかれ持っているかもしれないが、差別感情を公共の場に出すことは相手の安心・自信・自由を傷つける(=いじめにもあたる)ので許されない。

「遠ざけ」(被差別集団の外部化)が外部である「彼ら」を理解しようとする気持ちを薄れさせ、知らない属性の人に対する恐怖心等を生み出す。

差別意識がエスカレートすると、ヘイトスピーチやハラスメントにつながりうる。

差別問題は遠い世界の出来事ではなく、現代日本での人権課題であることを理解させ、差別的言動の危険性を実感する。

これら差別的な発言は、「いじめ」にもなる。クラスで「おかしいよ！」と声を上げるのはすごく勇気がいるし、できないことも多いかもしれない。しかし反対の意見を言う人がいなければ、クラスの中でAさんのような人は見下される存在だという雰囲気、差別意識がその集団に出来上がる。発言していない人からすれば、自分は何も関わっていないはずなのに、差別意識がある集団に属していることになっている。集団としての差別意識は、意識的になくそうしなければ、いつの間にか出来上がっている。

2 限目

(1) 導入 5分

- 中高生で、ジェンダーギャップを感じるか
- 高校生は実感しにくい例もあると思われる

性別によって受ける扱いが異なっていることってありますか？

女の子だから、お手伝いしなさいと言われる？	(男の兄弟よりも、手伝いを求められる)	女の子だから、見た目をちゃんとしないとと言われる？	(男の子だと、化粧しにくい？)
委員長、生徒会長は男の子のほうが多い？	(男の子が立候補していたら、譲っちゃう？)	男の子だから、泣くな！と言われる？	(悲しくても、泣きにくい？)

るので、自身が実感する男女差別があるかを聞く。

○仕事・家事・育児について、男女で違いはあるか

○社会においては、ジェンダーギャップが存在すると思うか

○社会においてジェンダーギャップが存在する要因は何だと思うか

社会の中で、議員、弁護士、管理職、医師に女性割合が低いことを指摘する

傾向として・・・

- ・「へき」かどうかは別として、
 - ・男性が「有償」（お金をもらえる労働）に従事し、女性が「無償」（お金をもらえない労働 ケア労働）に従事することが多い。
- ⇒家庭・社会になにをもらっているか？

※無償でも、育児・家事などのケア労働は有償労働と同様か、あるいはそれ以上に評価されるべき労働であるが、個人的には、夫婦となった時に、有償労働を中心に担っている男性によるハラスメントにあうリスクを考えると、「無償」労働のみに従事するのは一定のリスクを感じる。

弁護士、裁判官、検察官は？

- ・裁判官、検察官（検事）、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇しており、裁判官が22.6%（令和元（2019）年12月現在）、検察官（検事）が25.4%（令和2（2020）年3月31日現在）、弁護士が19.1%（令和2（2020）年9月30日現在）となっている。なお、令和3（2021）年3月現在、女性2人が最高裁判所の裁判官（全15人）に任命されている。
- ・司法試験合格者に占める女性の割合は、平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており、令和2（2020）年は25.3%であった（1-1-10図）。

- ・男女共同参画基本計画では、2025年度末までに、検察官に占める女性の割合を30%とすることを成果目標として定めている。

司法職に女性が少ないことは、何をもらっているか？

27

(2) 展開1 35分

事例2として、医学部入試事件の事例を把握してもらおう。

教育基本法4条1項は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定め、大学設置基準2条の2は「入試選抜は、公正かつ妥当な方法により行う」と定めている。

○一律に小論文の得点を減じた上で、男性現

仕事・家事・育児については、男性と女性で違いはあるかな？ 違うべきだと思う？

男性のほうが、外で仕事をしている時間が長い？

（男性は、外で仕事をしているべき？ 一家を支えるべき？）

女性のほうが、家事をしている？（食事、部屋・お風呂・トイレ掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物）（女性が家事をすべき？）

女性のほうが、育児をしている？（赤ちゃんのお世話、保育園の送り迎え、病院に連れていく、赤ちゃん・子どもの寝かしつけ、宿題・学習のチェック、学校の持ち物チェック、衣類の買い揃え）（女性が育児をすべき？）

ライフイベント（出産、転勤、親族の介護・病氣）のあるときに女性が仕事を辞めることが多い？（女性がやめるべき？）

日本の議員、管理職（部長や課長）、（校長先生、副校長先生）の女性比率

- ・女性議員と男性議員の比率 令和3（2021）年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は17.7%、当選者に占める女性の割合は**9.7%**。
- ・女性の高校の管理職の比率 厚生労働省がさきごろ発表した2022年度「雇用均等基本調査」結果によると、管理職に占める女性の割合は**12.7%**。
- ・公立の小・中学校、高校、特別支援学校に勤める女性管理職の人数は昨年4月1日現在で1万5103人となり、昨年度よりも746人増加したことが分かった。学校管理職に占める女性の割合は1.2ポイント増の22.3%。高校の校長は、8%。

男女の働き方、育児・家事の分担、ライフイベントにおける離職などの事情は影響しているか？

- ・集団における大事な意思決定にかかわる「議員」、「管理職」（学校管理職）に女性の関与が少ないことは、なにをもらっているか？

女性医師の比率

- ・医療施設で働いている医師、歯科医師に占める女性の割合は上昇傾向にある。
- ・医師のうち女性の割合は昭和51（1976）年の9.4%から平成30（2018）年の**21.9%**まで上昇を続けている。

事例から考える～医学部入試事件～

- ・A大学では、医学部医学科の入学試験は、一般入試 / センター（共通テスト）利用入試 / 推薦入試 の3種類があった。

一般入試 と センター利用入試 の二次試験で

- ①全受験者の小論文の得点を一律に減じる（×0.8）
- ②男性受験者の現役～3浪生は傾斜をつけて加点
- ③女性受験者と四浪以上の男性受験者は加点しないという調整

生徒募集要項等で本件属性調整の実施は公表せず

①小論文の点数を×0.8にする

②男性
現役生 ……20点加点
一浪 ……20点加点
二浪 ……20点加点
三浪 ……10点加点
四浪以上 ……加点なし

③女性 ……加点なし

女性が受かりにくい入試。なぜか？

- ・医大入試差別をしていたのは、単独ではなく、複数の私立大学。
- ・医大は、大学病院を運営している。医学部の学生は、6年間学び、試験を受けて、医師になる。その大学病院で勤務することも多い。
- ・大学病院は、高度な医療、救急医療を担っている。
- ・救急医療は、当然ながら24時間体制。夜間も、医師不在とするわけにはいかない。
- ・所属医師は、救急医療を、当番制で行っている。「当直」といわれる。
- ・「当直」は、まず通常勤務。その後、夜間勤務。その後、そのまま通常勤務、要するに丸二日通して働く。
- ・大学病院の経営のために、「当直」をこなす医師が必要とされている。

30

役生・1浪生は加点し、多浪生や女性は加点しない（加点を減らす）扱いが「差別」ではないか。

グループディスカッションをしてもらう。

中高生は、入試差別が生じた理由とされる当直制度等の意思の過酷な労働実態、女性の育児・家事の偏重の問題の実感がないので、紹介する。

○大学がこのような入試制度にした意図がどこにあるか。

①女性について

⇒結婚や出産で離職したり夜勤ができなかったりする女性医師を歓迎しない。

⇒当直しない人が多いから女性医師を増やしたくない。

※「女性は家庭で子育て」という偏りを強化する方向につながることを指摘した上で、性別という自らの努力や意思で変えることのできない属性を理由として女性受験者を一律に不利益に扱うもので差別にあたることを説明。

②浪人生について

⇒大学入学時に浪人した人は、卒業後の医師国家試験の合格率が低い（と思われている）。

※差別ではないとの意見については、「理由付け」の根拠が客観的データに基づいているか、その区別が「見下し」「遠ざけ」につながり浪人生への差別意識に繋がらないかを考慮する必要があることを指摘する。差別であるとの意見については、大学の経営の自由（憲法22条）がどの程度制限されるかも検討する必要があることを指摘する。公表すればよいとの意見については、医大の数と浪人生や女性を加点なしとする大学の数、その地域に進学できる医大がどの程度あるか、大学の経営の自由で淘汰されていく問題であるか等を検討する必要があることを指摘する。

※以下、時間があれば言及する。

第三者委員会の調査報告書について言及し、女性を不利益に扱う部分は、平等原則、教育の機会の均等及び入試手続の公平性の要請に著しく反するものとして、到底許されない。女性に妊娠や出産というライフイベントがあるとしても、様々な社会的支援等により女性の働き方を十分に尊重しながら、方策を講じるべきであり、現状を肯定的に受け容れるものではないとしても、女性受験生にそのつけを回すことを正当化する理由はない。としていること、浪人生については、機械的・一律に、多浪か否かという属性のみに着目して、多浪の受験生を不利益に取り扱うことは著しく不合理であり、許されない。受験生の個別の資質を見極めることなく一律に得点調整す

女性の希望している診療科について

・他方で、女性医師の割合は診療科ごとで差があり、医師数が1万人以上の診療科別に見てみると、**眼科（38.8%）、産婦人科（37.7%）、小児科（35.1%）**等では割合が高くなっているが、**整形外科（5.2%）、外科（6.2%）、循環器内科（12.1%）**等では低い水準に留まっている。薬局及び医療施設で働いている薬剤師に占める女性の割合は、平成14（2002）年まで上昇していたが、それ以降はほぼ横ばいとなっている（I-1-11図）。

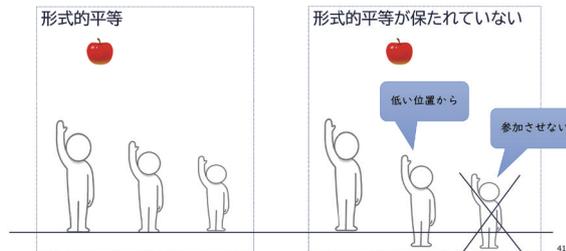
ることを正当化する根拠になるとは考えにくいとしていることを紹介する。

裁判例にも言及し、【女性】（東京高判令和5年5月30日）本件属性調整は、性別という自らの努力や意思によっては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱うものであって、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものというべきである。【浪人生】（東京地判令和2年3月6日）本件得点調整は、属性により一律に不利益に扱うものであるところ、被告は、本件得点調整が合理的な根拠に基づく差別的取扱いであることについて具体的な主張立証をしていない。本件得点調整は、憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであって、本件対象消費者との関係で違法である疑いが極めて強いものというべきである。出願者にとって、大学受験における合否判定が、その後の人生の岐路となり得る重大な事項であることはいうまでもなく、出願者は、被告が平等原則を尊重し、多様性に配慮した上で公正かつ妥当な方法による選抜を行うことを前提として、大学への出願を行うものと解される。募集に際して、本件対象消費者に対し、学生募集要項等により、その属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当であり、被告において上記告知を行わず、密かに本件得点調整を行っていたことは、本件対象者との関係で違法との評価を免れない。

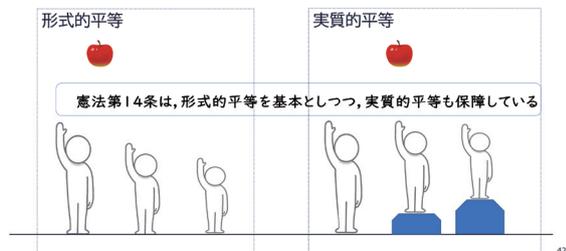
(3) 展開2 15分

実質的平等については、憲法14条を紹介し、差別を考える前提として平等について形式的平等・実質的平等を、リンゴをジャンプして取る課題を例に説明する。参加者のうち一部を不利な位置からジャンプさせたり、参加させなかったりするルールにしている状態は形式的平等が保たれていない状態。参加者3人が身長180cmの人、150cmの人、100cmの人だったとき、同じ地面からジャンプすることが平等か（形式的平等・機会の平等）皆を同じ180cmにすることが平等か（150cmの人には30cmの踏み台を用意する等）（実質的平等・結果の平等）を紹介する。

平等とは？ ジャンプしてリンゴを取る課題



平等とは？ ジャンプしてリンゴを取る課題 身長が異なる3人が参加 同じ地面からジャンプが平等か？ 同じ高さにしてジャンプが平等か？



以下は、障害者雇用か、あるいは、理工学部的女性枠について、いずれかを選択して検討する。

ケース1 障害者雇用

事例1で「障害者枠で就職」「楽な就活」という発言は、障害者雇用促進法で企業に障害者の雇用が義務づけられていること（障害者雇用促進法43条）に基づく。このような制度が導入された背景を説明する。障害者であるために仕事に就きにくい現状、働くことは社会の一員として自分の存在を肯定されているとの承認欲求を満たすものであり「自信」のために必要なことであり、障害者が仕事に就きにくいという不利益状況を改善するための措置（不利な人に手厚く）であることを説明する。

歴史的・社会的に差別を被ってきた集団は、機会を平等にしたからといって、それだけで今まで被ってきた不利益を改善されない。差別を受けてきた人たちに手厚くというのが実質的平等の考え方である。

ケース2 理工学部の助成枠

理工系学部の女性枠導入の動きについてニュース記事を紹介して実質的平等と逆差別について、都立高校の男女別定員撤廃の記事を紹介して実質的平等のために導入された定員制が時代の経過によって形式的平等を害する状況となっていたことを紹介する。

工学部の女性枠は？

- 保護者・教員に、女子は数学が苦手、理系は男子が得意という無意識の偏見が指摘されている。
- 「本紙が昨年4月、自然科学工学部に進む女子が少ない。
- 学系の女性研究者203人に調査したところ、64%に当たる129人が「無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）」を選んだ。回答者によれば「女子は理系分野が苦手という偏見」「女性は文系との思い込み」などがあるという。」（東京新聞2023年1月7日記事）
- その弊害も指摘されている（モノづくりにおける女性の知見が反映されない）。

43

(4) まとめ 5分

制度における差別、その差別が人権を害することを理解させる。

授業案③⑤ 発達障害について

1 対象

中学生・高校生

2 授業のねらい

- ・ 発達障害の特性について理解し、発達障害の本来の特性と、社会的不適応から生じた二次障害との区別、障害における社会的障壁の考え方（医学モデルから社会モデルへ）について理解する。
- ・ 発達障害のある相手に対する差別的取り扱いが人権侵害に該当することを理解させ、差別・いじめを防止する。
- ・ コミュニケーションを不得意とする生徒と、コミュニケーションの問題が生じた場合の解決方法を考え、差別・いじめを防止する。
- ・ 発達障害の生徒に対するいじめを正当化する言い分について、根拠をもって否定し、差別・いじめを防止する。

傍観者にも、障害者差別解消法、障害者基本条約の理念等、（合理的配慮、インクルーシブ教育、隔離の否定）等法制度上、合理的配慮をしないことが「差別」になることの理解、「排除」が端的に差別であることを理解し、傍観者にもいじめが正当化されないことの理解を促す。

3 授業の流れ

1 限目

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 15分	○自己紹介 ◎生徒間のコミュニケーションの問題が生じているときに、「発達障害」という概念が持ち込まれた事例の紹介【ワークシートの事例】 ① クラスメイトが、当初から A さんの議論を遮断する理由（トラブルを避け、議論を効率的に進めたいというクラスメイトの気持ちを検討する） ・ 発達障害についての理解（5分） ・ 医学モデルと社会モデルの確認（5分） ・ 医学モデルと社会モデルによる事例の分析（5分）	個人の特性だけでは「障害」ではなく、社会的な障壁（マジョリティによる無理解）により障害となることを理解させる。 発達障害のそれぞれの特性を説明し、そのような特性は誰もが多かれ少なかれ有しているものであることを理解させる。
展開 30分	○「発達障害」であることを理由に、コミュニケーションの問題を A さんの問題とすることは正当か。	差別により、人権侵害となること、困りごとを解決する手段を検討させる。時間の制約のある場合は、③以外は挙手にする。

	<p>① クラスメイトの行動は差別か？その理由は？ 講義・差別とは何か「見下し」と「遠ざけ」(10分)</p> <p>② Aさんの人権が侵害されていないか？ 講義・人権とは何か「安心・自信・自由」(10分)</p> <p>③ トラブルを避ける方法はないか？(10分) グループワーク・挙手</p>	<p>差別、人権侵害とは何かを自分なりに判断できるようにする。</p> <p>差別・人権侵害とならないコミュニケーションはどのようなものかを検討させる。</p>
まとめ 5分	<p>◎コミュニケーショントラブルを、「発達障害」であるとして一方的に他者に帰責させ、人権を侵害することは差別で許されない。 コミュニケーションの齟齬は相互に解決すべき課題</p>	<p>発達障害を理由に他人を排除することは、積極的な相手への攻撃ではなくても、差別であることを意識させる。</p>

2限目

導入 5分	<p>◎続きの事例紹介【ワークシート事例の続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさんに、本来の特性ではない二次障害が生じていること ・B、Cの行為は差別であること ・B、Cの行為により人権侵害が生じていること 	<p>発達障害から二次障害が生じる仕組みを理解させる。</p>
展開1 20分	<p>○ディスカッション（ワークシートの(1)と(2)のBとCの言い分を検討）(10分)</p> <p>(1)いじりに過ぎないというB、C主張</p> <p>(2)Aが悪いというB、Cの主張</p> <p>○発表（5分）</p> <p>○解説（5分）</p> <p>(1)は、人権侵害はいじりとして正当化されないこと、及びいじめ防止対策推進法の定義を確認する。</p> <p>(2)は、Aが迷惑をかけているという点について、コミュニケーショントラブルという点はマジョリティのルールへの押し付けに過ぎないことを確認。押し付けた点は、Aは指導されるべきであるが、B,Cの行為が正当化されるわけではないことを確認。また、二次障害である点を確認。</p>	<p>時間の制約上、すべてを発表してもらうことは難しいため、各設問ごとに2~3グループほどの発表とする。</p> <p>いじめる側の良く主張される言い分を検討し、それによっていじめが正当化されないことまで理解させる。</p>
展開2 20分	<p>○ディスカッション（ワークシートのクラスメイトの言い分を検討）(10分)</p> <p>(3)Aに対する不公平感</p> <p>(4)Aは隔離すべきであるとの主張</p> <p>○発表（5分）</p> <p>○解説</p> <p>(3)に対応する形で、障害者差別解消法と合理的配慮</p> <p>(4)に対応する形で、障害者権利条約とインクルーシブ教育を紹介。</p> <p>隔離＝差別につながりうることを理解</p>	<p>平等原則、障害者権利条約、障害者差別解消法の紹介を行い、合理的配慮は実質的平等をはかるものであることを理解させる。</p> <p>隔離により人権侵害が行われてきたことの歴史・国際的な視点を利化させる。</p>
まとめ 5分	<p>○発達障害を「障害」にしているのは社会的障壁であること</p> <p>○合理的配慮は障害者の人権を保障するものであること</p> <p>○障害者を隔離する発想は人権侵害であること</p>	

1

障害と差別について

中学校・高校向け授業案

2

弁護士の仕事とは？

- ・講師自己紹介
- ・弁護士は人権を守る仕事
「弁護士法」
- ・**第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。**
- ・**2 弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」**

3

事例を考えてみよう

- ・Aさんは、小学生の時、クラスを飛び出してしまうことが頻繁にありました。
- ・仲良くなりたい人にいつもついて行き、相手に嫌がられることがありました。
- ・中学生になったAさんは、クラスで議論していると、無言になってしまったりすることがある一方で、他方で、何かを思いついたときには、議論がまとまりそうでもひたすら自分の意見を話し続け、自分の意見にこだわ的一面もあります。Aさんがいるとグループ活動が進まないときがあります。
- ・また、グループで行わなければならない課題も、Aさんが自分の分をいつも忘れてきて、話が進まないことがありました。

4

事例つづき

- ・クラスメイトは、そんなAさんとグループになるのが嫌だと言っている子もいます。
- ・「私」も、そんなAさんに苦手な気持ちを持っています。
- ・そんなある日、私は、Aさんは「発達障害」らしいと聞きました

5

事例に戻って・・・

- ・「私」も、クラスメイトの話聞いて、Aさんは発達障害の傾向があるよだと思いました。
- ・Aさんが発達障害だとウワサが広まり、クラスメイトの態度が変わり、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。
- ・クラスメイトの中には、Aさんとトラブルになると、あの人は「特性」あるからねという話を陰で話す人もいます。

6

検討してみよう

「クラスメイトの中にはAについて、あの人は「特性」あるからねと陰で話している人がいます」
 「Aさんが発達障害だと聞いてから、クラスメイトの中には、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。」

- ①クラスメイトは、どうしてそのような扱いををすると思うか？
- ②クラスメイトの扱いは、差別意識（見下し、遠ざけ）に基づくものか？
- ③クラスメイトの扱いにより、Aさんの人権（安心、自信、自由）はどうなっているか？

7

①クラスメイトの行動の理由は？

- ・まとめようとした議論が崩れるストレス⇒面倒くさいので、意見は聞かないことにする。意見を聞かないことで、黙っていても聞いてほしいことをAさんに間接的に伝えている
- ・グループでの議論をうまくすすめるため
- ・Aさん個人への悪感情の高まり。「話にちゃんと参加してない」「わがまま」。
- ・Aさんと生じていたコミュニケーショントラブル⇒Aさんの特性（発達障害）のせいだ
- ・Aさんの話を切り上げようとする人たちに合わせる（同調圧力）

8

Aさんが発達障害だから？では、発達障害ってなんだろう？

- 発達障害者支援法
- 定義 第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
 - 国民の責務 第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念のっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

9

発達障害とは

ASD 自閉スペクトラム症

ADHD 注意欠如多動症

LD 限局性学習症

DCD 発達性協調運動症

※IQが高い人もいれば 低い人もいる

10

ASD (自閉スペクトラム症) とは

※ 東京自由学「発達障害大図」目録 99-100ページ 2.2.6頁 精神科医中田浩夫氏に対するインタビュー

・大まかな特徴は二つ (※医学的な診断は、DSM-5による。)

対人関係が
苦手

+

自分の関心、
やり方、ペースの維持を
最優先させたい
(=こだわりがある)

→

障害??

11

ADHD 注意欠如多動症とは

不注意

忘れ物が多い
時間を守れない
片付けられない

多動性

机を揺らす、体を
ゆする、ペン回し
をする、ひたすら
絵を描いている、
頭の中にいろいろ
な考えが浮かぶ

衝動性

衝動的に
行動してしまう

➡ 障害??

12

DCD 発達性協調運動症とは

・「協調」という脳機能の発達に問題があるために、運動や動作にぎこちなさが生じたり、姿勢に乱れが生じ、日常生活に支障が出てしまう。参照 NHKハートネットウェブサイト

体育の授業が
苦手

靴ひもを結ぶのが
苦手

箸・ナイフ・フォーク
を使うのが苦手

ハサミや定規、
コンパスを使うのが
苦手

正確さを要求される
理科の
実験が苦手

字を書くのが
苦手

リコーダー・鍵盤な
どの楽器の
操作が苦手

➡ 障害??

13

不注意、こだわり、運動音痴。
個性の一つでは??

たとえば、弁護士も、会社組織ではやっていけない(こだわり、対人関係が苦手?)という人も一定数いるが、適応していれば、「障害」ではない。

同調が強く求められる場では、二次障害(うつ等)起こす可能性も。

どのような環境にあるかで、「障害」であるかが異なる。適応している場合は、「個性」の一つ。ニューロダイバーシティ(神経の多様性ともいう)

「大人の発達障害」が増えている

⇒適応すべき環境が厳しくなると、「障害」も増える。

14

社会モデルと医学モデル

医学モデル

障がい=その人個人の
心身機能の問題

↓

その人に対する働きかけ
治療、リハビリ、努力、工夫で
障がいを乗り越える

社会モデル

障がい=社会が障がいを
作り出している

↓

社会のあり方を工夫して
障がいをなくす

15

障害者権利条約 (前文)

- ・「障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め」
- ・※障害の社会モデルの考えが反映されている
- ・(外務省のウェブサイトより)

16

Aさんが「うまくいっていない」原因について、医学モデル、社会モデルからの分析

Aさんの特性 (医学モデル)	Aさんの周囲の環境 (社会モデル)
衝動性	衝動性に対応していない学習環境
こだわり	議論を時間内にまとめたいという周囲の希望
人との距離感が独特	人との距離感が異なるA君のコミュニケーションの特性を「異質」とし、排斥してしまうこと
不注意	不注意が過剰に責められてしまうこと

⇒周囲の理解により「うまくいっていない状況」(障害)は変えられる

17

検討してみよう

「クラスメイトの中にはAについて、あの人は『特性』あるからねと陰で話している人がいます」
 「Aさんが発達障害だと聞いてから、クラスメイトの中には、Aさんがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aさんが話始めようとしても、話を切り上げたりします。」

- ①クラスメイトは、どうしてそのような扱いをすると思うか？
- ②クラスメイトの扱いは、差別意識（見下し、遠ざけ）に基づくものか？
- ③クラスメイトの扱いにより、Aさんの人権（安心、自信、自由）はどうなっているか？

17

18

どんな差別が存在する？

男女差別

性の多様性に関する差別 同性愛、性同一性障害

障害者差別

外国人差別 在日韓国人・朝鮮人、中国人

出自の差別 アイヌ、同和地区

病気の人への差別 ハンセン病、エイズウイルス、コロナ

18

19

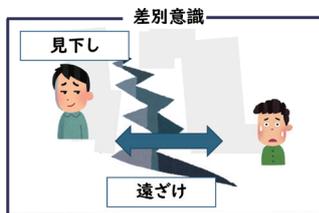
差別って何だろう？

差別感情 (差別意識)

19

20

事例から考える ～差別意識とはなにか～



見下し

- ・「能力が劣っている」「なまけもの」「汚い」「性格が悪い」等の負の価値を付与して「上下」関係を作る
- ・自分より不幸な人と比較して自分の主観的な「幸福さ」を高めている
- ・自尊心の低い人ほど下方比較を行いやすい
- ・自己の優位性の確保の側面も

遠ざけ

- ・「我々」と「彼ら」に区別
- ・「彼ら」は外部の眞實な人々の意識
- ・知らない人、理解が及ばない怖いこととして捉え「彼ら」を理解する気持ちが薄れる

20

21

②クラスメイトの行為は、差別意識に基づくか？

見下し 話を途中で切り上げるのは、相手を低く見ている。
話を聞かないのは、相手を低く見ている。
トラブルになった時に、「特性」「発達障害」のせいにする。

遠ざけ 議論に入れてあげない。
トラブルを特性、発達障害のせいにする事で、クラスの人間関係から「遠ざけ」「排除」している。

21

22

人権が守られるとは？



22

23

- 安心** ⇒ 不安や恐怖をもたずに 心を安らかにいられる
- 自信** ⇒ 自分が大切な存在だと信じていられる
- 自由** ⇒ 大事なことを自分で 自由に選んで生きれる

23

24

③Aさんの人権は？



24

25

④ ①～③を考慮して、困りごとを感じたクラスメイトは、Aさんにどう接すべきか？

こだわりのせいで議論がまとまりにくい
忘れ物のために話が進まない

25

26

④Aさんとは、どのように接したらよいか？
(グループで議論してみよう)

差別意識をもって接しない	皆に適用される議論のルールを定めておく	Aさんに、議論のする際の困りごとを聞いておく	困っていることは冷静に伝える
忘れ物をしたときに感情的に怒らない	先生に相談する	Aさんと、忘れ物についてどうしたらよいか話し合う	

26

27

Aさんへの配慮が必要とされる理由について

①Aさんの意見を頭から無視する状況というのは、Aさんの人権が害されている状況。コミュニケーションの問題は、相互の問題。Aさんには適応できない、健常者（マジョリティ）のルールを押し付け、従うように一方的に求めている状況ともいえる。障害の社会モデルからは、「障害」のものは、マジョリティのルールしか正当としないクラスの側に在る。（Aさんの人権侵害を防ぐための必要性）

②こだわりがつよい、対人関係が苦手なことを理由として、Aさんの意見は、本当に無視すべきものなのか？
(グループ全体の意見をよくする可能性。ASDの人は同調しない傾向がある。同調しない意見は集団としては貴重である（「同調圧力 デモクラシーの社会心理学」キヤス・サンステーション著白水社）
集団が間違っている可能性もある。
=多様性を反映した意見。また、現実には、発達障害の傾向を持つ人々は、世間で広く活躍している。

27

28

事例のつづき

- Aさんは、意見を無視されることが増えたためか、かんしゃくを起こしたり、落ち込む機会が増えました。
- 忘れ物をしたときには、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまっていました。
- 学校の先生は、Aさんがかんしゃくを起こした時は授業を休ませたり、忘れ物の期限も、ほかの子より提出が遅れても認めています。
- そんなAさんに対し、B・Cさんはすれ違ったときに、Aさんに「今日はパニック起こしてない？」「今日は忘れ物大丈夫？」「はったつ！！」と言って軽い調子でからんできます。

28

29

事例つづき

- Aは、BとCを見ると隠れるようになりました。
- Aさんが、あるときもBさんとCさんを見て隠れていたところ、二人は発見して前に立ちふさがり、「障がい者！」「違う学校に行けよ！」「おまえ、迷惑なんだよ」と言い、AさんはどっさにBさんを押し倒しました。
- B、Cは、先生に指導されましたが、①いじっていただけでいじめではない、②押された自分たちが被害者で、迷惑をかけているAさんが加害者だと主張しています。
- クラスメイトは、状況を見ていましたが、何か言う人はいません。
- 先生は、見ていてなにもしなかったクラスメイトも指導しましたが、クラスメイトは、①なぜ先生はAさんだけ特別扱いをするのか、扱いが不平等だ②Aさんは別の学校に行ったほうがお互い幸せであると話している人がいます。

29

30

発達障害の二次障害が生じている状況

Aさんは、意見を無視されることが増えたためか、感情的になったり、落ち込む機会が増えました。忘れ物をしたときには、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまっていました。

⇒もともと、Aさんにはなかった「感情的になる」「落ち込む」「泣きだす」「押す」などの不適切な行動
⇒発達障害の二次障害、いじめによる被害

30

31

発達障害の二次障害とは？

参考：子どもの発達障害と二次障害の予防のコツがわかる本 前日智行著 ソシム社

一次障害	対人関係の困難 こだわり 視覚過敏 聴覚過敏
二次障害	不登校、抑うつ、不適切な行動

31

32

BとCのしていることは、差別意識に基づくものか？

①Aが忘れ物をしたとき、B、Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばすこと

「また忘れ物」として、見下している。みんなに知らせることは、自分たちとは異なる存在としての「遠ざけ」

②B・Cが、Aに「今日はパニック起こしてない？」「今日は忘れ物大丈夫？」「障害大変だね」と言って軽い調子でからむこと

見下しているが、Aが「パニック」「忘れ物」「障害」とすることで「見下し」ている。見ているクラスメイト、先生も自分たちを感傷させることで「遠ざけ」ている

③隠れているAさんに、「障がい者！違う学校に行けよ。おまえ、迷惑なんだよ」と言うこと

見下し、排除の意識を端的に伝えている。

32

Aの人権（安心、自信、自由）の侵害されている状況

- もともと、できないことのカバーで精神的に疲労しているうえ、絶えずからかわれ、心を傷つけられることにより、学校において安心して過ごすことができない。

安心

自信 「できない」ことがあり、ただでさえ自信、自己肯定感の低下しているAは、このようにいわれれば長期にわたり、対人関係に対する苦手意識が生じる可能性がある。

自由 また、たえずからかわれ、誰にも助けてもらえない状況で、思う通り自由に過ごすこともできない

先生に指導されたときの B・Cの言い分を検討してみよう

言い分① グループ活動がうまくいなくて、先生も困っていて、クラスメイトも困っている。孤立しているAに対するみんなの不満を軽くいじって、クラスに親しみやすくしているだけ。

言い分② 迷惑をかけているAこそが加害者で自分たちが被害者。自分たちは最終的にはAから押されている。

B/Cの言い分①「いじり」について

B/Cの差別意識に基づいた行動で、Aの人権が侵害されている状況

↓

いじりによる正当化はできない。
いじりが許されるのは、AとB/Cの関係性が対等で、Aが真に承諾している場合である。

事例を考えてみよう

Q B・Cの主張をどう考えますか？

- 迷惑をかけているAこそ加害者。

Aが「迷惑をかけている」？

「迷惑」とは…
ある行為がもとで、他の人が不利益を受けたり不快に思うこと

- > 自分達の思い通りにならないことが「迷惑」
- > 「思うように進まない」「やりにくい」は、マジョリティの基準

事例を考えてみよう

Q B・Cの主張をどう考えますか？

- 被害者は押された自分たち

> AがBを押す…暴力(=人権侵害行為)であり、許されないが、二次障害となっていることを理解すべき。

> Aは、嫌なことがあったとき、衝動的に暴力しないために、どうすればいいか考え、行動を変えていかなければならないが、攻撃的になるのはもともとの特性ではない。

クラスメイトから出ている意見についてはどうか？

① 出たくない授業に出ないで、忘れ物をして認められているのは不平等である。

② Aにあった別の学校に行ってもらったほうが、お互いに幸せなのではないか？

クラスメイトの主張①「不平等」⇒平等って何だろう？

• **憲法 第14条 1項 (法の下での平等)**

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

平等とは？ ジャンプしてリンゴを取る課題 身長が異なる3人が参加 同じ地面からジャンプが平等か？ 同じ高さにしてジャンプが平等か？

• **形式的平等**

実質的平等

憲法第14条は、実質的平等も保障している

41

障害者差別解消法

- ・**第一条** この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、**全ての障害者が、障害者でない者と同じく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。**

42

先生の扱いは不平等？

行政機関における障害を理由とする差別の禁止

- ・**第七条** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- ・2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

⇒先生が合理的な配慮をするのは法律上の義務でもある。（民間事業者でも）

43

たとえば、書字障害のある人の場合・・・

- ・鉛筆で筆記することは出来なくても、タブレットでの入力ができる。
- ・タブレットを使うことで、国語の学習をして、国語の能力を伸ばすことができる

（鉛筆で書くことは、意味のある活動ではあるが、国語の学習に必須ではないともいえるため、能力的に「できない」人がいれば、配慮する）

本人は、さぼったり楽をしたり、特別扱いを受けたいわけではない。どうしても一定の分野で「できない」ことがあり、サポートを受ければ同じように学習して、自分の能力を伸ばしていける。
⇒「できない」ことが外から見えるわけではなく「普通」にみえるため、理解を得られにくい。

44

Aさんに対する学校の措置

- ・そもそも、学校には障害者差別解消法により、「合理的配慮」が要求されている
- ・合理的配慮は、憲法14条で保障されている「実質的平等」を確保するためのもの
- ・Aさんが、自身の特性のために、一切学習機会を与えられないのは不平等で、差別
- ⇒特性に配慮して、学習機会を与えられるように配慮するのが「平等」にかなう

周りの児童生徒は、「不平等」ではなく「差別をなくすために必要なこと」であることを理解する必要がある
（障害者差別解消法）

第四条、国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

45

マイノリティへの配慮は面倒？

⇒世界はマイノリティでできている！

46

クラスメイトの主張②自分たちと違う場所に行くべき

- ・「障害」の子供の特別なクラス、別の学校に行ってもらったほうが、お互いに幸せなのではないか？
- ・どう思いますか？
- ・どのように言いますか？

47

差別意識と制度としての差別

- ・クラスメイトの発言は「見下し」「遠ざけ」といえるか？

48

日本における特別支援学級とインクルーシブ教育

- ・日本における特別支援の仕組み

インクルーシブ教育の観点から、現在はどの学校も選べることになっている。

⇒国連から、日本の特別支援教育は、「廃止」の勧告が出ている。（※国連の勧告に影響はない）

障害者権利条約 (国連の勧告の背景)

- 障害者権利条約は2006年に国連で採択。
- 08年に発効し、日本は14年に批准した。
- 条約には批准した国が条約の内容を守っているか定期的にチェックする仕組みがある。
- 国とその国の障害者団体をはじめとする市民社会団体が提出した報告書をもとに、国連におかれた障害者権利委員会による条約の実施状況についての審査が2022年8月に行われた。
- →**廃止の勧告が出た**

49

「障害者」を分離して教育することについて

- 障害者権利委員会が特別支援教育の廃止を勧告した。
- 関わったラスカス教授の発言

「障害の有無で分離した特別支援教育は、インクルーシブな社会で暮らしていく道を否定し、将来、施設で暮らすことにつながる。インクルーシブ教育なくして、障害のある人の自立生活はあり得ない。だから、明確に今回の勧告を出している」

50

分離と制度による差別について

- 黒人と白人の生活区域分離（アパルトヘイト）
- ハンセン病の患者の長期隔離
- 精神障害者の長期入院
- ヘイトスピーチの事例「国へ帰れ」

51

事例に戻って・・・まとめ

Aくんは、①こだわりが強い②対人関係が苦手③忘れ物が多いというだけ。

「社会」から隔離してしまうことが正当なのか？学校の段階から隔離されると、社会に戻りにくくなる。

⇒A君の人権侵害にならないか？ 相互に理解すれば、社会で当然に生活していける。

「個性」で解決できる可能性のあるものに「障害」というレッテルを張り、相互に問題があるはずのクラス（＝社会）の問題をすべてA君のせいにするのは差別となりうる

障害は相手にレッテルを張るのではなく、その人のできないことに配慮し、実質的平等を確保し、差別をなくすための概念

52

弁護士による授業 「差別について考えよう」授業用ワークシート

事例

- Aは、小学生の時、クラスを飛び出してしまうことが頻繁にありました。
- 仲良くなりたい人にいつもついて行き、相手に嫌がられることがありました。
- 無言になってしまったりすることがある一方で、他方で、何かを思いついたときには、議論がまとまりそうでもひたすら自分の意見を話し続け、自分の意見にこだわる一面もあります。Aがいるとグループ活動が進まないときがあります。また、グループで行わなければならない課題も、Aがいつも忘れてきて、話が進まないことがありました。
- クラスメイトは、そんなAとグループになるのが嫌だと言っている子もいます。
- 「私」も、そんなAに苦手な気持ちを持っていました。
- そんなある日、私は、Aは「発達障害」らしいと聞きました。
- 「私」も、クラスメイトの話を聞いて、Aは発達障害の傾向があるようだと考えました。
- Aが発達障害だとのウワサが広まってから、クラスメイトの態度が変わり、中には、Aがグループのディスカッションで話しても、意見を聞いていなかったり、Aが話始めようとしても、話を切り上げたりします。
- クラスメイトの中にはAについて、あの人は「特性」あるからねと陰で話している人がいます。

(1) クラスメイトがAの意見を聞いていなかったり、Aが話を始めようとしても、話を切り上げたりするのは、どんな気持ちのあらわれだと思いますか。

(2) クラスメイトの扱いにはAに対する差別意識があると思いますか。差別意識がある、差別意識はない、からあなたの意見を選んで理由を考えください。理由を考えるときは「見下し」「遠ざけ」の視点からも考えてみましょう。

差別意識はある ・ 差別意識はない

【理由】

(3) クラスメイトの対応によりAの人権（安心、自信、自由）はどうなっていますか。

(4) (1)～(3)を考慮して、クラスメイトはAと接するときどうしたらいいか検討してみよう。

事例（つづき）

- Aは、意見を無視されることが増えたためか、かんしゃくを起こす機会が増えました。忘れ物をしたときには、B・Cが「みなさん！！Aが、また忘れ物ですよ！！」とヤジを飛ばし、時には泣き出してしまう時もありました。
- 学校の先生は、Aがかんしゃくを起こした時は授業を休ませたり、忘れ物の期限も、ほかの子より提出が遅れても認めたりしています。
- そんなAに対し、B・Cさんはすれ違ったときに、Aさんに「今日はパニック起こしてない？」
「今日は忘れ物大丈夫？」と言って軽い調子でからんできます。
- Aは、BとCを見ると隠れるようになりました。
- あるときもAがBとCを見て隠れていたところ、二人は発見してAの前に立ちふさがり、「障がい者！」「違う学校に行けよ。」「おまえ、迷惑なんだよ」と言い、AはとっさにBを押してしまいました。
- B・Cは、いじっただけでいじめではない、押された自分たちが被害者で、迷惑をかけているAこそが加害者だと主張しています。
- クラスメイトは、A・B・C状況を見ていますが、何か言う人はいません。
クラスメイトの中には、なぜ先生はAだけ特別扱いするのか、扱いが不平等だと話す人がいたり、Aは別の学校に行ったほうがお互い幸せであると話したりしている人がいます。

(1) B・Cの主張について、あなたはどうか考えますか。

① 「いじっていただけでいじめではない」という主張について

② 「押された自分たちが被害者で迷惑をかけているAが加害者」という主張について

(2) クラスメイトの考えについて、あなたはどうか考えますか。

① 「なぜ先生はAだけ特別扱いするのか」「扱いが不平等」というクラスメイトの主張について

② 「Aは別の学校に行ったほうがお互い幸せである」という主張について。

第14節 校則問題

第1 まえがき

近年「ブラック校則」という言葉が作られ、不合理な校則についてメディアやSNS上で問題視されることがある。

文部科学省においても、令和3年6月に、文部科学省事務連絡「校則の見直し等に関する取組事例」が発出されている。

各地の弁護士会の活動としても、令和2年10月30日付で佐賀県弁護士会が校則の見直しに関する提言を発表し、千葉県弁護士会校則調査PTにおいても、令和4年9月1日付で「校則調査に関する報告書」を発出し、子どもの権利・幸福追求権を考慮して校則の見直しをすることを求めている。令和5年5月26日付で福岡県弁護士会においても校則見直しに関する意見書を発表し、愛知県弁護士会では校則の見直しの一環として電話相談を行い、宮崎県弁護士会においても校則見直しQ&Aを発表したりなど、各地の弁護士会においても校則に見直しについての活動がなされている。

このように、校則については、子どもたち自らの権利意識の高まりや時代の変化によって変わりゆくものであるべきであるにもかかわらず、見直しがされないままになっているものもあり、検討を要する校則があることは否定できない。

ただし、過度に児童・生徒の権利を制約するような校則は、外部の人間から指摘されるよりも、学校内部から改正の声が上がり、より良い形に改正されるべきものである。

本テーマは不合理な校則を否定することを狙いとするものではなく、校則に従って生活する児童・生徒たちが不合理な校則を批判的に捉えること、「何となく嫌だから」「個性が重要だから」といった漠然とした主張ではなく、論理的に校則に改正が必要な理由を述べることができる能力を身に付けてもらうことを狙いとしている。

第2 本テーマと学習指導要領・生徒指導提要の関係

校則について、学習指導要領上の記載はないものの、校則が学校内におけるルールである以上、本章第1節「法や決まり、ルールの必要性、意義」と共通する点多々あり、学校内におけるルールという捉え方をするのであれば、本章第1節に記載した学習指導要領との関係は本テーマにおいても同様のことがいえる。

また、生徒指導提要においては、生徒指導に関する法制度等の運用体制(101頁以下)において、「学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる。校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です」と記載され、「児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます」と記載されている。

その上で、「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります」との記載があり、校則について児童・生徒自身が自分の問題として考える必要性が記載されている。

第3 本テーマの授業を弁護士が行う必要性・意義

本章第2節「個人の尊重・人権保障と国家との関係」でも述べた通り、基本的人権の擁護は弁護士の使命であり、子どもの人権問題にも取り組んでいる。

また、本章第1節でも述べた通り、弁護士は法に近い立場であり、学校における校則はまさに社会における法であることから、弁護士が授業に関わる意義がある。

ただし、校則は、学校という現場の実情を踏まえて策定されるべきものであり、その意味では、弁護士のみの授業では説得力がなく、学校教員と協力して本テーマの授業を行うべきものと考えられる。

第4 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校対象アンケートにおいて、弁護士が本テーマに関する授業を行うことに興味を持っている教員が一定数いることが分かった。

具体的には、小学校においては回答数1418校のうち108校(8%)、中学校においては回答数728校のうち172校(24%)、高校においては回答数376校のうち69校(18%)と小学校においては低い割合であるものの、中学校や高校においては一定数の割合の回答があった。

第5 本テーマを通じて身に付けてほしい能力

校則という自分の学校生活上において適用されるルールについて、自らの権利意識を持ち適切

な校則なのかどうかを判断する能力や、不合理な校則と考えた場合にはなぜ不合理であるかを論理的に主張する能力、さらには不合理な校則を改正するためにどのような手続きをとるべきかというような、制度の改廃に関するプロセスを考える能力を身に付けてほしい。

授業案③⑥ 校則は何のためにあるのか

1 対象

中学生

2 獲得目標

- ・身近なルールとしての校則の意義を考え、校則がなんのためにあるのか、なぜ守る必要があるのかといった校則の必要性を考える。
- ・ある校則を題材に、より校則の改正のためにどのような手続きを取るべきか、どうすれば校則を変えることができるかの手続きを考える。
- ・学校にとっても生徒にとってもより良い校則はどうあるべきかを考える。

3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○校則に対する印象 具体的にこの学校にはどのような校則があるのか。	アイスブレイク的に雑談から始める。 ⇒登校時間、頭髪、靴の色など
展開1 10分	◎ルールの必要性を学ぶ ○校則は何のためにあるのか 文部科学省によれば「皆さんが健全な学校生活を営み、よりよく成長・発達していくため」とされている。 ○校則がなかったらどうなる？ 校則は皆さんの自由を奪うものか。 校則がない状況を考えてみよう。 学校に来る時間は決まっていない、服装も髪型も自由、授業中にスマートフォンでゲームをやっても問題はない。そんな学校に来る意味がないのではないか。 ○どのような校則なら従うか。 ○「先生は生徒が言うことを聞かない場合、強制的に帰宅させることができる」という校則はどうか。 ○学校にルールはなくても社会に出たらルールはある。法律や会社の中でのルールなど。学校の先生たちも皆さんとは違うルールがある。そんな中にはこれはおかしい！というルールもたくさんある。急にルールを守れと言われても普通の人には対応できない。	この目的は皆さんの成長のためであり、これ自体は別におかしいところはないと説明する。 校則はある方が良いのか、ない方が良いのか。バランスが大事であることを感じてもらう。 ⇒さすがにルールは必要という意見になると思われる。 ⇒自由な校則、みんなが納得する校則 ⇒先生たちに改善を申し入れる。ルールを破り続ける。 ルールはあって良いし、良い影響もある。では、ルールだったら何でも良いのか。そういうことを今日は考えてほしい旨を告げる。

	<p>皆さんは学生のうちにルールの中で生活することの重要性を学ぶ必要があり、そのために校則がある。</p> <p>○校則を守るためには</p> <p>校則を守るためには、その前提として、校則自体がより良い校則でなければならない。では、より良い校則ってなんだろうか。</p> <p>1つは校則の内容に納得がいくこと。</p> <p>皆さんの自由を強く制限するような校則は当然認められるべきではない。</p> <p>もう1つは社会の実情に合わせて校則を変えていくこと。</p> <p>○校則を変えるためにどうすればよいか</p> <p>校則を変えるために意見を言うことは重要です。ただし、その意見は、先生や他の生徒たちみんなの「納得」を得る必要があります。</p> <p>○今回の授業は、ある校則をテーマにして、どうやってみんなが納得する意見を述べることができるかを考えるものだと説明する。</p>	<p>納得とは何か。過半数の生徒が同意すれば納得扱いで良いのか。例えば1割の生徒だけが極端に不利になる校則なら、他の9割の納得は得られるかもしれないが、それは公平・平等か、という点にも言及。</p> <p>何をもって納得と言えるか、その考え方の一つを、今から授業で取り扱う。</p>
<p>展開2 25分</p>	<p>○A中学校の校則を確認する。</p> <p>A中学校校則</p> <p>1 頭髪について</p> <p>(1) 頭髪は、男子は丸刈りとする。</p> <p>(2) 女子の髪色は黒とし、髪型は肩にかからない髪型か、肩にかかる場合後ろで1つに縛るものとする。</p> <p>2 服装について</p> <p>(1) カーディガンやセーターの着用は禁止する。</p> <p>(2) コートの着用は禁止する。</p> <p>3 携帯電話・スマートフォンについて</p> <p>携帯電話等の校内持ち込みは一律禁止とする。</p> <p>◎校則を変えるためにについて考えるポイントについて、3つのポイントを意識する。</p> <p>1つは、その校則は何を守るためにあるのか。何も守るものがない場合、その校則はいらぬことになる。</p> <p>2つ目は、その校則によって校則を守る生徒にどのような不利益があるのか。</p> <p>3つ目は、2つ目に上げた不利益をより少なくするような方法はないのか。</p> <p>○各班それぞれに検討してもらう。</p>	<p>当該校則を変えるために、説得的な意見であるかどうか。発表の際に、意見が食い違う班がいた際に、その班を説得することができるかという視点で考えてもらう。</p> <p>生徒のレベルに合わせて他にも追加できそうなポイントがあれば、比例原則、平等原則、原理原則（子どもの権利、憲法上の人権としての重要度等）、代替制限手段の存在、等。</p> <p>何も着眼ポイントがない状態で総合衡量することは、いわゆる裸の比較衡量であって、納得感や結論の得られるものではなくなることにも言及。</p>

<p>まとめ 10分</p>	<p>○どのような校則が良いのか、それは学校ごとに異なるし、正解はない。大事なものは、今自分がルールによって制約されていること、それが正当な制約なのかを考えること。</p> <p>◎日本の法律・民主主義について</p> <p>○日本の法律は、国民に選挙によって選ばれた国会議員が作り、国会議員によって改正される。そのため、法は国民が間接的に作っている。</p> <p>このように、自分たちが自分たちの法を定めることを「民主主義」という。</p> <p>国会議員がいろいろな人の話を聞き、国民がより良い生活を送れるように議論をして法律が作られる。</p> <p>自分の「意見」を言わなければ、法律には反映されない。</p> <p>◎自分の意見を持つこと</p> <p>たとえば、皆さんには自分らしく生きる権利がある。自分の権利が、どのような目的でどのような制約を受けているのか、それをしっかり考えて自分の言葉で伝えること、それが自分の意見になる。</p> <p>これからの生きていく中でおかしいルールにたくさん出会う。ルールはルールなので守る必要がある。しかし、おかしいルールであれば「意見」を持ってルールを変える行動を起こすこと、それは自分のためにもなるし、自分以外の人のためにもなる。</p> <p>周りの人たちが何にも考えないでルール（校則）に従っていることに危機感を持ち、自分なりの意見を持ってほしい。</p>	<p>正当な制約か否かにも、答えはない。ただ、少なくとも、上記のポイント、つまり保護法益の重要性、権利制約の重大性、制限的でない代替手段の存在、子どもの権利、憲法上の人権としての重要性の比較、平等原則、比例原則、そういった観点から見えてある程度の説明すらつかないのであれば、正当な制約ではない疑いが強まる。</p> <p>ただ裸の比較衡量として意見を集め、結局集めただけ集めて多数決で少数意見を無視して決まりを作るだけなら、誰でもできる。しかし、このように一定の着眼ポイントを加味して判断するのは、より高度な議論ということが出来る。</p> <p>学校におけるルールは校則であり、社会のルールが法であることを結び付ける。</p> <p>自分が少数派となり得ることを意識してもらい、その際に自らに対する権利侵害についてどのように対処すべきかを考えさせる。</p> <p>この権利侵害に対しては、裁判等の司法による救済についても触れたい。</p>
--------------------	--	---

第15節 性教育・性と法

第1 学習指導要領との関係

学習指導要領総則において、性に関する学習は、体育・健康の一環として把握されており、児童・生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等において、関連付けて指導することとされている（例えば、小学校学習指導要領の第1章「総則」第1の2(3)参照、中学、高校においても同様の規定がある）。

その中でも中心になるのは、体育科・保健体育科であり、ここではその主な項目を取り上げて紹介する。

1 小学校

小学校学習指導要領第2章第9節「体育」第2「各学年の目標及び内容」〔第3学年及び第4学年〕2「内容」G「保健」(2)ア(イ)において、「体は、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること」を理解できるよう指導するとある。

2 中学校

中学校学習指導要領第2章第7節「保険体育」第2〔保健分野〕2内容(2)のアの(イ)では、「思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要になること」が理解できるよう指導するとある。

ところが、同3内容の取扱い(7)は、「内容の(2)のアのイについては、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。」としている。この、「妊娠の経過は取り扱わないものとする」との一文が、いわゆる「歯止め規定」と呼ばれる部分であり、この文言があることによって、教科書は、「受精」や「妊娠」は取り上げても「性交」自体や「避妊」について触れていない。

3 高校

高等学校学習指導要領第2章第6節「保健体育」第2「保健」2「内容」(3)のアの(ア)において、「生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること」を理解させることとし、3「内容の取扱い」(7)において、「内容の

(3)のアの(ア)については、思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。」としている。

第2 弁護士が関わる必要性

前記の通り、学習指導要領では、体育科・保険体育科を中心にして性に関する指導を予定している。しかしながら、中学では「歯止め規定」によって、「性交」や「避妊」について触れられない／触れづらいという現実があり、高校においても明確な「歯止め規定」こそないものの、「生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。」として消極的であることは否めない。

これに対して、日本弁護士連合会は、2023年1月に「『包括的性教育』の実施とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツを保障する包括的な法律の制定及び制度の創設を求める意見書」を取りまとめ、国及び地方公共団体に対し、学校教育において、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に準拠した「包括的性教育」を実施することを求めている。

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づく包括的性教育は、性に関する認知的、感情的、身体的、社会的諸側面についてのカリキュラムをベースにした教育と学習のプログラムである。そこでは、①人間関係(家族、愛情等)、②価値観、人権、文化、セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全確保(同意、プライバシー、情報通信技術(ICTs)の安全な使い方等)、⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル(意思決定、コミュニケーション、援助と支援を見つける等)、⑥人間のからだと発達(性と生殖の解剖学と生理学、ボディイメージ等)、⑦セクシュアリティと性的行動、⑧性と生殖に関する健康(妊娠、避妊、性感染症等)という8つのキーコンセプトが設定されており、知識だけでなくセクシュアリティに関わる適切な態度、更には意識決定やコミュニケーション、権利主張をするためのスキルを身に付けることまでを目的としている。

このような観点からするならば、包括的な性教育プログラムを作成し、その一部について弁護士が担当することはもっと積極的であってよい。特に、現に社会に発生している現実的問題について弁護士が授業を担当することで、より効果的に適切な態度決定、権利主張のためのスキルを学ぶことができるように思われる。例えば性加害事件を取り上げて、まず性的行為には相手の同意が必要であり、同意がなければ犯罪になることを認識してもらい、同意をする／しないという

態度を適切に示す能力を身に付けさせることや、予期せぬ妊娠を背景として、乳児の遺棄事件や貧困に陥る問題があることなどを取り上げる形で、避妊の大事さを認識してもらうとともに、相手の男性だけでなく医師や行政などに相談するという選択肢があることを認識してもらい、より適切な態度決定ができるようにすることなどが考えられる（後述の授業案参照）。

第3 本テーマの授業に対する教育現場の関心

本シンポジウムに先立って行われた学校対象アンケートにおいて、弁護士が本テーマに関する授業を行うことに興味を持っている教員が相当数いることが判明した。

具体的には、小学校においては総回答1418のうち158（11%）、中学校においては総回答728のうち158（22%）、高校においては総回答376のうち80（21%）であった。

特に中学・高校の比較的高いパーセンテージは、現実に性に関する問題が発生していることを窺わせるものであり、それは同時に、そうした問題に対する法的な観点からの指導の必要性を感じていることの現れでもあろう。

授業案③⑦ 個人の尊重と性行為

1 対象

高校生

2 獲得目標

- ・ 性行為には相手の同意が必要であり、同意なき性行為は不同意性行為罪に該当する（相手が避妊をした上で性行為に同意したのに、これに反した場合も不同意性行為罪に該当する）ことを理解し、適切な行動をとる技能を身に付け、相手を尊重する態度を涵養する。
- ・ 男女間で性行為をした場合は妊娠する可能性があることから、性行為や妊娠の仕組みについて正確な知識を身に付けていることを前提に、予期せぬ妊娠をしないよう避妊の方法についても理解するとともに、予期せぬ妊娠をした場合に、親や医師に相談するなど適切な行動ができるようになる。
- ・ やむをえず結婚をしないまま女性が子どもを産んだ場合、貧困に陥らないよう、相手である男性からの経済的援助、行政からの援助を受けることができることを理解し、適切な行動をとる技能を見に付ける。

3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント																														
導入 5分	○今日は性に関わる問題を法律的に考えていきます。 ○これは2022年の年齢別のある統計資料です。この数字が何を表しているか分かる人がいますか。	2022年人口動態統計																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>14歳以下</th> <th>15歳</th> <th>16歳</th> <th>17歳</th> <th>18歳</th> <th>19歳</th> <th>20~24歳</th> <th>25~29歳</th> <th>30~34歳</th> <th>35~39歳</th> <th>40~44歳</th> <th>45~49歳</th> <th>50歳以上</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>770,759</td> <td>27</td> <td>61</td> <td>187</td> <td>522</td> <td>1,130</td> <td>2,631</td> <td>52,850</td> <td>202,505</td> <td>279,517</td> <td>183,327</td> <td>46,338</td> <td>1,600</td> <td>58</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6	
	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳																	
	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6																	
○これは女性の年齢別に見た子ども出生数です。2022年は77万人の子どもが生まれたということです。 ○では次の数字は何を意味しているか分かりますか。	15年100万人、16年97万人、17年94万人、18年91万人、19年86万人、20年84万人、21年81万人と年々減っている。 2022年衛生行政報告例																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>14歳以下</th> <th>15歳</th> <th>16歳</th> <th>17歳</th> <th>18歳</th> <th>19歳</th> <th>20~24歳</th> <th>25~29歳</th> <th>30~34歳</th> <th>35~39歳</th> <th>40~44歳</th> <th>45~49歳</th> <th>50歳以上</th> <th>不詳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122,725</td> <td>147</td> <td>256</td> <td>733</td> <td>1,371</td> <td>2,442</td> <td>4,620</td> <td>30,544</td> <td>26,153</td> <td>22,287</td> <td>21,947</td> <td>11,079</td> <td>1,127</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳	122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11		
総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳																		
122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11																		
	○これは年齢別の中絶数です。 ○中絶割合（中絶数÷（出生数+中絶数）%）を示すようになります。																															

	総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	不詳
	770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6
	122,725	147	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11
	13.7%	84.5%	80.8%	79.7%	72.4%	68.4%	63.7%	36.6%	11.4%	7.4%	10.7%	19.3%	41.3%	12.1%	64.7%

<p>展開1 15分</p> <p>○この表から読み取れる現象は何でしょうか。</p> <p>○では、なぜ若い人ほど中絶率が高いのかその原因について班で議論してください。時間は10分間です。</p> <p>○発表してください。</p> <p>○さすがに高校生ともなれば性行為をすると妊娠する可能性があるということを知らない人はいないでしょう。</p> <p>○ではなぜ避妊をしないのでしょうか。</p> <p>○性行為には相手の同意が必要だと思いますか。</p> <p>○なぜ性行為には相手の同意が必要だと思いますか。</p> <p>◎長年、女性は男性よりも立場が下の存在とされてきたため、女性側が我慢をするような文化・意識が根付いてしまっていたが、女性の尊厳や心と体を守るために、性的同意が必要であると考えられるに至りました。</p> <p>◎同意なき性行為は、性別問わず刑法177条の不同意性交罪として5年以上の有期拘禁刑に処せられます。</p> <p>◎さらに女性がコンドームをつけた上での性行為には同意したという場合に、男性がこれを無視して性行為に及べばやはり不同意性交罪となります。</p> <p>◎誰かを好きになることはとてもすてきなことです。相手も好きになってくれればうきうきでしょう。そこで感情に流されて、セックスをしてしまうということあるでしょう。でも、相手のことを思うのであれば、いくつになっても相手の意思をはっきり確認して下さい。男性も女性もはっきりと意思表示をすることが大切です。</p> <p>○君たちの年代では避妊は必須でしょう。それは皆さん理解していると思います。それでも思いがけず妊娠してしまうこともあるでしょう。そうした徴候がみられたときは、恥ずかしがらずにすぐに大人に相談して下さい。</p>	<p>⇒①若い人ほど中絶率が高い、 ②45～49歳の中絶率が高い</p> <p>⇒14歳以下の子は妊娠についての知識がない、避妊の知識がない、経済的に安定してない等 場合によっては妊娠・出産の経過について説明する。</p> <p>⇒避妊してとはっきり言えない ⇒必要 ⇒相手への思いやりが必要という答えが予想される</p> <p>刑法177条自体は解説が必要になるので示さない。</p> <p>ステルシング（避妊に応じるよう見せかけてコンドームをはずして性行為をする）の可罰性は省略</p> <p>性交後72時間以内であれば、ピルを服用することで妊娠を防ぐ可能性があること、中絶は21週6日までであることなどを説明する。</p>
<p>展開2 20分</p> <p>○次も女性の年齢別の統計をみてもらいます。総数の一番上は先ほどと同じですから出生数を表しています。</p>	

2段目と3段目はどのような区分か分かりますか。

総数	14歳以下	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
770,759	27	61	187	522	1,130	2,631	52,850	202,505	279,517	183,327	46,338	1,600	58	6
753,031			46	205	721	2,005	48,910	198,588	276,066	179,959	44,972	1,506	53	
17,728	27	61	141	317	409	626	3,940	3,917	3,451	3,368	1,366	94	5	6
2.3%	100.0%	100.0%	75.4%	60.7%	36.2%	23.8%	7.5%	1.9%	1.2%	1.8%	2.9%	5.9%	8.6%	100.0%

○これは2段目が結婚している女性が産んだ子ども（これを「嫡出子」といいます）の数であり、3段目が結婚していない女性が産んだ子ども（これを「嫡出でない子」といいます）の数です。

○この表から読み取れることは何でしょうか。

○15歳以下はそもそも法律上の結婚できませんから、2段目の数字は0となります。また、2022年は婚姻年齢を男女とも18歳とする民法改正前で、女性は16歳以上であれば親の承諾があれば結婚できたので、2段目の16歳17歳にも数字があります。

○では、年が若いほど結婚しないまま子どもを産んでいるという点について、その原因は何でしょうか。

○結婚しないまま子を産んだ母親の問題点は何でしょうか。班で議論して下さい。時間は5分です。

○発表して下さい。

○結婚しないで子どもを産んだ場合は、戸籍上は父親の欄は空欄のままです。このままでは父親に子育てについて何ら法律的な請求はできません。

○父親である男には子育てに責任はないのでしょうか。

○法律上の結婚をしていなくても、事実上の夫婦として仲良く暮らしている夫婦もいますから、その場合はもちろん子育てに協力しているでしょうし養育費も負担しているでしょう。しかし、結婚しないまま一人で子育てをしている母親の場合、男性が任意に養育費を払うというケースは少ないようです。

◎この場合、養育費を支払ってもらうにはまず認知をしてもらって下さい。認知とは、子と父との間に、法律上の親子関係を発生させる手続のことを言います。

◎法律上の親子関係が認められれば「直系血族」として、互いに扶養をする義務を負います。そして、親の子に対する扶養義務の一環として、父親に養育費の支払い義務が認められることとなります。

○しかし、実際には、結婚しないで子を産んだ母親が父親である男性に養育費を請求するケースは少ないようです。なぜでしょう。

結婚していない場合とは、法律婚をしていないということで、事実婚の場合も含まれる。

⇒15歳以下は結婚していない、年が若いほど結婚しないまま子どもを産んでいる。

⇒将来設計ができない状態で妊娠してしまった、結婚するつもりだったが男が逃げた等

⇒経済的に大変、父親が誰かわからない

⇒当然あるはずだ

民法779条「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。」

民法877条1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」

⇒男が暴力を振るうので会いたくない、働かないので支払い能力がない等

	<p>○離婚後の養育費の取り決めのデータでしかも古いデータで恐縮ですが、平成28年の時点で養育費の取り決めをしている母子家庭は42.9%に過ぎませんでした。</p> <p>○その理由ですが、相手と関わりたくないが31.4%、相手に支払う能力がないと思ったが20.8%、相手に支払う意思がないと思ったが17.8%となっています。ただ相手に養育費を請求できることを知らなかったというのが0.1%、子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたが0.6%もあるのが注意を要する点です。</p> <p>○実際には、離婚後の母子家庭の場合でも、父親の援助を受けられずに貧しい生活を強いられている家庭も多いようです。結婚をしないまま子を産んだ母子家庭の場合は、なおさらでしょう。</p> <p>◎少なくとも父親にあたる男性に対して養育費を請求できる権利はあることだけは覚えておいて、弁護士などに相談するようにして下さい。</p>	
<p>まとめ 10分</p>	<p>○動物はセックスするとき相手の同意を得ているでしょうか。</p> <p>○実は同意を得ているそうです。もちろん、言葉ではなくて態度で同意を示しています。 (ライオンの例をあげる)</p> <p>○このように動物のメスは、その行動で性的同意を示すことによってオスはようやく交尾することができるわけです。動物にとってセックスは本来生殖のためのものでした。しかし、人間は、そこに快楽を見いだして、年中発情するようになってしまいました。そのため、“メス”は自分がいつ排卵するのか、“オス”は、いつセックスを持ちかけたらいいいのか、分かりづらくなってしまったわけです。</p> <p>○であるからこそ、相手の意思をしっかり確認する。これが出発点になります。異性を尊重する、個人を尊重するという事は相手の意見を尊重するという事に他なりません。</p> <p>○快樂におぼれると、ときとして生殖行為をしている、すなわち子どもができる可能性があるということを忘れてしまいます。男も女も子どもができたらそれを育てる必要があるんです。もし、まだ育てる力はないと思うなら、きっちりと避妊して下さい。</p> <p>○これに対して、愛している相手と性行為をして妊娠をした、相手が結婚してくれなくても子ども産むという決心をするということもあるでしょう。しかし、そのために貧困に陥らないよう、子どもと自分のために、父親である男性にも少なくとも経済的</p>	<p>ライオンのメスが発情期を迎えると、群れから離れて、一日20キロを超える距離を、何日も歩き続ける。メスと交尾を望むオスは、その後を黙ってひたすら追う。およそ7日間の試練を乗り越えると、オスはメスの同意を得ることができる。</p> <p>先ほどは不同意性行為罪についてだけ述べたが、同意無くしてキスをする、体に触るといった行為も、不同意わいせつ罪にあたる可能性がある。</p> <p>子どもが産まれる可能性がある以上、誰か分からない相手と性行為をしてはいけないことも指摘する。</p> <p>母子家庭は二親のいる世帯よりも総所得で36%も低い</p>

負担をしてもらうことを考えましょう。男性も子どもを作っておいて知らんぷりをするぐらいならセックスをすることをやめましょう。

○さらには、行政の各種支援も検討しましょう。全国的な制度の他にも、各市町村で行っている支援もありますので、どのようなものがあるかは行政窓口で相談して下さい。

経済的支援としては、児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金があり、その他、子育て・生活支援や就業支援などもある

第5章 授業の実践結果報告

第1 授業案①について

1 実施条件

日時	令和6年5月31日 3時間目（10時25分から11時10分までの45分）
場所	守谷市立黒内小学校
対象学年クラス	6学年5クラス
派遣弁護士数	9名

2 実施の段取り

- ① 守谷市立黒内小学校側担当者と担当弁護士において授業実施日時を決定した。
- ② 担当弁護士において学校側の児童数やクラスの様子、テーマについての要望等を聞き取りを行った。
- ③ 弁護士側において授業案を作成した。
- ④ 令和6年5月17日に学校側と授業の流れを確認するなどの事前打ち合わせを行った。授業において使うことのできる機材やクラスの雰囲気、班分けに関する希望などを確認し、弁護士側で授業案の修正をした。
- ⑤ 授業日の1週間前に弁護士側から学校側へ資料を全てデータで送付した。

3 実施授業案

「授業案① ルールはなぜ守らなければならないのか。～体育館利用のルールを考えてみよう～」を題材に授業を行った。授業案の細部についてはそちらをご参照いただきたい。

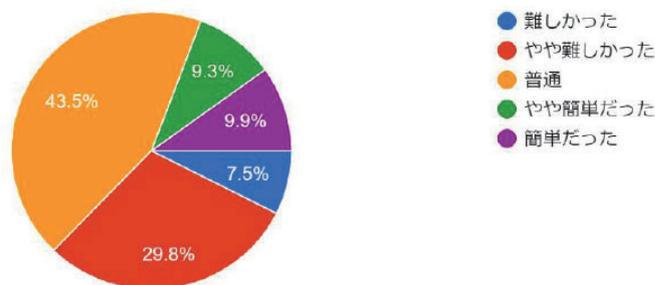
まず、ルールの必要性について、架空の事例を用いつつ、ルールの機能について講義を行う。その上で、体育館における班でのスポーツ活動について、人数や競技内容、班の人たちの要望を聞いた上で、5時間目と6時間目にどの場所をどのクラブが使用するかを各班で検討し発表する。発表を受けて、まとめの講義をするという流れの授業である。

4 授業後の児童に対するアンケート結果

(1) 授業の難易度について

①今日の授業は難しかったですか。

161件の回答



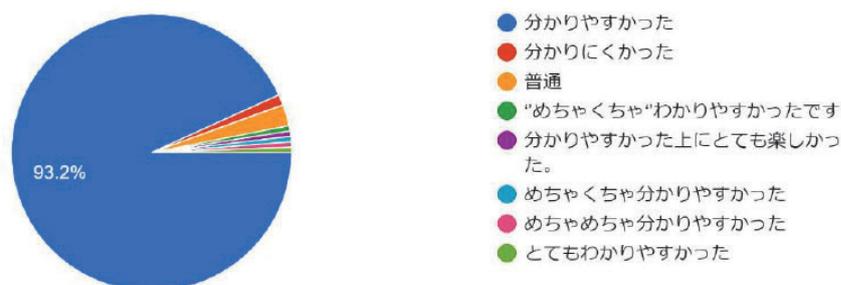
授業の難易度については、17.4%の児童が難しいと答え、43.5%の児童が普通と答え、19.2%の児童が簡単と答えている。

今回授業を実施した学校は公立学校であり、児童のレベルの差もあると思われる中で、難しいと答えた児童と簡単と答えた児童の割合も近く、今まで考えたことのない問題を考えた授業であることから、難しいとの回答が一定数来ることはやむを得ないものであり、難易度としてはかなり適切な事案であったと思われる。

(2) 弁護士の説明について

②授業を担当した弁護士の説明はどうでしたか。

161件の回答

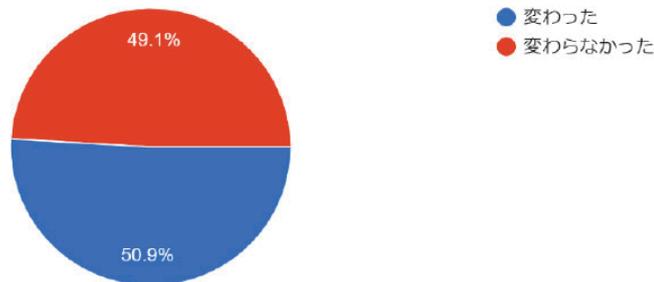


若干の児童が普通・分かりにくかったと回答しているが、大半の児童が分かりやすかったと答えており、弁護士による説明は児童たちにとっても分かりやすく伝えられたものと思われる。また、本授業は5クラス同時に行われているところ、5クラスそれぞれで弁護士が授業している中で大半の児童から分かりやすかったとの回答を得られたことにより、本教材を用いて授業を行えば児童にとって分かりやすく伝えられることが分かった。

(3) 自分の考えが変わった点について

③今日の弁護士の授業を聞いて、「ルール」や「...いて自分の考えが変わったところがありますか。

161件の回答



ほぼ半数の児童が「ルール」や「法」について自分の考えが変わったと述べている。この半数という数字について、授業担当弁護士の中でも評価が分かれるところでもあるが、考えが変わった児童が存在したということで授業を実践した意義はある。特に、小学生という時期に、まずルールの必要性を学び、漫然とルールに従っていた意識を変え、今後の成長過程においてルールの改正・改廃についても学ぶ土台を身に付けることは非常に重要である。

(4) 児童からの感想（一部抜粋・原文をそのまま掲載している）

- ・ ルールの作るのがこんなに難しいとは思ってなかったからルールや法の見方が変わった
- ・ ルールは必要ないと思っていたけど、ルールがなかったら、トラブルになってしまうことが分かり、自分の考えが変わった。
- ・ ルールは自分を縛っていると持ったら全然そんなことなく逆に自分の安全を守っているものだと分かった。
- ・ ルールがあることで、みんなが納得する、平等になる、ということがわかりました。
- ・ 改めてルールがなぜ必要か分かった
- ・ 今までルールとは守らなければならない堅苦しい物だと思っていました。しかし、弁護士さんの話を聞いた時、弁護士さんの話を聞いた時、ルールがあるのは自分たちの自由を守るためだとわかり、もっとルールについて知りたくなりました。
- ・ ルールは自分で決め、ちゃんと守るようにする
- ・ ルールは私たちを縛ると共に、自由の権利を作る。
- ・ ルールや決まりは、みんなが平等で安全に過ごせるように作っていることについて考え方が変わった
- ・ ルールは歴史でみんなのためにあるという概念が変わった
- ・ 今日の授業を受ける前は、「ルールなんてない方が自由にできていいじゃん！」と思って

いたけど、授業を受けてみて、「ルールは自由を守るためにあるんだ。ルールはないとダメなんだ！」というふうに考えが変わりました。

- ・ 法律って、ルールだけだと思ってたけど、人の願いや、歴史も入っていて、もっと歴史について知りたくなった
- ・ ルールや法律は自由を制限する物ではなく、僕たちの限られた自由を守っている物だ
- ・ ルールや法について印象が変わった。
- ・ 今までこのルールのせいで自由が縛られていると思っていましたが、逆にみんなが平等に自由が失われないようにつくられてたことがわかったのでルールは必要だと気持ちが変わりました。
- ・ ルールや法が誰が決めているのかわかったし、平等にするのは難しいと感じた。
- ・ 法律ルールへの重要さがわかりルールなどにより深く意識を持つことができた。
- ・ ルールは全員で納得するものを作ることは知っていたけれど、あんなに難しいとは思わなかった。
- ・ ルールや法をつけることでみんなが暮らしやすくなることがわかったが、納得できないことがあったら納得できないルールがあったら変えることもできることがわかった。
- ・ 弁護士さんの法律についての話が非常に非常に印象にのこりました。法律とは、自分達を縛るものではなく、歴史であり、未来であるというように認識が変化しました。
- ・ 始めは、ルールは自分が良ければいいと思っていただけけど弁護士さんの話を聞いて、みんなの意見を聞いてルールを作った方がいいということが変わりました。
- ・ ルールは嫌になる程あるけど、1つ1つに意味があることやルールがないとできないこともあるのでルールに関する考え方が変わった

など

5 授業を見た教員からのアンケート・意見交換

(1) 授業の難易度について

やや難しかったとの回答であった。

45分という授業時間の中に内容がかなり詰め込まれており、これを児童たちが消化しきれぬのかという点が課題とされた。

(2) 授業の良かった点について

- ・ ルールの必要性やルールがあることへの自由について、どらえもんを例に説明したり、子

ども達の生活から例をあげてもらったりと、身近なこととして理解できたと思う。

- ・ ルールは、公平でなくてはならない、ルールは分かりやすくなくてはならない。ルールの良さについて感じる事ができた内容だったと思う。
- ・ パワポの資料は、端的で分かりやすく、キーワードが明確であった。
- ・ 体育館のルールについては、子ども達が取り組んでいるスポーツが題材であるので考えやすかったと思う。
- ・ 子ども達の活動も入り、ルールの必要性を実感できる流れだったと思う。
- ・ 子ども達に声かけしてくれたり、質問してくれたりしたので、一緒に楽しみながら進めてもらえて良かった。
- ・ 事前に資料を送ってもらえてよかった。

(3) 授業の改善点について

- ・ 絵を入れたり、アンダーラインを入れたり、子ども達にとって、視覚的に分かりやすい資料に直させてもらいました。
- ・ 考える時間がもう少しほしい。
- ・ 話し合い活動など、活動時間を長くできたらよかった。
- ・ 弁護士の仕事に興味をもっているのでも、弁護士の方との質問タイムなどの時間をとりたかった。

(4) 今後弁護士による授業実施の希望について

今後も弁護士による授業を機会があれば行いたい。

その際、連携できる授業案の紹介や過去の授業実績の開示をしてもらい他にどのような授業があるのかも検討して実施したい。

情報に関するルールなど、現実のルールの知識という面を伝えたり、弁護士の仕事内容などに興味を持っている児童もいるので、子どもたちの質問タイムを設けるなど、キャリア教育の機会も設けたい。

6 授業後の弁護士側の感想について

- ・ 45分で授業をまとめることがかなり大変であった。講義をパワーポイントを用いて短縮し、なんとか時間内に収まったものの、2時間連続で授業を行うことが適切と感じた。
- ・ 事前に資料を配布し、子どもたちに目を通してもらうようにしたが、授業時間内に再度資料のおさらいの時間を設ける必要があると感じた。
- ・ 途中でクラスの大半の児童にとって理解できていないと思われる点があったため、急遽流

れを変更し、まとめの部分を大きく変更せざるを得なくなったクラスもあった。

- ・ 「誰がルールを決めるのか」の説明の際に「群馬から突然来た私が、休み時間にトイレに行っちゃいけないってみんなのルールを決めたらみんな従えますか？」って聞いたら「え、やだー」などとすごく食いつきがよく、関心を持ってくれました。具体例をだすと難しい概念でも児童はついてきてくれるように感じた。
- ・ 6時間目までをまとめきれないグループが散見されたので、卓球班かバドミントン班のいずれかを減らして、利益折衝の負担を減らすとよいのではないかと思う。
- ・ 子どもの反応を見ながら授業をしようと思ったら手控えは見ることができず、パワポしか見れない。
- ・ アイスブレイクとしてのルールの例出しは、反応が中々返ってこないなので、まず講師が例を挙げてイメージを持たせた方が進みやすいかもしれない。いくつか例を挙げたら子どもたちから意見が出てきた。
- ・ 課題の班の要望はグループごとの印刷物よりもパワポで全体に共有した方が良いかもしれない。
- ・ 班ごとの要望の確認（2分程度）、グループでの話し合いとルール作成（5分程度）が良いのかもしれない。
- ・ せっかくのグループの発表に講評を加えたかったが時間が足りなかった。

第2 授業案⑩について

1 実施条件

日時	2024（令和6）年6月17日
	2時間目（9時20分～10時5分）
	3時間目（10時25分～11時10分）
場所	浜松市立東小学校
対象学年	6学年2クラス
派遣弁護士数	6名

2 実施授業案

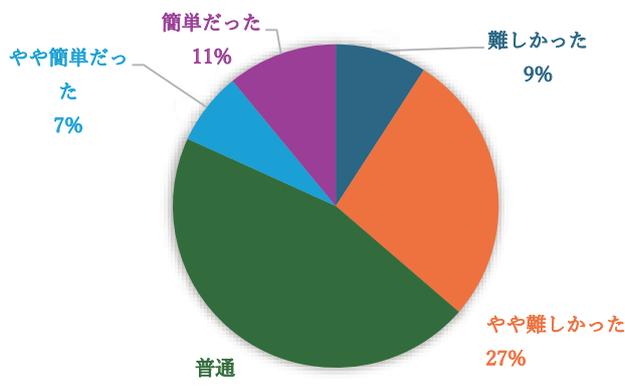
授業案⑩「立憲主義と民主主義の関係について知る」を題材に授業を行った。授業案の細部については、そちらをご参照いただきたい。

本授業案は、家庭科実習又はお楽しみ会等で、クラスで1つの料理を作る際の決め方について

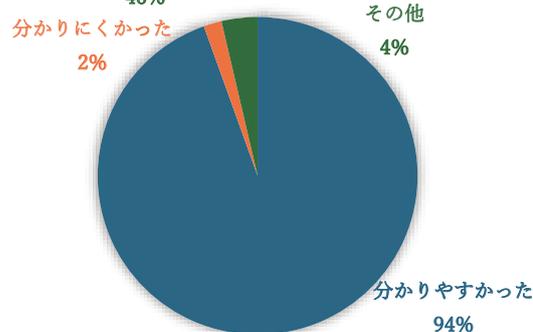
の授業であるが、多数決による決め方が基本的には最善の決め方であることを前提にし、アレルギーや宗教上の戒律等、いかに少数派でも無視してはいけない問題があることを学んでもらい、人権と民主主義の関係、民主主義にも限界があることを知ってもらうことを目的とする授業である。

3 授業後の児童に対するアンケート結果

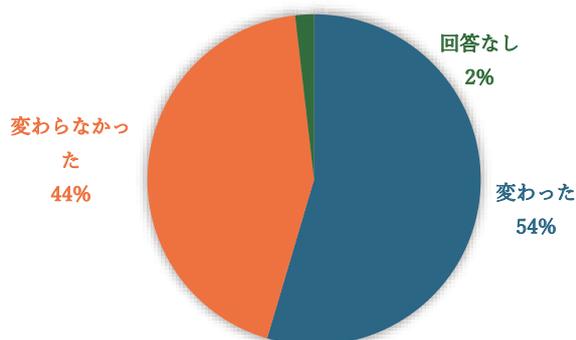
質問：今日の授業は難しかったですか	
難しかった	5
やや難しかった	15
普通	25
やや簡単だった	4
簡単だった	6



質問：弁護士の説明はどうでしたか	
分かりやすかった	52
分かりにくかった	1
その他	2



質問：今日の弁護士の授業を聞いて、自分の考えの変わったところがありますか。	
変わった	30
変わらなかった	24
回答なし	1



4 アンケートを踏まえた感想と改善点

アンケート結果からは授業の難易度、説明の分かりやすさのいずれも概ね良好であったと考えている。ただし、難易度について難しさを感じている生徒が20名であるのに対して、簡単さを感じている生徒が10名おり、授業における難易度設定が一筋縄ではいかないことをあらためて感じる結果となっている。本授業実施時には時間的兼ね合いからグループディスカッションを行っ

ていないが、グループディスカッションを行い、そこに弁護士が助言役として議論に加わることで、グループごとの理解度に合わせた授業が可能となり、より効果的であると考えている。

生徒の考えが変わったかの質問に対しては、約半数が「変わった」と答えてくれており、授業を実施した者としてその効果を実感でき、嬉しいかぎりではあるものの、回答の中には民主主義は不公平であると理解したというものが少なくない点が気になった。本授業の目的は、民主主義（多数決）によることが近代における意思決定において優位性を持つことを前提に、その限界について学ぶことを目的としており、民主主義（多数決）自体に内在する不合理性については重きを置いていなかったことから、この点については改善が必要である実感し、本授業後に授業案を一部改善している。

第3 授業案⑱について

1 実施条件

日時	令和6年6月24日
	1時間目～3時間目の3コマ各50分
場所	千葉県立津田沼高等学校
対象学年・クラス	3学年3クラス
派遣弁護士数	4名（講師役は2名）

2 実施の段取り

- ・実施校の担当教員の協力のもと、政治経済の時間を使って消費者トラブルについての授業を実施する運びとなった。
- ・学校側に対して、漫画を利用した消費者トラブル授業を行う旨簡単に情報共有をした。
- ・授業日までに弁護士側から学校側へ授業に関するデータを送信した。

3 実施授業案

授業案⑱「消費者トラブル予防授業（高校生向け）」を題材に授業を行った。

導入として、講師の自己紹介、消費者や消費者被害など授業の意義や概要を説明する。続いて、契約の意味やルールについて、生徒に身近な例を挙げて、具体的なイメージをつかんでもらい、さらに契約から離脱することを可能とする法制度（未成年取消、クーリングオフ制度、詐欺・錯誤・強迫など）を紹介する。高校3年生の場合、特に未成年取消についてはクラスの中に利用できる者とできない者が混在していることから、生徒も真剣に聞いていたようである。

消費者被害が生じる原因として、消費者と事業者間に情報力・交渉力の格差があることと、消

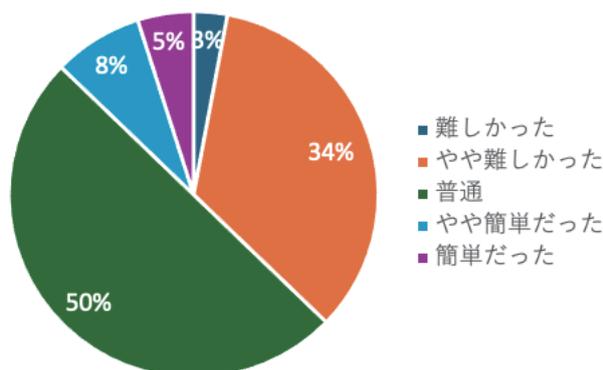
費者の心理的要因があることを説明した上で、「マンガでわかるあなたを狙う消費者トラブル40例」（弘文堂）から抜粋した「セミナー詐欺」の事例紹介に入る。事例紹介には図やイラストを使用するとイメージしやすく、マンガを利用した授業も視覚に訴えるわかりやすいものとなった。事例から具体的な手口や手法を見つけ出し、どのような心理に陥るか、被害者の立場になって考えてもらった。1時間目ではグループワークとして話し合ってもらい、2・3時間目はワークシートに回答する形で主体的に検討してもらった。

最後に、被害に遭ってしまった場合に備えたクーリングオフや消費者ホットラインの番号「188」（いやや）などの救済手段、まずは相談をすること、相談事例の集積が次の被害を防ぐこと、次々と現れる新手の手口に対する法改正が欠かせないこと、法制度を作るのは消費者であり主権者たる国民であることなどを伝え、授業は締められた。

4 授業後の生徒に対するアンケート結果

(1) 授業の難易度について

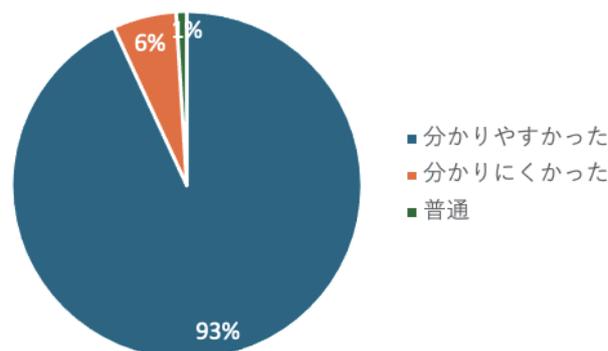
難しかった	3
やや難しかった	35
普通	51
やや簡単だった	8
簡単だった	5



授業の難易度については、半数の生徒が普通、3割強がやや難しいとの回答であったことから、難易度としてはほぼ適切な内容であったと考えられる。やや簡単、簡単との回答も一定数あることについては、高校では家庭科などで消費者授業を行っていることから、既習内容との重複をできるだけ避ける工夫も必要と考えられる。もっとも、「事例により理解が深まった」などのコメントもあったことから、様々な事例を扱うことはやはり有用と思われる。

(2) 弁護士の説明について

分かりやすかった	95
分かりにくかった	6
普通	1

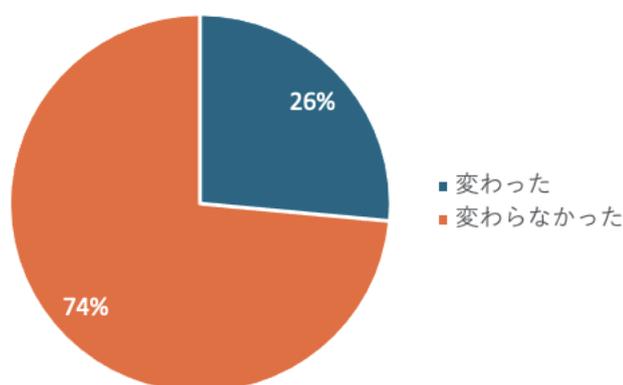


9割以上の生徒が分かりやすかったと回答したことから、教材の中身としては適切なものだったと考えられる。

分かりにくかったとの回答が6%あるが、「パワーポイントで写した文字が小さくて見づかった」とのコメントが複数あったことから、1時間目で使用したフォントが小さめだったため教材の体裁が影響した面もあったようである。今回、事前に学校側との打ち合わせができなかったため、弁護士側には教室の大きさや画面のサイズがわからず、学校側としては教材を事前に確認できなかったということが反省点であり、事前の打ち合わせで物理的環境や教材を確認し合うことで改善可能と思われる。

(3) 自分の考えが変わった点について

変わった	27
変わらなかった	75



4分の1の生徒が「変わった」と答えた。変わった場合にどのように変わったかという問いに対するコメントとしては下記のようなものがあった。

- ・ 契約は書類などがなくても口頭だけでできてしまうから変なことにOKしないように気をつけようと思った。
- ・ 改めてマルチ商法などの消費者トラブルには気をつけようと思った。
- ・ 身近なところにも詐欺が潜んでいることがわかった。無料とか高圧的な態度には気をつけたいと思うようになった。
- ・ 意外と「知識」より、だまされない、流されない「気持ち」が大事だと知れた。
- ・ 自分でも引っかけりそうだなと思った。
- ・ 無料や期間限定という言葉に弱いので、契約に導く手口なのかもと疑おうと思った。

なお、「変わらなかった」と回答した生徒でも、授業の感想として「悪質商法に引っかけられないようにしていきたい」「常に注意しないといけないと思った」「相手の圧に負けずにきちんと断るようにしたいと思った」など、認識を改めたと評価しうるコメントが多く記載されていたことから、授業の効果は十分肯定できるものと思われる。

(4) 授業の感想

授業の感想としての自由記載欄のコメントを下記に抜粋する。漫画がわかりやすかったとのコメントは目立って多かった。

- ・ 契約についての話は、成人したばかりの私たちにとって直接生活にかかわる話だからとてもためになった。
- ・ 人の心理につけこんでくる悪い人たちにだまされたくないと思った。
- ・ 不安をあおられても自分の意見をつらぬいていきたいなと思った。
- ・ 法学部を希望しているので詐欺の事案について考えるのが楽しかったし、学部でもこのようなことを学べると思うとわくわくしてきた。漫画も絶対読みたい。
- ・ 自分は18歳になっているので契約をする際気をつけたい。
- ・ 興味深い内容が多くとても面白かった。もう少しキーワードの説明を詳しくゆっくり説明して欲しかった
- ・ パソコンや漫画を使って説明が細かくされていて自分も将来気をつけようと思った。
- ・ 漫画を使った説明はわかりやすかった。もうちょっと用語の説明とか具体例が欲しかった。
- ・ 自分を追い込むとセミナーとかに引っかけやすくなるので、自分を追い込まずに楽に生きていこうと思った。
- ・ 動画配信サイトの安い商品や脱毛無料などのキャンペーンには気をつけたい。友達や先輩などからの誘いも断れるようにしたい。
- ・ 詐欺はすぐ裁判で判決がつくものだと思っていたので驚いた。
- ・ 漫画で例を作ってもらえたので、状況が想像しやすくてわかりやすかった。
- ・ 生きていく中でいつ自分が巻き込まれるかわからないから気をつけたい。
- ・ 今まで習ったこととそんなに変わらなかったが、教科書みたいなふわっとした表現じゃなくて、具体的に示されていたのが良かった。
- ・ 主に188（※消費者ホットライン）や契約など日常でとてもためになる話を聞けて良い経験だった。
- ・ もっと弁護士としての経験も聞きたかった。
- ・ 欲を言うと弁護士の先生と直接討論する時間も欲しかった。
- ・ もしトラブルにあってしまったら必ずだれかに相談するようにしたい。
- ・ グループワークの時間をもう少し取って欲しかった。

5 授業を見た教員からのアンケート・意見交換

(1) 授業の難易度について

1時間目は「難しかった」、2・3時間目は「普通」との回答であった。

1時間目のパワポ構成が、講堂で何クラスかを集めて行うような講義形式に近く、2・3時間目は情報量を減らし双方向を意識したものだったため、上記の違いが出たものと思われる。

(2) 授業の良かった点について

- ・ 授業のテーマについては、今後生徒が被害に合う可能性がある「消費者トラブル」だったので、テーマそのものが良かった。
- ・ 教材については、「消費者トラブル」の事例を扱うのに、マンガを活用したことが良かった。また、2・3時間目のパワポの字のポイントが大きかったのでスライドが見やすかった。
- ・ 授業の進め方としては、2・3時間目の授業では、指名があったり、対話的な時間があったり、個人ワークがあったりと、多様な進め方があり良かった。
- ・ 授業の準備や打ち合わせについては、課題が残る。弁護士、教員ともに多忙なので、打ち合わせ時に生徒の実態、教室環境、パワポ資料の見せ方を共有したい。今回はこれが不足しており満足いく結果が得られなかった。

(3) 授業の改善点について

- ・ 授業のテーマについては、学習内容の精選である。弁護士は教育のプロではないが、法律のプロなので法的な学習内容について、教員と時間制約を打合せするなどして精選して実践する必要がある。
- ・ 教材については、法的な事例はとても良いが、パワポの見せ方に課題が残った。教室環境、生徒の実態を事前にさらに共有する必要がある。
- ・ 授業のすすめ方については、生徒はこの「消費者トラブル」の1時間で何を獲得すれば良いのか、理解したいと考えているはず。最初にこの授業の意義と簡単な内容を語り、どこまで理解すればよいのかを説明すると、理解が高まると考えられる。また、今の生徒は小学校から対話的な授業で育っているので、50分のうち15分程度対話的な時間を、このような「消費者トラブル」などの主題学習ならば設定したい。この対話的な時間を確保するためには学習内容の精選が必要である。
- ・ 授業の準備や打ち合わせについては、不足していたと考えている。お互い多忙だが、最低Zoom会議などを利用して実践前にお互い学習内容、教室環境、Worksheetなど最低限確認しておけば、さらに生徒は「消費者トラブル」の内容について興味関心が高まり、行動変容

する可能性があったと考えている。

(4) 今後の弁護士による授業実施の希望について

今後も弁護士による授業、コラボ授業を、機会があれば行いたい。

その際に求めたいことは、費用の開示、教科に即した授業展開、過去の授業実績の開示などである。

6 授業後の弁護士側の感想について

(1) 1時間目担当弁護士

- ・ 50分の授業時間に内容をまとめることが困難だった。講義部分に時間がかかりすぎ、ワークショップの検討結果を発表してもらうことができなかった。また、授業時間の制約がある中で、正確な情報を伝えることと理解してもらうことのバランスをとることも難しく、事前に学校授業での講義の経過や生徒の理解度等を確認しておく必要があったと感じた。
- ・ パワーポイントを用いて講座を行ったため、正確な内容は文章にまとめておき、口頭では理解しやすいように噛み砕いた説明を行う、という方法も考えられるが、パワーポイントを配布して授業後に興味があれば確認してもらうことが前提となってしまうため、学校側での配布の可否及び生徒の意欲に依拠することとなる。引き続き手法については検討したい。
- ・ 事例紹介に漫画を用いたが、高校生だったためか読解に難を示した生徒は見当たらず、単調となってしまう講義部分よりは興味を持ってくれたように思う。
- ・ ワークショップとして、漫画をもとに、消費者トラブルにおける原因・悪質業者の手口等を予想し、また分析してもらった。話し合いに重点を置いたため議論は活発に行われたが、発表やワークシートなどを用意しなかったため自身の考えや議論を文章化するということはあまりなされていなかった。この点もどこに重点を置くべきか、学校の意向も把握しつつ、事前に検討が必要だったと思われる。
- ・ 消費者トラブルや悪質業者の手口を分析する際、1点に着目してそこで検討が止まってしまうグループも見受けられ、各グループを回ってくださっていた弁護士や学校の先生がうまく別の視点を持たせてくれていた。グループ数に対して講師側が少なくなる場合に備え、1つ見付けただけで終わらせないよう工夫が必要と感じた。

(2) 2、3時間目担当弁護士

- ・ 狭義の授業に関してはそもそもが免許制であることへの理解が必要であり、教員との打ち合わせは必須のものである。
- ・ そして、授業については、校長の裁量で教員同席のもと、特定の教科（分野）枠の中で実施

されるものであるから、弁護士も関係する部分の教科書には興味を持ったがよい（教科書は安価だし、該当部分は多くて数ページである）。

- ・ パワポは45～50分の授業で、20枚～24枚までが原則。
- ・ 細かな内容を伝えたいなら別途資料を作成し配布する。
- ・ 探究的で深い学びのため、常に双方向型の授業を考える。
- ・ （その）弁護士ならではの情報、情熱が伝わるとよい。

第4 授業案⑳について

1 実施条件

日時	令和6年6月26日6限目（14：35～15：25 50分）
場所	千葉県立船橋北高等学校
対象学年	1学年1クラス
派遣弁護士数	4名

2 実施授業案

授業案⑳「バイト先でトラブルに対処するためには～労働法って何のためにあるの？～」を実施した。

3 授業実施結果

まず、授業に際し、事前に学校の先生とZ o o mで打ち合わせを行った。クラスの雰囲気や、アルバイトをしている生徒はいるのか（そもそも学校としてアルバイトは可能なのか）等をヒアリングさせていただき、授業進行のイメージを持つことができた。また、ワークシートの形式面（漢字が読めるか、難しい言葉・表現はないか）や、事例の設定（大学生か専門学生がいいか等）を確認し、生徒に合わせた内容に修正した。学校ごとに生徒の学力レベルや雰囲気は異なるので、担当の先生と事前に打ち合わせの機会を設けることは大切だと改めて感じた。

実際に授業をしてみて感じた難しさは主に以下の2点である。

1点目が、弁護士でないとできない授業にするための工夫の仕方であった。今回、伝えたい内容を目一杯詰め込んでしまうと結局何が大事だったのかぼんやりしてしまうと思い、できる限りコンパクトな内容の授業とした。そして、なるべく生徒に考えてもらう時間を取りたいと思いグループワークメインの構成とした。その結果、「頑張れば教員でもできる授業だったので、弁護士さんでないとできない工夫を施して欲しかった」とのフィードバックをいただいた。内容面もそうだが、グループワークメインであったとしても解説の仕方を工夫する等で学校の先生との差

別化を図れると思うので、弁護士に頼んで良かったと思ってもらえるような工夫をしなければならぬと感じた。

2点目が、生徒のリアルな意見や問題に向き合って進行することであった。弁護士の解説方法は、生徒の意見を聞いてから実際に法律で決まっていることを解説するといった、いわば答え合わせ形式となっていた。その結果、「実際のところ法律を守っていない職場は多く、そういう職場に当たった時にどう対処するのか、言いたくても言いづらい職場の雰囲気がある時にどうすればよいのか等、より実践的な部分にまで踏み込んで解説してもらえるとよかった」というフィードバックをいただいた。現に今回、生徒が積極的に意見交換をして発言してくれたのだが、弁護士は用意した解説をするだけに留まり、生徒の発言を拾ってさらに踏み込んだ解説をすることができなかった。授業案作成段階の時点で踏み込んだ部分の解説までしっかり準備しておくことが大切であると感じたと同時に、授業中に出た生徒の意見をその場で拾い上げて発展・展開させていくスキルも必要であると感じた。

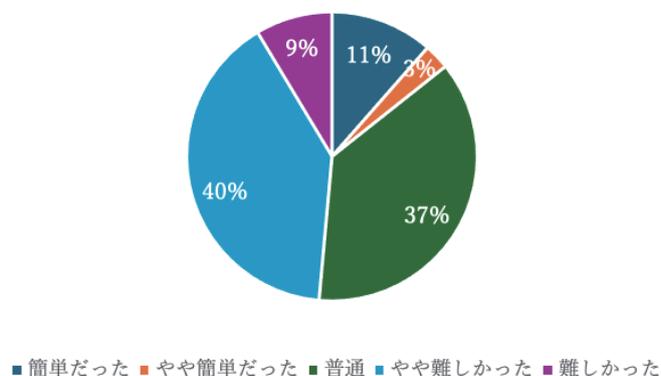
なお、貴重な授業の1コマを私たちの授業のためにくださった千葉県立船橋北高等学校の先生方へ、この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

4 授業後アンケート

(1) 生徒のアンケート回答

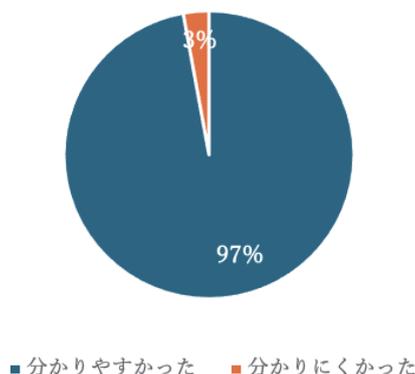
ア 今日の授業は難しかったですか。

- 簡単だった (4人)
- やや簡単だった (1人)
- 普通 (13人)
- やや難しかった (14人)
- 難しかった (3人)



イ 授業を担当した弁護士の説明はどのようでしたか？

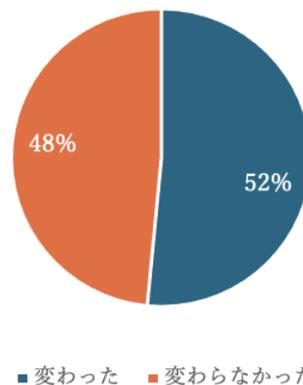
- 分かりやすかった (34人)
- 分かりにくかった (1人)



ウ 今日の弁護士の授業を聞いて、
自分の考えの変わったところはある
ますか。

変わった（17人）

変わらなかった（16人）



「難しかったか」との質問に対しては、全体的に普通からやや難しかったとの回答が行われている一方、「弁護士の説明はどうでしたか」との質問に対しては、ほぼ全員が「分かりやすかった」と回答していた。簡単だったと回答している生徒も見受けられており、労働だけでなく権利全体について考えてもらう等、さらに踏み込んだ授業も可能であったかもしれないと思わせるほどだった。50分の授業でここまで理解を深められるとは、生徒らの理解力に驚かされた。

ただし、アンケート回答において、特に、今回の授業の労働分野について、「法律は単に守るべきルール」と認識してしまったかのような部分があったことは、改善の必要がある部分と思われた。

生徒らは普段の授業において、授業内容や学習内容を権利というより「義務」として感じていることが多いと思われ、そこを是正せず、労働分野のルールとして授業を行った結果、労働関係の決まりごとについて「雇用主も労働者も『知らなければいけない』ルール」との認識で終わってしまったのかもしれない。

弁護士の説明が分かりやすかったと回答しているにもかかわらず、ほぼ半数が、今回の授業を受けても「考えは変わらなかった」と回答してしまっている点にも、義務感で生活することの多い生徒らの考えを、あまり変えることが出来なかった結果が表れている可能性がある。

本当は、生徒らには、「義務感」ではなく「権利がある」という感覚を覚えてもらいたかったため、「権利を行使するということ」全体の肌感覚をつかんでほしかったものであるが、50分という時間制限でそこまで伝えるのは難しい現状があった。

授業後にも、法教育研究会に所属する千葉県の高校教員から指摘があったものであるが、「権利なんて所詮理想論だよな」という感覚で終わってしまったのは残念とのことであった。つまり、労働関係をはじめ権利というのは「存在は知っているが、実際には職場の人間関係や、遠慮、圧力、空気感といったものを理由に、事実上行使できない」ものであって、その印象を変える一言があ

るだけで、生徒の権利意識は変わったのではないかと考えられた。

例えば、「単に雇用主側へ賃金等の請求を行うのではなく、パワハラ等の被害に遭った際、パワハラ立証は難しくても、未払残業代請求権等の労働者の権利を事実上の圧力として交渉材料とすることで、雇用主から労働者への態度を緩和することといった使い方も出来る」「権利は100人に1人でも行使する人がいれば、権利の存在のみで雇用主側への萎縮効果を生むことは出来る」「権利があること、権利があることを労働者がただ知るだけでも、雇用主への制約となり、労働者を広い意味でぞんざいに扱うことが難しくなり、職場の雰囲気は良くなる」といった一言を最後に添えるだけで、「権利がある」こと自体が、生徒らの支えになりえたのではないかと感じた。そして、権利を平然と行使する者に対し「わがままな奴」と思うのではなく、「こういう人がいるからこそ権力者への萎縮効果・交渉材料が生まれるのかもしれない」という意識改革に繋がり得たのかもしれない。

一方、学校側は法教育の普及に意欲的であり、生徒らも興味津々の様子であったため、こうして授業の機会をまた頂き、このような改善点を積み重ねていけば、よりよい授業実施に繋がるという手ごたえを感じることも出来た、良い機会であった。

(2) 教員のアンケート回答

主任弁護士は授業の時間管理も適切に行えており、アンケート結果は好評であった。一方で、前提となる契約自由の原則から法的思考について授業することも可能であった等の指摘があるなど、もっとレベルの高い授業が行えたのではないかとという提案があった。また、生徒からの答えに対して、単に聞き取るだけでなく、「ではどうすべきか」と更に質問して掘り下げることで、生徒らの考えを引き出すことが出来たのではないかとという提案もあった。

今回は改善点を残す結果となったが、生徒らも、教諭らも、50分の授業で多くの感覚をつかむことが出来るという感想で終わった。1回50分の授業でも、色々なものを生徒らに残すことが出来るという、将来性を感じる授業結果となった。

第5 授業案^㊸について

1 実施条件

日時	令和6年6月7日（金）午後1：40～2：30、午後2：40～3：30
場所	茨城県常陸太田市立瑞竜中学校
対象学年クラス	3学年2クラス
派遣弁護士数	15名（司法修習生1名見学）

2 授業内容

刑事事件を題材に、グループディスカッションの授業形式を用いて実施した。授業の題材は、授業案⑳を用いた。

3 授業実施の段取り

授業の実施に先立ち、実施学校担当教員と打合せを行った。クラスの雰囲気や班分け、検討課題の難しさ等について意見交換を行い、授業実施準備を進めた。実施学校においては生徒に一台ずつタブレット型PCが配布されていることから、授業スライドは紙で配布せずにPDFデータで生徒に配布した。紙で配布したのはワークシートのみであり、班の意見は小型ホワイトボードにまとめてもらうことにした。

4 実施授業案及び授業実施方法について

第4章第10節「議論の能力」中の授業案⑳を題材に授業を行った。ある傷害事件について、着目する各事実を評価・重みづけをしてもらい、自身の立場の結論に沿うよう参加生徒が立論を考えるというものである。参加生徒は検察官・弁護士チームに分け、さらに各チームを一班5～6名程度になるように班分けをする。各チームの立場に従い、有罪・無罪弁論をする。今回は、1クラスを計6班（検察官チーム×3、弁護士チーム×3）に分けて授業を実施した。一班に一人ずつ支援弁護士が割り当てられ、適宜生徒の議論に助言を行うこととした。これは、法律家の視点から着目事実の評価や解説をしてもらうことで、生徒の多角的な視点を養うとともに授業の難易度を平易にすることをねらいとしている。

授業の冒頭に、講師の自己紹介・刑事裁判のルール（無罪推定原則など）や議論のマナーについて概要を説明する。続いて、検察官・弁護士チームに班分けをし、各着目事実を検討してもらう。その後、検察官・弁護士チーム間で意見交換を行いつつ、議論を深めていく。授業のまとめとして、自身のチームの立場から離れて、中立の立場（裁判官の立場）からも、生徒に事案を検討させる。チームの立場に依拠する立論、異なる立場の意見を聞いたうえで自身の意見を補強することなどを通して、事実を多角的な視点から検討することをねらいとしている。

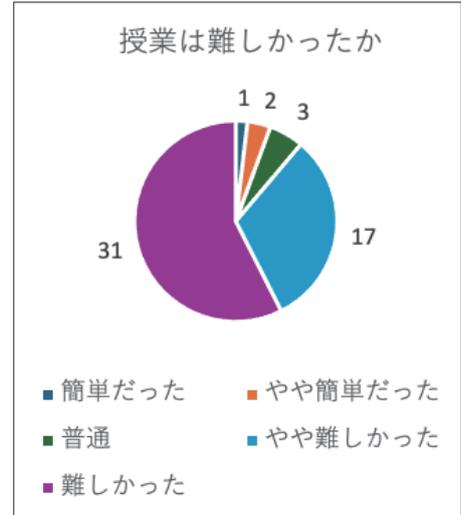
5 授業後アンケートの分析

授業実施後に生徒・教員に対しアンケートを行った。各アンケートの集計結果につき、これを分析したい。

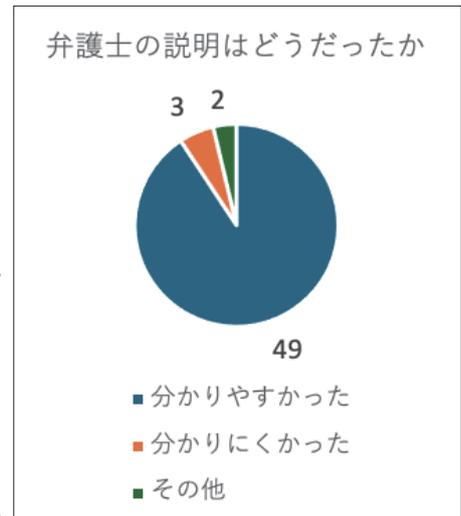
(1) 生徒アンケートの分析

「今日の授業は難しかったですか」との問いに対し、「難しかった」「やや難しかった」「普通」「やや簡単だった」「簡単だった」の回答を用意したところ、集計結果は以下のとおりであった。

生徒の約90%が「難しかった」「やや難しかった」と回答した。平易な言葉を使ったり、各検討班に一人ずつ弁護士を配置したりするなどの工夫はしたものの、授業内容の難易度の設定に課題が見られた。本授業の題材は、傷害事件を題材に正当防衛の成否を論じさせるもので、刑法学上も多様な論点を含むものであった。「傷害行為に及んだことについての計画性の有無」という論点に絞って生徒たちに議論をさせたものの、各着目事実の関係性・関連性の整理に時間を要する様子であった。生徒にとってより取り組みやすい題材、例えば犯人性の検討などを選択することによって、難易度の課題につき改善を図ることなどが考えられる。



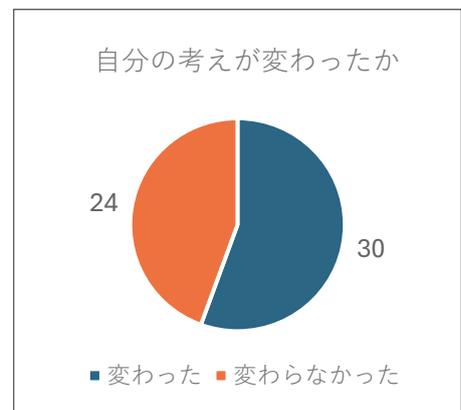
次に、「授業を担当した弁護士の説明はどうでしたか」との問いに対し、「分かりやすかった」「分かりにくかった」「その他（自由記載）」の回答を用意したところ、集計結果は以下のとおりであった。



こちらは多くの生徒が「分かりやすかった」と回答した。各検討班に支援弁護士を一名ずつ配置する、争点を明確化する（「正当防衛の成否」ではなく、「計画性の有無」と説明した）、授業スライドの中に検察官・弁護人のケースセオリーを予め書き込むなどの工夫が功を奏したと思われる。

授業の題材そのものに難しさを感じている生徒がほとんどであったところ、弁護士の説明のわかりやすさについて上記のような回答が得られたことは、授業実施の工夫について評価をしてもらえたと感じている。

「今日の弁護士の授業を聞いて、自分の考えが変わったところがありますか」との問いに対し、「変わった」「変わらなかった」の回答を用意したところ、集計結果は以下のとおりであった。「変わった」と回答した生徒には「どのように変わったのか」との自由記載欄が設けられている。なお、「考えが変わった」とは、今回の授業を聞いて学ぶことがあったということも意味するし、議論を踏まえて有



罪心証から無罪心証に変わった（逆もまた然り）ということも意味することは、このアンケートを分析する際に注意をしたい点である。

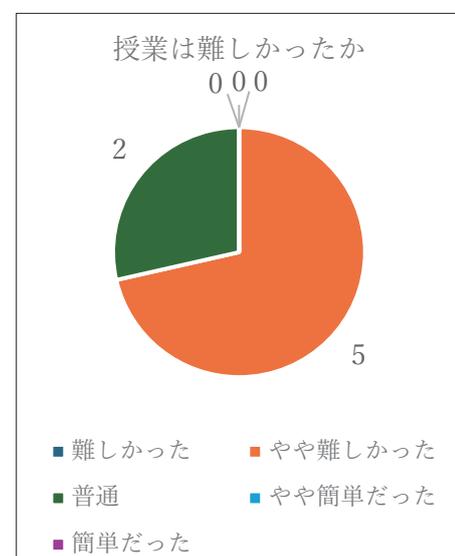
約56%の生徒が「変わった」と回答した。自由記載欄には、「会議などで自分の意見を言う場面があったら、複数の視点から考えていきたいです。」「1つの視点から見ていたのが、複数の視点から物事を見ることによって印象が大きく変わるということを知れた。」などのコメントがあり、多角的な視点から事実を検討する能力を身に付けるという授業のねらいが一定程度達成できたことが伺える。また、「有罪から無罪に変わった。」といった心証の変化に関するコメントもあった。他にも、「人と話すときは、根拠を付けて話すということ」「自分の意見に根拠をしっかりつけるなど」「もっと自分の意見を言えばよかった」など議論をする際の注意点について意識の変化を感じる生徒もいたようである。学校生活において議論や意見表明をする機会は少なくないと思われ、授業を受けた多くの生徒に「議論の能力」を涵養する機会が与えられた点で、今回の授業は意義深いものとなったと感じている。反面、「変わらなかった」と回答している生徒も約44%いるが、「心証に変化がなかった」という回答を含むものと思われるため、今回の授業から何も学ぶことがなかったということを必ずしも意味しないと思われる点は留意したい。

そのほか、アンケートの自由記載欄には「弁護士の仕事について自分が知っていたものとは違うものを知れた」「私は弁護士の立場だったので、Aさん（注：被告人）にとって有利となる事実を探して無罪にすることが難しかった」など、法曹の仕事について学んだことを記載してくれた生徒も目立った。概ね「楽しかった」との感想が述べられており、弁護士と楽しく議論するというねらいが達成できたと感じている。「これからの人生ディベート力が重要になるタイミングもあるため、今のうちに力をつけるようにする」と意気込みを見せてくれた生徒もいた。しかし、「難しかった」「大変だった」と題材の難しさが伺えるようなコメントも多く、これは題材の難易度の設定に改善点があったと思われる。

(2) 教員アンケートの分析

「本日の授業は、子どもたちにとって難しかったと思いますか」との問いに対し、「難しかった」「やや難しかった」「普通」「やや簡単だった」「簡単だった」の回答を用意したところ、集計結果は以下のとおりであった。

「やや難しかった」と回答する教員が多く、この点からも授業題材の難易度設定に課題を感じた。授業内容そのもの・テーマについての改善点を問うた自由記載欄には、「内



容を理解できていない、ついていけない生徒がいた。身近なテーマだと共感しやすい」とのコメントがあった。反面、「普段授業で扱う内容ではなかったけど、実際に考えられそうな案件で、とてもおもしろかったです」と、生徒たちにとって身近ではないテーマであることを評価するコメントもあった。また、「意見を持っていてもなかなか表現できない生徒もいました。有罪・無罪などはネームカードを貼るなどしても良いと思いました」と意見表明の仕方についての助言もあり、今後の授業作成の際に参考としたい。

実施授業についての評価点・課題点について、①授業内容そのもの・テーマについて、②教材（配布資料、スライド等）について、③授業のすすめ方について、④授業の準備・打合せについての4つに分けて自由記載欄を設けた。

①（授業内容そのもの・テーマ）については、「授業の内容はやや難しく、中学3年生にとってはとても良かったと思います。たくさん悩む姿が見られました」と題材の難しさを評価するコメントもあった。「話し合いが活発になり、生徒が本気になる様子が見えました。自分たちの立場が明らかで、弁護士の先生方が1グループに一人ずつついてくださっていたからだと思います」と弁護士の支援を評価する声もあった。

②（教材）については、「丁寧に作成していただいていたので導入がスムーズでした」「裁判官、弁護人（弁護士）、検察官の役割をスライドで説明していただき、わかりやすかった」と概ね好評であった。資料については事前に生徒のPCにPDFで配布していたが、PCの充電切れなどの事象でPCを参照しながら事案を検討している生徒はほぼいなかった。この点が生徒の理解を妨げた一因かもしれないと感じている。

③（授業のすすめ方）については、「一班に一人ずつの弁護士さんがついてくださったことも、とても良かったです」「弁護士の方々が各班に入って様々な角度でアドバイスをくださっていたので生徒にとって貴重な経験になったと思います」と充実した支援体制を評価する声が多かった。時間配分や班分けの仕方などについて改善を求めるコメントはなかった。意見表明の仕方については、ネームカードを活用する、ICTを活用するなど、生徒一人ひとりの意見の一覧性があるとよいとのコメントが複数あった。

④（授業の準備・打合せ）については、オンラインでの事前打ち合わせによって授業がスムーズに行えたとの意見がほとんどであった。

「今後、また弁護士による授業を実施したいと思いますか」との問いに対しては、教員全員が「思う」と回答した。「弁護士と連携して行う授業に際して、弁護士に求めたいことは何ですか」との問いに対しては、「連携できる授業の紹介」と回答する教員が多く、学校側に対し弁護士及び

弁護士会が広報をしていく必要性を感じた。「教科に即した授業展開」「裁判所の見学」「費用の開示」を求める声もあった。

アンケート末尾の自由記載欄では実施授業について概ね好評をいただいたが、「生活の中でも生徒同士のトラブルは多く、そのたびに双方が納得できるよう話し合いを持ちますがとても難しく感じます」「なかなか議論が深まらない授業もあるので、これほど話し合いが活発にできたことは生徒にとっても良い経験になったと思います」といった学校生活における議論の場に引き寄せた回答が見られたことに注目したい。学校生活や社会の場で「議論の能力」が求められることは弁護士・教員ともに共通の考えであり、その能力を養う一つの方法として弁護士が関与する授業の実施が学校側の選択肢に入ったのであれば、今回の授業を実施した意義がある。「弁護士さんとお話する機会はとても珍しく、貴重な経験になったと思います。」「中学生の話を丁寧に細かく聞いてくださりとても嬉しかったです」と弁護士が授業に関与すること自体をもって評価するコメントもあった。

6 授業実施の感想

導入部分の説明は、弁護士による一方的な講義形式となるため、あまり盛り上がりを見せなかったが、事案の検討時間になると各班で議論が白熱する様子が見られた。休み時間の間も生徒間で議論が続くなど、参加生徒には関心を持って授業に取り組んでもらえた。検察官・弁護人チーム間の意見交換時間では、相手の意見を聞いて咄嗟に反論する瞬発力も求められるためか、意見表明に少し時間がかかる様子なども見られたが、支援弁護士の助言によって基本的に円滑に議論が行われていた。まとめの時間（自身が裁判官の立場であったときの結論）では、クラスによっては、ほとんどの生徒が無罪心証を抱くなど、事例設定にバランスを持たせることの課題も感じるところである。一つの事実に様々な角度からアプローチができること、議論や話し合いをするときに気を付けることについて、生徒アンケートで言及があったことは喜ばしい。

支援弁護士計15人と司法修習生1名が参加するという手厚い支援体制もあって上記のような学校の評価につながったと感じている。ご協力いただいた教員の先生方、支援弁護士、司法修習生にこの場を借りて感謝申し上げたい。

第6 授業案^③について

1 実施条件

日時	令和6年6月5日、7日、17日	各50分×2コマ
場所	東京都立葛飾総合高等学校	

対象学年クラス 2学年3学年混合の4クラス

派遣弁護士数 講師役は2名

2 実施詳細

「政経」での実施である。2～3年生が混在している、選択授業である。そのため、グループワークとした場合、特段接点のない生徒同士がグループになることとなる。各クラス20～40人参加であり、日ごとに人数が異なる。4回にわたって、担当講師2名ずつで実施した。後半は、高校生の発言にマイクを使用した。パワーポイントにて実施。男女比は、行った回数によりまちまちである。

3 アンケート内容

ア 難易度

普通～やや難しかったとするものが多かった。

イ 議論の盛り上がり

まあまあ議論できたというものが多数であった。

ウ 事例の理解度

事例が理解できたとするものが大半であった

エ 弁護士の説明のわかりやすさ

わかりやすかったとするものが大半であった。

オ 障害や差別に関して、自分の考えの変わったところはあるかどうか。

変わったと、変わらなかったがほぼ同数であった。

カ 障害、差別について疑問に思ったこと、もっと知りたいと感じたこと

- ・ 差別にならない言い方を知りたい
- ・ 差別してしまった人の意見を知りたい
- ・ トランスジェンダーのトイレの問題が気になる
- ・ 差別・障害いじりなどは絶対にダメなことだと思った
- ・ どのようにしたらよりよく過ごしていけるのか
- ・ 差別が起きてしまう理由をもう少し調べたい
- ・ 他国の差別をなくすための法律や活動が知りたい
- ・ 日本は差別が多い
- ・ なぜ少し違うだけで扱いが良くなったり悪くなったりするのか疑問
- ・ 世の中にいろんな人がいて、一人一人を理解するのは難しくてもその人の個性を尊重した

い

- ・ もっと差別に関する法を学んでみたい
- ・ 男女差別以外にいろんな差別があることを知り、自分が知らない所で差別に苦しんでいる人がいるのではないかと知りたい
- ・ 差別がなくなることは難しいが一人でも多くの人に現状を知ってほしい
- ・ 本当にあった差別についてもっと知りたい
- ・ 障がい者と健常者のかかわり方についてもっと知りたい

キ 授業の感想

- ・ 外国の人や障害を持っている人が、安心できる雰囲気を作っていきたい
- ・ 知らない間に差別したりしないようにしたい
- ・ 改めて差別がまだまだ日本に残っていることを知り、よりよい日本にするために何ができるか考え、これらからの生活に頑張りたい
- ・ こういうのも差別なんだと学ぶことができました
- ・ まだ習っていない憲法の内容などがあって面白い
- ・ すごく考えさせられる授業だった
- ・ とても大切なことを学びました
- ・ 授業内容の理解を深めること、学ぶことができました
- ・ 実際にあった事例をもとに考えることで差別の恐ろしさがより実感できました
- ・ もともとわからなかったこともわかった
- ・ 差別についての法律や差別そのものについていろいろ知ることができてよかった。今回の授業で、やっぱり差別はいけないことだと改めてわかった
- ・ 自分が気づかないうちに差別してしまっているかと思ってしまった
- ・ とても楽しく受けられた
- ・ グループの議論が多くて眠くなりにくかった
- ・ 授業とても分かりやすかった
- ・ また機会があれば授業してもらいたい
- ・ 具体例を使用して、差別について学べてよかった
- ・ 素敵な授業をありがとうございました
- ・ コミュニケーションが取れる授業で、飽きることが一切なかった

4 授業実施の感想

(1) 総合的な感想

今回は、障害者、外国人、ジェンダーと複数にまたがる差別を議論したが、アンケート結果は、おおむね好評であった。差別というテーマで、憲法、法律や事例検討、実際の事例検討で2コマという長時間実施しても、おおむねの高校生に受け入れてもらえた実感している。同内容で、他の高校でも実施してみたい。

差別を、「見下し・遠ざけ」のある状況、また、人権が脅かされている状況を「安心・自信・自由」が脅かされている状況とすることで、生徒に判断の基準を示し、「差別」がどのようなものであることを具体的にイメージさせ、自身も無意識な差別をしているかもしれないと気付かせることができたのは、今後の生活の視点としてねらいが成功していると考ええる。授業中の生徒の意見も、高校生としての経験から、自分事として考えを表現できていると思われ、講師も勉強にあるものが多かった。

また、事例や実際の具体例を通して、差別が人権を脅かすものであること、実際に日本に存在しており、社会のために行動を変えていく必要があることを具体的に意識させることができてよかった。

(2) 工夫した点

今回、日程の都合により、前半、後半で2度授業を実施できたため、後半では前半の反省点を生かして授業を円滑に進める工夫をした。

今回、1コマ目の創作事例では、多数の差別的発言を検討させることとなっているが、すべて検討させると間延びすること、また、時間切れとなり講師が解説する時間がなくなってしまうことから、2回目に実施する際には検討する発言を3つに絞り、また、生徒をいくつかのグループに分け、別の発言を検討するようにした。1コマ目では、グループワークではなく、それぞれの生徒ごとの発表として、順番にあてていくこととした。

また、それぞれの発言について、①人権の侵害されている状況、②なぜ差別に当たるのかなどをあわせて検討してもらうこととした。

次に、2コマ目の医大入試差別問題については、高校生には当然ながら、医師の勤務状況や女性の家事・育児の状況を具体的イメージできないことから、直感的にはなぜ女子差別が行われたかの背景が理解しにくいように思ったため、問題検討のため、講師から、ある程度解説をすることとした。

また、ジェンダーの問題に集中するという点では、浪人差別の問題を省くことも検討されたが、

高校生にとってはより自分事に近い多浪差別のイメージがしやすく、多彩な意見がでる傾向にあったため、多浪差別の検討は残存させておくほうが良いように思われた。

実質的平等の検討として、工学部の女性枠についても踏み込んで検討したかったが、アンケートの実施時間などを考慮するとやや時間切れとなる。

判決の紹介については、言葉がわかりにくいため、やや簡潔にわかりやすくする工夫も考えられる。

また、生徒の発言もすべての生徒に聞いてもらうほうが勉強となるため、マイクを使用した。

感想アンケートは、授業の振り返りとなるため、試験授業に限らず、授業後に実施するほうが望ましいと考えるが、その場合、直後に行ったほうが具体的な感想が書かれていたと感じた。

第7 授業案③について

1 実施条件

日時 令和6年6月21日 各50分×2コマ

場所 国立筑波大学附属中学校

対象学年クラス 2学年の5クラス

派遣弁護士数 講師役は5名

2 実施詳細

「特別授業」として実施。まだ公民を履修していないため、憲法・条約などについての理解はないとの前提である。

- ・ 5クラスで、それぞれ異なる講師にて、同時期に実施。
- ・ パワーポイント資料は、それぞれの講師裁量で内容に多少の変動があるが、事例とワークシートは共通である。
- ・ 設問は、4名程度のグループワークとして実施。発表を行う。

3 アンケート内容

(1) 内容のわかりやすさ、量など教材の適切さについて

ア 難易度

クラスごとに差はあるが、「普通」が多数であり、「やや難しかった」とするものが次に多かった。発達障害と差別というやや取り扱いの難しいテーマにもかかわらず、中学生に受け入れられている状況がうかがえる。

イ 議論のしやすさ

クラスごとに差はあるが、「まあまあ議論できた」「議論が弾んだ」とするものが多数であった。授業中も、グループで活発に議論する様子が見られた。

ウ 事例の理解

事例の理解ができたとするものが大半であった。

エ 内容の量の適切さ

内容は適当だったとするものが多数であった。講師の印象としては、内容が多いという印象であったが、生徒アンケートでは、内容は適当であったとするものが多かった。

オ 法律や条令の理解

理解できたとするものが大半であった。障害者権利条約にみられる「社会モデル」の考え方、憲法14条の実質的平等、障害者差別解消法の合理的配慮などを盛り込んだが、おおむね理解できたとの回答が得られた。

カ 講師のわかりやすさ

大半のクラスで、講師はわかりやすいとの評価であったが、わかりにくいとされる場合は、声が小さい、パワーポイントを読み切れないうまま進行するというものであった。

(2) 授業を受けて学んだこと

ア 授業を受けて、障害や差別について考えが変化したかどうか

おおむね、半数ほどの生徒が、授業を受けて考えが変化したと回答した。

以下は、概要の紹介であるが、①発達障害の理解②障害の社会モデルの理解③実質的平等の理解④自らや周囲の差別意識の理解などが深まっていることがうかがわれる。

- ・ 障害を持つ本人が治療するのではなく、その人が生活しやすいような環境を作るのが大切。
- ・ 発達障害には二次障害もあると知ったので公平に接するべきだ
- ・ 知るということだけでも大きいのではないか
- ・ 障害と呼ばれる要素は自分にもあり、障害者と健常者はそれほど変わらないのではないか
- ・ 差別の見方が変わった
- ・ 実質的平等についてわかった
- ・ 周りに発達障害の人がいたときに、どうかかわったらいいかイメージできた
- ・ 差別は人権侵害であり、してはいけない
- ・ 社会モデルについて知った
- ・ 障害は生まれつきのもので知っていたが社会が作っているものと理解できた
- ・ 一人一人違うのが当たり前という考え方、差別意識をなくすにはこの考え方が大切ではない

か。

- ・ 差別がちょっとしたことからなるということや、発達障害の具体的なことがわかった。
- ・ 自分の中にも、障害に対する差別があることが分かった。
- ・ 遠ざけも差別になることが分かった
- ・ 自分は差別しないようにしていると思っていたが、様々な形での遠ざけ、見下しに気づいた。

イ 授業を聞いて、差別・障害についてもっと知りたいと感じたこと

- ・ どうして差別意識が生じるのか
- ・ 差別に関する法律を知りたい
- ・ そもそも発達障害は障害なのか、レッテルはりは良くない。
- ・ 障害を持つ人が特別な支援を受けるために別の学校に行くのが良いことなのか。
- ・ 差別を止めるためにはどうすればよいのだろうか。
- ・ 発達障害についてもっと知りたい
- ・ もっと事例を知りたい
- ・ 自分の身を守るために距離を置くのも差別なのか

ウ 感想 (概要)

差別についての意識や、平等についての意識の深まりを感じさせる感想が多く、授業の効果があつたと実感できる内容であつた。

- ・ 事例がわかりやすい、学びのある授業だつた
- ・ 退屈する時間がなく、楽しく参加できた
- ・ 弁護士バッジを見ることができた。
- ・ 難しめの内容ではあつたが学校生活に生かすことのできるもので学ぶことができてよかった。
- ・ 社会モデル医学モデルについてが一番印象に残つた。人が変わるのではなく、自分たちが変わるというのはとてもいい考え方。
- ・ いろんな事例を使って議論をしていたので楽しかつた。
- ・ 実際の憲法なども見ながら進むことができよ体験になりました
- ・ 普段の授業で教えてもらえないことを教えてもらえてよかつた
- ・ 差別という重く目を背けがちな問題を考えることができてよかつた
- ・ 障害者に対する偏見があつたが正しく知ることができた
- ・ 発達障害についてよく知ることができた

- ・ 差別をしていないか、自分の生活を振り返りたい
- ・ 自分の意見を思い切り言えて有意義だった
- ・ グループで話し合いほかの人の意見も聞けて、自分の理解も深まった
- ・ 遠ざけという差別を知り、気を付けようと思った
- ・ 深く考えさせられる事例でよかった。法律の観点から見た論理性もあってわかりやすかった。
- ・ 平等と人権についてとても考えさせられた
- ・ これからは障害に先入観をなくして接したい
- ・ いじめの授業とつながりが多く、わかりやすく授業を受けられた。
- ・ 差別がなぜだめなのか、なぜしてはいけないのかがしっかり理解できた
- ・ 差別の事例をみんなで話し合えて有意義だった
- ・ 事例がリアルで悲しく思った。無意識に差別しないようにしたいと思った。
- ・ 差別は気づかずにしてしまっていたり、周りで起こっていることがわかったので、気を付けたい。

4 授業実施の感想

講師5名の感想を総合すると、

- ・ 1コマ目の量が多い
- ・ 設問量が多い。生徒はグループディスカッションに慣れた様子であったため対応してくれたが、一般化するためには設問量を減らす必要がある
- ・ 生徒の回答は、よく考えられており設問の意図に沿ったものであった
- ・ 発達障害の説明をどこまで細かくするのか、また、もう少し肯定的に伝える必要がないかなど、検討される

というものであった。

生徒の回答内容からすると、差別というテーマを通して、相手に対して無意識に行っている遠ざけ・人権侵害に気づかせるという意味ではいじめ予防授業に通じるものがあり、いじめ予防授業を実施した学年に、異なるアプローチとして本授業を実施することも検討される。

また、高校生でも内容は十分に対応可能であると思われる。

おわりに

2024年度関弁連シンポジウム委員会では、「初等・中等教育における弁護士の役割」をテーマに設定し、約1年にわたり研究してまいりました。現代の子ども達、特に小学生・中学生・高校生は法に関して何を学ぶべきなのか、そこに弁護士は必要なのか、必要であるとすれば弁護士は学校現場で具体的にどのように子ども達に教えたらよいのか、また弁護士の授業を初等・中等教育の現場に広めていくにはどうしたらよいのか、委員45名は頭を悩ませ、議論を重ねました。また、関東1都10県の小学校・中学校・高等学校・弁護士会にアンケートを実施して、初等・中等教育の現場における弁護士による授業の実情を探りました。さらには、委員会にて作成した授業案を用いて学校にて実際に授業を行って教員・児童生徒から意見をいただきました。その集大成が、この報告書であり本シンポジウムです。今回の我々の研究が、今後、初等・中等教育の現場において、弁護士の役割がさらに不可欠なものとなっていくための一助となることを願ってやみません。そして、未来の子ども達が、法の考え方を身に付けて、自ら考えてよりよい社会をつくっていけるようになることを切に望むものです。

委員会活動に際しては、委員に対し貴重な示唆に富む講演をいただいたみなさま、シンポジウムにご参加いただいたみなさまには、ご多忙中にもかかわらず快く依頼をお引き受けいただきました。この場をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。また、アンケートにご協力いただいた学校・弁護士会のみなさま、出張授業にご協力いただいた学校のみなさまには、面倒な依頼にもかかわらず親切にご対応いただきました。深く感謝申し上げます。最後に、関東弁護士会連合会事務局のみなさま、特に担当の柴田瑞穂さんには、突然のお願いでも笑顔で完璧に対応して、委員会活動を支えてくださいました。ありがとうございました。

関東弁護士会連合会

2024年度シンポジウム委員会

事務局長 吉 岡 隆 久

付 録

第1 アンケートのご協力いただいた学校一覧（順不同）

アンケートに記載いただいた校名をそのまま掲載しております。この度はご協力いただきありがとうございました。

【東京都】

東京学芸大学附属大泉小学校	足立区立中川東小学校	八王子市立恩方第一小学校
東京学芸大学附属竹早小学校	足立区立中川北小学校	八王子市立恩方第二小学校
狛江市立狛江第一小学校	足立区立六木小学校	八王子市立宮上小学校
狛江市立狛江第三小学校	東京都日野市立旭が丘小学校	八王子市立元八王子東小学校
狛江市立狛江第六小学校	東京都日野市立東光寺小学校	八王子市立元木小学校
狛江市立緑野小学校	東京都練馬区立大泉学園小学校	八王子市立高嶺小学校
小金井市立小金井第二小学校	東村山市立大岱小学校	八王子市立七国小学校
小金井市立東小学校	東村山市立南台小学校	八王子市立小宮小学校
小金井市立本町小学校	東村山市立野火止小学校	八王子市立松枝小学校
松が谷小学校	檜原小学校	八王子市立上川口小学校
杉並区立高井戸小学校	日野市立七生緑小学校	八王子市立上柚木小学校
杉並区立杉並第十小学校	日野市立第七小学校	八王子市立城山小学校
杉並区立桃井第五小学校	日野市立日野第五小学校	八王子市立浅川小学校
杉並区立方南小学校	日野市立日野第四小学校	八王子市立第九小学校
千代田区立お茶の水小学校	日野市立日野第六小学校	八王子市立第四小学校
千代田区立麴町小学校	日野市立平山小学校	八王子市立第二小学校
千代田区立昌平小学校	日野市立豊田小学校	八王子市立中山小学校
足立区立綾瀬小学校	日野市立夢が丘小学校	八王子市立長沼小学校
足立区立伊興小学校	八王子市立みなみ野君田小学校	八王子市立長池小学校
足立区立花畑第一小学校	八王子市立横山第一小学校	八王子市立東浅川小学校
足立区立栗島小学校	八王子市立横山第二小学校	八王子市立南大沢小学校
足立区立古千谷小学校	八王子市立横川小学校	八王子市立片倉台小学校

八王子市立由木西小学校	昭和女子大学附属昭和小学校	日野市立日野第一中学校
八王子市立由木中央小学校	星美学園小学校	日野市立平山中学校
八王子市立由木東小学校	日本女子大学附属豊明小学校	八王子市立ひよどり山中学校
八王子市立緑が丘小学校	白百合学園小学校	八王子市立恩方中学校
八王子市立柵田小学校	立教女学院小学校	八王子市立松が谷中学校
八王子立第八小学校	高南中学校	八王子市立城山中学校
八丈町立三原小学校	狛江市立狛江第三中学校	八王子市立浅川中学校
品川区立宮前小学校	狛江市立狛江第四中学校	八王子市立第五中学校
品川区立京陽小学校	小金井市立小金井第一中学校	八王子市立第四中学校
品川区立小山小学校	小金井市立南中学校	八王子市立第二中学校
品川区立大原小学校	小金井市立緑中学校	八王子市立長房中学校
品川区立中延小学校	杉並区立荻窪中学校	八王子市立南大沢中学校
品川区立浜川小学校	足立区入谷南中学校	八王子市立別所中学校
品川区立立会小学校	足立区立伊興中学校	八王子市立由木中学校
練馬区立関町小学校	足立区立花保中学校	八王子市立柵田中学校
練馬区立光が丘春の風小学校	足立区立栗島中学校	八丈町立大賀郷中学校
練馬区立向山小学校	足立区立千寿桜堤中学校	品川区立東海中学校
練馬区立高松小学校	足立区立千寿青葉中学校	練馬区立開進第四中学校
練馬区立石神井東小学校	足立区立扇中学校	練馬区立関中学校
練馬区立大泉小学校	足立区立第一中学校	練馬区立光が丘第一中学校
練馬区立大泉第一小学校	足立区立第六中学校	練馬区立光が丘第三中学校
練馬区立大泉北小学校	足立区立竹の塚中学校	練馬区立光が丘第二中学校
練馬区立中村西小学校	足立区立東島根中学校	練馬区立上石神井中学校
練馬区立田柄小学校	足立区立入谷中学校	練馬区立大泉学園中学校
練馬区立田柄第二小学校	東京都八王子市立甲ノ原中学校	練馬区立大泉西中学校
練馬区立南町小学校	東村山市立東村山第三中学校萩山分校	練馬区立大泉北中学校
学校法人帝京大学 帝京大学小学校	日の出町立平井中学校	練馬区立谷原中学校
光塩女子学院初等科	日野市立三沢中学校	練馬区立北町中学校
国本小学校	日野市立七生中学校	修徳中学校
三育学院	日野市立大坂上中学校	芝中学校 芝高等学校

文教大学附属中学校	東京都立農業高等学校	東亜学園高等学校
東京都立大学附属中学校	東京都立富士高等学校	東海大学菅生高等学校
宝仙学園中学校・高等学校	東京都立中野工科高等学校	東京女学館中学校高等学校
八王子学園八王子中学校	東京都立北豊島工科高等学校	日本工業大学駒場高等学校
帝京中学校	東京都内公立高等学校（校名不明）	日本女子体育大学附属二階堂高等学校
お茶の水女子大学附属高等学校	都立日野高等学校	八王子学園八王子高等学校
東京工業大学附属科学技術高等学校	かえつ有明中・高等学校	北豊島高等学校
東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校	下北沢成徳高等学校	明治大学附属明治高等学校
橘高等学校	岩倉高等学校	立教池袋高等学校
東京都立久留米西高等学校	錦城高等学校	立正大学附属立正高等学校
都立総合芸術高等学校	駒込学園駒込中学校高等学校	千代田区立麴町幼稚園
東京都立東大和高等学校	江戸川女子中学高等学校	攻玉社中学高等学校
東京都立第五商業高等学校	芝浦工業大学附属高等学校	桜蔭中学高等学校
都立町田工科高等学校	潤徳女子高等学校	共立女子第二中学校高等学校
東京都立西高等学校	昭和第一学園	新渡戸文化中学高等学校
東京都立戸山高等学校	杉並学院高等学校	大妻中学高等学校
都立総合工科高等学校	成蹊高等学校	私立広尾学園中学校・高等学校
東京都立葛飾総合高等学校	聖パウロ学園高等学校	武蔵野大学中学校・高等学校
東京都立五日市高等学校	聖学院中学校高等学校	学校法人明星学苑 明星中学校・高等学校
東京都立瑞穂農芸高等学校	青山学院高等部	八王子市立館小学校
東京都立新島高等学校	多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校	東京工業高等専門学校
小平南高等学校	多摩大学目黒中学高等学校	品川区立品川学園
都立東高等学校	大森学園高等学校	筑波大学附属中学校
東京都立羽村高等学校	中央大学杉並高等学校	
都立神津高等学校	帝京高等学校	

【神奈川県】

横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校	伊勢原市立比々多小学校	横浜市立荏田南小学校
いずみ野小学校	横浜市立あざみ野第一小学校	横浜市立永田台小学校
さわの里小学校	横浜市立伊勢山小学校	横浜市立下野庭小学校

横浜市立鴨志田第一小学校	横浜市立矢上小学校	川崎市立東大島小学校
横浜市立岸谷小学校	横浜市立洋光台第四小学校	川崎市立南原小学校
横浜市立希望ヶ丘小学校	横浜市立嶮山小学校	川崎市立白幡台小学校
横浜市立芹が谷小学校	茅ヶ崎台小学校	川崎市立百合丘小学校
横浜市立高舟台小学校	茅ヶ崎東小学校	川崎市立平小学校
横浜市立黒須田小学校	芹が谷南小学校	川和小学校
横浜市立山王台小学校	綱島東小学校	倉田小学校
横浜市立師岡小学校	三浦市立初声小学校	相沢小学校
横浜市立汐見台小学校	三浦市立岬陽小学校	大正小学校
横浜市立小菅ヶ谷小学校	山元小学校	潮田小学校
横浜市立新石川小学校	山田小学校	東希望が丘小学校
横浜市立新鶴見小学校	小田原市立三の丸小学校	東品濃小学校
横浜市立神奈川小学校	小田原市立早川小学校	美しが丘小学校
横浜市立菅田の丘小学校	上白根小学校	並木第一小学校
横浜市立西寺尾小学校	生田小学校	本郷小学校
横浜市立太田小学校	川崎市立旭町小学校	本町小学校
横浜市立大口台小学校	川崎市立橘小学校	横浜市内公立小学校（校名不明）
横浜市立大曾根小学校	川崎市立戸手小学校	伊勢原市立成瀬中学校
横浜市立中丸小学校	川崎市立御幸小学校	横浜市立みたけ台中学校
横浜市立都筑小学校	川崎市立今井小学校	横浜市立永田中学校
横浜市立南山田小学校	川崎市立三田小学校	横浜市立寛政中学校
横浜市立馬場小学校	川崎市立菅小学校	横浜市立錦台中学校
横浜市立白根小学校	川崎市立西丸子小学校	横浜市立芹が谷中学校
横浜市立浜小学校	川崎市立西生田小学校	横浜市立若葉台中学校
横浜市立富士見台小学校	川崎市立西有馬小学校（前任校）	横浜市立小山台中学校
横浜市立平戸小学校	川崎市立中原小学校	横浜市立城郷中学校
横浜市立別所小学校	川崎市立長沢小学校	横浜市立新井中学校
横浜市立峯小学校	川崎市立殿町小学校	横浜市立西谷中学校
横浜市立北綱島小学校	川崎市立東住吉小学校	横浜市立泉が丘中学校
横浜市立北山田小学校	川崎市立東小田小学校	横浜市立早渕中学校

横浜市立大鳥中学校	三浦市立南下浦中学校	川崎市立南生田中学校
横浜市立中和田中学校	小田原市立橘中学校	川崎市立南大師中学校
横浜市立南高等学校附属中学校	小田原市立城北中学校	川崎市立日吉中学校
横浜市立日野南中学校	小田原市立白山中学校	川崎市立白鳥中学校
横浜市立舞岡中学校	上郷中学校	川崎市立平間中学校
横浜市立平楽中学校	真鶴町立真鶴中学校	南瀬谷中学校
横浜市立並木中学校	西金沢義務教育学校後期課程	飯島中学校
横浜市立霧が丘義務教育学校後期課程	川崎市立稲田中学校	本牧中学校
横浜市立緑が丘中学校	川崎市立宮前平中学校	川崎市立高津高等学校定時制
横浜市立老松中学校	川崎市立菅生中学校	川崎市立高津高等学校
横浜市立六浦中学校	川崎市立菅中学校	横浜市立みなと総合高等学校
横浜市立六角橋中学校	川崎市立川崎中学校	横浜商業高等学校
橘中学校	川崎市立塚越中学校	川崎市立聾学校
原中学校	川崎市立田島中学校	川崎市立田島支援学校
三浦市立三崎中学校	川崎市立南菅中学校	

【埼玉県】

さいたま市立栄和小学校	さいたま市立和土小学校	加須市立種足小学校
さいたま市立向小学校	ふじみ野市立駒西小学校	加須市立大桑小学校
さいたま市立三橋小学校	ふじみ野市立上野台小学校	加須市立大利根東小学校
さいたま市立春岡小学校	ふじみ野市立西原小学校	加須市立樋遣川小学校
さいたま市立針ヶ谷小学校	ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校	加須市立豊野小学校
さいたま市立大宮南小学校	越谷市立西方小学校	加須市立北川辺西小学校
さいたま市立大門小学校	越谷市立大袋東小学校	加須市立礼羽小学校
さいたま市立中尾小学校	越谷市立大袋北小学校	加須私立騎西小学校
さいたま市立田島小学校	越谷市立平方小学校	吉見町立東第二小学校
さいたま市立徳力小学校	越谷市立北越谷小学校	吉見町立南小学校
さいたま市立美園小学校	横瀬町立横瀬小学校	久喜市立小林小学校
さいたま市立片柳小学校	加須市立花崎北小学校	久喜市立青葉小学校
さいたま市立与野本町小学校	加須市立三俣小学校	宮代町立百間小学校

熊谷市立吉見小学校	春日部市立豊春小学校	秩父市立吉田小学校
熊谷市立玉井小学校	春日部市立立野小学校	秩父市立西小学校
熊谷市立熊谷西小学校	春日部市立武里小学校	秩父市立花の木小学校
熊谷市立江南南小学校	春日部市立武里西小学校	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校
熊谷市立長井小学校	小鹿野町立小鹿野小学校	鶴ヶ島市立藤小学校
戸田市立戸田南小学校	松伏町立松伏小学校	毛呂山町立川角小学校
戸田市立笹目小学校	松伏町立松伏第二小学校	蓮田市立黒浜西小学校
戸田市立新曾北小学校	上尾市立鴨川小学校	蓮田市立黒浜南小学校
戸田市立美谷本小学校	上尾市立平方小学校	蓮田市立平野小学校
幸手市立長倉小学校	上里町立神保原小学校	蓮田市立蓮田南小学校
行田市立南河原小学校	上里町立長幡小学校	蕨市立東小学校
行田市立南小学校	新座市立石神小学校	埼玉大学教育学部附属中学校
行田市立忍小学校	新座市立野寺小学校	さいたま市立上大久保中学校
坂戸市立勝呂小学校	深谷市立上柴西小学校	さいたま市立常盤中学校
埼玉県宮代町立東小学校	深谷市立深谷小学校	さいたま市立西原中学校
埼玉県坂戸市立大家小学校	深谷市立深谷西小学校	さいたま市立大谷中学校
埼玉県秩父市立南小学校	深谷市立明戸小学校	さいたま市立東浦和中学校
埼玉県鶴ヶ島市立栄小学校	神川町立青柳小学校	さいたま市立与野南中学校
埼玉県東松山市立市の川小学校	杉戸町立杉戸第二小学校	ふじみ野市立葦原中学校
志木市立志木小学校	石原小学校	ふじみ野市立大井西中学校
志木市立志木第三小学校	川口市立戸塚北小学校	ふじみ野市立大井中学校
春日部市立幸松小学校	川口市立差間小学校	伊奈町立伊奈中学校
春日部市立小測小学校	川口市立在家小学校	伊奈町立南中学校
春日部市立上沖小学校	川口市立桜町小学校	横瀬町立横瀬中学校
春日部市立正善小学校	川口市立上青木小学校	加須市立加須東中学校
春日部市立川辺小学校	川口市立上青木南小学校	加須市立加須北中学校
春日部市立中野小学校	川口市立朝日東小学校	加須市立騎西中学校
春日部市立南桜井小学校	川口市立南鳩ヶ谷小学校	加須市立昭和中学校
春日部市立粕壁小学校	川口市立飯塚小学校	加須市立大利根中学校
春日部市立八木崎小学校	川口市立本町小学校	久喜市立久喜中学校

久喜市立鷺宮東中学校	新座市立第三中学校	県立熊谷高等学校（定時制）
宮代町立須賀中学校	新座市立第四中学校	埼玉県立ふじみ野高等学校
宮代町立前原中学校	深谷市立南中学校	埼玉県立羽生実業高等学校
宮代町立百間中学校	深谷市立幡羅中学校	埼玉県立浦和工業高等学校
熊谷市立吉岡中学校	川口市立安行東中学校	埼玉県立浦和商业高等学校
熊谷市立江南中学校	川口市立高等学校附属中学校	埼玉県立浦和東高等学校
熊谷市立大幡中学校	川口市立在家中学校	埼玉県立越生高等学校
熊谷市立大里中学校	川口市立芝東中学校	埼玉県立越谷西高等学校
熊谷市立奈良中学校	川口市立十二月田中学校	埼玉県立越谷南高等学校
熊谷市立別府中学校	川口市立榛松中学校	埼玉県立滑川総合高等学校
幸手市立幸手中学校	川口市立神根中学校	埼玉県立寄居城北高等学校
行田市立見沼中学校	川口市立仲町中学校	埼玉県立吉川美南高等学校
行田市立行田中学校	川口市立北中学校	埼玉県立久喜工業高等学校
行田市立忍中学校	秩父市立吉田中学校	埼玉県立久喜高等学校
坂戸市立千代田中学校	秩父市立秩父第一中学校	埼玉県立宮代高等学校
坂戸市立浅羽野中学校	秩父市立尾田蒔中学校	埼玉県立狭山経済高等学校
埼玉県秩父市立荒川中学校	朝霞市立朝霞第二中学校	埼玉県立狭山緑陽高等学校
三橋中学校	東松山市立松山中学校	埼玉県立熊谷工業高等学校
三郷市立彦糸中学校	八潮市立八幡中学校	埼玉県立熊谷女子高等学校
春日部市立大沼中学校	八潮市立八條中学校	埼玉県立熊谷商業高等学校
春日部市立大增中学校	富士見市立東中学校	埼玉県立芸術総合高等学校
春日部市立飯沼中学校	富士見市立本郷中学校	埼玉県立幸手桜高等学校
春日部市立武里中学校	北本市立宮内中学校	埼玉県立鴻巣女子高等学校
春日部市立豊春中学校	蕨市立第一中学校	埼玉県立三郷工業技術高等学校
松伏町立松伏第二中学校	蕨市立東中学校	埼玉県立三郷高等学校
松伏町立松伏中学校	浦和実業学園中学校	埼玉県立三郷北高等学校
上尾市立西中学校	聖望学園中学校	埼玉県立春日部東高等学校
上里町立上里中学校	浦和第一女子高等学校	埼玉県立所沢商業高等学校
上里町立上里北中学校	岩槻高等学校	埼玉県立所沢西高等学校
城北中学校	県立浦和西高等学校	埼玉県立小川高等学校

埼玉県立松山女子高等学校	埼玉県立南稜高等学校	埼玉県立蓮田特別支援学校
埼玉県立松伏高等学校	埼玉県立日高高等学校	埼玉県立久喜特別支援学校白岡分校
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	埼玉県立鳩山高等学校	埼玉県立越谷西特別支援学校
埼玉県立新座高等学校	埼玉県立飯能高等学校(定時制の課程)	和光特別支援学校
埼玉県立新座総合技術高等学校	埼玉県立豊岡高等学校	埼玉県立越谷特別支援学校
埼玉県立新座柳瀬高等学校	埼玉県立蕨高等学校	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園
埼玉県立深谷商業高等学校	埼玉県立八潮高等学校	埼玉県立草加かがやき特別支援学校
埼玉県立深谷第一高等学校	川越初雁高等学校	埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校
埼玉県立進修館高等学校	川越女子高等学校	日高特別支援学校
埼玉県立吹上秋桜高等学校	川越西高等学校	埼玉大学教育学部附属特別支援学校
埼玉県立杉戸高等学校	川口高等学校	埼玉県立秩父特別支援学校
埼玉県立川越総合高等学校	白岡高等学校	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
埼玉県立川口青陵高等学校	北本高等学校	埼玉県立けやき特別支援学校
埼玉県立川口北高等学校	蓮田松韻高等学校	県立特別支援学校さいたま桜高等学園
埼玉県立草加西高等学校	浦和実業学園高等学校	富士見市立富士見特別支援学校
埼玉県立草加東高等学校	叡明高等学校	さいたま桜高等学園
埼玉県立草加南高等学校	埼玉栄高等学校	埼玉県立行田特別支援学校
埼玉県立大宮高等学校	正智深谷高等学校	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校
埼玉県立大宮中央高等学校	西武学園文理高等学校	埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校
埼玉県立大宮東高等学校	川越東高等学校	埼玉県立川口特別支援学校
埼玉県立大宮南高等学校	本庄第一高等学校	大宮北特別支援学校
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	日本薬科大学	毛呂山特別支援学校
埼玉県立秩父高等学校	日本工業大学	埼玉県立久喜特別支援学校
埼玉県立秩父農工科学高等学校	狭山ヶ丘高等学校付属中学校	埼玉県立本庄特別支援学校
埼玉県立秩父農工科学高等学校(定時制)	特別支援学校(校名不明)	騎西特別支援学校
埼玉県立朝霞高等学校	埼玉県立騎西特別支援学校	埼玉県立春日部特別支援学校
埼玉県立朝霞高等学校(定時制)	埼玉県立狭山特別支援学校	大宮ろう学園
埼玉県立朝霞西高等学校	埼玉県立和光南特別支援学校	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校

【千葉県】

千葉大学教育学部附属小学校	横芝光町立日吉小学校	香取市立東大戸小学校
柏市立高柳小学校	我孫子市立我孫子第二小学校	香取市立竟成小学校
いすみ市立夷隅小学校	我孫子市立湖北小学校	佐倉市立井野小学校
いすみ市立太東小学校	我孫子市立湖北台東小学校	佐倉市立印南小学校
いすみ市立大原小学校	我孫子市立高野山小学校	佐倉市立王子台小学校
いすみ市立東海小学校	我孫子市立並木小学校	佐倉市立間野台小学校
いすみ市立浪花小学校	鎌ヶ谷市立五本松小学校	佐倉市立根郷小学校
旭市立豊畑小学校	鎌ヶ谷市立中部小学校	佐倉市立佐倉小学校
一宮町立東浪見小学校	鎌ヶ谷市立東部小学校	佐倉市立佐倉東小学校
印西市立いには野小学校	鎌ヶ谷市立南部小学校	佐倉市立寺崎小学校
印西市立小倉台小学校	鴨川市立鴨川小学校	佐倉市立小竹小学校
印西市立西の原小学校	鴨川市立江見小学校	佐倉市立上志津小学校
印西市立滝野小学校	鴨川市立長狭小学校	佐倉市立青菅小学校
印西市立本埜小学校	鴨川市立田原小学校	佐倉市立千代田小学校
印西市立六合小学校	館山市立館野小学校	佐倉市立染井野小学校
浦安市立高洲小学校	館山市立九重小学校	佐倉市立内郷小学校
浦安市立高洲北小学校	館山市立神余小学校	佐倉市立南志津小学校
浦安市立東小学校	館山市立西岬小学校	佐倉市立白銀小学校
浦安市立東野小学校	館山市立那古小学校	佐倉市立弥富小学校
浦安市立南小学校	市原市立牛久小学校	佐倉市立和田小学校
浦安市立日の出小学校	鋸南町立鋸南小学校	山武市立山武北小学校
浦安市立入船小学校	九十九里町立九十九里小学校	山武市立松尾小学校
浦安市立美浜南小学校	君津市立外箕輪小学校	山武市立成東小学校
浦安市立美浜北小学校	君津市立小櫃小学校	山武市立大富小学校
浦安市立舞浜小学校	船橋市立古和釜小学校	山武市立大平小学校
浦安市立北部小学校	船橋市立行田東小学校	山武市立南郷小学校
浦安市立明海小学校	香取市立香取小学校	山武市立日向小学校
栄町立安食台小学校	香取市立小見川東小学校	山武市立睦岡小学校
横芝光町立上堺小学校	香取市立水の郷小学校	山武市立緑海小学校

山武市立蓮沼小学校	市原市立明神小学校	松戸市立松ヶ丘小学校
四街道市立栗山小学校	市原市立有秋東小学校	松戸市立常盤平第二小学校
四街道市立山梨小学校	市原市立有秋南小学校	松戸市立新松戸西小学校
四街道市立四和小学校	市川市立行徳小学校	松戸市立六実第三小学校
四街道市立大日小学校	市川市立市川小学校	松戸市立和名ヶ谷小学校
四街道市立八木原小学校	市川市立新浜小学校	神崎町立米沢小学校
市原市立ちはら台桜小学校	市川市立真間小学校	成田市立久住小学校
市原市立加茂小学校	市川市立大和田小学校	成田市立玉造小学校
市原市立京葉小学校	市川市立鶴指小学校	成田市立公津小学校
市原市立戸田小学校	市川市立南行徳小学校	成田市立向台小学校
市原市立五井小学校	市川市立南新浜小学校	成田市立神宮寺小学校
市原市立光風台小学校	市川市立二俣小学校	成田市立成田小学校
市原市立国府小学校	市川市立福栄小学校	印西市立大森小学校
市原市立国分寺台西小学校	芝山町立芝山小学校	浦安市立明海南小学校
市原市立国分寺台東小学校	習志野市立屋敷小学校	柏市立柏第二小学校
市原市立姉崎小学校	習志野市立向山小学校	白子町立南白亀小学校
市原市立市原小学校	習志野市立香澄小学校	船橋市立葛飾小学校
市原市立市西小学校	習志野市立実初小学校	船橋市立行田西小学校
市原市立湿津小学校	習志野市立秋津小学校	船橋市立高根小学校
市原市立若葉小学校	習志野市立袖ヶ浦西小学校	船橋市立高根東小学校
市原市立水の江小学校	習志野市立袖ヶ浦東小学校	船橋市立咲が丘小学校
市原市立清水谷小学校	習志野市立大久保小学校	船橋市立三咲小学校
市原市立青葉台小学校	習志野市立大久保東小学校	船橋市立芝山西小学校
市原市立石塚小学校	習志野市立谷津小学校	船橋市立芝山東小学校
市原市立千種小学校	習志野市立谷津南小学校	船橋市立習志野台第二小学校
市原市立辰巳台東小学校	習志野市立津田沼小学校	船橋市立大穴北小学校
市原市立鶴舞小学校	習志野市立東習志野小学校	船橋市立塚田小学校
市原市立東海小学校	松戸市立古ヶ崎小学校	船橋市立塚田南小学校
市原市立白金小学校	松戸市立根本内小学校	船橋市立坪井小学校
市原市立白幡小学校	松戸市立小金北小学校	船橋市立田喜野井小学校

船橋市立二宮小学校	柏市立柏第七小学校	木更津市立金田小学校
船橋市立法典小学校	白井市立桜台小学校	木更津市立西清小学校
船橋市立豊富小学校	白井市立大山口小学校	木更津市立請西小学校
船橋市立薬田台南小学校	白井市立南山小学校	木更津市立畑沢小学校
大多喜町立西小学校	白井市立白井第二小学校	木更津市立八幡台小学校
大網白里市立瑞穂小学校	白子町立関小学校	木更津市立木更津第二小学校
大網白里市立増穂北小学校	白子町立白濁小学校	流山市立おおたかの森小学校
大網白里市立大網小学校	八街市立交進小学校	流山市立江戸川台小学校
大網白里市立大網東小学校	八街市立笹引小学校	流山市立西初石小学校
銚子市立高神小学校	八街市立川上小学校	流山市立西深井小学校
銚子市立双葉小学校	八街市立二州小学校	流山市立八木北小学校
銚子市立椎柴小学校	八千代市立みどりが丘小学校	千葉大学教育学部附属中学校
銚子市立豊里小学校	八千代市立萱田小学校	いすみ市立国吉中学校
銚子市立船木小学校	八千代市立西高津小学校	旭市立海上中学校
長南町立長南小学校	八千代市立大和田小学校	旭市立干潟中学校
長柄町立長柄小学校	八千代市立大和田西小学校	印西市立印西中学校
東金市立城西小学校	八千代市立八千代台西小学校	印西市立印旛中学校
東金市立正気小学校	八千代市立八千代台東小学校	印西市立原山中学校
東金市立東小学校	八千代市立睦小学校	印西市立小林中学校
東金市立錫嶺小学校	富津市立飯野小学校	印西市立西の原中学校
東金市立日吉台小学校	市川市立百合台小学校	印西市立本埜中学校
東金市立豊成小学校	富津市立佐貫小学校	浦安市立浦安中学校
柏市立旭小学校	富津市立大貫小学校	浦安市立高洲中学校
柏市立高柳西小学校	富津市立天羽小学校	浦安市立日の出中学校
柏市立手賀東小学校	富里市立日吉台小学校	浦安市立入船中学校
柏市立酒井根西小学校	茂原市立西小学校	浦安市立美浜中学校
柏市立中原小学校	茂原市立東部小学校	浦安市立富岡中学校
柏市立田中小学校	茂原市立萩原小学校	浦安市立明海中学校
柏市立柏第五小学校	茂原市立豊田小学校	横芝光町立光中学校
柏市立柏第四小学校	茂原市立本納小学校	我孫子市立我孫子中学校

我孫子市立湖北台中学校	市原市立湿津中学校	船橋市立三田中学校
我孫子市立白山中学校	市原市立千種中学校	船橋市立二宮中学校
我孫子市立布佐中学校	市原市立双葉中学校	船橋市立八木が谷中学校
鴨川市立安房東中学校	市原市立辰巳台中学校	船橋市立飯山満中学校
鴨川市立鴨川中学校	市原市立東海中学校	大網白里市立増穂中学校
鴨川市立長狭中学校	市原市立南総中学校	大網白里市立大網中学校
館山市立館山中学校	市原市立八幡中学校	大網白里市立白里中学校
鋸南町立鋸南中学校	市原市立有秋中学校	銚子市立第二中学校
君津市立周南中学校	市川市立高谷中学校	銚子市立銚子西中学校
成田市立公津の杜中学校	市川市立第五中学校	長生村立長生中学校
香取市立佐原中学校	市川市立第二中学校	長南町立長南中学校
香取市立山田中学校	市川市立東国分中学校	長柄町立長柄中学校
佐倉市立臼井西中学校	市川市立福栄中学校	東金市立西中学校
佐倉市立臼井南中学校	芝山町立芝山中学校	東金市立東金中学校
佐倉市立佐倉中学校	習志野市立第五中学校	東金市立東中学校
佐倉市立上志津中学校	習志野市立第三中学校	東金市立北中学校
佐倉市立西志津中学校	習志野市立第七中学校	柏市立光ヶ丘中学校
佐倉市立南部中学校	松戸市立河原塚中学校	柏市立酒井根中学校
佐倉市立根郷中学校	松戸市立金ヶ作中学校	柏市立松葉中学校
山武市立山武中学校	松戸市立栗ヶ沢中学校	柏市立中原中学校
山武市立成東中学校	松戸市立根本内中学校	柏市立田中中学校
四街道市立四街道中学校	松戸市立第四中学校	柏市立柏の葉中学校
市原市立ちはら台南中学校	松戸市立第二中学校	白井市立桜台中学校
市原市立加茂中学校	松戸市立牧野原中学校	白井市立七次台中学校
市原市立菊間中学校	成田市立遠山中学校	白井市立大山口中学校
市原市立五井中学校	成田市立玉造中学校	白井市立白井中学校
市原市立国分寺台西中学校	成田市立公津の杜中学校	白子町立白子中学校
市原市立三和中学校	千葉県習志野市立第一中学校	八街市立八街中央中学校
市原市立姉崎中学校	船橋市立旭中学校	八街市立八街中学校
市原市立市東中学校	船橋市立三山中学校	八街市立八街南中学校

八千代市立萱田中学校	千葉県立松戸国際高等学校	千葉県立銚子高等学校
八千代市立村上中学校	千葉県立旭農業高等学校	千葉県立八千代西高等学校
八千代市立村上東中学校	千葉県立安房高等学校	千葉県立八千代東高等学校
八千代市立大和田中学校	千葉県立安房拓心高等学校	千葉県立茂原高等学校
八千代市立東高津中学校	千葉県立磯辺高等学校	千葉県立茂原樟陽高等学校
八千代市立八千代台西中学校	千葉県立我孫子東高等学校	千葉県立木更津東高等学校
八千代市立八千代中学校	千葉県立鎌ヶ谷高等学校	銚子市立銚子高等学校
八千代市立睦中学校	千葉県立鎌ヶ谷西高等学校	多古町教育委員会
富津市立富津中学校	千葉県立館山総合高等学校（全日制）	千葉県内公立高等学校（校名不明）
富里市立富里中学校	千葉県立京葉高等学校	成田市立大栄みらい学園
茂原市立早野中学校	千葉県立九十九里高等学校	八千代市立阿蘇米本学園
茂原市立南中学校	千葉県立君津青葉高等学校	千葉県立印旛特別支援学校
茂原市立富士見中学校	千葉県立検見川高等学校	千葉県立香取特別支援学校
茂原市立本納中学校	千葉県立姉崎高等学校	千葉県立飯高特別支援学校
茂原市立茂原中学校	千葉県立市川南高等学校	千葉県立特別支援学校市川大野高等学園
木更津市立鎌足中学校	千葉県立小金高等学校	千葉県立東金特別支援学校
木更津市立岩根西中学校	千葉県立松戸高等学校	千葉県立東葛の森特別支援学校
木更津市立金田中学校	千葉県立松戸南高等学校	千葉県立富里特別支援学校
木更津市立清川中学校	千葉県立松戸馬橋高等学校	千葉県立市川特別支援学校
木更津市立波岡中学校	千葉県立清水高等学校	千葉県立柏特別支援学校
木更津市立畑沢中学校	千葉県立生浜高等学校	千葉県立長生特別支援学校
流山市立おおぐろの森中学校	千葉県立千葉女子高等学校	千葉県立夷隅特別支援学校
流山市立東深井中学校	千葉県立千葉大宮高等学校	千葉県立四街道特別支援学校
流山市立東部中学校	千葉県立泉高等学校	市川市立須和田の丘支援学校
流山市立南部中学校	千葉県立船橋古和釜高等学校	千葉県立栄特別支援学校
流山市立南流山中学校	千葉県立船橋芝山高等学校	千葉県立君津特別支援学校
流山市立八木中学校	千葉県立船橋東高等学校	船橋市立船橋特別支援学校
流山市立北部中学校	千葉県立船橋二和高等学校	
習志野市立習志野高等学校	千葉県立匝瑳高等学校	

【茨城県】

かすみがうら市立下稲吉小学校	つくば市立谷田部小学校	稲敷市立桜川小学校
かすみがうら市立下稲吉東小学校	つくば市立谷田部南小学校	稲敷市立新利根小学校
かすみがうら市立霞ヶ浦中学校	つくば市立竹園西小学校	稲敷市立あずま北小学校
かすみがうら市立霞ヶ浦北小学校	つくば市立竹園東小学校	神栖市立植松小学校
つくばみらい市伊奈東小学校	つくば市立島名小学校	東海村立照沼小学校
つくばみらい市立伊奈小学校	つくば市立二の宮小学校	茨城町立葵小学校
つくばみらい市立小絹小学校	つくば市立並木小学校	茨城町立大戸小学校
つくばみらい市立小張小学校	つくば市立柳橋小学校	下妻市立下妻小学校
つくばみらい市立谷和原小学校	つくば市立要小学校	下妻市立高道祖小学校
つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校	ひたちなか市立外野小学校	下妻市立宗道小学校
つくばみらい市立福岡小学校	ひたちなか市立佐野小学校	下妻市立総上小学校
つくばみらい市立豊小学校	ひたちなか市立三反田小学校	下妻市立騰波ノ江小学校
つくばみらい市立陽光台小学校	ひたちなか市立枝川小学校	下妻市立豊加美小学校
つくば市立栄小学校	ひたちなか市立中根小学校	北茨城市立関本小学校
つくば市立葛城小学校	ひたちなか市立長堀小学校	牛久市立ひたち野うしく小学校
つくば市立吉沼小学校	ひたちなか市立津田小学校	牛久市立岡田小学校
つくば市立栗原小学校	ひたちなか市立東石川小学校	牛久市立牛久第二小学校
つくば市立荃崎第一小学校	ひたちなか市立那珂湊第一小学校	牛久市立向台小学校
つくば市立荃崎第三小学校	ひたちなか市立那珂湊第三小学校	牛久市立神谷小学校
つくば市立荃崎第二小学校	ひたちなか市立那珂湊第二小学校	牛久市立中根小学校
つくば市立研究学園中学校	ひたちなか市立堀口小学校	境町立猿島小学校
つくば市立今鹿島小学校	阿見町立あさひ小学校	境町立境小学校
つくば市立桜南小学校	阿見町立阿見第一小学校	境町立静小学校
つくば市立松代小学校	阿見町立阿見第二小学校	つくば市立九重小学校
つくば市立沼崎小学校	阿見町立君原小学校	結城市立結城小学校
つくば市立上郷小学校	阿見町立舟島小学校	結城市立結城西小学校
つくば市立真瀬小学校	稲敷市立あずま東小学校	結城市立絹川小学校
つくば市立前野小学校	稲敷市立江戸崎小学校	結城市立江川南小学校
つくば市立大曾根小学校	稲敷市立高田小学校	結城市立江川北小学校

結城市立山川小学校	高萩市立松岡小学校	取手市立宮和田小学校
結城市立上山川小学校	高萩市立東小学校	取手市立戸頭小学校
結城市立城西小学校	坂東市立岩井第一小学校	取手市立高井小学校
結城市立城南小学校	坂東市立岩井第二小学校	取手市立桜が丘小学校
古河市立下大野小学校	坂東市立逆井山小学校	取手市立山王小学校
古河市立下辺見小学校	坂東市立沓掛小学校	取手市立寺原小学校
古河市立駒羽根小学校	坂東市立七郷小学校	取手市立取手小学校
古河市立駒込小学校	坂東市立神大実小学校	取手市立取手東小学校
古河市立古河第一小学校	坂東市立生子菅小学校	取手市立白山小学校
古河市立古河第五小学校	坂東市立中川小学校	取手市立六郷小学校
古河市立古河第四小学校	坂東市立長須小学校	小美玉市立堅倉小学校
古河市立古河第七小学校	坂東市立内野山小学校	小美玉市立小川南小学校
古河市立古河第二小学校	坂東市立飯島小学校	小美玉市立竹原小学校
古河市立古河第六小学校	桜川市立羽黒小学校	城里町立桂小学校
古河市立釈迦小学校	桜川市立雨引小学校	城里町立七会小学校
古河市立諸川小学校	桜川市立樺穂小学校	城里町立常北小学校
古河市立小堤小学校	桜川市立岩瀬小学校	城里町立石塚小学校
古河市立上大野小学校	桜川市立坂戸小学校	城里町立沢山小学校
古河市立上辺見小学校	桜川市立大国小学校	常総市立岡田小学校
古河市立水海小学校	桜川市立谷貝小学校	常総市立玉小学校
古河市立西牛谷小学校	鹿嶋市立高松小学校	常総市立五箇小学校
古河市立大和田小学校	鹿嶋市立三笠小学校	常総市立三妻小学校
古河市立中央小学校	鹿嶋市立大同西小学校	常総市立水海道小学校
古河市立八俣小学校	鹿嶋市立大同東小学校	常総市立蒼生小学校
古河市立名崎小学校	鹿嶋市立波野小学校	常総市立石下小学校
五霞町立五霞西小学校	鹿嶋市立鉢形小学校	常総市立大生小学校
五霞町立五霞東小学校	鹿嶋市立豊郷小学校	常総市立飯沼小学校
水戸市立五軒小学校	鹿嶋市立豊津小学校	常総市立豊田小学校
高萩市立高萩小学校	取手市立永山小学校	常陸太田市立機初小学校
高萩市立秋山小学校	取手市立久賀小学校	常陸太田市立金砂郷小学校

常陸太田市立水府小学校	水戸市立双葉台小学校	大子町立生瀬小学校
常陸太田市立太田小学校	水戸市立大場小学校	大洗町立大洗小学校
常陸太田市立峰山小学校	水戸市立渡里小学校	大洗町立南小学校
常陸太田市立誉田小学校	水戸市立内原小学校	筑西市立伊讚小学校
常陸太田市立里美小学校	水戸市立梅が丘小学校	筑西市立下館小学校
神栖市立やたべ土合小学校	水戸市立飯富小学校	筑西市立嘉田生崎小学校
神栖市立深芝小学校	水戸市立浜田小学校	筑西市立川島小学校
神栖市立須田小学校	水戸市立堀原小学校	筑西市立河間小学校
神栖市立息栖小学校	水戸市立柳河小学校	筑西市立関城西小学校
神栖市立太田小学校	水戸市立緑岡小学校	筑西市立関城東小学校
神栖市立大野原西小学校	石岡市立葦穂小学校	筑西市立古里小学校
神栖市立波崎小学校	石岡市立園部小学校	筑西市立五所小学校
神栖市立波崎西小学校	石岡市立柿岡小学校	筑西市立上野小学校
土浦市立神立小学校	石岡市立瓦会小学校	筑西市立新治小学校
水戸市立稲荷第一小学校	石岡市立関川小学校	筑西市立村田小学校
水戸市立稲荷第二小学校	石岡市立吉生小学校	筑西市立大村小学校
水戸市立下大野小学校	石岡市立三村小学校	筑西市立大田小学校
水戸市立河和田小学校	石岡市立小桜小学校	筑西市立竹島小学校
水戸市立吉沢小学校	石岡市立小幡小学校	筑西市立中小学校
水戸市立見川小学校	石岡市立杉並小学校	筑西市立長讚小学校
水戸市立鯉淵小学校	石岡市立東小学校	筑西市立鳥羽小学校
水戸市立妻里小学校	石岡市立東成井小学校	筑西市立養蚕小学校
水戸市立三の丸小学校	石岡市立南小学校	八千代町立中結城小学校
水戸市立酒門小学校	石岡市立府中小学校	潮来市立延方小学校
水戸市立上中妻小学校	石岡市立北小学校	潮来市立牛堀小学校
水戸市立常磐小学校	石岡市立林小学校	潮来市立潮来小学校
水戸市立新莊小学校	大子町立さはら小学校	潮来市立潮来第一中学校
水戸市立石川小学校	大子町立だいが小学校	潮来市立津知小学校
水戸市立赤塚小学校	大子町立依上小学校	土浦市立右舂小学校
水戸市立千波小学校	大子町立上小川小学校	土浦市立乙戸小学校

土浦市立下高津小学校	日立市立坂本小学校	北茨城市立精華小学校
土浦市立荒川沖小学校	日立市立山部小学校	北茨城市立石岡小学校
土浦市立上大津東小学校	日立市立十王中学校	北茨城市立大津小学校
土浦市立真鍋小学校	日立市立助川小学校	北茨城市立中郷第一小学校
土浦市立菅谷小学校	日立市立諏訪小学校	北茨城市立中郷第二小学校
土浦市立大岩田小学校	日立市立水木小学校	北茨城市立平潟小学校
土浦市立中村小学校	日立市立大みか小学校	北茨城市立明德小学校
土浦市立都和南小学校	日立市立大沼小学校	神栖市立柳川小学校
土浦市立土浦小学校	日立市立中小路小学校	利根町立利根小学校
土浦市立東小学校	日立市立仲町小学校	龍ヶ崎市立久保台小学校
東海村立舟石川小学校	日立市立田尻小学校	龍ヶ崎市立松葉小学校
東海村立石神小学校	日立市立東小沢小学校	龍ヶ崎市立城ノ内小学校
東海村立村松小学校	日立市立塙山小学校	龍ヶ崎市立川原代小学校
東海村立中丸小学校	日立市立豊浦小学校	龍ヶ崎市立大宮小学校
東海村立白方小学校	日立市立油繩子小学校	龍ヶ崎市立長山小学校
那珂市立瓜連小学校	八千代町立安静小学校	龍ヶ崎市立馴馬台小学校
那珂市立横堀小学校	八千代町立下結城小学校	龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校
那珂市立額田小学校	八千代町立西豊田小学校	龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校
那珂市立五台小学校	八千代町立川西小学校	龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校
那珂市立菅谷小学校	美浦村立安中小学校	久慈川三育小学校
那珂市立菅谷西小学校	美浦村立大谷小学校	開智望小学校
那珂市立菅谷東小学校	美浦村立木原小学校	つくば国際大学東風小学校
那珂市立芳野小学校	鉾田市立旭東小学校	江戸川学園取手小学校
那珂市立木崎小学校	鉾田市立旭南小学校	水戸英宏小学校
日立市立河原子小学校	鉾田市立旭北小学校	かすみがうら市立下稲吉中学校
日立市立会瀬小学校	鉾田市立大洋小学校	つくばみらい市立伊奈中学校
日立市立滑川小学校	鉾田市立鉾田南小学校	つくばみらい市立伊奈東中学校
日立市立久慈小学校	鉾田市立鉾田北小学校	つくばみらい市立小絹中学校
日立市立金沢小学校	北茨城市立華川小学校	つくば市立茎崎中学校
日立市立櫛形小学校	北茨城市立関南小学校	つくば市立吾妻中学校

つくば市立高崎中学校	牛久市立牛久第一中学校	鹿嶋市立平井中学校
つくば市立高山中学校	牛久市立牛久南中学校	取手市立永山中学校
つくば市立桜中学校	境町立境第一中学校	取手市立戸頭中学校
つくば市立手代木中学校	結城市立結城中学校	取手市立取手第一中学校
つくば市立谷田部東中学校	結城市立結城南中学校	取手市立取手第二中学校
つくば市立並木中学校	茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	取手市立藤代南中学校
つくば市立豊里中学校	古河市立古河第一中学校	小美玉市立小川南中学校
ひたちなか市立佐野中学校	古河市立古河第三中学校	城里町立桂中学校
ひたちなか市立勝田第二中学校	古河市立三和中学校	城里町立常北中学校
ひたちなか市立勝田第一中学校	古河市立三和東中学校	常総市立鬼怒中学校
ひたちなか市立勝田第三中学校	古河市立三和北中学校	常総市立水海道西中学校
阿見町立阿見中学校	古河市立仁連小学校	常総市立水海道中学校
阿見町立竹来中学校	古河市立総和中学校	常陸太田市立金砂郷中学校
稲敷市立江戸崎中学校	古河市立総和南中学校	常陸太田市立水府中学校
稲敷市立新利根中学校	古河市立総和北中学校	常陸太田市立瑞竜中学校
稲敷市立東中学校	五霞町立五霞中学校	常陸太田市立世矢中学校
境町立境第二中学校	高萩市立高萩中学校	常陸太田市立太田中学校
古河市立古河第二中学校	高萩市立秋山中学校	常陸太田市立峰山中学校
神栖市立神栖第一中学校	高萩市立松岡中学校	常陸太田市立里美中学校
茨城県立鹿島高等学校附属中学校	坂東市立猿島中学校	神栖市立神栖第四中学校
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	坂東市立岩井中学校	神栖市立神栖第二中学校
茨城県立太田第一高等学校附属中学校	坂東市立東中学校	神栖市立波崎第一中学校
茨城県立並木中等教育学校	坂東市立南中学校	神栖市立波崎第三中学校
茨城町立明光中学校	桜川市立岩瀬西中学校	神栖市立波崎第四中学校
牛久市立下根中学校	桜川市立岩瀬東中学校	水戸市立笠原中学校
下妻市立下妻中学校	桜川市立大和中学校	水戸市立常澄中学校
下妻市立千代川中学校	鹿嶋市立鹿島中学校	水戸市立石川中学校
下妻市立東部中学校	鹿嶋市立鹿野中学校	水戸市立赤塚中学校
日立市立久慈中学校	鹿嶋市立大野中学校	水戸市立千波中学校
牛久市立ひたち野うしく中学校	鹿嶋市立高松中学校	水戸市立双葉台中学校

水戸市立第五中学校	那珂市立第一中学校	茨城県立茨城東高等学校
水戸市立第三中学校	那珂市立第三中学校	茨城県立下館工業高等学校
水戸市立第二中学校	那珂市立第二中学校	茨城県立下館第二高等学校
水戸市立飯富中学校	日立市立河原子中学校	茨城県立下妻第二高等学校
水戸市立緑岡中学校	日立市立滑川中学校	茨城県立笠間高等学校
石岡市立園部中学校	日立市立坂本中学校	茨城県立鬼怒商業高等学校
石岡市立国府中学校	日立市立助川中学校	茨城県立境高等学校
石岡市立八郷中学校	日立市立多賀中学校	茨城県立玉造工業高等学校
石岡市立府中中学校	日立市立台原中学校	茨城県立結城第一高等学校
大子町立生瀬中学校	日立市立大久保中学校	茨城県立結城第二高等学校
大子町立大子西中学校	日立市立日高中学校	茨城県立古河第二高等学校
大子町立大子中学校	日立市立平沢中学校	茨城県立佐和高等学校
大洗町立第一中学校	日立市立豊浦中学校	茨城県立坂東清風高等学校
大洗町立南中学校	八千代町立東中学校	茨城県立三和高等学校
筑西市立下館西中学校	八千代町立八千代第一中学校	茨城県立取手第一高等学校
筑西市立下館中学校	美浦村立美浦中学校	茨城県立小瀬高等学校
筑西市立下館南中学校	鉾田市立旭中学校	茨城県立常陸大宮高等学校
筑西市立協和中学校	鉾田市立鉾田北中学校	茨城県立神栖高等学校
筑西市立明野中学校	北茨城市立磯原中学校	茨城県立石岡商業高等学校
潮来市立牛堀中学校	北茨城市立関本中学校	茨城県立石岡第一高等学校
潮来市立潮来第二中学校	北茨城市立常北中学校	茨城県立筑波高等学校
潮来市立日の出中学校	北茨城市立中郷中学校	茨城県立土浦湖北高等学校
土浦市立都和中学校	利根町立利根中学校	茨城県立土浦第一高等学校(全日制・定時制)
土浦市立土浦第一中学校	龍ヶ崎市立城ノ内中学校	茨城県立那珂高等学校
土浦市立土浦第五中学校	龍ヶ崎市立中根台中学校	茨城県立日立工業高等学校
土浦市立土浦第三中学校	龍ヶ崎市立長山中学校	茨城県立日立第二高等学校
土浦市立土浦第四中学校	茨城キリスト教学園中学校	茨城県立波崎柳川高等学校
土浦市立土浦第六中学校	土浦日本大学中等教育学校	茨城県立八千代高等学校
東海村立東海中学校	智学館中等教育学校	茨城県立明野高等学校
東海村立東海南中学校	茨城県立取手第二高等学校	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校

茨城県立緑岡高等学校	つくば秀英高等学校	明秀学園日立高等学校
茨城県立下館第一高等学校	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校	EIKO デジタル・クリエイティブ高等学校
茨城県立高萩清松高等学校	霞ヶ浦高等学校	江戸川学園取手中・高等学校
茨城県立鹿島灘高等学校	岩瀬日本大学高等学校	守谷市教育委員会
茨城県立水海道第一高等学校	晃陽学園高等学校	かすみがうら市立千代田義務教育学校
茨城県立大子清流高等学校	鹿島学園高等学校	つくば市立みどりの学園義務教育学校
茨城県立土浦湖北高等学校	常総学院高等学校	つくば市立秀峰筑波義務教育学校
茨城県立那珂高等学校	常磐大学高等学校	ひたちなか市立美乃浜学園
茨城県立那珂湊高等学校	水戸葵陵高等学校	河内町立かわち学園
茨城県立古河第三高等学校	水戸啓明高等学校	水戸市立国田義務教育学校
茨城県立高萩高等学校	水戸女子高等学校	土浦市立新治学園義務教育学校
茨城県立勝田工業高等学校	水戸平成学園高等学校	日立市立中里小中学校
茨城県立水海道第二高等学校	聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校	日立市立日立特別支援学校
茨城県立多賀高等学校	大成女子高等学校	
茨城県立竜ヶ崎南高等学校	東洋大学附属牛久高等学校	

【栃木県】

さくら市立南小学校	鹿沼市立津田小学校	足利市立大月小学校
益子町立益子西小学校	鹿沼市立南摩小学校	足利市立名草小学校
塩谷町立大宮小学校	鹿沼市立粕尾小学校	足利市立毛野小学校
高根沢町立阿久津小学校	真岡市立亀山小学校	足利市立矢場川小学校
高根沢町立中央小学校	真岡市立真岡西小学校	足利市立青葉小学校
鹿沼市立さつきが丘小学校	真岡市立真岡東小学校	大田原市立宇田川小学校
鹿沼市立みなみ小学校	真岡市立西田井小学校	大田原市立羽田小学校
鹿沼市立菊沢東小学校	真岡市立大内西小学校	大田原市立奥沢小学校
鹿沼市立上南摩小学校	真岡市立大内東小学校	大田原市立金丸小学校
鹿沼市立清洲第一小学校	真岡市立長沼小学校	大田原市立佐久山小学校
鹿沼市立清洲第二小学校	真岡市立物部小学校	大田原市立佐良土小学校
鹿沼市立西小学校	足利市立けやき小学校	大田原市立市野沢小学校
鹿沼市立中央小学校	足利市立桜小学校	大田原市立紫塚小学校

大田原市立須賀川小学校	芳賀町立芳賀南小学校	大田原市立大田原中学校
大田原市立西原小学校	芳賀町立芳賀北小学校	大田原市立湯津上中学校
大田原市立川西小学校	茂木町立逆川小学校	大田原市立野崎中学校
大田原市立湯津上小学校	茂木町立須藤小学校	栃木県さくら市立氏家中学校
大田原市立薄葉小学校	茂木町立茂木小学校	栃木県鹿沼市立北押原中学校
大田原市立蛭田小学校	両郷中央小学校	栃木県野木町立野木中学校
大田原私立石上小学校	益子町立益子中学校	栃木県立佐野高等学校附属中学校
栃木県芳賀郡市貝町立市貝小学校	益子町立田野中学校	栃木市立皆川中学校
栃木市立国府北小学校	塩谷町立塩谷中学校	栃木市立吹上中学校
栃木市立真名子小学校	高根沢町立阿久津中学校	栃木市立西方中学校
栃木市立静和小学校	高根沢町立北高根沢中学校	栃木市立大平中学校
栃木市立千塚小学校	鹿沼市立加蘇中学校	栃木市立都賀中学校
栃木市立大宮北小学校	鹿沼市立東中学校	栃木市立栃木東中学校
栃木市立大平西小学校	鹿沼市立南押原中学校	栃木市立栃木南中学校
栃木市立栃木第四小学校	鹿沼市立板荷中学校	那須烏山市立烏山中学校
那須烏山市立境小学校	鹿沼市立北押原中学校	那須塩原市立黒磯北中学校
那須烏山市立江川小学校	鹿沼市立北中学校	那須塩原市立三島中学校
那須塩原市立稲村小学校	真岡市立久下田中学校	那須塩原市立西那須野中学校
那須塩原市立高林小学校	真岡市立真岡中学校	那須塩原市立東那須野中学校
那須塩原市立三島小学校	真岡市立中村中学校	那須塩原市立日新中学校
那須塩原市立青木小学校	真岡市立物部中学校	那須町立那須中央中学校
那須塩原市立大原間小学校	足利市立愛宕台中学校	野木二中学校
那須塩原市立大山小学校	足利市立坂西中学校	宇都宮女子高等学校
那須塩原市立槻沢小学校	足利市立山辺中学校	小山南高等学校
那須塩原市立東小学校	足利市立北中学校	大田原高等学校
那須塩原市立南小学校	大田原市立金田南中学校	大田原女子高等学校
那須塩原市立波立小学校	大田原市立金田北中学校	栃木県立さくら清修高等学校
那須町立学びの折小学校	大田原市立黒羽中学校	栃木県立宇都宮清陵高等学校
那須町立黒田原小学校	大田原市立若草中学校	栃木県立宇都宮南高等学校
那須町立田代友愛小学校	大田原市立親園中学校	栃木県立宇都宮北高等学校

栃木県立黒磯高等学校	栃木県立栃木高等学校	作新学院トップ英進部・英進部
栃木県立黒磯南高等学校	栃木県立那須高等学校	青藍泰斗高等学校
栃木県立今市工業高等学校	栃木県立那須清峰高等学校	文星芸術大学附属高等学校
栃木県立佐野松桜高等学校	栃木県立日光明峰高等学校	下野市教育委員会事務局 学校教育課
栃木県立佐野東高等学校(生徒指導部)	栃木県立馬頭高等学校	那須塩原市立箒根学園
栃木県立鹿沼高等学校	栃木県立茂木高等学校	栃木県那須塩原市立塩原小中学校
栃木県立鹿沼商工高等学校	栃木県立矢板東高等学校	栃木県立盲学校
栃木県立鹿沼商工高等学校定時制課程	栃木農業高等学校	栃木県立岡本特別支援学校
栃木県立小山南高等学校	佐野清澄高等学校	栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園
栃木県立上三川高等学校	佐野日本大学高等学校	栃木県立那須特別支援学校
栃木県立真岡高等学校	宇都宮文星女子高等学校	栃木県立わかくさ特別支援学校
栃木県立真岡女子高等学校	足利短期大学附属高等学校	栃木県立益子特別支援学校
栃木県立足利高等学校	星の杜中学校・高等学校	
栃木県立足利南高等学校	足利大学附属高等学校	

【群馬県】

みどり市立笠懸西小学校	伊勢崎市立北第二小学校	桐生市立天沼小学校
みどり市立笠懸東小学校	伊勢崎市立名和小学校	桐生市立南小学校
みどり市立笠懸北小学校	伊勢崎市立茂呂小学校	桐生市立北小学校
みどり市立大間々南小学校	下仁田町立下仁田小学校	群馬県館林市立第四小学校
みどり市立大間々北小学校	加須市立加須南小学校	群馬県甘楽郡甘楽町立福島小学校
伊勢崎市立宮郷第二小学校	館林市立第三小学校	群馬県利根郡昭和村立大河原小学校
伊勢崎市立境剛志小学校	館林市立第十小学校	高崎市立下室田小学校
伊勢崎市立境小学校	吉岡町立駒寄小学校	高崎市立下里見小学校
伊勢崎市立広瀬小学校	桐生市立境野小学校	高崎市立岩平小学校
伊勢崎市立殖蓮小学校	桐生市立桜木小学校	高崎市立宮沢小学校
伊勢崎市立殖蓮第二小学校	桐生市立新里中央小学校	高崎市立金古小学校
伊勢崎市立赤堀小学校	桐生市立新里北小学校	高崎市立国府小学校
伊勢崎市立赤堀東小学校	桐生市立西小学校	高崎市立佐野小学校
伊勢崎市立北小学校	桐生市立川内小学校	高崎市立桜山小学校

高崎市立車郷小学校	前橋市立大室小学校	高崎市立吉井西中学校
高崎市立上室田小学校	前橋市立大利根小学校	高崎市立吉井中央中学校
高崎市立城東小学校	前橋市立滝窪小学校	高崎市立高松中学校
高崎市立城南小学校	前橋市立中川小学校	高崎市立高南中学校
高崎市立滝川小学校	前橋市立東小学校	高崎市立榛名中学校
高崎市立中央小学校	前橋市立桃井小学校	高崎市立倉賀野中学校
高崎市立中川小学校	前橋市立桃川小学校	高崎市立倉測中学校
高崎市立塚沢小学校	前橋市立二之宮小学校	高崎市立長野郷中学校
高崎市立南小学校	前橋市立白川小学校	高崎市立南八幡中学校
高崎市立鼻高小学校	前橋市立粕川小学校	高崎市立八幡中学校
高崎市立浜尻小学校	板倉町立西小学校	高崎市立箕郷中学校
高崎市立北部小学校	学校法人太田国際学園ぐんま国際アカデミー初等部	渋川市立子持中学校
高崎市立箕輪小学校	みどり市立笠懸中学校	渋川市立北橘中学校
渋川市立橘小学校	みどり市立笠懸南中学校	昭和村立昭和中学校
渋川市立橘北小学校	みどり市立大間々中学校	前橋市立桂萱中学校
渋川市立金島小学校	みどり市立大間々東中学校	前橋市立荒砥中学校
昭和村立東小学校	伊勢崎市立宮郷中学校	前橋市立大胡中学校
前橋市立下川淵小学校	伊勢崎市立境北中学校	前橋市立第五中学校
前橋市立岩神小学校	伊勢崎市立殖蓮中学校	前橋市立第三中学校
前橋市立宮城小学校	伊勢崎市立第四中学校	前橋市立南橘中学校
前橋市立桂萱東小学校	伊勢崎市立第二中学校	前橋市立粕川中学校
前橋市立元総社小学校	甘楽町立甘楽中学校	前橋市立箱田中学校
前橋市立元総社南小学校	館林市立第一中学校	前橋市立芳賀中学校
前橋市立原小学校	桐生市立境野中学校	前橋市立明桜中学校
前橋市立広瀬小学校	桐生市立清流中学校	南牧村立南牧中学校
前橋市立荒子小学校	桐生市立川内中学校	板倉町立板倉中学校
前橋市立細井小学校	桐生市立相生中学校	邑楽郡千代田町立千代田中学校
前橋市立総社小学校	桐生市立中央中学校	桐生市立商業高等学校
前橋市立大胡小学校	桐生市立梅田中学校	群馬県立伊勢崎商業高等学校
前橋市立大胡東小学校	群馬中央中学校	群馬県立館林高等学校

群馬県立桐生工業高等学校	群馬県立前橋商業高等学校	共愛学園高等学校
群馬県立桐生清桜高等学校	群馬県立前橋清陵高等学校 通信制課程	桐生第一高等学校
群馬県立高崎商業高等学校 定時制	群馬県立太田東高等学校	高崎商科大学附属高等学校
群馬県立渋川高等学校	群馬県立長野原高等学校	常磐高等学校
群馬県立渋川女子高等学校	群馬県立嬬恋高等学校	白根開善学校
群馬県立渋川青翠高等学校	群馬県立板倉高等学校	明照学園 樹徳高等学校
群馬県立新田暁高等学校	群馬県立尾瀬高等学校	ぐんま国際アカデミー中高等部
群馬県立榛名高等学校	高崎経済大学附属高等学校	みどり市立あずま小中学校
群馬県立西邑楽高等学校	前橋市立前橋高等学校	桐生市立黒保根学園
群馬県立前橋工業高等学校	関東学園大学附属高等学校	

【静岡県】

静岡県立清水南高等学校中部	静岡県立科学技術高等学校	静岡県立新居高等学校定時制
静岡県立浜松西高等学校中部	静岡県立掛川工業高等学校	静岡県立新居高等学校
浜名高等学校（定時制）	静岡県立掛川工業高等学校	静岡県立裾野高等学校
伊豆伊東高等学校	静岡県立吉原工業高等学校	静岡県立清流館高等学校
掛川工業高等学校	静岡県立吉原高等学校	静岡県立静岡高等学校
県立島田商業高等学校	静岡県立湖西高等学校	静岡県立静岡商業高等学校
沼津工業高等学校	静岡県立御殿場南高等学校	静岡県立静岡西高等学校
榛原高等学校	静岡県立三島長陵高等学校	静岡県立静岡東高等学校
清水東高等学校	静岡県立小笠高等学校	静岡県立静岡農業高等学校
清水南高等学校	静岡県立小山高等学校	静岡県立相良高等学校
静岡県立伊豆伊東高等学校	静岡県立小山高等学校定時制	静岡県立袋井高等学校
静岡県立伊豆総合高等学校	静岡県立松崎高等学校	静岡県立袋井商業高等学校
静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校	静岡県立沼津工業高等学校	静岡県立池新田高等学校
静岡県立伊豆中央高等学校	静岡県立沼津商業高等学校	静岡県立天竜高等学校春野校舎
静岡県立稲取高等学校	静岡県立沼津城北高等学校	静岡県立島田工業高等学校
静岡県立遠江総合高等学校	静岡県立沼津西高等学校	静岡県立島田商業高等学校
静岡県立横須賀高等学校	静岡県立焼津水産高等学校	静岡県立島田商業高等学校定時制
静岡県立下田高等学校	静岡県立焼津中央高等学校	静岡県立藤枝西高等学校

静岡県立藤枝北高等学校	静岡県立浜松城北工業高等学校	静岡県立富士宮東高等学校
静岡県立韭山高等学校	静岡県立浜松西高等学校	静岡県立富士高等学校
静岡県立熱海高等学校	静岡県立浜松大平台高等学校	静岡県立富士東高等学校
静岡県立磐田南高等学校	静岡県立浜松大平台高等学校定時制	静岡城北高等学校
静岡県立磐田農業高等学校	静岡県立浜松東高等学校	相良高等学校
静岡県立磐田北高等学校	静岡県立浜松南高等学校	田方農業高等学校
静岡県立浜松湖南高等学校	静岡県立浜松北高等学校	藤枝東高等学校
静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校	静岡県立浜北西高等学校	磐田西高等学校
静岡県立浜松工業高等学校	静岡県立浜名高等学校全日制	浜松湖東高等学校
静岡県立浜松江之島高等学校	静岡県立富岳館高等学校	浜松北高等学校（定時制）
静岡県立浜松商業高等学校	静岡県立富士宮西高等学校	

【山梨県】

山梨大学教育学部附属小学校	甲斐市立玉幡小学校	甲府市立大國小学校
芦川小学校	甲斐市立敷島南小学校	甲府市立池田小学校
一宮西小学校	甲斐市立敷島北小学校	甲府市立中道南小学校
一宮南小学校	甲斐市立竜王小学校	甲府市立朝日小学校
栄小学校	甲斐市立竜王西小学校	甲府市立舞鶴小学校
下吉田第一小学校	甲斐市立竜王南小学校	甲府市立里垣小学校
下吉田東小学校	甲斐市立竜王北小学校	山中湖村立山中小学校
河口小学校	甲府市立伊勢小学校	山中湖村立東小学校
櫛形西小学校	甲府市立羽黒小学校	山梨市立加納岩小学校
甲州市立井尻小学校	甲府市立玉諸小学校	山梨市立岩手小学校
甲州市立塩山南小学校	甲府市立山城小学校	山梨市立後屋敷小学校
甲州市立塩山北小学校	甲府市立新田小学校	山梨市立日下部小学校
甲州市立玉宮小学校	甲府市立石田小学校	山梨市立八幡小学校
甲州市立松里小学校	甲府市立千代田小学校	市川三郷町立市川小学校
甲州市立神金小学校	甲府市立千塚小学校	市川三郷町立市川東小学校
甲州市立大藤小学校	甲府市立善誘館小学校	市川三郷町立市川南小学校
甲州市立大和小学校	甲府市立相川小学校	市川三郷町立大塚小学校

勝山小学校	都留市立禾生第一小学校	富士吉田市立吉田西小学校
勝沼小学校	都留市立禾生第二小学校	富士吉田市立富士見台中学校
小菅村立小菅小学校	都留市立谷村第一小学校	富士吉田市立富士小学校
昭和町立押原小学校	都留市立谷村第二小学校	富士吉田市立明見小学校
昭和町立常永小学校	都留市立東桂小学校	武川小学校
昭和町立西条小学校	都留市立宝小学校	北杜市立高根西小学校
上野原市立上野原小学校	道志村立道志小学校	北杜市立須玉小学校
上野原市立島田小学校	南アルプス市内公立小学校(校名不明)	北杜市立泉小学校
上野小学校	南アルプス市櫛形北小学校	北杜市立長坂小学校
身延小学校	南アルプス市白根百田小学校	北杜市立明野小学校
身延町立下山小学校	南アルプス市立若草小学校	鳴沢村立鳴沢小学校
身延町立身延清稜小学校	南アルプス市立小笠原小学校	山梨学院小学校
西桂町立西桂小学校	南アルプス市立大明小学校	駿台甲府小学校
西浜小学校	南アルプス市立白根源小学校	河口湖南中学校
増穂南小学校	南アルプス市立白根東小学校	甲斐市立敷島中学校
中央市立玉穂南小学校	南アルプス市立豊小学校	甲斐市立竜王中学校
中央市立三村小学校	南湖小学校	甲斐市立竜王北中学校
中央市立田富小学校	南部町富沢小学校	甲州市立塩山中学校
中央市立田富南小学校	南部町立睦合小学校	甲州市立塩山北中学校
中央市立田富北小学校	韮崎市立韮崎小学校	甲州市立勝沼中学校
中央市立豊富小学校	韮崎市立韮崎北西小学校	甲府市立上条中学校
鳥沢小学校	韮崎市立韮崎北東小学校	甲府市立城南中学校
笛吹市境川小学校	韮崎市立穂坂小学校	甲府市立西中学校
笛吹市立一宮北小学校	忍野村立忍野小学校	甲府市立笛南中学校
笛吹市立御坂西小学校	白根飯野小学校	甲府市立東中学校
笛吹市立御坂東小学校	富士河口湖町立小立小学校	甲府市立南西中学校
笛吹市立石和西小学校	富士河口湖町立船津小学校	甲府市立北中学校
笛吹市立石和東小学校	富士河口湖町立大石小学校	山中湖村立山中湖中学校
笛吹市立石和南小学校	富士河口湖町立大嵐小学校	山梨市立山梨南中学校
笛川小学校	富士吉田市立吉田小学校	山梨市立笛川中学校

山梨北中学校	笛吹市立浅川中学校	富士川町立増穂中学校
市川三郷町立三珠中学校	都留市立東桂中学校	武川中学校
市川三郷町立市川中学校	都留第一中学校	北杜市立甲陵中学校
市川南中学校	都留第二中学校	北杜市立高根中学校
小中一貫校南アルプス市立若草中学校	道志村立道志中学校	北杜市立泉中学校
小中一貫校南アルプス市立白根御勅使中学校	南アルプス市立櫛形中学校	北杜市立長坂中学校
小淵沢中学校	南アルプス市立甲西中学校	北杜市立白州中学校
昭和町立押原中学校	南アルプス市立若草中学校	北杜市立明野中学校
上野原市立秋山中学校	南アルプス市立八田中学校	山梨学院中学校
上野原中学校	韭崎市立韭崎西中学校	駿台甲府中学校
身延中学校	韭崎東中学校	富士学苑高等学校
西桂町立西桂中学校	忍野中学校	山梨学院高等学校
石和中学校	白根巨摩中学校	甲斐清和高等学校
早川町立早川中学校	富士河口湖町立勝山中学校	身延山高等学校
大月市立大月東中学校	富士河口湖町立河口湖北中学校	駿台甲府高等学校
笛吹市立御坂中学校	富士吉田市立明見中学校	山梨県立高等支援学校桃花台学園
笛吹市立春日居中学校	富士川町立鯉沢中学校	

【長野県】

阿智村立阿智第三小学校	茅野市立宮川小学校	原村立原小学校
安曇野市立穂高北小学校	茅野市立金沢小学校	高森北小学校
安曇野市立豊科南小学校	茅野市立泉野小学校	高瀬小学校
安曇野市立豊科北小学校	茅野市立米沢小学校	佐久市立臼田小学校
安曇野市立明南小学校	茅野市立豊平小学校	佐久市立岸野小学校
安曇野市立明北小学校	茅野市立北山小学校	佐久市立泉小学校
栄村立栄小学校	吉田小学校	佐久市立中佐都小学校
永明小学校	宮田村立宮田小学校	佐久市立東小学校
岡谷市立小井川小学校	駒ヶ根市立赤穂東小学校	佐久市立野沢小学校
岡谷市立神明小学校	駒ヶ根市立中沢小学校	佐久平浅間小学校
岡谷市立湊小学校	駒ヶ根市立東伊那小学校	坂城町立坂城小学校

坂城町立村上小学校	上田市立東塩田小学校	長野市立大岡小学校
三穂小学校	上田市立豊殿小学校	長野市立中条小学校
小諸市立水明小学校	青木村立青木小学校	長野市立豊野東小学校
小諸市立野岸小学校	千曲市立更級小学校	長野市立綿内小学校
小諸私立千曲小学校	千代小学校	長野市立柳原小学校
小谷小学校	川上村立川上第一小学校	通明小学校
松川小学校	大桑村立大桑小学校	天龍小学校
松川町立松川北小学校	辰野町立辰野西小学校	南部小学校
松代小学校	筑北小学校	南箕輪村立南部小学校
松本市立旭町小学校	中野市立延徳小学校	南木曾町立南木曾小学校
松本市立開智小学校	中野市立高丘小学校	飯田市立伊賀良小学校
松本市立鎌田小学校	中野市立中野小学校	飯田市立山本小学校
松本市立山辺小学校	中野市立平野小学校	飯田市立松尾小学校
松本市立菅野小学校	中野市立豊田小学校	飯田市立上久堅小学校
松本市立清水小学校	朝日村立朝日小学校	飯田市立上郷小学校
松本市立筑摩小学校	長地小学校	飯田市立川路小学校
松本市立田川小学校	長野県上田市立武石小学校	飯田市立追手町小学校
松本市立島立小学校	長野市立芋井小学校	飯田市立鼎小学校
松本市立並柳小学校	長野市立加茂小学校	飯田市立浜井場小学校
松本市立本郷小学校	長野市立共和小学校	富士見町立境小学校
上田市立塩尻小学校	長野市立古牧小学校	保科小学校
上田市立塩川小学校	長野市立戸隠小学校	豊栄小学校
上田市立塩田西小学校	長野市立三本柳小学校	北相木村立北相木小学校
上田市立丸子北小学校	長野市立寺尾小学校	堀金小学校
上田市立神川小学校	長野市立篠ノ井東小学校	両小野小学校
上田市立西小学校	長野市立昭和小学校	長野日本大学小学校
上田市立西内小学校	長野市立松ヶ丘小学校	阿智村立阿智中学校
上田市立川西小学校	長野市立信里小学校	安曇野市立穂高西中学校
上田市立川辺小学校	長野市立清野小学校	安曇野市立穂高東中学校
上田市立中塩田小学校	長野市立青木島小学校	栄村立栄中学校

岡谷市立岡谷北部中学校	上田市立真田中学校	東御市立北御牧中学校
岡谷東部中学校	上田市立第五中学校	南牧中学校
岡谷南部中学校	上田市立第二中学校	飯田市立遠山中学校
茅野市立永明中学校	青木村立青木中学校	飯田市立高陵中学校
茅野市立長峰中学校	千曲市立屋代中学校	飯田市立飯田西中学校
茅野市立東部中学校	千曲市立更埴西中学校	飯田市立飯田東中学校
茅野市立北部中学校	千曲市立埴生中学校	飯田市立緑ヶ丘中学校
鬼無里中学校	大桑中学校	飯島町立飯島中学校
高森町立高森中学校	辰野町立辰野中学校	豊科南中学校
佐久市立東中学校	池田町立高瀬中学校	豊丘村立豊丘中学校
佐久市立望月中学校	中野市立中野平中学校	豊野中学校
佐久市立野沢中学校	中野市立南宮中学校	木祖村立木祖中学校
小諸市立芦原中学校	中野市立豊田中学校	木島平中学校
小諸市立小諸東中学校	長野市立三陽中学校	長野県内公立中学校（校名不明）
小谷中学校	長野市立七二会中学校	佐久長聖中学校
松川町立松川中学校	長野市立篠ノ井西中学校	私立長野日本大学中学校
松本市立会田中学校	長野市立中条中学校	上田西高等学校
松本市立女鳥羽中学校	長野市立東部中学校	伊那西高等学校
松本市立筑摩野中学校	長野市立櫻ヶ岡中学校	東京都市大学塩尻高等学校
松本市立波田中学校	鼎中学校	松本秀峰中等教育学校
上田市立塩田中学校	東御市立東部中学校	松本市立大野川小中学校

【新潟県】

燕市立燕東小学校	加茂市立加茂南小学校	魚沼市立堀之内小学校
燕市立燕南小学校	加茂市立七谷小学校	京ヶ瀬小学校
燕市立小池小学校	関川村立関川小学校	見附市立今町小学校
燕市立松長小学校	吉田北小学校	五泉市立愛宕小学校
燕市立島上小学校	魚沼市立伊米ヶ崎小学校	五泉市立橋田小学校
燕市立分水小学校	魚沼市立広神西小学校	五泉市立村松小学校
加茂市立下条小学校	魚沼市立広神東小学校	五泉市立大蒲原小学校

荒浜小学校	小千谷小学校	新発田市立御免町小学校
佐渡市立羽茂小学校	小千谷立千田小学校	新発田市立佐々木小学校
佐渡市立七浦小学校	上越市立安塚小学校	新発田市立紫雲寺小学校
佐渡市立松ヶ崎小学校	上越市立稲田小学校	新発田市立米子小学校
佐渡市立赤泊小学校	上越市立下黒川小学校	深沢小学校
佐渡市立相川小学校	上越市立吉川小学校	清里小学校
佐渡市立二宮小学校	上越市立戸野目小学校	聖籠町立蓮野小学校
佐渡市立畑野小学校	上越市立高田西小学校	西海小学校
三条市立旭小学校	上越市立国府小学校	赤石小学校
三条市立笹岡小学校	上越市立黒田小学校	村上市立岩船小学校
三条市立森町小学校	上越市立上雲寺小学校	村上市立朝日みどり小学校
三条市立飯田小学校	上越市立大町小学校	村上南小学校
三条市立裏館小学校	上越市立大島小学校	体内市立きのと小学校
糸魚川市立根知小学校	上越市立谷浜小学校	胎内市立中条小学校
糸魚川市立糸魚川小学校	上越市立中郷小学校	中之島小学校
糸魚川市立糸魚川東小学校	上越市立南川小学校	長岡市立下塩小学校
糸魚川市立青海小学校	上越市立八千浦小学校	長岡市立下川西小学校
糸魚川市立大野小学校	上越市立板倉小学校	長岡市立宮内小学校
糸魚川市立大和川小学校	上越市立富岡小学校	長岡市立桂小学校
糸魚川市立中能生小学校	上越市立宝田小学校	長岡市立十日町小学校
十日町市立下条小学校	上越市立豊原小学校	長岡市立小国小学校
十日町市立橘小学校	上越市立明治小学校	長岡市立上通小学校
十日町市立十日町小学校	上越市立里公小学校	長岡市立新組小学校
十日町市立水沢小学校	上杉小学校	長岡市立神田小学校
十日町市立田沢小学校	新潟県上越市立直江津小学校	長岡市立千手小学校
十日町市立飛渡第一小学校	新潟県上越市立和田小学校	長岡市立大積小学校
春日新田小学校	新潟県村上市立神納小学校	長岡市立大島小学校
小千谷市立吉谷小学校	新潟県長岡市立大河津小学校	長岡市立中島小学校
小千谷市立東小千谷中学校	新潟県長岡市立与板小学校	長岡市立枳尾東小学校
小千谷市立片貝小学校	新発田市立外ヶ輪小学校	長岡市立日越小学校

長岡市立豊田小学校	燕市立小池中学校	上越市立柿崎中学校
津川小学校	加茂市立葵中学校	上越市立春日中学校
津南町立芦ヶ崎小学校	加茂市立七谷中学校	上越市立城西中学校
東本町小学校	加茂市立若宮中学校	上越市立城北中学校
湯沢町立湯沢小学校	加茂市立須田中学校	上越市立清里中学校
南魚沼市立三用小学校	魚沼市立魚沼北中学校	上越市立直江津中学校
南魚沼市立上田小学校	魚沼市立小出中学校	上越市立直江津東中学校
南魚沼市立城内小学校	魚沼市立湯之谷中学校	上越市立八千浦中学校
南魚沼市立石打小学校	魚沼市立堀之内中学校	上越市立板倉中学校
南魚沼市立大崎小学校	見附市立南中学校	上越市立牧中学校
柏崎市立鯖石小学校	佐渡市立金井中学校	上越市立名立中学校
柏崎市立新道小学校	佐渡市立金泉小学校	上越市立頸城中学校
柏崎市立田尻小学校	佐渡市立高千中学校	新潟県見附市立今町中学校
柏崎市立内郷小学校	佐渡市立松ヶ崎中学校	新潟県十日町市立下条中学校
柏崎市立比角小学校	佐渡市立真野中学校	新発田市立川東中学校
柏崎市立枇杷島小学校	佐渡市立畑野中学校	新発田市立第一中学校
柏崎市立北鯖石小学校	佐渡市立両津中学校	新発田市立本丸中学校
美守小学校	三条市立栄中学校	聖籠町立聖籠中学校
妙高市立新井南小学校	三条市立下田中学校	村上市立山北中学校
妙高市立新井北小学校	糸魚川市立糸魚川東中学校	村上市立岩船中学校
妙高市立斐太北小学校	糸魚川市立青海中学校	村上市立神林中学校
両津吉井小学校	糸魚川市立能中学校	村上市立村上東中学校
榎原小学校	十日町市立十日町中学校	太田中学校
新潟県内公立小学校（校名不明）	十日町市立川西中学校	胎内市立黒川中学校
阿賀町立阿賀津川中学校	十日町市立中条中学校	胎内市立築地中学校
阿賀野市立安田中学校	十日町市立中里中学校	潮陵中学校
阿賀野市立笹神中学校	出雲崎町立出雲崎中学校	長岡市立刈谷田中学校
浦川原中学校	小千谷市立片貝中学校	長岡市立宮内中学校
燕市立燕北中学校	小千谷中学校	長岡市立秋葉中学校
燕市立吉田中学校	上越市立安塚中学校	長岡市立栖吉中学校

田上町立田上中学校	新潟県立十日町高等学校松之山分校	小中一貫校まつのやま学園
南魚沼市立大和中学校	新潟県立出雲崎高等学校	県立津南中等教育学校
南魚沼市立八海中学校	新潟県立小千谷高等学校	新潟県立燕中等教育学校
柏崎市立松浜中学校	新潟県立小千谷西高等学校	柏崎翔洋中等教育学校
柏崎市立瑞穂中学校	新潟県立松代高等学校	新潟県立駒林特別支援学校
柏崎市立第一中学校	新潟県立上越総合技術高等学校	長岡聾学校
妙高高原中学校	新潟県立新潟工業高等学校	新潟県立高田特別支援学校白嶺分校
県立塩沢商工高等学校	新潟県立新潟江南高等学校	新潟県立小出特別支援学校
県立高田高等学校安塚分校	新潟県立新潟南高等学校	新潟県立上越特別支援学校
県立十日町総合高等学校	新潟県立新発田高等学校	見附市立見附特別支援学校
県立長岡農業高等学校	新潟県立新発田南高等学校	新潟県立吉川高等特別支援学校
県立堀之内高等学校	新潟県立新発田農業高等学校	新潟県立はまなす特別支援学校
新潟県立阿賀黎明高等学校	新潟県立村松高等学校	長岡市立高等総合支援学校
新潟県立加茂農林高等学校	新潟県立中条高等学校	新潟県立佐渡特別支援学校
新潟県立巻高等学校	新潟県立長岡大手高等学校	新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校
新潟県立吉田高等学校	新潟県立八海高等学校	新潟県立月ヶ岡特別支援学校
新潟県立久比岐高等学校	新潟県立豊栄高等学校	新潟県立高田特別支援学校
新潟県立高田商業高等学校	新潟高等学校	新発田竹俣特別支援学校
新潟県立高田北城高等学校	長岡高等学校	
新潟県立佐渡高等学校	三条市立大崎学園	

第2 アンケートにご協力いただいた各弁護士会の委員会一覧

【東京弁護士会】

外国人の権利に関する委員会	消費者委員会
憲法問題対策センター	性の平等に関する委員会
裁判員制度センター	民事介入暴力対策特別委員会
子どもの人権と少年法に関する特別委員会	労働法制特別委員会

【第一東京弁護士会】

憲法問題検討協議会	法教育委員会
子ども法委員会	法曹の魅力を広報するためのプロジェクトチーム
消費者問題対策委員会	民事介入暴力対策委員会

【第二東京弁護士会】

憲法問題検討委員会	法教育の普及・推進に関する委員会
消費者問題対策委員会	法曹養成法科大学院委員会
全ての性の平等に関する委員会	民事介入暴力対策委員会

【東京三会多摩支部】

法教育に関する委員会

【神奈川県弁護士会】

教育行政に係る法務相談体制構築に関するワーキングチーム	法教育委員会
憲法問題対策本部	法曹養成委員会
子どもの権利委員会	民事介入暴力対策委員会
消費者問題対策委員会	

【埼玉弁護士会】

刑事弁護の充実に関する検討特別委員会	憲法改正問題対策本部
憲法委員会	子どもの権利委員会

死刑廃止実現本部

消費者問題対策委員会

法教育委員会

両性の平等委員会

労働問題対策委員会

【千葉県弁護士会】

外国人の権利委員会

教育行政に係る法務相談体制運営PT

広報委員会

高齢者・障がい者支援センター

子どもの権利委員会

市民サービス委員会

人権擁護委員会

千葉県建築相談協議会推進委員会、住宅紛争審査会運営委員会

男女共同参画推進本部

法教育委員会

民事介入暴力被害者救済センター

民事裁判運用検討協議会

両性の平等に関する委員会

【茨城県弁護士会】

あらゆる性の平等に関する委員会

スクールロイヤーに関する委員会

外国人の人権救済委員会

刑事拘禁制度改革実現本部地方本部

刑事弁護センター運営委員会

刑事法問題委員会

憲法委員会

公害対策・環境保全委員会

災害対策委員会

子どもの権利委員会

市民のための法教育委員会

住宅紛争審査会運営委員会

消費者問題対策委員会

人権擁護委員会

接見交通権確立実行委員会

地域司法充実推進委員会

【栃木県弁護士会】

憲法委員会

子どもの権利委員会

消費者問題対策委員会

法教育委員会

民事介入暴力対策委員会

人権公害委員会

【群馬県弁護士会】

消費者問題対策委員会

法教育委員会

労働・社会保障問題対策委員会

【静岡県弁護士会】

子どもの権利委員会

法教育委員会

【山梨県弁護士会】

刑弁センター委員会

貧困問題及び自殺対策委員会

憲法委員会

法教育委員会

子どもの権利委員会

民事介入暴力被害者救済センター運営

消費者問題対策委員会

両性の平等委員会

【長野県弁護士会】

法教育委員会

消費者問題対策委員会

子どもの権利委員会

【新潟県弁護士会】

学校へ行こう委員会

2024年度シンポジウム委員会活動報告

1 定例会議

[2023年（令和5年）]

月日	活動内容
7月28日 第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副委員長、事務局長選任 ・ 2023年度シンポジウムへの出席、見学の呼びかけ ・ 2024年度シンポジウムテーマの確認 ・ 委員会及びシンポジウム・報告書・宣言案準備の進め方の検討 ・ 委員会日程、予算についての確認 ・ 理事者からの各委員会あて依頼・要請の確認 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ メーリングリストの設置報告
8月29日 第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会及びシンポジウム・報告書・宣言案準備の進め方の検討 ・ アンケート調査（茨城県内）の回答の確認 ・ アンケート調査（茨城県以外の学校あて、弁護士会あて）の実施の検討 ・ 班分けに関する検討 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認
9月19日 第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の実施方法・集計方法の検討 ・ 班分けに関する検討、1～6班の設置及びメンバーの決定、班長の選任 ・ 班会議の検討・確認 ・ スケジュールの確認 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認
10月19日 第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の進捗確認 ・ 班長会議の報告と班ミッション等の確認 ・ 班からの報告と予算の執行の確認 ・ シンポジウムの持ち方についての検討 ・ 授業案・教材、動画の作成等に関する検討 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認
11月24日 第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の進捗・作業確認 ・ 班会議（各テーマに関する授業案ドラフト作成等検討）の報告及び課題の確認 ・ シンポジウムの構成等に関する検討 ・ 報告書の構成・内容の検討 ・ 2024年度事業計画・予算要望書案の検討 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ スケジュールの確認

12月14日 第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の進捗・回答内容・作業確認 ・出張授業先（学校）候補の検討 ・授業の映像化の検討 ・班会議（各テーマに関する授業案ドラフト作成等検討）の報告及び課題の確認 ・シンポジウムの構成等に関する検討 ・報告書の構成・内容の検討 ・2024年度事業計画・予算要望書案の検討 ・次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・スケジュールの確認
------------------	--

[2024年（令和6年）]

1月9日 第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の進捗・回答内容・作業確認 ・班会議（各テーマに関する授業案ドラフト作成等検討）の報告及び課題の確認 ・各班における授業案テーマの調整 ・出張授業実施に関する検討・準備 ・シンポジウムの構成等に関する検討 ・報告書の構成・内容の検討 ・2024年度事業計画・予算要望書案の検討・決定 ・次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・スケジュールの確認
2月7日 第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の進捗・回答内容・作業確認、分析担当・方法の検討 ・班会議（各班における授業案作成の取組）の報告及び課題の確認 ・出張授業先の検討、実施準備 ・文科省、各地教育委員会との協議実施に関する検討 ・シンポジウムの構成等に関する検討 ・報告書の構成・内容の検討 ・次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・スケジュールの確認
3月13日 第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の集計、総論班（アンケート総論部分分析担当班）設置・メンバーの決定 ・出張授業先候補の決定・依頼、実施準備 ・班会議（各班における出張授業用授業案作成状況、報告書掲載用授業案・各テーマ部分のアンケートの分析結果検討等）の報告及び課題の確認 ・シンポジウムの構成等に関する検討 ・報告書の構成・内容の検討 ・次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・スケジュールの確認

<p>4月10日 第10回委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の分析（総論班報告） ・ 出張授業先の決定・実施準備 ・ 班会議（各班における出張授業用授業案作成状況、報告書掲載用授業案・各テーマ部分のアンケートの分析結果等）の報告及び課題の確認 ・ シンポジウム構成案に関する検討 ・ 報告書目次案の確認・検討、構成の決定 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ スケジュールの確認
<p>5月8日 第11回委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の分析（総論班報告） ・ 出張授業の実施準備、アンケート・録画の検討 ・ 報告書目次案の確認、執筆担当の検討・決定 ・ シンポジウム構成案及びパネリストの検討 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ スケジュールの確認
<p>6月12日 第12回委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の分析（総論班報告） ・ 宣言案骨子の提案、確認・検討 ・ 出張授業の実施状況確認 ・ シンポジウム構成案及びパネリストの検討、配信に関する確認・検討 ・ シンポジウム広報（チラシ作成）に関する確認・検討 ・ 報告書掲載用授業案の確認・検討 ・ 報告書掲載内容・形式の確認・検討、編集会議開催の決定 ・ 宣言案の作成・検討 ・ 実行予算書の検討・確定 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ スケジュールの確認
<p>7月10日 第13回委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張授業の実施状況確認 ・ シンポジウムのスケジュール、発表内容・パネルディスカッションの確認・検討 ・ シンポジウム広報（チラシ作成・配布先）の検討・決定 ・ シンポジウム前日リハーサルとタイムスケジュール・配置転換図等の作成期限の確認 ・ 学校関係者インタビュー実施の確認・決定 ・ 報告書の編集会議と原稿提出期限の確認、原稿作成に関する注意点の確認、付録の決定 ・ 宣言案提出の報告 ・ シンポジウム及び大会参加申込の確認 ・ 次回委員会の議題及び検討テーマの確認 ・ スケジュールの確認

8月7日 第14回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム内容・構成、タイムスケジュール、転換図の確認・検討 ・シンポジウム役割分担（司会・報告者・コーディネーター等）の検討・選定 ・後援依頼の決定 ・シンポジウム広報（チラシ掲載内容）の確認 ・シンポジウム配付資料の確認・検討 ・シンポジウム前日・当日の持ち方に関する確認・検討 ・報告書入稿の確認、表紙の検討、今後のスケジュールの確認 ・宣言案の一部修正についての確認・追加修正の検討 ・シンポジウム及び大会参加申込の確認 ・次回委員会の議題及び検討テーマの確認
9月4日 第15回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム全体スケジュール表、進行シナリオ、発表用PPT、当日出欠・役割分担表、配付資料、前日・当日スケジュール等の確認・検討、決定 ・報告書の進行確認・校正作業、表紙の検討・決定、送付先の検討 ・宣言案決定の報告・確認 ・宣言執行先の検討・決定 ・後援依頼に対する回答状況の確認

2 勉強会・出張授業・インタビュー

[2024年（令和6年）]

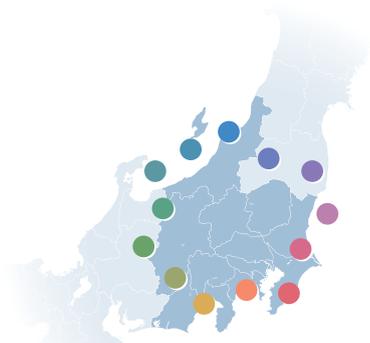
月日	勉強会・出張授業・インタビュー
1月9日	渡部竜也東京学芸大学准教授勉強会
2月14日	建部豊帝京大学教授勉強会（6班）
5月31日	守谷市立黒内小学校出張授業（1班）
6月5日・7日・17日	東京都立葛飾総合高等学校出張授業（6班）
6月7日	常陸太田市立瑞竜中学校出張授業（5班）
6月17日	浜松市立東小学校出張授業（2班）
6月21日	国立筑波大学附属中学校出張授業（6班）
6月24日	千葉県立津田沼高等学校出張授業（3班）
6月26日	千葉県立船橋北高等学校出張授業（4班）
7月18日	茨城県立水戸第一高等学校校長インタビュー
7月30日	つくば市教育長インタビュー
7月30日	桜並木学園つくば市立並木中学校インタビュー
7月30日	茨城県立並木中等教育学校インタビュー
8月2日	茨城県教育委員会インタビュー
8月2日	水戸市教育長インタビュー
8月5日	茨城県立古河第三高等学校校長インタビュー

2024年度シンポジウム委員会委員名簿

- ◆委員長 根本信義（茨城県）
- ◆副委員長 関山英忠（茨城県）
- ◆事務局長 吉岡隆久（茨城県）
- ◆委員
- | | |
|-------------|-------------|
| 松野絵里子（東京） | 入澤武久（東京） |
| 朝妻理恵子（東京） | 工藤寛泰（東京） |
| 御堂地雅人（東京） | 井上俊介（第一東京） |
| 菊地正志（第一東京） | 近藤正篤（第一東京） |
| 加藤博史（第二東京） | 谷村紀代子（第二東京） |
| 服部幸太郎（第二東京） | 佐藤恵輔（神奈川県） |
| 谷貝弓子（神奈川県） | 佐藤有紗（埼玉） |
| 深谷直史（埼玉） | 石垣正純（千葉県） |
| 中間一裕（千葉県） | 岩村道子（茨城県） |
| 千葉真理子（茨城県） | 角口貴秋（茨城県） |
| 黒澤悠基（茨城県） | 江原健太（茨城県） |
| 今泉圭介（茨城県） | 鈴木翔太（茨城県） |
| 布施真紀子（栃木県） | 大熊拓亮（栃木県） |
| 狩野雅史（群馬） | 濱口仁徳（群馬） |
| 根木孝久（静岡県） | 柳川侑馬（静岡県） |
| 中川佳治（山梨県） | 鶴田裕樹（山梨県） |
| 川島豊（長野県） | 勝野照章（長野県） |
| 三科俊（新潟県） | 渡部和哉（新潟県） |
- ◆担当常務理事 望月直美（2023年度）
篠崎和則（2024年度）
- ◆担当理事 八木健治（2023年度）
小松原裕介（2024年度）
- ◆茨城県弁護士会バックアップ委員
- | | |
|-----------|-----------|
| 井出晃哉（茨城県） | 野村貴広（茨城県） |
| 長南典行（茨城県） | 白石裕（茨城県） |
| 大和田理（茨城県） | 渡部俊介（茨城県） |

2024年度 関東弁護士会連合会シンポジウム
初等・中等教育における弁護士の役割

発行日 2024年9月27日
編集・発行 関東弁護士会連合会
東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館14階
電話 03(3581)3838
印刷 (株)キリシマ印刷
東京都練馬区富士見台2-17-15
電話 03(3926)0901



関東弁護士会連合会
Kanto Federation of Bar Associations

